

# 環境白書

[平成26年版]



長崎県

# 平成26年版 環境白書 目次

第1部 環境行政の展望	1
-------------	---

## 第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成25年度）

### 第1章 地球環境保全を目指す社会の実現

#### 第1節 地球温暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出抑制	9
2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化	16
3 地球温暖化への適応策	17

#### 第2節 広域的な環境汚染対策の推進

1 オゾン層の保護対策の推進	19
2 酸性雨対策の推進	20
3 漂着ごみ・漂流油対策の推進	21
4 環境保全のための国際協力の推進	23

### 第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

#### 第1節 廃棄物対策の推進

1 廃棄物の発生・排出抑制	25
2 廃棄物の再資源化の推進	29
3 廃棄物の適正処理の推進	33

#### 第2節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進	40
2 自動車排出ガス抑制対策の推進	53

#### 第3節 水環境の保全

1 海域、河川、湖沼等の水質保全対策の推進	56
2 生活排水対策の推進	63
3 工場・事業場等排水対策の推進	66
4 水の循環利用	67

#### 第4節 土壌・地盤環境の保全

1 土壌環境の保全	69
2 地盤環境の保全	71

#### 第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

1 騒音対策の推進	72
2 振動対策の推進	81
3 悪臭対策の推進	83

第6節	化学物質の環境リスク対策の推進	
1	化学物質の適正管理	86
2	内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進	87
3	ダイオキシン類削減対策の推進	87
第3章	人と自然とが共生する快適な環境づくり	
第1節	生物多様性の保全	
1	自然環境の監視・調査研究の推進	92
2	野生動植物の保護、生態系の保全と再生	99
第2節	自然とのつながりの回復	
1	自然とのふれあいの場の保全・整備	113
2	自然とのふれあいの機会の提供	123
3	社会経済活動における適切な活用	125
第3節	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	
1	快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進	128
2	歴史的環境の保全と創造	131
第4章	県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	
第1節	環境教育・環境学習等の推進	
1	学校等における環境教育・環境学習の推進	134
2	社会における環境教育・環境学習の推進	135
第2節	自主的な環境保全行動の促進	
1	県・市町の環境保全に向けた取組みの推進	137
2	県民の環境保全に向けた取組みの推進	138
3	事業者の環境保全に向けた取組みの推進	139
第3節	環境情報の収集、発信の強化	
1	情報提供機会の拡大、情報共有化の推進	141
第5章	環境保全のための共通の基盤的施策	
1	適正な土地利用の推進	142
2	調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実	142
3	環境産業の育成	143
4	環境配慮の推進	144
5	公害苦情と公害紛争等の適正処理	145
6	環境管理システムの適切な運用と普及の促進	146
7	環境保全効果を促進させるための手立て	146
8	規制的措置の活用	149

## 第6章 重点施策の動き

### 第1節 地球環境保全の取組み

- 1 ゴミゼロながさきプロジェクト . . . . . 150
- 2 ナガサキ・グリーンニューディール . . . . . 152
- 3 生物多様性保全プロジェクト . . . . . 153

### 第2節 豊かな水環境の保全・創造の取組み

- 1 大村湾再生プロジェクト . . . . . 155
- 2 諫早湾環境対策プロジェクト . . . . . 156
- 3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト . . . . . 157

## 第3部 平成26年度の施策

### 第1章 地球環境保全を目指す社会の実現

- 第1節 地球温暖化対策の推進 . . . . . 159
- 第2節 広域的な環境汚染対策の推進 . . . . . 163

### 第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

- 第1節 廃棄物対策の推進 . . . . . 166
- 第2節 大気環境の保全 . . . . . 171
- 第3節 水環境の保全 . . . . . 173
- 第4節 土壌・地盤環境の保全 . . . . . 177
- 第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進 . . . . . 178
- 第6節 化学物質の環境リスク対策の推進 . . . . . 178

### 第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

- 第1節 生物多様性の保全 . . . . . 180
- 第2節 自然とのつながりの回復 . . . . . 184
- 第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造 . . . . . 189

### 第4章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

- 第1節 環境教育・環境学習等の推進 . . . . . 194
- 第2節 自主的な環境保全行動の促進 . . . . . 195
- 第3節 環境情報の収集、発信の強化 . . . . . 197

### 第5章 環境保全のための共通的基盤的施策 . . . . . 198

## 第6章 重点施策の動き

第1節 地球環境保全の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	205
第2節 豊かな水環境の保全・創造の取組み・・・・・・・・	207

(別冊)

## 第4部 環境基本計画の進行管理

第1章	長崎県環境基本計画施策体系図	1
第2章	長崎県環境基本計画の進捗管理	
第1節	長崎県環境基本計画の体系について	3
第2節	各施策の進捗状況について	3
第3節	数値目標の分析管理について	6
第4節	重点施策について	11
第3章	施策の進捗状況(平成25年度実績)	14
第4章	数値目標達成状況一覧	47
第5章	数値目標の進捗状況個表	53
第6章	重点施策の動き	86

## 資料編

1	長崎県環境基本計画推進管理体制	1
2	長崎県環境保全関係審議会設置状況等	2
3	環境基準等	5
4	規制基準等	16
5	大気汚染監視テレメータシステム	31
6	水質汚濁防止法に基づく届出状況	34
7	公共用水域の水質に係る環境基準達成状況	35
8	海水浴場調査結果	39
9	大村湾の水質	40
10	狩猟鳥獣の種類	41
11	狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限(猟区以外)	41
12	鳥獣保護区指定状況	42
13	休猟区一覧表	44
14	特定猟具使用禁止区域(銃)一覧表	45
15	公園施設の一覧表	47
16	市町の木及び花	49
17	ダイオキシン類調査結果	50
18	環境放射能	53
19	産業廃棄物処理施設に係る立地基準	54
20	長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン	56
21	長崎県環境基本計画に係る平成25年度当初予算	59
	用語解説	67

## 第 1 部

# 環 境 行 政 の 展 望

## 第1部 環境行政の展望

長崎県を取り巻く環境は、地球温暖化や大陸の影響を受けた広域的な環境問題から、廃棄物の不法投棄や水質の問題など身近な環境問題まで、様々な環境問題に直面しています。これらの問題は複雑に絡み合っているほか、私たち自身の普段の生活や事業活動に起因するものもあります。

これらの問題を解決するためには、法令による規制など行政での取り組みのみならず、私たちの普段の生活の中での取り組みも重要となってきています。

本県では、平成12年1月、豊かな環境を将来の世代へ引継ぐため、環境分野における施策の方向性を定めた「長崎県環境基本計画」を策定、その後、新たな環境課題への対応を図るため、平成16年及び平成23年に見直しを行いました。

現在、この基本計画に掲げた「地球環境保全をめざす社会の実現」「環境への負荷の削減と循環型社会づくり」「人と自然とが共生する快適な環境づくり」「県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり」という4つの基本目標に沿って、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全等、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりなど、実効ある取組みを推進しています。今後も、本県がめざす環境像「海・山・人未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に努めてまいります。

また、国境離島を数多く抱える本県の環境は、有害物質等の大陸からの越境汚染が危惧されています。漂流・漂着ゴミの問題や微小粒子状物質（PM2.5）、黄砂、光化学オキシダント、酸性雨等の課題についても、県民やボランティア、事業者と協働して問題解決への取組を推進してまいります。

さらに、本県独自の課題であるツシマヤマネコ等の希少動植物の保護、大村湾や諫早湾干拓調整池等の閉鎖性水域の環境保全へも取り組んでまいります。

### I 地球環境保全をめざす社会の実現

- 地球温暖化を防止するために、我が国においては、平成2年に「地球温暖化防止行動計画」が策定されました。また、平成9年に採択された京都議定書の主旨を踏まえ、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されるとともに、「地球温暖化対策推進大綱」が策定されました。その後、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日全面改定）が策定されました。

県では、地球温暖化対策を推進するため、平成8年に「長崎県地球環境保全行動計画」を策定しました。また、平成12年に策定した長崎県環境基本計画において地球温暖化対策を重点施策と位置付け、その推進を図ってきました。

平成14年には地域に密着した対策を推進するため「長崎県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱するとともに、平成16年12月に温暖化防止の普及啓発事業や地域の活動団体の支援を行うため「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しました。

さらに、県民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策を検討、推進するため、平成16年12月に「地球温暖化対策協議会（現ながさき環境県民会議）」を設立しました。協議会は、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者及び住民などのほか各種団体、行政、学識者等で構成されており、温室効果ガスの排出量の削減及び森林等による吸収量の確保のための各種対策等について協議を行うとともに、平成17年度に協議会において策定した県民主導の温暖化対策を推進するための「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に基づき、産業、民生、運輸など、部門ごとに実効ある施策の展開をめざしています。

また、平成25年4月には、県内で排出される温室効果ガスの排出抑制、吸収促進のための総合的な対策を定めた「長崎県地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、県民総ぐるみの地球温暖化対策を推進しています。

加えて、二酸化炭素の吸収源として認められている森林の整備を推進するとともに、炭素の固定につながる県産材の有効利用を積極的に促進しています。

- 県自らの地球温暖化防止対策としては、平成12年に「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を策定し、県の事務・事業に係る二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

平成23年度には第三次計画となる「県庁エコオフィスプラン」を策定し、更なる二酸化炭素排出量の削減を推進しています。

また、平成13年度からは毎年度「環境物品等調達方針」を策定しており、環境にやさしい物品の調達に努めています。

- オゾン層の保護対策については、「特定家庭用機器再商品化法」（平成13年4月施行）に基づき家庭用エアコン・冷蔵庫・冷凍庫、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成14年1月施行）及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成17年1月施行）に基づき、業務用冷蔵・冷凍・空調機器やカーエアコンからのフロン回収・処理を推進しています。

また、最近では、フロン類を用いない製品（ノンフロン製品）の開発・普及が進んでいます。ノンフロン製品を選択することは、オゾン層保護及び地球温暖化防止につながる大変有意義な取組です。「オゾン層保護対策推進月間」（毎年9月1日～30日）等を利用して、オゾン層保護・フロン等対策に関する啓発活動を行っています。

- 県内3地点（長崎市、佐世保市、諫早市）での酸性雨の状況は、1降雨の年平均値のpH（水素イオン濃度）は4.59～4.76でした。全国の国設酸性雨測定所の平均は4.51～5.37であり、全国レベルと比較して同等若しくはそれ以下の濃度レベルにありますが、将来、森林への影響や湖沼の酸性化など生態系への影響が危惧されています。

このような状況に対応するため、工場・事業場に対するばい煙の排出抑制対策や自動車排出ガス対策の一層の推進に努めます。

- 本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有する地形的特性から、毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっています。

本県では、平成14年10月に「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を設置し、各種対策や市町あてに回収処理費用を助成するなど、全国に先駆けて漂流・漂着ごみ対策に取り組んできました。

平成22年からは「海岸漂着物処理推進法」（平成21年7月）に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定（平成22年10月）し、回収処理費用、発生抑制対策費用についても補助を行い、引き続き漂着ごみ対策の推進に努めてまいります。

- 平成4年8月に開催された九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」での協議事項を踏まえ、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する情報交換、環境に関する共同研究事業を実施しています。平成12年度より山口県が同事業に参加しました。

これまで、酸性雨共同調査、河川水生生物検定共同調査、陸水及びその集水域における窒素流動（flux）調査、日韓都市間大気汚染度比較評価、集水域の地質・植生が異なる河川水調査、オキシダント（オゾン）広域濃度分布特性調査及び黄砂現象時の大気汚染物質特性及び分布調査を実施してきました。

平成22年度、23年度は、日韓の行政、研究者等が集い、地球温暖化や廃棄物等の環境問題に関する発表や住民との交流を図るため、長崎市（平成22年度）、済州特別自治道（平成23年度）において「環境シンポジウム」を開催。平成24年度からはPM2.5に関する調査を行なっています。

また、漂流・漂着ごみ対策に取り組むこととし、「日韓海の環境美化キャンペーン」（H15～H17）、「日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える～」（H18～H20）、「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」（H22～）、「長崎県・釜山広域市海岸漂着物対策交流事業」（H26）を実施するなど、日韓双方に浸透した漂流・漂着ごみへの問題意識や環境保全への取組みと両国の友好・交流に努めています。

## II 環境への負担の削減と循環型社会づくり

- 本県では、循環型社会の形成推進を図るため、本県の目指す将来像を、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、ゴミゼロながさき県民運動の展開、産業廃棄物の適正処理の推進等に取り組んできました。

これらの取組により、廃棄物の排出量削減や不法投棄などの不適正処理は改善されましたが、今なお廃棄物の再生利用量は低い水準で推移しており様々な課題が残されています。加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題への対応など、廃棄物の処理やリサイクルを取り巻く状況は大きく変化し、循環型社会への

転換をさらに進める必要があります。

このため、平成23年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル等の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、計画実践のための推進母体である「ながさき環境県民会議（ゴミゼロながさき推進会議）」では、平成24年2月に見直した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、進捗管理を行うとともに、廃棄物の減量化、リサイクルの推進について、県民運動の展開を図ります。

さらに、県自らも事業活動により生じる廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再利用に努めるとともに、率先して再生利用製品の活用を図ります。

- 平成17年度から九州7県が足並みをそろえて導入した産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、この税収を活用して、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の推進に向けた取組を推進しています。

- 本県の大気環境はおおむね良好な状況で推移していましたが、近年、光化学オキシダント濃度は徐々に上昇し、平成18～23年度まで注意報を発令する事態がしばしば起こっています。

高濃度の光化学オキシダントが、本県をはじめ北部九州の広い地域で観測され、一般に濃度が下がるといわれる夜間や人為的な汚染源が少ない離島部の測定局（五島、吉岐）でも観測されることから、「上空のオゾン層からのオゾンの降下」や「大陸からの移流」による影響も推測されており、国や他県とも協力して原因究明を進めていきます。

また、引続き、県内大気汚染物資の発生源である工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図り、ばい煙中の硫黄酸化物や有害化学物質の排出抑制に努め、良好な大気環境の維持を図ります。

- PM2.5については中国において平成25年1月に深刻な大気汚染が発生し、その後、国内でもPM2.5濃度の上昇が度々観測され、本県においても平成24年度に1回、平成25年度に2回注意喚起を行う事態が起きました。

本県では平成24年2月から常時監視を開始、平成25年度当初は6箇所での監視体制であったことから、平成25年12月末までに県設置の全測定局への測定機器の整備を行い平成26年1月より県下16箇所での測定を行いました。また、平成26年度から、長崎市・佐世保市整備分も併せ県下18箇所での監視体制に強化されます。

- 海域、河川、湖沼のそれぞれの水域において、測定計画に基づき調査を実施し、水質環境の状況を把握するとともに、環境基準を達成維持するため、工場・事業場への立入調査や排水の検査などの対策や生活排水対策など各種対策を推進します。

特に生活排水対策は大村湾や有明海等閉鎖性海域を多く有する本県では重要です。流域の市町と連携して、下水道や浄化槽等の整備促進に努めます。

また、地下水質についても継続的に汚染状況を把握し、より良い水環境の保全に努めます。

- 大村湾、諫早湾及び有明海については、「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」、「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」及び「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」により、環境保全に関する各種施策・事業を展開していきます。
- 現在、特に大規模な土壌汚染の発生はみられません。島原半島では、地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そこで、硝酸性窒素等による地下水汚染に対し、総合的な対策を講じることを目的として、平成23年2月に具体的な対策と数値目標を掲げた「第2期島原半島窒素負荷低減計画」（平成23年度から平成27年度までの5か年）を策定し、窒素負荷低減に向けた取組を進めています。
- 近年、多種多様な化学物質を含む製品が、様々な形で消費・廃棄され、環境中に拡散し、大気、水質、土壌、生物等広範囲に渡る環境影響が危惧されます。  
特に内分泌攪乱作用（環境ホルモン）を有する化学物質や廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類は、人への健康影響が懸念されています。  
本県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による環境中の汚染実態の把握や発生源からの削減対策を推進し、また、PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の的確な運用により化学物質の適正管理の推進に努めます。
- 騒音、振動、悪臭等の被害から県民の生活環境を保全するため、騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しを行うとともに、県内各市町が実施する騒音、振動、悪臭の環境監視及び規制事務の支援及び調整を行います。

### Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

- 本県の自然環境は、法的規制により保全されている自然環境（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等）や、人間の暮らしや文化の中で培われてきた自然環境（社寺林、棚田、溜池、湿地、草原等）など様々な形で存在しています。これらの多様な自然環境の中には、人の関与があることで維持されてきたものも多く、生活様式や産業形態・土地利用の変化などにより、耕作放棄地のように知らず知らずのうちに荒廃してしまったものが目立ってきています。  
また、海外あるいは他地域から持ち込まれた動植物や、人と動物と環境のバランスが崩れたことによって増えすぎた野生動物によって、農林業への被害はもとより、

昔から本県に生息・生育していた野生動植物が影響を受けている例もみられます。

- 様々な生物は個々に独立して生存しているのではなく、食物連鎖や共生関係などにより環境に適応した生態系を構成し、相互に関係をもって生存しています。例えば、ひとつの希少種を保護することで、結果的にその周りの多くの種をも保護することができるのです。

このように、希少種だけでなく多種多様な動植物が相互に関係しながらバランスを保って存続している状態を、「生物多様性が保全されている」といいます。

県では、本県の特徴ある生物多様性を総合的に保全しその恵みを活用していくため、平成21年3月に策定した「長崎県生物多様性保全戦略」の見直しを行いました。長期目標として「2050年目標」を掲げ、2050年目標を達成するため、2020年までに重点的に取り組むべき行動の方向性を「行動目標」としています。

- 地域の生物多様性の代表ともいえる希少種（絶滅のおそれのある野生動植物種）の保護のための基礎資料として、平成22年度に改定を行った「改訂版長崎県レッドリスト」をもとに、平成23年度からは、希少種のモニタリング調査を実施し、県内の希少な野生動植物とその生息・生育地の現状把握、保護対策への反映に努めています。

- 改訂版長崎県レッドリストに基づき希少野生動植物種・同保存地域の追加拡大の進め方などをとりまとめた、保護・保全策の新しい基本方針である「長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」に基づいて、緊急性の高い種や地域の保護・保全策の実践を進めていきます。

- 公共事業の実施にあたっては、事業を実施する地域の環境特性を踏まえ、動植物や生態系に配慮した立地・工法等の選定や、農地、農村、森林、河川、海域などさまざまな場所での環境改善の取組の展開により、生物多様性保全に資する事業の推進に努めます。

- 自然公園や長距離自然歩道においては、県民の自然とのふれあいや、自然に親しむレクリエーションの機会を通じて、自然に対する理解と自然環境の保全への意識の向上を図るとともに、観光利用により地域振興に貢献することを目的とし、自然環境を活かした野外レクリエーション施設の整備を進めています。

これらの自然公園や長距離自然歩道の利用については、従来の自然景観を楽しむだけの利用から、地域の文化や自然とのより深いふれあいを求める利用者ニーズの高まりを踏まえ、これらの志向に対応できる施設の整備を進めていく必要があります。

また、県有の自然公園施設のバリアフリー化や景観の向上、安全で利用しやすい施設への再整備に重点を置きながら、エコツーリズムの利用拠点ともなる施設整備を推進していきます。

- 平成25年9月、島原半島が世界ジオパークに再認定されましたが、県内他地域においても、交流人口の拡大による地域振興を目的に、自然環境を活かした地域づくりを進めており、自然環境保全事業への支援やガイド養成など、本県ならではの特徴と自然環境を活かした先進的な取組を推進します。

#### IV 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

- 地球の温暖化、オゾン層の破壊、化学物質による汚染や生態系の破壊、生物の多様性の減少など、環境への負荷は知らず知らずに増加しています。

私たちが、このような現状を理解し、地球の環境保全とともに自然豊かな長崎県を未来につなげるための行動を実践するためには、環境に関する情報の授受と、環境学習が基本となります。

- 環境教育・学習を通じて環境問題への関心は高くなっていますが、環境保全の必要性を感じ、具体的な行動を起す人はまだ十分に広がっていません。ISO14001やエコアクション21（EA21）など環境マネジメントシステムの認証取得、植栽活動、環境美化活動、講演会・研修会や実践活動など、身近な環境から地球規模の環境まで、問題解決へ向けて自ら実践することができる様々な行動があります。

これらの活動団体や事業者、行政が連携できる社会的仕組みの整備なども含めて、自主的な環境保全行動の推進に努めていく必要があります。

- 「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（未来環境条例）」に基づく快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの一環として、ごみの投げ捨て等防止重点地区等を指定し、地域と連携して地域の環境美化を推進しています。

- 環境問題の解決のために、環境学習の果たす役割は重要です。特に次世代を担う子どもたちが環境問題に対する関心を深め、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

このため県では「こどもエコクラブ」等の活動に対して、顕微鏡などの資材の貸し出しを行っています。また、「環境アドバイザー派遣制度」を設け、学習会を開催する民間団体などの要請により専門家を講師として派遣するなど活動の支援に努めています。

- 平成17年3月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を策定し、環境教育等の取組を推進してきましたが、計画策定から8年が経過していることや、平成23年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正されたことなどから、平成26年3月に「長崎県環境教育等行動計画」として改定し、環境教育等に関する取組を一層充実することとしまし

た。

この計画では、「環境保全活動及び環境教育の推進」、「協働取組の推進」、「人材の育成」、「拠点機能の整備」の4分野を柱とし、学校、地域社会、事業者、行政のパートナーシップにより、県民一人ひとりが環境保全活動及び環境教育に取り組む社会を目指し、長崎県環境基本計画に掲げるめざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に努めることとしています。

## 第 2 部

# 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策 (平成25年度)

## 第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成25年度）

### 第1章 地球環境保全をめざす社会の実現

#### 第1節 地球温暖化対策の推進

##### 1 温室効果ガスの排出抑制

###### 現状・施策

###### (1) 温室効果ガスの排出量〔未来環境推進課〕

我が国における平成24年度（速報値）の温室効果ガスの総排出量は13億4,300万t（二酸化炭素換算）で、京都議定書の規定による基準年（平成2年度）の排出量（12億6,100万t）と比較して約6.5%の増加となっています。

このうち、二酸化炭素排出量は、12億7,600万tで基準年と比較して11.5%の増加となっています。

本県の平成23年度の温室効果ガス総排出量は1,012.2万tであり、二酸化炭素がその92.5%を占めています。

また、基準年（平成2年度）の排出量931.7万tと比較すると8.6%増加しており、前年の平成22年度の排出量902.1万tとの比較では12.2%の増加となっています。（表1-1-1-1）

なお、県民一人あたりの二酸化炭素の年間排出量は5.81tとなっています。

表1-1-1-1 長崎県内の温室効果ガス排出量（単位：万t-CO<sub>2</sub>）

	京都議定書の基準年	H22年度	H23年度	構成比 H23年度	基準年比	前年度比
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	835.2	827.6	936.6	92.5%	12.1%	13.2%
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )を除く5ガス	96.5	74.6	75.6	7.5%	-21.7%	1.3%
メタン(CH <sub>4</sub> )	24.1	21.4	21.0	2.1%	-12.7%	-1.6%
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	32.2	28.6	27.7	2.7%	-14.0%	-3.1%
代替フロン等3ガス	40.2	24.6	26.9	2.7%	-33.2%	9.0%
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	24.9	20.4	22.9	2.3%	-8.1%	12.2%
パーフルオロカーボン類(PFC)	7.0	2.7	2.6	0.3%	-62.8%	-4.6%
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	8.3	1.5	1.4	0.1%	-83.3%	-8.9%
合計	931.7	902.1	1012.2	100.0%	-8.6%	12.2%

(2) 本県の二酸化炭素排出量〔未来環境推進課〕

本県の平成23年度の産業部門における二酸化炭素排出量は141.0万t-CO<sub>2</sub>で全体の15.0%を占めており、基準年から0.3%増加しています。業務その他部門における二酸化炭素排出量は231.2万t-CO<sub>2</sub>で全体の24.7%を占めており、基準年から29.9%増加しています。

また、平成23年度の家庭部門における二酸化排出は154.8万t-CO<sub>2</sub>で全体の16.5%を占めており、基準年から22.2%増加しています。マイカー等を含む運輸部門における二酸化炭素排出量は236.6万t-CO<sub>2</sub>で全体の25.3%を占めており、基準年から1.0%増加しています。(表1-1-1-2)

表1-1-1-2 本県の二酸化炭素排出量の推移 (単位：万t-CO<sub>2</sub>)

	基準年 (H2)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	構成比 (H23)	増減率 基準年比	増減率 前年比
産業部門	140.5	128.4	133.1	113.1	105.5	111.0	141.0	15.0%	0.3%	26.9%
民生業務 部門	177.9	185.5	201.0	180.6	174.7	185.0	231.2	24.7%	29.9%	25.0%
民生家庭 部門	126.7	133.0	137.1	126.7	121.5	128.7	154.8	16.5%	22.2%	22.0%
運輸部門	234.2	268.7	260.7	249.6	252.4	151.0	236.6	25.3%	1.0%	-6.1%
エネルギー 転換部門	131.8	129.3	131.2	119.3	112.3	120.3	139.2	14.9%	5.6%	15.7%
廃棄物部門	18.8	29.2	28.8	28.2	27.9	27.8	27.7	3.0%	47.2%	-0.3%
水道部門	5.3	4.7	5.0	4.6	4.4	4.6	6.3	0.7%	19.1%	37.7%
合計	835.2	878.8	896.9	822.1	793.6	829.4	936.6	100.0%	12.1%	13.2%

(3) 新エネルギーに対する取組み

〔グリーンニューディール推進室、海洋産業創造室、林政課、廃棄物対策課〕

本県が持つ産業・技術拠点や新エネルギー創出を支える豊かな自然環境を活かしながら、「産業振興、雇用創出」と「社会の低炭素化・グリーン化の実現」を同時に目指すため、平成23年6月に「ナガサキ・グリーンニューディール推進方針」を策定し、その柱のひとつとして、「再生可能エネルギーの利活用」を掲げ、各種施策に取り組みました。

ア 全般

A 長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョンの策定

平成25年12月、本県が今後環境に配慮しながら、地域特性に応じ、再生可能エネルギーの種別毎に導入促進の方向性を示し、市町や地元企業等と方向性を共有しながら、地域力を結集することで、再生可能エネルギーの導入へ繋げていくことを目的に「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」を策定しました。

ビジョン期間：2030年度

再生可能エネルギー導入目標：136万kW

B 九州地域戦略会議再生可能エネルギーの産業化に向けた検討委員会  
における取組

九州地方知事会や九州経済連合会等、九州エリアの産官学から成る九州地域戦略会議の下に「再生可能エネルギー産業の活性化に向けた検討委員会」を設置し、再生可能エネルギーの種別毎の現状と課題等について各県と分担し調査しました。また、調査結果を踏まえ、今後の産業化に向け、重点的に取り組む対象を「浮体式洋上風力」「地熱」「水素」の3つに絞り、それぞれワーキンググループを設け、グループ単位でアクションプランの策定について検討することを決定しました。

イ 太陽光発電

A メガソーラー候補地情報の公表

平成24年7月の再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入に伴い、民間企業によるメガソーラー発電事業への参入の本格化が予想されることから、本県への立地促進を図るため、県内のメガソーラー候補地（33箇所）の情報を公表し、土地所有者と発電事業者とのマッチングを図りました。

B 県有施設におけるメガソーラーの設置

平成24年度に策定した、県有地におけるメガソーラー設置貸付に関するガイドラインを活用し、福江港大津地区におけるメガソーラーの設置を促しました。

C 太陽光発電「屋根貸し」事業ガイドラインの策定

県有施設の屋根を活用した公募による「屋根貸し」事業ガイドラインを策定し、県立学校の屋根を使用した「屋根貸し」事業を促しました。

D 市民ファンドを活用した公有施設における太陽光発電事業への支援

一般社団法人「おひさまNetながさき」が市民ファンドを創設し長崎市立高城台小学校屋上に太陽光発電設備を設置して実施する発電事業について、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して事業実施に必要な人件費等に対し支援を行いました。

ウ 風力発電

本県は地勢的に風況がよく風力発電に適しているといわれ、特に市町において直営・第三セクターにより発電所が建設され公共施設の電源、あるいは売電がなされています。

また、近年は売電を目的として民間事業者の参入も相次いでおり、九州でも有数の風力発電地域となっています。

## エ 地熱発電

小浜温泉における未利用温泉水の有効活用を通じて、雇用創出・産業振興及び地域活性化が両立するモデルを創出するため、一般社団法人小浜温泉エネルギーが取り組む下記の事業実施に必要な人件費等について企業支援型緊急雇用対応事業を活用し支援しました。

- ・温泉熱利用視察ツアーの誘客及び受入体制の構築
- ・温泉熱を活用した新たな事業の誘致・創出
- ・再生可能エネルギー発電事業の資金調達方法の検討

## オ その他の新エネルギー

### A 木質バイオマスエネルギーの利用

燃油価格が高止まっている中、施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため、農林技術開発センターにおいて、施設園芸用低コスト木質チップボイラーの実用性、普及性について実証試験を行いました。

### B 長崎県ごみ処理広域化計画の推進

平成11年3月策定、平成21年7月に見直しを行った「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの施設整備を推進しています。

## (4) EV（電気自動車）導入による二酸化炭素排出量削減

〔グリーンニューディール推進室〕

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及のためのモデル事業の実施地域として国の認定を受けた「長崎県EV・PHVタウン」構想を推進するため、五島地域において、次世代EV社会モデルの構築を目指す「長崎EV&ITSプロジェクト」を推進するとともに、EV等の導入を行う市町や民間企業等に対する補助を実施しました。

平成25年度末時点では、約960台のEV・PHVが普及し、約350tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

## (5) 未来環境条例に基づく地球温暖化対策 〔未来環境推進課〕

### ア 特定事業者による対策

一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者（※）に対し自主的な温暖化対策を促すため、温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務づけています。

平成25年度は101事業者から削減計画書が提出されました。

※県内事業所（フランチャイズ含む）の原油換算エネルギー使用量の合算量が1,500kL/年以上の事業者

イ 駐車場設置者による対策

一定規模以上の駐車場（※）設置者等に対し、利用者に駐車時のアイドリング・ストップの実施を呼びかけるよう義務づけています。

※駐車面積500m<sup>2</sup>以上又は駐車台数40台以上で、道路法、駐車場法、自動車ターミナル法に規定するもの及び大規模小売店舗、公共団体等の駐車場

(6) 温暖化対策「見える化」推進事業〔未来環境推進課〕

家庭、事業所における省エネ効果の「見える化」を図り、省エネ改修等を推進しています。

ア 家庭向け対策

平成25年度は県内14世帯に対し「省エネナビ」の2か月間の無料貸出による、家庭の省エネ診断を実施しました。

イ 事業者向け対策

平成25年度は中小事業所27か所に対し、節電アドバイザーの派遣を実施しました。

(7) 公共交通機関の利用促進

〔新幹線・総合交通対策課、未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

また、ながさき環境県民会議（旧長崎県地球温暖化対策協議会）と合同で、毎年12月に県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィークを実施しており、平成25年度は、前年を上回る393社（者）、約41,000人が参加し、約85tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

(8) エコドライブ普及促進事業〔未来環境推進課〕

NPOと協働した「エコドライブ&エコカー普及事業」において、県内のイベント会場の来場者・市町職員等を対象に、ドライビングシミュレーターを用いたエコドライブ模擬体験講習を実施しました。

(9) エコスクールの推進〔教育環境整備課〕

県立学校においては、夏季における教室内の温度上昇を抑制することや環境教育の生きた教材としての活用など、教育上の効果や環境保全上の観点から校舎や校地の緑化を推進しています。また、太陽光発電や省エネ型空調機の設置により環境に配慮したエコスクールを推進しています。

平成25年度は五島南高校の校舎に緑のカーテンを設置しました。

(10) 環境管理システムの導入の促進〔環境政策課〕

「エコアクション21」の地域事務局と連携し、市町や県商工会連合会の指導員研修会などにおいて環境管理システムの説明と導入への働きかけを行いました。

平成25年度の環境管理システムの新規認証登録事業者 7件

(11) 「県庁エコオフィスプラン」の実施〔未来環境推進課〕

ア 県の計画

県は、「長崎県温暖化対策実行計画（事務事業編）」の第3次計画となる「第3次県庁エコオフィスプラン」を平成23年3月に策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

平成25年度の実績は表1-1-1-3のとおりです。

二酸化炭素排出量は、平成21年度比で7.1%削減できました。また、廃棄物の発生量は、平成21年度比で1.1%削減できました。今後とも目標達成に向け、取り組むこととしています。

イ 環境物品等調達方針の策定

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、県の機関による環境の負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を実施しています。

平成25年度は、19分野236品目について実施し、19分野の単純平均で97.5%の調達率を達成しました。

表1-1-1-3 県庁エコオフィスプランの平成25年度実績

項目	21年度 (基準年度)	25年度 (実績)	増減率 (%)	27年度(目標年度)			
				目標値	増減率(%)		
二酸化炭素排出量	t	56,697	52,682	-7.1	51,027	-10	
内訳	燃料関係	t	30,149	29,490	-2.2	27,134	-10
	電気使用関係	t	26,548	23,192	-12.6	23,893	-10
燃料	ガソリン	kL	2,463	2,246	-8.8	—	—
	軽油	kL	7,248	7,680	6.0	—	—
	灯油	kL	460	396	-14.0	—	—
	ジェット燃料	kL	49	86	75.3	—	—
	A重油	kL	940	510	-45.7	—	—
	潤滑油	kL	15	7	-54.9	—	—
	LPG・LNG	トン	104	114	9.0	—	—
	都市ガス	千m <sup>3</sup>	652	684	4.9	—	—
電気使用量	千kWh	70,983	62,852	-11.5	—	—	
コピー用紙使用量	千枚	124,404	128,115	3.0	124,404	±0	
廃棄物発生量	t	1,816	1,796	-1.1	1,326	-27	
廃棄物資源化率	%	47.8	45.2	—	60	—	

(12) JR長崎本線連続立体交差事業〔都市計画課〕

鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減します。

- ・解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）

(13) 各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕

ア ながさき環境県民会議（H24.6.21設立）（旧長崎県地球温暖化対策協議会）

県民、事業者等あらゆる主体が自ら考え、自ら行動することを基本として、幅広いアイディアの集約及び課題の検討などを行い、各主体が共有できる目標を設定し、実行することを目的として設立されました。

その後、二酸化炭素排出量の削減と吸収源の確保を目的とした「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」を策定しました。

計画策定年月	平成18年3月
計画の性格	県内の多様な主体がパートナーシップを旨としながら、主体的に地球温暖化防止のために実施しようとする行動を宣言したものであり、また、県民の主体的な行動の提案と行政施策との連携を図ることにより、県民全体の運動として進めていくことを目指したものです。
計画の柱	・二酸化炭素の排出抑制対策 節電や省エネに取り組む「自発的もったいない運動」の展開など ・吸収源の確保対策 県民総参加による森林整備、県産材の利用促進など ・共通基盤的対策 環境教育の推進、研究開発の支援など

また、「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に掲げる取組の柱である「自発的もったいない運動」の県民への普及・啓発と、取組の推進を目的とした、長崎県もったいない運動推進大会を平成25年度は五島市で開催しました。

イ 市町地球温暖化対策協議会等

市町においても、県と同様に地球温暖化対策協議会または地球温暖化対策に関する実践を行う組織を設置しており、平成24年度末時点で全市町に設置されています。県としても地域での活動が重要と考えているため、地球温暖化対策ネットワーク会議を開催するなど、県と市町の協議会間の連携を推進しています。

ウ 長崎県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携・協働

センター、推進員と連携・協力して、普及啓発活動を実施しています。平成25年度は、長崎県もったいない運動推進大会を五島市で開催しました。

また、推進員が実施する地域学習会の支援や推進員研修会の開催などを行いました。

#### 課題

- 温室効果ガス排出量の削減のために、事業者や県民と一体となった取組が必要です。
- 新エネルギーの導入やエネルギー消費効率の高い機器の購入、省エネルギーシステムの導入、さらに県民の省エネルギー意識の高揚と取組の実施が必要です。
- 交通渋滞は依然として解消していないため、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進について、継続して啓発に努める必要があります。
- 風力発電・太陽光発電は環境負荷が少なくクリーンな発電方式ですが、風況・日射量など自然条件に左右され供給が不安定です。また、原子力・化石燃料による大規模発電と比較すると発電コストが割高なことから、今後は普及促進を図ることにより、生産コストの低廉化、技術革新による供給安定化が必要です。
- 大規模な風力発電施設については、自然景観に大きな影響を与え、バードストライク等による野生生物への影響も懸念されることから、立地選定にあたっては十分な配慮が必要です。

## 2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化

#### 現状・施策

##### (1) 間伐等の森林整備の推進〔森林整備室〕

地球温暖化防止森林吸収源対策に寄与するため、搬出間伐を中心とした森林整備を推進します。

- ・平成25年度間伐面積 2,258ha

##### (2) 木質バイオマスエネルギーの利用（再掲）〔林政課〕

燃油価格が高止まっている中、施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため、農林技術開発センターにおいて、施設園芸用低コスト木質チップボイラーの実用性、普及性について実証試験を行いました。

(3) 漁場環境の改善〔漁港漁場課、資源管理課〕

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました。

また、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内44組織に対し、国交付金事業を活用し支援しました。

・海藻バンクの整備：県北、西彼、橘湾

課題

- 民有林面積の約40%を占めるスギ、ヒノキの人工林については、間伐等を実施するなど適正な管理を行うとともに、そこから得られた木材については有効に活用することで地球温暖化防止に寄与していく必要があります。
- 漁場環境の長期的変化を把握するとともに、陸域から沿岸海域への負担の低減や環境の積極的な修復改善等を行うことにより、沿岸環境の保全と創造を推進する取組が必要です。

3 地球温暖化への適応策

現状・施策

(1) 土砂災害防止施設の推進〔砂防課〕

異常気象による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進しました。

・平成25年度の取組内容（実績）

土砂災害防止施設の整備により629戸を保全しました。

(2) 病虫害発生予察費〔農業経営課〕

高温により、収量等に悪影響を及ぼす病虫害の発生時期が早期化し、また、発生期間が長期化することが懸念されています。

主要作目の病虫害発生状況、農作物の生育状況を定期的に調査し、気象条件等をふまえながら病虫害による損害の発生を予測し、効率的かつ効果的な防除を推進するため、病虫害発生予察情報を市町、JA等の206か所に提供しました。

・平成25年度実績

病虫害予察情報提供率 100%

(3) 環境保全型農業直接支援対策〔農業経営課〕

化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組みに

併せてカバークロープ、堆肥の施用等の地球温暖化防止に効果のある取組みを行う農業者に対し支援を行いました。

・平成25年度実績

環境保全型農業直接支援対策 475ha

※カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培、堆肥の取組面積

#### 課題

- 環境保全型農業直接支援対策については、平成27年度から制度の一部が見直されるため、農業者に対して周知を図る必要があります。
- 「長崎県地球温暖化対策実行計画」において適応策に取り組むべき分野として整理している「水環境・水資源」「防災」「自然生態系」「食料」「健康」の5分野について、将来予測を踏まえた具体的で実効性のある適応策を検討する必要があります。

## 第2節 広域的な環境汚染対策の推進

### 1 オゾン層の保護対策の推進

#### 現状・施策

#### (1) フロン対策の推進〔未来環境推進課〕

平成14年4月に施行された「フロン回収・破壊法」により、業務用冷凍空調機、カーエアコンからのフロン回収が義務付けられました。

(現在カーエアコン内のフロン類については自動車リサイクル法により規制されています。)

これに伴い、法の確実な施行を確保するため、フロン回収業者に対する監視・指導を行いました。

表1-2-1-1 第1種特定製品（エアコンディショナー、冷蔵機器・冷凍機器（うち、フロン類の充填量が50kg以上の第1種特定製品も含む））からのフロン回収実績（平成25年度）

フロンの種類	回収台数（台）		回収量（kg）	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFC	65	156	31.41	398.35
HCFC	795	3161	5,370.28	16,969.86
HFC	866	1016	6,895.36	2,683.70

CFC：クロロフルオロカーボン HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン  
HFC：ハイドロフルオロカーボン

表1-2-1-2 第1種フロン回収業者への立入調査件数

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
立入調査件数	104	99	102	66	106	85
基準適合件数	93	91	84	59	83	71
基準適合率	89%	92%	82%	89%	78%	84%

#### 課題

- CFC等のオゾン層破壊物質は既に生産が規制されていますが、過去に生産され、家庭用冷蔵庫、冷凍空調機器、カーエアコン等の機器に充填された形で存在しているCFCについて、機器が廃棄される際に回収・破壊を進めることが必要です。
- 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収・破壊法が施行され、製品中からのフロン回収が義務付けられるとともに回収基準が設けられました。また、平成27年4月からは改正フロン回収・破壊法がフロン排出抑制法に改正・施行され、製造・管理から充填・回収・処理までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策へと転換されるため、事業者やユーザーに対し法の内容を周知し、円滑なフロン類対策を進め

ることが必要です。

## 2 酸性雨対策の推進

### 現状・施策

#### (1) 酸性雨モニタリング調査〔環境政策課〕

雨水自動採取装置による1降雨の調査を3市3地点で実施しました。pHの年平均値及び1降雨の酸性雨出現率を表1-2-2-1に示します。

この3地点での1降雨のpHの年平均値は4.59～4.76の範囲にあり、この値は、環境省が全国26地点で実施した酸性雨対策調査結果（平成24年度）の年平均値（4.51～5.37）と比較して同等もしくはそれ以下の濃度レベルでした。

また、4地点（廃止地点を含む）での1降雨時の酸性雨出現率及びpH年平均値の経年変化を表1-2-2-2に示します。

3地点以外にも、県では環境省が設置している国設対馬酸性雨測定所の管理及び運営を行うとともに、検体の採取・成分分析も行っています。

表1-2-2-1 酸性雨の出現状況及びpHの年平均値（平成25年度）

調査地点	降雨数	pHの平均値	酸性雨出現率(%)	強酸性雨出現率(%)
		1降雨	1降雨	1降雨
長崎市クリーンセンター	34	4.61	100.0	0
佐世保市保健所	67	4.59	100.0	7.5
県央保健所	75	4.76	97.3	8.0

① 1降雨：雨の降り始めから降り終わりまでの一連の雨をいいます。  
 ② 酸性雨：pH値が5.6以下の雨をいいます。  
 ③ 強酸性雨：pH値が4.0未満の雨をいいます。

pHについて

酸性 ← 中性 → アルカリ性

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

← 強酸性雨 →

← 酸性雨 →

pH5.6

表1-2-2-2 1 降雨の酸性雨出現状況及びpHの年平均値の経年変化

調査地点		年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
式見ダム	酸性雨出現率(%) (pH≤5.6)		97.8	92.5	95.8	97.3						
	強酸性雨出現率(%) (pH<4.0)		9.9	1.5	9.5	1.4	廃止					
	pHの年平均値		4.7	4.6	4.6	4.6						
長崎市 クリーン センター	酸性雨出現率(%) (pH≤5.6)		95.7	97.3	98.3	93.2	95.0	94.8	96.5	93.1	98.2	100
	強酸性雨出現率(%) (pH<4.0)		7.1	4.0	6.8	5.4	4.0	3.1	8.2	6.9	9.8	0
	pHの年平均値		4.7	4.6	4.6	4.5	4.6	4.8	4.7	4.9	4.7	4.6
佐世保市 保健所	酸性雨出現率(%) (pH≤5.6)		96.3	94.5	97.4	97.4	100	97.0	95.1	96.8	100	100
	強酸性雨出現率(%) (pH<4.0)		13.4	8.2	13.0	18.2	7.5	12.1	8.2	6.5	5.3	7.5
	pHの年平均値		4.6	4.6	4.5	4.4	4.5	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5
県 央 保健所	酸性雨出現率(%) (pH≤5.6)		100	93.0	94.3	97.4	95.1	96.0	95.2	94.4	95.2	97.3
	強酸性雨出現率(%) (pH<4.0)		6.3	4.2	5.7	1.3	3.7	5.3	7.1	4.2	9.5	8.0
	pHの年平均値		4.8	4.7	4.6	4.6	4.7	4.7	4.8	4.8	4.6	4.8

**課題**

- 酸性雨の原因物質は、自動車、家庭から出るゴミの焼却、重油や石炭を燃やして発電する火力発電所等から発生します。酸性雨の発生を防ぐには私たち一人一人が資源やエネルギーの無駄使いをなくすことが重要です。

3 漂着ごみ・漂流油対策の推進

**現状・施策**

(1) 漂着ごみ対策 [廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課]

本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有し、地形的な特性から、国内外からの様々なごみが毎年多く漂着しています。

このため国に対して漂着ごみ対策に係る政府施策要望等を行うとともに、平成21年7月に制定された海岸漂着物処理推進法に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定（平成22年10月）し、継続して漂着ごみ対策を実施しています。

平成25年度は、市町に対し、漂着ごみの回収処理費用、発生抑制対

策費用について国庫補助による支援を行うとともに、県管理海岸においても海岸清掃を実施しました。

海岸漂着物の回収処理実績量					(単位：m <sup>3</sup> )
市町名	H22	H23	H24	H25	計
対馬市	14,911	11,950	2,259	15,529	44,649
杵岐市	872	1,536	478	2,923	5,809
五島市	262	783	644	1,825	3,514
新上五島町	388	763	432	862	2,445
平戸市	416	298	389	583	1,686
西海市	150	90	115	1,094	1,449
雲仙市	240	563	183	267	1,253
佐世保市	275	135	187	409	1,006
南島原市	189	243	-	58	490
小値賀町	104	140	-	147	391
松浦市	159	119	-	74	352
島原市	-	17	97	25	139
川棚町	-	13	-	116	129
長崎市	-	18	110	-	128
計	17,966	16,668	4,894	23,912	63,440

(2) 漂流油による汚染対策〔危機管理課、廃棄物対策課、資源管理課〕

例年、離島をはじめとした県内各地の海岸で、船舶事故や原因者不明の漂着油事故が発生しています。

このため県は、「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、関係部課と連携して、油流出事故発生時における情報の収集や関係漁協等への情報提供及び指導を行いました。

(3) 漁場油濁被害救済対策への負担金拠出〔資源管理課〕

原因者不明の漁場油濁による漁業被害について救済金の支給と油の防除に要した費用の支払い等を行うための漁場油濁被害救済対策事業の負担金を(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構に対し支出しました。

(4) 海浜の環境美化対策〔資源管理課〕

「自分たちの海は自分たちで守ろう。」という漁業者の自発的な活動から始まった浜そうじを全県的な運動に発展させるため、平成6年から長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町、県が一体となって海と渚の環境美化を推進し、水産業の振興に寄与するため、「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を組織し、7月15日から8月13日までの30日間の推進期間中にポスター・新聞等による環境美化キャンペーンを行うとともに、県下一斉浜そうじを実施しました。

また、有明海の漁場環境を改善するため、本県と佐賀・福岡・熊本の有明海沿岸4県で組織する「有明海沿岸4県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」が、有明海の漁場環境保全に関する啓発活動、並びに夏季を中心に漁船による漂流ごみの回収や海浜清掃を行いました。

(5) 漁業集落における海岸清掃活動等の取組みに対する支援〔漁政課〕

漁村の地域資源である漁場の生産力の再生・向上を図るために、国の交付金等を活用し、海岸清掃、水質維持保全、海底清掃などの保全活動に対する支援を実施しました。

課題

- 「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、本県沿岸に漂流もしくは漂着した油等により、沿岸汚染又は汚染のおそれがある場合、これの拡大を防止又は防除するなど、総合的な汚染対策を実施する必要があります。
- 本県における漂流・漂着ごみ問題に関し、国、県、市町、住民団体等が適切な役割分担と相互協力によって対策を実施する必要があります。  
漂着ごみ問題に対する県民の意識の高揚とモラルの向上や本県の特徴である外国由来のごみ対策等が課題となっており、啓発や環境教育の充実、国に対しての要望等、更に漂着ごみの発生抑制対策に取り組む必要があります。

4 環境保全のための国際協力の推進

現状・施策

(1) 日韓海峡沿岸環境技術交流会議〔未来環境推進課〕

九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県と韓国南岸1市3道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸環境技術交流会議」での合意事項に基づき、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施しています。

平成25年度は、平成24年度からの「微小粒子状物質（PM2.5）に関する広域分布特性調査」を引き続き実施するとともに、報告書を作成しました。

(2) 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃〔廃棄物対策課〕

平成25年5月1日から7月31日を、一斉清掃期間と定め、日韓8県市道で啓発活動、清掃活動を実施しました。

本県においては、県内12市5町109か所で海岸清掃を実施し、延べ15,395人の参加により約125トンのごみを回収しました。

また、6月の環境月間街頭キャンペーンにおいて、漂着ごみのパネル展示による発生抑制に向けた啓発活動を実施しました。

(3) アジアの環境問題への貢献プロジェクト

〔グリーンニューディール推進室・環境政策課〕

「アジア・国際戦略」の一環である「アジアの環境問題への貢献プロジェクト」の第1段階として、平成23年9月、長崎県環境部と福建省環境保護庁の間で、「環境技術交流に関する協定」を締結しました。

今後、両地の環境保全を目指し、技術者の相互派遣など活発な交流を進めます。

アジア地域において県内企業が、環境・エネルギー関連製品や技術の導入効果を現地検証する実証事業経費に対し補助を行いました。

課題

- これまでの共同調査・研究の成果を行政施策に十分反映させる必要があります。

## 第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

### 第1節 廃棄物対策の推進

#### 1 廃棄物の発生・排出抑制

##### 現状・施策

##### (1) 一般廃棄物の状況〔廃棄物対策課、未来環境推進課〕

廃棄物の発生を抑制するためには、発生・排出段階での抑制と中間処理施設による減量化が必要です。

市町においては、ごみ処理手数料の有料化、各家庭による生ごみのコンポスト化などを実施することで発生抑制を図り、併せて、収集したごみから資源化物を選別しリサイクルすることで、焼却量や最終処分量の減量化に努めています。

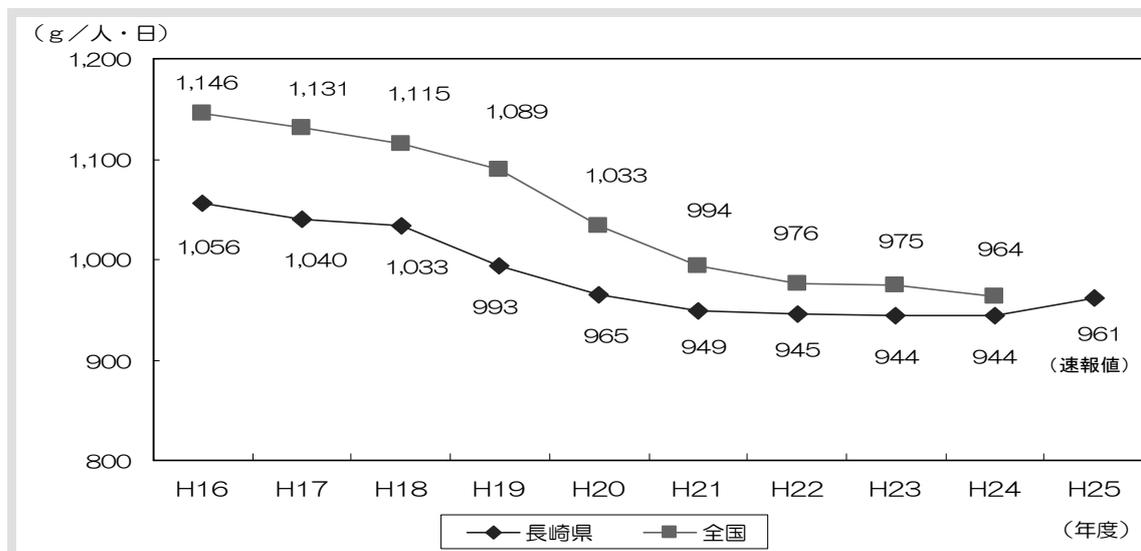
県では、ごみの発生抑制と減量化について、県民の意識向上を推し進めるため、ごみ減量化・リサイクル等に関する各種広報を行い、また、身近にできる取組みとして「マイ・バッグ・キャンペーン（買い物袋持参運動）」やレジ袋無料配布中止、生ごみの減量化・リサイクル運動などを推進しています。

##### ア ごみ処理

長崎県における一人一日あたりのごみ排出量の推移を図2-1-1-1に示します。平成25年度（速報値）は961g/人・日であり、ごみ排出量は横ばい傾向にあります。

全国との比較では19番目に少ない都道府県となっています。

図2-1-1-1 一人一日あたりのごみ排出量の推移

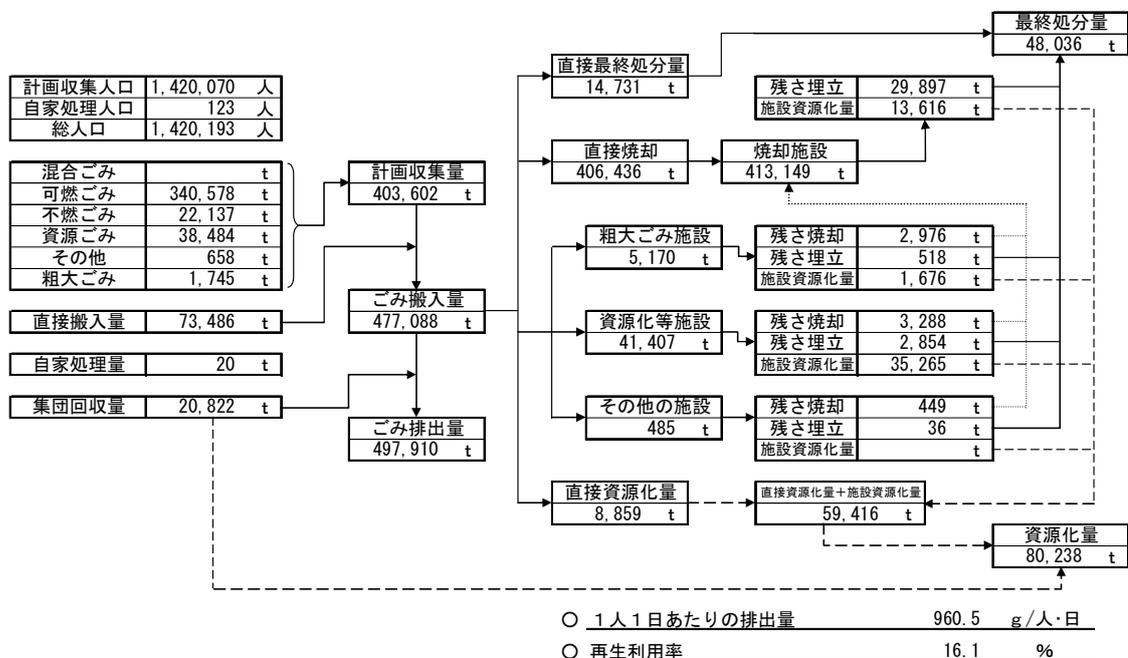


ごみ処理の状況を図2-1-1-2に示します。平成25年度（速報値）におけるごみの排出量は約498千トンであり、前年度に比べて約5千トン（1.0%）増加しています。

平成25年度（速報値）のごみ処理については、全排出量の95.8%が市町等で計画的に処理されており、その内訳は、直接焼却81.6%、焼却以外の中間処理9.4%、直接埋立処分3.0%、直接資源化1.8%となっています。また、全排出量の4.2%は集団回収により資源化されています。

ごみ処理事業費（平成24年度）については、処理施設の建設・改良費と処理及び維持管理費に分けられ、処理及び維持管理費の処理単価は1トン当たり38千円、年間一人当たり12千円となっています。

図2-1-1-2 ごみの処理の状況（平成25年度・速報値）



ごみ排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量  
 計画収集量：市町等によって収集されたごみ量  
 直接搬入量：住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量  
 集団回収量：自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量  
 施設資源化量：資源化等を行う施設等における処理に伴い資源化された量  
 直接資源化量：市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入された量  
 資源化量＝施設資源化量＋直接資源化量＋集団回収量  
 1人1日あたりの排出量＝ごみ排出量÷ごみ収集を行っている区域の人口÷年間日数（人口：9月末時点の住民基本台帳人口）  
 再生利用率＝（資源化量÷ごみ排出量）×100

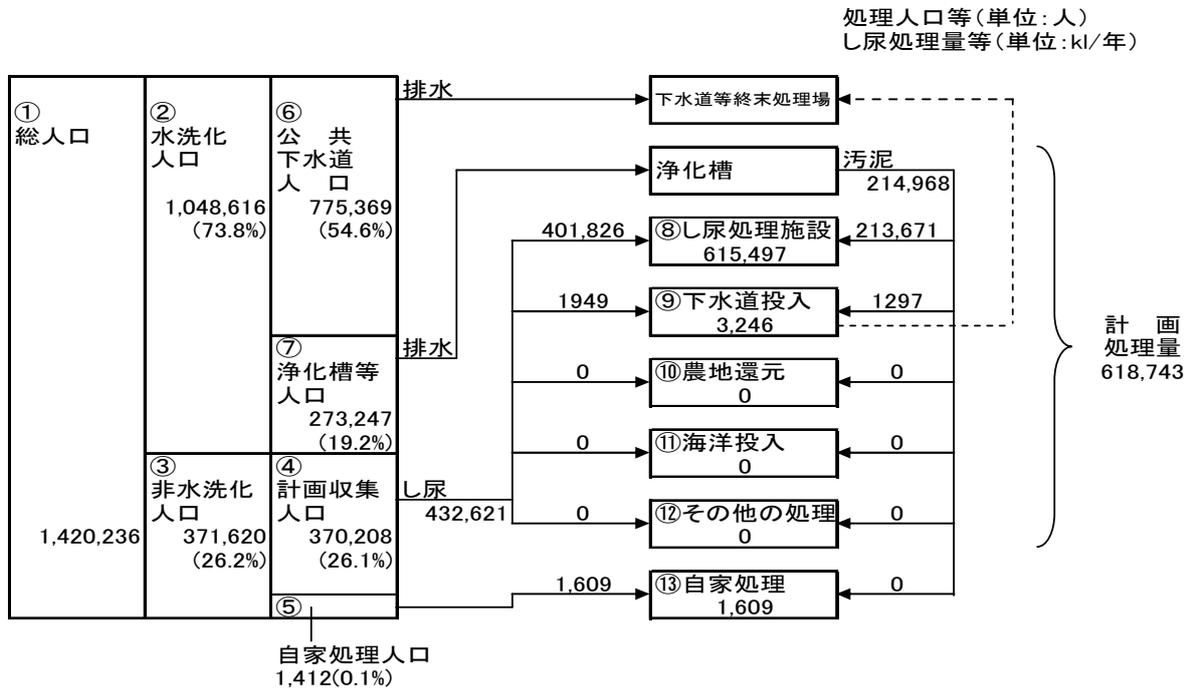
### イ し尿処理

平成25年度における処理人口と処理状況を図2-1-1-3に示します。水洗化人口の割合は、73.8%で、そのうち、公共下水道が54.6%、コミュニティ・プラントや浄化槽によるものが19.2%となっています。水洗化率は、公共下水道等の普及に伴い、前年度より1.5ポイント増加しています。

また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（99.48%）、

下水道投入（0.52%）で処理されています。

図2-1-1-3 し尿処理の状況（平成25年度）



[計画処理量(含む浄化槽汚泥)] = ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ = 618,743kl .....a  
 [総処理量(計画処理量+自家処理量)] = ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ = 620,352kl .....b  
 [し尿処理施設及び下水道投入による処理率] = (⑧ + ⑨) ÷ a = 100%  
 [1人1日当たりし尿計画処理量] = (a - 浄化槽汚泥214,968) ÷ ④ ÷ 365日 = 2.99<sup>kl</sup>/人・日  
 [1人1日当たりし尿排出量] = (b - 浄化槽汚泥214,968) ÷ ③ ÷ 365日 = 2.99<sup>kl</sup>/人・日  
 [1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量] = (浄化槽汚泥214,968) ÷ ⑦ ÷ 365日 = 2.16<sup>kl</sup>/人・日  
 [1人1日当たり浄化槽汚泥排出量] = (浄化槽汚泥214,968) ÷ ⑦ ÷ 365日 = 2.16<sup>kl</sup>/人・日

(2) 一般廃棄物の発生抑制・減量化目標の設定

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

平成23年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため、将来の目標値を設定しました。

(現状)	平成20年度の排出量	51.7万t
	県民一人一日当たりの排出量	965g/人日
	再生利用量	8.2万t
	排出量に占める割合	16%
(目標)	平成27年度の排出量	43.4万t
	県民一人一日当たりの排出量	850g/人日
	再生利用量	10.9万t
	排出量に占める割合	25%

(3) 産業廃棄物の状況 〔廃棄物対策課〕

平成22年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると、平成20年度の産業廃棄物の総排出量は、約450万トンと推計されます。

排出量を業種別にみると、農業・林業（動物のふん尿等）約173万トン（38.4%）、電気・ガス・水道業（ばいじん、汚泥等）約172万ト

ン（38.1%）、建設業（がれき類等）約70万トン（15.5%）、製造業（汚泥等）約31万トン（6.9%）となっています。（図2-1-1-4）

このうち約156万トン（35%）が排出事業者や処理業者により減量化されています。減量化の内訳は、種類別にみると電気・ガス・水道業及び製造業から排出される汚泥の脱水が大半を占めています。（図2-1-1-5）

図2-1-1-4 産業廃棄物の業種別排出量（平成20年度）

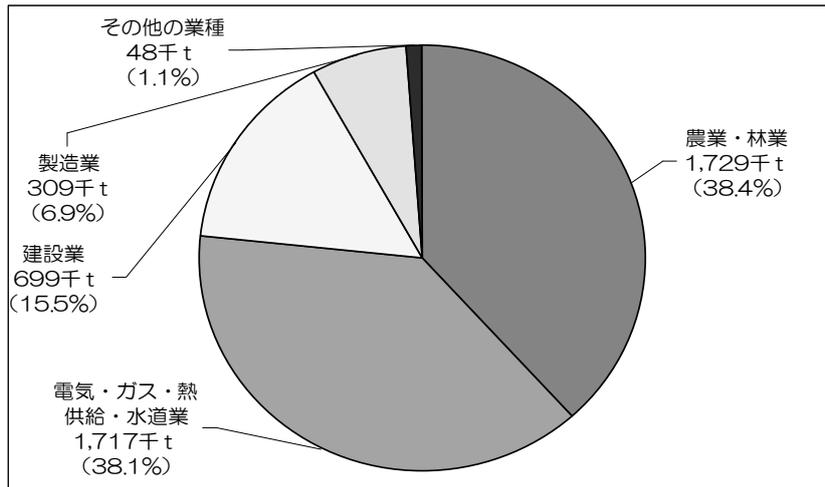
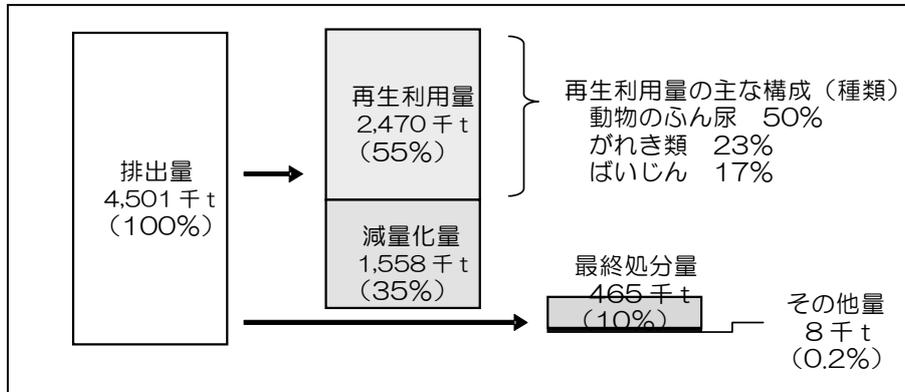


図2-1-1-5 産業廃棄物の処理の状況（平成20年度）



（4）ながさき環境県民会議（旧ゴミゼロながさき推進会議）

〔未来環境推進課〕

平成15年2月、「ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）」において、廃棄物処理計画のアクションプランとして「ゴミゼロながさき実践計画」を策定しました。本計画は、本県の将来像である「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」を形成するため、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組みを示した、具体的な活動方針です。

同会議の構成団体は、毎年、実施計画を作成し、取組むとともに、本

計画の進捗状況をPDCAサイクルにより管理・評価し、必要に応じて取組み内容を見直すこととしています。

県としては、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、平成15年度から「ゴミゼロながさき推進事業」を展開しています。

その啓発事業の一環として、「ゴミゼロ」に関するシンボルマークを定める他、積極的な活動を行なっている団体や個人を表彰するなど啓発活動を行なっています。



なお、本計画は平成23年度に見直しを行い、平成27年度までに一般廃棄物の1人1日あたりの排出量を平成20年度の値に比べて115g削減すること、再生利用率を25%に向上させることを目標とし合計225の具体的な実践行動を掲げています。

また、新しい実践計画では「ゴミゼロ県民運動」として

- ①ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動
- ②家庭系廃棄物に係る実践行動
- ③事業系廃棄物に係る実践行動

を柱として、各構成団体等が連携・協力した取組みを実践することとしています。

#### 課題

- 廃棄物の排出抑制対策を一層進めていく必要があります。
- ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するためには、「長崎県廃棄物処理計画」で定めた基本目標や、具体的な数値目標を確実に達成していくことが重要です。

そのためには、県民、事業者、行政が互いに協力しながら役割を分担して、各種施策を展開していく必要があります。

## 2 廃棄物の再資源化の推進

#### 現状・施策

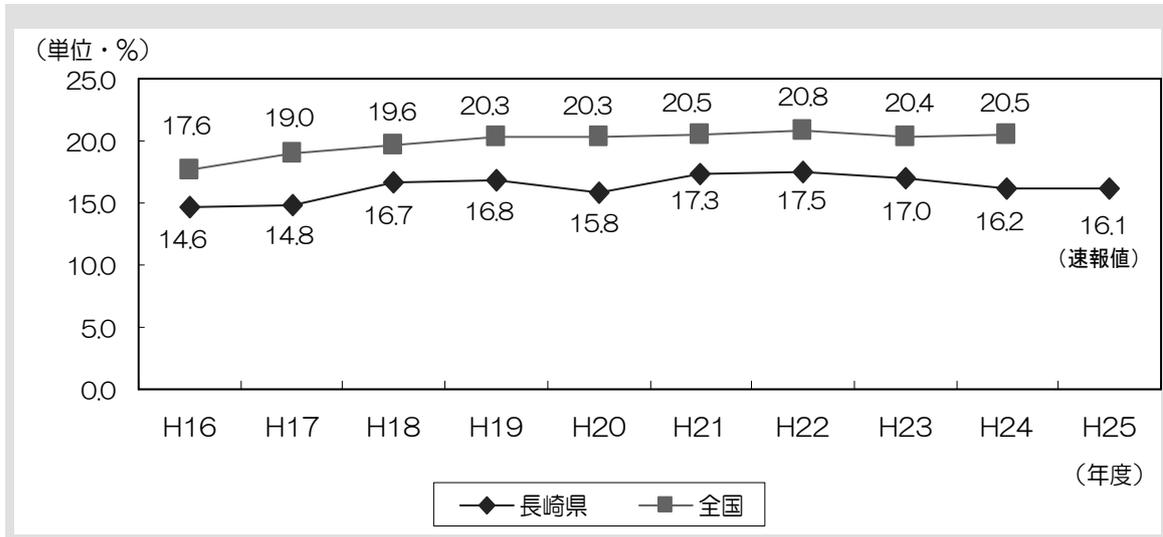
##### (1) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

###### ア 一般廃棄物〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

一般廃棄物のリサイクルについては、主に、資源ごみの分別収集、資源化施設による資源回収及び集団回収により取組まれています。

平成25年度（速報値）の再生利用率は16.1%と、前年度から0.1ポイント減少しており、3か年連続の減少となっています。（図2-1-2-1）

図2-1-2-1 一般廃棄物再生利用率の推移



#### A 資源ごみの分別収集

平成9年に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき一般家庭のごみから資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・プラスチック及び紙製容器包装・段ボール・飲料用紙パックなど）を分別収集することにより資源の再生利用を推進しています。

平成25年度は、容器包装廃棄物（10品目）を含めた一般廃棄物全体の分別数には、21分別から6分別までと幅があるものの、全市町において分別収集が実施されており、空き缶やペットボトルなどの容器包装廃棄物は、29,029t（平成25年度）が容器包装リサイクル法に基づき収集されました。

#### B 資源化施設による資源回収

市町は、収集したごみの中から、リサイクルセンターやストックヤードなどの資源化施設等において資源化物の回収（民間業者への委託を含む）を行っています。

平成25年度（速報値）の資源化量は59,416tとなっており、内訳は紙類11,118t、金属7,895t、ガラス類9,831t、ペットボトル3,279t、プラスチック類8,275t、布類772t、その他が17,503tです。

また、焼却施設などで溶融スラグ9,664t、固形化燃料713t、肥料743tが製造されています。

#### C 集団回収

集団回収は、以前から町内会や子ども会などによって行われてお

り、その売却収入は団体の活動資金等に利用されています。大半の市町では、地域の自主活動の促進とごみ減量化・リサイクルの促進が図られることから、これらの団体による集団回収活動に対し助成金を交付して集団回収の促進を図っています。

平成25年度（速報値）の回収量は、20,822tとなっており、内訳は、紙類19,354t、金属810t、ガラス類326t、ペットボトル120t、プラスチック類8t、布類193t、その他が11tとなっています。

D 民間団体等との協働による生ごみのリサイクルの推進

生ごみの減量化を推進するため、県が「NPO法人大地といのちの会」に委託して育成した生ごみ減量化リーダーが、県内各地で保育園・幼稚園、小・中学校や公民館等で、生ごみの堆肥化とそれを活用した野菜づくりの実践指導を、延べ1,301回実施しました。

イ 産業廃棄物〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

A 資源化

資源化量は、発生する不要物等のうち有償物として回収される量と産業廃棄物として排出された後再生利用される量との合計です。

平成22年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると、平成20年度の有償物量は約29万t、再生利用量は約247万tであり、合計約276万tが資源化されています。

B 家畜排せつ物の利用の現状と施策〔畜産課〕

家畜ふん尿を適正に管理し、堆肥として有効利用することは、資源の有効活用の観点から重要であり、環境への負荷の少ない資源循環型農業に資するものです。

平成11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、一定規模以上の畜産経営者に対して、国が定める基準に基づく家畜ふん尿の適正管理が義務づけられることとなったため、県では実態調査等を踏まえ、「長崎県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を策定し、施設整備を推進した結果、法律に対応する体制が整いました。今後については良質堆肥の生産、堆肥の広域流通など有機性資源の循環利用を推進します。

a ハード事業

県単独事業による施設・機械整備 2か所

事業名	市町名	事業実施主体名	事業内容
ながさき養豚振興計画推進事業	雲仙市	山田原堆肥利用組合	堆肥発酵処理施設 堆肥運搬機械
島原半島良質堆肥広域流通促進事業	島原市	津吹堆肥生産組合	堆肥運搬車 堆肥成型機

b ソフト事業

- ・長崎県資源循環型畜産確立推進指導協議会の開催 2回
- ・畜産経営環境保全実態調査 1回

○苦情の発生件数

種類	水質汚濁	悪臭	害虫	水質汚濁と悪臭	悪臭と害虫	その他	計
件数	10	14	3	2	1	8	38※

※全て解決済み

(2) 長崎県リサイクル製品等認定制度〔未来環境推進課〕

リサイクル製品等の普及拡大と環境産業の育成を目的として、平成20年3月に長崎県リサイクル製品等認定制度を創設しました。

認定製品等は、県の環境物品等調達方針において優先使用を明記するとともに、県の公共工事等における利用促進を図っていきます。

また、認定製品等の利用を市町に推奨するとともに、認定製品等の情報をホームページ等で公開することにより、市町及び民間の利用拡大を目指します。

平成25年度の新規認定件数は14件、更新は20件で、平成25年度末で202件を認定しています。

課題

- 現状の一般廃棄物リサイクル率が全国平均に比べ低いため、住民と連携した分別回収システムの整備を図るなど、より一層の取組みが必要です。
- 産業廃棄物の減量化やリサイクルに取り組む事業者への支援やリサイクル製品の普及促進を図る必要があります。
- 家畜排せつ物法が施行されてから、家畜ふん尿の堆肥化処理が進み、土づくりに有効利用されていますが、地域によっては適正量を超える堆肥が農地に投入されているケースもあり、地下水への影響が心配されています。このため、地域内の堆肥需給の適正化に向けて、地域を越えた堆肥の広域流通やバイオマスとしての利活用の促進が求められています。
- 農業分野のリサイクルを推進する上では、未利用資源の有効活用法について試験研究を継続する必要があるため、また、地域リサイクルを推進するために有機性未利用資源の発生状況を調査し、地域内においてのリサイクルの確立を図る必要があります。
- 資源化される廃棄物の利用を促進するため、公共工事における資材調達が再生資源により行われるよう取組みを進めていく必要があります。
- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」による環境物品の購入拡大が必要です。

- 地域住民、中小の事業者等が容易に継続して取組める技術開発や仕組みづくりが必要です。
- 再生資源を用いたリサイクル製品はバージン資材を用いた製品と比べてコスト高になるため、公共工事等での優先使用や技術開発に対する支援制度の整備等を図ることが必要です。
- リサイクル製品等認定制度における品質、環境安全性等に関する技術基準の整備を推進し、リサイクル認定製品の品目拡大と普及を図る必要があります。
- 廃棄物の発生抑制・減量化を進めるための経済的手法として、地域の実情に応じたデポジット制度の導入について検討していく必要があります。
- エコファーマーの育成を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

### 3 廃棄物の適正処理の推進

#### 現状・施策

##### (1) 一般廃棄物の適正処理の推進〔廃棄物対策課〕

一般廃棄物処理計画に基づく市町における廃棄物（し尿、ごみ等）の再資源化、減量化等の推進について調整・協力し、また、処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について、市町等に対する指導、助言を行いました。

##### ア 一般廃棄物処理計画

市町は、ごみ及び生活排水の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理計画を策定しなければならないことになっています。

ごみ処理施設や最終処分場の計画的整備とともにごみの排出抑制や再資源化の推進がより一層必要となっています。加えて、台所、風呂等から排出される生活排水に対する処理の重要性が高まっている中で、生活排水対策をさらに計画的、総合的に推進することが必要になっています。

県は、平成24年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」に基づいて、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

##### イ 一般廃棄物処理施設の整備

##### A 施設整備状況

一般廃棄物処理施設の整備状況は、表2-1-3-1のとおりです。一般廃棄物を適正に処理するため、「長崎県廃棄物処理計画」、「長崎県ごみ処理広域化計画」や市町の「一般廃棄物処理計画」、「循環型社

会形成推進地域計画」等に基づいて、今後も処理施設の計画的な整備を推進します。

表2-1-3-1 一般廃棄物処理施設（平成26年3月31日現在）

施設区分		施設数	処理能力等計
ごみ焼却施設 (稼働施設のみ)	全連続式	8	1,628 t/日
	准連続式	5	303 t/日
	機械化バッチ式	8	105 t/日
	計	21	2,036 t/日
最終処分場		23	2,160,997 m <sup>3</sup>
粗大ごみ処理施設		2	80 t/日
資源化施設		17	216 t/日
し尿処理施設	し尿処理施設	28	1,917 kL/日
	コミュニティ・プラント	11	4,318 m <sup>3</sup> /日

※稼働施設のみ掲載

※最終処分場の処理能力等計は、平成24年度末の残余容量を計上

廃棄物処理施設を整備する場合、国庫交付金制度（循環型社会形成推進交付金：環境省）が設けられており、平成24年度は7市町・1組合が、同制度を活用し、計画・設計や施設整備を行いました。（表2-1-3-2）

このほかの老朽化施設についても、引き続き、計画的に更新していくこととしています。

表2-1-3-2 廃棄物処理施設整備国庫交付金事業の実績（平成25年度）

（単位：千円）

事業・施設の区分	設置主体	規模	事業年度	交付決定額
高効率ごみ発電施設	長崎市	240t	H25～28	2,411
施設整備に関する計画支援事業 (高効率ごみ発電施設)		—	H22～25	5,893
施設整備に関する計画支援事業 (エネルギー回収推進施設)	佐世保市	—	H25～28	8,188
長寿命化策定支援事業		—	H25	1,638
施設整備に関する計画支援事業 (最終処分場)	大村市	—	H25～26	14,173
マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード)	平戸市	140m <sup>2</sup> 、 330m <sup>2</sup> 、80m <sup>2</sup>	H23～25	24,510
エネルギー回収推進施設	西海市	30t/日	H24～27	162,860
マテリアルリサイクル推進施設		2.5t/日	H26～27	53,064
マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード)	雲仙市	20m <sup>2</sup> 、50m <sup>2</sup> 、 20m <sup>2</sup> 、20m <sup>2</sup>	H23～25	197
マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード)	南島原市	128m <sup>2</sup>	H22～25	2,340

エネルギー回収推進施設	長与・時津環境施設組合	54t/日	H24~26	227,993
有機性廃棄物リサイクル推進施設	対馬市	23kL/日	H24~26	311,562
合 計				814,829

## B ごみ処理広域化

長崎県では、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するため、平成11年3月に「長崎県ごみ処理広域化計画」を策定し、平成21年7月に計画の見直しを行いました。

この計画では、ダイオキシン類の削減、焼却残渣の高度処理、資源化の推進、余熱利用の推進、最終処分場の適正化などを主要な目的としており、長崎県内を7広域ブロックに分け、平成10年度末に60施設あったごみ焼却施設を平成30年度を目標に17施設以内に集約することとしています。（表2-1-3-3、表2-1-3-4）

表 2-1-3-3 ごみ焼却施設の集約化状況

広域ブロック名	構成市町数 (H26.3.31現在)	計画策定時 平成10年度末	目標 平成30年度
長崎・西彼ブロック	2市2町	15	4
佐世保・県北ブロック	3市4町	13	5以内
県央・県南ブロック	5市	12	3
下五島ブロック	1市	6	1
上五島ブロック	2町	6	2
壱岐ブロック	1市	4	1
対馬ブロック	1市	4	1
合 計		60	17以内

表2-1-3-4 広域化計画策定後の各ブロックの状況（平成25年度）

広域ブロック名	状 況	施設数
長崎・西彼ブロック	西海市の処理施設が平成27年4月稼働予定。	4
佐世保・県北ブロック	北松北部環境組合（2市3町※現、平戸市、松浦市）の処理施設が平成16年4月稼働	8
県央・県南ブロック	県央県南広域環境組合（2市10町※現、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市）の処理施設が平成17年4月稼働。	3
下五島ブロック	福江市の処理施設（1市5町※現、五島市）が平成14年11月稼働。	2
上五島ブロック	上五島地域広域市町村圏組合の処理施設（5町※現、新上五島町）が平成14年9月稼働。	2
壱岐ブロック	壱岐市の処理施設（旧4町分）が平成24年4月稼働。	1
対馬ブロック	対馬総町村組合の処理施設（6町※現、対馬市）が平成14年12月稼働。	1

## ウ 監視、指導

### A ダイオキシン類対策

ダイオキシン類が人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であること、その発生源が主に廃棄物の焼却施設であることから、国は、平成9年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正や平成11年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定により、廃棄物焼却施設の設置者に排ガス中のダイオキシン類の検査等が義務化されるとともに、構造や維持管理に関する基準強化を図っています。

平成25年度に、法に基づき設置者が実施した排ガス中のダイオキシン類濃度の自主検査結果は、表2-1-3-5のとおり、1施設を除き排出基準を満たしています。なお、ダイオキシン類の年間排出量は、昨年度より0.03 g/年増加しましたが、これは不適合施設の排出量が影響したためです。

表2-1-3-5 排ガス中のダイオキシン類濃度自主検査結果等（平成25年度）

	施設数	ダイオキシン類	
		濃度範囲 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	年間排出量 (g/年)
一般廃棄物焼却施設	21	0~20	0.50
自主検査実施数	21	0~20	
適合施設	20	0~51	
不適合施設	1	20 (排出基準：10)	

また、施設への立入調査を実施し、構造、維持管理の状況や排ガス中のダイオキシン類濃度の調査等により排出基準の適合状況を検査しており、適合しない恐れのある施設については、施設の改善（場合によっては施設の廃止を含む）について指導を行っています。

### B 一般廃棄物最終処分場対策

不燃物や焼却灰を埋め立てる最終処分場を適正に維持管理し、生活環境の保全を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、監視指導を行っています。

## (2) 産業廃棄物 [廃棄物対策課]

### A 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理は、排出事業者自ら行うことが原則ですが、事業者の処理を補完するものとして、県又は政令市（長崎市、佐世保市）の許可を得た業者が処理を行っています。

一定規模以上の施設として許可（届出）を要する産業廃棄物処理施設の設置状況及び産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-1-3-6のとおりです。

表2-1-3-6 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の現状

(平成26年3月31日現在)

区分	処理施設※			産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			処理業 合計
	中間処 理施設	最終 処分場	計	収集 運搬業	処分業	小計	収集 運搬業	処分業	小計	
県	200	12	212	1,509	146	1,655	185	1	186	1,841
長崎市	67	9	76	122	54	176	12	3	15	191
佐世保市	50	0	50	135	36	171	13	3	16	187
計	317	21	338	1,766	236	2,002	210	7	217	2,219

※設置許可対象施設をいう。

イ 最終処分場の状況

県における最終処分場の状況を型別にみると表2-1-3-7のとおりですが、近年、最終処分場の設置は困難な状況にあります。

残容量は2,224千m<sup>3</sup>ですが、そのうちの41%が火力発電所の自社処分場です。残余年数は、安定型処分場が8.5年、管理型処分場が13.8年となっています。

表2-1-3-7 最終処分場の設置状況（平成26年3月31日現在）

種類		区分	県	政令市		計
				長崎市	佐世保市	
安定型処分場		施設数	9 (7)	6 (4)		15 (11)
管理型 処分場	処理業者所有	施設数		2 (0)		2 (0)
	事業者所有	施設数	3 (3)	1 (1)		4 (4)
	小計	施設数	3 (3)	3 (1)		6 (4)
計		施設数	12 (10)	9 (5)	0	21 (15)

※ ( ) は実稼働数

ウ 監視、指導の状況

不適正処理事案の未然防止や早期発見を図るため、平成19年9月に立入検査マニュアルを策定し、平成21年1月に改正し、排出事業者、処理業者等を対象として、計画的かつ実効性のある立入検査を実施しています。

平成25年度における立入検査等の実施状況（政令市を除く）は、表2-1-3-8のとおりです。

表2-1-3-8 立入検査等の実施状況（平成25年度）

項目	排出事業者	産業廃棄物 処理業者	自動車リサイクル法 関連業者	合計
立入検査	1,608	4,975	1,006	7,589
口頭指導	183	182	4	369
指導票交付	13	29	—	42
文書指導	9	6	—	15
報告徴収	11	13	—	24
命令・処分※	—	1	—	1

※ 命令・処分の内訳（処理業の取消し：1件）

エ 園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進〔農産園芸課〕  
産業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため、「園芸用等廃プラスチック適正処理推進地区別協議会」の会員を対象に研修会を開催し、再生利用率の向上等の啓発活動に取り組みました。平成25年度の回収量は4,512 t、回収率は93%でした。

(3) その他の廃棄物

ア 環境美化（空きかん等散乱ごみ対策）の推進〔未来環境推進課〕

本県の豊かで美しい自然環境を守り、快適な生活環境を創造していくことを目的として、平成6年4月に、緑化の推進、ごみの散乱防止、資源リサイクルの推進を3本柱とする長崎県環境美化の推進に関する条例（現在は平成20年3月に制定した未来環境条例に統合）を施行しました。条例の制定を契機に平成6年8月に長崎県環境美化推進協議会（平成20年度からゴミゼロながさき推進会議に統合、現在は、ながさき環境県民会議に再編）を設置し、環境美化を継続的かつ効果的に推進するための協議を行うとともに、その後、県下すべての市町で同様の条例が制定されたことから、県、市町及び長崎県保健環境連合会等の各種環境美化団体が一体となって取組みを推進してきたところです。

毎年、6月の環境月間には各機関が協力して空きかん回収キャンペーンを実施しており、平成25年度は約61,877人が参加して約18万個の空きかんを回収しました。（表2-1-3-9）

また、8月のクリーンながさき推進月間には県下各地で一斉清掃や緑化活動等が展開されました。

表2-1-3-9 空きかん回収キャンペーンの実施状況

回	年度	実施市町村数	参加人員 (人)	回収個数 (千個)	回収重量 (トン)	備考
24	H16	44	78,774	830	33	
25	H17	30	73,902	598	25	
26	H18	14	69,175	463	19	
27	H19	14	65,121	391	18	
28	H20	17	68,209	336	18	
29	H21	15	68,674	275	12	
30	H22	14	68,543	254	11	
31	H23	11	24,348	130	6	
32	H24	15	62,603	230	10	
33	H25	14	61,877	183	8	

※ 各年度とも統一行動日実施市町分の集計

#### イ 廃棄物不法投棄取締パトロール〔廃棄物対策課〕

県内における廃棄物の不法投棄量は、ここ数年横ばい傾向にありますが、全国的には依然として悪質、巧妙化、大量投棄の事例が報告されています。

このような不法投棄を防止するため、平成5年度から順次、廃棄物適正処理推進指導員を配置し、平成25年度は18人体制による不法投棄取締パトロールを実施しました。（表2-1-3-10）

また、防災ヘリコプターによる空域からのパトロールを実施するなど、廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止に努めました。

表2-1-3-10 廃棄物不法投棄取締パトロール実施結果

年度	発見件数	撤去件数	投棄量 (m <sup>3</sup> )	撤去率 (%) ※
H21	480	389	2,954	81.0
H22	515	480	4,119	93.2
H23	352	339	1,518	96.3
H24	142	99	3,405	69.7
H25	111	85	2,442	76.6

※撤去率は、撤去件数÷発見件数で算出

#### 課題

- ごみ処理広域化計画の進展により、一部の廃止されたごみ処理施設が未解体の状況であり、ダイオキシン類の周辺環境への流出が懸念されるため、早期解体に努める必要があります。
- 全国的にみると、最終処分場の浸出水による水源・公共用水域の汚染及び焼却施設からのダイオキシン類の発生の問題などにより、住民の不安・不信を招いています。従って、いかにして産業廃棄物処理施設の安全性を確保し、住民の不安を解消するかが大きな課題になっています。
- 産業廃棄物最終処分場は県下に21か所（平成26年3月31日現在）設置されています。最終処分場の残余容量については、安定型最終処分場、管理型最終処分場とも近年、横ばいで推移していますが、再生処理や減量化を進め最終処分量を削減することが必要です。
- 最終処分場の新規設置については適地不足、周辺住民の反対等により、将来的な建設が懸念されています。
- 環境美化の一層の推進に向け、行政機関と民間団体等が連携し、各種の実践活動を通じ、県民の意識の高揚を図る必要があります。
- 不法投棄物の撤去改善は原因者（投棄実行者）が行うことが原則です。よって、不法投棄の未然防止のための取締パトロールの強化及び発見した不法投棄事案についての徹底的な追跡調査を行い、早期改善に努める必要があります。
- 産業廃棄物の不適正処理を防止するために、効率的、かつ効果的な立入検査を実施する必要があります。

## 第2節 大気環境の保全

### 1 大気汚染防止対策の推進

#### 現状・施策

#### (1) 発生源の現況〔環境政策課〕

##### ア 固定発生源

本県には固定発生源として、工場や事業場に設置されているボイラー・加熱炉・廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設と、土石・鉱物を対象とした堆積場・ベルトコンベア・破砕機等の粉じん（一般粉じん）を発生する施設があります。

大気汚染防止法ではこれらの施設のうち、ばい煙や粉じんを多く発生し、大気を汚染するおそれのある一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」及び「粉じん発生施設」として、設置やその構造の変更等の際し届出を義務付け、ばい煙の排出量や一般粉じん発生施設の管理について規制しています。

##### A ばい煙発生施設

本県に設置されているばい煙発生施設は、平成25年度末で表2-2-1-1のとおり1,915施設であり、長崎市、佐世保市、諫早市及び大村市に多く集中しています。

ここ数年、小型ボイラー（伝熱面積が小さい反面、燃烧能力が大きい）と電気工作物（非常用自家発電装置）の設置が増加しています。

表2-2-1-1 ばい煙発生施設設置状況（平成26年3月31日現在）

施設の種類	長崎市	佐世保市 (事業所のみ)	県所管分	合計
ボイラー	266	135	659	1,060
金属溶解炉	8	0	3	11
金属鑄造・加熱炉	22	0	21	43
焼却炉・熔融炉	1	1	116	118
反応炉・直火炉	0	0	1	1
乾燥炉	4	0	48	52
電気炉	1	0	0	1
廃棄物焼却炉	7	11	69	87
塩素・塩化水素反応施設	0	0	3	3
ディーゼル機関	0	0	20	20
電気工作物	173	59	278	510
ガス工作物	0	0	9	9
合計	482	206	1,227	1,915

## B 一般粉じん発生施設

本県に設置されている一般粉じん発生施設は平成25年度末現在で表2-2-1-2のとおり、982施設です。

施設の大半は採石場、アスファルトプラント及び県下3か所の火力発電所（松島・松浦・相浦）に設置されています。

表2-2-1-2 一般粉じん発生施設の設置状況（平成26年3月31日現在）

施設の種類	長崎市	佐世保市	県所管分	合計
堆積場	18	18	107	143
ベルトコンベア	64	34	247	345
破碎機・摩砕機	23	12	123	158
ふるい	18	12	61	91
電気工作物	0	0	245	245
合計	123	76	783	982

### (2) 大気常時測定結果〔環境政策課〕

平成25年度は、光化学オキシダントについては、全測定局（30測定局）で環境基準を達成できず、平成24年度から測定を開始した微小粒子状物質（PM2.5）についても測定を行った6局すべてで環境基準を達成できませんでした。浮遊粒子状物質については、長期的評価は全測定局（45測定局）で環境基準を達成し、短期的評価では45局中42局において環境基準を達成しております。

なお、ほかの項目は、すべての測定局で環境基準を達成しており、本県の一般大気環境は、概ね良好な状態で推移しています。

#### ア 監視測定体制

長崎県では、大気汚染防止法第20条及び第22条の規定に基づき、昭和45年から自動測定による大気環境の常時監視を開始し、昭和54年度にはテレメータシステムを導入しました。

昭和61年度には、県北地域への火力発電所（石炭専焼）の立地に伴い、測定局の増設など監視体制を強化しました。

平成18年度には、離島地域を含め、県内全域の大気環境状況を把握するため、測定局の再編・整備を行い、離島地区（五島、壱岐、対馬）にも、測定局を設置しました。

現在、一般環境大気測定局（42局：長崎県11局、長崎市4局、佐世保市5局及び企業所管局22局）、自動車排出ガス測定局（4局：長崎市2局、佐世保市2局）、気象測定局（1局：企業所管局）を併せ、47局でテレメータシステムによるオンライン収集を実施しています。（表2-2-1-3）

表2-2-1-3 大気常時測定局の設置状況（平成26年3月末現在）

測定機関	測定局区分	測定局数		大気汚染物質									気象			
				環境基準対象項目						その他の項目			風向・風速	日射量	放射収支量	
				微小粒子状物質	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	一酸化窒素	メタン	非メタン炭化水素				
小計	合計															
長崎県	一般環境大気測定局	11	11	3	11	11	11	11	11	—	11	1	1	11	2	2
長崎市	一般環境大気測定局	4	6	1	2	4	4	4	—	4	1	1	4	—	—	
	自動車排出ガス測定局	2		—	—	2	2	—	1	2	2	2	—	—	—	
佐世保市	一般環境大気測定局	5	7	1	5	5	5	5	—	5	—	—	5	—	—	
	自動車排出ガス測定局	2		1	1	1	2	—	2	2	2	2	1	—	—	
企業 電源開発 九州電力	一般環境大気測定局	22	23	—	22	22	20	10	—	20	—	—	22	—	—	
	気象局	1		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	
合計		47		6	41	45	44	30	3	44	6	6	44	2	2	

イ 環境基準対象項目

A 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

41測定局（自動車排出ガス測定局1局を含む。）で測定を行い、全ての測定局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

a 環境基準達成状況

環境基準達成状況を表2-2-1-4に、濃度上位測定局を表2-2-1-5に示しました。

・短期的評価

全ての測定局が環境基準を達成しました。

・長期的評価

全ての測定局が環境基準を達成しました。

なお、過去10年間の測定結果でもすべての有効測定局が環境基準を達成しています。

表2-2-1-4 二酸化硫黄の環境基準達成状況（短期的評価、長期的評価）

年 度	測定局数	短 期 的 評 価			長 期 的 評 価			
		達 成 局 数	非達成局数	達成率 (%)	有効測定局数	達 成 局 数	非達成局数	達成率 (%)
20	41	41	0	100	41	41	0	100
21	41	41	0	100	41	41	0	100
22	41	41	0	100	41	41	0	100
23	41	41	0	100	41	41	0	100
24	41	41	0	100	41	41	0	100
25	41	41	0	100	41	41	0	100

表2-2-1-5 二酸化硫黄濃度の上位測定局（平成25年度）

順位	1時間の最高値 (ppm)		順位	日平均値の2%除外値 (ppm)		順位	年平均値 (ppm)	
	測定局名	値		測定局名	値		測定局名	値
1	雪 浦 小佐々	0.056	1	大 野	0.015	1	大 野	0.007
			2	口之津	0.008	2	口之津	0.004
3	伊佐浦	0.053	3	島原市	0.006	3	諫早、島原、小浜、 大村、川棚、杵岐、 稲佐小学校、早岐、 相浦、吉井、福石、 神浦、俵ヶ浦、石岳	0.003
4	口之津	0.044		俵ヶ浦				
5	大 野	0.041		石 岳				

b 経年変化

県下各地域を代表する測定局を6局選定し、の過去6年間に  
おける経年変化を図2-2-1-6に示しました。

また、長期暴露の観点から平均的な動きをみるために年平均値  
についても図2-2-1-7に示しました。

図2-2-1-6 二酸化硫黄の2%除外値の経年変化

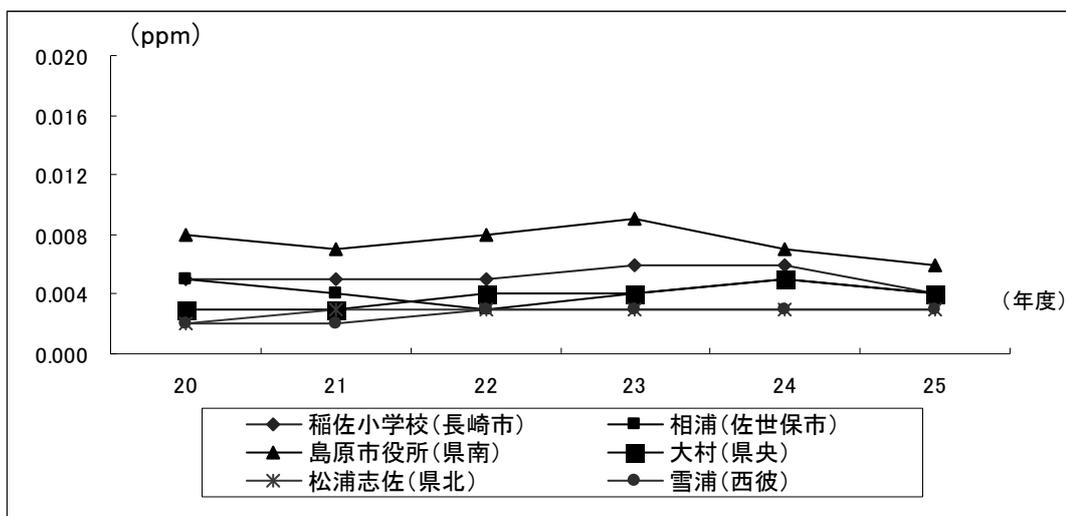
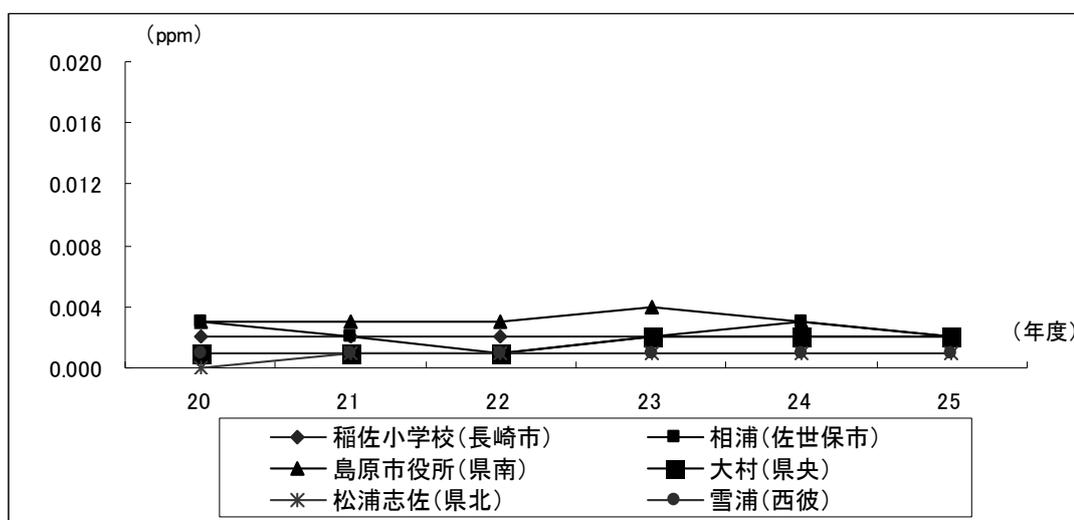


図2-2-1-7 二酸化硫黄の年平均値の経年変化



B 浮遊粒子状物質 (SPM)

45測定局（自動車排出ガス測定局3局を含む。）で測定を行い、全ての測定局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

a 環境基準達成状況

環境基準達成状況を表2-2-1-8に、濃度上位測定局を表2-2-1-9に示しました。

・短期的評価

45測定局のうち43局において、環境基準を達成しました。

・長期的評価

45測定局全てにおいて、環境基準を達成しました。

表2-2-1-8 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（短期的評価、長期的評価）

年度	測定局数	短期的評価			長期的評価			
		達成局数	非達成局数	達成率 (%)	有効測定局数	達成局数	非達成局数	達成率 (%)
20	45	20	25	44.4	45	45	0	100.0
21	45	2	43	4.4	45	16	29	35.6
22	45	0	45	0	45	15	30	33.3
23	45	1	44	2.2	45	2	43	4.4
24	45	42	3	92.9	45	45	0	100.0
25	45	43	2	95.2	45	45	0	100.0

表2-2-1-9 浮遊粒子状物質濃度の上位測定局（平成24年度）

順位	1時間値が 0.2mg/m <sup>3</sup> を超え た時間数 (短期的評価基準) (時間)		順位	日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (短期的評価基準) (日)		順位	年間2%除外値 (長期的評価基 準) (mg/m <sup>3</sup> )		順位	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	
1	面高	2	1	松浦志佐	1	1	中央橋	0.073	1	中央橋	0.034
						2	相浦	0.072	2	相浦 長崎駅前	0.032
						3	諫早	0.071			
						4	大村 福石	0.070	4	紐差	0.031
									5	鷹島 福石(自排)	0.030

b 経年変化

県下各地域の代表測定局の2%除外値及び年平均値による過去6年間の経年変化を図2-2-1-10及び図2-2-1-11に示しました。

図2-2-1-10 浮遊粒子状物質の2%除外値の経年変化

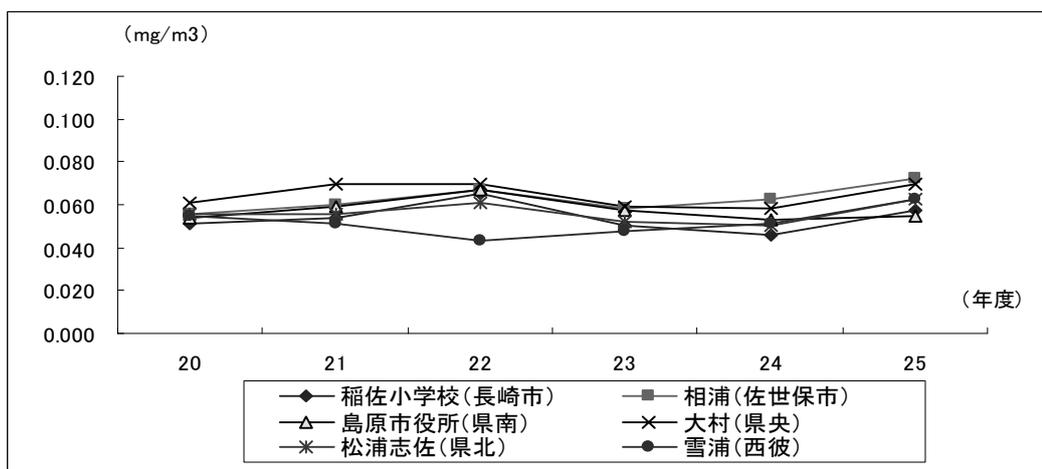
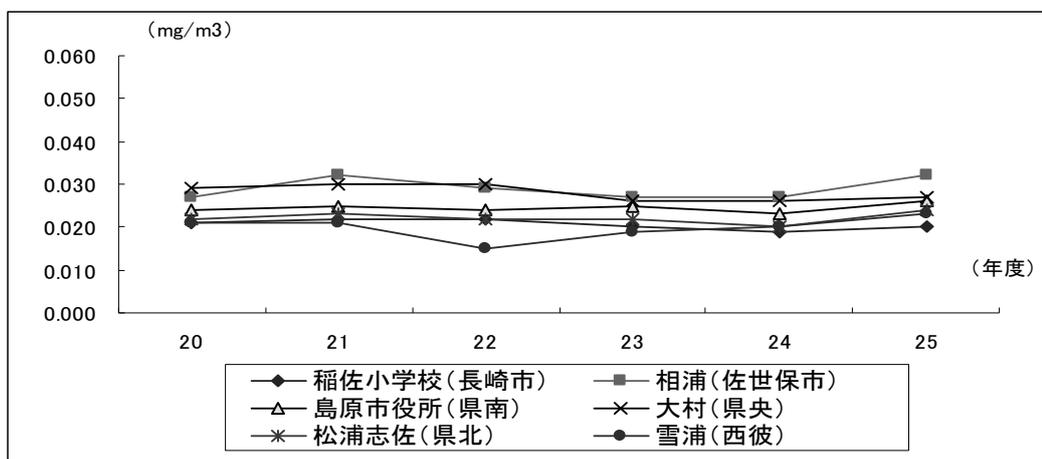


図2-2-1-11 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化



C 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

44局（自動車排出ガス測定局4局）で測定を行い、全ての測定局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

a 環境基準達成状況

44局全てにおいて環境基準を達成しました。（表2-2-1-12）  
日平均値の年間98%値（以下「98%値」という。）及び年平均値が高い上位測定局を表2-2-1-13に示しました。

また、県下各地域の代表的な測定局の98%値と年平均値の推移を図2-2-1-14、図2-2-1-15に示しました。

表2-2-1-12 二酸化窒素の環境基準達成状況

年度	測定局数		有効測定局数		達成局数		非達成局		達成率 (%)	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局
20	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
21	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
22	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
23	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
24	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100
25	40	4	40	4	40	4	0	0	100	100

表2-2-1-13 二酸化窒素濃度の上位測定局（平成25年度）

一般環境大気測定局					自動車排出ガス測定局						
順位	98%値 (ppm) (基準:0.06ppm)		順位	年平均値 (ppm)	順位	98%値 (ppm) (基準:0.06ppm)		順位	年平均値 (ppm)		
1	大塔	0.020	1	大塔 小ヶ倉	0.010	1	長崎駅前	0.045	1	長崎駅前	0.025
2	小ヶ倉 早岐	0.019				2	中央橋 日宇	0.034	2	中央橋 日宇	0.021
4	東長崎	0.016	3	早岐	0.009	4	福石	0.032	4	福石	0.020
5	大村他3	0.015	4	東長崎	0.008						

図2-2-1-14 二酸化窒素の98%値の経年変化

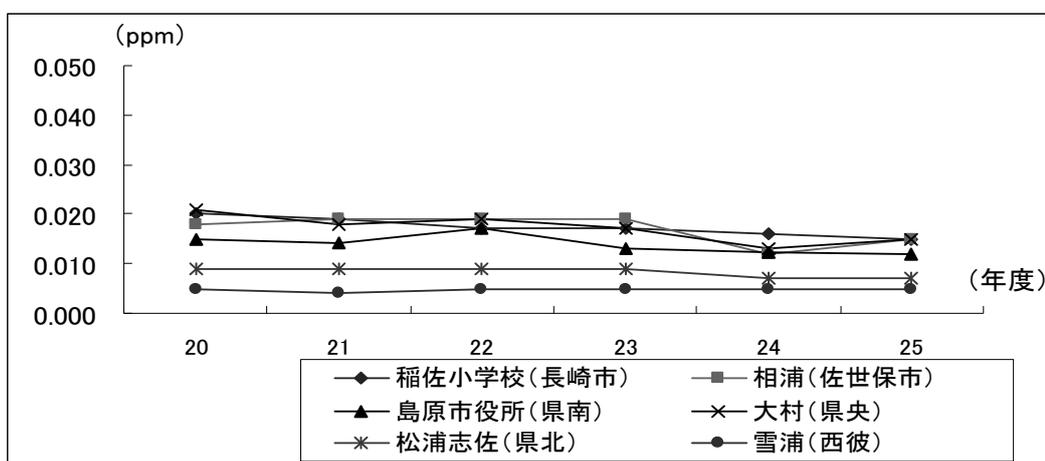
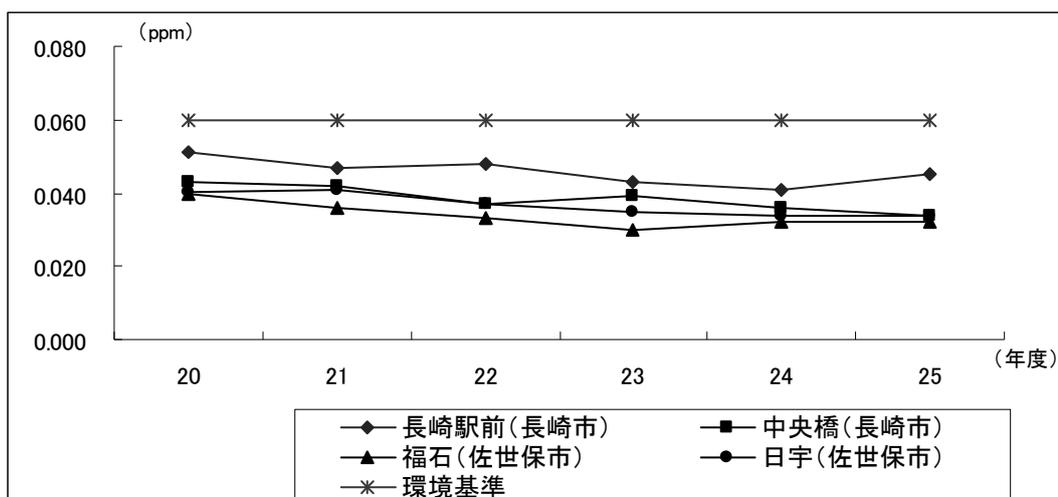


図2-2-1-15 二酸化窒素の年平均値の経年変化



#### D 光化学オキシダント (Ox)

30測定局（一般環境大気測定局30局）で測定を行い、全ての測定局が測定時間6,000時間以上の有効測定局でした。

##### a 環境基準達成状況

例年、全ての測定局が環境基準を達成しておらず、平成25年度においても、全ての測定局で達成しませんでした。光化学オキシダント注意報発令基準（0.12ppm以上）の濃度には至りませんでした。

過去6年間における光化学オキシダントの環境基準達成状況を表2-2-1-16に、県下各地域を代表する測定局の月別の環境基準超過時間数を表2-2-1-17及び図2-2-1-18、濃度上位測定局を表2-2-1-19に示しました。

季節別、地域別にみると、3～6月の春期、9～10月の秋期の2期に濃度が高くなる傾向にあり、超過時間数の多い測定局は、県北地区及び離島地区に多くみられます。

表2-2-1-16 光化学オキシダントの環境基準達成状況

年度	測定局数	達成局数	非達成局		達成率 (%)
			局数	環境基準を100時間以上超過した局数	
20	28	0	28	25	0.0
21	30	0	30	30	0.0
22	30	0	30	30	0.0
23	30	0	30	30	0.0
24	30	0	30	30	0.0
25	30	0	30	30	0.0

表2-2-1-17 光化学オキシダントの環境基準の月別超過状況（平成25年度）

測定局名	地域区分	環境基準超過時間数												年計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
稲佐小学校	長崎市	147	138	0	9	3	38	9	2	0	0	9	63	418
黒崎中学校	西彼地域	162	219	13	43	26	58	27	35	5	7	30	76	701
相浦	佐世保市	89	142	0	15	6	17	10	0	0	0	2	37	318
大村	県央地域	176	204	22	17	30	44	15	17	0	0	12	68	605
鹿町	県北地域	260	281	64	44	62	120	56	39	4	4	27	86	1047
伊佐浦	西彼地域	138	195	6	16	20	44	16	14	2	5	21	61	548
対馬	離島地域	207	197	39	38	35	20	20	21	2	0	16	89	684

図2-2-1-18 光化学オキシダントの環境基準月別超過状況（平成25年度）

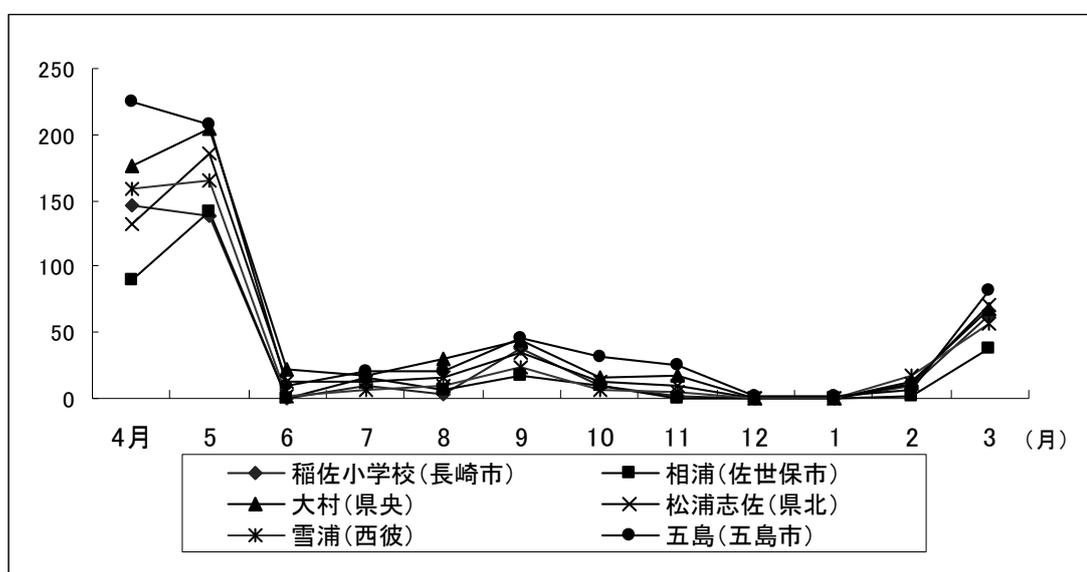


表2-2-1-19 光化学オキシダント濃度の上位測定局（平成25年度）

順位	屋間の1時間値の最高値 (ppm)	順位	屋間の1時間値が006ppmを超えた時間数 (日数)	順位	屋間の1時間値の年平均値 (ppm)
1	小浜 0.111	1	鹿町 1,047 (137)	1	鹿町 0.049
2	諫早 0.110	2	上志佐 680 (110)	2	黒崎中 0.043
3	大村 鹿町 0.109	3	紐差 795 (109)	3	杵岐 紐差 0.042
		4	小浜 675 (107)		
5	紐差 0.108	5	対馬 684 (103)	5	対馬 0.041

#### E 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、平成21年9月に環境基準が設定され、本県においては平成24年度から4測定局で測定を開始し、平成25年度は6測定局で年間を通じて測定しました。平成25年度においても高濃

度のPM2.5が観測され、平成25年11月3日に本土地区、平成26年2月3日に県央地区に注意喚起を公表しました。なお、測定体制の強化にあたり平成26年1月より県設置の全測定局において測定を開始、測定データは県ホームページや県内報道機関のデータ放送等でお知らせしています。

a 環境基準達成状況

平成25年度の測定結果は、6測定局全てにおいて環境基準を達成できませんでした。（表2-2-1-20）

環境基準を達成できなかった理由としては、中国大陸からの越境大気汚染物質の移流と黄砂の飛来が大きな要因と考えられます。

表2-2-1-20 微小粒子状物質（PM2.5）の測定状況

測定局	年平均値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	日平均値 $35\mu\text{g}$ 超えの日数
諫早局	17.0(16.4)	21日（14日）
吉岐局	16.2(16.1)	19日（15日）
福石局	19.0(17.7)	25日（16日）
大塔局	19.0(19.5)	38日（28日）
五島局	15.1（-）	18日（-）
稲佐小学校局	16.7（-）	27日（-）

（ ）内はH24年度

注意喚起	測定局	早朝5時～7時の平均濃度（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	1日平均値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）
H25.11.3	大塔局	86.3	46
H26. 2.3	稲佐小学校局	87.0	51
	小ヶ倉支所局	94.3	53

※ 国のPM2.5に関する注意喚起のための暫定的な指針に基づき、早朝5時～7時までの平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合は、1日平均濃度が国の暫定指針値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える恐れがあるとして注意喚起を行うもの。

イ 環境基準対象外項目

A 非メタン炭化水素

炭化水素のうち非メタン炭化水素は、窒素酸化物が共存すると光化学反応により光化学オキシダント発生の原因となるために、本県では、例年一般環境大気測定局2局、自動車排出ガス測定局4局で測定を実施しています。

光化学オキシダントの環境基準である0.06ppm(昼間の1時間値)に対応する非メタン炭化水素の濃度は0.20～0.031ppmC(6～9時の3時間平均値)のゾーンに相当するとして、この濃度を光化学オキシダント生成防止の指針値としています。

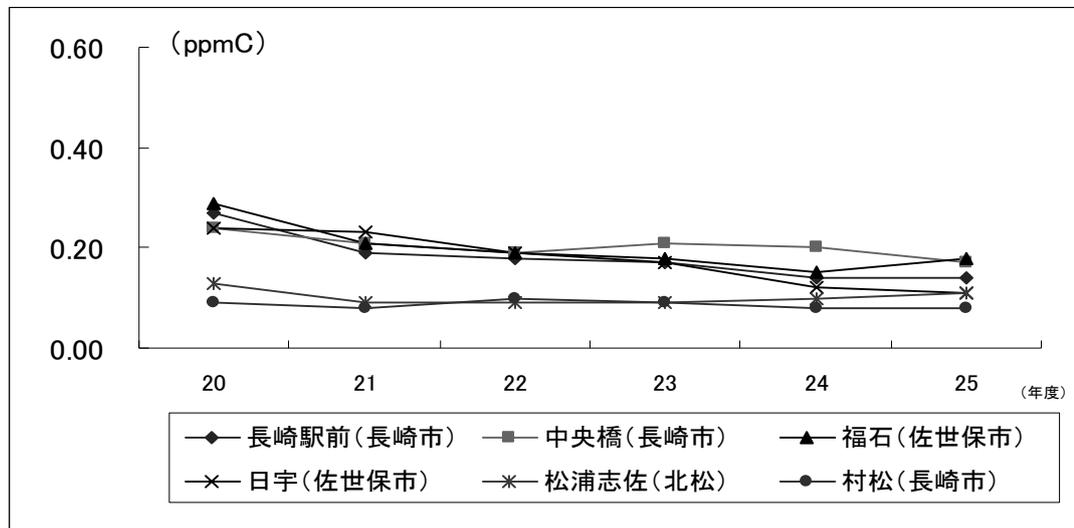
年間の状況を表2-2-1-21に示しました。

6～9時における年平均値は一般環境大気測定局0.08～0.11ppmC、自動車排出ガス測定局0.11～0.18ppmCでした。6～9時の3時間平均値が指針値の上限を超えた日については全測定局でみられ、自動車排出ガス測定局において特に多くみられました。年平均値による経年変化を図2-2-1-22に示しました。

表2-2-1-21 非メタン炭化水素の年間の状況（平成25年度）

測定局の区分	6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	6～9時における年平均値(ppmC)	年平均値(ppmC)
一般環境大気測定局	1～3日/年	0.10	0.08～0.11
自動車排出ガス測定局	7～60/年	0.15～0.22	0.11～0.18

図2-2-1-22 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化



### (3) 有害大気汚染物質調査

大気汚染防止法の一部改正（平成9年4月1日施行）により、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となる物質のうち健康リスクが高い22物質が、優先取組物質と指定され、平成9年度からベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等測定方法が確立している16物質についてモニタリングを開始しました。順次項目が追加されています。

平成25年度は環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）等測定方法が確立している19物質について8地点で調査を実施しました。

#### ア 環境基準が定められている4物質

表2-2-1-23に示すように環境基準が定められている4物質の調査結果は、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

表2-2-1-23 環境基準が設定されている4物質の調査結果（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	長崎県の調査結果 (平成25年度)			全国の調査結果 (平成24年度)			環境基準 (年平均値)
	地点数	平均値	年平均値の範囲	地点数	平均値	年平均値の範囲	
ベンゼン	7	1.1	0.59~1.7	419	1.2	0.40~3.0	3.0
トリクロロエチレン	6	0.44	0.024~2.4	367	0.50	0.010~10	200
テトラクロロエチレン	6	0.09	0.046~0.22	369	0.18	0.0075~1.7	200
ジクロロメタン	6	0.6	0.49~0.58	366	1.6	0.26~13	150

イ その他の物質について

健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている8物質の調査結果は、全ての物質において、大きく指針値を下回りました（表2-2-1-24）。また、環境基準等が設定されていない9物質の調査結果は、平成24年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下の濃度レベルでした。（表2-2-1-25）

表2-2-1-24 健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている8物質の調査結果

物質名	長崎県の調査結果 (平成25年度)			全国の調査結果 (平成24年度)			指針値 (年平均値)
	地点数	平均値	年平均値の範囲	地点数	平均値	年平均値の範囲	
アクリロニトリル	5	0.062	0.024~0.18	335	0.080	0.0075~1.8	2.0
塩化ビニルモノマー	3	0.024	0.005~0.035	341	0.047	0.0036~0.88	10
水銀及びその化合物	4	1.8	1.6 ~ 2.0	270	2.1	0.82~6.1	40
ニッケル化合物	5	3.6	2.8 ~ 4.6	282	4.1	0.41 ~ 24	25
クロロホルム	5	0.18	0.14~0.24	334	0.20	0.018~1.9	18
1,2-ジクロロエタン	5	0.23	0.18~0.27	347	0.17	0.058~1.8	1.6
1,3-ブタジエン	5	0.14	0.080~0.26	374	0.14	0.0097~2.0	2.5
ヒ素及びその化合物	6	1.8	1.1 ~ 3.1	280	0.15	0.16~15	6.0

(アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン) 単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、左記以外の物質 単位： $\text{ng}/\text{m}^3$ )

表2-2-1-25 環境基準等が設定されていない9物質の調査結果

物質名	長崎県の調査結果 (平成25年度)			全国の調査結果 (平成24年度)		
	地点数	平均値	年平均値の範囲	地点数	平均値	年平均値の範囲
アセトアルデヒド	6	1.6	1.1~2.2	298	2.1	0.53~10
酸化エチレン	3	0.075	0.056~0.086	229	0.09	0.030~0.77
ベンゾ(a)ピレン	4	0.11	0.10~0.11	283	0.21	0.006~2.7
ホルムアルデヒド	6	2.1	1.6~2.3	300	2.5	0.51~5.9
バリリウム及びその化合物	2	0.016	0.012~0.020	249	0.02	0.0064~0.17
マンガン及びその化合物	2	25	21~28	265	24	2.4~160
クロム及びその化合物	2	4.7	3.7~5.7	257	5.3	0.28~70
塩化メチル	2	2.0	2.0~2.0	313	1.5	1.1~5.6
トルエン	2	6.9	5.3~8.4	343	8.4	0.74~43

(アセトアルデヒド、酸化エチレン、ホルムアルデヒド) 単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、左記以外の物質 単位： $\text{ng}/\text{m}^3$ )

#### (4) 大気環境保全対策〔環境政策課〕

##### ア 固定発生源対策

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設に対する規制として硫黄酸化物・ばいじん・有害物質（窒素酸化物・塩化水素等）について排出基準が定められています。また、一般粉じん発生施設については、土石や鉱物からの粉じん飛散防止のための施設の構造・使用に対して基準が定められています。

工場や事業場のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設を対象に立入検査を実施し、ばい煙発生施設にあつては、必要に応じてばい煙濃度の測定を実施しています。さらに、ばい煙排出者が自ら排出ばい煙をチェックし、管理することにより大気環境の保全に努めるよう指導しています。

平成25年度の立入検査状況を表2-2-1-26に示します。

表2-2-1-26 立入検査実施状況（平成25年度：長崎県実施分）

区 分	立入検査工場 及び事業場数	立入検査 施設数	ばい煙濃度 の測定件数
ばい煙発生施設	232	439	11
一般粉じん発生施設	77	475	—
合 計	309	914	11

各種届出事項をチェックし、変更事項の届出・ばい煙濃度の自主測定の励行・施設の適正運用、一般粉じん発生施設からの粉じん飛散防止等について検査しました。

本県には大型固定発生源である火力発電所が3か所に立地していますが、排煙脱硫装置や電気集じん機等種々の大気汚染防止施設を設置し、周辺大気環境の保全を図っています。

また、事業者及び地元市町、県とで環境保全協定を締結し、硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんの各物質について排出基準よりも更に厳しい協定値を設定しています。

各発電所の発生源には、硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度の自動測定機が設置され、本県テレメータシステムにより常時監視しています。

##### イ 大気汚染緊急時対策

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び二酸化窒素の4物質の環境濃度は、低いレベルにありますが、光化学オキシダントは、例年4月から5月にかけて、また、微小粒子状物質は11月から5月にかけて高濃度に達する状況にあります。このため日頃から気象状況を把握しておくとともに、関係機関・住民等への周知連絡体制に万全を期しているところです。

また、松浦市に2電力企業の国内最大級の出力(各2号機完成時370万kw)を有する石炭火力発電所が稼働しており、県北地域では、環境保全協定に基づく発令濃度ランクを定める等、更に詳細な緊急時対応を整えています。

(5) 民間建築物の吹付けアスベスト対策〔建築課〕

現在、建築物にアスベストの飛散の恐れのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物には、吹付け材アスベストが含まれ、放置しているとアスベストが飛散する恐れがある建築物があるため、民間建築物に対するアスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を市町と連携して助成を行っています。(表2-2-1-27)

表2-2-1-27 民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数

年 度	除去等対策工事 (件)		成分調査 (件)	
		うち助成件数		うち助成件数
平成19年度	14	3	52	23
平成20年度	13	8	38	28
平成21年度	13	10	24	23
平成22年度	6	6	19	18
平成23年度	4	4	20	18
平成24年度	3	3	30	29
平成25年度	2	1	12	12
合 計	55	35	195	151

課題

- 大気環境基準の維持達成に向けた工場・事業場からのばい煙等の排出抑制対策や、有害大気汚染物質の使用実態及び排出状況等の把握並びに削減対策等の指導の推進が必要です。
- 建築物の吹付けアスベストの除去等対策工事費用に対し助成しているが、所有者は、なお多額の自己負担が必要です。

2 自動車排出ガス抑制対策の推進

現状・施策

(1) 自動車排出ガス測定結果〔環境政策課〕

自動車排出ガスの寄与が大きい二酸化窒素と一酸化炭素について、4か所(一酸化炭素は3か所)の自動車排出ガス測定局で継続して測定を

行っています。

平成25年度は、二酸化窒素、一酸化炭素とも全ての測定局で環境基準を達成しています。（図2-2-2-1、図2-2-2-2）

図2-2-2-1 二酸化窒素の98%値の経年変化

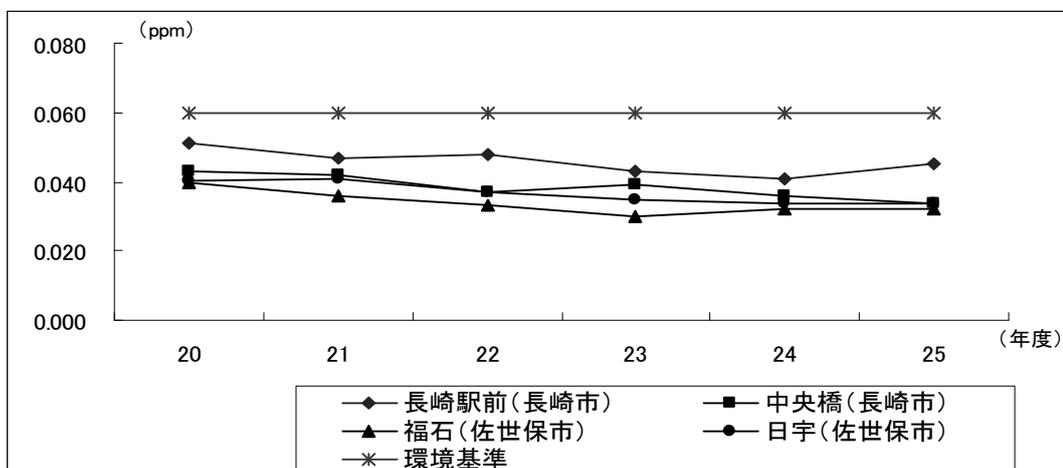
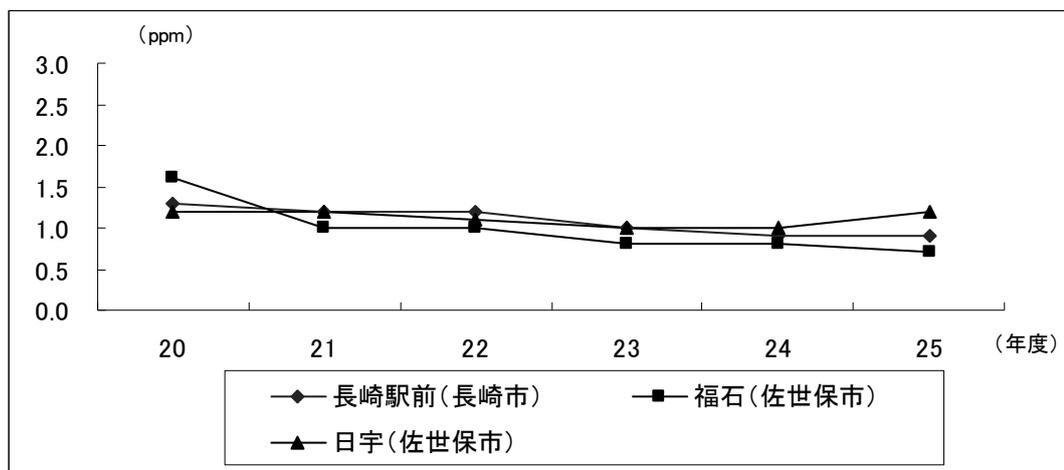


図2-2-2-2 一酸化炭素の2%除外値の経年変化



## (2) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進（再掲）

〔新幹線・総合交通対策課、未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取組みました。

また、ながさき環境県民会議（旧長崎県地球温暖化対策協議会）と合同で、12月に県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィークを実施しました。

なお、平成25年度は、前年を上回る393社（者）、約41,000人が参加し、約85tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

(3) エコドライブ普及促進事業（再掲） 〔未来環境推進課〕

NPOと協働した「エコドライブ&エコカー普及事業」において、県内のイベント会場の来場者・市町職員等を対象に、ドライビングシミュレーターを用いたエコドライブ模擬体験講習を実施しました。

(4) エコドライブ（省燃費運転）の推進 〔交通局（県営バス）〕

環境保全、燃料消費量の削減、さらには車内事故防止を目的に、アイドリングストップ、惰力運転、穏やかな発進・停車などのエコドライブを推進し、営業所別・車両別の燃費結果の確認、それを踏まえた乗務員への研修、個別指導等に取り組みました。

(5) 環境に配慮したまちづくり（再掲） 〔都市計画課〕

ア JR長崎本線連続立体交差事業

鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減します。

・解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）

(6) 交通網の充実 〔道路建設課〕

都市圏における円滑な交通確保のため、渋滞を緩和し、交通に起因する環境負荷を低減する道路網の充実に取り組んでいます。

具体的には、高規格幹線道路・地域高規格道路や環状道路・バイパスの整備により道路ネットワークを充実させ、都市部の通過交通を分散・排除することで、渋滞している地域の交通量を減少させ二酸化炭素の発生を抑制します。

**課題**

- 自動車排出ガス対策を推進するためには、自動車単体の構造・技術的課題や都市計画、運輸計画を含めた総合的な道路交通体系の整備面からの課題、さらには運転者一人ひとりの意識の問題等多岐に渡って施策を展開する必要があります。
- マイカー自粛、公共交通機関の利用促進についての啓発を引き続き行うとともに、都市部においては、自家用車から公共交通機関に乗り換えるパーク・アンド・ライドや通勤シャトルバスの運行などを検討する必要があります。
- 市街地における車の走行速度は低いままであり、公共事業費が減少したなか、財源確保が課題となっています。
- 概ねエコドライブは実施されていますが、バス乗務員等へ趣旨を徹底して更に実施率を向上させる必要があります。

### 第3節 水環境の保全

#### 1 海域、河川、湖沼等の水質保全対策の推進

##### 現状・施策

#### (1) 海域、河川、湖沼等の水質保全対策〔環境政策課〕

##### ア 公共用水域の水質監視状況

都市化・産業化の進展により、清流の枯渇、水質の悪化、地下水の減少等水循環の変化に起因する様々な問題が生じています。

そこで、水質汚濁防止法に基づき、知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視することとされており、毎年作成される測定計画に従って、県、長崎市及び佐世保市等関係機関が公共用水域及び地下水の水質調査を実施しています。

公共用水域については、県内の主要河川・湖沼及び海域の191地点で調査を実施しました。

県下の公共用水域の環境基準の維持達成状況を把握するための地点（環境基準点）数は135地点で、河川が55水域57地点、湖沼が1水域2地点、海域が14水域76地点です。

##### A 河川

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）のうち、河川の水質汚濁の状況を、BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率でみると表2-3-1-1のとおりです。

平成25年度は、類型指定全55水域において環境基準を達成し、達成率は100%でした。主要河川のBOD75%値は図2-3-1-2のとおりです。

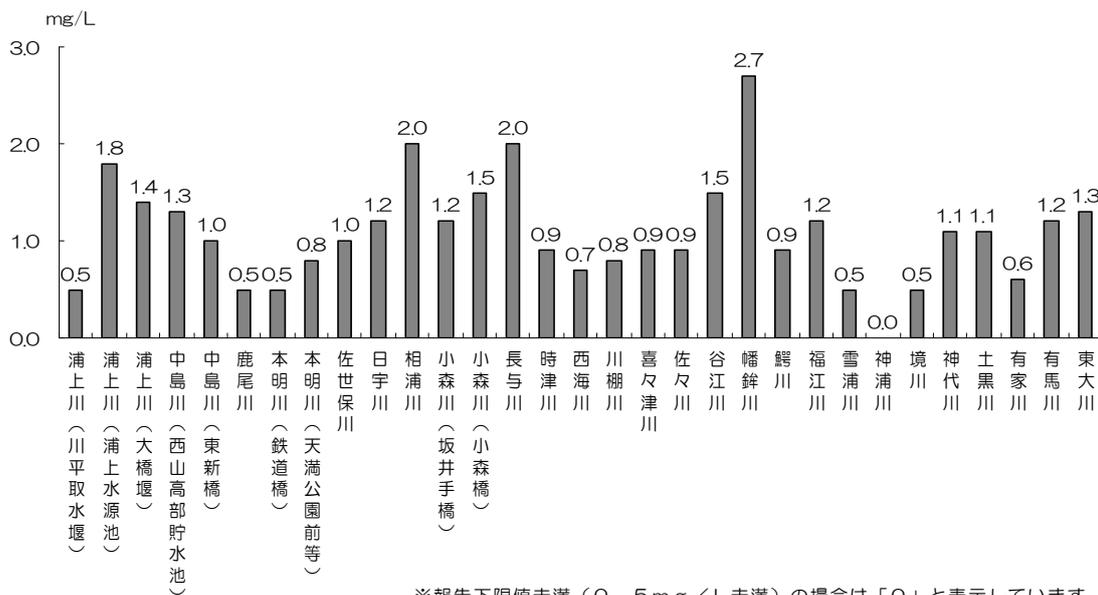
また、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表2-3-1-1 河川におけるBODの環境基準達成率

年度	類型指定水域数	環境基準達成水域数	達成率(%)
20	55	55	100.0
21	55	55	100.0
22	55	55	100.0
23	55	55	100.0
24	55	54	98.2
25	55	55	100.0

注) 達成率＝環境基準達成水域数÷類型指定水域数×100

図2-3-1-2 平成25年度 主要河川のBOD75%値



## B 湖沼

平成21年度から本明川（調整池）で水質監視を行っています。水質汚濁の状況をCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は、1水域2地点とも未達成で、環境基準達成率は0%でした。2地点のCOD75%値は、それぞれ9.4mg/L、9.0mg/L（環境基準は5mg/L）でした。

また、閉鎖性水域の富栄養化の指標とされている全窒素及び全磷についても、1水域2地点とも未達成で、環境基準達成率は0%でした。

## C 海域

海域の水質汚濁の状況をCODの環境基準達成率でみると、表2-3-1-3のとおり76地点中8地点が未達成で、達成率は89.5%、でした。（図2-3-1-4）

閉鎖性の強い大村湾では、昭和51年以降、環境基準を超過した状態が続いています。

なお、大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾及び有明海の5海域は閉鎖性が強く、赤潮の発生や魚介類への被害を招く富栄養化の防止を図るため、全窒素・全磷について環境基準の類型指定を行い、平成12年度より、その類型指定に基づく測定を実施しています。

海域の全窒素は11水域中1水域で、全磷は11水域中2水域で環境基準を達成できませんでした。

なお、人の健康の保護に関する環境基準については、全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表2-3-1-3 海域におけるCODの環境基準達成率

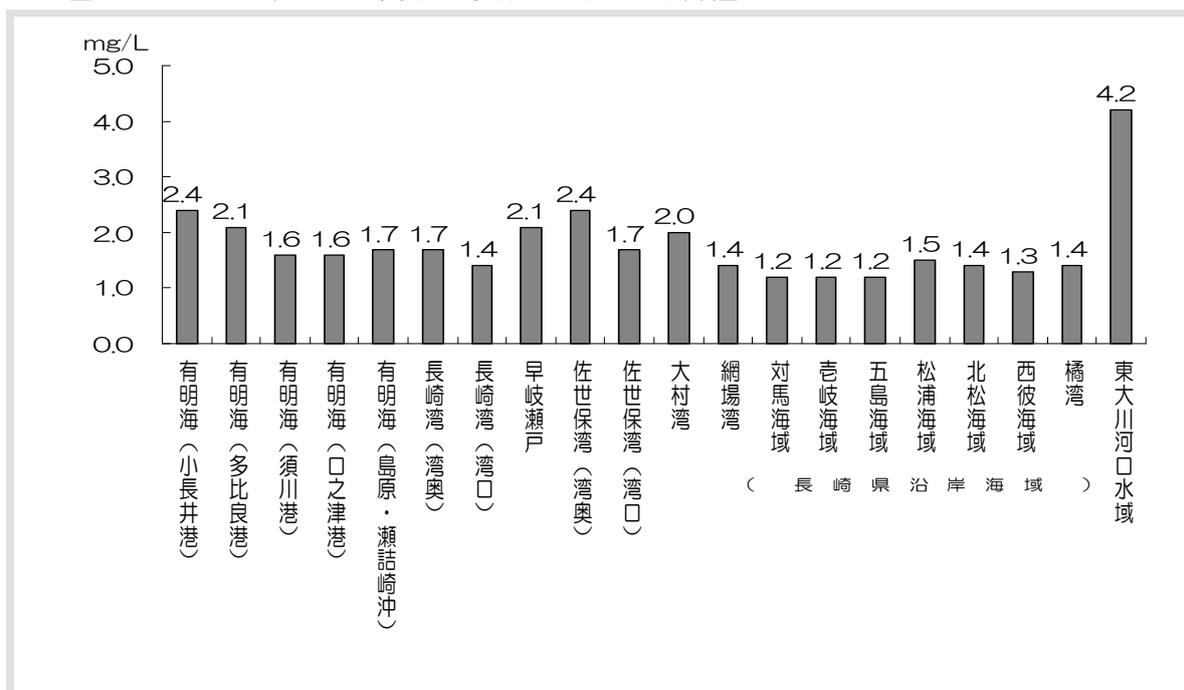
年度 (平成)	類型指定 水域数	環境基準 達成水域数	達成率 a (%)	環境基準 点数	環境基準 達成地点数	達成率 b (%)
20	14	9	64.2	76	57	75.0
21	14	9	64.2	76	58	76.3
22	14	9	64.2	76	54	71.1
23	14	12	85.7	76	67	88.2
24	14	10	71.4	76	59	77.6
25	14	12	85.7	76	68	89.5

注) 達成率a=環境基準達成水域数÷類型指定水域数×100

達成率b=環境基準達成地点数÷環境基準点数×100

注2) 海域の水質の状況については、国は水域数を基本とした達成率で評価しているが、本県では対馬海域、杵岐海域、五島海域、松浦海域、北松海域、西彼海域及び橘湾を含む広い水域が「長崎県沿岸海域」という1水域となり、各水域ごとの水質の状況が把握しにくいので、環境基準点数を基本とした「達成率b」でも評価している。

図2-3-1-4 平成25年度 海域のCOD75%値



## イ 地下水

地下水については、トリクロロエチレン等の人の健康の保護に関する項目について、地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する「概況調査」、概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する「汚染井戸周辺地区調査」、及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の状態を継続して監視するために実施する「継続監視調査」に分けて実施しました。

### A 概況調査

長崎市及び佐世保市の2市の計30地点で調査を実施し、超過した地点はありませんでした。

## B 汚染井戸周辺地区調査

長崎市及び佐世保市の28地点で調査を実施しました。

- ① 総水銀が及びトリクロロエチレンが、長崎市の1地点で超過しました。
- ② ほう素が、長崎市の1地点で超過しました。

## C 継続監視調査

7市1町の計33地点で調査を実施しました。

- ① 砒素が、長崎市の1地点で超過しました。
- ② 総水銀及びトリクロロエチレンが、長崎市の1地点で超過しました。
- ③ 1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが、長崎市の1地点で超過しました。
- ④ トリクロロエチレンが、長崎市の1地点で超過しました。
- ⑤ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、佐世保市の2地点、島原市の7地点、雲仙市の1地点、南島原市の1地点の計11地点で超過しました。

## ウ 海水浴場の調査

海水浴場の水質調査は、県下の主要な25海水浴場で、開設前と開設中の2回、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度の4項目について実施し、調査結果は表2-3-1-5のとおりで、不適な海水浴場はなく、全体として概ね良好な水質を維持していました。

表2-3-1-5 平成25年度海水浴場の水質調査結果

水質の区分		平成25年度	
		開設中	開設前
適	水質AA	22 (88.0%)	23 (92.0%)
	水質A	3 (12.0%)	2 (8.0%)
可	水質B	0	0
	水質C	0	0
不適		0	0
計		25 (100%)	25 (100%)

### (2) 大村湾水質保全対策〔環境政策課〕

大村湾は、南北に約26km、東西に約11km、面積約320km<sup>2</sup>、容積約47億m<sup>3</sup>の閉鎖性内湾であり、県本土の中央部に位置し、古くから多くの人々に親しまれています。

大村湾の水質をCODでみると、平成25年度は全湾の平均値が2.0mg/L (COD75%値) でした。

近年、水質の改善傾向が見られますが、湾奥部を中心に依然として環境基準 (COD2.0mg/L) を超過する地点が存在しており、継続した水

質保全対策が求められています。

水質汚濁対策としては、「水質汚濁防止法」及び「未来環境条例」による工場・事業場排水規制のほか、平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき大村湾の環境保全及び水質改善等を推進するため次の取組みを実施しました。

- 1) 下水道の整備等による汚水処理人口普及率の向上  
大村湾流域汚水処理人口普及率 91.5%（平成25年度末）
- 2) 第3期大村湾環境保全・活性化行動計画の策定
- 3) 大村湾底質改善実証試験事業による底質改善の効果検証
- 4) 環境学習・啓発事業
  - ・いさはやエコフェスタへの参加
  - ・教員等を対象とした環境学習会の開催
- 5) 大村湾貧酸素水塊観測情報の提供
- 6) 大村湾環境ネットワークによる地域連携の拡大
- 7) 大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワークとの連携
- 8) 環境保健研究センターによる事業
  - ・溶存有機物に関する研究
  - ・アサリ生息場造成効果の検証等

なお、「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」は、平成25年度が終期となっていましたが、計画の目標に掲げる～美しく豊かな大村湾の里海づくり～を更に進めるため、第2期行動計画の検証をを行なった上で、平成26年度から5年間の計画として「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」を策定しました。

また、水質の環境基準達成を図るため、水質汚濁防止法第3条に基づく横出し排水規制（県条例改正：平成21年3月31日公布、平成21年10月1日施行）により産業廃棄物最終処分場の排水規制の強化を図っています。

さらに大村湾流域の自治体等により構成する「大村湾をきれいにする会」では、例年、湾内に浮遊するゴミを除去するとともに、大村湾沿岸の一斉清掃や、「大村湾をきれいにしよう！」キャンペーンによる啓発活動を行っています。

### (3) 諫早湾干拓調整池の水質保全対策〔環境政策課〕

諫早湾干拓調整池の水質をCODでみると、平成25年度は平均値が9.2mg/Lでした。

水質保全対策として、平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」（以下「第2期行動計画」という。）に基づき、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じている水辺環境や生態系を住民とともに守り育み、自然豊かな水

辺空間づくりを推進しています。

なお、第2期行動計画に基づき取組んだ施策は、次のとおりです。

- |  |
|--|
| 1) 下水道の整備等による汚水処理人口普及率の向上<br>諫早湾干拓調整池流域汚水処理人口普及率 86.2%<br>(平成25年度) |
| 2) 工場・事業場の排水規制にかかる立入検査・指導業務  |
| 3) もみ殻炭によるリン除去能検証  |
| 4) 関係機関との連携による対策実施<br>・遊水池からの水質汚濁負荷の調査・解析                          |

また、調整池における水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水規制について、本明川（旧）流域において「上乗せ排水基準」を昭和58年8月に設定していましたが、平成20年4月25日の同河川区域の拡大（本明川は調整池まで延伸）により、上乗せ排水規制の対象を調整池流域の工場・事業場に拡大させました（平成20年7月28日条例改正）。

さらに、平成21年3月に調整池に直接排水する排水規制項目として新たにCODの項目を設定する条例改正（平成21年3月24日公布、平成23年7月29日施行）を行い、調整池流域の工場・事業場には一律排水基準より厳しい規制を設けています。

(4) 諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業〔農業経営課、諫早湾干拓課〕

「第2期行動計画」に基づき、土づくりを重視した栽培や減化学肥料、減化学農薬栽培など環境負荷を軽減する環境保全型農業を推進しています。具体的には、表土や肥料養分等の流出を防止するカバークロップの推進や化学肥料及び化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組にあわせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある取組を行う個々の農業者に対する支援（環境保全型農業直接支援対策）、有機物を活用した窒素負荷低減対策技術開発のための試験等に取り組みました。

・平成25年度実績

カバークロップ導入面積（諫早湾干拓調整池流域畑地） 175ha  
環境保全型農業直接支援対策面積（平成諫早湾干拓地及び諫早湾干拓調整池周辺農地） 780ha

(5) 島原半島地域地下水汚染対策〔環境政策課、農業経営課、畜産課〕

島原半島では、地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度の環境基準（10mg/L）超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そこで、硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、総合的な対策を講じることを目的として、平成23年2月に「第2期島原半島窒素負荷低減計画」を策定しました。

本計画に基づき、関係行政機関と事業者団体が連携してGAPの推進、

環境保全型農業直接支援対策による支援を活用した特別栽培等の推進など、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の推進を行っています。

また、島原半島内の過剰堆肥を半島外に搬出する取組みを推進するため、平成23年度から「島原半島良質堆肥広域流通促進事業」を創設し、堆肥調整保管庫や堆肥運搬車・散布車等の施設・機械の整備費に対して補助を行っています。

・平成25年度実績

GAP取組団体集団数	36団体（島原半島）
特別栽培取組面積	376ha（島原半島）
堆肥ヘルパー組織数	6組織（島原半島）

#### （6）漁場環境の改善〔漁港漁場課〕

##### ア 水産環境整備事業

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました。

・海藻バンクの整備：県北、西彼、橘湾

#### （7）赤潮被害防除技術の研究開発〔漁政課〕

長崎県における有害赤潮の発生件数は、平成10年以前は年間5件以下で推移していましたが、平成11年以降は年間13~25件と増加しています。そこで、有害赤潮による養殖魚のへい死を防ぐために、有害赤潮プランクトンの発生が多発する海域や大きな漁業被害を出した海域の調査を行ない、調査海域で有害赤潮が発生する特性を把握するとともに、有効な防除方法の検討を行いました。

#### 課題

- 環境保全型農業直接支援対策は、化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組みに併せてカバークロープ、堆肥の施用及び有機農業等、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある取組みを行う個々の農業者に対し支援していますが、平成27年度から制度の一部が見直されるため農業者への推進が必要です。
- 河川は近年改善の傾向は見られますが、下水道等の生活排水処理施設の整備の遅れにより、市街地を流れる都市河川や都市周辺で開発が進む地域を流域に持つ河川等で水質の改善が進まないのが課題です。
- 湖沼（諫早湾干拓調整池）は、生活排水や干拓地などの面源系からの流入負荷と調整池内の潜在的な汚濁負荷が要因となっており、その対策にかかる事業の推進や、新たな水質浄化対策の構築が大きな課題です。
- 海域は、本県の場合、地形的に閉鎖性の強い海域を多く抱えていますが、この閉鎖性海域は海水の交換が悪いことに加え、生活排水等の流入が水質

に大きな影響を与えておりその改善が課題です。

- 地下水については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が広域的に検出され、一部の地域で環境基準を超過しており、今後の対策が課題となります。
- 陸域からの汚濁対策に加えて、今後、藻場の育成など自然が持っている水質浄化能力を活用した湾の直接浄化対策の研究、技術開発が必要です。
- 近年大村湾では、夏季に大規模な貧酸素水塊の発生により海洋生物が死滅するなど、海洋環境が大きく変化しています。大村湾の水質・底質改善に取り組むとともに、貧酸素水塊発生・発達等のメカニズムを解明し、貧酸素水塊に対する有効な対策を検討するためのデータ収集及び解析を継続していくことが重要です。
- 諫早湾干拓調整池や干陸地には渡り鳥の飛来や葦の繁茂など新たな生態系が生じています。これらを住民と守り育てる活動を推進し、かつ、調整池の恒久的な水質保全を図るための施策が必要です。

## 2 生活排水対策の推進

### 現状・施策

#### (1) 生活排水対策の総合的推進〔環境政策課、水環境対策課〕

近年における公共用水域の水質汚濁の主な原因は、炊事、洗濯、入浴など私たちの日常生活に伴う生活排水が大きな要因となっています。

生活排水対策を推進するために、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を推進するとともに、各家庭からの汚濁負荷を削減するため住民意識の啓発、住民による実践活動の推進等の対策を実施しています。(表2-3-2-1)

表2-3-2-1 平成25年度末生活排水処理施設整備状況

処理施設名	処理施設別人口内訳(万人)	
	長崎県	全国
下水道	85 (78.0%)	9,714 (86.6%)
農業・漁業集落排水等	5 (4.6%)	356 (3.2%)
浄化槽	18 (16.9%)	1,121 (10.0%)
コミュニティ・プラント	1 (0.5%)	25 (0.2%)
計	109	11,216
総人口	142	12,619
汚水処理人口普及率	77.2%	88.9%

注①：( )内は、整備人口の総計に対する各施設の整備人口の割合。

なお、処理施設別人口は四捨五入のため、集計が合わないところもあります。

②：全国の状況は、福島県を除いた値。

(2) 汚水処理施設整備の推進 〔水環境対策課〕

市街地、農山漁村等を含めた市町村全域で効率的に汚水処理施設の整備を推進するためには、各種汚水処理施設の有する特性や経済性を勘案した効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要です。

本県では、市町と連携して平成17年12月に汚水処理の展望について示した「長崎県汚水処理構想」を策定、平成23年度には見直しを行い、「長崎県汚水処理構想2012」を策定しました。

また、汚水処理施設の普及を図るため、市町が新規に着手する汚水処理施設に対し、引続き財政的支援を行うよう「長崎県汚水処理総合交付金制度」を策定しました。

(3) 生活排水対策重点地域 〔環境政策課〕

諫早湾流域、有明海及び橘湾流域の生活排水対策重点地域指定を受けた市が行う生活排水対策啓発事業に技術支援、財政支援を行っています。

重点地域に指定された市町は、自ら策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、下水道や浄化槽等の整備を図り、あわせて住民に対し家庭排水の汚濁対策を啓発、実践しています。

(4) 下水道 〔水環境対策課〕

「長崎県汚水処理構想2012」に基づいた下水道事業を実施することとしています。

平成25年度末現在

- ・普及率 60.2%
- ・事業実施市町 9市6町
- ・供用開始済み市町 9市7町

(5) 農業集落排水事業の整備 〔水環境対策課〕

「長崎県汚水処理構想2012」に基づき、農業集落地域の約4万人を対象として、農業集落排水事業を実施することとしています。

平成25年度は、西海市の西海地区において、農業集落排水施設の更新を行うため、機能診断調査を委託しました。

(6) 漁村の集落排水施設整備（下水道） 〔漁港漁場課〕

「長崎県汚水処理構想2012」において、漁業集落排水事業を実施することとしています。

平成25年度は、引き続き芦辺漁港及び有喜漁港において集落排水施設等の整備を実施しました。

(7) 浄化槽の整備 [水環境対策課]

ア 浄化槽の適正な維持管理に関する指導の徹底

浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施、浄化槽保守点検業者の登録、(一財)長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等、「浄化槽法」に基づく浄化槽の設置・保守点検等の適正な運用を図り、生活環境や海、川などの水質環境の保全に努めています。

イ 浄化槽の設置の推進

本県では、生活雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処するため、浄化槽の設置及び整備の推進しています。

浄化槽の設置状況は、表2-3-2-2のとおり、その設置基数は年々増加しており、平成25年度は前年度より1,942基増加し、総数で52,741基(前年比3.8%増)となりました。

A 浄化槽設置整備事業(個人設置型)

浄化槽設置に対する補助制度は、昭和60年度から、閉鎖性水域である大村湾流域を対象にスタートし、平成3年度からは、補助対象を県下全域に拡大しています。

平成25年度は、国庫補助と県費補助をうけて19市町が整備事業を実施し、1,919基が整備されました。

B 浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)

平成6年度に市町村が設置主体となって浄化槽の整備・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業が国において創設され、本県では平成14年度から事業が実施されています。

平成25年度は県内2市町において、17基の浄化槽が整備されました。

表2-3-2-2 各年度別浄化槽設置基数(基、%)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
みなし 浄化槽	基 数	20,489	19,773	18,895	17,365	16,552	16,237	15,854
	構成比	(32.0)	(30.4)	(28.7)	(26.7)	(25.2)	(24.2)	(23.1)
浄化槽	基 数	43,612	45,200	46,908	47,573	49,058	50,799	52,741
	構成比	(68.0)	(69.6)	(71.3)	(73.3)	(74.8)	(75.8)	(76.9)
合 計		64,101	64,973	65,803	64,938	65,610	67,036	68,595

※みなし浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽で平成13年4月1日以降の新設は禁止されている。

(8) 長崎県汚水処理施設整備促進交付金 [水環境対策課]

平成25年度までに公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、コミュニティプラント事業、浄化槽市町村整備推進事業を新規着手する財政力の弱い市町、離島地域若しくは生活排水対策重点地域にある市町に対し、事業着手より6年間、事業費に対し最大15%の助成を行っています。(有喜・松里地区漁業集落排水事業(諫早市)H25~28 交付率5%)

(9) 諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業

〔諫早湾干拓課〕

諫早湾干拓調整地の水質保全対策のひとつとして、流域における農業集落排水施設への接続を促進することにより、調整池の水質保全を図るため、接続に伴う宅内配管工事費用等の借入資金に対する利子助成を行いました。（市が行う利子助成に対し、県がその1/2を助成）

平成25年度実績 7千円

課題

- 生活排水の処理率を高めるためには、地域住民の生活排水対策への理解と協力のもと、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽等の一層の普及促進が重要です。
- 汚水処理施設の整備は全国と比較すると遅れており、水環境保全のためにも整備を進める必要がありますが、未実施の所は離島地域や半島地域で財政力の弱い市町が多く、なかなか整備速度が上がらない状況です。
- 浄化槽の設置を計画的に進めていくためには、市町が設置・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業を推進する必要があります。
- 漁村については、依然、都市部との格差は大きく、今後、さらなる整備促進が必要です。
- 本県の農業集落排水事業は、水質保全を図る必要がある大村湾や諫早湾干拓調整池などの閉鎖性水域周辺を中心に進めています。今後は、離島地域を含めた県下全域での整備を進めていく必要があります。

3 工場・事業場等排水対策の推進

現状・施策

(1) 工場・事業場の監視状況 〔環境政策課〕

水質汚濁防止法及び長崎県未来環境条例に基づき、工場・事業場に立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、排水基準に違反し又は違反する恐れのある事業場については、改善の指導及び勧告、さらには改善命令等の行政措置を行っています。

平成25年度は、法に規定する特定事業場において、45件の改善指導を行い、改善勧告を1件行いました。

また、長期にわたり環境基準を達成できない閉鎖性海域である大村湾流域等の工場・事業場については、条例に基づき法令よりも厳しい上乘せ排水基準や横出し排水基準を適用する指定施設に指定して、水質汚濁防止の強化を図っています。

さらに、有害物質については、県下の取扱い事業場の立入検査を実施しています。

保管状況や排水等の処理状況を調査し、河川や地下水汚染の未然防止のため、監視・指導を行っています。

平成25年度における特定事業場及び指定施設への監視指導状況は表2-3-3-1のとおりです。

表2-3-3-1 特定事業場・指定施設設置事業場等の立入検査実施状況（平成25年度）

種別	事業場数	排水基準適用 事業場数	立入検査 件数	改善指導 件数	改善勧告 件数	改善命令 件数
特定事業場	6,281	519	990	45	1	0
指定施設設置事業場	674	57	198	3	0	0

（＊長崎市・佐世保市を含む）

#### 課題

- 県内に多数ある対象事業場において、法で規定されている排水基準等の遵守が徹底されるよう、効率的で効果的な事業場監視の実施が課題です。

## 4 水の循環利用

### 現状・施策

#### （1）雨水・再生水の利用〔水環境対策課〕

水の循環利用とは、雨水や再生水を利用して、工場、ビル、住宅やこれら施設が集まった一定の地域において、飲用に供する水までの水質を要しない雑用水として、トイレ洗浄水、樹木への散水、洗車等に利用することをいいます。

県では、雨水、再生水の利用施設について、公用または公共用の建築物には積極的に導入を図るとともに、市町や民間施設、個人住宅等においても導入を進めるよう、「雨水利用のすすめ」、「再生水利用のすすめ」の啓発用冊子などにより、市町等への啓発に努めています。

#### （2）水源地域整備事業〔森林整備室〕

水資源に乏しい本県において、県土の60%を占める森林は良質な水の供給源であり、水を育む緑のダムとして重要です。

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等、公益的機能の低下した森林が増加しており、水資源確保上重要な水源森林の整備を図り、森林の持つ水源かん養機能の高度化、及び良好な森林水環境の形成を図ります。

- ・平成25年度水源地域整備事業実施 4か所

(3) 環境保全林緊急整備 〔森林整備室〕

市町が公益的に重要と位置付ける森林やながさき水源の森、保安林等のうち、荒廃した人工林を「ながさき森林環境税」を活用し整備を推進しました。

・平成25年度環境保全林緊急整備事業実施 304ha

課題

- 新たに建設される公共用建築物には、雨水利用設備等の導入が図られていますが、民間施設、家庭への導入については、今後市町と連携し促進していきます。
- 荒廃した森林の整備を図るとともに、木材を積極的に利用することで、森林所有者の林業に対する意欲の向上を図り、併せて、上流域の森林の重要性について広く理解を得る必要があります。

## 第4節 土壌・地盤環境の保全

### 1 土壌環境の保全

#### 現状・施策

#### (1) 土壌汚染の現状〔環境政策課〕

土壌汚染は地下水汚染と密接に関連し、地下水を生活用水や飲用水として利用している地域では、生活環境や健康被害に直結した大きな問題となります。

本県では、現在、大規模な土壌汚染は発生していませんが、これまでに、次の(2)のとおり、対馬佐須地区で農用地汚染が確認され、土地改良が行われました。

一方、健康被害対策については、昭和41年から佐須地区住民に対して住民健康調査を実施し、昭和43年以降は国が示した健康調査方式に基づき住民健康調査を実施しました。

昭和52年から平成11年度まで、要経過観察者に対する健康調査を県の事業として、延べ8,023人(要観察地域6,892人、対照地域1,131人)の住民健康調査を実施しました。

#### (2) 対馬における農用地のカドミウム汚染の現状と対策〔農業経営課〕

昭和40年代後半に対馬市厳原町の佐須地区では、長年の鉱業活動に伴う重金属による農用地の汚染が確認され、55.05haが「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、農用地土壌汚染対策地域に指定されました。

鉱害防止工事は昭和48年から実施され、昭和55年に完了しました。また、汚染が確認された農用地では、昭和59年から62年にかけて、県営の公害防除特別土地改良事業が実施されました。

対策地域は、4回に分け、昭和59年から昭和62年までに全地域で指定解除されています。指定解除から平成24年まで定点調査を実施してきましたが、基準を超えることがなかったことから平成24年度で調査を終了しました。

#### (3) 土壌汚染の実態把握・研究調査〔環境政策課〕

地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努めるとともに、「ダイオキシン類特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染の実態を把握するための環境監視を実施しています。

・平成25年度環境常時監視調査(土壌) 調査地点：25地点 調査結果：すべての地点で環境基準を達成。
--

#### (4) 土壤汚染対策法への対応〔環境政策課〕

平成15年に、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする「土壤汚染対策法」が施行されて以来、土壤汚染に対する関心は高まり、

- ①法律に基づかない土壤汚染の発見の増加
- ②汚染土壤を掘り出す掘削除去に偏重
- ③汚染土壤の不適正処理

といった課題が明らかになり、これらの課題の解決を目的として、平成22年4月から、改正された土壤汚染対策法が施行されました。

一定規模以上の形質変更（切土や盛土）を行う土地に土壤汚染のおそれがある場合や有害物質使用特定施設を廃止する場合、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める場合には、当該土地所有者は土壤調査を実施し、県知事へ報告することになっています。土壤調査で指定基準を超える有害物質が判明した場合、県知事はその土地に関して区域を指定し、汚染土壤の除去等の措置を講じることを指示することになっています。

本県（長崎市、佐世保市を含む）においては、汚染の除去等が必要な、要措置区域が2か所、土地の形質変更を行う際に届出が必要な、形質変更時要届出区域が13か所指定されています。今後も、同法に基づき土壤汚染対策に取り組んでいきます。

#### (5) 農業生産と環境対策〔農業経営課〕

##### ア 環境保全型農業の推進

農業は食糧の供給の機能のほか、国土の保全や環境の保全といった多面的機能を有しています。平成11年7月「食料・農業・農村基本法」が制定され、その理念及び施策の中で、農業の持続的な発展のためには、農業の自然循環機能の維持増進が重要とされました。関連法律として「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」（持続農業法）が制定されました。

また、平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していくことが示されました。

本県では、「長崎県環境保全型農業推進基本方針」（平成6年3月）及び長崎県持続性の高い農業生産方式の推進方針（平成12年4月）を策定し、現行農業技術を評価した上で、有機質資源の有効利用による土づくりを基本とし、化学肥料・農薬の適正使用により、土壤、地下水等の自然・農業生産環境の保全を推進してきました。

##### イ 農業生産工程管理（GAP）の推進

環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増

進を図るため、農産物の安全性の確保、環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し、農業生産における様々なリスクを低減する取組みであるGAPを推進しました。

・平成25年度実績

GAP取組集団数：123集団

#### 課題

- 現在、県内で大規模な土壌汚染は発生していませんが、一部の地域でトラクロロエチレン等有機塩素化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染が確認されています。
- 本県では平成12年4月に「持続農業法」に基づいて「長崎県持続性の高い農業生産の導入に関する指針」を策定しました。持続性の高い農業生産方式（土作り、化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術を一体的に行う）の導入をする農業者を、「持続農業法」に基づきエコファーマーとして認定を推進します。
- 一定規模以上の土地の形質変更を行う際の事前届出や、汚染土壌を拡散させないことで健康リスクを低減させるといった、改正土壌汚染対策法の制度及び趣旨の周知が課題です。
- GAPの取組みを指導する指導員の養成を図りながらGAPの取組みを引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

## 2 地盤環境の保全〔環境政策課、水環境対策課〕

#### 現状・施策

諫早市の沖積層からなる地域では、地下水の汲み上げにより地盤沈下が発生した地区がみられます。

現在、地盤沈下の進行は確認されていませんが、当該地域では、水道用水、農業用水、工業用水等地下水の利用が継続されており、諫早市の地下水位調査結果を注意深く見守るとともに、必要に応じ代替水の確保を推進します。

## 第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

### 1 騒音対策の推進

#### 現状・施策

#### (1) 騒音の現況〔環境政策課〕

##### ア 騒音苦情

本県における平成25年度の公害苦情件数は828件でした。そのうち悪臭が159件で最も多く、ほかは大気汚染(134件)、水質汚濁(99件)、騒音(113件)、振動(3件)、土壌汚染(5件)などです。

騒音苦情は全体の公害苦情件数の約14%を占めており、発生源別にみると工事・建設作業に係るものが最も多く、次いで多いのが産業用機械作動に係る騒音苦情です。(表2-5-1-1、表2-5-1-2)

表2-5-1-1 年度別公害苦情件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	1,055	832	946	1,083	994	931	963	828

表2-5-1-2 年度別騒音苦情件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	133	128	128	107	114	95	130	113

##### イ 環境騒音

静かで快適な生活環境を保全し創造していくためには、まず、環境騒音の状況を適切に把握し、改善対策の指標とすることが大切です。

国は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで「維持されることが望ましい基準」(環境基準)を定めています。騒音にかかる環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められ、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内は市長)が指定することとなっています。県内は、13市7町で、地域の類型指定を行っています。

表2-5-1-3 騒音にかかる環境基準(環境庁告示第64号)

地域の類型		昼間の基準値	夜間の基準値
AA類型	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50デシベル	40デシベル
A類型	専ら住居の用に供される地域	55デシベル	45デシベル
B類型	主として住居の用に供される地域	55デシベル	45デシベル
C類型	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル	40デシベル

平成25年度は、5市2町において、環境監視のための測定点175地点で環境騒音定点調査を実施しました。（表2-5-1-4）

表2-5-1-4 環境騒音定点調査結果（平成25年度）

市 町	区分	測 定 地点数	適合地点数			適合率（％）		
			2時間帯	昼間	夜間	2時間帯	昼間	夜間
長崎市	A類型	15	13	15	13	87	100	87
	B類型	19	15	18	15	79	95	79
	C類型	16	13	16	13	81	100	81
佐世保市	A類型	16	16	16	16	100	100	100
	B類型	9	9	9	9	100	100	100
	C類型	18	16	16	16	89	89	89
島原市	A類型	2	2	2	2	100	100	100
	B類型	2	2	2	2	100	100	100
	C類型	3	3	3	3	100	100	100
諫早市	A類型	8	8	8	8	100	100	100
	B類型	9	9	9	9	100	100	100
	C類型	2	2	2	2	100	100	100
大村市	A類型	9	7	8	7	78	89	78
	B類型	9	4	6	6	44	67	67
	C類型	10	10	10	10	100	100	100
長与町	A類型	7	7	7	7	100	100	100
	B類型	2	2	2	2	100	100	100
	C類型	3	3	3	3	100	100	100
時津町	A類型	7	5	7	5	71	100	71
	B類型	7	6	6	7	86	86	100
	C類型	2	2	2	2	100	100	100
合計	A類型	64	58	63	58	91	98	91
	B類型	57	47	52	50	82	91	88
	C類型	54	49	52	49	91	96	91
	合計	175	154	167	157	88	95	90

#### ウ 自動車騒音

本県の自動車保有台数は、平成25年度末で91万台となっています。従来から本県の道路事情は悪く、特に長崎市及び佐世保市は平坦地に乏しく、中心部へ向かう幹線道路が少なく狭いため、朝夕のピーク時には相当な交通渋滞を引き起こしています。

##### A 自動車騒音（環境基準関係）

県内2区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は91.0%でした。（表2-5-1-5）

表2-5-1-5 自動車騒音面的評価結果（平成25年度）

NO	観測地点名	路線名	環境基準達成率		
			昼間	夜間	昼夜
1	西彼杵郡時津町元村郷	一般国道 206 号	75.4	78.4	75.4
2	西彼杵郡時津町浦郷	一般国道 207 号	96.2	96.2	96.2

B 自動車騒音（要請限度関係）

平成25年度は要請限度騒音測定について、県内6市2町の主要幹線道路を中心とした59地点で、調査を実施しました。（表2-5-1-6）

調査結果の評価を行った59地点について、要請限度（騒音規制法第17条第1項の自動車騒音の限度）の超過状況をみると、昼間・夜間の2時間帯のいずれも要請限度を超過している測定地点はありませんでした。（表2-5-1-7）

表2-5-1-6 自動車騒音市町別地点数

市町名	測定地点数	要請限度区域区分							
		2時間帯の全てが以下		昼間のみ超過		夜間のみ超過		2時間帯の全てが超過	
		地点数	%	地点数	%	地点数	%	地点数	%
長崎市	13	13	100	0	0	0	0	0	0
佐世保市	16	16	100	0	0	0	0	0	0
諫早市	14	14	100	0	0	0	0	0	0
大村市	7	7	100	0	0	0	0	0	0
松浦市	6	6	100	0	0	0	0	0	0
長与町	2	2	100	0	0	0	0	0	0
時津町	1	1	100	0	0	0	0	0	0
合計	59	59	100	0	0	0	0	0	0

表2-5-1-7 自動車騒音区域区分要請限度超過状況

区域区分	地点数	要請限度超過状況		
		時間帯別	地点	%
a区域	5	2時間帯ともに要請限度以下	5	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0
b区域	19	2時間帯ともに要請限度以下	19	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0
c区域	35	2時間帯ともに要請限度以下	35	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0

計	59	2時間帯ともに要請限度以下	59	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		2時間帯ともに要請限度超過	0	0

- a 区域：専ら住居の用に供される区域
- b 区域：主として住居の用に供される区域
- c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

## 工 航空機騒音

長崎空港には、本土側のA滑走路（旧大村空港）、海上のB滑走路の2本の滑走路があります。

昭和50年5月のB滑走路供用開始後は、民間の定期航空路としての航空機の離発着はすべてB滑走路において行われています。また、大型機等による訓練及び審査のための練習飛行も実施されています。

A滑走路は、海上自衛隊、県警本部、県防災航空センター（防災航空隊）のヘリコプター及び民間小型機の離発着に利用されています。

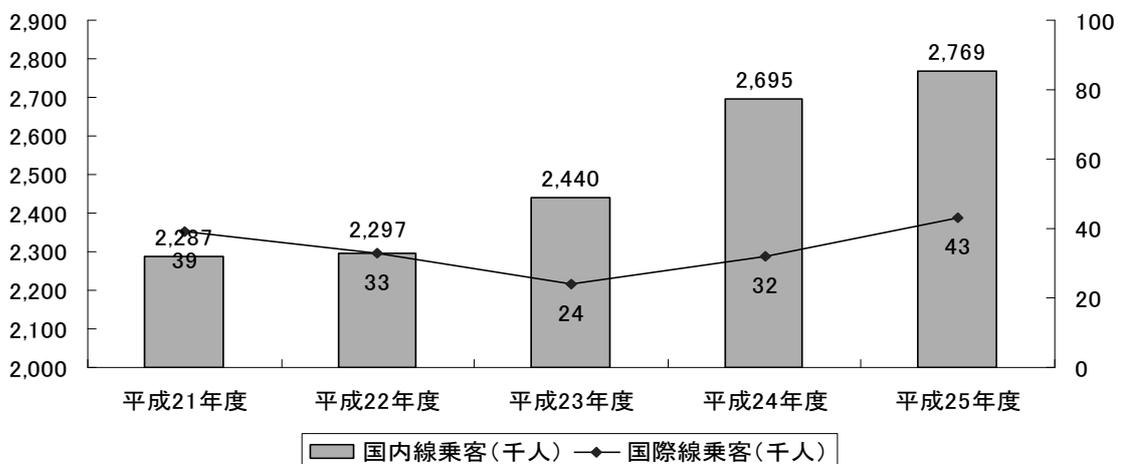
国内路線は、平成25年9月1日現在、9路線38便が運航されています。その他に国際線として週2便の上海定期便、ソウル定期便も運航されており、平成25年度の着陸回数は15,591回（1日あたり43便）でした。

平成21年度以降の空輸実績は図2-5-1-8に示すとおりであり、平成25年度は、国内線乗客数は約2,769千人、貨物量は約12,961トンと増加傾向を示しています。

また、チャーター機、経由機を含む国際線乗客数は約4万3千人、貨物量は約245トンと増加しました。

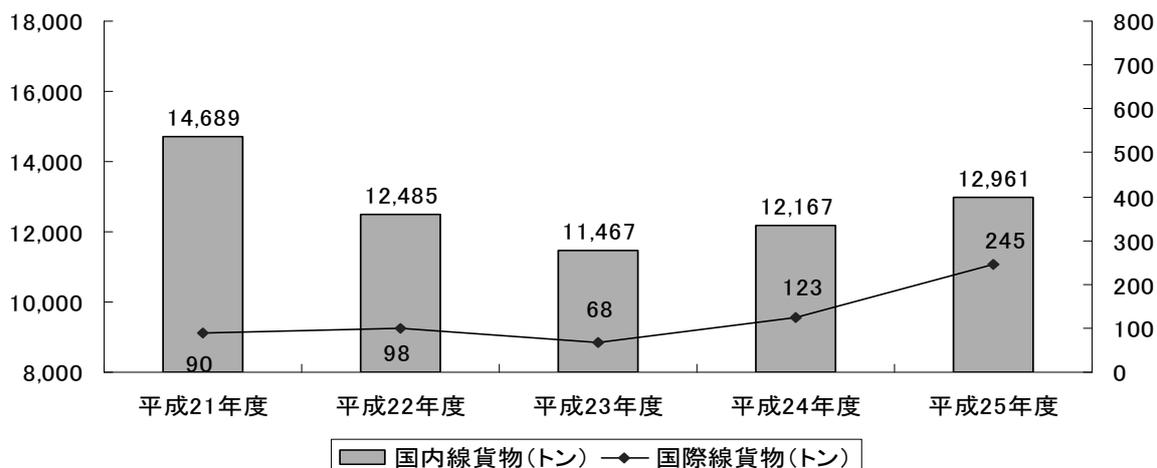
図2-5-1-8 乗客及び貨物空輸実績

### A 乗客



(県新幹線・総合交通対策課調べ)

## B 貨物



(県新幹線・総合交通対策課調べ)

長崎空港のB滑走路は、大村市の陸域部から西方約1km、また、着陸コースに当たる諫早市の陸域部からは北方約11kmの海で隔てられた大村湾上に位置しており、航空機騒音対策上は他の空港に比較し恵まれた条件下にあります。

B滑走路周辺地域における航空機騒音の測定監視は、諫早市、大村市と県が共同して、海上空港開設の昭和50年から実施しています。

平成25年度の測定結果は、測定した10地点で41～49dbの範囲にあり、すべての地点において環境基準を満足しています。

また、昭和59年度から測定を行っているA滑走路周辺地域については、平成25年度は、6地点の測定地点のうち、1地点で環境基準を超過し、今後の動向に注目する必要があります。

### (2) 騒音防止対策〔環境政策課〕

本県における騒音の規制は、昭和33年7月に施行された長崎県騒音防止条例に始まり、昭和43年に騒音規制法が制定されたのに伴って昭和44年に条例の全面改正を行い長崎県公害防止条例となり、その後平成20年3月に未来環境条例として統合され現在に至っています。

県条例では、法の適用を受けない4種類の施設（冷凍機、クーリングタワー、板金・製缶作業場、鉄骨・橋梁作業場）を「指定施設」として届出及び規制の対象としているほか、指定施設以外のもの、深夜騒音及び拡声機放送等についても騒音規制を実施しています。

また、「カラオケ」に代表される音響機器等による深夜営業騒音に対しては、昭和57年3月、条例改正を行い規制対象としました。

なお、騒音規制事務は市町村の自治事務とされていますので、市町村長が事業者に対して、特定工場等及び特定建設作業から発生する騒音の規制基準の遵守及び周辺的生活環境を損なわないよう行政指導を行なう

こととなっています。

自動車、航空機、鉄道等の交通騒音対策は、発生源対策のみでは難しい面が多く、今後は、道路構造の検討、土地利用の適正化等を含めた総合的な施策の推進が必要です。

また、生活様式の変化、人口の集中化等による近隣騒音問題は多様化し、しかも増加する傾向にあることから、住民の啓発を含めたきめ細かな対応が必要です。

#### ア 騒音に係る環境基準の類型指定

騒音に係る環境基準の類型指定に関する事務は、航空機及び新幹線鉄道に係るものを除き、平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲され、市の区域内は市長が指定を実施しています。県では、平成25年4月1日現在で7町を指定しています（表2-5-1-11）。

なお、航空機騒音については、長崎空港周辺の大村市、諫早市の2市について、航空機騒音に係る環境基準の類型指定を昭和58年6月1日に行っています。

表2-5-1-11 騒音に係る環境基準の類型指定状況

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
平成24年3月16日	第294号	4月1日	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町（合計7町）

#### イ 騒音規制地域

騒音規制法に基づく騒音規制地域については、地域指定に関する事務が平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲されたため、市の区域内は市長が指定を実施しています。県では平成25年4月1日現在で7町を指定しています（表2-5-1-12）。

地域指定については、都市計画の用途地域を基本とし、町長の意見を聞き、第1種区域から第4種区域までの区分指定を行っていますが、土地利用の変化等により規制地域の見直しの必要性が生じてきた場合には、規制地域の指定変更を行っています。

表2-5-1-12 騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定状況

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
平成24年3月16日	第294号	4月1日	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町（合計7町）

#### ウ 規制対象施設

騒音規制法では、工場・事業場に設置されている施設のうち、特に騒音の発生が著しい施設については11種類を「特定施設」として、建設作業については8種類を「特定建設作業」として定め、規制の対象

としています。

また、特定施設以外で規制が必要なものについては、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」により4種類を指定施設として規制の対象としています。

本県における特定施設等の平成25年度末の設置状況は、表2-5-1-13、2-5-1-14に示すとおりですが、特定施設としては空気圧縮機等が、指定施設としては冷凍機やクーリングタワーが多く設置されています。また、特定建設作業の届出状況は表2-5-1-15に示すとおりです。

表2-5-1-13 法に基づく騒音に係る特定施設の設置状況（平成26年3月末現在）

施設の種類の	特定工場等総数	特定施設数
1 金属加工機械	164	647
2 空気圧縮機及び送風機	545	3,311
3 土石用破砕機等	23	180
4 織機	2	51
5 建設用資材製造機械	38	56
6 穀物用製粉機	4	5
7 木材加工機械	64	178
8 抄紙機	2	11
9 印刷機械	71	392
10 合成樹脂用射出成形機	2	8
11 鋳造型機	3	9
計	918	4,848

注) 2種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については、主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表2-5-1-14 県条例に基づく騒音に係る指定施設の設置状況

(平成26年3月末現在)

施設の種類の	工場等総数	特定施設数
1 冷凍機	524	2,534
2 クーリングタワー	305	1,317
3 板金・製缶作業場	281	292
4 鉄骨・橋梁の作業場	34	36
計	1,144	4,179

表2-5-1-15 法に基づく騒音に係る特定建設作業の届出状況

(平成26年3月末現在)

作業の種類の	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	61
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	534
4 空気圧縮機を使用する作業	51

5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
6 バックホウを使用する作業	102
7 トラクターショベルを使用する作業	2
8 ブルドーザーを使用する作業	7
計	758

## エ 規制基準等

特定施設を設置する工場・事業場及び特定建設作業から発生する騒音については、騒音規制法に規制基準（音量基準及び特定建設作業については作業時間等の規制が加わる）が定められており、また、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」で定める指定施設についても規制基準（音量基準）が定められ、さらに拡声機放送・深夜騒音の制限等が定められています。

## オ 深夜営業騒音の規制

飲食店等における営業騒音については、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」により、騒音規制地域内の主に住居系区域において営業する飲食店等（対象業種指定）を対象に、深夜（23時～6時）のカラオケ等の音響機器の使用が制限されています。

規制の主な内容は、図2-5-1-16のとおりです。

図2-5-1-16 深夜営業騒音の規制

騒音規制区域	時 間										
	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	
第1種区域	使用時間の制限										
第2種区域											
第3種区域	音量の規制										
第4種区域											

### （規制を受ける区域）

騒音規制区域のうち、第1種規制区域、第2種規制区域の全域及び第3種規制区域で市町村長の意見を聞いて知事が定める一部の区域

### （対象となる営業）

食品衛生法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業のうち客席等を設けて客に飲食させる営業  
 ・食堂 ・料理店 ・すし屋 ・旅館 ・レストラン  
 ・スナック ・バー ・キャバレー ・喫茶店 など

### （使用の制限を受ける音響機器）

・カラオケ装置 ・音響再生装置 ・楽器 ・拡声装置  
 ・有線放送受信装置

## カ 道路交通騒音対策

発生源対策として、全ての自動車及び原動機付自転車について、自動車騒音規制が実施されています。

新車に対しては、定常走行騒音、排気騒音、市街地を走行する際に

発生する最大の騒音である加速騒音について規制が行われ、使用過程車に対しても定常走行騒音、近接排気騒音についての規制が行われています。さらに、これらの規制の実効をあげるために、自動車騒音についての新規検査、継続検査等が行われ、また、街頭における整備不良車両に対する検査等が実施されています。

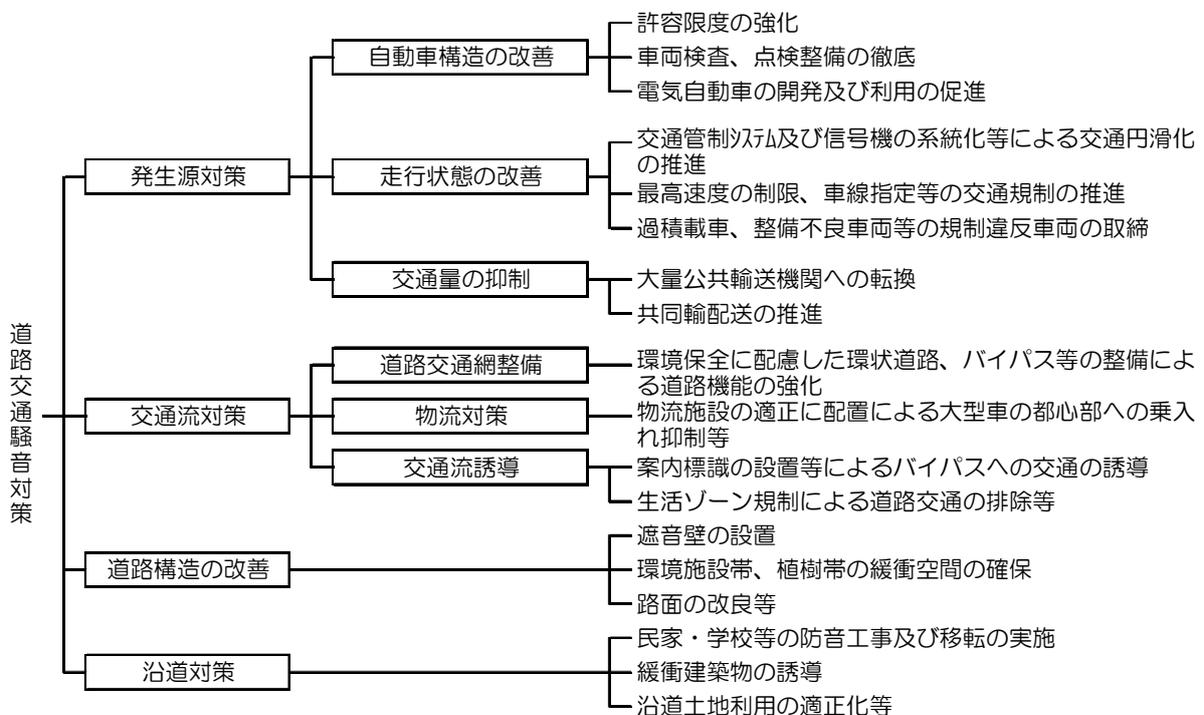
なお、市町長は、騒音レベルが一定の限度をこえ、生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また、必要があると認めるときは、当該道路部分の構造の改善等に関し、道路管理者等に対して意見を述べるすることができます。

幹線道路については、騒音の環境基準値昼間70デシベル夜間65デシベルをこえる地域では、沿道の土地利用を勘案して、必要がある場合は低騒音舗装を施工して、沿道環境対策を行っています。

#### キ 総合的施策の推進

住民の生活環境を騒音から保全するためには、以上に掲げた対策のほかに、騒音発生施設と住居との分離等による土地利用の適正化、騒音防止技術等の開発、騒音防止施設の設置や施設改善の促進、交通騒音に対する総合的施策の推進、監視測定体制の整備、近隣騒音防止のための住民に対する啓発等、種々の対応が必要です。なお、道路交通騒音対策の体系図を図2-5-1-17に示します。

図2-5-1-17 道路交通騒音対策の体系図



<備考> その他の対策としては、(1)道路の新設、改造にあたっての環境影響評価の実施、(2)監視測定体制の充実強化、(3)騒音防止技術の開発研究の推進、(4)新交通システム開発、(5)自動車使用適正化のための啓発活動等があります。

### 課題

- 発生源と住居との分離等による土地利用の適正化、防止技術の開発と防止施設の整備・改善の促進、交通騒音に対する総合的施策の推進と監視体制の整備、近隣騒音等の日常生活に起因する公害防止のための住民意識の高揚が課題です。
- 現在の交通騒音調査箇所以外でも騒音調査を実施し、環境基準値を越える箇所の早期把握が必要です。
- 公共事業予算が削減されてきており、財源確保が課題となっています。
- 都市部沿線では、用地取得が難航するケースが多く、騒音防止のための緑地帯設置による大幅な追加買収は理解されにくい現状です。
- 交通渋滞は依然として解消していないため、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進について、継続して啓発に努める必要があります。

## 2 振動対策の推進

### 現状・施策

#### (1) 振動の現況〔環境政策課〕

振動は騒音と同時に発生することが多く、騒音に比べ距離減衰が大きいため、苦情の発生は少なく、平成25年度は3件でした。(表2-5-2-1)

また、道路における交通振動についても、例年要請限度を超えることはなく、比較的良好な状態です。

表2-5-2-1 年度別振動苦情件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	17	2	2	3	3	2	2	3

平成25年度は、県下の主要幹線道路における交通振動の測定を37地点で実施しました。うち、1か所で振動レベルが昼間に50デシベル(dB)を超えましたが、いずれも法で定める要請限度は超えていません。

#### (2) 振動防止対策〔環境政策課〕

振動規制法に基づく規制事務は、騒音規制法と同じく、市町の自治事務であり、市町長は特定工場等及び特定建設作業から発生する振動が規制基準等に適合するよう行政指導を行うとともに、規制基準を超える場合は、必要に応じて改善勧告、改善命令等の行政措置を行うことができます。

ア 振動規制地域

振動規制法に基づく振動規制地域の指定については、地域指定に関する事務が平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲されたため、市の区域内は市長が指定を実施しています。県では平成25年4月1日現在で4町を指定しています（表2-5-2-2）。

規制地域の指定に当たっては、原則として騒音規制区域との整合（騒音規制区域の1種・2種は振動規制区域の1種に、騒音規制区域の3種・4種は振動規制区域の2種に相当）を図っています。

なお、振動は騒音に比べ遠くまで伝わりにくいという性質や用途地域の性格上、工業専用地域については指定から除外しています。

表2-5-2-2 振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施市町
平成24年3月16日	第298号	4月1日	長与町 時津町 東彼杵町 川棚町 (合計4町)

イ 規制対象施設

振動規制法では、工場・事業場に設置される施設のうち、特に振動が著しい10種類を「特定施設」として、また、建設作業についても4種類を「特定建設作業」として定め、規制の対象としています。

県内の振動規制地域内に、平成26年3月末現在で設置されている特定施設及び平成25年度中の特定建設作業の届出状況は、表2-5-2-3、表2-5-2-4に示すとおりです。

ウ 規制基準等

振動規制法で定める「特定施設」を設置している工場・事業場については、振動レベルの規制基準、「特定建設作業」については、振動レベルの規制のほか、作業時間の制限等の基準による規制が行われています。

表2-5-2-3 法に基づく振動に係る特定施設の設置状況（平成26年3月末現在）

施設の種 類	特定工場等総数	特定施設数
1 金属加工機械	116	361
2 圧縮機	240	871
3 土石用破砕機等	13	141
4 織機	3	58
5 コンクリートブロックマシン等	10	15
6 木材加工機械	22	70
7 印刷機械	29	111
8 練用ロール機	0	0
9 合成樹脂用射出成形機	1	4

10 鋳造型機	3	12
計	437	1,643

注) 2種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については、  
 主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表2-5-2-4 法に基づく振動に係る特定建設作業の届出状況(平成25年度)

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	52
2 鋼球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	5
4 プレーカーを使用する作業	412
計	469

### 3 悪臭対策の推進

#### 現状・施策

#### (1) 悪臭の現況 [環境政策課]

悪臭に関する苦情件数は、最近では増加傾向にあります。発生源別にみると、従来は畜産農業や食品工場についての苦情が多かったのですが、最近では一般家庭や商店・飲食店からの悪臭に関する苦情が高率となっています。(表2-5-3-1)

表2-5-3-1 年度別悪臭苦情件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	198	150	156	124	155	141	152	159

#### (2) 悪臭防止対策 [環境政策課]

悪臭防止法では、不快なにおいの原因となる22物質に対して各物質ごとの規制を行うこととなっており、指定地域内に立地する全ての工場、事業場から排出されるこれらの悪臭物質を規制しています。

悪臭防止法に基づく規制地域については、地域指定に関する事務が平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲されたため、市の区域内は市長が指定を実施しています。県では平成25年4月1日現在、6町を指定しています(表2-5-3-2)。

事業場等に対する規制及び指導、悪臭測定等の事務は、市町の自治事務となっており、市町長は、規制地域内の事業場等から発生する悪臭物質が規制基準に適合しないことにより、住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、改善勧告等を行うことができます。

本県では、平成8年7月26日に、新たに悪臭物質に追加されたプロピオンアルデヒド等10物質の規制基準を定め、計22物質について規制基準を定めています。

併せて、近年、事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質に起因する悪臭苦情等に対応するため、排出水に係る硫黄系4物質の規制基準を定めました。

一方、悪臭の原因となる特定の物質ごとの排出濃度に着目した従来の規制制度のみでは、ある発生源から複数の悪臭の原因となる物質が排出され、これらが相加、相乗されるなどして人の嗅覚に強く感じられる複合臭の問題に十分対応できないことや、悪臭の原因となる未規制の多種多様な物質への実効性のある対応が困難であることから、これらに適切に対応するため、悪臭防止法が改正され、嗅覚測定法が導入されました。県内では、平成16年4月1日から時津町で、平成16年10月1日から大村市で臭気指数による規制が行われています。

なお、本県では、官能試験法（三点比較式臭袋法）を取り入れた「長崎県悪臭防止指導要綱」を昭和59年4月21日に制定し、同年5月1日から適用しています。

この要綱は、適用地域を県下全域として第1種区域（法に基づき知事が定めた規制地域のうちの「A区域」）と第2種区域（第1種区域以外の区域）とに区分し、それぞれの区域に立地する事業場の敷地境界線及び煙突その他の排出口における臭気濃度の基準及び施設基準を定めており、これらを行政指導の指針としています。この官能試験法の採用により、人間の嗅覚による悪臭を総合的に評価すると同時に、法に定める機器測定への対応が困難な市町についても、悪臭評価のより柔軟な対応が可能となっています。

表2-5-3-2 悪臭防止法第3条の規定に基づく悪臭規制地域の指定状況

（平成26年3月31日現在）

告示年月日	告示番号	施行日	地域指定の実施町
平成24年3月16日	第302号	4月1日	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町（合計6町）

（3）調査研究等 〔環境政策課〕

悪臭公害に対して適切な対応を図るためには、悪臭成分及び悪臭発生機構の解明、迅速かつ適確な測定方法及び効果的な悪臭防止技術の確立など総合的な検討が必要です。

悪臭物質の機器による測定にあたっては、技術力や機材整備等で対応の困難な市町村もあり、委託できるよう定められていますが、県でも、必要に応じて悪臭の測定等に協力する体制を整えています。さらに、保健所及び市町の公害担当職員を対象とした国の研修会の紹介、各種情報

を提供し、法律並びに県指導要綱による悪臭防止指導體制の充実を図っています。

**課題**

- 悪臭については、単一物質ではなく複数の物質が混合した複合臭気による苦情に対応するため、従来の物質濃度規制ではなく人の嗅覚測定を用いた臭気指数規制方式の推進が必要です。

## 第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

### 1 化学物質の適正管理

#### 現状・施策

#### (1) 化学物質の規制の推移〔環境政策課〕

多数の化学物質が製造・使用されている中で、ダイオキシン類や内分泌かく乱物質（いわゆる「環境ホルモン」）による健康影響、トリクロロエチレン等による土壌や地下水汚染、また、製造・使用が禁止された後も難分解性のため環境中に残留しているPCBや農薬のDDT等による野生生物への影響など化学物質による環境影響について、多くの関心が持たれています。

化学物質による環境汚染を防止するために、これまで「大気汚染防止法（昭和43年6月）」、「水質汚濁防止法（昭和45年12月）」による特定の化学物質に対する環境中への排出規制や「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月）」による化学物質の製造・使用の規制等が行われ、対策が進められてきました。

さらに、平成12年1月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、ダイオキシン類を発生する施設に対して監視を行い、あわせて周辺環境（大気、水質、土壌）の測定を行っています。

また、平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定され、平成14年度から施行されました。PRTR法では、工場・事業場が取扱う（製造や廃棄処分を含む）化学物質を自ら適正管理し、その取扱い状況を県を通じて国に報告することにより、環境への排出を抑制することが主目的となっています。

#### (2) PRTR法による適正管理〔環境政策課〕

PRTR法による主な届出事業者は、ガソリンスタンド、一般廃棄物処理施設、下水道事業者などで、届出状況は表2-6-1-1のとおりです。

表2-6-1-1 PRTR法届出状況

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
届出事業所数	357	349	344	334	352	349

#### 課題

- 化学物質は、多種、多様な形態で使用され、環境中に排出されており、また非常に微量でも健康や環境に影響する物質があり、環境監視を継続して実施することが大切です。

## 2 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進

〔環境政策課〕

### 現状・施策

環境省は平成10年5月、「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について -環境ホルモン戦略計画SPEED'98-」を策定して調査研究に取り組み、平成17年3月からは、これを改訂した対応方針である「ExTEND2005」に基づいて、野生生物の観察、基盤的研究、影響評価、情報提供とリスクコミュニケーション等を推進してきました。

平成21年11月から「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」等において、「ExTEND2005」における取組み状況の検証、今後の進め方の方針の検討及び重点的に実施すべき課題の抽出を進め、平成22年7月、新たに化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し、必要に応じ管理していくことを目標として、評価手法の確立と評価の実施を加速化することをねらいとした「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2010-」を策定しました。

環境省では、この新しい対応方針に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用に関する各種取組みを推進しています。本県も環境省と連携をとりつつ問題に取り組んでいます。

平成25年度は環境省の委託を受け大村湾中央部の水質（1地点）、底質（3地点）の調査を実施しました。

### 課題

- 環境ホルモンと生体影響のとの因果関係や、生態系での動態に関する十分な解明と的確な評価技術の確立が必要です。

## 3 ダイオキシン類削減対策の推進

### 現状・施策

#### （1）ダイオキシン類に係る環境の常時監視 〔環境政策課〕

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、ダイオキシン類対策特別対策措置法が平成11年7月に制定され、平成12年1月から施行されています。

本県では、平成10年度から大気汚染防止法に基づき大気環境中のダイオキシン類濃度調査、平成12年度からはダイオキシン類対策特別対策措置法に基づき、大気環境、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌についてダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。

平成25年度は、表2-6-3-1のとおり、長崎県、長崎市及び国土交通省（九州地方整備局）で大気11地点、公共用水域47地点（水質27、底質20）、地下水10地点及び土壌25地点の計93地点で調査を行いました。すべての地点で環境基準を満足していました。

なお、大気中のダイオキシン類濃度は、表2-6-3-2に示すとおり、全国的には、低下の傾向にあり、廃棄物焼却炉等からの排出量の削減対策が進んできたものと推察されます。

表 2-6-3-1 環境調査結果の概要（平成 25 年度）

調査媒体	調査の種類 又は水域分類	測定 地点数	測定結果			環境基準	
			平均値	最小値	最大値		
大気	一般環境	8	0.013	0.0051	0.0058	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup>	
	発生源周辺	2	0.012	0.0065	0.023		
	沿道	1	0.011	0.077	0.015		
	計	11	0.013	0.0051	0.058		
公共用水域	水質	河川	17	0.17	0.022	0.59	1pg-TEQ/L
		海域	10	0.052	0.018	0.098	
		計	27	0.13	0.018	0.59	
	底質	河川	10	1.1	0.17	4.8	150pg-TEQ/g
		海域	10	5.4	0.13	14	
		計	20	3.2	0.13	14	
地下水	一般環境	3	0.016	0.016	0.016	1pg-TEQ/L	
	発生源周辺	7	0.089	0.063	0.12		
	計	10	0.067	0.016	0.12		
土壌	一般環境	9	0.45	0.0029	1.5	1,000pg-TEQ/g	
	発生源周辺	16	1.5	0.0064	15		
	計	25	1.1	0.0029	15		
合計		93					

表 2-6-3-2 大気環境中のダイオキシン類濃度（平均値）の推移

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
長崎県	0.021	0.013	0.017	0.019	0.016	0.026	0.013
全国	0.041	0.036	0.032	0.032	0.029	0.027	（未発表）

（2）ダイオキシン類の発生源対策〔環境政策課〕

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として指定し、排出規制を行っています。

本県に設置されている特定施設は、平成25年度末で表2-6-3-3のとおり、大気基準適用施設131施設及び水質基準対象施設30施設（うち、

排水を排出する施設は5施設)の計161施設です。

平成25年度における特定施設に対する立入検査及び指導状況は表2-6-3-4のとおりです。

表2-6-3-3 特定施設の設置状況(平成25年度末現在)

区分	特定施設の設置場所		長崎市	佐世保市	西彼地区	県央地区	県南地区	県北地区	離島地区	合計
	特定施設の種類									
大気基準適用施設	アルミ合金製造の溶融炉					1				1
	廃棄物焼却炉	4t/h以上	4	4		4				12
		2t~4t/h以上		1	1	11		2		15
		0.2t~2t/h	3	7	6	13	8	4	16	57
		0.05t~0.2t/h	8	4	5	9	3	4	9	42
		0.05t/h未満		2	1				1	4
	小計		15	18	13	37	11	10	26	130
合計		15	18	13	38	11	10	26	131	
水質基準対象施設	廃棄物焼却炉	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設 灰の貯留施設	6	7	3	5	2	3	1	27
		アセチレンの洗浄施設				1				1
	下水道終末処理施設		1	1						2
	合計		7	8	3	6	2	3	1	30

(休止中の施設を含む)

表2-6-3-4 特定施設の指導等状況(平成25年度)

区分	特定施設の設置場所	立入件数	報告徴収件数	立入測定件数	口頭指導件数	文書指導件数	改善命令件数
大気基準適用施設	長崎市	1	11	1			
	長崎市以外	168	0	15	3		
	計	169	11	16	3	0	0
水質基準対象施設	長崎市	4		0			
	長崎市以外	1		1			
	計	5	0	1	0	0	0

また、ダイオキシン類の主たる発生源である廃棄物焼却炉からの排出ガス中のダイオキシン類濃度については、平成10年度から立入検査を実施して調査を行っています。

平成25年度は、大気基準適用施設15施設及び水質基準対象施設1施設の合計16施設への立入検査により、排出ガス及び排出水中のダイオキシン類濃度を測定した結果、全て排出基準に適合していました。

立入検査結果の概要は、表2-6-3-5のとおりです。

表2-6-3-5 特定施設への立入検査結果の概要（平成25年度）

(1) 大気基準適用施設

施設種別		立入 施設数	排出 基準	該当 施設	検査結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 超過施設数
廃 棄 物 焼 却 炉	一般廃棄物焼却炉	13	0.1	1	0.057	0
			1	1	0.000016	0
			5	8	0.000008~3.5	0
			10	3	0.00094~0.52	0
	産業廃棄物焼却炉 (産業廃棄物処理法許可施設)	1	10	1	0.011	0
	その他の小型焼却炉 (小型焼却炉)	2	5	1	0	0
	合 計	15	0.1	1	0.057	0
			1	2	0.000016	0
			5	6	0~3.5	0
			10	6	0.00094~0.52	0

(2) 水質基準対象施設

施設種別	立入 施設数	排出 基準	該当 施設	検査結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 超過施設数
下水道終末処理施設	1	10	1	0.00025	0
合 計	1	10	1	0.00025	0

また、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づき、設置者による自主測定並びに測定結果の報告が義務づけられています。

平成25年度は、大気基準適用85施設から排出ガス中等のダイオキシン類濃度の自主測定結果の報告があり、大気基準適用施設1施設で基準の超過がありましたが、平成25年度末までに改善済みです。

なお、その他の施設では全て排出基準に適合していました。

また、水質基準対象施設は、5施設から排出水の自主測定結果の報告があり、5施設とも排出基準に適合していました。（表2-6-3-6）

表2-6-3-6 設置者による自主測定結果（平成25年度）

(1) 大気基準適用施設

特定施設の種類の		対象 施設数	報告済 施設数	検査結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 超過施設数
アルミニウム合金製造業		1	1	0.21	0
廃 棄 物 焼 却 炉	一般廃棄物焼却炉	42	42	0.00000024~20	1
	産業廃棄物焼却炉	14	14	0.0000017~0.52	0
	その他の廃棄物焼却炉	28	27	0~4.4	0
計		85	84	0~20	0

## (2) 水質基準対象施設

特定施設の種類	対象施設数	報告済施設数	検査結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 超過施設数
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設	1	1	0.00012	0
下水道終末処理施設	2	2	0.000080~0.0012	0
一般廃棄物最終処分場	2	2	0.0018~1.1	0
計	5	5	0.00012~1.1	0

### 課題

- 環境中におけるダイオキシン類汚染状況の実態把握、排出ガスに係る排出基準に適合するための高度処理施設の整備、工場・事業場や家庭等に設置されている簡易廃棄物焼却炉の使用自粛の推進などが必要です。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、事業者による自主測定の徹底が必要です。

### 第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

#### 第1節 生物多様性の保全

##### 1 自然環境の監視・調査研究の推進

###### 現状・施策

###### (1) 長崎県の自然環境の特色と概況〔自然環境課〕

###### ア 地形・地質

長崎県は日本の西端に位置し、多くの半島と五島列島、壱岐島、対馬島など大小約600の島々からなり、島の数は全国第1位です。

海岸は、浸食作用の激しい外洋性の海岸から穏やかな内湾性の海岸、大村湾などの閉鎖性海域まで、非常に変化に富んでいるほか、各所にリアス式海岸が見られ、海岸線の延長は全国第2位の長さで約4,300kmに達します。

陸域は平坦地に乏しく、いたるところに山地、丘陵が起伏していますが、海拔1,000m以上の山地は7か所だけで、大部分は500m以下の丘陵地となっています。

河川は延長、流域面積が小さく、平野は全般に小規模で、比較的大きなものが諫早市、大村市、波佐見町などの周辺にややまとまって見られるにすぎません。

また、地質は極めて複雑な様相を呈しています。西彼杵半島、野母半島などは、結晶片岩類の変成岩や安山岩等の火成岩から成っており、浸食により山頂は準平原をなしています。壱岐、五島、北松浦、平戸、松浦、佐世保は第三紀層とこれを覆う玄武岩等の台地や小火山からなり、川棚、大村、諫早、島原半島は、新第三紀層及び古第三紀層（特に炭田地域）とこれを覆った豊肥火山活動の輝石安山岩と、山陰系の角閃石安山岩のドームからなっています。河川流域には沖積地帯が形成され、土質はおおむね砂質～粘土質です。

###### イ 動植物

長崎県の動物は、地理的及び地形的な要因により、その種類や分布に大きな影響を受けています。

###### A 哺乳類

県下全域にイノシシ、五島列島、野母半島にキュウシュウジカ、対馬にツシマジカが生息しています。また、対馬には、対馬固有種で国の天然記念物となっているツシマヤマネコ、ツシマテンが生息していますが、ノウサギやタヌキは生息していません。

###### B 鳥類

雲仙・多良山系は、森林性の野鳥の繁殖地で、オオルリ、キビタ

キ、センダイムシクイ、ヤブサメ等が生息しています。

諫早湾周辺は水鳥の渡来地で、カモ類とともに、ヨシ原には、ツリスガラ、オオジュリン等の冬鳥が渡来しています。

また、対馬は渡り鳥の中継地として、平戸市阿値賀島、五島市男女群島及び小値賀町美良島は、オオミズナギドリの繁殖地として知られています。

#### C 魚類

国内で見られる約半分の1,000種類が確認されています。大部分は海水魚で、暖海性のイワシ、トビウオ、アジ等の回遊が見られません。特異な分布として有明海の干潟にムツゴロウ、ワラスボ、ハゼ類が分布しています。淡水魚は、種類、数とも多くはなくコイ、フナ、アブラハヤ、カワムツ等が見られます。

#### D 昆虫

県内に3万種程度生息していると推定され、長崎県の固有種、固有亜種を含む特産種が少なくとも数百種は生息しているものと思われます。また、稀にタテハモドキ、リュウキュウムラサキ等の迷チョウが確認されています。

#### E 植生

雲仙岳、多良岳山系の山頂部に発達する太平洋側の夏緑樹林要素からなるコハウチワカエデ・ケクロモジ群落が見られ、日本列島の夏緑樹林域の西限にあたとされています。

また、対馬北部の二次林コナラ・ノグルミ群落や島原半島のイワシデ群落など大陸系植物の南下。マルバニッケイ群落、モクダチバナ群落、コウライシバ群落、タブームサシアブミ群落など、南方系植物の北上した分布も見られるという特徴があります。

しかし、自然植生域としてまとまっているのは、雲仙普賢岳の上部と男女群島のみで、他の自然植生域は、比較的大規模に残っている対馬を除いて代償植生域の中に孤島のように、小面積で散在しています。

平野部分は市街地か居住地か水田であり、丘陵地は畑地、果樹園となっています。丘陵地から山地にかけて二次林と植林地が広がり、二次林域の各所では用材としてのスギ、ヒノキの植林が行われています。

海岸域は、急崖部分に人為的影響を受けていないことと岩斜面のためダルマガク・ホソバワダン群集等が残存し、また砂丘、砂浜、塩湿地の自然群落も小規模ながら各所に発達しています。

#### ウ 自然景観

長崎県の自然景観の特徴は、約600もの島々と入り組んだ海岸線、細長い半島及び多くの火山によってできた海岸景観と山岳景観にあります。

海岸景観としては、西海国立公園九十九島の松の緑と海の青さのコントラストが美しい多島海景観、壱岐対馬国定公園の中核部となっている浅茅湾の溺れ谷景観が上げられます。

山岳景観としては、四季折々に美しい姿を見せる雲仙岳、広大な有明海の干潟へ至るなだらかな裾野を持つ多良岳の火山景観があげられます。また、五島列島では、大小様々な島々と火山による特異な景観を見ることができます。

昭和61年度に実施された第3回自然環境保全基礎調査の結果では、県内の陸系・水系別の自然景観資源数は表3-1-1-1のようになっています。

表3-1-1-1 自然景観資源ランク

順位	自然景観資源名 (陸系)	か所数	順位	自然景観資源名 (水系)	か所数
1	火山	45	1	海食崖	40
2	山脈・山地・高地	14	2	滝	27
3	火山群	11	3	砂浜・礫浜	19
4	火山性高原	10	4	陸けい砂州	9
5	非火山性高原	5	5	溺れ谷	7
5	岩脈	5			

## (2) 自然環境の現状把握〔自然環境課〕

### ア 目的と概要

自然環境の保全を図るためには、自然環境の現状を的確に把握することが不可欠です。植生、野生動物、地形地質等の変遷状況を継続的に把握するとともに、人間活動と自然との関係や自然のメカニズムの解明、生態系の保全技術の開発等の科学的な調査研究を進める必要があります。

このため、長崎県では、全国的に実施される自然環境保全基礎調査を経年的に実施するとともに、長崎県の自然環境の特徴に応じた各種調査を実施しています。

#### 〈全国調査〉

自然環境保全基礎調査は、全国の自然環境の現状を的確に把握し、自然環境の保全の施策を推進するための基礎資料とするために、陸域、陸水域及び海域の生物等の現況について調査を行うもので、昭和48年度から実施しています。

平成15年度には全国で1,000か所程度のモニタリングサイトが設置され、長期にわたる基礎的な環境情報の収集が行われており、県内には表3-1-1-2のとおり11か所の調査サイトが設けられています。

平成17年度からは新たに第7回自然環境保全基礎調査がスタートし、植生調査や従来から行われていた干潟藻場調査・海辺調査等を統合した海域の自然環境調査としての浅海域調査、生物多様性調査が実施されています。

なお、自然環境保全基礎調査の内容については、環境省HPで公開されています。

表3-1-1-2 モニタリングサイト1000（県内の調査サイト一覧）

調査サイト名	地 名	生態系タイプ	調査名称
土器田 放棄耕作地	佐世保市江上町	里地	里地調査
鬼岳	五島市上大津	里地	里地調査
対馬龍良山照葉樹林	対馬市厳原町	森林	森林調査
雲仙あざみ谷コース	雲仙市小浜町	森林	陸生鳥類調査
国見山	佐世保市世知原町	森林	陸生鳥類調査
島原	島原市礪石原町	森林	陸生鳥類調査
七ヶ岳（五島列島）	五島市	森林	陸生鳥類調査
県民の森	長崎市	森林	陸生鳥類調査
轟峡	諫早市高来町	森林	陸生鳥類調査
吉岐周辺	吉岐市郷之浦町	サンゴ礁	サンゴ礁調査
男女群島	五島市	小島嶼	海鳥調査

〈県内調査〉

調査年度	調査内容	
平成2～4年度	自然保護、自然観察の場としての活用を図るための基礎資料とするため、県内の無人島の自然環境を調査	県単独
平成10、11年度	対馬沿岸地域の生態系の解明を行うための調査	環境省の委託
平成15年度	九十九島海域において生物多様性を調査	環境省の委託
平成16、17年度	大村湾において生物多様性を調査	環境省の委託
平成17年度	湿原性RDB種保全活用事業により、西海市の久良木湿原を調査	県単独
平成19年度	ふるさとの原風景再生事業により、重要里地里山を調査・選定	県単独
平成20～22年度	長崎県版レッドデータブックの改訂調査	県単独
平成23～25年度	長崎県希少野生動植物モニタリング調査	県単独

イ 長崎県の植生状況

長崎県の植生については、第2回自然環境保全基礎調査（昭和54年度）及び第3回自然環境保全基礎調査（昭和58年度、59年度、60

年度)により全県的な現存植生図として取りまとめられました。

これによると、植林地・耕作地植生が全体の45%を占め、次にヤブツバキクラス域代償植生となり、この二つを合わせると全体の約88%を占めます。

第4、5回自然環境保全基礎調査では、その後の植生の改変状況を把握するため、地球観測衛星画像の解析による調査が実施されました。

これによると平成元年から平成10年までの10年間で、10a以上の広面積にわたる改変の頻度は、シイ・カシ萌芽林において最も多く、次いでスギ・ヒノキ植林、水田雑草の順です。この順序は改変面積についてもいえることです。

改変の原因として森林伐採、造成地化、人工草地化が主なものです。詳しくみると、宅地造成、工業団地造成、道路工事、ゴルフ場化が主要な原因としてあげられます。

海岸域の埋立ても盛んに行われ、本土側ばかりでなく、離島においても各地で行われ、ハマビワ・オニヤブソテツ群集をはじめ、海岸植生の消失した地域も見られます。

人為による改変以外に、1991年以降には雲仙普賢岳噴火による大規模な植生改変が起きています。

雲仙岳の東斜面においては、火砕流によって島原市のほぼ海岸部まで影響を受け、ヤマボウシ群落、ヤマグルマーヒカゲツツジ群落、アカガシーミヤマシキミ群集、アカマツ・ヤマツツジ群集、スギ・ヒノキ植林、シイ・カシ萌芽林、畑地雑草群落などが消失しました。

それ以外の斜面においても普賢岳周辺地域は、火山性ガスの影響で樹林が枯死し、植生の破壊が起きています。

なお、第6回調査以降は、第2回から第5回調査において作成された1/5万現存植生図やその他の既存資料等を参考として現地調査を行い、1/2万5千現存植生図の作成が順次進められています。

#### ウ 長崎県の自然海浜

本県の大きな特徴の一つは、入り組んだ海岸線と大小約600もの島しょをかかえていることです。

平成10年度に実施された第5回自然環境保全基礎調査結果では、自然海岸線の延長距離2962.32kmは、全国1位（北海道からは北方4島を除く。）です。（表3-1-1-3）

長崎県は、全国有数の水産県であり、港湾・漁港も数多く整備されています。

本土部では、自然海岸が海岸線総延長の41.3%を占めますが、埋め立て等による人工海岸化が進んでいます。

島しょ部では、自然海岸が78.1%を占め、自然海岸が多く残っています。

表3-1-1-3 海岸線の延長（第5回自然環境保全基礎調査）

区分	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	河口部	合計
長崎県	2,962.32	544.71	777.93	14.75	4,299.71
	68.90	12.67	18.09	0.34	
本 土	443.78	49.74	370.75	10.63	1,074.90
	41.29	23.23	34.49	0.99	
島しよ	2,518.54	294.97	407.18	4.12	3,224.81
	78.10	9.15	12.63	0.13	
全 国	17,413.94	252.79	10,821.58	310.71	32,799.02
	53.09	12.97	32.99	0.95	
本 土	8,156.47	2,937.46	7,920.60	283.01	19,297.54
	42.27	15.22	41.40	1.47	
島しよ	9,257.47	1,315.33	2,900.98	27.70	13,501.48
	68.57	9.74	21.49	0.21	

（上段：延長距離km、下段：合計に対する％）

### （3）生物多様性保全のための各種施策の推進 〔自然環境課〕

地球上には様々な環境の中でその環境の特性に応じて多様な生物が生息・生育しています。これらの生物の多様性については、種、その遺伝子、そしてそれらが構成する生態系の3つのレベルでとらえています。

私たち人間は昔から生物の多様性に多くを依存して生きてきました。例えば生態系のレベルでは、森林は、燃料・医薬品・建築資材・動物の生息地などを提供し、湿地や水辺は、水質を保全し、水生生物を保護し、海洋は水産資源を供給し、気候調節にも大きな役割を果たしています。さらにこれらの生態系は、レクリエーションや観光的活用の対象ともなっています。しかし、自然が失われ、生物が絶滅していくと、生物の多様性も失われ、私たちの生存基盤そのものが揺らぐこととなります。

#### ア 長崎県レッドデータブックの発行

長崎県レッドデータブック（レッドリスト）は県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種の生息・生育状況を把握し、絶滅の危険度を評価したうえで適切な保護対策を講じるための基礎資料として作成されたものです。

平成12年度に、維管束植物、哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、海産哺乳類、藻類、鳥類、クモ類、昆虫類、甲殻類／剣尾類、その他無脊椎動物を対象に、合計1,000種を選定してレッドリストとレッドデータブックをとりまとめました。

10年目となる平成22年度には、3か年間の調査の結果を踏まえて、表3-1-1-4に示すとおり、蘚苔類と貝類も対象に追加し、合計1,392種を選定し、改訂版長崎県レッドリストとしてとりまとめ、公表するとともに、平成23年には「長崎県レッドデータブック2011(普及版)」を発刊しました。

表3-1-1-4 改訂版長崎県レッドリスト掲載種（平成26年12月時点）

分野	カテゴリー								総計
	絶滅 [EX]	野生絶滅 [EW]	絶滅危惧 IA類 [CR]	絶滅危惧 IB類 [EN]	絶滅危惧 II類 [MU]	準絶滅 危惧 [NT]	情報不足 [DD]	地或固本群 [LP]	
維管束植物	12		103	189	108	130	24		566
蕨 苔 類					2	21	6		29
藻 類			1	1		7	3		12
哺乳類			3	1	5	8	3	1	21
鳥 類	1		43	24	7	51	10	4	140
爬虫類				3	1	7	2		13
両生類			1	2	3	5			11
魚類(淡水魚類・浅海魚類)	1		13	5	13	19	9	4	64
海産哺乳類				1					1
甲殻類・ 剣尾類等			8	6	7	21	7		49
貝 類			37	40	25	69	27		198
クモ類						8	2		10
昆虫類	1		46	81	84	56	1	9	278
総 計	15	0	255	353	255	402	94	18	1,392

イ 希少野生動植物の生息・生育状況調査

平成22年度に改定した長崎県レッドリスト掲載種を中心に、継続して生息・生育状況の把握が必要な種と地域について、各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行っています。

ウ 県自然環境保全地域等の指定のための調査

指定候補地区について、保全対象となる動植物の専門家や職員による現地調査を実施し、指定候補地の範囲等を検討しています。

エ 鳥獣保護のための調査・事業

県は、野生鳥獣の適正な保護管理を行うための判断材料を得るため、次のような野生鳥獣の生息状況等の調査、事業を実施しています。

A ツシマヤマネコ生息状況モニタリング調査

長崎県の対馬にのみ生息し、絶滅が心配されているツシマヤマネコは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されています。

このため、国（環境省）が対馬市上県町棹崎に整備した「対馬野生生物保護センター」を拠点に「保護増殖事業」の一環としてツシマヤマネコの生息状況のモニタリング調査、痕跡調査、生息情報の収集及び交通事故防止などの保護思想の普及啓発等を実施しています。

また、県は環境省から委託を受け、生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発を行うとともに、県単独事業として、対馬野生生物保護センター内にツシマヤマネコに関する展示施設を整備し、利用者への解説や施設の管理を行っています。

#### B ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月中旬に全国で一斉に行われている調査で、県内では45か所を実施しています。

### 課題

- 希少な野生動植物の種の個体の捕獲・採取及び生息地等における行為を規制するなどの措置が引き続き必要です。
- 個体の生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、食物条件の改善、飼育・栽培下における繁殖など個体の繁殖の促進についての検討が必要です。
- 生物の多様性を確保するためにも、野生動植物の生息・生育空間の復元・創造に努めることが必要です。
- 希少な野生動植物の種の保護施策は、生物学的知見などに基づき適切に実施される必要があるために、レッドリスト掲載種のモニタリング調査による現状把握とレッドリストの定期的な見直しをはじめ、施策の推進に必要な調査研究を推進する必要があります。
- 本県の生物多様性の素晴らしさと希少な野生動植物の種の保護の重要性に対する県民等の理解を深めるため、普及啓発を推進する必要があります。
- ツシマヤマネコは今なお危機的状況にあることから、人工繁殖個体の野生復帰（再導入）も視野に入れ、生息環境の改善とともに、地域住民の理解と協力を得る取組みが必要です。
- 地域住民やNPO等の協働により、荒廃の進む里地里山を保全管理し、そこに生息・生育する希少野生動植物の保護を図る必要があります。

## 2 野生動植物の保護、生態系の保全と再生

### 現状・施策

#### (1) 法令に基づく保全 〔自然環境課〕

我々の生活を取り巻く自然環境は、様々な物質的及び精神的恩恵を与えてくれます。この豊かな自然環境を将来にわたって保全し、持続的にその恵みを享受していくには、自然環境保全思想の普及啓発や人々の経済活動と自然環境保全とのバランスのとれた発展を図っていく必要があります。

そのための手立てとして、自然環境の要素となる地形・地質、動植物、自然景観等の自然環境が優れたところを地域指定という形で保護し、あ

わせて適正な利用を図っています。

また、生物多様性に関する法律は、図3-1-2-1のように多岐にわたっています。

図3-1-2-1 生物多様性に関する主な法制度等



ア 県自然環境保全地域〔自然環境課〕

長崎県未来環境条例に基づき、優れた自然環境の特質を備えた地域を自然環境保全地域に指定しています。

県自然環境保全地域は、

- ①優れた天然林が相当部分を占める森林区域
- ②特異な地形地質を有する区域等
- ③自然環境が優れた状態を維持している海岸等
- ④植物の自生地、野生動物の生息地

など、自然的社会的諸条件からみてその区域内における自然環境を保全することが特に必要な地域を対象としています。

現在、対馬市上対馬町の茂木海岸など表3-1-2-2及び図3-1-2-3のとおり15地域が指定されています。

県自然環境保全地域には、地域区分の制度が設けられており、当該地域における自然環境の特質に即して特に保全を図るべき特別地区と、それ以外の普通地区に区分されます。

また、特別地区において特定の野生動植物の保護を図るため、野生動植物保護地区を指定することができます。

平成19年6月29日には、西海市大瀬戸町の久良木湿原とその周辺を自然環境保全地域に指定しました。

久良木湿原には、世界でここだけに確認されているヒゼンコウガイゼキショウ（イグサ科の植物）をはじめ、サギソウ、ハッチョウトンボなどの貴重な動植物が多く生息・生育しているため、県内で初めての野生動植物保護地区を同時に指定しました。これにより、湿原部分においては、開発行為等が規制されるとともに、野生動植物の捕獲や採取等も禁止されています。

表3-1-2-2 県自然環境保全地域

(ア) 自然環境保全地域

位置番号	地域名	所在地	面積(ha)	指定年月日
1	茂木海岸	対馬市上対馬町茂木	41.4	S51.12.17
2	合歓ノ木	対馬市上対馬町琴	57.8	〃
3	青海海岸	対馬市峰町青海	42.0	〃
4	妙見	対馬市豊玉町唐洲	39.5	〃
5	子ソ崎	対馬市美津島町鶏知	12.5	〃
6	津和崎海岸	南松浦郡新上五島町竹下	13.7	〃
7	高峰西海岸	南松浦郡新上五島町高峰、人ヶ浦 観音山	77.5	〃
8	大瀬良東海岸	南松浦郡新上五島町深追、藤ノ首、 大中音	121.2	〃
9	矢堅崎西海岸	南松浦郡新上五島町高崎、白水、 熊高、小高崎	86.3	〃

10	舅ヶ島・奈木崎海岸	五島市奈留町舅ヶ島、奈木	29.9	//
11	未津島・前島	五島市奈留町泊	23.9	//
12	田ノ浦海岸	五島市田ノ浦町	26.5	//
13	鏡瀬海岸	五島市上崎山町上崎山	39.7	//
14	虚空蔵山	東彼杵郡川棚町木場	114.8	//
15	久良山湿原	西海市大瀬戸町雪浦久良木郷、雪浦河通郷	6.4	H19.6.29
合計			733.1	

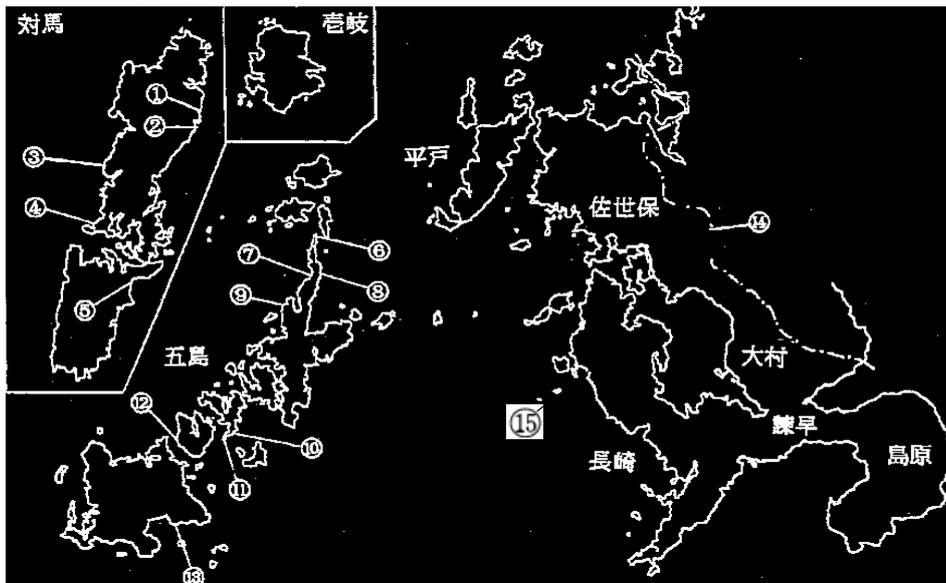
(イ) 上記のうち特別地区

位置番号 (所在地)	特別地区名	面積 (ha)	指定年月日	特質の概略
7 (新上五島町)	高峰西海岸特別地区	28.3	S59.4.6	五島を代表する典型的な沈殿海岸として卓越し、植生的にも重要な地域です。
8 (新上五島町)	大瀬良海岸特別地区	48.0	//	同上
9 (新上五島町)	矢堅崎西海岸特別地区	22.0	//	大規模なリアス式海岸の典型が連続し、植生についても自然度が高い海岸植生が発達しています。
10 (五島市)	舅ヶ島特別地区	21.7	//	海触崖と板状節理が露頭する特異な海岸地形です。
11 (五島市)	未津島特別地区	10.0	//	延長300mにおよぶ岩礫で形成された大規模な沿岸砂洲で地形的に貴重です。
15 (西海市)	久良木湿原特別地区	0.7	H19.6.29	西彼杵半島に点在する中間湿原の典型を示しており、学術上貴重な動植物種が多い。
	合計	130.7		

(ウ) 上記のうち野生動植物保護地区

位置番号 (所在地)	野生動植物保護地区名	面積 (ha)	指定年月日	保護すべき野生動植物種
15 (西海市)	久良木湿原野生動植物保護地区	0.7	H19.6.29	(植物) ヒゼンコウガイゼキショウ、サギソウ、カキラン、ムラサキミミカキグサ、ミズトンボ、シロシャクジョウ、ヒナザサ、モウセンゴケ、ヤマドリゼンマイ、オオミズゴケ、ミズオトギリ (動物) カスミサンショウウオ、ニホンアカガエル、ハッコウトンボ、ヒメアカネ
	合計	0.7		

図3-1-2-3 県自然環境保全地域位置図



(注：図中の番号は、表3-1-2-2 自然環境保全地域の位置番号)

イ 自然公園

自然公園法及び長崎県立自然公園条例に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、表3-1-2-4のとおり、国立公園、国定公園及び県立自然公園を指定しています。

表3-1-2-4 自然公園の種類別面積

種 別	公園数	公園面積 (ha)	県土地面積に対する比率 (%)
国立公園	2	37,504	9.2
国定公園	2	12,304	3.0
県立自然公園	6	24,283	5.9
合 計	10	74,091	18.1

ウ 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全を図るため、狩猟を禁止する地域を指定しています。

エ 希少野生動植物種保存地域

希少種を保護するためには、

- ①生息・生育地の保護（開発からの保護）
- ②乱獲からの保護
- ③外来種の問題

など解決すべき問題が多くあります。

長崎県では、「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針」の見直しを行い、平成24年3月に「長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」として、具体的な対策の実施方針を定めました。

また、平成20年度からは、長崎県未来環境条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動物種保存地域の指定作業を進めています。

平成24年度までに次のとおり希少野生動植物種保存地域と捕獲禁止の対象種を指定しました。

平成21年9月 8日	対象種（32種）と地域（西海市）の指定
平成22年3月16日	対象種（22種）と地域（佐世保市）の指定
平成23年4月 1日	地域（大村市・東彼杵町・川棚町）の指定
平成24年1月27日	地域（長崎市、諫早市、長与町、時津町）の指定
平成25年3月22日	地域（佐世保市）の指定
平成25年3月22日	地域（佐世保市旧鹿町町、旧江迎町）の指定
平成25年3月22日	アカハライモリの地域（佐世保市）の解除

この指定により、表3-1-2-5の左欄の希少野生動植物種は、右欄の地域においては捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止されています。

表3-1-2-5 希少野生動植物種・希少野生動植物種保存地域

植物（25種）	禁止されている地域
ハマボウ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町
マツバラシ、カノコユリ、エビネ、シラン、ヒナラン	佐世保市、西海市
ヒロハマツナ、コアマモ、ドロイ、ウラギク、トゲウミヒルモ、ヤマトウミヒルモ、リュウノヒゲモ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
カミガモソウ	佐世保市
ハクチョウゲ、タチデングサ、ナナツガママンネングサ、キキョウ、シロバナハンショウヅル、ヒレフリカラマツ、ドウダンツツジ、イワギボウシ、キキョウラン、キバナノセッコク	西海市
コモウセンゴケ	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町
貝類（14種）	禁止されている地域
ウスコミミガイ、オカミミガイ、オキヒラシイノミガイ、クリイロコミミガイ、キヌカツギハマシイノミガイ、シノミミミガイ、ナラビオカミミガイ、コゲツノブエガイ、カニノテムシロ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
マクスジコミミガイ	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
センバイアワモチ、ドロアワモチ	佐世保市、西海市（いずれも海岸線より沖合100mの海域を含む）
ナナツガマホラアナミジンナ、ナナツガマミジンツボ	西海市
甲殻類（4種）	禁止されている地域

カブトガニ、カネココブシガニ、 ハクセンシオマネキ、カワスナガニ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む）
魚類（4種）	禁止されている地域
ニッポンバラタナゴ	佐世保市
トビハゼ、イドミミズハゼ、チクゼンハゼ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む）
爬虫類（1種）	禁止されている地域
ニシヤモリ	佐世保市、西海市
両生類（1種）	禁止されている地域
アカハライモリ	西海市
昆虫類（5種）	禁止されている地域
シオアメンボ、シロヘリハンミョウ、 ツツイキバナガミズギワゴミムシ	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む）
シロウミアメンボ	佐世保市、西海市（いずれも海岸線より沖合 100mの海域を含む）
ヨドシロヘリハンミョウ	西海市（海岸線より沖合100mの海域を含む）
カワラゴミムシ、カワラハンミョウ、ハラビロ ハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、オサム シモドキ	佐世保市（海岸線より沖合100mの海域を含 む）

## （2）野生鳥獣の保護管理 〔自然環境課、農山村対策室〕

### ア 野生鳥獣の生息状況

長崎県はアジア大陸に近く、かつて大陸と陸続きの時代には野生鳥獣の移動ルートであったという地理的、歴史的特異性により、日本在来の野生鳥獣のほか、大陸系の鳥獣や海洋性の鳥類などを数多く見ることができます。

#### A 鳥類

これまで380種を超える鳥類が記録されており、これは我が国で知られている鳥類の約6割にも相当します。

対馬や男女群島は、大陸性の渡り鳥の飛来地として知られ、コウライウグイス、オウチュウ、イナバヒタキ、ヤマショウビン、カンムリカッコウといった本土部では観察例が極めて少ない野鳥が旅鳥として記録されています。

また、水鳥類の渡来地である諫早湾周辺ではカモ類が群れをなして越冬します。さらに、国内希少野生動植物種に指定されているアカヒゲをはじめ、カラスバトや海洋性鳥類のカンムリウミスズメ、オオミズナギドリなどの男女群島での繁殖、ミヤマホオジロやマミチャジナイ、シロハラなどの対馬での繁殖も特筆すべき事項です。

春、秋の渡りの季節には、ナベツル、マナツル等のツル類、アカ

ハラダカ等のタカ類が大群で本県上空を縦断して通過していくのを観察できます。

## B 獣類

県内に生息する獣類は7目14科38種6亜種が知られています。

本土部にはキュウシュウジカ、イノシシ、ホンドタヌキをはじめノウサギ、ホンドキツネ、ホンドイタチ等が生息し、多良山系の一部にはヤマネも生息します。島嶼では五島列島にキュウシュウジカ、イノシシなどが生息し、対馬には国内希少野生動植物種に指定されているツシマヤマネコをはじめ、ツシマテン、チョウセンイタチ、ツシマジカ、イノシシが生息します。

なお、狩猟鳥獣の種類などは、資料編のとおりです。

## イ 野生鳥獣の保護管理の推進

野生鳥獣は、生態系を構成する重要な要素であるとともに、学術、生物資源、あるいは自然とのふれあいの観点からも、県民にとって必要不可欠な存在です。このような野生鳥獣のもつ様々な価値は今日広く認識されるところとなっており、県内外を問わず野生鳥獣の保護に対する要請はますます高まってきています。

こうした近年の野生鳥獣保護の要請に対応するために各種の施策を講じ、野生鳥獣保護の一層の充実を図っています。

## ウ 鳥獣の保護管理対策の強化

### A 第11次鳥獣保護事業計画の推進

野生鳥獣の適正な管理を図るため平成23年度に策定した第11次鳥獣保護事業計画（平成24年度～平成28年度）により、野生鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区や休猟区の指定計画やキジの放鳥計画を定めるとともに、野生鳥獣による農林被害対策のための有害鳥獣捕獲の基準等を策定しました。

本計画が終了する平成28年度末には、県内の鳥獣保護区指定数は108箇所、面積は42,298haとなる予定です。

### B 鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の生息環境を保全する必要がある地域に指定するもので、国が指定管理する国指定鳥獣保護区と県が指定管理する県指定鳥獣保護区があります。

これらの鳥獣保護区は、その性格により森林性鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区及び身近な鳥獣生息地の保護区に区分されます。県下の鳥獣保護区の指定状況は表3-1-2-6のとおりです。

表3-1-2-6 鳥獣保護区指定状況（総括表）（平成26年3月31日）

	国指定		県指定		計	
	か所	面積ha	か所	面積ha	か所	面積ha
① 森林鳥獣生息地			43	29,655	43	29,655
② 集団渡来地			4	2,564	4	2,564
③ 集団繁殖地	1	416	1	2	2	418
④ 希少鳥獣生息地	1	1,173	5	1,300	6	2,473
⑤ 身近な鳥獣生息地			53	8,783	53	8,783
計	2	1,589	106	42,304	108	43,893

### C 鳥獣保護及び被害対策

野生鳥獣は益害両面の習性をもつものが多いことから、保護対策を進める一方、農林水産物に被害を及ぼすものについては地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、捕獲を行うように指導しています。また、有害鳥獣の捕獲許可に際しては、被害の発生状況等を十分に考慮し、捕獲の時期や方法、捕獲数等が適切となるよう指導しています。

近年、農作物被害を増大させているイノシシ及び対馬、八郎岳周辺、五島列島のシカについては、特定鳥獣保護管理計画を策定し、数の調整を図るための捕獲を行っています。

なお、近年市街地及び倉庫において、糞、羽毛等による被害をもたらしているドバトについても、捕獲箱等による捕獲を行っています。（表3-1-2-7）

表3-1-2-7 有害鳥獣捕獲実績（平成25年度）

鳥 類（羽）						
カラス類	スズメ	ヒヨドリ	ドバト	カモ類	その他	計
9,532	90	441	1,104	2,347	11,846	25,360

獣 類（頭）						
イノシシ	シカ	タヌキ	クリハリリス	アライグマ	その他	計
31,789	7,067	592	1,823	1,174	977	43,422

### E 負傷鳥獣の保護

県民により保護された負傷疾病鳥獣等については、佐世保市西海国立公園九十九島動植物園及び長崎県獣医師会に委託して保護、治療を行い、回復後、自然界へ復帰させています。

平成25年度の保護状況は表3-1-2-8のとおりです。

表3-1-2-8 負傷疾病鳥獣保護状況（平成25年度）

負傷鳥獣救護施設（委託先）	取扱件数（頭羽数）
レスキューセンター （佐世保市西海国立公園九十九島動植物園）	103
野生動物救護センター （長崎県獣医師会）	211
その他 （職員）	62
計	376

#### F 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員は、鳥獣保護区の管理や一般住民に対する保護思想の普及啓発等鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する業務に従事するとし、法律に基づき知事が委嘱しています。（表3-1-2-9）

表3-1-2-9 鳥獣保護員（53人）の配置内訳

自然環境課管内		県北振興局管内		島原振興局管内	
市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数
長崎市	4	佐世保市	5	島原市	2
諫早市	3	平戸市	4	雲仙市	3
大村市	1	松浦市	3	南島原市	3
西海市	3	東彼杵町	1		
長与町・ 時津町	1	川棚町・ 波佐見町	1		
		小値賀町	1		
		佐々町	1		
小計	12	小計	16	小計	8
壱岐振興局管内		五島振興局管内		対馬振興局管内	
市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数
壱岐市	1	五島市	4	対馬市	9
		新上五島町	3		
小計	1	小計	7	小計	9
				合計	53

#### 工 適正な狩猟の推進

##### A 狩猟の現状

狩猟の適正化を推進する観点から、狩猟者の資質の向上と秩序ある狩猟の確保を目的として、昭和54年から狩猟免許試験制度が導入されています。また、狩猟と鳥獣保護との調整、狩猟事故による被害者救済（ハンター賠償責任保険最低限加入の義務化）を徹底するため、昭和54年から狩猟者登録制度が実施されました。したがって狩猟免許を受けたのち、狩猟しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなければ狩猟をすることができないことになっています。

平成25年度の狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況は、表3-1-2-10のとおりです。

表3-1-2-10 狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況（単位：件）  
（狩猟免許 平成25年度）

網猟・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
2,482	715	20	3,217

（狩猟者登録証 平成25年度）

	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
県内者	8	628	494	28	1,158
県外者	0	10	106	1	117
計	8	638	600	29	1,275

#### B 休猟区、捕獲禁止区域の設定

休猟区については、狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、3年以内の期間を定めて設定することとしており、平成26年3月31日現在8か所、12,428haです。なお、本県の休猟区は、特定鳥獣であるイノシシ、シカが狩猟可能である特例休猟区としています。

捕獲禁止区域については、特定の狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、区域や期間又は猟法を定めて捕獲を禁止しています。

捕獲禁止区域の設定状況は表3-1-2-11のとおりです。

表3-1-2-11 捕獲禁止区域一覧表

名 称	期 間	面積(ha)
吉崎市コウライキジ捕獲禁止区域	H24.11.1~H29.10.31	13,837
対馬メスコウライキジ捕獲禁止区域	H18.11.1~H28.10.31	70,459
平戸市大島村メスコウライキジ捕獲禁止区域	H24.11.1~H29.10.31	1,552
計 3か所		85,848
※メスマドリ・メスキジ（コウライキジを除く）は全国一円で捕獲禁止。ただし、メスマドリ・メスキジの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区を除く。	H24.9.15~H29.9.14	全国一円

#### C キジの放鳥

休猟区のうち、キジの増殖を図る必要が認められる区域については、1か所当たり80羽程度のキジを放鳥しており、例年県下で320羽を放鳥しています。

#### D 狩猟事故、違反の防止

##### a 特定猟具使用禁止区域（銃）の設定

銃猟による危険を防止するため、農林業上の利用が恒久的に行われている地域、野外レクリエーションの場として利用者が多い地域、及び銃猟による事故発生のおそれのある区域については、

通常20年間の期間を特定猟具使用禁止区域（銃）として設定することにしており、平成25年度末現在で84か所、17,617.9haとなっています。

特定猟具使用禁止区域（銃）の設定状況は、資料14のとおりです。

b 狩猟者講習会の実施

狩猟免許（有効期間3年）の更新希望者に対し、適性検査及び法令、鳥獣の判別、猟具の取扱いについて、各1時間の講習を実施しています。

c 安全狩猟のための講習委託

狩猟事故の未然防止、法律の遵守について徹底した研修を行うため、また、狩猟免許試験、適性検査に係る技能試験補助員及び講習講師の応援等、一般社団法人長崎県猟友会へ事業の一部を委託しています。

d 狩猟期間中の取締りパトロール

事故や違反の防止を目的として、日の出前、日中、日没後の指導取締りを、県警本部とともに実施しています。

オ 野生鳥獣の保護思想の普及啓発

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県内3か所で探鳥会（バードウォッチング）や自然観察会を開催したほか、愛鳥週間ポスターコンクール等を実施しています。



平成26年度愛鳥週間用ポスター

（公財）日本鳥類保護連盟会長賞受賞作品

（3）保護・保全のための事業 〔自然環境課〕

ア 緑といきもの賑わい事業

「長崎県生物多様性保全戦略」に基づいた各種保全対策を県、市町、民間の各事業主体レベルにおいて推進するため、従来の緑化事業に加え、新たに保全地域等の保全事業、希少野生植物の保護増殖等これまで対象としていなかった事業に積極的に対応することにより、未来につながるよりよい環境づくりを目指しています。

平成25年度の実施状況は表3-1-2-12から表3-1-2-14のとおりです。

表3-1-2-12 平成25年度緑といきもの賑わい事業（県事業）

施設名	所在地	事業内容	工事費等 (千円)
長崎東高等学校	長崎市	ツツジ植栽	630
五島南高等学校	五島市	グリーンカーテン設置	5,022
出島常盤緑地	長崎市	タブ、ツツジ他植栽	2,776
原生沼木道	雲仙市	湿原保護木道	8,136
自然環境保全対策	佐世保市	宇久大浜希少種保護看板他	1,332
計	5施設		17,897

表3-1-2-13 平成25年度緑といきもの賑わい事業（市町事業）

申請者	対象施設	事業内容	事業費 (千円)	交付額 (千円)
五島市	中央公園	花壇造成	1,082	721
長崎市	黒崎永田湿地自然公園	高木植栽、花壇	4,787	1,582
新上五島町	高井旅海水浴場	ウミガメ孵化場整備	819	518
計	3市町		6,687	2,821

表3-1-2-14 平成25年度緑といきもの賑わい事業（民間団体事業）

申請者	対象施設 (所在地)	事業内容	事業費 (千円)	交付額 (千円)
(社福)親愛福祉会	親愛こども園	園庭張芝	629	314
(社福)琴北保育会	形上保育園	中木植栽、張芝	703	351
(社福)比か福祉会	須川保育園	中木植栽、張芝	824	411
(社福)長崎ボランティア協会	山里平和保育園	中木植栽、花壇造成	957	478
(社福)真和会	仲沖保育園	中木植栽	348	153
(社福)わかば福祉会	やまだ保育園	ピオトープ整備、中木植栽	2,186	1,200
計	6施設		5,647	2,907

#### イ ふるさと自然再生事業

身近なふるさとの自然環境の保全、再生、活用を図り、県立自然公園等の自然環境の保全手法の見直しや、地域性あふれる身近な自然環境の再生を図るため、平成25年度は県内の生物多様性の状態や危機及び対策の状況等を取りまとめた、生物多様性評価地図を作成しました。

#### (4) 保安林の指定〔林政課〕

水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するために、重要な森林について保安林の指定を推進しました。

・平成25年度末指定面積 49,588ha

#### (5) 生物多様性の啓発 【自然環境課】

平成22年が国際生物多様性年であったことから、広い層の県民に生物多様性をわかりやすく啓発するため、長崎県美術館において「いきものつながりアート展in長崎」を開催しました。

その後、その出展作家の作品（動物リアルぬいぐるみと動物生態写真）で構成された展示セットにより「いきものつながり巡回展」を離島4地区（五島、上五島、壱岐、対馬）、本土5地区（長崎市、島原市、平戸市、大村市、佐世保市）で開催し、現在イベント等への展示セットの無料貸し出しを行い、より幅広い生物多様性の啓発に努めています。

なお、生物多様性保全戦略の見直しに併せて、生物多様性フォーラムを県下5地域で開催するとともに、県民からの応募をもとに、ツシマヤマネコや多良山系のツクシシャクナゲなどを「長崎いきもの百景」として選定しました。

#### 課題

- 近年、イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農林業被害が顕著です。これには、被害防除施設の整備とともに、有害鳥獣の駆除に従事できる狩猟者の確保と育成、さらには被害対策を講じるための鳥獣生息実態調査が必要です。
- 多面的な機能強化と併せて、自然景観形成のための「彼岸花」、「水仙」など草花等の植栽を推進します。
- 農村の水辺空間や農業用の施設、農地などは、多面的機能を持つ、県民共有の財産であり、その保全活動に対して、広く県民に理解を求めていく必要があります。

## 第2節 自然とのつながりの回復

### 1 自然とのふれあいの場の保全・整備

#### 現状・施策

##### (1) 自然公園制度等の運用〔自然環境課〕

自然公園には、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定する国立公園、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定する国定公園、都道府県の風景を代表する風景地として指定する都道府県立自然公園があります。

本県における配置は図3-2-1-1、指定状況は表3-2-1-2に示すとおりです。自然公園の合計面積は741km<sup>2</sup>で県土面積の18.1%を占め、自然環境の保全を図るとともに、自然体験、自然観察、エコツーリズム、野外レクリエーション等自然とのふれあいの場として重要な役割を果たしています。

図3-2-1-1 自然公園位置図

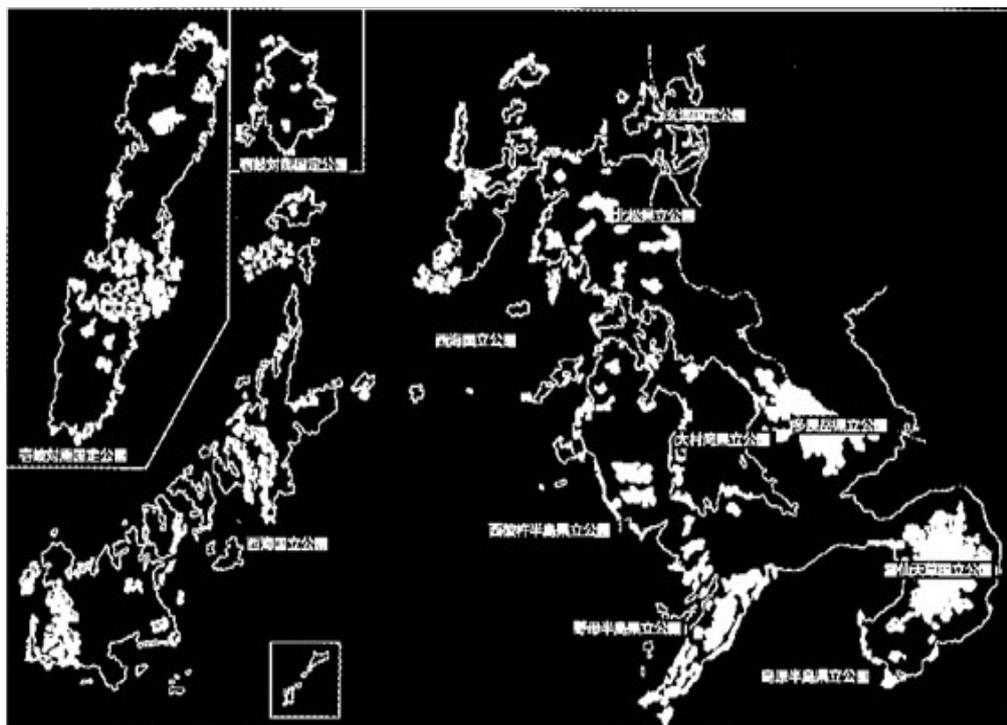


表3-2-1-2 自然公園の種類別面積

種 別	公園数	公園面積 (ha)	県土地面積に対する比率 (%)
国立公園	2	37,504	9.2
国定公園	2	12,304	3.0
県立自然公園	6	24,283	5.9
合 計	10	74,091	18.1

(2) 公園計画の見直し〔自然環境課〕

自然公園法において、自然公園の保護及び適正な利用を図るために公園計画を定めることになっています。国においては、国立公園を取り巻く社会条件等の変化に対応するため昭和57年度から自然保護を基調として公園計画の再検討を行っています。また、再検討が終了した公園については、おおむね5年ごとに公園計画の点検を実施することとされています。(表3-2-1-3)

国立公園においても、国立公園に準じて再検討を進めることとされ、再検討が終了した公園については国立公園と同様に点検を実施することになっています。また県立自然公園についても再検討作業に着手し、平成25年度は島原半島県立公園の公園計画見直しを行っています。

表3-2-1-3 保護計画一覧表 (単位: ha)

区分	項目	指定年月日	面積(海域を除く)				海域公園地区
			計	特別保護地区	特別地域	普通地域	
国立公園	雲仙天草国立公園雲仙地域	S9.3.16	12,858.0	588.0	4,360.0	7,910.0	—
	西海国立公園	S30.3.16	24,646.0	80.0	23,571.0	995.0	30.4
	小計		37,504.0	668.0	27,931.0	8,905.0	30.4
国定公園	壱岐対馬国定公園	S43.7.22	11,946.0	289.0	11,454.0	203.0	47.5
	玄海国定公園北松浦地域	S31.6.1 北松浦地域編入 S43.7.22	358.0	—	358.0	—	—
	小計		12,304.0	289.0	11,812.0	203.0	47.5
県立自然公園	多良岳県立公園	S26.4.6	6,543.0	—	—	6,543.0	—
	野母半島 //	S30.10.13	7,090.0	—	—	7,090.0	—
	北松 //	S37.1.10	3,514.0	—	34.0	3,480.0	—
	大村湾 //	S41.1.11	2,235.0	—	45.0	2,190.0	—
	西彼杵半島 //	S41.1.11	3,066.0	—	—	3,066.0	—
	島原半島 //	S45.1.20	1,835.0	—	—	1,835.0	—
	小計		24,283.0	—	79.0	24,204.0	—
自然公園合計			74,091.0	957.0	39,822.0	33,312.0	77.9

(注) 西海国立公園の海域公園地区の指定は、昭和47年10月16日、壱岐対馬国定公園の海域公園地区の指定は、昭和53年6月16日です。

(3) 自然公園における風致景観の保護〔自然環境課〕

自然公園には、風致景観の保護を図るため、特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されています。

これらの地域において各種行為を行う場合は、環境大臣又は県知事の許可が必要であり、その際には、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準により判断することにより、風致景観の保護を図っています。

また、普通地域においても、一定の行為について環境大臣又は県知事への届出が必要とされており、これにより風景の保護を図っています。平成25年度における各種行為に対する許可申請等の処理状況は表3-2-1-4のとおりです。

表3-2-1-4 平成25年度自然公園許可申請等の処理状況（件数）

公園名	処理※	工作物の新改増築	木竹の伐採	木竹の損傷	土石の採取	広告物の設置	物の集積貯蔵	水面の埋立	土地の形状変更	指定植物の採取	指定植物の植栽	指定動物の捕獲	指定動物の放出	色彩の変更	非常災害の応急措置届出	家畜の放牧届出	普通地域行為届出	国の特例（協議・届出・通知）	合計
雲仙天草 国立公園	大臣	2			2													6	10
	知事	23				4			2								1		30
	島原	8				7								1					16
	小計	33			2	11			2					1			1	6	56
西海 国立公園	大臣	15	1		3													1	20
	知事	39				6			3	1							2		51
	県北	11				3				1									15
	五島																		
	小計	65	1		3	9			3	2							2	1	86
志岐対馬 国定公園	知事	20	3						2								5	3	33
	志岐	6																	6
	対馬	11	2																13
	小計	37	5						2								5	3	52
玄海 国定公園	知事																		
	県北																		
	小計																		
野母半島県立公園																4		4	
大村湾県立公園																3		3	
島原半島県立公園																2		2	
北松県立公園																4		4	
西彼杵半島県立公園																2		2	
合計		135	6		5	20			7	2				1			23	10	209

※申請等の内容・規模によって、許可等の処理の権限が、国立公園の場合環境省・県知事・振興局長、国定公園の場合県知事・振興局長に、それぞれ分かれています。

#### （４）自然保護のための用地取得〔自然環境課〕

自然保護基金は県内の優れた自然を保護するとともに、その利用の増進に必要な不動産を取得するため、金額1億円で昭和47年に設置されました。これまで、9か所16件、845,165.67m<sup>2</sup>を基金で購入しました。

平成7年度以降、活用実績がないことから、平成16年度末をもって長崎県自然保護基金条例を廃止し、平成17年度より自然保護のために必要な用地取得は用地基金で行うこととしています。

(5) 自然公園における環境保全対策〔自然環境課〕

ア 自然公園の美化清掃活動事業

自然公園の利用により発生するゴミは、単に美観を損ねるだけでなく悪臭の発生など、環境汚染を引き起こしたり、野生動物が誤って飲み込んでしまうなど、生態系に悪影響を与えます。

そこで、特に利用者の多い国立公園内の主要な利用地域の美化清掃を積極的に推進するため、現地における美化清掃団体の育成強化を図り、それらの団体が行う清掃活動事業に対し補助を行っています。（表3-2-1-5）

このほか、自然公園の利用地域において、自然公園法第19条に基づき、県・市・町及び関係団体が協力して美化清掃活動を実施するとともに「ゴミ持ち帰り運動」等、美化思想の普及啓発を行っています。

表3-2-1-5 美化清掃活動事業実施状況（平成25年度）

国立公園名	地域名	事業費	実施団体
西海	鹿子前	1,200,000円	長崎県自然公園協議会 佐世保支部
西海	弓張岳	1,200,000円	// //
西海	平戸	1,700,000円	// 平戸支部
西海	福江	1,420,000円	// 福江支部
雲仙天草	雲仙	3,714,000円	(一財)自然公園財団 雲仙支部
計	5か所	9,234,000円	

イ 環境管理事業

雲仙の春を代表する景観であるミヤマキリシマ群落は、放牧により形成された人為的な景観ですが、今では放牧は行われていません。

このため、地元「雲仙を美しくする会」の下草刈りボランティア活動の協力を得て、この景観を維持しています。

また、雲仙温泉の原生沼は県内でも貴重な高層湿原ですが、植物の堆積や周囲からの土砂の流入によって、近年、干陸化が進んでいます。県では、定期的に草刈りを行い、景観の維持に努めています。

なお、環境省では羊、ヤギの放牧によるミヤマキリシマ群落の再生と管理の省力化等を目的に、平成22年度から平成24年度にかけて実証実験を行いました。

ウ 管理体制の強化

国立・国定公園及び県立自然公園の管理については、国立公園を所管する環境省をはじめ、関係市町、関係団体、自然公園指導員等と連携協力し、その適正を期しています。

なお、雲仙天草及び西海の両国立公園については、環境省により雲仙天草国立公園雲仙自然保護官事務所（雲仙市）、西海国立公園佐世保自然保護官事務所（佐世保市）及び五島自然保護官事務所（五島市）が設置されています。

(6) 自然公園の利用状況〔自然環境課〕

自然公園等の利用者数を把握することは、公園計画の策定及び施設整備等の基礎資料となり、自然公園行政の推進に欠くことができないものであることから、毎年調査を実施しています。平成25年の利用者数は、14,447千人で大震災後の自粛ムードの回復や拠点施設への観光客の増加等により対前年比106%となっています。(表3-2-1-6)

表3-2-1-6 公園別利用者数調

区分	公園名		利用者数(千人)		対前年比(%)
			平成24年	平成25年	
国立公園	雲仙天草(雲仙のみ)		2,476	2,614	106
	西海	平戸・九十九島	2,903	3,137	108
		五島列島	1,443	1,461	101
		小計	4,346	4,638	107
	計		6,822	7,253	106
国定公園	杵岐対馬		1,878	2,142	114
	玄海(北松浦のみ)		57	55	97
	計		1,935	2,197	114
県立自然公園	野母半島		1,884	2,010	107
	多良岳		795	771	97
	大村湾		956	1,027	107
	島原半島		530	537	104
	西彼杵半島		463	459	99
	北松		187	194	103
	計		4,816	4,997	104
合計		13,573	14,447	106	

(7) 国立公園・国定公園・県立自然公園の利用施設〔自然環境課〕

自然公園は人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として、ますますその重要性が高まっています。地域にふさわしい利用施設を計画的に整備し、快適で適正な利用の推進を図ることにしています。

公園施設については、自然環境に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、自然公園の利用計画に基づき国直轄、自然環境整備交付金、県単独、県費補助事業等により園路、園地、休憩所、公衆便所、野営場、駐車場等公共的な施設の整備を年次計画によって実施しています。

なお、平成25年度における自然公園の整備状況は、表3-2-1-7のとおりです。

表3-2-1-7 国立・国定・県立公園の整備状況（平成25年度）

(ア) 国直轄事業（国費100%）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	事業費 (千円)
西海国立公園	五島市、小値賀町	九州自然歩道	歩道、標識類	61,225
計				61,225

(イ) 県単独事業（県費3/4 地元負担金1/4）

公園名	市町名	事業名	規模及び構造	工事費 (千円)
西海国立公園	新上五島町	黒崎園地	四阿改修、園路改修	7,258
〃	〃	龍観山園地	測量、設計	1,943
〃	小値賀町	愛宕山園地	トイレ、園路改修等	8,275
計				17,476

(8) 九州自然歩道の整備〔自然環境課〕

九州自然歩道の利用を促進するために、既設ルート（南島原市口之津～佐世保市栗ノ木峠）について歩道の改修と老朽化した案内板や標識の補修等を実施しています。

また、世界遺産暫定一覧表に記載されている「長崎の教会群とキリスト教関連資産」を結ぶルート（下五島、上五島、平戸、佐世保）を九州自然歩道に加え、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群を巡ることのできる歩道として整備を実施しています。

平成25年度は国事業で、五島市、小値賀町において、歩道、標識類等を整備しました。

(9) 雲仙公園〔自然環境課〕

ア 雲仙公園の概要

雲仙は島原半島の中央部に位置し、雲仙火山の主峰をなす普賢岳（1,359m）、国見岳（1,347m）、妙見岳（1,333m）、九千部岳（1,062m）等が急峻な山岳地形を形成していますが、平成2年に始まった火山活動により、新たに平成新山（1,486m）が加わりました。

中腹部には雲仙地獄と呼ばれる噴気地帯があり、周辺には旅館、ホテルを中心とした雲仙温泉街が形成されています。

県では明治44年に、雲仙地獄周辺の官有地を県営温泉公園とし、雲仙の優れた自然を活用して観光客、特に外国人客の誘致を図るため、全国に先駆けて自然公園の整備、管理を開始しました。

大正2年には、県営施設として開設された日本最初のパブリックゴルフコースである雲仙ゴルフ場が開設されました。

昭和9年には、国立公園制度の発足とともに雲仙は、我が国第1号の国立公園に指定されました。

戦前は外国人の保養地として、戦後は九州を代表する温泉宿泊地と

して発展してきました。

しかし、平成2年11月に普賢岳が198年ぶりに噴火し、度重なる火砕流等により大きな被害が発生しました。

#### イ 雲仙公園の利用施設の整備と管理

雲仙公園のレクリエーション利用に供するため自然公園等整備事業により園地、駐車場、自然歩道、野営場（キャンプ場）等を整備しています。

雲仙温泉地区の国有地では、環境省が直轄事業としてビジターセンター、雲仙地獄探勝歩道等を整備し、その他に国庫補助事業等により、県が田代原野営場、池ノ原園地、宝原園地等の整備を行ってきました。

これらの施設の管理は、直轄事業分については、（一財）自然公園財団などで、県事業分については、県で行っています。

県で設置している自然公園の有料施設のうち、田代原野営場（雲仙市）、雲仙テニスコート（雲仙市）、論所原野営場（南島原市）については、指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っています。

#### A 仁田峠循環自動車道路（平成21年度から雲仙市道小浜仁田峠循環線）

昭和11年に仁田峠～終点（現在の下り線）5,802m・幅員4.0mが完成し、昭和12年には定期バスが運行を開始しました。さらに昭和31年に池ノ原～仁田峠間（現在の上り線）4,438m・幅員4.0mが整備され、総延長10,240mのうち一部は国道に移管され、現在の8,200mの区間となっています。

平成21年4月には雲仙市へ移管され、一般市道として通行料が無料となり、平成21年度の通行台数は148,586台と対前年度比50%増でした。また、平成25年度は111,821台、20年度比13%増となっています。（表3-2-1-8）

表3-2-1-8 仁田峠循環自動車道路利用状況（台数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
平成25年度	7,523	25,703	4,732	4,710	9,589	8,085	
平成20年度	6,665	18,864	2,939	5,228	8,179	5,411	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度	9,850	23,552	4,149	5,427	3,577	4,924	111,821
平成20年度	8,856	27,116	3,710	2,836	3,859	5,311	98,974

### （10）温泉の保護と利用〔自然環境課〕

#### ア 温泉の利用

我が国は世界でも有数の温泉国です。本県には、雲仙・小浜、壱岐湯本の国民保養温泉地をはじめとして多くの温泉地があり、古くから国民の保健休養地として親しまれ、行楽の中心地として利用されてきました。

（表3-2-1-9）

表3-2-1-9 温泉利用状況（平成26年3月31日現在）

所轄	市	町	温泉	源泉 総数	利用源泉数 (A)		未利用源泉 (B)		温度別源泉数				湧出量 l / 分		宿泊 施設 数	収容 定員	年度延泊 利用人員	温泉利用 の公衆浴 場施設	国民保養温 泉地年度延 泊人員	温泉保養温 泉	主たる泉質名	
					A+B	自噴	動力	自噴	動力	未湯	25℃ 25℃以上	42℃ 未湯	水蒸気 以上	・ガス								自噴
西	彼	長	与	道ノ尾	1	1					1			75						1	単純温泉	
				岡	1	1								300						1	炭酸水素塩泉	
				高田	1	1					1			236						1	単純温泉	
				時津	1			1			1			55						0	単純温泉	
				西海	1	1					1			300						1	塩化物泉	
				西海	2	1	1				1			60						1	塩化物泉	
				計	7	5	1	1			5	1		60	1,266					5		
泉	央	諫	早	松里	1			1			1			270							塩化物泉	
				唐比	1	1			1					170	1	48	494			1	塩化物泉	
				飯盛	2	1	1					2		350						1	塩化物泉	
				本野	1	1					1			170						1	炭酸水素塩泉	
				幸	1			1			1			150						1	単純温泉	
				大村	8	1	2	1	4	1	6	1		541	381					2	塩化物泉	
				東彼岸	2	2					1	1		260						1	単純温泉	
				川棚	4	2		2	2	1	1			168	524	149	15,339			2	塩化物泉	
				波佐見	5	3		2	4	1	1			497	2	32	1,539			2	炭酸水素塩泉	
				計	25	1	12	1	11	8	12	5		709	2,772	4	229	17,373			11	
泉	南	島	原	島原	7	3	2	2			7			164	280	6	891	133,729			6	炭酸水素塩泉
				有明	2	2					2			670						2	炭酸水素塩泉	
				雲仙	1	1					1			90						2	Na-塩化物・炭酸水素塩泉	
				小浜	31	13	11	7			31			6,002	4,167	22	1,788	136,570		20	136,570	塩化物泉
				雲仙	46	45		1			46			算定不能	19	4,280	412,218			21	412,218	硫黄泉
				南島原	1			1	1					337							1	塩化物泉
				口之津	1	1					1			136	1	107	5,267			1	塩化物泉	
				南有馬	3	3					3			480	2	69	8,593			2	単純温泉	
				須川	1	1					1			124	1	36	1,753			1	単純温泉	
				布津	1	1					1			142						1	塩化物泉	
				島原・深江	2	1		1	1		1			173	1	627	179,136			1	炭酸水素塩泉	
				計	97	61	23	10	3	3	15	79		6,166	6,768	52	7,798	877,266		57	548,788	
泉	北	平	戸	田の浦	1	1					1			6							1	単純温泉
				田助	1	1					1			17							1	単純温泉
				千里ヶ浜	1	1					1			78	1	419	68,073			1	炭酸水素塩泉	
				平戸	1	1					1			200	8	1,169	121,628			6	炭酸水素塩泉	
				大島	1	1					1			2	1	53	2,452			1	炭酸水素塩泉	
				生月	0	0																炭酸水素塩泉
				田平	1	1					1			154	1	230	30,315			1	含鉄・ナトリウム炭酸水素塩泉	
				松浦	1	1					1			200	1	84	5,553			1	塩化物泉	
				阿翁免	1	1					1			390	1	114	1,675			1	塩化物泉	
				計	8	2	6				2	3	3	23	1,024	14	2,099	231,275			11	
五	島	五	島	堀江	1	1					1			100	1	448	12,948			1	含鉄・ナトリウム塩化物泉	
				富江	1	1					1			209							1	塩化物泉
				荒川	5	5					5			350	5	79	498			2	塩化物泉	
				岐宿	1	1					1			350							1	塩化物泉
				計	8	5	3				3	5		350	659	6	527	13,446			5	
上	五	島	新上五島	奈良尾	2	2					1	1		79.6							1	塩化物泉
				新魚目	1	1					1			130.0	1	58	7,654			1	単純温泉	
				計	3	3					2	1		209.6	1	58	7,654			2		
沓	岐	沓	岐	郷ノ浦	2	1	1				1	1		272							1	塩化物泉
				湯本	17	1	13	2	1		17			不明	310	8	401	17,831		12	17,831	塩化物泉
				江角	1	1					1			0								塩化物泉
				計	20	1	14	2	3		1	19			582	8	401	17,831		13	17,831	
対	馬	対	馬	殿原																		単純温泉
				美津島	1	1					1			90	1	58	9,871			1	アルカリ性単純温泉	
				峰																	1	アルカリ性塩化物泉
				上対馬																	1	単純温泉
				計	1	1					1			90	1	58	9,871			4		単純温泉
長	崎	長	崎	矢上	1		1	1						60								塩化物泉
				中里	1	1					1			算定不能								炭酸水素塩泉
				江の浦	1	1					1			算定不能	1	50	12,899			1	メタけい酸の項により鉱泉	
				五島	1	1					1			300							1	塩化物泉
				岩見町	1	1					1			135							1	アルカリ性単純温泉
				伊王島	1	1					1			720	1	410	92,410			1	塩化物泉	
				高浜	1	1					1			40	1	42					1	塩化物泉
				野母	1	1					1			40							1	塩化物泉
				三和	1	1					1			61	1	95	10,366			1	含鉄泉	
				計	10	7		3	5		4	1		1,620	4	597	115,675			5		
佐	世	佐	保	針尾	1	1					1			200	1	297	35,929			1	塩化物泉	
				広田																		炭酸水素塩泉
				三川内	1	1		1	1					15							1	炭酸水素塩泉
				木原	1	1					1			206								単純温泉
				崎岡	1	1					1			600	1	91	15,866			1	炭酸水素塩泉	
				ノースパス	1	1					1			506	1	655	195,245			1	塩化物泉	
				南風崎	1	1					1			300	1	270	44,901			1	塩化物泉	
				上原	1	1					1			38								炭酸水素塩泉
				大塔	1	1					1			600							0	炭酸水素塩泉
				谷郷	1	1					1			400	1	301	21,000			2	炭酸水素塩泉	
				鹿子前	1	1					1			277	1	79	5,542			1	含鉄泉	
				相浦	1	1					1			160								炭酸水素塩泉
				大塔	1	1					1			416							1	炭酸水素塩泉
				世知原	1	1					1			207	1	72	14,056			1	炭酸水素塩泉	
				心野町	1	1					1</											

「温泉法」はこれらの温泉を保護しその適正な利用を図ることを目的とし、温泉を掘削又は増掘する場合や動力装置を設置する場合には県知事の許可を、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には県知事又は長崎市長、佐世保市長の許可を受けなければならない旨定めています。平成20年10月には「可燃性天然ガスによる災害の防止」が目的に追加され、温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策が事業者には義務付けられ、基準値を超える可燃性天然ガスを含む温泉を反復継続的に汲み上げる場合には温泉採取許可、基準値以下である場合には可燃性天然ガス濃度確認申請を県知事あてに提出することが必要となりました。（表3-2-1-10）

温泉はこれまでの医治効用・健康や保養を目的とした利用方法から、太陽光発電や風力発電等とともに有力な再生可能エネルギーの資源として地熱発電やバイナリー発電が注目を集めています。雲仙市の小浜温泉では、温泉水を利用したバイナリー発電の実証事業が行われており、今後、既存の温泉の保護にも十分配慮しながら、新たな活用について可能性を探る必要があります。

表3-2-1-10 掘削許可等の処理件数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
掘削許可	8	8	4	5	5	3	1	1	2	2
増掘許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動力装置許可	4	17	0	2	7	3	2	0	0	0
温泉採取許可					22	1	1	2	1	1
可燃性天然ガス濃度 確認申請					96	11	10	4	1	0
温泉利用許可	40	28	27	11	10	13	24	13	11	15
合 計	52	53	31	18	140	31	38	20	15	18

#### イ 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉地のうち、温泉利用の効果が十分期待され、かつ健全な保養地として大いに活用される場所を「温泉法」に基づいて環境大臣が指定した地域です。

それぞれの地域ごとに策定された「国民保養温泉地計画」に基づき整備や維持管理がなされており、長崎県では、表2-1-1-11に示すとおり雲仙・小浜温泉、壱岐湯本温泉が指定されています。

なお、壱岐湯本温泉が平成3年度に、国民保健温泉地（国民保養温泉地のうち、医師の協力を得て温泉の保健的利用を促進することが期待できる条件を備えた温泉地）の指定を受け、平成3年度から5年度にかけて国庫補助事業により整備が行われました。

平成24年7月に環境省から通知が出され、国民保養温泉地計画は5年毎に見直しを行うことになりました。

このため、県内の2か所の国民保養温泉地も、計画の見直しに向け関係者と調整を図っていくこととなります。

表 2-1-1-11 国民保養温泉地・国民保健温泉地整備状況一覧表

温泉地名	指定年	指定面積	整備年度	整備内容
雲仙・小浜	(雲仙) 昭和31年  (小浜) 昭和37年	141.6ha	(小浜) 昭和37年度  昭和40年度 昭和41年度 昭和44年度 // 昭和51年度	温泉保養地大浴場（鉄筋コンクリート建531㎡、国庫補助事業）（昭和40年より国民宿舎建設） 駐車場建設（面積2,021㎡ 国庫補助事業） 園地（面積2,660㎡ 国庫補助事業） 温泉プール（本体、付帯施設国庫補助事業） 温泉プール（上家、町単独事業） 温泉プール（子供プール本体、付帯施設、国庫補助事業）
吉岐湯本	昭和46年 （平成3年度変更） ↓ 国民保健温泉地	11.4ha (46.0ha)	昭和46,48年度 平成3年度 平成4年度 // 平成5年度 // //	温泉館新築（町単独事業） 園地（面積1,150㎡、街路灯国庫補助事業） 園地（遊具設置町単独事業） ゲートボール場（面積2,934㎡、休憩所国庫補助事業） 温泉掘削（深さ600m、揚湯施設町単独事業） ゲートボール場（便所53㎡、歩道L54m、国庫補助事業） 温泉センター基本設計（町単独事業） 多目的保養温泉センター（町単独事業）

(1 1) 森林とのふれあい（長崎県民の森）〔林政課〕

県民の森では指定管理者制度を導入し、森林の整備や施設の改修などを行い、安心・安全な森林とのふれあいの場の提供に努め、また、森林の癒し効果(森林セラピー)を利用した取組みについても推進しました。

平成25年度の来場者数は141,505人でした。

(1 2) グリーン・ツーリズムの推進〔農山村対策室〕

農山漁村の活性化を図るため、農林漁業や豊富な地場農林水産物等の地域特有の資源を活かした地域のグリーン・ツーリズムの取組に対して支援を行ないました。

(1 3) 都市と漁村の交流拡大、ブルー・ツーリズムの推進〔漁政課〕

漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、国の離島漁業再生支援交付金等の諸制度を活用して、各地域が主体的に取組む観光等の他産業と連携した取組みに対する支援を実施しました。

## 課題

- 自然公園指定後も地元関係市町等地域との連携を密にし、地域の実情を把握し、よりよい公園として適正な維持管理を行っていく必要があります。
- 三位一体改革後、国の直轄事業が一部拡充されましたが、対象範囲が限られており、十分な事業の実施には至っていない中で、整備や管理水準の維持、向上が課題です。
- 今後とも老朽化した既存施設について自然公園施設のバリアフリー対策も含めた再整備や長距離自然歩道の標識等の再整備、自然公園の景観を楽しむための展望を中心とした園地整備、自然観察や野外体験等、自然学習の場としての施設整備を進める必要があります。  
また、「エコツーリズム」といった新しい形態の公園利用にも十分対応できるよう、より一層質の高い施設の整備を進める必要があります。
- 自然林の保全は野生動植物保護の観点から最も効果的です。特に絶滅の危機に瀕している動植物について、その原因が自然林の減少に起因しているものが多く見られることから、できるだけ広い面積の自然林を保全することが必要です。
- ブルー・ツーリズムは海上での活動が多いため、気象条件に左右されやすいこと、船舶からの転落など危険性が高いこと、漁業に関するさまざまな制約があることなどに十分な配慮が必要です。
- 魅力あふれる県民の森づくりに取り組んでいますが、交通の便、施設の老朽化などで利用者数が伸び悩んでおり、更なる改善が必要です。

## 2 自然とのふれあいの機会の提供

### 現状・施策

#### (1) 自然に親しむ各種の行事の実施〔自然環境課〕

人々が自然に対する理解を深め、自然を大切にしようとする心とモラルを育成するため、自然公園の健全な野外レクリエーションの場である園地、ビジターセンター、自然歩道等の施設を活用し、自然に親しむ活動等を通じ、自然教育等の推進やエコツーリズムを担う人材の育成を図っています。平成25年度の実績は表3-2-2-1のとおりです。

表3-2-2-1 自然に親しむ運動実績（平成25年度）

公園名	期 日	行 事 名	内 容	開催地	方法
多良岳県立公園 大村湾県立公園	5月26日 7月20日 10月12日 12月21日 2月15日	大村市自然ガイド養成講座	地域の自然や風土の特色を「再発見」し、それを「守り」、「語り伝える」人材の育成講座	大村市	直営
雲仙天草国立公園	10月27日	島原半島ジオパークへの旅	ジオパークガイドによる県民のジオサイト学習ツアー	島原半島	直営

(2) 自然とのふれあいを推進する指導者等の育成〔自然環境課〕

自然環境の保護及び自然公園の適正な利用を確保し、自然環境行政を推進するためには、市町及び民間の協力が不可欠です。

自然保護活動の基礎となる自然に親しみ、自然を育む心を醸成するには、民間指導者の自主的な啓発活動に負うところが大きいのです。

県は長崎県未来環境条例に基づき、自然環境保全地域等を巡回し、自然環境の保全及び動植物の保護の状況を把握するとともに、自然保護について指導するため自然環境監視員を委嘱し、県下の希少野生動植物種保存地域に配置しています。

また、特に、国立公園及び国定公園を保護しその利用の適正化を図るため、自然公園指導員51人が環境省自然環境局長から委嘱されています。

(3) 森林とのふれあい（インタープリターとの連携）〔林政課〕

長崎県民の森で開催する自然観観察会、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星の観察会など、インタープリター（森の案内人）と連携し、森林とのふれあう機会の提供に努め、森林に対する県民意識の啓発を図りました。

・イベントの回数 75回 ・参加人数 3,548人

(4) 水辺の環境整備〔河川課〕

地域の人々が、河川の水辺で愛護活動や親水活動を行いやすい水辺環境を整備するため、斜路、階段、飛び石、低水護岸、散策路等の整備を行いました。

整備を行った水辺での平成25年度の活動参加者数は、9,568人でした。

課題

- 今後、重点的に自然学習のための魅力あふれる活動プログラムづくり等を行う必要があります。

### 3 社会経済活動における適切な活用

#### 現状・施策

##### (1) 中山間地域等直接支払制度の実施〔農山村対策室〕

農業生産条件の不利な地域において、農道や用排水路の維持管理、適切な農用地の維持管理を含め、稲作等を主体とした農業生産活動等を行います。

また、水源のかん養、洪水防止と景観維持など、農山村地域の多面的機能の維持・保全のための活動を支援します。

平成25年度は、制度拡充により支援対象となった離島平地での協定面積拡大に取り組みました。

##### (2) 農地・水保全管理支払〔農山村対策室〕

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして、適切な保全管理が困難となってきております。

こうした状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い「共同活動」と、施設の長寿命化に資する「向上活動」を一体的かつ総合的に支援しています。

平成25年度は、13,943aの協定面積となりました。

##### (3) 中山間ふるさと水と土保全対策〔農山村対策室〕

平成25年度は、保全活動に取り組む地域リーダーの育成と都市と農村の交流促進のためのPR活動を行いました。

##### (4) 森林整備事業等〔森林整備室〕

森林の水土保全機能等公益的機能の維持増進を図るため、植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を推進しました。

特に、実施が遅れている間伐については、国庫補助事業やながさき森林環境税を活用しながら積極的に取り組みました。

・平成25年度間伐面積 2,258ha

##### (5) 漁場環境の改善〔資源管理課、漁港漁場課〕

###### ア 水産環境整備事業

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました。

・海藻バンクの整備：県北、西彼、橘湾

#### イ 水産多面的機能発揮対策事業

魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内44組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。

#### (6) 漁場環境保全対策〔資源管理課〕

漁場環境の長期的変化を把握するため、県下各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質・藻場等の定期的な調査を行うとともに、赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合は、適時調査を実施し、漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等を行いました。

#### (7) 生態系等に配慮した漁港施設の整備〔漁港漁場課〕

建設する漁港施設を周辺の環境と調和させ、生物の生態系等に配慮した構造とします。防波堤等の工事に使用する消波ブロック、被覆ブロックに藻類の着底基質等を設置し、藻場の回復を図ります。

平成25年度は7漁港において、生物の生態系等に配慮した漁港施設の整備を行いました。

#### (8) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和〔監理課〕

海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、海砂採取の許認可については、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長意見を尊重しています。

また、海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行っています。

さらに、採取量については県内の需要量に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢のもと、「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け、平成21年度以降5か年間の年間採取限度量を次のとおり定めています。

○平成26～28年度 270万 $m^3$

○平成29～30年度 250万 $m^3$

#### (9) 良好な河川環境の整備と保全〔河川課〕

河川環境に配慮した河川整備計画の策定に取組み(鹿尾川、宮村川)、環境に配慮した工法を用いながら、洪水などによる浸水被害を軽減するための河川整備を行いました。(県内29河川)

#### (10) 良好な海岸環境の整備と保全〔港湾課〕

国土保全との調和を図りつつ、もって快適な海浜利用の増進に資するため、適切な管理に務めました。

#### 課題

- 近年河川改修や農地改良により自然の草地、湿地が減少しています。特に湿地の面積は森林と比べても大変狭く、その環境が破壊されると代わりの生息地がなく動植物は急速に絶滅に瀕してしまいます。今後、貴重な種が生息する草原や湿地については、立地条件も含めた総合的保全への取り組みが必要です。
- 希少な野生動植物が絶滅の危機に瀕していますので、自然環境を保全するための新たな仕組づくりが必要です。

### 第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造

#### 1 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進

##### 現状・施策

##### (1) 河川・ダム・海岸整備の推進〔河川課、港湾課〕

気候変動の影響に伴い、洪水や高潮による浸水被害の拡大が懸念されています。これらによる浸水被害を軽減するため、環境に配慮した工法を用いながら河川・ダム・海岸の整備を行っています。

平成25年度は、河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により、自然環境の整備と保全を推進しました。(県内29河川・2ダム・11海岸)

##### (2) 民有林治山事業等の実施〔森林整備室〕

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から、生命・財産を守るために、山地災害対策として、山地治山事業、水土保持山事業、地すべり防止事業等を実施しました。

(平成25年度実施事業)

・山地治山事業	44か所	・山地災害総合減災	3か所
・地すべり防止事業	9か所	・水源地域整備事業	4か所
・地域防災対策総合治山事業	6か所	・保安林整備事業	7か所

##### (3) 無電柱化の推進〔道路維持課〕

県が管理する市街地の幹線道路等において、無電柱化の整備を行いました。

・一般国道384号他1箇所

##### (4) 都市における自然環境等の保全〔都市計画課〕

###### ア 都市公園の整備

都市公園は、人々にゆとりとやすらぎを与えるとともに緑のオープンスペースとしての整備を進めており、本県の一人あたりの都市公園面積は13.52m<sup>2</sup>/人(H25年度末現在)で全国平均(10.1m<sup>2</sup>/人)を上回っています。

平成25年度は、県立都市公園2公園のほか、3市11公園において整備を行いました。

表 3-3-1-1 一人あたりの都市公園面積(単位 m<sup>2</sup>/人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
長崎県	11.89	11.93	11.84	11.92	12.07	12.16	12.30	12.48	12.57	13.52
全 国	8.89	8.90	9.30	9.4	9.6	9.7	9.8	9.9	10.0	10.1

#### イ 緑の基本計画

都市緑地法第4条の規定に基づき、都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための緑の基本計画は、平成25年度末現在で全国で665市区町村が策定しています。

県内においては、平成25年度末で、長崎市・佐世保市・諫早市・大村市の4市であるため、他の市町へ策定を指導しています。

#### ウ 県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等を実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めています。

#### エ 風致地区

風致地区は、都市における自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地の自然景勝地、市街地周辺の丘陵地、景観の優れた水辺地、歴史的意義を有する地域、緑豊かな低密度住宅地等を指定するもので、条例により建築等の行為に一定の制限を設け、良好な都市景観を維持しています。

平成25年度末現在、県内には7市において、43か所約5,580haが指定されています。

#### (5) 花のある街かどづくり事業〔自然環境課〕

美しい長崎県づくりを推進するために、長崎市及び佐世保市の道路沿線に整備した緑地の維持管理を行っています。

- ・長崎市赤迫 緑地面積：1,464m<sup>2</sup>
- ・佐世保市大塔町 緑地面積：3,606m<sup>2</sup>

#### (6) 県民の参加と協力によるまちづくり〔都市計画課〕

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めています。

#### (7) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定〔未来環境推進課〕

文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、未来環境条例に基づき、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」を指定し、県民や事業者へ環境美化の取組みを呼びかけています。

#### (8) 屋外広告物に関する適正な規制誘導〔都市計画課〕

屋外広告物には、はり紙や立看板といった簡易なものから広告板や広告塔に至るまで多彩な形態のものがあ、社会への情報発信源として、

また、市街地における賑わいの一要素として重要な役割を担っています。

しかし、一方においては、はり紙、はり札等、立看板等や広告旗といった簡易な違法広告物の氾濫や広告物の無秩序な掲出により街の景観が阻害される状態も顕在しています。本県では、広告物に対して様々な規制・誘導を行うとともに、佐世保市においては、住民の協力を得て、違反広告物除却推進運動（クリーンフェイス運動）を行っています。

また、地域の個性を活かした魅力的な広告景観を形成するため、「広告景観モデル地区制度」を設け、島原市森岳地区、大村市上小路周辺地区、平戸市平戸城下旧町地区をモデル地区に指定しています。

#### (9) 県民参加の森林づくりの支援〔林政課〕

森林に対する理解を深め県民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動をながさき森林環境税を活用し支援しました。

・平成25年度活動団体数 30団体（市町を含む）

#### (10) 河川愛護運動の支援〔河川課〕

県管理の河川において、河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、ボランティア活動による清掃美化活動を行っている団体に対して、市町と共に支援し、美しい県土づくりを推進しています。

#### (11) 森林の維持・保全〔森林整備室〕

##### ア 育成林整備事業

森林の緑のダムとしての機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に助成を行いました。

・森林整備 1,751ha

##### イ ながさき森林環境保全事業

水源のかん養や県土の保全、その他森林が有する多面的かつ公益的機能を高めるために、「ながさき森林環境税」を活用し、手入れ不足となっている水源の森等の整備や間伐実施のための作業道開設等に対する助成を行いました。

・環境保全林緊急整備 304ha

・路網整備 118,163m

#### 課題

- 多面的機能強化のための遊休農地の保全管理を推進します。
- 本県は人家戸以上の土砂災害危険箇所数が全国第3位であり、その整備率は、砂防6.9%、地すべり46.6%、急傾斜24.9%となっているため、今後とも事業を積極的に推進していく必要があります。
- 本県は平地に乏しく、山からすぐ海に至る地形で、県の北部には地すべ

り地帯があり、多くの離島・半島を有し、台風の常襲地帯に位置しています。そのため、民有林における山地災害危険地区が3,383か所と多数あり、整備率は31.7%と九州平均43.2%と比べて低いものとなっています。

今後とも事業を積極的に推進し、山地災害危険地の整備を図っていく必要があります。

- 本県の治水施設の整備はいまだ立ち後れており、今後一層の事業の進捗を図る必要があります。
- 都市公園の整備により都市環境の向上が図られていますが、欧米諸国の主要都市と比較すると低水準であり、今後も整備充実が必要です。
- 快適な都市環境の形成を図るために、「緑の基本計画」の策定が必要です。
- 今後も、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「良好な景観形成及び風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から適正な指導・監督誘導を行います。また、屋外広告物に関する地域住民の方々への啓発にも努めていきます。

## 2 歴史的環境の保全と創造

### 現状・施策

#### (1) 美しい景観形成の推進〔都市計画課〕

平成15年施行の「美しいまちづくり推進計画」に基づき、県内各地域の自然や歴史、文化、産業などを活かした個性的で魅力あるまちなみ景観の保全と創造を進めてきました。この中での課題を踏まえ、一部に景観法も活用した「美しい景観形成推進計画」を平成23年度から施行し、より効果的な景観形成を推進し、県民が誇りと愛着を持つことができ、多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

制度名	制度の概要	平成24年度の成果
まちづくり景観資産登録制度	個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建築物、樹木などを登録し、その内容を広く周知するほか、登録した建築物や樹木の所有者による保全・修景行為を、市町と共同で支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■景観資産の登録／建築物等4件</li> <li>■保全事業費の補助／6件</li> </ul>
美しい景観形成アドバイザー制度	上記に掲げる場合を始め、住民や市町が良好な景観形成を目指した計画づくりや施設整備を行う場合に、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、必要な助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アドバイザーの登録／35人</li> <li>■アドバイザーの派遣／延べ49回</li> </ul>

(2) 文化財の保護 [学芸文化課]

本県には他県に見られない個性豊かな歴史や文化があります。文化財は、わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎となす国民の貴重な財産です。

こうした文化財を保存・継承することは重要なことであり、「文化財保護法」や県・市町の「文化財保護条例」で保護の必要性、方法が定められています。

文化財には、有形文化財、無形文化財等いくつかの種類があります。

その中で国においては、歴史上、学術上価値の高い有形の文化的所産を総称して有形文化財と呼び、その中で特に重要なものを「重要文化財」、さらに価値が高いものを「国宝」としています。また、貝塚、古墳、城跡、その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いものを「史跡」に、庭園、海浜、山岳、その他の名勝地で学術上又は鑑賞上価値の高いものを「名勝」に、動植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものを「天然記念物」としています。さらに、県、市町においても同様に価値の高いものを指定しています。

それ以外にも、日本の伝統的な集落や町並みの景観を保存すると同時に、現代の生活の場としても整備し、次代に伝えていくため、市町が「伝統的建造物群保存地区」を定め、国はその中から価値の高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定しています。

さらに、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものを「重要文化的景観」として選定しています。

これらの指定文化財等については、保護・保存に影響を与えるような行為について制限を行い、定期巡視等も実施するなど、保護に努めています。

なお、平成26年4月1日現在、県内の国、県指定文化財等（有形文化財（建造物のみ）・史跡・名勝・天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）は表3-3-2-1のとおりです。

表3-3-2-1 指定文化財の指定状況（平成26年4月1日）

	有形文化財 (建造物)	史 跡	名 勝	天然記念物	重要伝統的 建造物群 保存地区	重要文化的 景観
国	34件 (国宝・重要文化財)	30件 (特別史跡を含む)	5件 (特別名勝を含む)	35件	4件	7件
県	31件	90件	1件	104件	—	—
合計	65件	120件	6件	139件	4件	7件

(3) 文化財調査管理 〔学芸文化課〕

所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費について49件の補助を行いました。また、長崎県文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を実施し、所有者に対し文化財保護に関する指導・助言を行いました。

(4) 「伝え守ろう！わがまちの文化遺産」活用事業 〔学芸文化課〕

県民が文化財を守り、継承していく気運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」、「発掘調査説明会」等の事業を行いました。

課題

- 美しい景観形成に当たっては、行政だけでなく住民の積極的な関与が不可欠であるため、啓発行事やワークショップを開催するなど、一人でも多くの住民に参加してもらえるような取組みや段階的な景観教育が必要です。

## 第4章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

### 第1節 環境教育・環境学習等の推進

#### 1 学校等における環境教育・環境学習の推進

##### 現状・施策

##### (1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進

〔義務教育課・高校教育課〕

「総合的な学習の時間」において取組んでいる学校が、平成25年度は小学校266校(73.9%)、中学校72校(40.7%)、高等学校9校(13.4%)ありました。

また、県内すべての公立小・中・高等学校では、関連する教科等(社会科、理科、生活科、技術・家庭科、家庭科、保健体育科、特別活動)で環境教育に取り組んでいます。

##### (2) 環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課・高校教育課〕

###### ア 県教育センター研修への参加

###### ○ 環境教育入門研修講座

平成25年度は、小・中・高・特別支援学校教員14人が参加し、環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力の向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる環境教育の在り方を探りました。

###### イ 全国的な研修の周知

###### ○ 環境教育リーダー研修基礎講座

幅広い環境教育・環境学習の普及・充実について学ぶために小・中・高等学校教員に全国的な研修を周知しました。

##### (3) 環境教育・環境学習等の推進状況 〔未来環境推進課〕

###### ア こどもエコクラブの結成支援

こどもエコクラブは、環境省の呼びかけで平成7年度からはじまった、幼児から高校生ならだれでも参加できる環境活動のクラブです。

環境学習・環境保全活動を推進するため、こどもエコクラブの結成を支援し、平成25年度は17クラブ(626人)が登録されています。

このうち学校において登録しているクラブ数は2校です。

###### イ 環境副読本の県HPへの掲載

中学校における環境教育の学習参考資料として「私たちのくらしと環境」を県HPに掲載しています。

## 課題

- 環境教育は県内のすべての小・中・高等学校で実施されていますが、身近な環境問題を取りあげ、地域人材や施設を活用した体験的環境学習を工夫することが課題です。
- こどもエコクラブ事業では、学校を中心とした結成の拡大を図る必要があります。

## 2 社会における環境教育・環境学習の推進

### 現状・施策

#### (1) 環境アドバイザーの派遣〔未来環境推進課〕

公民館、学校などが自主的に開催する研修会等に有識者・実践活動家などを講師として派遣しています。

平成25年度は、地球温暖化、生ごみリサイクル、水生生物調査、星空観察など多岐にわたるテーマの研修会等に41回の講師派遣（受講者数：1,760人）を行いました。

#### (2) 森林づくり活動の普及・啓発〔林政課〕

緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ることで緑化の普及・啓発を図りました。

また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアのイベントの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図りました。

・森林ボランティア登録団体活動参加者数 5,422人

#### (3) ガイド養成講座〔自然環境課〕

##### ア 多良岳県立公園・大村湾県立公園「大村市自然ガイド養成講座」

豊かな自然と歴史に恵まれた大村市で、地域の自然や風土の特色を「再発見」し、それを「守り」ながら、「語り伝えて」いく人材を育成することを目的とする講座を開催しました。（計5回）

##### イ 島原半島ジオパークへの旅

島原半島ジオパーク協議会の中級ガイド養成講座受講生を対象とした講座を開催し、また同協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、県民を対象としたジオサイトを巡る観察ツアーを実施しました。（計1回）

#### (4) 探鳥会、自然観察会〔自然環境課〕

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県内3か所で探鳥会（バードウォッチング）を開催したほか、愛鳥週間用ポスター

コンクール等を実施しました。

(5) 新生活運動協議会等への支援 〔食品安全・消費生活課〕

新生活運動協議会へ補助金を交付し、各生活学校や生活会議を支援することにより、食品ロス削減運動、マイバッグ持参運動、廃油利用の石けん作り等の取組みを促進しました。

**課題**

- 学校、家庭、企業、地域社会における環境保全意識の高揚を図る環境教育・環境学習の推進により、環境に配慮した行動を自主的に実践できる人づくりが必要です。

## 第2節 自主的な環境保全行動の促進

### 1 県・市町の環境保全に向けた取組みの推進

#### 現状・施策

#### (1) 県の取組み〔未来環境推進課〕

県は、事業者であり消費者であるという立場に立ち、「環境保全のための率先実行行動計画大綱」（平成8年3月制定）を作成し、省資源や省エネルギーなどの優先的な取組みを行ってきました。

その後、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成12年3月に地球温暖化防止を目的とした「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を、平成17年には「県庁エコオフィスプラン（第二次長崎県温暖化対策実行計画）」を策定し、省資源・省エネルギーやリサイクルの推進、廃棄物の減量、グリーン購入などの目標を掲げて環境保全に向けた行動に取り組んできました。平成22年度には、同計画の見直しを行い、「第三次県庁エコオフィスプラン（第三次温暖化対策実行計画）」を策定し、更なる取組みの推進を図っています。（表4-2-1-1）

表4-2-1-1 項目別削減目標及び平成25年度実績

項目（単位）	基準年度の量 （平成21年度）	削減率	実績値 （平成25年度）	目標年度の量 （平成27年度）
二酸化炭素排出量	56,697t	10%	52,682t	51,027t
電気の使用に伴う排出量	26,548t	10%	23,192t	23,893t
燃料の使用に伴う排出量	30,149t	10%	29,490t	27,134t
コピー用紙使用量	124,404千枚	±0%	128,115千枚	124,404千枚
廃棄物発生量	1,816t	27%	1,796t	1,326t
廃棄物資源化率	47.8%	—	45.2%	60%

#### (2) 市町の取組み〔未来環境推進課〕

市町においても、県と同様に地球温暖化防止のための実行計画を策定し、優先的な環境保全行動を行っています。

#### (3) 環境管理システムの運用〔環境政策課〕

近年、環境保全に対する関心の高まりから、全国的に環境マネジメントシステムの構築に取り組む企業が増えています。

県自らも1事業者という認識に立ち、平成15年3月に国際環境規格であるISO14001を認証取得し、継続的な環境負荷の低減に努めてきました。

平成21年度からは、それまでのISO14001の運用の実績をもとに、

県庁の業務形態にあわせ、より効率的、効果的な環境マネジメントシステムを独自に構築し、地方機関まで適用範囲を広げ取り組んでいます。

なお、平成25年度からは地方機関を含めた相互内部監査を導入するなど、システムとしての改善を行っています。

#### 課題

- 事業者として環境保全のための行動をさらに推進していくとともに、行政として事業者・県民と一体となった取組みやそのための体制づくり、情報提供を進めていくことが重要です。

## 2 県民の環境保全に向けた取組みの推進

#### 現状・施策

### (1) ながさき環境県民会議（旧ゴミゼロながさき推進会議）

〔未来環境推進課〕

平成24年6月に「長崎県地球温暖化対策協議会（平成16年12月設置）」と「ゴミゼロながさき推進会議（平成13年12月設置）」を発展的に統合し、新たに「ながさき環境県民会議」を設置しました。

会議では、長崎県地球温暖化対策協議会が平成18年3月に策定した「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」、ゴミゼロながさき推進会議が平成24年2月に策定した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、県民・事業者・行政が互いに連携し、低炭素で持続可能な循環型社会の構築に向けた、実践的な活動に取り組んでいます。

### (2) 長崎県保健環境連合会 〔未来環境推進課〕

県は、環境美化団体組織の充実強化と県下各地区での環境保全活動の推進を図るため、各市町の自治会組織等で構成する長崎県保健環境連合会の活動を支援しています。

同連合会では、昭和61年度から「保健環境推進委員制度」を設け、地域環境保全活動のリーダーを育成するとともに、県と共催して「美しいふるさと推進大会」（10月、五島市）を開催するなど県民参加による環境保全活動を積極的に展開しました。

また、地域における環境美化活動の輪を広げ、活性化し、定着させることを目的に循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する活動を支援するための補助金交付を行ったほか、6月の空きかん回収キャンペーンや8月のクリーンながさき推進月間を中心として、各市町保健環境連合会と各種民間団体等が協力し、ごみの減量化やリサイクルの推進に関する活動をはじめ、清掃活動や緑化活動等の実践活動を展開しました。

(3) マイ・バッグ・キャンペーン 〔未来環境推進課〕

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、県内小売店舗等と連携したマイ・バッグ・キャンペーンを展開しています。九州知事会の政策連合事業として九州7県で実施していた「九州統一マイ・バッグ・キャンペーン」については、平成23年度で終了したため、平成24年度からは県独自の取り組みとして実施しています。なお、県内の一斉行動参加店におけるマイ・バッグの持参率は平成25年度は、約22.5%でした。

(4) 生ごみ減量化・リサイクル推進リーダーの支援 〔未来環境推進課〕

県内54人の生ごみ減量化リーダーの活動を支援するため、地区幹事会及び全体交流会を開催し、事例発表や意見交換を通してネットワークの強化を図りました。

各リーダーがそれぞれの地区の幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみ堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行い、平成25年度は、延べ1,301回の活動実績がありました。

(5) 県民ボランティア活動支援センターの管理運営 〔県民協働課〕

県民ボランティア活動支援センターにおいて、環境の分野をはじめとしたボランティアやNPO活動の支援を行いました。

ア 平成25年度利用人数：25,393人

イ 環境保全に取り組むNPO法人数（平成25年度末現在）：114法人

課題

- 豊かで美しい自然を守り、清潔で快適な生活環境を求める意識の高揚とともに、環境保全のために自主的に実践活動に参加しようという意識改革を促すとともに、県民、事業者、行政が役割分担に応じて、より強力連携しながら確実に取り組みを実施していくことが重要です。

そのため、自主的実践行動として、家庭でできる省エネ活動やごみの減量化、マイ・バッグ運動（買い物袋持参運動）の推進等が必要です。

3 事業者の環境保全に向けた取り組みの推進

現状・施策

(1) エコショップの認定 〔未来環境推進課〕

簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励、トレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売など、環境に配慮した事業活動を実施して

いる小売り店舗等をエコショップとして認定しています。平成10年度からの認定店舗は、2,694店舗（平成25年度末現在）になりました。

また、これらの店舗には、「エコショップ」であることを証明する「エコショップ認定証」を配布し、消費者に環境にやさしい小売店への誘導を図りました。

(2) 優良団体の表彰〔未来環境推進課〕

ごみの減量化やリサイクルの推進、環境美化に取り組む団体を表彰し、各活動の促進を図り、広く周知することにより、県民・事業者の意識の高揚につなげ、ごみ減量化や環境美化を推進します。

(3) レジ袋有料化一斉行動に向けた取組み〔未来環境推進課〕

レジ袋有料化を含む統一行動の実施について、行政、事業者、消費者団体等やながさき環境県民会議で協議を行っています。

また、レジ袋有料化が可能な地域から実施し、取組みの一層の定着を図るため、新上五島町に続く地域の拡大に向けて関係事業者等と協議を行っています。

(4) 事業系古紙リサイクルの推進〔未来環境推進課〕

長崎市中心部の約150事業所で構成する「ながさきオフィスエコクラブ」で、シュレッダー済古紙等のリサイクルが実施され、約300トンの事業系古紙が回収、リサイクルされました。

**課題**

- 廃棄物の発生抑制・減量化を進めるための経済的手法として、地域の実情に応じたデポジット制度の導入について検討していく必要があります。
- 事業者の取組状況の把握と環境保全活動の拡大を図る必要があります。

### 第3節 環境情報の収集、発信の強化

#### 1 情報提供機会の拡大、情報共有化の推進

##### 現状・施策

##### (1) 「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実〔環境政策課〕

県民・事業者のニーズに応えるため、環境情報の収集などに努めるほか、わかりやすい内容となるよう工夫し、迅速な情報提供を行うため、「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実に努めました。（表4-3-1-1）

表4-3-1-1 アクセス数

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件 数	51,017件	55,725件	62,467件	212,942件	54,092件

##### (2) 環境保健総合情報システムの整備〔環境政策課〕

環境保健総合情報システムを平成17、18年度で整備し、平成19年5月からインターネットで公開しています。

引続き、定期的にデータを更新し、環境学習や環境保全活動に役立つ情報を提供します。

##### (3) 各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕

ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

##### 課題

- 環境の情報・環境施策情報・環境イベント情報などの環境関連情報の幅広い収集と迅速な発信が必要です。

## 第5章 環境保全のための共通的基盤的施策

### 1 適正な土地利用の推進

#### 現状・施策

#### (1) 長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進〔土地対策室〕

土地利用関係各課との調整を図り、長崎県土地利用基本計画の変更を行いました。

(変更内容)

・都市地域 5ha拡大 ・森林地域 5ha縮小

### 2 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

#### 現状・施策

#### (1) 調査研究・技術開発の推進〔環境政策課、産業技術課、漁政課、農政課〕

関係部局の連携のもと、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターは、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携による研究を推進します。

表5-1-2-1 平成25年度に実施した経常研究のテーマ及び環境関連のプロジェクト  
(ア) 経常研究のテーマ

研究機関	経常研究のテーマ
環境保健研究センター	・閉鎖性海域大村湾及びその流域における溶存有機物に関する研究 ・廃ガラス・陶磁器くずを活用した二枚貝（アサリ）生息場の造成事業
工業技術センター	・新規冷却法による高精細加工技術の開発
窯業技術センター	・低炭素社会対応型陶磁器素材の開発 ・高耐候性・高輝度蓄光製品の製造技術に関する研究 ・ジオポリマーコンクリート製造技術の開発
総合水産試験場	・環境変化に対応した藻類増養殖基盤技術開発
農林技術開発センター	・人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発 ・菌根菌を活用した海岸林の造成・更新技術の開発 ・施肥合理化技術の確立 ・気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発 ・温州ミカンにおける天敵利用技術の開発 ・低・未利用食品残さの高度化利用技術の開発 ・温暖地・暖地向け病害・線虫抵抗性、高品質、多収のバレイショ品種の育成 ・加工適性が優れ青枯病抵抗性の暖地向け加工原料用バレイショ品種の開発

## (2) 自然公園指導員等の資質の向上と確保〔自然環境課〕

自然環境行政を推進するために自然公園指導員、自然環境監視員、鳥獣保護員を県内に配置しています。

自然公園指導員は地域からの推薦を受けて環境省自然環境局長が2年の任期で委嘱するもので、国立公園、国定公園において利用者に対する適正な利用推進のために、植物採取等の監視や山火事防止等の利用マナーの指導や自然解説等を実施しており、県下では51人が活動しています。

自然環境監視員は「長崎県未来環境条例」に基づき知事が2年の任期で委嘱しています。自然環境の保全や動植物の保護の状況等の監視・指導と情報収集等を実施しており、県下では19人が活動しています。

鳥獣保護員についても知事が1年の任期で委嘱しています。鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域等で野生鳥獣の生息状況の調査、狩猟者等の指導及び野生鳥獣保護に関する普及啓発活動を実施しており、県下では52人が活動しています。随時説明会を開催し、知識の向上を図っています。

### 課題

- 試験研究課題は環境保全を前提に実施されていますが、特に土壌肥料や病虫害部門では環境に優しい農業技術確立を目指した課題に今後も積極的に取り組めます。
- 産学官共同研究の推進とともに、地域における持続的発展が可能な環境と共生する技術の導入、普及が今後の重要な課題となります。  
また、地道ではありますが、従来の監視観測体制の充実強化も必要です。
- 自然公園指導員等は地域の自然環境の知識が豊富で、自然に対する造詣が深い人物が委嘱されていますが、自然環境を取り巻く社会状況の変化も激しいことから、各人の資質向上を図ることが課題です。

## 3 環境産業の育成

### 現状・施策

#### (1) 新エネルギー産業等プロジェクト推進事業

次世代環境エネルギー技術・誘致連携推進事業

〔グリーンニューディール推進室〕

長崎県産業振興財団にプロジェクトマネージャーを設置し、大手企業と地場企業のビジネス連携や国プロジェクト獲得に向けた企業間マッチングを行いました。また、県内環境・エネルギー関連企業に対し、事業化可能性調査や試作品研究開発、展示会への出展、実証事業、長崎環境・エネルギー産業ネットワークを活用した情報提供等の支援を行いました。

## 4 環境配慮の推進

### 現状・施策

#### (1) 環境アセスメント審査〔環境政策課〕

環境影響評価（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが事業の実施前に、その事業が環境に与える影響について、調査・予測及び評価を行うとともに、その過程と結果を広く公表し住民や知事などから意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全のための対策を検討するなどして、その事業を環境の保全上、望ましいものにしていく制度です。

#### ア 環境影響評価の審査

環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に規定する対象事業の環境影響評価の審査を行いました。

表5-1-4-1 環境アセスメント審査件数

	審査終了				審査中 H25年度末
	S55~H22	H23	H24	H25	
道路	15			1	
ダム	3				1
鉄道	2				
飛行場	1				
発電所	12				2
廃棄物・下水道	14			1	1
工場・事業場	0				
埋立・干拓	66				
工業団地等	8				
ゴルフ場等	13				
その他	1				
港湾計画	19				
合計	154	0	0	2	4

#### イ 環境影響評価制度の推進

平成11年10月19日に公布された長崎県環境影響評価条例について効率化を図る見直しを行い、判定手続を導入する改正を平成26年3月31日付けで公布しました。（1年以内に施行）

判定手続のあらまは、次のとおりです。

- ・全ての条例対象事業について事業者が判定届出書を提出。
- ・届出に基づき、環境アセスメントの要否を県が判定。
- ・判定にあたっては、管轄市町長の意見、専門家等の意見を聴く。
- ・環境アセス不要の判定の場合は、事業の着手が可能。
- ・環境アセス必要の判定の場合は、アセス手続を行うが、項目の絞り込み等について専門家の意見に基づき助言する。

- ・判定手続を行わずに、環境アセスを実施することができる。

**課題**

- 環境アセスメントに関する情報を「ながさきの環境ホームページ」で公開しており、制度に関する情報提供を継続する必要があります。

5 公害苦情と公害紛争等の適正処理

**現状・施策**

(1) 公害苦情処理〔環境政策課〕

県や市町の公害担当部署には、公害紛争処理法第49条第2項に基づく公害苦情相談員や公害苦情担当職員が配置されており、その受付、処理にあたっています。

表5-1-5-1 公害苦情件数 (件数)

			H21	H22	H23	H24	H25
公害の種類	典型7公害	大気汚染	270	212	201	210	134
		水質汚濁	135	109	124	83	99
		土壌汚染	1	1	5	4	5
		騒音	107	114	97	130	113
		振動	3	3	2	2	3
		地盤沈下	0	0	0	1	0
		悪臭	124	155	141	152	159
	小計	640	594	570	582	513	
	典型7公害以外	その他	443	400	361	381	315
合計			1,083	994	931	963	828

(2) 公害紛争処理〔環境政策課〕

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法に基づき、公害審査委員候補者を委嘱し、あっせん、調停等公害紛争を処理する体制を整えています。

平成25年度は、騒音に係る調停事件1件について手続きを進めましたが、打ち切りとなりました。

**課題**

- 関係法令で厳正に対処できる場合を除いては、繰り返し発生する事例が多く当事者間で納得、理解を得るまでの相談等協議を重ねる必要があり、その解決に時間を要することが多くみられます。

## 6 環境管理システムの適切な運用と普及の促進

### 現状・施策

#### (1) 環境管理システムの運用〔環境政策課〕

近年、環境保全に対する関心の高まりから、全国的に環境マネジメントシステムの構築に取り組む企業が増えています。

県自らも1事業者という認識に立ち、平成15年3月に国際環境企画であるISO14001を認証取得し、継続的な環境負荷の低減に努めてきました。

平成21年度からは、それまでのISO14001の運用の実績をもとに、県庁の業務形態にあわせ、より効率的、効果的な環境マネジメントシステムを独自に構築し、地方機関まで適用範囲を広げ取り組んでいます。

なお、平成25年度からは地方機関を含めた相互内部監査を導入するなど、システムとしての改善を行っています。

#### (2) 環境マネジメントシステムの認証取得促進〔環境政策課〕

県内の中小企業に対し、環境マネジメントシステムの普及を図るため、市町や商工団体等への働きかけを行い、商工団体の開催する研修会においてPRを行いました。

### 課題

- 循環型社会の形成を図るため、環境マネジメントシステムの手法を用いて、継続的に環境負荷の軽減に努める必要があります。

県自らも、システムを活用したエコ・オフィス活動に、組織全体で継続的に取り組むことが必要です。

## 7 環境保全効果を促進させるための手立て

### 現状・施策

#### (1) 産業廃棄物税の活用〔未来環境推進課〕

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図るため、「産業廃棄物税」を九州各県が連携して一斉に導入しており、税務部局と連携・協力し、その円滑な運営を行っています。

なお、その税収を有効に活用するため、庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」において、具体的事業の検討・調整を行い、平成25年度は以下の事業を実施しました。

表5-1-7-1 長崎県における産業廃棄物税の税収使途事業（平成25年度）

	事業名	決算額 (千円)	事業内容
1	リサイクル製品活用促進事業（継続）	647	リサイクル製品等認定制度を創設し、認定を行い、県事業における率先利用を図るとともに県民への普及促進を図る。
2	島原半島良質堆肥広域流通促進事業（継続）	15,000	島原半島内の良質堆肥を半島外へ搬出を行う堆肥広域流通組織をモデル的に育成することにより、島原地域における環境への負荷軽減と堆肥の広域的な流通や利活用を促進する。
3	廃ガラス・陶磁器くずを活用した二枚貝（アサリ）生息場の造成事業（継続）	1,387	ガラスくずや陶磁器くすなどのリサイクル砂を利用したテストプラントを造成してアサリ生息場としての適性を検証することにより、生息場再生とリサイクル材の有効利用の普及促進を図る。
4	未利用資源等肥料利活用促進対策（継続）	5,986	廃菌床等の未利用資源や家畜糞を原材料とする堆肥の利活用を促進し、産業廃棄物の削減及び環境保全型農業の進展を図る。
5	エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業（新規）	6,010	食品製造業から排出される食品残さの畜産飼料化による循環型社会構築の推進及び畜産農家における飼料費の低減を図る。
6	FRP漁船廃船処理対策事業費（新規）	4,563	廃FRP漁船の大量排出に対処するため、各地域の現状・課題等を調査、整理し、地域関係者の協議、廃船処理手法の比較検証に取組み廃船処理対策を進める。
7	普及運営費（新規）	4,210	家畜糞を原材料とする堆肥の適切な施用推進、利活用を促進し、産業廃棄物の削減を図る。
8	産業廃棄物排出事業者研修会（継続）	258	産業廃棄物の排出事業者等に対し、適正処理などに関する認識を深めるための研修会を開催する。
9	廃棄物不適正処理監視事業（継続）	28,181	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため、本土地区の4県立保健所に産業廃棄物適正処理推進指導員を10人配置する。
10	政令市適正処理支援事業（継続）	5,992	政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進を目的とした監視事業について、専任職員1人（嘱託職員）の配置に必要な経費を補助する。
11	優良産業廃棄物処理業者育成事業（継続）	190	優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく認定を受けるための研修会や講師派遣等を実施し、同制度の認定を受けた優良な県内産業廃棄物処理業者を多数育成することにより、県全体の産業廃棄物処理の適正化を推進する。
12	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業（新規）	1,409	PCB廃棄物の適正処理を推進するため、PCB特措法の未届業者、微量PCB廃棄保管事業者の掘り起こしを行い、処分に係る周知を行う。
合計		73,833	

表5-1-7-2 長崎県産業廃棄物税条例の概要

1	目的	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する経費に充てる。
2	納税義務者	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者
3	課税客体	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
4	課税標準	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
5	税率	焼却施設への搬入 800円/t 最終処分場への搬入 1,000円/t
6	税収の用途	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理を図る施策に要する費用に充てる。

(2) 人と環境にやさしい農業対策事業〔農業経営課〕

農産物の安全性の確保、環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し、農業生産における様々なリスクを低減する取組みであるGAPを推進するため研修会の開催やGAPを推進する指導員の養成等を行いました。(表5-1-7-3)

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、土づくり、化学肥料・農薬の一体的低減を行う農業者をエコファーマーとして認定し、環境と調和した農業の推進を図りました。(表5-1-7-4)

表5-1-7-3 GAP実践集団数(平成26年3月末)

地域	長崎	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
GAP実践 集団数	18	29	36	26	8	5	1	123

表5-1-7-4 エコファーマー認定者数(平成26年3月末)

地域	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
エコファーマー 認定者数(人)	1,575	1,580	955	551	394	51	5,106

課題

- GAPの取組みを指導する指導員の養成を図りながらGAPの取組みを引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。
- エコファーマーの育成を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

## 8 規制的措置の活用

### 現状・施策

#### (1) 環境基準達成に向けた施策〔環境政策課〕

閉鎖性海域である大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾、有明海は、従来の環境基準の水域類型指定に加え、全窒素・全燐に係る水域類型指定も実施し、CODやSS（浮遊物質）に加え、全窒素、全燐の項目について水質の常時監視を行っています。

また、湖沼として環境基準の水域類型指定している諫早湾干拓調整池についても監視を実施するとともに、工場等からの排水に対して厳しい基準を適用する上乘せ排水規制等を設定し、海域や湖沼等の環境基準の達成に向け努力しています。

#### (2) 法令に基づく保全〔自然環境課〕

自然公園法、県立自然公園条例、未来環境条例、鳥獣保護法等を適正に運用するとともに、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討しました。

### 課題

- 規制的な措置の効果を高めるために、その周知や指導を強化していくことが必要です。
- これらの規制的な措置に加えて、私たちの生活様式を見直し、環境と調和した持続可能な経済活動を促す誘導的措置の活用が必要です。

## 第6章 重点施策の動き

### 第1節 地球環境保全の取組み

#### 1 ゴミゼロながさきプロジェクト

##### (1) めざす姿

県民・事業者・行政等がそれぞれの役割を分担しながら、連携・協力してゴミの「発生抑制」「再使用」「再生利用（リサイクル）」に取り組むとともに、発生・漂着したゴミについては適正な処理を進め、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を目指します。

##### (2) 平成25年度の取組状況

ゴミゼロながさきの実現に向けて、

- ・廃棄物の発生・排出抑制
- ・廃棄物の再資源化の推進
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・漂着ごみ対策の推進

の四つの体系に沿って、施策の推進に取り組みました。

《主な取組み》

- ・ながさき環境県民会議における「ゴミゼロながさき実践計画」の進捗管理
- ・ゴミゼロ県民運動支援事業
- ・ゴミゼロ市町支援事業（市町を対象に研修会の開催：1回、支援PTによる排出削減等の検討及び提言実施：1回・参加市町10）
- ・事業所支援事業（レジ袋有料化導入の支援。有料化協定締結：「新上五島町におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定書」追加締結1事業者（1店舗）〔延べ8事業者（16店舗）〕。西彼地区・対馬地区において関係団体と協議。イオン九州とレジ袋有料化協定締結（6店舗）。）
- ・快適環境保全推進事業（ごみ投捨防止重点地区等26地区の巡回指導の実施）
- ・リサイクル製品認定制度（新規認定：14件、リサイクル認定制度の見直しに伴う一次利用中止措置件数：10件）
- ・長崎県廃棄物対策連絡協議会における長崎県廃棄物処理計画の進捗管理
- ・長崎県ごみ処理広域化計画に基づく、集約化事業の実施
- ・PCB廃棄物処理推進事業（保管事業者への立入検査の実施：延べ234回）
- ・産業廃棄物処理施設監視指導（産業廃棄物処理業者の基準適合率95%）
- ・産業廃棄物排出事業者研修会（研修会の開催：5回、340人）

- ・廃棄物不適正処理対策事業（パトロール：2,346回実施）
- ・海岸漂着物地域対策推進事業（海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策を全市町で実施）

（3）平成25年度の目標（指数）達成状況

- 一般廃棄物の排出量及び処理実績（平成25年度値）は、環境省が実施する実態調査により、平成27年3月頃把握予定のため、現在は未評価です。
- 多量排出事業者の産業廃棄物の再資源化率は、平成25年度の実績は55.1%で、目標57.0%には達していません。
- 生ごみ減量化リーダーの活動は、平成25年度目標としていた1,260回を上回る1,301回の報告がありました。
- 長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理施設等の集約化を図っています。市町等が策定した循環型社会形成推進地域計画による事業により、現在、ごみ焼却施設は、目標を上回る21施設となりました。
- 産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図るために、産業廃棄物処理業者等に対し、効率的で統一的な立入検査を実施しました。産業廃棄物処理業者の基準適合率は95%で、目標95%を達成しました。
- 産業廃棄物の適正処理を徹底し、排出抑制を推進するためには、処理業者のみならず排出事業者の役割も重要です。産業廃棄物排出事業者研修会を5回開催したところ、目標とする260人より多い340人の参加者がありました。
- 国、市町、民間団体等と連携を図りながら、海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策を全市町で実施するとともに、「日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃」等の事業を11回（目標6回）開催し、発生抑制対策を実施しました。

（4）平成25年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由

評価：80

- 一般廃棄物の排出量及び処理実績（H25年度値）は、環境省が実施する実態調査により、平成27年3月頃把握予定のため、現在は未評価です。
- 産業廃棄物再資源化率（長崎県廃棄物処理計画）は、5年毎、次回は平成25年度データ調査となり、各年度目標値は設定していません。
- 多量排出事業者再資源化率は、基準年より増加しましたが、目標には達していません。産業廃棄物の排出抑制及びリサイクルを推進していくには、事業者の個々の取組みが重要なことから、産業廃棄物排出事業者研修会を開催し、参加者数は340人と目標を達成しました。
- 長崎県ごみ処理広域化計画においてごみ処理施設の集約化を推進しており、年度毎の集約目標である22施設を達成しました。

- 産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図るため、立入検査を実施した結果、立入検査回数に対する指導不要の業者数割合を表す基準適合率は95%となり、目標の95%を達成しました。
- NPO団体や市町等と連携・協力し、日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃や街頭キャンペーンでのパネル展示、環境教育等、発生抑制対策及び国際協力事業を11回実施し目標を達成しました。
- 生ごみ減量化リーダーの活動回数は、1,301回と目標値を上回りました。

## 2 ナガサキ・グリーンニューディール

### (1) めざす姿

本県が持つ産業技術や豊かな自然環境を活かしながら、「産業振興、雇用創出」と「社会の低炭素化・グリーン化の実現」を同時に目指します。

### (2) 平成25年度の取組状況

長崎県総合計画に掲げる「ナガサキ・グリーンニューディール」の下、次代を拓く環境・エネルギー産業を創出するため、今後特に力を入れる以下の6つのプロジェクトから構成される「ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト」に取り組みました。

#### ア エネルギー自立をめざす島「対馬プロジェクト」

対馬環境エネルギーコンソーシアムを設置し、化石燃料に頼らない安心・快適で豊かな「次世代型エネルギー自立の島」実現を目指し、総務省「分散型エネルギーインフラ」プロジェクト導入可能性調査事業を実施するとともに、再生可能エネルギーの活用による新たな地域づくり構想について検討しました。

#### イ 地域資源活用モデル創出「西海プロジェクト」

海洋エネルギー（潮流発電）事業化ワーキンググループを運営し、小型潮流発電（200W）の研究開発・海域実証を行いました。

#### ウ 次世代自動車社会実証推進「五島プロジェクト」

超小型EV検討会議を開催し、住民や事業者に対し実施した車両導入前アンケート調査結果を参考に、地域が求める車両の機能要件について検討しました。また、五島市久賀島を実証地域として、日産ニューモビリティコンセプト2台の公道走行認定取得し、体験試乗会・モニタリングを実施しました。

#### エ 日本版EMEC推進「海洋フロンティアプロジェクト」

海洋再生可能エネルギー実証フィールド選定を受けるため、長崎県海洋再生可能エネルギー構想策定に関する有識者会議を開催し、国へ

の提案内容について検討しました。また、提案海域における漁業者の実証フィールドに対する理解醸成のため、EMEC視察を行い、五島市で国際シンポジウムを開催しました。なお、検討した提案内容については、平成26年2月26日、知事が地元関係者とともに海洋政策担当大臣に提案書として提出しました。

オ アジアへの環境貢献「海外展開支援プロジェクト」

アジア地域において県内企業が、環境・エネルギー関連製品や技術の導入効果を現地検証する実証事業経費に対し補助を行いました。

カ 地域力結集「長崎未来型エネルギー自給自足団地プロジェクト」

住宅分野におけるエネルギー需給の効率化・低炭素化に役立つ製品を集めた『省エネ住宅関連「長崎県産品カタログ」』を作成し住宅関連企業に配布しました。また、長崎県産品を取り入れた住宅関連事業者によるモデルハウスの建設を支援しました。

### 3 生物多様性保全プロジェクト

(1) めざす姿

本県は、地形の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれ、貴重な野生動植物が生息・生育するだけでなく、歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれています。人の生活や利用と密接な関係があり、私たちに多くの恵みを与えてくれる豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めることにより、生物多様性のつながりと恵みを未来の世代に引き継いで行けるよう、自然と共生する社会の実現を目指します。

(2) 「長崎県生物多様性保全戦略」の見直し

平成25年度から、平成21年に策定した長崎県生物多様性保全戦略の見直しに着手しました。

県戦略の見直しでは、県戦略に基づくこれまでの取組状況、県民意識の把握を行い、本県における生物多様性の危機の現状と課題を整理しました。

① 県戦略のこれまでの実施状況

県戦略の目標達成のために、中長期的な基本方針を5つ掲げ、95の取組を実施した。基本方針ごとの取組内容と成果の概要は以下のとおりです。

**基本方針①：自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化**

県では希少野生動植物種のモニタリング調査を実施するとともに、平成23年3月には長崎県レッドリストを10年ぶりに改定し、「改訂版長崎県レッドリスト」を公表しました。また、大村湾沿岸の市町において、県未来環境条例に基づく希少野生動植物種保存地域の指定を進めま

した。

このほかにも、国等との共同によるツシマヤマネコの生息状況調査などの調査研究を進めるとともに、市町や民間団体の保全・再生活動の支援などを行いました。

#### **基本方針②：人とふるさとの自然とのつながりの回復**

県では世界文化遺産の登録に向けた取組とも連携を図り、五島列島から平戸市、佐世保市に至る九州自然歩道を新たに整備し、島の美しい自然と歴史・文化にふれあうルートとして利用を開始するなど、自然とのふれあいの場の保全・整備を進めました。

また、自然とのふれあいの機会を提供していくため、自然観察会や探鳥会等の自然と親しむ活動を実施するとともに、ジオツーリズムの主役を担うジオパークガイドの養成講座を開催しました。

#### **基本方針③：多様な地域資源としての活用**

ながさき森林環境保全事業を実施するとともに、ツバキ葉混合発酵茶の製品化やツバキの実の集荷体制構築のための組織化の検討に取り組むとともに、エコツーリズムの取組を進めている県内3地区において、エコツアー・コーディネーター育成事業を実施し、このうち小値賀地区では、事業終了後も引き続き、1名が同業務に従事することとなりました。

#### **基本方針④：多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進**

地元獣医師会の協力により、負傷傷病鳥獣の保護に取り組むとともに、様々な団体が参加する会議を開催するなど、各種団体等との連携強化に努めました。

また、県の事業部局においても、地元住民との対話により生物多様性に配慮した計画策定等を進めたほか、多自然川づくりやツシマヤマネコの横断に配慮した道路整備など、生物多様性に配慮した事業を実施するなどしました。

#### **基本方針⑤：普及啓発の推進**

生物とのふれあいや関心を高めるためのイベントの開催、環境アドバイザーの派遣、環境副読本の作成・配布などの取組を行いました。

### ②県民意識の把握

生物多様性の保全や持続可能な利用等に関する課題や要望を抽出するため、一般県民、長崎県に登録する環境関連の団体（観光・農林漁業・商工会議所等）、県内企業を対象としたアンケートを実施しました。また、平成25年11月から平成26年2月にかけて、生物多様性をテーマとした意見交換会を県内6地域で開催しました。

## 第2節 豊かな水環境の保全・創造の取組み

### 1 大村湾再生プロジェクト

#### (1) めざす姿

自然生態系と調和しつつ、多様な魚介類が生息し、人々が将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海として、大村湾の保全と再生を図ります。

#### (2) 平成25年度の取組状況

- 平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき大村湾の環境保全及び水質改善等を推進するため次の取組みを実施しました。
- 大村湾の底質改善のため、水産部の補助事業として実施している大村湾底質改善実証試験事業の効果検証を行いました。
- 大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口普及率を高めることにより、負荷低減を図り水質改善に努めました。
- 大村湾内における貧酸素水塊の実態解明等のため、貧酸素水塊観測と情報解析及び提供業務を行いました。
- 大村湾環境改善のための啓発活動として、指導者等を対象とした環境学習会を開催しました。
- 大村湾環境改善のための活動を行なう団体や個人の連携を図るため、大村湾環境ネットワーク活動発表会を開催しました。
- 大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行いました。
- 第2期行動計画の目標に掲げる～美しく豊かな大村湾の里海づくり～を更に進めるため、第2期行動計画の検証を行なった上で、平成26年度から5年間の計画として「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」を策定しました。

#### (3) 平成25年度の目標（指数）達成状況

- 平成25年度、大村湾の水質（COD75%値）は全湾平均で2.0mg/Lでした。
- 同じく平成25年度末で、大村湾流域の汚水処理人口普及率は91.5%でした。

#### (4) 平成25年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由

評価：十分な水質改善とは言えないため、さらに継続して改善に取り組むことが必要です。

- 平成25年度のCODは、全湾平均2.0mg/Lとなり、第2期大村湾環境保全・活性化行動計画の目標値であるCOD2.2mg/Lを達成しました。
- 環境基準達成には全測点での環境基準COD2.0mg/Lを超過しないことが必要ですが、大村湾内17測点のうち7測点で環境基準を超過しており、環境基準達成には至っていません。
- 大村湾の水質は気候等の諸条件により一時的に改善する場合もあり、継続して水質改善に向けた取組みが必要です。
- 平成25年度末の大村湾流域の汚水処理人口普及率は91.5%となり、第2期大村湾環境保全・活性化行動計画の目標値である91.2%（平成25年年度末）を達成しました。

## 2 諫早湾環境対策プロジェクト

### (1) めざす姿

諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全と、干拓事業により創出された調整池や自然干陸地を新たな地域資源として有効に活用するための水辺空間づくりを推進します。

### (2) 平成25年度の実施状況

平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき次の取組みを実施しました。

#### ア 生活排水対策

下水道・集合処理施設・合併浄化槽に係る整備事業の推進、生活排水対策支援

#### イ 工場・事業場排水対策

立入調査による監視指導

#### ウ 面源負荷削減対策

環境保全型農業の推進（水田・畑地の施肥・農薬削減対策や裸地対策）

#### エ 調整池及び調整池流入河川・水路の浄化対策

河川整備（浚渫工事等）、戦略プロジェクト研究、国庫委託事業

#### オ 環境保全・創造のための住民活動の推進

ISEネットを中核とした環境活動の取組み（環境イベントや清掃活動の実施）

### (3) 平成25年度の目標（指数）達成状況

- 調整池の水質（COD75%値）は、9.2mg/Lで、水質保全目標（5.0mg/L）は、達成できませんでした。

- 周辺流域の汚水処理人口普及率は86.2%と向上し、目標である85.7%を達成しました。

(4) 平成25年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由

第2期行動計画は、平成24年度が最終年度であったことから、行動計画の見直しを行い、次期計画の策定について協議を進めましたが、水質保全対策に主体的に取り組む立場にある九州農政局の参加が望めず、現在、第2期行動計画を暫定的に延長しています。

- 平成25年度までの数値を見ると、COD75%値に関しては、平成16年度の9.4mg/Lをピークに平成23年度までは横ばいか若干の改善傾向で推移していました。しかしながら、平成24年度と平成25年度で再び上昇傾向が見られており、依然、水質保全目標値（5.0mg/L）は達成できていない状況です。
- 現在、調整池にかかる水質保全対策については、関係機関が連携し各事業において各施策を実行中です。平成25年度は事業内容の精査や強化等により対策を実施しておりますが、水質保全目標値の達成は厳しい状況です。
- 汚濁負荷の要因としては、流域からの生活排水に起因するものや、面源由来の施肥等に伴う汚濁負荷が高いこと、また調整池の潜在的汚濁負荷による巻き上げや内部生産に起因する汚濁物質が原因と思われます。

### 3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト

(1) めざす姿

島原半島において、硝酸性窒素等による地下水の汚染による健康被害を未然に防止し、かつ良質な地下水の保全を図るため、関係者(行政、事業者、住民)が地下水への負荷を減らす行動を実践していくことで、日常生活に欠かすことができない地下水資源を守り育てていきます。

(2) 平成25年度の実施状況

平成23年2月に策定した「第2期島原半島窒素負荷低減計画」に基づき次の取組みを実施しました。

ア 窒素負荷低減計画に基づく継続監視調査については継続し、さらに追跡井戸調査を72地点において調査を実施しました。

- ・継続監視（16地点：島原市（12）、雲仙市（4）、南島原市（1））  
環境基準超過地点数 9地点 超過率：56.3%

・追跡井戸調査(72地点:島原市(38)、雲仙市(19)、南島原市(15))  
環境基準超過地点数 39地点 超過率:54.2%

イ 関係行政機関、学識経験者、農業団体等からなる島原半島窒素負荷低減対策会議・幹事会の開催(5月、2月)

(3) 平成25年度の目標(指数)達成状況

継続監視調査結果において、環境基準を超過した地点は17地点中9地点で、計画の短期目標(平成21年度時点の10地点より悪化しない)を達成しました。

(4) 平成25年度の目標(指数)達成状況の総合的な評価とその理由

評価:104%

(指標の超過率  $10/17=58.8\%$  に対して、実績の超過率  $9/16=56.3\%$ )

島原半島窒素負荷低減計画に基づき、農業対策、畜産対策、生活排水等対策の継続的な取組みにより地下水の硝酸性窒素等濃度が悪化しない状況で推移しています。

## 第 3 部

# 平成 26 年度 の 施 策

## 第3部 平成26年度の施策

### 第1章 地球環境保全を目指す社会の実現

#### 第1節 地球温暖化対策の推進

##### 1 温室効果ガスの排出抑制

###### (1) 長崎県地球温暖化対策実行計画の推進〔未来環境推進課〕

平成25年4月に策定した、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、「長崎県環境基本計画」に掲げる、めざすべき環境像「海・山・人未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に向け、あらゆる分野から地球温暖化防止策を推進していきます。

###### (2) 長崎県ごみ処理広域化計画の推進〔廃棄物対策課〕

長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの施設整備を推進します。

###### (3) 再生可能エネルギーに対する取組み〔グリーンニューディール推進室〕

- ①長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョンを着実に推進します。
- ②九州地域戦略会議再生可能エネルギーの産業化に向けた検討委員会の下に「浮体式洋上風力」「地熱」「水素」のワーキンググループを設置し、アクションプランの策定を検討します。
- ③一般社団法人「おひさまNetながさき」が市民ファンドを創設し長崎市立高城台小学校屋上に太陽光発電設備を設置して実施する発電事業について、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し事業実施に必要な人件費等に対し支援を行います。
- ④小浜温泉における未利用温泉水の有効活用を通じて、雇用創出・産業振興及び地域活性化が両立するモデルを創出するため、一般社団法人小浜温泉エネルギーが取り組む下記の事業実施に必要な人件費等について企業支援型緊急雇用対応事業を活用し支援します。
  - ・温泉熱利用視察ツアーの誘客及び受入体制の構築
  - ・温泉熱を活用した新たな事業の誘致・創出
  - ・再生可能エネルギー発電事業の資金調達方法の検討

###### (4) 木質バイオマスエネルギーの利用〔林政課〕

燃油価格が高止まっている中、施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため、25年度の実証研究結果を踏まえ、施設園芸用低コスト木質チップボイラーを実際の農家に設置し、現地実証試験を行います。

す。

(5) 温暖化対策「見える化」推進事業〔未来環境推進課〕

九州エコライフポイント制度の運用を拡大するとともに、一般家庭への「省エネナビ」の無料貸出や、事業所へのデマンド監視装置モニター事業による効果の公表などにより、省エネ効果の「見える化」を図り、省エネ改修等を促進します。

(6) エコスクールの推進〔教育環境整備課〕

県立学校校舎について、太陽光発電・省エネ型空調設備の設置や屋上緑化、壁面緑化等の環境に配慮したエコスクールを推進します。また、太陽光発電設備の設置については、民間資金を活用した「屋根貸し」事業にも取り組み、県立学校を活用した再生可能エネルギー普及促進を図ります。

※「屋根貸し」事業  
県有施設の屋上を民間事業者に貸付けて売電事業を行うこと。

(7) 未来環境条例に基づく地球温暖化対策〔未来環境推進課〕

ア 一定規模以上の駐車場※設置者等に対して、利用者に駐車時のアイドリングストップの実施を呼びかけることを徹底します。

※駐車面積500m<sup>2</sup>以上又は駐車台数40台以上で、道路法、駐車場法、自動車ターミナル法に規定するもの及び大規模小売店舗、公共団体等の駐車場

イ 一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者※に対して、温室効果ガス排出削減計画書、報告書の作成及び提出を求め、その結果を公表します。

※県内事業所（フランチャイズ含む）の原油換算エネルギー使用量の合算量が1,500kL/年以上の事業者

(8) フロン対策の推進〔未来環境推進課〕

平成14年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収破壊については、フロン回収・破壊法による回収ルートに移行しましたが、カーエアコンについては平成17年1月に自動車リサイクル法による回収ルートに変更となりました。

なお、平成27年4月からは、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改正・施行され、製造・管理から充填・回収・処理までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策へと転換されます。

(9) 「平成26年度環境物品等調達方針」及び「第三次県庁エコオフィスプラン」の取組 〔未来環境推進課〕

「平成26年度環境物品等調達方針」を策定するとともに、「第三次県庁エコオフィスプラン」に基づく取組を推進し、県の事務事業に伴って発生する二酸化炭素や廃棄物の発生量の抑制と再資源化をめざします。

(10) 地球温暖化防止の啓発 〔未来環境推進課〕

ア 地球温暖化防止対策等普及啓発事業を推進するために、「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」と協働し、学習会などの普及啓発活動を行います。

イ 地域における普及啓発を推進するため、約90人の長崎県地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地球温暖化防止のために、自ら省資源や省エネルギーを実践し、地域の方に情報を提供したり、研修会の開催などの活動をしていただきます。

ウ 減少傾向の見えない民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量を削減するため、テレビスポットや新聞広告等による普及啓発事業を展開します。

(11) イベントによる普及啓発 〔未来環境推進課〕

関係機関と連携し、環境月間の6月に長崎市浜の町アーケードで街頭キャンペーンを開催するなどイベントを通して地球温暖化防止対策の普及啓発を行います。

(12) ノーマイカーデー運動の実施 〔未来環境推進課〕

ながさき環境県民会議と合同で、毎月第2水曜日を県下一斉ノーマイカーデーとして、また、国体・障がい者スポーツ大会期間中及び12月11日～17日を県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク実施期間と定め運動を実施します。

(13) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進 〔新幹線・総合交通対策課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みます。

(14) JR長崎本線連続立体交差事業 〔都市計画課〕

鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減します。

解消する踏切の数：4箇所（長崎市松山町～尾上町）

(15) 各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕

ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

(16) EV（電気自動車）導入によるCO<sub>2</sub>削減

〔グリーンニューディール推進室〕

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及のため、県内でEV・PHV用充電設備の導入を行う市町や民間企業等に対する補助を実施します。

(17) 自然エネルギーを利用した低コスト養殖技術の開発〔漁政課〕

国の委託研究事業を活用し、より一層の運転コスト削減を図るため熱効率の向上や循環動力の削減に取り組み、地中熱を利用した飼育水循環型陸上養殖システムの高度化・実用化を図ります。

(18) 低炭素社会対応型陶磁器素材の開発〔産業技術課〕

低炭素社会に対応した陶磁器素材を開発し、これらの素材を用いて陶磁器製造の環境負荷を定量化し、CO<sub>2</sub>排出量を表示した陶磁器製品の普及と県内企業との共同研究による新商品開発を目指します。

## 2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化

(1) 間伐等の森林整備の推進〔森林整備室〕

地球温暖化防止森林吸収源対策に寄与するため、搬出間伐を中心とした森林整備を推進します。

平成26年度間伐予定面積 2,580ha

(2) 漁場環境の改善〔漁港漁場課〕

・水産環境整備事業

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備します。

海藻バンクの整備：橘湾

## 3 地球温暖化への適応策

(1) 病虫害発生予察費〔農業経営課〕

主要作目の病虫害発生状況、農作物の生育状況を定期的に調査し、気象条件等をふまえながら病虫害による損害の発生を予測し、効率的かつ

効果的な防除を推進するため、農業関係指導機関や農業者に病虫害発生予察情報を提供します。

(2) 環境保全型農業直接支援対策〔農業経営課〕

化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組に併せてカバークロープ、堆肥の施用等の地球温暖化防止に効果のある取り組みを行う個々の農業者に対し支援を行います。

(3) 土砂災害防止施設の推進〔砂防課〕

異常気象による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進します。

土砂災害防止施設の整備：506戸保全予定

(4) 地球温暖化適応策の検討〔未来環境推進課〕

地球温暖化による県内の将来的に予測される影響を分析し、温暖化対策（緩和策）を講じても回避できない地球温暖化の悪影響を、予防・抑制するための対策（適応策）を関係部局と連携して検討します。

## 第2節 広域的な環境汚染対策の推進

### 1 オゾン層の保護対策の推進

(1) フロン対策の推進（再掲）〔未来環境推進課〕

平成14年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収破壊については、フロン回収・破壊法による回収ルートに移行しましたが、カーエアコンについては平成17年1月に自動車リサイクル法の施行による回収ルートに変更となりました。

また、平成19年10月から改正フロン回収・破壊法が施行され、より一層フロン回収の徹底を図るため、行程管理票制度の導入など、新たな規定が盛り込まれました。今後も、フロン回収の登録業者への指導及び廃棄者への啓発を継続して実施します。

なお、平成27年4月からは、フロン回収・破壊法の名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改められるとともに、管理者に対する規制が追加されるなど、製造・管理から充填・回収・処理までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策へと転換されます。

## 2 酸性雨対策の推進

### (1) 酸性雨モニタリング調査〔環境政策課〕

県内の酸性雨の状況をモニタリング（監視）するとともに、都道府県とも情報交換を行い、地球環境問題の一つとして取り組んでいる国の施策に協力します。

## 3 漂着ごみ・漂流油対策の推進

### (1) 漂着ごみ対策〔廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課〕

長崎県海岸漂着物対策推計画に基づき、県及び市町が連携して漂着ごみの円滑な回収処理、発生抑制対策事業を実施するとともに、国に対して中・長期的な取り組みを継続して行うために必要となる財政支援措置や外国由来のごみ対策などについて要望を行います。

また、市町に対して回収処理費用、発生抑制対策費用の補助を実施します。

### (2) 漂流油による汚染対策〔危機管理課、廃棄物対策課、資源管理課〕

漂流油による汚染の恐れがある場合、「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、情報の収集や伝達を行うとともに、海上保安部や関係市町、関係漁協などと連携して油の回収除去、被害状況・環境影響の調査を行います。

### (3) 漁業集落における海岸清掃活動等の取組に対する支援〔漁政課〕

漁村の地域資源である漁場の生産力の再生・向上を図るために、国の交付金等を活用し、海岸清掃、水質維持保全、海底清掃などの保全活動に対する支援を実施します。

## 4 環境保全のための国際協力の推進

### (1) 日韓海峡沿岸環境技術交流会議〔未来環境推進課〕

九州北部3県、山口県及び韓国南岸1市3道の環境行政・研究所の関係者等による「日韓海峡沿岸環境技術交流協議会」を開催し、両地域間における環境に関する共同事業を展開します。

平成26年度からは、平成24年度・平成25年度に実施した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する広域分布特性調査」について、高濃度時期に絞った調査を実施します。

### (2) 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃〔廃棄物対策課〕

平成25年度に引き続き「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」を実施しま

す。また、平成26年度にアジア・国際戦略の一環である「長崎県・釜山広域市海岸漂着物交流事業」を実施します。

(3) アジアの環境問題への貢献プロジェクト

〔グリーンニューディール推進室、環境政策課〕

「アジア・国際戦略」の一環である「アジアの環境問題への貢献プロジェクト」の第1段階として、本県と友好関係にある福建省と締結した環境技術交流協定に基づき、環境政策や技術にかかる交流を推進します。

本県企業の環境・エネルギー製品・技術によるアジアへの環境貢献を果たしながら海外展開による新たな市場開拓を目指し、現地での市場規模や技術評価等の可能性調査を実施するとともに、新たな人脈形成による市場開拓を進め、県内企業の海外展開を実現します。

## 第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

### 第1節 廃棄物対策の推進

#### 1 廃棄物の発生・排出抑制

##### (1) 長崎県廃棄物処理計画の推進〔廃棄物対策課〕

廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成23年3月に策定した新たな「長崎県廃棄物処理計画」で定めた減量化等の目標達成に向けた取組みを推進します。

##### (2) ながさき環境県民会議〔未来環境推進課〕

平成23年度に見直しを行った「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、ながさき環境県民会議において、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

##### (3) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

#### ア 一般廃棄物

##### A 一般廃棄物の発生・排出抑制〔廃棄物対策課〕

一般廃棄物処理計画に基づく市町における廃棄物（し尿、ごみ等）の再資源化、減量化等の推進について調整・協力し、また、処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について、市町等に対する指導、監督、助言を行います。

- a 市町が行う一般廃棄物処理計画等の策定について助言を行います。
- b 市町が行う一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場、リサイクルセンター等）の整備について助言を行います。
- c 一般廃棄物処理施設の維持管理、適正処理について助言を行います。
- d 処理困難廃棄物の適正処理対策について助言を行います。
- e 市町の廃棄物担当職員等を対象に研修を行います。

f 平成26年度循環型社会形成推進交付金事業（継続事業を含む。）

・施設整備に関する計画支援事業等	3件
・高効率ごみ発電施設	1施設
・マテリアルリサイクル推進施設	1施設
・エネルギー回収推進施設	2施設
・有機性廃棄物リサイクル推進施設	2施設
・最終処分場	1施設

B ごみ減量化・資源リサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るために、以下の事業を通して、廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。

- a 生ごみの有効利用や、マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ、減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
- b 減量化とリサイクルを推進するために、市町等へ支援、助言を行います。
- c 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、各種リサイクル関係法令の周知を行います。
- d 今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては、平成15年12月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町への助言を通じて利用促進を図ります。

イ 産業廃棄物 〔廃棄物対策課、未来環境推進課〕

A 産業廃棄物の発生・排出抑制

- a 排出事業者を対象として、産業廃棄物の発生・排出抑制に資する研修会を開催します。
- b 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導

産業廃棄物の年間排出量が1,000t（特別管理産業廃棄物については50t）以上の多量排出事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた、「産業廃棄物処理計画」作成の指導を行い、計画的な発生・排出抑制を指導します。

また、多量排出事業者を対象として、産業廃棄物の発生・排出抑制及び、再資源化率の向上を図る事を目的とした研修会を開催します。

B リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進

下表のリサイクル関係法令に基づき、関係機関と一体となり各種の施策を進めます。

・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

### C グリーン購入の促進

廃棄物の資源化を推進するためには、再生利用製品の安定的な需要が必要なため、県が率先して再生利用製品を活用し、特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。

### D 家畜排泄物の適正な利用

家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。

## 2 廃棄物の再資源化の推進

### (1) ながさき環境県民会議（再掲）〔未来環境推進課〕

平成23年度に見直しを行った「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、ながさき環境県民会議において、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

### (2) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

#### ア 一般廃棄物

##### A ごみ減量化・資源リサイクルの促進

地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るために、以下の事業を通して、廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。

- a 生ごみの有効利用や、マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ、減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
- b ごみの減量化とリサイクルを推進するため、市町等へ支援、助言を行います。
- c 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、各種リサイクル関係法令の周知を図ります。
- d 今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては、平成15年12月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町への助言を通じて利用促進を図ります。

#### イ 産業廃棄物〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

##### A リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進

下表のリサイクル関係法令に基づき、関係機関と一体となり各種の施策を推進します。

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

#### B グリーン購入の促進

廃棄物の資源化を推進するためには、再生利用製品の安定的な需要が必要のため、県が率先して再生利用製品を活用し、特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。

#### C 家畜排泄物の適正な利用

家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。

### (3) リサイクルの実施〔未来環境推進課〕

平成25年度長崎県環境物品等調達方針を策定し、グリーン購入の推進に努めます。

長崎県リサイクル製品等認定制度に基づき、リサイクル製品等の認定を行うとともに、認定リサイクル製品等の普及促進に努めます。

### (4) 家畜排せつ物の利用の促進に関する施策〔畜産課〕

#### ア ハード事業

県単補助事業による家畜ふん尿処理及び堆肥流通施設・機械等の整備を行います。

(県単) 施設整備数 1か所

#### イ ソフト事業

県段階で県協議会、地域段階で振興局単位の地域協議会を開催し、県計画策定や堆肥需給情報の提供、堆肥コンクール等の開催等を行い、堆肥の生産技術の向上や利用促進を図ります。

### (5) 公共工事における建設廃棄物〔建設企画課〕

建設リサイクル法に基づき、特定建設資材（アスファルトコンクリート、コンクリート、木材）を用いた対象建設工事の適正な分別解体や再資源化に努めます。

また、長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラムに基づき、公共工事における建設廃棄物の縮減と再資源化に努めます。

## 3 廃棄物の適正処理の推進

### (1) 一般廃棄物の適正処理の推進〔廃棄物対策課〕

#### ア 一般廃棄物処理施設に対する指導等

A 焼却施設への立入検査（排ガス中のダイオキシン測定を含む。）を行い維持管理基準の順守状況を確認し、必要に応じ指導を行います。

- B 最終処分場への立入検査を行い、不適正な内容が確認された場合、指導を行います。
- C 「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づく廃棄物処理施設の整備を市町等と協力しながら推進します。

## (2) 産業廃棄物の適正処理の推進 〔廃棄物対策課、農産園芸課〕

### ア 処理施設の整備の促進

産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処分業の許可については、住民のコンセンサスの確保が最大の課題となっているため、産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物処理法の規定に基づき設置等に関わる事前協議及び許可を行うことにより、地元との円滑な調整を図ります。

### イ 処理施設の安全性の確保

立入検査時における放流水（浸透水）や排ガス等の測定を通じて処理施設の安全性を確保します。

また、ダイオキシン類対策については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく各種施策と連携を図りつつ、排出量の削減対策を推進します。

### ウ 監視、指導の強化

各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置して処理業者への立入検査を強化し、不適正処理の未然防止、早期発見、早期指導に努めます。

### エ 産業廃棄物情報管理システムの運営

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に関する各種情報を一元化し、排出・処理の実態を的確に把握するとともに、「長崎県廃棄物処理計画」をはじめとする各種計画の基礎データとして活用することを目的として、産業廃棄物情報管理システムを運営しています。

### オ 園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進

農業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため、「園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会研修会」等を開催することで、関係者の意識向上と地域への情報提供を行い、回収率の維持を図ります。

## (3) 不法投棄対策等の推進 〔廃棄物対策課〕

### ア 廃棄物の不法投棄や違法な焼却（野焼き）に対する監視体制の強化

- A 各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置し、不法投棄や野焼きの未然防止、早期発見、早期指導に努めます。
- B 定期的にヘリコプターによる空域パトロールを実施します。
- C 県、政令市、県警、海上保安部、（一社）長崎県産業廃棄物協会の関係機関が連携して不法投棄や野焼きの防止に努めます。

また、6月の環境月間には県下全市町を含めた関係機関が合同で陸・海・空域での監視パトロールを実施し、不法投棄や野焼き防止の啓発に努めます。

(4) PCB廃棄物の処理の推進〔廃棄物対策課〕

ア 長崎県ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理計画（以下「計画」という。）の推進

計画に即して、PCB廃棄物の早期かつ円滑な処理を推進するとともに、県内全てのPCB廃棄物が適正に処理されるまで、立入検査を実施し、適正な保管の確保を指導します。

イ 長崎県PCB廃棄物対策協議会（以下「協議会」という。）

協議会において、本県内に保管・使用されているPCBに関する情報の共有、意見交換を行うことにより本県内PCB廃棄物の適正処理の推進を図ります。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進

(1) 環境監視〔環境政策課〕

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、大気汚染防止法の規定に基づき、県内の大気汚染状況を監視します。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレメータによる常時監視 環境基本法に基づき、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び光化学オキシダント、微小粒子状物質の6物質について、環境基準の適合状況等の常時監視を行います。</li> <li>・その他の環境監視 大気汚染防止法に規定された有害大気汚染物質のモニタリングをベンゼン、トリクロロエチレン等19物質について、県内8地点で実施します。</li> </ul>
-------	---

(2) 工場監視指導〔環境政策課〕

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から発生するばい煙、粉じん及び有害大気汚染物質等を規制することにより、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全します。

事業の概要	大気汚染防止法に規定されているばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設へ立入調査を行い、法で定められた基準が遵守されるよう指導・監督を行います。
-------	--

(3) アスベスト改修事業〔建築課〕

飛散の恐れのあるアスベストの飛散を防止し、人の健康を保護します。

事業の概要	アスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を補助する市町に対して助成します。
-------	--

2 自動車排出ガス抑制対策の推進

(1) 自動車排出ガスの抑制〔環境政策課、未来環境推進課〕

「長崎県自動車排出ガス対策推進協議会」を推進母体として、同協議会が採択した「環境運転宣言」〈不要なアイドリングはやめます〉〈空ぶかし、急発信はやめます〉〈むだな荷物は積みません〉を基に、自動車排出ガス対策を推進します。

また、低公害車の導入は、温暖化ガスである二酸化炭素の排出抑制にも繋がるため県庁舎に率先して低公害車を導入し、低公害車導入促進の輪を広めます。

さらに、長崎県未来環境条例に基づき、一定規模以上の駐車場設置者に対し、利用者へのアイドリングストップの実施を呼びかけるよう義務づけており、その推進を図ります。

(2) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進

〔新幹線・総合交通対策課、未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組めます。

また、ながさき環境県民会議と合同で、毎月第2水曜日を県下一斉ノーマイカーデーとして、国体・障がい者スポーツ大会期間中及び12月11日～17日を県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク実施期間と定め運動を実施します。

(3) エコドライブ（省燃費運転）の推進〔交通局（県営バス）〕

引き続き、環境保全、燃料消費量の削減、さらには車内事故防止を目的に、アイドリングストップ、惰力運転、穏やかな発進・停車などのエコドライブを推進します。

(4) 環境に配慮したまちづくり〔都市計画課〕

ア JR長崎本線連続立体交差事業

鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減します。

解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）

(5) 交通網の充実〔道路建設課〕

引き続き、都市部の交通渋滞を解消・緩和し、交通の円滑化を図るため、道路ネットワークを充実させ渋滞している地域の交通量を減少させるとともに、ソフト対策についても関係機関と連携した取組みを進めます。

第3節 水環境の保全

1 海域、河川、湖沼等の水質保全対策の推進

(1) 海域、河川、湖沼等の水質保全対策〔環境政策課〕

水質測定計画に基づき、河川、海域等の公共用水域や地下水の水質測定を行います。また、水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき工場・事業場排水監視を徹底します。

県本土の中央部に位置し、本県の代表的な閉鎖性海域である大村湾については、平成26年3月に策定した「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、同計画の目標である一みらいにつなぐ“宝の海”大村湾一づくりを目指し、各種施策に取り組んでまいります。また、同じく閉鎖性海域である有明海については、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」及び「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」に基づき、生活排水対策重点地域の指定を行い、生活排水対策を推進することにより水質改善を図ります。

諫早湾においては、干拓事業に伴い営農の開始や自然干陸地の形成など、新たに生まれた環境が根付き、地域住民はその環境を暖かく受け入れています。平成24年度は、「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」5か年に渡る事業の検証・評価を行い、その結果を基に各対策にかかる課題の整理を行い、次期行動計画の策定作業を行ないましたが、事業設置者であり、水質保全対策の主たる立場である九州農政局が参画する姿勢を示さなかったことから、平成25年度は暫定的に第2期行動計画を延長しております。

これからも、調整池周辺については、同行動計画に基づき、国、県、市、市民団体等が実施する事業を適切に管理し、環境の監視を継続的に実施するとともに、関係機関との連携・協力を図り、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じつつある水辺環境や生態系を県民の皆さんと共に守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進します。

また、島原半島における硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、具体的な対策と数値目標をまとめた「第2期島原半島窒素負荷低減計画」（平成23年2月策定）に基づき、計画に掲げた対策の進行管理を行っていきます。

(2) 漁場環境の改善 〔漁港漁場課〕

ア 水産環境整備事業

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備します。

海藻バンクの整備：橘湾

(3) 諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業 〔諫早湾干拓課〕

諫早湾周辺地域において化学肥料・化学農薬の使用量の削減等による環境保全型農業の現地実証を行うとともに、畑地の表土流出による水質負荷を削減するためカバークロップの導入を図るなど、環境と調和した農業の実践・定着を推進し、諫早湾干拓調整池の水質保全に寄与します。

(4) 諫早湾干拓調整池の水質保全対策 〔農業経営課〕

「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」にもとづき、カバークロップの推進や環境保全型農業直接支援対策の推進等を行い、諫早湾干拓調整池の水質保全対策に取り組めます。

(5) 島原半島窒素負荷低減対策 〔農業経営課〕

「第2期島原半島窒素負荷低減計画」にもとづきGAPの推進、環境保全型農業直接支援対策による支援を活用した特別栽培の推進等を行い、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の推進を行います。

(6) 水源地域整備事業 〔森林整備室〕

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林において、水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

平成26年度水源地域整備事業実施予定 2か所

(7) 赤潮被害防除技術の研究開発 〔漁政課〕

有害赤潮による養殖魚のへい死を防ぐために、有害赤潮プランクトンの発生が多発する海域や大きな漁業被害を出した海域の調査を行ない、調査海域で有害赤潮が発生する特性を把握するとともに、海域の現場調査、有害赤潮の動態予測手法の検討、有効な防除方法の検討を行います。

## 2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水対策重点地域 〔環境政策課〕

諫早湾流域、有明海及び橘湾流域の生活排水対策重点地域指定を受け

た市が行う生活排水対策啓発事業に対し、技術支援や財政支援を行います。

重点地域に指定された地元市町は、自ら策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、下水道や浄化槽等の整備を図り、あわせて住民に対し家庭排水の汚濁対策を啓発、実践することとなります。

今後、関係市（長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市の一部）が実施する生活排水対策啓発事業を支援していきます。

(2) 漁業集落排水事業の整備 [漁港漁場課]

諫早市の1地区、壱岐市の1地区で漁業集落排水施設の整備を実施しています。

県では実施市町に対して、一定の交付金を交付し、事業の推進を支援します。

(3) 汚水処理施設の整備 [水環境対策課]

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、市町事業に対し、長崎県汚水処理総合交付金等の支援を行います。

対象事業	平成29年度までに新規に事業着手する地区(処理区)の公共下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽(市町村設置型)
対象市町	①生活排水対策重点地域を有する市町 ②離島を有する市町
費用負担	要件により、国庫補助金等対象事業費の5又は10%を交付します。
交付期間	交付対象事業に着手した年度から5年間交付します。

(4) 浄化槽の整備 [水環境対策課]

ア 浄化槽の適正な維持管理に関する指導の徹底

浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施、浄化槽保守点検業者の登録、(一財)長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等、「浄化槽法」に基づく浄化槽の設置・保守点検等の適正な運用を図り、生活環境や海、川などの水質環境の保全に努めます。

イ 浄化槽の設置の推進

公共用水域等の水質環境の保全に寄与するために、市町と連携しながら浄化槽設置補助事業を適切に運用し、生活雑排水を併せて処理する浄化槽の計画的な整備を図ります。

(5) 汚水処理施設整備の推進 [水環境対策課]

汚水処理施設の効率的な整備を進めるために策定した「長崎県汚水処理構想2012」に基づき、整備が図られるよう啓発活動等を行います。

(6) 諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業

〔諫早湾干拓課〕

諫早湾干拓調整池流域における農業集落排水施設への接続を促進することにより、調整池の水質保全を図ります。

事業対象地域	諫早湾干拓調整池流域で、農業集落排水事業が供用開始される地域です。
対象事業	農業集落排水事業にかかる加入者の接続費用等の借入資金に対する利子助成事業です。
貸付対象経費	農林漁業金融公庫資金：分担金、屋内外配管工事、トイレ等の改造費
費用負担	市が行う利子助成に対し、県がその1/2を助成します。

3 工場・事業場等排水対策の推進 〔環境政策課〕

水質汚濁防止法や未来環境条例に基づく排水基準が適用されない工場・事業場等の排水監視等の指導を強化し、公害防止体制の整備の促進や自主管理の徹底に努めます。

4 水の循環利用

(1) 雨水・再生水の利用 〔水環境対策課〕

水の循環利用、有効利用を推進するため、市町に対し雨水・再生水利用の公共用施設等への積極的な導入を依頼するとともに、県のホームページなどを活用し、雨水・再生水利用の啓発等を行います。

(2) 水源地域整備事業 〔森林整備室〕

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林において、水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

平成26年度水源地域整備事業実施予定 2か所

(3) 環境保全林緊急整備 〔森林整備室〕

市町が公益的に重要と位置付ける森林やながさき水源の森、保安林等のうち、荒廃した人工林を「ながさき森林環境税」を活用し整備を推進します。

平成26年度環境保全緊急整備実施予定 80ha

## 第4節 土壌・地盤環境の保全

### 1 土壌環境の保全

#### (1) 土壌汚染の実態把握・研究調査〔環境政策課〕

地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努めるとともに、「ダイオキシン類特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染の実態を把握するための環境監視を実施します。

#### (2) 土壌汚染対策法への対応〔環境政策課〕

平成22年4月に施行された改正土壌汚染対策法では、一定規模以上の土地の形質変更時の事前届出等、土壌汚染状況把握のための制度拡充、規制対象区域の分類（要措置区域及び形質変更時要届出区域）等による講ずべき措置の内容の明確化及び搬出土壤の適正な処理を推進するための汚染土壌処理業の創設等が盛り込まれています。

今後は、県内において汚染土壌が判明した場合、土壌汚染対策法に基づく適正な対応を図り、汚染土壌の除去等を推進します。

#### (3) 人と環境にやさしい農業対策事業〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」を推進します。

#### (4) 農業生産工程管理（GAP）の推進〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、長崎県版GAPを推進します。

#### (5) 島原半島窒素負荷低減対策〔農業経営課〕

「第2期島原半島窒素負荷低減計画」に基づき環境保全型農業を推進するとともに、有機物を活用した窒素負荷低減対策技術開発のための試験等を行います。

### 2 地盤環境の保全〔環境政策課、水環境対策課〕

諫早市の地下水位調査結果を注意深く見守るとともに、必要に応じ代替用水の確保を推進します。

## 第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

### 1 騒音・振動・悪臭対策の推進

#### (1) 環境調査等〔環境政策課〕

環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音、振動、悪臭に係る規制地域又は規制基準を定め、また、市町が行う騒音等の監視測定業務の調整等を行います。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音、振動、悪臭に係る規制地域の新規指定及び見直しを市町の意向もふまえて実施します。</li><li>・騒音、振動、悪臭の規制等に係る事務及び測定等の調整等を実施します。</li></ul>
-------	--

#### (2) 自動車騒音常時監視〔環境政策課〕

県内の騒音に係る環境基準類型指定地域内の国、県道及び一部町道の交通騒音、交通量等の常時監視を行い、騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行います。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・評価を行うために次の基礎資料を作成します。 県内測定地点13地点（毎年2～3地点ずつ実施）</li><li>・上記の基礎資料を使って、環境基準超過戸数及び割合を計算し、道路に面する地域の評価を行います。</li></ul>
-------	--

#### (3) 公害監視設備整備〔環境政策課〕

##### ア 事業の目的

公害監視及び公共用水域等の汚濁状況を調査するために必要な測定機器の整備を図ります。

事業の概要	保健所で実施する水質測定に必要な機器のうち、老朽化した機器の更新等を図ります。
-------	---

#### (4) 道路における騒音〔道路建設課、道路維持課〕

幹線道路については、沿道の土地利用等を勘案し、低騒音舗装を施工して、沿道環境対策を行います。

- ・一般国道207号他7箇所

## 第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

### 1 化学物質の適正管理〔環境政策課〕

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づく届出について、今後とも届出漏れがないよう事

業者に対する啓発・指導に努めます。

## 2 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進

〔環境政策課〕

環境省はこれまで、環境ホルモン戦略計画「SPEED'98」に基づいて対応を行ってきましたが、これまでの調査結果を踏まえて、今後 野生生物の観察、環境中濃度の実態把握及び暴露測定、基盤的研究の推進、影響評価、リスク評価、リスク管理、情報提供とリスクコミュニケーションの推進を柱とした「ExTEND2005」を平成17年3月に策定し、新しい視点から環境ホルモン問題へ対応していくこととしました。本県も環境省と連携を図りつつ環境ホルモン問題に取り組んでいきます。

## 3 ダイオキシン類削減対策の推進 〔環境政策課〕

### （1）ダイオキシン類の常時監視

関係機関と協力して大気、水質、底質、土壌等の調査を継続し、県内におけるダイオキシン類による環境汚染状況を監視します。

### （2）ダイオキシン類の排出削減対策

廃棄物焼却炉等の特定施設からの排出ガスや排出水中のダイオキシン類濃度を測定し、排出基準の順守状況を確認するとともに、施設の管理等必要な指導を行います。

### （3）事業者による自主測定及び測定結果報告の徹底

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者による自主測定及び測定結果の報告を徹底し、事業者自らダイオキシン類の排出状況を確認するよう指導します。

### （4）ダイオキシン類に関する情報の提供

県内で実施された常時監視結果、立入検査結果及び特定施設設置者による自主測定結果等について公表し、県民に情報の提供を行います。

### 第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

#### 第1節 生物多様性の保全

##### 1 自然環境の監視・調査研究の推進

###### (1) 生物多様性保全のための各種施策の推進 〔自然環境課〕

###### ア 長崎県生物多様性保全戦略の見直し

本戦略は平成21年3月に策定しているが、策定後5年が経過したことから、次期行動計画の策定も含め見直しを実施する。

###### イ 希少野生動植物の生息・生育状況調査

平成22年度に改定した長崎県レッドリスト掲載種を中心に、継続して生息・生育状況の把握が必要な種と地域について、各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行います。

###### ウ 県自然環境保全地域等の指定のための調査

指定候補となっている地区について、保全対象となる動植物の専門家や職員による現地調査を実施し、指定候補地の範囲等を検討します。

###### エ ガン・カモ類の調査

環境省の呼びかけにより全国の都道府県で継続実施されているガン・カモ類の生息調査については、県内45の調査地点において1月15日を中心とした時期に調査を行います。

###### オ ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査

長崎県の対馬にのみ生息し、絶滅が心配されているツシマヤマネコの保護増殖事業については、環境省から委託を受けて生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発、フンのDNA分析等を行います。

県単独事業としては、対馬野生生物保護センター内に県が設置している展示施設を管理するとともに、利用者に対してツシマヤマネコと対馬の自然についての解説を行います。また、環境省により、ツシマヤマネコの野生順化ステーションが対馬下島に整備されたことから、島の小中学生を対象とした体験学習や講演会などの普及啓発を実施します。

###### カ 長崎県危険な外来生物対策協議会による情報共有及び対策の実施

関係行政機関により構成された協議会において最新の情報を共有することにより、ゴケグモ類など危険な外来生物の県内への侵入の早期発見と迅速な対策実施に努めます。

###### (2) 担当職員や既存制度の強化による自然環境の監視 〔自然環境課〕

職員や自然公園指導員等による自然公園等の巡視により、違反行為の防止や自然環境の現状把握に努めます。

## 2 野生動植物の保護、生態系の保全と再生

### (1) 法令に基づく保全〔自然環境課〕

各種法令により定められた指定地域について、当該法令に基づき適正な運用を図ります。また、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討します。

#### ア 県自然環境保全地域

長崎県未来環境条例に基づき指定されている15地域について、条例規定の運用により保全を図ります。

#### イ 自然公園

自然公園法に基づき指定されている2国立公園・2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について、法・条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。

#### ウ 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、第11次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区の更新及び鳥獣保護区特別保護地区の再指定を行うとともに、既に指定されている鳥獣保護区等の管理を行います。

#### エ 希少野生動植物種保存地域

未来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに、新たな地域指定を進めます。

### (2) 野生鳥獣の保護管理〔農山村対策室〕

#### ア 鳥獣保護費

野生鳥獣の保護と適正な管理を図るため、平成23年度に樹立した第11次鳥獣保護事業計画（平成24年度～28年度）に基づき、鳥獣保護事業を推進します。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 休猟区等の指定管理 休猟区、捕獲禁止区域等の指定と管理を行います。</li><li>・ 狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、キジの放鳥（320羽）を行います。</li></ul>
-------	--

#### イ 狩猟取締費

狩猟と鳥獣保護との調整及び狩猟の適正化を推進する観点から、狩猟者の資質の向上及び秩序ある狩猟の確保を目的として、狩猟の適正化を推進するため次の事業を実施します。

また、野生鳥獣については、益害両面の習性をもつものが多いことから、保護対策を進める一方、農林水産物に被害を及ぼすものについては、地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、棲み分けを行うよう指導します。

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許試験・更新による免状交付及び登録</li> <li>・鳥獣の捕獲及び飼養に関する許認可</li> <li>・狩猟者の指導取締り     狩猟者の講習の実施</li> <li>    狩猟期間中の取締りパトロール</li> <li>・生息数の調整</li> </ul>
-------	---

ウ 野生鳥獣保護管理事業

A 事業の目的

深刻化しつつある野生鳥獣による農林被害に対処するため、被害防止対策として被害対策に取り組む狩猟者を量的、質的に確保するとともに、捕獲技術向上に取り組み、野生鳥獣の管理（捕獲）体制強化のための事業を実施します。

B 事業の概要

a 特定鳥獣保護管理計画の策定

シカによる農林被害が著しい対馬及び八郎岳周辺について、適正な個体数の保護管理計画のための特定計画を平成18年度に策定し、一部地域で狩猟におけるメスシカの捕獲制限を緩和しています。19年度以降、個体数の推移を把握するため、モニタリング調査を実施しています。

また、農作物被害の増大を受け、イノシシの特定鳥獣保護管理計画を平成17年度に策定し、被害の減少を図るため、イノシシの捕獲を進めています。

b 野生鳥獣保護管理体制の強化

農林被害対策（有害鳥獣捕獲）に従事する捕獲従事者を量、質の面から確保します。

(3) 保護・保全のための事業 【自然環境課】

ア 緑といきもの賑わい事業

A 事業の目的

長崎県生物多様性保全戦略に基づき、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業等を対象として、市町や民間団体を積極的に支援しながら、各主体が連携してよりよい環境づくりを推進します。

B 事業の概要

事業主体	県、市町、民間団体（社会福祉法人、学校法人、NPO等）
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市 町：2/3以内～1/3以内</li> <li>・民間団体：2/3以内</li> </ul>
主な対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護、外来種の除去、草原の維持活動等）</li> <li>・希少野生動植物の保護増殖事業（希少種の生息生育地保護等）</li> <li>・生物の生息、生育空間の創出事業（ビオトープ等）</li> <li>・公共施設及び民間施設の緑化事業（修景緑化、屋上緑化、風景の維持改善）</li> </ul>

イ ふるさと自然再生事業

身近なふるさとの自然環境の保全、再生、活用を図るため、平成25年度に作成した生物多様性評価地図を活用し、県立自然公園等の自然環境の保全手法の見直しや、モデル事業の実施による地域性あふれる自然環境の再生を推進します。

ウ 傷病鳥獣の救護事業

県民により保護された傷病鳥獣については、西海国立公園九十九島動植物園（レスキューセンター）及び（公益社団法人）長崎県獣医師会（野生動物救護センター）にて保護・治療を行い、回復後野生復帰させます。

エ 自然環境の監視

自然環境の保全及び動植物の保護の状況等の監視指導を行うための自然環境監視員や鳥獣保護思想の普及啓発等を図るための鳥獣保護員を配置し、本県の自然環境を見守ります。

(4) 保安林の指定 〔林政課〕

水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するために、重要な森林について保安林の指定を推進します。

平成26年度末保安林面積 49,340ha
-----------------------

(5) 藻場等の環境改善のための取組支援 〔漁政課〕

漁村の地域資源である漁場の生産力の再生・向上を図るために、国の離島漁業再生支援交付金等を活用し、藻場、干潟の管理・改善活動に対する支援を実施します。

(6) 生物多様性の啓発 〔自然環境課〕

ア 生物多様性保全戦略推進事業

動物のぬいぐるみと動物生態写真により構成された展示セットの無料貸し出しや生物多様性保全戦略の見直しとあわせた長崎県の自然の紹介等を実施し、より幅広い生物多様性の啓発を推進します。

イ 生物多様性モデル校

生物多様性保全に係る活動に取り組んでいる、または取り組む意欲がある県内の小中学校をモデル校として指定し、活動を支援します。

ウ 野生鳥獣の保護思想の普及啓発

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、県内の小中高生を対象とした、愛鳥週間ポスターコンクールを実施します。

(7) 離島の漁業集落における藻場、干潟の管理・改善を行う取組みに対する支援 〔漁政課〕

漁村の地域資源である漁場の生産力の再生・向上を図るために、国の

離島漁業再生支援交付金等を活用し、藻場、干潟の管理・改善活動に対する支援を実施します。

## 第2節 自然とのつながりの回復

### 1 自然とのふれあいの場の保全・整備

#### (1) 自然公園制度等の運用〔自然環境課〕

##### ア 九州自然歩道整備事業

世界遺産暫定一覧表に記載された「長崎の教会群とキリスト教関連資産」を結ぶルート（下五島、上五島、平戸、佐世保）を九州自然歩道に加え、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群を巡ることのできる歩道の整備を行います。

（九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルート整備事業（国、県））

事業の概要	平成26年度は、国事業で平戸市において園路、広場等の整備を行います。
-------	------------------------------------

また、南島原市口之津港～佐世保市栗ノ木峠間の九州自然歩道ルートについて、標識等に老朽化や破損等が見られることや、沿線に新たな興味ポイントが出来ていることから、自然環境整備交付金を活用し、標識類の再整備を行います。

（九州自然歩道リニューアル整備事業（県））

事業の概要	平成26年度は、南島原市、雲仙市において標識類の整備を行います。
-------	----------------------------------

##### イ 自然公園清掃活動補助事業

国立公園の主要利用地域のうち、特に重点的に美化清掃活動を行う必要がある地区において、国、県、市町及び地元清掃活動団体が協力して公園の美化清掃を行います。

事業の概要	清掃活動実施団体が行う清掃活動事業に必要な経費について県が補助します。この場合、実施団体は市町からさらに補助金または負担金を受け入れることが必要です。
清掃地区	雲仙地区、鹿子前地区、弓張岳地区、平戸地区、福江地区
実施団体	・雲仙天草国立公園：（一財）自然公園財団雲仙支部 ・西海国立公園：長崎県自然公園協議会佐世保支部、平戸支部、福江支部

##### ウ 自然公園標識設置事業

自然公園の保護と適正な利用の増進を図るため、公園の各主要箇所に標識を設置します。

事業の概要	主として木製の案内板・解説板・指導標を作成し設置します。 ・平成26年度事業：標識の新設・建替え 吉岐対馬国定公園（吉岐市）
今後の方針	県立自然公園、九州自然歩道、県自然環境保全地域において標識を新設するとともに、老朽化した標識の建て替え等を実施します。

## （2）自然公園等利用施設の整備促進 〔自然環境課〕

### ア 自然環境整備交付金

自然公園の利用の増進を図るため、国定公園及び長距離自然歩道（国立公園及び国定公園区域外）において公園施設の整備拡充を図ります。

事業の概要	交付金対象事業について、県又は市町が事業主体となり実施します。
事業の経過	平成17年度から、国の三位一体改革により環境省の補助制度が廃止されたことを受け、交付金制度を活用して県又は市町が整備を行います。

### イ 県単独事業

#### A 自然公園総合整備事業

国の制度の変更を踏まえ、従来の国庫補助事業と自然公園等施設整備県費補助事業を一本化した「自然公園総合整備事業」により、施設のユニバーサルデザイン化、景観の改善・向上、誰もが利用しやすい施設への再整備に重点をおいた施設整備に取り組みます。

#### B 雲仙公園保全管理費

昭和9年、日本で最初の国立公園として指定された国立公園「雲仙」は、普賢岳や平成新山などの諸峰を中心に我が国屈指の火山景観を誇り、年間約230万人の人々が美しい自然景観を求めて訪れます。

国立公園内の施設については、定期的な点検により維持管理を行うとともに、宝原道路における改良工事の実施やその他公園施設の維持補修を行います。

## （3）森林とのふれあい（長崎県民の森） 〔林政課〕

県民の森では指定管理者制度を導入し、森林の整備や施設の改修などを行い、安心・安全な森林とのふれあいの場の提供に努めます。

また、森林の癒し効果（森林セラピー）を利用した取組みについても推進していきます。

(4) グリーン・ツーリズムの推進 〔農山村対策室〕

農山漁村の活性化を図るため、農林漁業や豊富な地場農林水産物等の地域特有の資源を活かした地域のグリーン・ツーリズムの取組に対して支援を行いました。

(5) 都市と漁村の交流拡大、ブルー・ツーリズムの推進 〔漁政課〕

漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、国の離島漁業再生支援交付金等の諸制度を活用して、各地域が主体的に取り組む観光等の他産業と連携した取組みに対する支援を実施します。

2 自然とのふれあいの機会の提供

(1) ガイド養成講座 〔自然環境課〕

ア 国立公園「雲仙」指定80周年及び島原半島世界ジオパーク認定5周年記念行事

地元3市を中心に記念式典等の事業を実施し、地域のすばらしい自然や風土の特色を再発見し、それを守り伝えていく思想の普及に取り組みます。

イ 島原半島ジオパークへの旅

地元の島原半島ジオパーク協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。

(2) 探鳥会 〔自然環境課〕

各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして、対馬探鳥会、雲仙探鳥会、冬鳥探鳥会（諫早湾中央干拓・大村森園海岸など）を開催します。

(3) 森林とのふれあい（インタープリターとの連携） 〔林政課〕

長崎県民の森で開催する自然観観察会、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星の観察会など、インタープリター（森の案内人）と連携し、森林とのふれあう機会の提供に努め、森林に対する県民意識の啓発を図ります。

イベント回数 75回
------------

3 社会経済活動における適切な活用

(1) 中山間地域等直接支払制度の実施 〔農山村対策室〕

農業生産条件の不利な地域において、農道や用排水路の維持管理、適切な農用地の維持管理を含め、稲作等を主体とした農業生産活動等を行います。また、水源のかん養、洪水防止と景観維持など、農山村地域の

多面的機能の維持・保全のための活動を支援します。

制度拡充により支援対象となった離島平地での協定面積拡大に取り組んでいます。

(2) 農地・水保全管理支払 〔農山村対策室〕

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして、適切な保全管理が困難となってきております。

こうした状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い「共同活動」と、施設の長寿命化に資する「向上活動」を一体的かつ総合的に支援していきます。

(3) 中山間ふるさと水と土保全対策 〔農山村対策室〕

保全活動に取り組む地域リーダーの育成と都市と農村の交流促進のためPR活動を行います。

(4) 森林整備事業等 〔森林整備室〕

森林の水土保全機能等公益的機能の維持増進を図るため、植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を推進します。

特に、実施が遅れている間伐については、国庫補助事業やながさき森林環境税を活用しながら積極的に取り組みます。

(5) 漁場環境の改善 〔資源管理課、漁港漁場課〕

ア 水産環境整備事業

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備します。

海藻バンクの整備：橘湾

閉鎖的な内湾域等、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより漁場環境の回復を図ります。

底質の改善：橘湾（海底清掃）、有明海（耕うん）

イ 水産多面的機能発揮対策事業

魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、地域自らがその状況に応じた効果的な対策を検討し、活動する組織づくりに取り組むとともに、保全活動の支援を行います。

(6) 漁場環境保全対策〔資源管理課〕

漁場環境の長期的変化を把握するため、県下各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質・藻場等の定期的な調査を行うとともに、赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合は、適時調査を実施し、漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等を行います。

(7) 生態系等に配慮した漁港施設の整備〔漁港漁場課〕

建設する漁港施設を周辺の環境と調和させ、生物の生態系等に配慮した構造とします。防波堤等の工事に使用する消波ブロック、被覆ブロックに藻類の着底基質等を設置し、藻場の回復を図ります。

平成26年度は5漁港において、生物の生態系等に配慮した漁港施設の整備を行います。

(8) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和〔監理課〕

海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、海砂採取の許認可については、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長意見を尊重しています。

また、海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行っています。

さらに、採取量については県内の需要量に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢のもと、「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け、平成21年度以降5か年間の年間採取限度量を次のとおり定めています。

- ・平成26～28年度 270万m<sup>3</sup>
- ・平成29～30年度 250万m<sup>3</sup>

(9) 良好な河川環境の整備と保全〔河川課〕

ア 多自然川づくりの推進

河川改修事業においては、すべての箇所が多自然川づくりを行います。(県内30河川)

イ 河川愛護運動の支援

県民参加の地域づくり事業においては、河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、県民主体の河川愛護活動を支援しています。

(10) 良好な海岸環境の整備と保全〔港湾課〕

ア 県民の利用しやすい親水空間の確保

A 海岸環境整備事業

地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全を図り、「安全な海岸」とともに「自然とふれあい快適に利用できる海岸」の整備を行います。

す。

イ 海岸愛護運動の支援

A 県民参加の地域づくり事業

愛護団体（海岸・港湾・漁港）の登録制度の推進により、県民主体の海岸、港湾、漁港での愛護活動を支援します。

(11) 海岸環境の整備〔港湾課〕

ア 海岸環境整備事業

国土保全との調和を図りつつ、もって快適な海浜利用の増進に資するため、適切な管理に務めます。

(12) ガイド養成講座〔自然環境課〕

国立公園「雲仙」指定80周年及び島原半島世界ジオパーク認定5周年記念行事を実施する中で、地域の自然や風土の特色を「再発見」し、それを「守り」ながら、人々に「語り伝えて」いく思想の普及を図ります。

また、島原半島世界ジオパークにおいて、県民参加のジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。

### 第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造

#### 1 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進

(1) 治水事業等による安全なまちづくりの推進〔河川課、港湾課〕

ア 河川・ダム・海岸整備の推進

A 河川改修事業・ダム建設事業・海岸保全事業

気候変動の影響に伴い、洪水や高潮による浸水被害の拡大が懸念されています。これらによる浸水被害を軽減するため、環境に配慮した工法を用いながら河川・ダム・海岸の整備を行っており、河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により、自然環境の整備と保全を推進します。（県内30河川・2ダム・9海岸）

(2) 土砂の流出抑制〔砂防課〕

ア 砂防事業等

自然現象としての山腹等の浸食作用は絶えず進んでおり、この現象のうち人間生活に影響を及ぼすのが災害です。当課では、これらの土砂災害を防止・軽減するため砂防・地すべり・急傾斜事業を行っています。

（平成26年度実施予定）

・砂防事業	37箇所
・地すべり対策事業	21箇所
・急傾斜地崩壊対策事業	40箇所

(3) 民有林治山事業等の実施〔森林整備室〕

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から、生命・財産を守るために、山地災害対策として、山地治山事業、水土保持治山事業、地すべり防止事業等を実施します。

(平成26年度実施予定)	
・山地治山事業	24か所
・山地災害総合減災事業	3か所
・共生保安林整備事業	1か所
・地すべり防止事業	7か所
・水源地域整備事業	2か所
・保安林整備事業	5か所

(4) 無電柱化の推進〔道路維持課〕

県が管理する市街地の幹線道路等において、無電柱化事業を行います。

- ・一般国道207号他7箇所

(5) 都市における自然環境等の保全〔都市計画課〕

ア 都市公園の整備

社会資本整備総合交付金事業で都市公園の整備を進めます。

イ 緑の基本計画

昨年同様、市町における「緑の基本計画」の策定を指導します。

ウ 県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等を実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めます。

エ 風致地区

良好な都市景観を維持する観点から適正な指導・監督を行います。  
(平成27年4月1日から風致地区に関する権限は関係市に権限移譲されます。)

(6) 花のある街かどづくり事業〔自然環境課〕

ア 事業の目的

JR用地の緑地維持管理により、「花のある街かどづくり」事業を実施します。

イ 事業の概要

「美しいふるさとづくり」を目指し、過去に植栽した緑地の適切な維持管理を行います。

- ・JR用地(借上)緑地維持管理

長崎市赤迫町地内、佐世保市大塔町地内

(7) 緑といきもの賑わい事業（再掲）〔自然環境課〕

ア 事業の目的

長崎県生物多様性保全戦略に基づき、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業等を対象として、市町や民間団体を積極的に支援しながら、各主体が連携してよりよい環境づくりを推進します。

イ 事業の概要

事業主体	県、市町、民間団体（社会福祉法人、学校法人、NPO等）
補助率	・市 町：2／3以内～1／3以内 ・民間団体：2／3以内
主な対象事業	・条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護、外来種の除去、草原の維持活動等） ・希少野生動植物の保護増殖事業（希少種の生息生育地保護等） ・生物の生息、生育空間の創出事業（ビオトープ等） ・公共施設及び民間施設の緑化事業（修景緑化、屋上緑化、風景の維持改善）

(8) 県民の参加と協力によるまちづくり〔都市計画課〕

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めます。

(9) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定〔未来環境推進課〕

未来環境条例に基づき指定した「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、  
「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」において、市町や地域住民とともに連携した環境美化の取組みを行います。

(10) 屋外広告物に関する適正な規制誘導〔都市計画課〕

これまで同様、違反広告物に対しては、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「良好な景観の形成」、「風致の維持」「公衆への危害の防止」の観点から、適正な指導・監督を行っていきます。

また、地域の個性を活かした魅力的な広告景観形成を推進するため、広告景観モデル地区の指定を行います。

(11) 県民参加の森林づくりの支援〔林政課〕

森林に対する理解を深め県民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動を国の事業やながさき森林環境税を活用し支援します。

・平成26年度活動予定団体数	20団体
----------------	------

(12) 森林の維持・保全〔森林整備室〕

ア 育成林整備事業

森林の緑のダムとしての機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に助成を行います。

・森林整備	2,580ha
-------	---------

イ ながさき森林環境保全事業

水源のかん養や県土の保全、その他森林が有する多面的かつ公益的機能を高めるために、「ながさき森林環境税」を活用し、手入れ不足となっている水源の森の整備や間伐実施のための作業道開設等に対する助成を行います。

・環境保全林緊急整備	80ha
・路網整備	139,700m

(13) 都市と漁村の交流拡大、ブルー・ツーリズムの推進〔漁政課〕

漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、国の離島漁業再生支援交付金等の諸制度を活用して、各地域が主体的に取り組む観光等の他産業と連携した取組みに対する支援を実施します。

2 歴史的環境の保全と創造

(1) 美しい景観形成の推進〔都市計画課〕

平成23年に施行した「美しい景観形成推進計画」に基づき、県内各地域の自然や歴史、文化、産業などを活かした個性的で魅力あるまちなみ景観の保全と創造を積極的に進めています。

県内市町が行う景観形成の取組みを積極的に支援するとともに、まちづくり景観資産の登録や専門家の派遣、複数の市町に跨る広域的な景観形成の推進や、景観法に基づく大規模建築物の規制を行うことで、より効果的な景観形成を推進し、県民が誇りと愛着を持つことができ、多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

ア 活動サポート事業

住民と市町が協働して取り組む景観まちづくり活動等を支援します。  
(景観行政団体である市町に限ります。)

イ 景観資産登録制度

個性的で魅力あるまちなみや建造物、樹木等を登録し、その内容を広く周知し、その保全活用を支援します。

ウ アドバイザー派遣制度

住民や市町、県の機関が美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等を行う場合、あらかじめ登録した専門家を派遣し技術的な助言を行います。

工 大規模建築物等の規制・誘導

地域の景観形成に係る建築行為等への規制がない景観行政団体以外の市町の区域について、県が景観法を活用し、特に影響の大きい大規模なものに限り予防的な行為の規制・誘導を行います。

才 広域景観形成推進事業

本県を代表する広域的な景観について、関係者と連携し総合的な景観形成を行います。

(2) 文化財調査管理 〔学芸文化課〕

所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費の補助や長崎県文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を行い、所有者に対し文化財保護に関する指導・助言を行います。

(3) 「伝え守ろう！わがまちの文化遺産」活用事業 〔学芸文化課〕

県民が文化財を守り、継承していく気運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業を行います。

## 第4章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

### 第1節 環境教育・環境学習等の推進

#### 1 学校等における環境教育・環境学習の推進

##### (1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進

〔義務教育課・高校教育課〕

各学校が創意工夫した特色ある教育活動としての「総合的な学習の時間」を中心に、教科の内容として実施される環境教育との関連を図りながら体験的・実践的な取組みの充実・推進を図ります。

##### (2) 環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課・高校教育課〕

###### ア 県教育センター研修講座の開催

###### ○ 環境教育入門研修講座

小・中・高・特別支援学校教員が、環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる自然観察の手法や環境教育の在り方を探ります。

###### イ 全国的な研修への参加

###### ○ 環境教育リーダー研修基礎講座（環境省主催・文部科学省協力）

環境教育・環境学習を推進する人材を育成するために、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、学校教育における指導者としての能力を養成します。県内における環境教育リーダーとなることが期待される教員が参加します。

##### (3) 地域に根ざした環境教育の推進

〔未来環境推進課、義務教育課、高校教育課〕

地域人材や専門家など外部講師の活用及び関係機関との連携による学校内外での環境教育に努めます。

##### (4) 生物多様性モデル校 〔自然環境課〕

昭和42年度より設けられた愛鳥モデル校を廃止し、平成24年度より生物多様性モデル校を指定し（小中学校10校以内）、講師の派遣や物品の配布により、生物多様性保全に関する普及・啓発を図ります。

##### (5) こどもエコクラブ 〔未来環境推進課〕

環境学習、環境保全活動を推進するため、こどもエコクラブの結成を促進し、活動を支持します。また、こどもエコクラブ活動が幅広く豊かに行われるように、環境学習機材を整備し貸し出します。

## 2 社会における環境教育・環境学習の推進

### (1) 環境アドバイザーの派遣〔未来環境推進課〕

公民館や学校などが自主的に開催する研修会等を支援するため、「くらしと環境」、「自然環境」、「環境教育」などの5分野に環境アドバイザーとして登録されている有識者・実践活動家などを講師として派遣します。

なお、派遣に係る費用は、県が負担します。

### (2) 森林づくり活動の普及・啓発〔林政課〕

緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ることで緑化の普及・啓発を図ります。

また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアによるイベントの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図ります。

森林ボランティア登録団体活動参加者数	4,800人
--------------------	--------

### (3) ガイド養成講座〔自然環境課〕

#### ア 国立公園「雲仙」指定80周年及び島原半島世界ジオパーク認定5周年記念行事

雲仙市や島原市を中心に記念式典等の事業を実施し、地域のすばらしい自然や風土の特色を再発見し、それを守り伝えていく思想の普及に取り組みます。

#### イ 島原半島ジオパークへの旅

地元の島原半島ジオパーク協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。

### (4) 探鳥会〔自然環境課〕

各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして、対馬探鳥会、雲仙探鳥会、冬鳥探鳥会(諫早湾中央干拓・大村森園海岸など)を開催します。

### (5) イベントによる普及啓発(再掲)〔未来環境推進課〕

関係機関と連携し、環境月間の6月に長崎市浜の町アーケードで街頭キャンペーンを開催するなどイベントを通して地球温暖化防止対策の普及啓発を行います。

## 第2節 自主的な環境保全行動の促進

### 1 県・市町の環境保全に向けた取組みの推進

(1) 環境管理システムの運用 〔環境政策課〕

国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継ぎ、効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁EMSを継続して運用していきます。また、同システムの改良を進めながら、県の事業に係る環境負荷について、継続的に低減に努めていきます。

(2) 「県庁エコオフィスプラン」の実施 〔未来環境推進課〕

「県庁エコオフィスプラン」に基づく取組みを推進し、県の事務事業に伴って排出される二酸化炭素の削減に取り組めます。

2 県民の環境保全に向けた取組みの推進

(1) ながさき環境県民会議 〔未来環境推進課〕

ながさき環境県民会議において、「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき県民・事業者・行政(県・市町)が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組みを更に推進します。

県としては、県民・事業者の実践活動を支援するため、省エネ効果の「見える化」や、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

(2) 県民ボランティア活動支援センターの管理運営 〔県民協働課〕

ボランティア活動に関する情報の収集及び提供、ボランティア活動に関する相談への助言、活動場所の提供を行います。

また、情報発信として、県民ボランティア活動支援センターの情報誌を発行(年4回)し、メールマガジンを配信(月2回)します。

3 事業者の環境保全に向けた取組みの推進

(1) エコショップの認定 〔未来環境推進課〕

環境に優しい事業活動の推進・拡大を図るため、エコショップ認定制度により、環境に優しい商品の販売や買い物袋持参の奨励、簡易包装の実施やトレイの回収などを行う小売り店舗の普及を図ります。

(2) 優良団体の表彰 〔未来環境推進課〕

ごみの減量化やリサイクルの推進、環境美化に取り組む団体を表彰し、各活動の促進を図り、広く周知することにより、県民・事業者の意識の高揚につなげ、ごみ減量化や環境美化を推進します。

(3) レジ袋有料化一斉行動に向けた取組み 〔未来環境推進課〕

レジ袋有料化を含む統一行動の実施について、行政、事業者、消費者団体等で協議を行います。

また、レジ袋有料化が可能な地域から実施し、取組みの定着を図ります。

### 第3節 環境情報の収集、発信の強化

#### 1 情報提供機会の拡大

(1) 環境情報システムの整備 〔環境政策課〕

県内の大気、水質や生物などの環境情報を地図データとして整備し、環境アセスメントに役立てるほか、長崎県の環境について広く理解いただくこととしています。平成26年度にシステムを構築し、その後、定期的にデータを更新することとしています。

(2) ながさきグリーンサポーターズクラブの運営 〔未来環境推進課〕

県内の環境団体や学校、環境に興味がある県民等を対象として、平成26年度に県が創設した「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の会員が、環境学習総合サイトとして平成26年度に県が新設した「環境活動eネットながさき」を通じて、身近な環境保全活動の取組・環境活動情報・人材情報を発信し、県民が自由に検索・閲覧することにより、環境活動への参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進します。

(3) 各種団体への支援・連携の強化 〔未来環境推進課〕

ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

#### 2 情報共有化の推進

(1) 「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実 〔環境政策課〕

引き続き、県民・事業者のニーズに応えるため、環境情報の収集などに努めるほか、わかりやすい内容となるよう工夫し、迅速な情報提供を行うため、「ながさきの環境ホームページ」の一層の整備・充実に努めます。

(2) 各種団体への支援・連携の強化（再掲） 〔未来環境推進課〕

ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

## 第5章 環境保全のための共通の基盤的施策

### 1 適正な土地利用の推進

#### (1) 土地利用基本計画〔土地対策室〕

国土利用計画・長崎県計画(第四次)に基づき、行政内部の調整を行い総合的な見地から適正かつ合理的な土地利用を実施しています。

また、土地利用基本計画に沿った環境に配慮した土地利用の推進に努めます。

#### (2) 土地取引規制制度〔土地対策室〕

土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度及び規制区域制度があります。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、国土利用計画法では、取得した土地の利用目的が土地利用基本計画などに適合しているのかの審査を行うため、一定面積以上の土地取引に事後届出制度を実施しています。これらの計画に適合していない場合は、必要な助言、勧告、指導を実施しています。

### 2 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

#### (1) 調査研究・技術開発の推進

〔環境政策課、産業技術課、漁政課、農政課〕

関係部局の連携のもと、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターは、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携によるプロジェクト研究等を推進します。

5つの県研究機関が平成26年度に実施する環境関連の経常研究のテーマは次のとおりです。

##### ①環境保健研究センター

- ・長崎県における微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）と健康影響に関する研究
- ・大村湾におけるテラス型二枚貝生息場底質環境維持手法の検討
- ・環境修復手法(貧酸素対策等)としての散気効果の検証

##### ②工業技術センター

- ・新規冷却法による高精細加工技術の開発
- ・廃液等の処理・管理技術の高度化促進事業

③窯業技術センター

- ・低炭素社会対応型陶磁器素材の開発
- ・ジオポリマーコンクリート製造技術の開発
- ・産業廃棄物の有効活用技術の開発
- ・使用済石膏型の再生処理による用途開発

④総合水産試験場

- ・環境変化に対応した藻類増養殖基盤技術開発

⑤農林技術開発センター

- ・人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発
- ・施肥合理化技術の確立
- ・気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発
- ・温州ミカンにおける天敵利用技術の開発
- ・低・未利用食品残さの高度化利用技術の開発
- ・温暖地・暖地向け病害・線虫抵抗性、高品質、多収のバレイショ品種の育成
- ・加工適性が優れ青枯病抵抗性の暖地向け加工原料用バレイショ品種の開発

(2) エネルギー・環境関連産業への支援〔グリーンニューディール推進室〕  
資源循環・廃棄物問題、化学物質問題、地球の温暖化などの環境問題に対応するため、環境・新エネルギー関連分野の産業技術の担う役割は大きいものがあります。

このため、環境・新エネルギー関連産業における県内中小企業者に対して、事業化可能性調査や試作品の開発による技術開発、商品の販路拡大などの支援を実施します。

(3) 放射能調査研究〔環境政策課〕

環境放射能水準調査（文部科学省の委託事業）を行います。

また、原子力潜水艦の寄港に伴う放射能調査等についても、文部科学省、佐世保市等で寄港の都度、毎回実施します。

玄海原子力発電所の原子力災害に備えるため、長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、県内外の関係自治体等と共同で、原子力防災訓練を実施します。

### 3 環境配慮の推進

(1) 環境アセスメント審査〔環境政策課〕

環境影響評価法、長崎県環境影響評価条例で規定された対象事業について、事業者が実施する環境影響評価を審査、指導するとともに、事業実施後に事業者が行う環境保全措置にかかる事後調査についても指導を

行います。

平成26年4月1日現在の審査・事前相談中の事業は、4件あります。

#### 4 公害苦情と公害紛争等の適正処理

##### (1) 公害苦情処理 〔環境政策課〕

公害苦情の第一次的な処理は市町が行いますが、県立保健所からの技術的な助言・指導などにより、県と市町が連携して円滑な事務処理に努めます。

また、公害の規模・内容から見て市町で処理することが困難な事案、2以上の市町にまたがる事案、統一的な処理を必要とする事案などについては、県が中心となって処理を行うこととしています。

##### (2) 公害紛争処理 〔環境政策課〕

公害に係る紛争については、公害紛争処理法に基づき委嘱している公害審査委員候補者による委員会を設置し、「あっせん」、「調停」等により、迅速かつ適正な解決に努めます。

#### 5 環境管理システムの適切な運用と普及の促進

##### (1) 環境管理システムの運用 〔環境政策課〕

国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継ぎ、効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁EMSを継続して運用していきます。

また、同システムの改良を進めながら、県の事業に係る環境負荷について、継続的に低減に努めていきます。

##### (2) ISO14001の認証取得促進 〔産業振興課〕

ISO14001の認証取得を目指す県内の中小企業に対し、認証取得のための助成や研修会等の開催、コンサルタント斡旋を行います。

#### 6 環境保全効果を促進させるための手立て

##### (1) ごみ処理の有料化、デポジット制度の導入等の検討

〔未来環境推進課〕

各市町等における、ごみ処理の有料化、各地域の実情に応じたデポジット制度の導入等経済的手法の導入について引き続き検討していきます。

##### (2) 産業廃棄物税の活用 〔未来環境推進課〕

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進

その他適正な処理の推進を図るため、平成17年4月から九州各県（沖縄県は平成18年4月から）と同時に導入した「産業廃棄物税」については、税務部局と連携し、その円滑な運営を行うとともに、税収使途についても庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」において具体的な税収活用事業の調整を図っていきます。

なお、プロジェクトチームでの検討・調整の結果、平成26年度は以下のような事業を実施します。

〈長崎県における産業廃棄物税の税収使途事業（平成26年度）〉

○予算額計・・・117,768千円

①廃液等の処理・管理技術の高度化促進事業（新規）

- ・平成26年度予算額（当初：2,541千円）
- ・県内製造業で用いられる薬品や排出される排斥等の処理、管理技術の進化（最適化、高度化、新技術導入など）による廃液等の排出抑制を目的とする。

②リサイクル製品活用促進事業（継続）

- ・平成26年度予算額（当初：1,113千円）
- ・リサイクル製品等の認定を行い、県事業における率先利用を図るとともに県民への普及促進を図る。

③島原半島良質堆肥広域流通促進事業（継続）

- ・平成26年度予算額（当初：15,000千円）
- ・島原半島内の良質堆肥を半島外へ搬出を行う堆肥広域流通組織をモデル的に育成することにより、島原地域における環境への負荷軽減と堆肥の広域的な流通や利活用を促進する。

④未利用資源等肥料利活用促進対策（継続）

- ・平成26年度予算額（当初：6,411千円）
- ・廃菌床等の未利用資源や家畜糞を原材料とする堆肥の利活用を促進し、産業廃棄物の削減及び環境保全型農業の進展を図る。

⑤エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業（継続）

- ・平成26年度予算額（当初：12,010千円）
- ・食品製造業から排出される食品残さの畜産飼料化による循環型社会構築の推進及び畜産農家における飼料費の低減を図る。

⑥FRP漁船廃船処理対策事業費（継続）

- ・平成26年度予算額（当初：4,975千円）
- ・廃FRP漁船の大量排出に対処するため、各地域の現状・課題等を調査、整理し、地域関係者の協議、廃船処理手法の比較検証に取組み廃船処理対策を進める。

⑦普及運営費（継続）

- ・平成26年度予算額（当初：4,454千円）
- ・家畜糞を原材料とする堆肥の適切な施用推進、利活用を促進し、産

業廃棄物の削減を図る。

- ⑧再生砂による浅場づくり実証試験事業（新規）
  - ・平成26年度予算額（当初：15,045千円）
  - ・陶磁器くずや廃ガラス原料の再生砂を用いて、大村湾内に人工干潟を造成し浄化能を評価する。
- ⑨使用済み石膏型の再生処理による用途開発（新規）
  - ・平成26年度予算額（当初：10,262千円）
  - ・県内陶磁器業界が抱える課題である使用済み石膏型の適正処理及び再利用促進を目的に、使用済み石膏型を土壌改良剤や石膏型材料としてリサイクルする技術の確立とそれらの性能評価を実施する。
- ⑩産業廃棄物の有効活用技術の開発（新規）
  - ・平成26年度予算額（当初：3,048千円）
  - ・原子力発電所が停止する中、石炭火力発電所の稼働率が高くなっており、増加する石炭灰(フライアッシュ)や県内採石業界が抱える未利用の採石屑などの産業廃棄物を有効活用する技術を開発する。
- ⑪バイオメタノールを活用したBDF製造技術の検討（新規）
  - ・平成26年度予算額（当初：2,934千円）
  - ・木くず等から製造されるバイオメタノールと温泉熱を使って、廃食用油を原料とするBDFの製造試験を行うとともに、副産物であるグリセリンの利活用についても検討する。
- ⑫産業廃棄物排出事業者研修会（継続）
  - ・平成26年度予算額（当初：967千円）
  - ・産業廃棄物の排出事業者等に対し、適正処理などに関する認識を深めるための研修会を開催する。
- ⑬廃棄物不適正処理対策事業（継続）
  - ・平成26年度予算額（当初：28,722千円）
  - ・産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため、本土地区の4県立保健所に配置している産業廃棄物適正処理推進指導員を10人増員配置する。
- ⑭政令市適正処理支援事業（継続）
  - ・平成26年度予算額（当初：6,000千円）
  - ・政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進を目的とした監視事業について、専任職員1人（嘱託職員）の配置に必要な経費を補助する。
- ⑮優良産業廃棄物処理業者育成事業（継続）
  - ・平成26年度予算額（当初：286千円）
  - ・優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく認定を受けるための研修会や講師派遣等を実施し、同制度の認定を受けた優良な県内産業廃棄物処理業者を多数育成することにより、県全体の産業廃棄物処理の適正化を推進する。

- ⑩ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業（新規）
  - ・平成26年度予算額（当初：1,000千円）
  - ・PCB廃棄物の適正処理を推進するため、PCB特措法の未届業者、微量PCB廃棄保管事業者の掘り起こしを行い、処分に係る周知を行う。
- ⑪園芸用等廃プラスチック適正処理に係るトラックスケール設置助成事業（新規）
  - ・平成26年度予算額（当初：3,000千円）
  - ・各地域園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会において、可動式トラックスケールを導入し、小規模単位での回収体制を整備し、効率的な廃プラスチックの回収を行う。

### （3）長崎県版GAPの推進〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」を推進します。

## 7 規制的措施の活用

### （1）環境基準達成に向けた施策（再掲）〔環境政策課〕

閉鎖性海域である大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾、有明海は、従来の環境基準の水域類型指定に加え、全窒素・全燐に係る水域類型指定も実施しており、CODやSSに加え、全窒素、全燐の水質常時監視を行っております。

また、湖沼として環境基準の水域類型指定している諫早湾干拓調整池についても、水質常時監視を行うほか、工場からの排水に対して上乘せ排水規制を設定し、水域の水質保全にあたります。

### （2）規制基準の見直し〔環境政策課〕

本明川流域における事業場への上乗せ排水基準が、3年間の猶予期間を終え平成23年7月より適用されています。今後は、事業場からの排水が基準を超過することがないように指導を継続していきます。

また、大村湾流域における横だし規制について、指定施設とする業態の追加などを、引き続き検討していきます。

### （3）法令に基づく保全（再掲）〔自然環境課〕

自然公園法、県立自然公園条例、未来環境条例、鳥獣保護法等を適正に運用するとともに、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討します。

#### ア 県自然環境保全地域

未来環境条例に基づき指定されている15地域について、条例規定の

運用により保全を図ります。

イ 自然公園

自然公園法に基づき指定されている2国立公園・2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について、法・条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。

ウ 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、第11次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の指定・更新・再指定を行うとともに、既に指定されている鳥獣保護区等の管理を行います。

エ 希少野生動植物種保存地域

未来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに、新たな地域指定を進めます。

## 第6章 重点施策の動き

### 第1節 地球環境保全の取組み

#### 1 ゴミゼロながさきプロジェクト

##### (1) めざす姿

県民・事業者・行政等がそれぞれの役割を分担しながら、連携・協力してゴミの「発生抑制」「再使用」「再生利用（リサイクル）」に取り組むとともに、発生・漂着したゴミについては適正な処理を進め、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を目指します。

##### (2) 平成26年度の取組内容

- 平成24年度を始期とする「ゴミゼロながさき実践計画」を策定したことから、ながさき環境県民会議において、県民、事業者、消費者、地域活動団体などの各主体と連携・協力し、ゴミゼロながさき実践計画に基づき、各種取組を実践していきます。
- 平成24年度から新たにゴミゼロ市町支援事業において、個別市町の支援を行います。
- レジ袋有料化取組地域の拡大に向けてさらなる取組を行います。
- ごみの投げ捨て等防止重点地区等26地区の巡回指導を引き続き実施します。
- 長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、排出量削減及び再生利用率の向上に向けた先進的な取組事例を参考にし、各市町における今後の施策展開について検討を行います。
- リサイクル認定製品の品質管理の徹底と普及促進を行います。
- 市町における循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設の整備（H26年度 年間計画 10事業）
- PCB廃棄物の全保管事業者に対する立入検査の実施し適正保管を徹底させるとともに、県有施設保管分を適正に処理します。（対象県有施設 14施設）
- PCB廃棄物の未届事業者や事業者自身も未把握の微量PCB廃棄物の掘り起こしを行い、早急な処理対策を図ります。
- 産業廃棄物処理業者に対する立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図ります。（目標3,400回）
- 産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象とした研修会・説明会を開催し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図ります。（年間計画260人）
- 不法投棄・違法焼却未然防止のための定期的な巡回パトロールを実施します。（年間計画1,900回）

- 「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国、市町、民間団体等と連携した海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策及び国際協力事業を実施します。（発生抑制対策及び国際協力事業 年間計画6回）

## 2 ナガサキ・グリーンニューディール

### (1) めざす姿

本県が持つ産業技術や豊かな自然環境を活かしながら、「産業振興、雇用創出」と「社会の低炭素化・グリーン化の実現」を同時に目指します。

### (2) 平成26年度の実施内容

次代を拓く環境・エネルギー産業を創出するために、平成24年度に策定した「ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト」に掲げる取組を中心に実施します。

#### ○ エネルギー自立をめざす島「対馬プロジェクト」

対馬市と連携し、対馬島における再生可能エネルギーの導入拡大や省エネの促進、化石燃料の削減等によりエネルギー自立を目指すため、県内外企業と連携しながら離島における先進モデル創出を図ります。国プロジェクトの獲得による蓄電池の整備やメガソーラー、バイオマス発電施設等の設置につなげます。

#### ○ 地域資源活用モデル創出「西海プロジェクト」

西海市と連携し、半島の多様性を活かし地域が主体となって、西海地域における中小規模潮流発電モデル、太陽光エネルギーや木質バイオマスの利活用モデル及び交流人口の拡大による里山の恵み活用モデルの創出を目指します。国プロジェクト等の活用により、潮流発電実証施設や木質バイオマス熱利用施設の整備、里山保全基金の活用を図ります。

#### ○ 次世代自動車社会実証推進「五島プロジェクト」

五島地域（久賀島）に、環境にやさしく少子高齢化時代の新たな移動手段として注目されている超小型モビリティの実証地域を形成し、体験試乗会や通院、買い物といった生活場面でのモニタリング等を実施することにより、超小型EVの認知度及び需要の拡大を図ります。また、これにより把握した地域ニーズに対応する車両（部品を含む）の研究開発や製造への県内企業の参入を支援します。

#### ○ 日本版EMEC推進「海洋フロンティアプロジェクト」

海洋エネルギーの実証フィールド（日本版EMEC）の誘致による海洋エネルギー分野の産業創出を目指し、本県の特性を活かした漁業と調和した長崎型の構想を策定し、国への提案を行います。実証フィールドの整備を核として、関連企業の進出や関連事業の創出

を実現します。

○ アジアへの環境貢献「海外展開支援プロジェクト」

本県企業の環境・エネルギー製品・技術によるアジアへの環境貢献を果たしながら海外展開による新たな市場開拓を目指し、現地での市場規模や技術評価等の可能性調査を実施するとともに、新たな人脈形成による市場開拓を進め、県内企業の海外展開を実現します。

○ 地域力結集「長崎未来型エネルギー自給自足団地プロジェクト」

本県企業のスマートハウス関連産業の創出を目指し、スマートハウス関連製品のカタログ作成や県内スマートハウス関連製品の展示を支援することにより、県内企業の販路拡大を実現します。

### 3 生物多様性保全プロジェクト

(1) めざす姿

本県は、地形の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれ、貴重な野生動植物が生息・生育するだけでなく、歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれています。人の生活や利用と密接な関係があり、私たちに多くの恵みを与えてくれる豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めることにより、生物多様性の無限のつながりと無償の恵みを未来の世代に引き継いで行けるよう、自然と共生する社会の実現を目指します。

(2) 平成26年度の実施内容

平成21年3月に策定した「長崎県生物多様性保全戦略」の見直しを行います。

## 第2節 豊かな水環境の保全・創造の取組み

### 1 大村湾再生プロジェクト

(1) めざす姿

自然生態系と調和しつつ、多様な魚介類が生息し、人々が将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海として、大村湾の保全と再生を図ります。

(2) 平成26年度の実施内容

○ 平成26年3月に策定した「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、次の取り組みを実施します。

○ 第3期行動計画の重点施策のひとつである「貧酸素水塊、底質悪化

等への対策」として、エアレーション技術の実用化研究を実施します。  
また、研究により得られた結果及びその検証・評価については、長崎大学の評価を受け 実用化に向けた手法を確立していきます。

- 同じく第3期行動計画の重点施策のひとつである「生物の生息場の整備」として、産業廃棄物を処理することにより製品化された再生砂を使った人工浅場を造成し、アサリと中心とした二枚貝の生息可能性調査を実施します。
- 大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口普及率を高めることにより、負荷軽減に努めます。
- 大村湾環境改善のための活動を行なう団体や個人の連携を図るため、大村湾環境ネットワーク活動にかかる発表会等を実施します。
- 大村湾流域5市5町により設立された大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワークとの連携を図ります。
- 大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行います。

## 2 諫早湾環境対策プロジェクト

### (1) めざす姿

諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全と、干拓事業により創出された調整池や自然干陸地を新たな地域資源として有効に活用するための水辺空間づくりを推進します。

### (2) 平成26年度の実施内容

平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき次の取組みを実施します。

#### ア 生活排水対策

- ・下水道・集合処理施設・合併浄化槽に係る整備事業の推進、生活排水対策支援

#### イ 工業・事業場排水対策

- ・立入調査による監視指導

#### ウ 面源負荷削減対策

- ・環境保全型農業の推進（水田・畑地への施肥等の削減対策や裸地対策）

#### エ 調整池及び調整池流入河川・水路の浄化対策

- ・河川整備（浚渫工事等）事業、アオコ回収処理事業、国庫委託事業

#### オ 環境保全・創造のための住民活動の推進

- ・ISEネットを中核とした環境活動の取組み（環境イベントや清掃活動の実施）

- 力 環境の監視・調査
  - ・環境モニタリング調査など
- キ 調整池の水質浄化対策抜本的改善策《新規事業》の提案・協議（九州農政局）
- ク 作業部会による事業の精査・強化検討協議、水質等の状況把握

### 3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト

#### （1）めざす姿

島原半島において、硝酸性窒素等による地下水の汚染による健康被害を未然に防止し、かつ良質な地下水の保全を図るため、関係者(行政、事業者、住民)が地下水への負荷を減らす行動を実践していくことで、日常生活に欠かすことができない地下水資源を守り育てていきます。

#### （2）平成26年度の実施内容

- 年2回の幹事会において平成23年2月に策定した「第2期島原半島窒素負荷低減計画」の進捗状況を検証しながら取組を進めていきます。
- 第1回幹事会の開催（5月8日予定）
- 第2回幹事会の開催（2月23日予定）

## 第 4 部

# 環 境 基 本 計 画 の 進 行 管 理

## 第4部 長崎県環境基本計画の進行管理

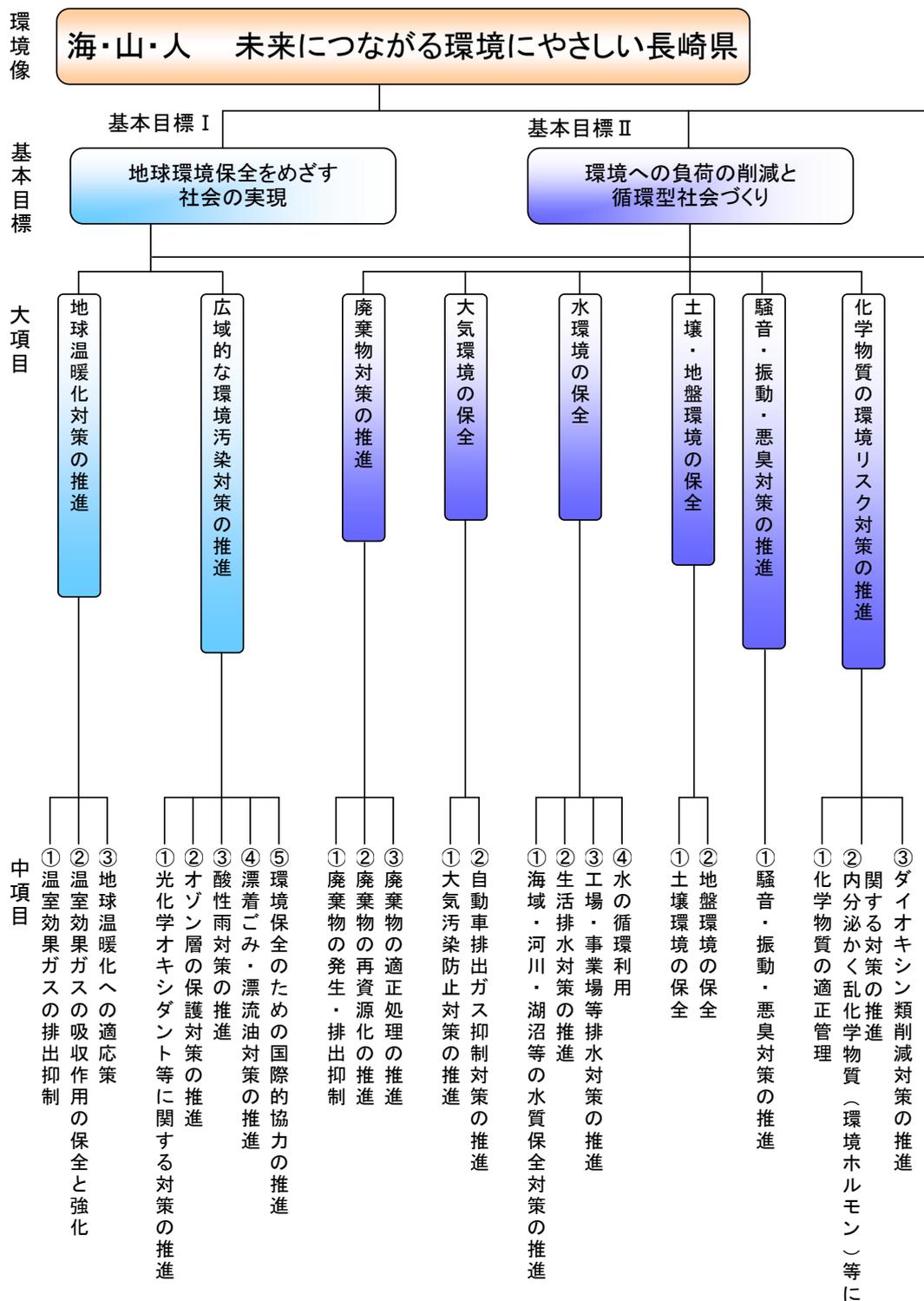
### 目次

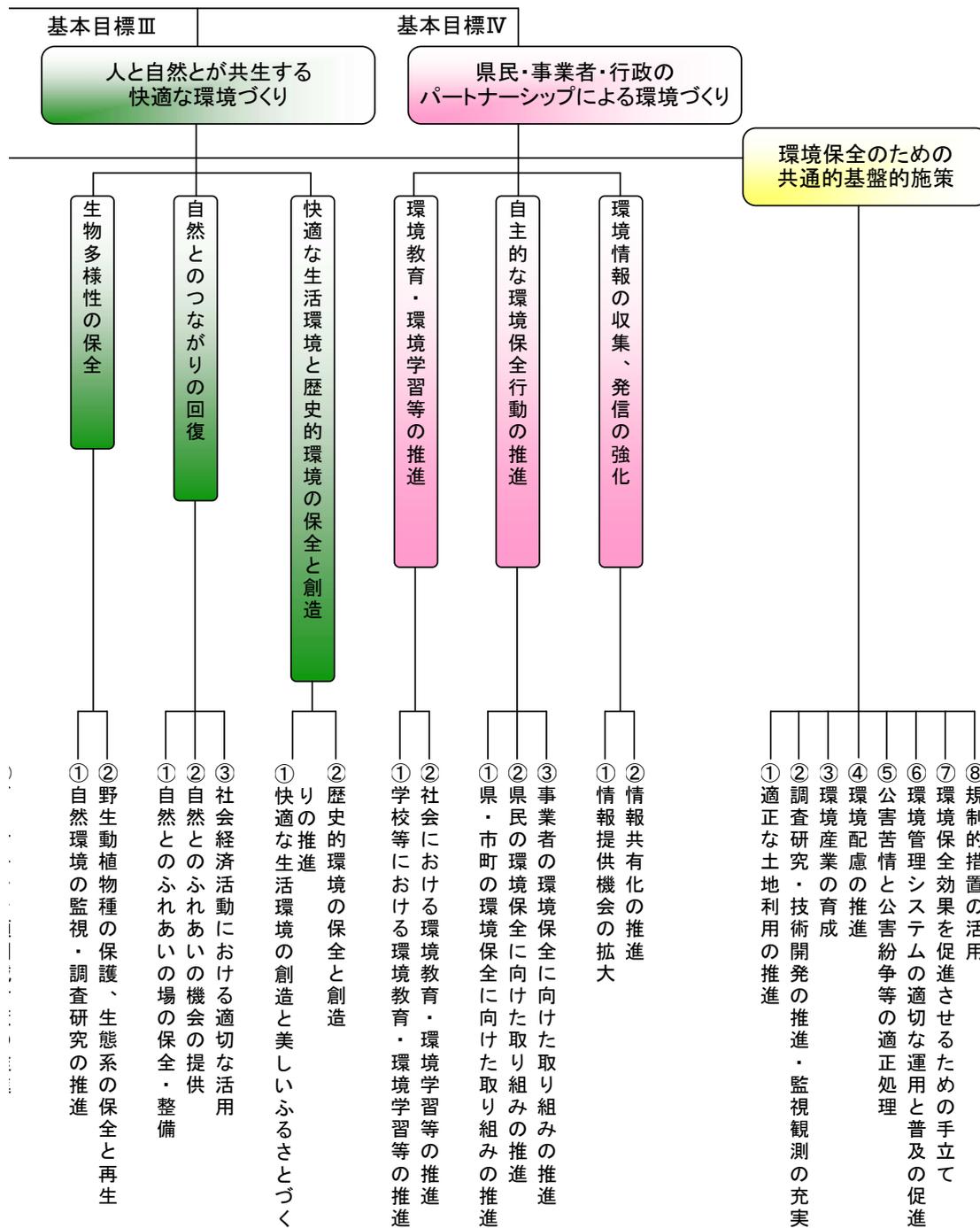
第1章	長崎県環境基本計画施策体系図	1
第2章	長崎県環境基本計画の進捗管理	
第1節	長崎県環境基本計画の体系について	3
第2節	各施策の進捗状況について	3
第3節	数値目標の分析管理について	6
第4節	重点施策について	11
第3章	施策の進捗状況（平成25年度実績）	14
第4章	数値目標達成状況一覧	47
第5章	数値目標の進捗状況個表	53
第6章	重点施策の動き	86

# 第4部 長崎県環境基本計画の進行管理

## 第1章 長崎県環境基本計画施策体系図

### ●長崎県環境基本計画施策体系図





## 第2章 長崎県環境基本計画の進捗管理

### 第1節 長崎県環境基本計画の体系について

#### 1 施策の推進について

長崎県のめざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に向け、横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、4つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに体系化し、施策を展開することとしています。

#### ※4つの基本目標

基本目標Ⅰ	地球環境保全をめざす社会の実現
基本目標Ⅱ	環境への負荷の削減と循環型社会づくり
基本目標Ⅲ	人と自然とが共生する快適な環境づくり
基本目標Ⅳ	県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

#### 2 数値目標について

施策の実施においては可能な限り数値目標を設定し、その達成に努めています。

#### 3 重点施策について

環境基本計画に掲げる施策の4つの基本目標を達成するため、特に重要な事項として次の2つを重点施策と位置づけ、また、これらに含まれる6つのプロジェクトを重点プロジェクトとして県庁内で横断的な連携をはかりながら、総合的かつ計画的に推進しています。

重点施策	重点プロジェクト
・地球環境保全の取組み	・ゴミゼロながさきプロジェクト ・ナガサキ・グリーンニューディール ・生物多様性保全プロジェクト
・豊かな水環境の保全・創造の取組み	・大村湾再生プロジェクト ・諫早湾環境対策プロジェクト ・島原半島窒素負荷低減プロジェクト

### 第2節 各施策の進捗状況について

#### 1 概要

長崎県環境基本計画により推進している施策（209施策）のうち、平成24年度までに事業が廃止となったもの（3施策）や研究事業の途中や年度ごとの結果が未公表等により評価できないものが22施策あり、残りの187施策について、平成25年度の実績に基づく自己評価を行いました。

なお、評価にあたっては、施策内容にあわせて活動指標、成果指標のいずれかを用い、可能な限り数値化し、0から100までの10刻みを基本に評価しました。

評価の取りまとめ結果は下表のとおりです。

平成25年度

評価値	0	10~30	40~60	70~90	100	合計
基本目標Ⅰ		2 4.8%		4 9.5%	36 85.7%	42 100%
基本目標Ⅱ		1 1.8%		11 19.3%	45 78.9%	57 100%
基本目標Ⅲ			1 2.4%	4 9.5%	37 88.1%	42 100%
基本目標Ⅳ			1 4.0%	4 16.7%	19 79.2%	24 100%
共通の基盤的施策			1 4.5%	4 18.2%	17 77.3%	22 100%
合計		3 1.6%	3 1.6%	27 14.4%	154 82.4%	187 100%

平成24年度

評価値	0	10~30	40~60	70~90	100	合計
基本目標Ⅰ			1 2.3%	3 7.0%	39 90.7%	43 100%
基本目標Ⅱ		1 1.7%	1 1.7%	8 13.3%	50 83.3%	60 100%
基本目標Ⅲ				12 30.8%	27 69.2%	39 100%
基本目標Ⅳ				7 29.2%	17 70.8%	24 100%
共通の基盤的施策			1 4.5%	3 13.6%	18 81.8%	22 100%
合計		1 0.5%	3 1.6%	33 17.6%	151 80.3%	188 100%

評価値については、基本目標間に大きな差異はみられず、70以上と評価されたものが181施策(96.8%)。70未満と評価されたものが6施策(3.2%)でした。

平成24年度の評価結果は、70以上と評価されたものが185施策(98.4%)、70未満と評価されたものが3施策(1.6%)でしたので、環境基本計画の各施策は順調に展開されています。

2 評価値が70未満の施策の状況

平成25年度事業における評価値が70未満の施策数：6施策

(1) 大規模太陽光発電施設の設置の推進

評価値	30
要因分析	太陽光発電設備設置候補地について、県ホームページ上で公表し、候補地を所有・管理する者への仲介を行った結果、33件の候補地中、事業着手されたのは10件にとどまりました。なお、県の公有施設における屋根貸し事業について公募を行った結果、県立高校6校への導入が決定しました。

(2) 長崎県EV・ITS普及促進事業の推進

評 価 値	15
要 因 分 析	EVについては、民間活力により計画を大きく上回り、目標達成に至りました。 しかし、充電設備補助による支援は、国の補助制度を補う形で補助金募集を2次募集まで行いましたが、同時期に自動車メーカー4社による、より有利な支援制度が創設され、この制度を選択する設置希望者が多かったため、県の支援による整備は進みませんでした。 なお、充電設備の設置自体は、民間による支援により進んでいるところですが、まだまだ不十分なところがあるため、今後も、県内の適正な充電設備の配置を促進するための普及啓発・支援を行います。

(3) 飛散性アスベストが使用された民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進

評 価 値	10
要 因 分 析	県の建築物アスベスト改修事業を活用したアスベスト除去等対策工事の推進のために、建築物の所有者に対し、直接訪問して「アスベストによる健康被害」と「補助内容」を説明し協力依頼を行いました。除去には多額の自己負担を要することから、協力をいただかず、年間の除去対策工事目標25件に対し、実績は2件にとどまりました。 なお、これまでの確認作業では、劣化による飛散の恐れがある建築物の存在は確認されておらず、使用が判明している建築物では立入禁止等の措置をとっており、直ちに県民に健康被害に悪影響を及ぼす状況ではありませんが、引き続き所有者への協力依頼を行ってまいります。

(4) 河川環境に配慮した河川整備計画の策定

評 価 値	40
要 因 分 析	河川環境に配慮した河川整備計画の策定に向け、2河川について関係機関との協議を行いました。2河川とも計画策定までは至りませんでした。 雪浦川については、整備局と協議中です。 宮村川については、地元と合意した整備内容をもとに、計画策定の手続きを進め関係部局と協議中です。

(5) 県内で環境に関する実践活動を行っている団体等に対する支援・環境アドバイザーの派遣

評 価 値	60
要 因 分 析	昨年度、環境アドバイザー制度の利用が多かった団体による利用件数が減少した結果、環境学習会参加者も減少したことから、目標達成には至りませんでした。 なお、今後は、より多くの団体に制度を活用してもらうため、環境アドバイザーの数や分野の拡大を図るほか、各団体への周知活動の時期を早めることとします。

(6) 事業者がリサイクルに要する資金の一部を拠出する制度（デポジット制度）の普及

評 価 値	60
要 因 分 析	長崎大学生協同組合等による珪物容器デポジットの継続実施ができたが、実施団体等の拡大にまで至りませんでした。今後は、情報収集を行い、ながさき環境県会議4R部会での検討を行ってまいります。

### 第3節 数値目標の分析管理について

#### 1 概要

長崎県環境基本計画により設定された64の数値項目のうち、2と同様に研究事業の途中や年度ごとの結果が未公表等により、評価できないものが、14項目あり、残りの50項目について、平成25年度の実績評価を行いました。

評価の取りまとめ結果は下表のとおりです。

#### 平成25年度

評価値(%)	0	10~50	50~90	90~100	100~	合計
基本目標Ⅰ			3 30.0%		7 70.0%	10 100%
基本目標Ⅱ		1 5.0%	2 10.0%	5 25.0%	12 60.0%	20 100%
基本目標Ⅲ			2 14.3%	1 7.1%	11 78.6%	14 100%
基本目標Ⅳ			3 75.0%		1 25.0%	4 100%
共通の基盤的施策			1 50.0%		1 50.0%	2 100%
合計		1 2.0%	11 22.0%	6 12.0%	32 64.0%	50 100%

#### 平成24年度

評価値(%)	0	10~50	50~90	90~100	100~	合計
基本目標Ⅰ	1 8.3%		1 8.3%	1 8.3%	9 75.0%	12 100%
基本目標Ⅱ		1 5.0%	2 10.0%	7 35.0%	10 50.0%	20 100%
基本目標Ⅲ			1 7.1%	1 7.1%	12 85.7%	14 100%
基本目標Ⅳ			2 50.0%		2 50.0%	4 100%
共通の基盤的施策			1 50.0%		1 50.0%	2 100%
合計	1 1.9%	1 1.9%	7 13.5%	9 17.3%	34 65.4%	52 100%

設定した数値目標を「達成(100%以上)」と評価されたものが32項目(64.0%)、「概ね達成(90%以上)」と評価されたものが6項目(12.0%)、「未達成(90%未満)」と評価されたものが12項目(24.0%)でした。

昨年度の結果と比較すると、「達成(100%以上)」と評価されたものは2項目減少(-1.4ポイント)、「概ね達成(90%以上)」と評価されたものは3項目減少(-5.3ポイント)、「未達成(90%未満)」と評価されたものは3項目増加(+6.7ポイント)と、昨年より未達成と評価されたものが増加しています。基本目標別に見ると、未達成が、基本目標Ⅰで1項目、基本目標Ⅲで2項目、基本目標Ⅳで

1 項目の増加となっています。

また、計画策定時に設定された目標値に対し、数値が悪化した項目が4項目ありました。

## 2 目標未達成項目

### (1) 県立学校の太陽光発電システム導入校数

平成25年度実績	9校	平成25年度目標	13校	達成率	69%
要因分析	<p>平成25年度の新規事業として、長崎県太陽光発電「屋根貸し」事業を実施した結果、3事業候補者が県立学校6校に対して太陽光発電システムを導入することを決定しましたが、年度内に設置まで至りませんでした。</p> <p>学校施設についても、環境への負荷の低減に対応した施設づくりが求められておりますので、今後は、国の補助事業等を活用しながら、目標の達成に向けて進めていきます。</p>				

### (2) 環境管理システムの新規認証登録件数（累計）

平成25年度実績	35件	平成25年度目標	48件	達成率	73%
要因分析	<p>主な環境マネジメントシステム(EMS)のうち、「ISO14001」の認証登録については全国及び県内においても減少傾向ですが、環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21」については全国及び県内においても増加傾向にあります。本県では「エコアクション21」の地域事務局と連携し、市町への働きかけや、商工会連合会などへ県庁EMSの研修への参加呼びかけを行いました。目標には達成しませんでした。</p> <p>引き続き、県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、県商工会連合会など県内の商工関係団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指します。</p>				

### (3) 間伐面積

平成25年度実績	2269ha	平成25年度目標	2645ha	達成率	86%
要因分析	<p>国庫補助事業の活用を図るとともに、水源かん養等の公益的機能が高い森林を対象とした整備、およびその施業と一体となった作業道開設に対して、平成19年に創設した「ながさき森林環境税」を活用し、森林所有者の負担軽減策を講じながら実施しております。</p> <p>引き続き、間伐推進の基となる森林経営計画を支援し、「ながさき森林環境税」を活用して森林整備の拡大に取り組んでいきます。</p>				

### (4) 大気に係る環境基準達成率

平成25年度実績	70%	平成25年度目標	80%	達成率	88%
要因分析	<p>大気汚染物質の窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質（SPM）については、県管理大気常時監視測定局11箇所において環境基準を達成したものの、光化学オキシダント（Ox）が全局で、また、PM2.5についても測定を実施した6局全てで環境基準を達成しなかったため、数値目標に達しませんでした。</p> <p>Ox及びPM2.5は、本県では、固定発生源が少ない離島地区においてもOxが高濃度となることや、地理的な条件等から勘案すると、大</p>				

	<p>陸からの大気汚染物質の飛来が大きな要因であるとの見方があるが、特定できていません。そこで、九州各県と協力して観測体制を整備するとともに、原因の特定及び対策について国へ強く要望していきます。</p> <p>なお、PM2.5については平成25年末に県測定局全てに測定機器の整備が終了し、長崎市・佐世保市の測定局も併せ、平成26年度から18箇所での監視体制を敷いており、高濃度時の注意喚起のほか、日常からもきめ細やかな情報の提供を行っていきます。</p>
--	---

(5) 民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数

平成25年度実績	121件	平成25年度目標	55件	達成率	19%
要因分析	<p>県の建築物アスベスト改修事業を活用したアスベスト除去等対策工事の推進のために、建築物の所有者に対し、直接訪問して「アスベストによる健康被害」と「補助内容」を説明し協力依頼を行いました。除去には多額の自己負担が必要なことから、協力をいただかず、除去対策工事目標81件増に対し、実績は15件増にとどまっています。</p> <p>なお、これまでの確認作業では、劣化による飛散の恐れがある建築物の存在は確認されておらず、使用が判明している建築物では立入禁止等の措置をとっており、直ちに県民に健康被害に悪影響を及ぼす状況ではありませんが、引き続き所有者への協力依頼を行ってまいります。</p>				

\*達成率は、計画策定時の平成21年度実績値(基準値)40件からの伸率で計算しています。

(6) 市町が設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出量

平成25年度実績	0.50g-TEQ/年	平成25年度目標	0.35g-TEQ/年	達成率	70%
要因分析	<p>長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、ダイオキシン類の発生の少ない高度処理が可能な施設への転換が順次図られています。平成25年度は、排出基準超過により前年度より0.14g-TEQ/年の増加をした1炉をはじめ、前年度より増加した炉が、37炉中22炉あり(前年度は19炉)、全体的に排出量が増加したことから未達成となりました。</p> <p>今後は、施設耐用年数の検討や地域住民の理解などを計画的に推進する市町等を支援し、目標達成に向けた技術的支援等を行っていきます。</p>				

(7) 希少野生動植物種保存地域の指定地域数

平成25年度実績	5地区	平成25年度目標	6地区	達成率	83%
要因分析	<p>平成23年度末に策定した「長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」に基づき、希少野生動植物種保存地域を地域指定から全県域の指定に拡大する検討を行ったが、捕獲規制を求める条例の趣旨を考えた場合、従来からの捕獲採取の程度と希少性からの判断だけではなく、全県指定であるべき種と、地域指定であるべき種の基準などを新たに定める必要が生じたことから、検討に長期間を要することになり、目標の達成に至りませんでした。</p> <p>今後、既に指定している希少野生動植物種に係る要件の再調査を含め検討を行うとともに、「長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」に基づき、これまでのモニタリング調査の結果及び委員会意見等を踏まえた最良の調査計画の立案に努め、事業を継続していきます。</p>				

(8) 景観計画を策定した市町数

平成25年度実績	9市町	平成25年度目標	12市町	達成率	75%
要因分析	<p>全国的には毎年約50の自治体が景観行政団体へ移行し、移行済みの自治体のうち約7割が景観計画を策定しています。</p> <p>本県でも、世界遺産関係市町を中心とする景観に対する意識が高い市町は、早期に景観行政団体へ移行しており、平成21年度までに移行した10市町のうち、9市町が景観計画を策定しています。</p> <p>しかし、景観計画策定には住民の合意形成なども必要で、策定までに3~4年かかるのが最近の全国的な傾向です。現在の計画未策定市町はH22年度以降に新たに景観行政団体へ移行した市町が多い状況であり、H25年度目標は未達成となりました。</p> <p>県内の景観計画未策定の団体の大半は、計画策定に向けて取り組んでいるところであり、県では、計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行うとともに、景観行政団体未移行の自治体への移行要請も併せて行い、計画策定を促進し、目標の達成に向け取り組むこととしています。</p>				

(9) 身近な環境活動に取り組んでいる人の割合

平成25年度実績	63%	平成25年度目標	73%	達成率	86%
要因分析	<p>平成25年度は空き缶回収キャンペーンの参加者数が前年度に比較して減少しており、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合は、減少傾向にあります。</p> <p>また、県民意識アンケート調査の結果、10代から30代までの年齢層において「全く取り組んでいない」とする回答率が多く、地域社会での取組活動に対する関心の広がりที่ไม่十分なところもあり、目標達成に至りませんでした。</p> <p>今後は、平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバイザーの派遣や環境リーダー交流会などを通して人材の育成を図るとともに、環境学習総合サイトなどを立ち上げ情報発信を活性化することにより、最終目標の達成を目指します。</p>				

(10) 環境アドバイザーの派遣数と参加者数

平成25年度実績	41回 1760人	平成25年度目標	70回 3500人	達成率	59% 50%
要因分析	<p>昨年度、環境アドバイザー制度の利用が多かった団体による利用件数が減少した結果、環境学習会参加者も減少したことから、目標達成には至りませんでした。</p> <p>なお、今後は、より多くの団体に制度を活用してもらうため、環境アドバイザーの数や分野の拡大を図るほか、各団体への周知活動の時期を早めることとします。</p>				

3 実績が悪化した項目

(1) ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率

平成25年度実績	99%	計画策定時実績	100%	目標値	100%
----------	-----	---------	------	-----	------

要因分析	<p>県では、ばい煙発生施設への立入調査（平成25年度実績439施設）及び排出ガス等調査（平成25年度実績11施設）を実施した結果、1施設において排出ガス中のばいじん濃度が排出基準（0.25g/m<sup>3</sup>N）を超過（0.34g/m<sup>3</sup>N）しましたが、平成25年11月に改善されています。</p> <p>今後とも、排出基準超過がないよう事業者に対し施設の管理を徹底するなどの指導を行っていきます。</p>
------	---

(2) 市町が設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出量

平成25年度実績	0.50g-TEQ/年	計画策定時実績	0.36g-TEQ/年	目標値	0.35g-TEQ/年
要因分析	<p>長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、ダイオキシン類の発生の少ない高度処理が可能な施設への転換が順次図られています。平成25年度は、排出基準超過により前年度より0.14g-TEQ/年の増加をした1炉をはじめ、前年度より増加した炉が、37炉中22炉あり（前年度は19炉）、全体的に排出量が増加したことから未達成となりました。</p> <p>今後は、施設耐用年数の検討や地域住民の理解などを計画的に推進する市町等を支援し、目標達成に向けた技術的支援等を行っていきます。</p>				

(3) 身近な環境活動に取り組んでいる人の割合

平成25年度実績	63%	計画策定時実績	70%	目標値	73%
要因分析	<p>平成25年度は空き缶回収キャンペーンの参加者数が前年度に比較して減少しており、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合は、減少傾向にあります。</p> <p>また、県民意識アンケート調査の結果、10代から30代までの年齢層において「全く取り組んでいない」とする回答率が多く、地域社会での取組活動に対する関心の広がりが不十分なところもあり、目標達成に至りませんでした。</p> <p>今後は、平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバイザーの派遣や環境リーダー交流会などを通して人材の育成を図るとともに、環境学習総合サイトなどを立ち上げ情報発信を活性化することにより、最終目標の達成を目指します。</p>				

(4) 環境アドバイザーの派遣数と参加者数

平成25年度実績	41回 1760人	計画策定時実績	52回 3408人	目標値	70回 3500人
要因分析	<p>昨年度、環境アドバイザー制度の利用が多かった団体による利用件数が減少した結果、環境学習会参加者も減少したことから、目標達成には至りませんでした。</p> <p>なお、今後は、より多くの団体に制度を活用してもらうため、環境アドバイザーの数や分野の拡大を図るほか、各団体への周知活動の時期を早めることとします。</p>				

## 第4節 重点施策について

4つの基本目標を達成するため、特に重要な事項として、「地球環境保全の取組み（地球環境の保全につながる緊急性が高い施策）」、そして、「豊かな水環境の保全・創造の取組み（本県の地理的・自然的特性である閉鎖性水域や重要な地域環境を保全するための施策）」の2つを重点施策として、また、これらの施策に含まれる次の6つの重点プロジェクトとして、県庁内で横断的連携を図りながら、県民・事業者・行政が一体となって、総合的かつ計画的に推進しています。

### 1 地球環境保全の取組み

#### (1) ゴミゼロながさきプロジェクト

評価	概ね達成（80%）
概要	<p>○平成25年度の県民一人当たりの一般廃棄物排出量及び再資源化率の実績は、環境省が実施する実態調査によりH27年3月に把握できる予定です。今年、判明した平成24年度の県民一人当たりの一般廃棄物排出量及び再資源化率はそれぞれ944g/人・日、16.2%（平成23年度は、944g/人・日、17.0%）と、基準年を上回りましたが、前年比では再資源化率が0.8%減少していました。</p> <p>○多量排出事業者の産業廃棄物の再資源化率は、現在精査中です。産業廃棄物の適正処理を徹底し、排出抑制及びリサイクルを推進するには排出事業者の個々の取組みが重要なことから、排出事業者研修会を通じ、産業廃棄物の排出抑制及びリサイクル推進について周知を図っています。平成25年度は研修会を5回実施し340人の参加者があり目標を達成しました。</p> <p>○長崎県ごみ処理広域化計画では、ごみ処理施設の集約化を推進しています。平成25年度の施設数は21施設で目標（22施設）を達成しています。</p> <p>○産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図るため、立入検査を実施した結果、立入検査回数に対する指導不要の業者数割合をあらゆる基準適合率は95%と目標を達成しました。</p> <p>○NPO団体や市町等と連携・協力し、日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃や街頭キャンペーンでのパネル展示、環境教育等、発生抑制対策及び国際協力事業として11事業を実施し目標を達成しました。</p> <p>○生ごみ減量化リーダーの活動回数は、1,244回と目標値を上回りました。</p>

#### (2) ナガサキ・グリーンニューディール

評価	概ね達成（90%）
概要	<p>長崎県総合計画に掲げる「ナガサキ・グリーンニューディール」の下、次代を拓く環境・エネルギー産業を創出するために、5つの地域・分野別のプロジェクトと1つの産業支援プロジェクトの6つのプロジェクトから構成される「ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト」を策定・推進しています。環境基本計画に係るプロジェクトの取組状況については以下のとおりです。</p> <p>○環境実践モデル都市（平成25年度より個別プロジェクトを立上げ）</p> <p>①「対馬プロジェクト」</p> <p>エネルギー自立の島を目指すため、総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト導入可能性調査事業」に県・対馬市連名で採択を受け、「対馬環境エネルギーコンソーシアム」において調査を実施。</p>

	<p>②「西海プロジェクト」          中小規模潮流発電の実証実験のため、長崎県産業振興財団佐世保事業所が委託する「海洋技術研究開発委託事業」を獲得し、県内企業の技術を活用した船舶搭載型の小型潮流発電機器の研究、実験を実施。          ○EVを活用した事業（五島地域を実証地域とする新たなプロジェクト）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「五島プロジェクト」           <ul style="list-style-type: none"> <li>超小型EV検討会議の開催（3回）や実証地域の形成（プレ実証）を行い、超小型モビリティ（EV）を導入及び普及を図っていくための地域ニーズ等の把握を行いました。</li> <li>①車両導入前アンケート（住民・事業者）調査：調査対象数(住民)728世帯(事業者)98社、回答率(住民)18.4%(事業者)31%</li> <li>②体験試乗会、モニタリングの実施</li> <li>③アンケート及び試乗等の結果による地域が求める車両の機能要件の把握：短時間で充電可能、衝突に対する安全性、塩害対策の必要性及び電費性能</li> </ul> </li> </ul>
--	---

(3) 生物多様性保全プロジェクト

評 価	一定の成果をあげていると評価する																											
概 要	<p>○希少野生動植物保全事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希少野生動植物種保存地域指定の検討</li> <li>・改訂版長崎県レッドリスト掲載種のモニタリング調査の実施</li> </ul> <p>○緑といきもの賑わい事業（うち生物多様性保全事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（県）湿原保護木道改修、標識の整備</li> <li>・（補助）ウミガメ孵化施設整備、ピオトープ整備</li> </ul> <p>○ツシマヤマネコ保護増殖事業の実施</p> <p>○鳥獣保護員等による活動の推進と人材の育成</p> <p>本プロジェクトの個別計画である「長崎県生物多様性保全戦略」に基づき、プロジェクトを推進しています。          推進しようとする事項は次の5項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化</li> <li>・人とふるさとの自然のつながりの回復</li> <li>・多様な地域資源としての活用</li> <li>・多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進</li> <li>・普及啓発の推進</li> </ul> <p>で、関係機関において、継続的な取り組みがなされています。          なお、環境基本計画において数値目標を持ち、本プロジェクトを構成する主な事業の達成状況は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">基本計画目標</th> <th style="text-align: center;">H24年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #cccccc;"><b>自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化</b></td> </tr> <tr> <td>希少野生動植物種保存地域の指定</td> <td style="text-align: center;">8地域 (H27年度)</td> <td>5地域指定済み</td> </tr> <tr> <td>緑といきもの賑わい事業 (保全事業実施箇所)</td> <td style="text-align: center;">22箇所 (H27年度)</td> <td>保全事業実施箇所：17箇所(目標：4箇所/年)、保護保全対象野生動植物種の保全(目標：5種/年)を達成</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #cccccc;"><b>人とふるさとの自然とのつながりの回復</b></td> </tr> <tr> <td>自然歩道の整備</td> <td style="text-align: center;">465.4km (H27年度)</td> <td>整備完了</td> </tr> <tr> <td>農業生産工程管理(GAP)取り組み件数</td> <td style="text-align: center;">100件 (H27年度)</td> <td>・新たに18集団がGAPに取り組み(延べ108集団)始めた ・有機・特別栽培レベルの栽培への取り組みを推進し、有機・特別栽培の取組みが1,260haから6ha拡大し、1,266haになった</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #cccccc;"><b>普及啓発の推進</b></td> </tr> <tr> <td>環境アドバイザーの派遣数と参加者数</td> <td style="text-align: center;">60回 3,600人</td> <td>・環境アドバイザーを65回派遣(内自然環境に関するものは、25回) 自然環境に関する環境アドバイザー16名登録</td> </tr> </tbody> </table>		基本計画目標	H24年度実績	<b>自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化</b>			希少野生動植物種保存地域の指定	8地域 (H27年度)	5地域指定済み	緑といきもの賑わい事業 (保全事業実施箇所)	22箇所 (H27年度)	保全事業実施箇所：17箇所(目標：4箇所/年)、保護保全対象野生動植物種の保全(目標：5種/年)を達成	<b>人とふるさとの自然とのつながりの回復</b>			自然歩道の整備	465.4km (H27年度)	整備完了	農業生産工程管理(GAP)取り組み件数	100件 (H27年度)	・新たに18集団がGAPに取り組み(延べ108集団)始めた ・有機・特別栽培レベルの栽培への取り組みを推進し、有機・特別栽培の取組みが1,260haから6ha拡大し、1,266haになった	<b>普及啓発の推進</b>			環境アドバイザーの派遣数と参加者数	60回 3,600人	・環境アドバイザーを65回派遣(内自然環境に関するものは、25回) 自然環境に関する環境アドバイザー16名登録
	基本計画目標	H24年度実績																										
<b>自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化</b>																												
希少野生動植物種保存地域の指定	8地域 (H27年度)	5地域指定済み																										
緑といきもの賑わい事業 (保全事業実施箇所)	22箇所 (H27年度)	保全事業実施箇所：17箇所(目標：4箇所/年)、保護保全対象野生動植物種の保全(目標：5種/年)を達成																										
<b>人とふるさとの自然とのつながりの回復</b>																												
自然歩道の整備	465.4km (H27年度)	整備完了																										
農業生産工程管理(GAP)取り組み件数	100件 (H27年度)	・新たに18集団がGAPに取り組み(延べ108集団)始めた ・有機・特別栽培レベルの栽培への取り組みを推進し、有機・特別栽培の取組みが1,260haから6ha拡大し、1,266haになった																										
<b>普及啓発の推進</b>																												
環境アドバイザーの派遣数と参加者数	60回 3,600人	・環境アドバイザーを65回派遣(内自然環境に関するものは、25回) 自然環境に関する環境アドバイザー16名登録																										

## 2 豊かな水環境の保全・創造の取組み

### (1) 大村湾再生プロジェクト

評 価	さらに継続して対策に取り組む必要がある
概 要	<p>平成20年度に策定した「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」(H21～25年度)に定める基本的方向に沿って、関係機関が一体となった取組を進めています。</p> <p>平成25年度のCODは、全湾平均2.0mg/L(速報値)で、第2期大村湾環境保全・活性化行動計画の目標値はCOD2.2mg/Lを達成しました。しかし、大村の環境基準はCOD2.0mg/Lと設定されており、大村湾流域の汚水処理対策など、環境基準達成をめざした取組みの継続が必要です。本事業による主な取組は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口を高めることにより、水質改善に努めた。</li> <li>②大村湾内における貧酸素水塊の観測を実施し、結果をホームページ等で公表した。</li> <li>③大村湾環境改善のため、活動団体との協働事業を実施した。</li> <li>④大村湾環境改善のための啓発活動として、指導者等を対象とした環境学習会を開催した。</li> <li>⑤大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行った。</li> <li>⑥大村湾の底質改善実証試験の効果検証を行った。</li> <li>⑦第2期行動計画における検証・評価を行い、第3期行動計画を策定した。</li> </ul>

### (2) 諫早湾環境対策プロジェクト

評 価	水質保全目標値の達成は厳しい状況である
概 要	<p>平成25年度においても、暫定的に本プロジェクトの個別計画である「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」を延長し、各プロジェクトを推進しています。</p> <p>調整池の水質(COD75%値)は、ここ10年間、7.7～9.3mg/Lの間で推移しています。平成25年度は9.2mg/Lで、水質保全目標は達成していません。</p> <p>引き続き、流域からの生活排水対策や、面源由来の施肥等に伴う汚濁負荷削減等の対策に取り組めます。</p>

### (3) 島原半島窒素負荷低減プロジェクト

評 価	111%
概 要	<p>本プロジェクトの個別計画である「島原半島窒素負荷低減計画」に基づき、農業対策、畜産対策、生活排水等の継続的な取組みを推進しています。</p> <p>平成25年度は継続監視調査17地点(島原市12、雲仙市4、南島原市1)、さらに、追跡井戸調査を72地点(島原市38、雲仙市19、南島原市15)で、実施しました。その結果、環境基準超過地点数は、継続監視地点9(超過率52.9%)、追跡調査地点39(超過率:54.2%)となり、計画の短期目標(平成21年度時点の10地点より悪化しない)は達成しました。</p> <p>引き続き、年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証しながら取組を進めていきます。</p>

第3章 進捗状況（平成25年度実績）

評価対象	評価値						合計
	0	10~30	40~60	70~90	100		
基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現	項目数	2			4	36	42
	比率		4.8%		9.5%	85.7%	100%
基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり	項目数		1		11	45	57
	比率		1.8%		19.3%	78.9%	100%
基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり	項目数			1	4	37	42
	比率			2.4%	9.5%	88.1%	100%
基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	項目数			1	4	19	24
	比率			4%	16.7%	79.2%	100%
環境保全のための共通の基盤的施策	項目数			1	4	17	22
	比率			4.5%	18.2%	77.3%	100%
合計	項目数		3	3	27	154	187
	比率		1.6%	1.6%	14.4%	82.4%	100%

施策の進捗状況 (大項目ごと集計)

基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現

項目	0	10~30	40~60	70~90	100	合計
評価値						
<b>1 地球温暖化対策の推進</b>		<b>2</b>		<b>3</b>	<b>28</b>	<b>33</b>
①温室効果ガスの排出抑制		2		2	24	28
②温室効果ガスの吸収作用の保全と強化				1	2	3
③地球温暖化への適応策				2	2	2
<b>2 広域的な環境汚染対策の推進</b>				<b>1</b>	<b>8</b>	<b>9</b>
①光化学オキシダント等に関する対策の推進				1	1	1
②オゾン層の保護対策の推進				1	1	1
③酸性雨対策の推進				1	2	3
④漂着ごみ・漂流油対策の推進				3	3	3
⑤環境保全のための国際的協力の推進				1	1	1
<b>小 計</b>		<b>2</b>		<b>4</b>	<b>36</b>	<b>42</b>

基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

項目	0	10~30	40~60	70~90	100	合計
評価値						
<b>1 廃棄物対策の推進</b>				<b>2</b>	<b>14</b>	<b>16</b>
①廃棄物の発生・排出抑制				1	2	3
②廃棄物の資源・再資源化の推進				1	4	5
③廃棄物の適正処理の推進				8	8	8
<b>2 大気環境の保全</b>		<b>1</b>		<b>1</b>	<b>8</b>	<b>10</b>
①大気汚染防止対策の推進		1		1	3	5
②自動車排出ガス抑制対策の推進				5	5	5
<b>3 水環境の保全</b>				<b>7</b>	<b>10</b>	<b>17</b>
①海浜・河川・湖沼等の水質保全対策の推進				5	5	10
②生活排水対策の推進				2	2	2
③工場・事業場等排水対策の推進				1	1	2
④水の循環利用				1	2	3
<b>4 土壌・地盤環境の保全</b>				<b>1</b>	<b>3</b>	<b>4</b>
①土壌環境の保全				1	2	3
②地盤環境の保全				1	1	1
<b>5 騒音・振動・悪臭対策の推進</b>					<b>4</b>	<b>4</b>
①騒音・振動・悪臭対策の推進				4	4	4
<b>6 化学物質の環境リスク対策の推進</b>				<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
①化学物質の適正管理				2	2	2
②内分泌かく乱物質(環境ホルモン)等に関する対策の推進				2	2	2
③ダイオキシン類削減対策の推進				2	2	2
<b>小 計</b>		<b>1</b>		<b>11</b>	<b>45</b>	<b>57</b>

基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

項目	0	10~30	40~60	70~90	100	合計
評価値						
<b>1 生物多様性の保全</b>						<b>8</b>
①自然環境の監視・調査研究の推進					2	2
②野生動物種の保護・生態系の保全と再生					6	6
<b>2 自然とのつながりの回復</b>			<b>1</b>		<b>15</b>	<b>17</b>
①自然とのふれあいの場の保全・整備					2	2
②自然とのふれあいの機会の提供					5	5
③社会経済活動における適切な活用			1	1	8	10
<b>3 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造</b>				<b>3</b>	<b>14</b>	<b>17</b>
①快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進				2	12	14
②歴史的環境の保全と創造				1	2	3
<b>小 計</b>			<b>1</b>	<b>4</b>	<b>37</b>	<b>42</b>

基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

項目	0	10~30	40~60	70~90	100	合計
評価値						
<b>1 環境教育・環境学習等の推進</b>			<b>1</b>		<b>9</b>	<b>10</b>
①学校等における環境教育・環境学習等の推進					5	5
②社会における環境教育・環境学習等の推進			1		4	5
<b>2 自主的な環境保全行動の推進</b>				<b>4</b>	<b>5</b>	<b>9</b>
①県・市町の環境保全に向けた取り組みの推進				1	2	3
②県民の環境保全に向けた取り組みの推進				1	1	2
③事業者の環境保全に向けた取り組みの推進				2	2	4
<b>3 環境情報の収集、発信の強化</b>					<b>5</b>	<b>5</b>
①情報提供機会の拡大					2	2
②情報共有化の推進					3	3
<b>小 計</b>			<b>1</b>	<b>4</b>	<b>19</b>	<b>24</b>

環境保全のための共通の基盤的施策

項目	0	10~30	40~60	70~90	100	合計
評価値						
①適正な土地利用の推進						
②調査研究・技術開発の推進・監視観測の実施					5	5
③環境産業の育成				1	4	5
④環境配慮の推進					2	2
⑤公害苦情と公害紛争等の適正処理					2	2
⑥環境管理システムの適切な運用と普及の促進				2	1	3
⑦環境保全活動を促進させるための手立て			1		2	3
⑧規制的手段の活用				1	1	2
<b>小 計</b>			<b>1</b>	<b>4</b>	<b>17</b>	<b>22</b>

各施策の取組状況

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予算への反映 状況 (予定)	担当課	No.	
地球環境保全をいかに社会の実現	地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制	太陽光発電設備や蓄動車充電設備、補助金等補助的に省エネ設備を設置する市町施設設置経費に対し補助を実施します。	福会約省エネ設備設置市町施設への省エネ設備設置市町施設への支援	なし	成果指標	-	-	計画どおり実施されたため。	なし	なし	廃止	未来環境推進課	1	
			「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの推進に努めます。	「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づきサーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの推進	市町等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために策定した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等を実施させる。	活動指標	100	100	地域計画 計上事業数 12 実施事業数 8	循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施中	循環型社会形成推進地域計画に基づき事業を実施予定	その他(国交付金)	廃棄物対策課	2	
			国内版クレジット制度(CDM)の普及・拡大	国内版クレジット制度(CDM)の普及・拡大	・平成25年6月に2回目のクレジット認証を向け、10524の売却先となる企業を7月～8月にかけて公募し、うち3000の応募があった。 ・7月の「省エネ・節電セミナー」長崎において、県内事業者約60名が参加し、省エネ対策の他カーボン・オフセットの取組紹介を行った。	活動指標	100	100	・新たに1,0524の認証を駆けるとともに、一部を売却できた。クレジットの県内企業等への売却やセミナーを通して、制度のPRを行う。	・新報のクレジット化を推進するとともに、クレジットの県内企業等への売却やセミナーを通して、制度のPRを行う。	引き続きながさき太陽光発電業のクレジット化を要する。また、クレジットの県内企業等への売却やセミナーを通して、制度のPRを行う。	現状維持	未来環境推進課	3	
			太陽光発電設備と省エネ設備を複合的に設置する県内中小企業等に対し助成します。	太陽光発電設備と省エネ設備を複合的に設置する県内中小企業等への支援	財源であるグリーンエネルギー基金事業の終了に伴い、平成23年度限りで終了。	-	-	-	平成23年度をもって、事業終了。	実施しない。	実施しない。	その他(予算計上の予定なし)	グリーンエネルギー推進課	4	
			民間事業者等による太陽光発電設備の設置を推進します。	太陽光発電設備の設置	太陽光発電設備設置候補地について、平成23年度調査した結果を県ホームページ上で公表した。公表内容に関する事業者からの照会を受け付け、候補地を所有・管理する者への仲介を備前事業所で行った。また、県の公有施設における屋根貸し事業について公募を行った結果、県立高校6校へ導入が決定した。	太陽光発電設備設置候補地について、平成23年度調査した結果を県ホームページ上で公表した。公表内容に関する事業者からの照会を受け付け、候補地を所有・管理する者への仲介を備前事業所で行った。また、県の公有施設における屋根貸し事業について公募を行った結果、県立高校6校へ導入が決定した。	太陽光発電設備設置候補地について、公表内容に関する事業者からの照会を受け付け、候補地を所有・管理する者への仲介及び情報提供を行った。県の公有施設において屋根貸し事業の実施について3施設を候補として検討中。	太陽光発電設備設置候補地について、公表内容に関する事業者からの照会を受け付け、候補地を所有・管理する者への仲介及び情報提供を行った。県の公有施設において屋根貸し事業の実施について3施設を候補として検討中。	県の公有施設における屋根貸し事業の実施を予定。	県の公有施設における屋根貸し事業の実施を予定。	その他(予算計上の予定なし)	グリーンエネルギー推進課	5		
			木質バイオマスエネルギーの農林業用施設・機械等への利用を促進します。	木質バイオマスエネルギーの農林業用施設・機械等への利用促進	本県流通団本協議会(本県バイオマス部会)および関係各課・農林技術開発センターにおいて意見交換を行った。	活動指標	100	100	H25年度中には新たな施設整備はなかつたが、木質バイオマス利用の稼働が高まる中、平成24年中に目標達成企業が開発する園芸用チップソーラーの開発に協力した。	H25年度中には新たな施設整備はなかつたが、木質バイオマス利用の稼働が高まる中、平成24年中に目標達成企業が開発する園芸用チップソーラーの開発に協力した。	H25年度中には新たな施設整備はなかつたが、木質バイオマス利用の稼働が高まる中、平成24年中に目標達成企業が開発する園芸用チップソーラーの開発に協力した。	園芸用バイオマス等の集積試験を継続し、課題を整理し、農家等へ広く普及する。	拡充	農産園芸課	6
			木質バイオマスエネルギーの利用や林地残材等未利用間伐材の活用を推進します。	木質バイオマスエネルギーの利用や林地残材等未利用間伐材の活用促進	本県流通団本協議会(本県バイオマス部会)において協議を行うとともに、林地残材の搬出工程師指導等を実施するとともに木質チップソーラーを導入する際の収支シミュレーションを実施した。	活動指標	100	100	H25年度中には新たな施設整備はなかつたが、木質バイオマス利用の稼働が高まる中、平成24年中に目標達成企業が開発する園芸用チップソーラーの開発に協力した。	H25年度中には新たな施設整備はなかつたが、木質バイオマス利用の稼働が高まる中、平成24年中に目標達成企業が開発する園芸用チップソーラーの開発に協力した。	H25年度中には新たな施設整備はなかつたが、木質バイオマス利用の稼働が高まる中、平成24年中に目標達成企業が開発する園芸用チップソーラーの開発に協力した。	園芸用バイオマス等の集積試験を継続し、課題を整理し、農家等へ広く普及する。	現状維持	林試課	7

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予算 の反映 状況 (予定)	担当課	No.	
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制	バイオディーゼルの燃料に関する法規制の緩和や各製造者の事例発表による情報交換を行う研究会を組織するとともに、品質確認分析により制言を行い、品質向上を図る。研究会で得られた情報に基づき、長崎県版の普及促進マニュアルを策定します。	バイオディーゼル燃料に関する情報交換の実施。長崎県版の普及促進マニュアルの策定	バイオディーゼル燃料の利用に関する講演や品質確認分析の結果検討及び貿易交換、長崎県版の普及促進マニュアルの策定を行った。研究会を2回開催した。	成果指標	100	-	長崎県におけるバイオディーゼル燃料の普及促進に向けた手引きの策定	バイオディーゼル燃料の活用に関する研究会や品質確認分析を行う。県内におけるバイオディーゼル燃料の活用を促す。	予定なし	廃止	環境政策課	8	
			再生可能(自然)エネルギーを活用した環境負荷の低い省エネ事業について、研究開発を行います。	自然エネルギーを活用した省エネ事業の技術開発	陸上養殖用太陽光発電事業の一環として、水産調節にかかわるランニングコスト削減するための地中熱等の自然エネルギーを利用した低コスト陸上養殖システムの技術開発に取り組んだ。結果、地中熱利用の加温経費はボイラー加温経費の45%で運転できることが確認できた。	成果指標	-	-	目標: 技術開発案件数1件 計画どおり技術開発を行った	H26年度より国の委託研究事業で技術開発を行っており、整備した地中熱加温システムを基に、さらなる加温・放熱ロスのないシステムを開発し、運転経費の低減を図っていく。	H26と同様に実施	現状維持	環境維持	漁政課(総合水試)	9
			長崎大学、長崎総合科学大学、東京大学等の知見を活用し、陶磁器製造における省エネ評価技術を確認します。	大学等の知見を活用した陶磁器製造における省エネ評価技術の確立	陶磁器製品におけるCFP認定・CFP認定陶磁器製品のモニター販売とアンケートの実施 ・北九州市立大学との陶磁器製造に関するLCAの共同研究の実施	活動指標	100	100	陶磁器製品のCFP認定、モニター販売とアンケート調査、および共同研究など計画どおり実施できたため	経常研究/低炭素社会対応型陶磁器素材の開発(H24～26年度)の中で、消音機を含む特定の陶磁器製品に対してCFPを表示した環境対応商品に対する一般消費者の購入動機付けに関するアンケートを実施した。今後、北九州市立大学と陶磁器製造に関するLCAの共同研究を行う予定である。また、従来の陶磁器焼成温度(1300℃)より100℃低い温度で焼成できる低温焼成陶工を使用した手洗い鉢を企業と共同開発し、建設技術フェア等でのPRを行う予定である。	H26終了	その他(H26終了)	産業技術課	10	
			エネルギーの地産地消を実現するため、国のプロジェクトや企業等の資金等を活用した実証事業の実施を目的として、県内における候補地、候補事業を調査します。	エネルギーの地産地消の実証事業の県内候補地、候補事業の調査	新エネルギー産業等プロジェクト推進事業等により、これまでに、支援してきた事業のうち、3件の事業が国の競争的資金の獲得につながった。	成果指標	100	100	新エネルギー産業等プロジェクト推進事業等により、これまでに、支援してきた事業のうち、3件の事業が国の競争的資金の獲得につながった。	新エネルギー産業等プロジェクト推進事業について、プロジェクトマネージャーによる掘り起こしや公募等により、5件の再生可能エネルギーを活用した事業の可能性調査に対し支援を行った。	採択した案件について、事業化可能性調査で事業化の見込みが高いものについては継続的な支援を行う。	現状維持	グリーンニューディール推進室	11	
			地域の自然的条件に合わせた総合的かつ計画的な地球温暖化対策実行計画の進行管理のため、長崎県環境審議会等を活用した評価・検証を行います。	地球温暖化対策実行計画の進行管理	実行計画を策定した。	活動指標	100	100	実行計画を策定し、公表した。	策定された計画について、評価・検証を実施した。	策定された計画について、評価・検証を実施する。	現状維持	未来環境推進課	12	
			漁船、漁具等の省エネに係る検証の機会を捉え、漁業に優れたエンジン(主機関)を漁船に設置する。場合によっては漁船に設置した省エネコスト等による漁船漁業の収益性向上対策に対する助成を行います。	省エネ(環境対応)漁船等の導入により経営改善に取組む漁業者に対する助成	省エネ漁船導入時の初期投資を軽減し、収益性の高い漁船漁業を目指すとともに、国の資源管理・収入安定対策に参画する「ながさき資源漁業者」(省エネ)の導入による漁船漁業の収益性向上対策に対する助成を実施した。	-	-	-	これまでの事業を終了し、H26新事業(省エネ転換緊急対策事業)により、省エネ型漁業用機器(省エネ型エンジン)の導入について支援を行い、「省エネ型漁業」への転換による収益性の改善を推進。	H26と同様に実施	漁政課(総合水試)	13			

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	再掲	担当課	No.	
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制	農業用施設への太陽光発電利用の普及を推進します。	農業用施設への太陽光発電利用の普及を推進します。	H25年度の取組内容 (実績) 藤原湾干拓地において、太陽光発電を利用した電動農耕機(3台)や圃芸施設(ヒートポンプ)についての実証試験を実施。また、取組については、県内外からの視察者への対応など情	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため、実施なし	実施なし	終了	農政課	14		
			「長崎県EV・PHVタウン」構想を推進するため、市町・民間事業者における電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)及び充電設備の導入経費の一部を補助します。	長崎県EV・ITS普及促進事業の推進	長崎県EV・ITS普及促進会議を開催し、平成25年5月に長崎県次世代自動車充電インフラ整備プロジェクトを策定し、補助を行う条件等を整備した。	活動指標	50	15	EVについては、民間活力により長崎県EV・PHVタウン構想に基づく導入計画を大きく上回り、目標達成に至った。また、充電設備補助による支援は、国の補助制度を補う形で補助金募集を2次募集まで行ったが、同時期に自動車メーカー4社による、より有利な支援制度が創設され、この支援制度を選択する設置希望者が多かったため県の支援による整備は進まなかった。	平成25年5月に策定した「長崎県次世代自動車充電インフラ整備プロジェクト」を策定し、国・民間による優遇された支援を受けやすいよう設置箇所を拡充した。	現状維持	グリーンニューデール推進室	15		
			世界遺産登録を目指す地域資源を持つ五島地域に対し、二酸化炭素の排出が少ない低炭素社会における次世代交通である電気自動車を集中的に導入し、技術を活用した社会インフラの整備による観光振興や地域の活性化を図り、県内産業の振興に取り組みます。	長崎EV&ITSプロジェクト推進事業の推進	充電ネットワークシステムの導入や地域情報記録システム、利用者の利便性向上を図られた。また、長崎EV&ITSプロジェクトの成果を「ITS世界会議東京2013」で国内外に発信することができた。	活動指標	100	100	計画通り実施できたため。	環境対応型船舶の建造及び低公害車購入助成を行う予定。	環境対応型船舶の建造及び低公害車購入助成を行う予定。	環境対応型船舶の建造及び低公害車購入助成を行う予定。	廃止	グリーンニューデール推進室	16
			内防航海への船舶建造・改造等に要する資金に対する融資やトラック等の輸送力確保及び輸送コストの上昇抑制のための支援	船舶やトラック等の輸送力確保及び輸送コストの上昇抑制のための支援	難島地域交流促進基盤強化事業補助金により、五島産業汽船の「びくあーず2号」(環境対応型船舶)、五島汽船協会の「フェリー・さくら」(環境対応型船舶)に対して、建造費の助成を行った。また、運輸事業振興助成補助金によりトラック協会へ低公害車購入助成を行った。	活動指標	100	100	当初目標を25事業者としており、結果27事業者が動電アドハイパーを派遣できた。	環境対応型船舶の建造及び低公害車購入助成を行う予定。	環境対応型船舶の建造及び低公害車購入助成を行う予定。	環境対応型船舶の建造及び低公害車購入助成を行う予定。	環境維持	新幹線、総合交通対策課	17
			事業者に対し、省エネ診断を活用したエネルギー使用量や二酸化炭素排出量の「見える化」などを促進します。	「見える化」の推進	27事業者に対し「節電アドハイパー」派遣を実施した。	活動指標	100	100	目標値には届いていないが、概ね計画通りに進んでいる。	長崎県太陽光発電「屋根貸し」事業において、事業者候補者が県立学校に対して太陽光発電システムを導入することを決定した。	長崎県太陽光発電「屋根貸し」事業で決定した事業者候補者が太陽光発電設備設置工事を実施し、その後電気事業者に対して充電を開始する。また、環境省が行う再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、選定場所に指定されている県立学校に対して、太陽光発電設備を設置するための設計を実施する。	なし	廃止	未来環境推進課	18
			太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した施設整備や省エネ型空調設備等の環境に配慮したエコスクールの推進	太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した施設整備や省エネ型空調設備等の環境に配慮したエコスクールの推進	長崎県太陽光発電「屋根貸し」事業において、事業者候補者が県立学校に対して太陽光発電システムを導入することを決定した。	成果指標	100	70	平成26年度に準じた再生可能エネルギー等導入推進基金事業に伴う太陽光発電設備のための設計を踏まえ、実際に設置工事を実施する。	平成26年度に準じた再生可能エネルギー等導入推進基金事業に伴う太陽光発電設備のための設計を踏まえ、実際に設置工事を実施する。	平成26年度に準じた再生可能エネルギー等導入推進基金事業に伴う太陽光発電設備のための設計を踏まえ、実際に設置工事を実施する。	平成26年度に準じた再生可能エネルギー等導入推進基金事業に伴う太陽光発電設備のための設計を踏まえ、実際に設置工事を実施する。	他の補助事業)	教育環境整備課	19



基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H26年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予算 算への反映 状況 (予定)	担当課	No.
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制	地域の環境産業の活性化、環境負荷削減技術の展開等を行う市町を「環境実践モデル都市」に選定し、その取り組みを支援します。	「環境実践モデル都市」の選定と支援	対馬市においては、「対馬市環境実践モデル都市地域連携会議」及び水質バイオマス活用に関する部会を開催。また、対馬市を「環境実践モデル都市」に選定し、その取り組みを支援します。	成果指標	100	100	100	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載) 対馬市については、総務省「分散型エネルギー可能性」プロジェクト導入可能性調査の採択を受け、「対馬エネルギーコンソーシアム」に於いて調査を実施。また、「対馬エネルギーコンソーシアム」は計3回、「対馬市環境実践モデル都市地域連携会議」及び水質バイオマス活用に関する部会について、計5回開催。対馬市については、小型潮流発電の事業化及び太陽光エネルギー末質バイオマス活用による地域活性化等を検討する「西海市環境実践モデル都市地域連携協議会」を設置し、課題等を検討。	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績) 対馬市については、平成26年6月、総務省の「分散型エネルギープロジェクト」に選定事業に関する委託を受け、エネルギーコンソーシアムに於いて調査を実施。また、「対馬市環境実践モデル都市地域連携会議」及び水質バイオマス活用に関する部会について、計5回開催。対馬市については、小型潮流発電の事業化及び太陽光エネルギー末質バイオマス活用による地域活性化等を検討する「西海市環境実践モデル都市地域連携協議会」を設置し、課題等を検討。	対馬市については、分散型エネルギーインフラプロジェクト、マスタプラン策定、具体的な事業を推進している。 西海市については、中小潮流発電のシステムをテストし、再生可能エネルギー活用モデルの実現等を推進していく。	現状維持	グリーンニューデール推進室	30
			鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体型の市街地整備を進めるとともに、交通の分散化やポータルネットワークの整備による交通の円滑化を図り、二酸化炭素の発生を削減します。	交通の分散化やポータルネットワークの整備を進めるとともに、交通の円滑化と一体型の市街地整備	活動指標	100	100	100	平成25年度末には、車両基地の移転を終えることができたため。 長崎本線では、仮線工事に着手した。	早期の高架化工事着工に向けて、仮線工事と用地交渉などを進めている。 4月26日～5月6日を対象期間としてテレビ、ラジオ等を利用してマイカー・自着やパークアンドライドの活用を呼びかけた。	平成26年度から引き続き仮線工事を行い、平成27年度末の線路切替を行う用地買収の完了に努める。	現状維持	都市計画課	31	
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	② 温室効果ガスの排出抑制	マイカー・自着と公共交通機関の利用促進のためのチャリンコの配布やパークアンドライド等の取り組みへ協力することを促進します。	マイカー・自着と公共交通機関の利用促進	4月25日～5月6日を対象期間としてテレビ、ラジオ等を利用してマイカー・自着やパークアンドライドの活用を呼びかけた。	活動指標	100	100	100	計画どおり実施できたため。	マイカー・自着と公共交通機関の利用促進	現状維持	新幹線・総合交通対策課	32	
			マイカー・自着と公共交通機関の利用促進を推進するとともに、活動の連携を図ります。	マイカー・自着と公共交通機関の利用促進	活動指標	100	100	計画通り実施することができたため。 ながさき環境県民会議、長崎県地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	ながさき環境県民会議、長崎県地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	ながさき環境県民会議、長崎県地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	現状維持	未実施 環境推進課	33		
地球環境保全をめざす社会の実現	地球温暖化対策の推進	② 温室効果ガスの排出抑制	温室効果ガスを吸収するなどの森林の持つ公益的機能を維持・発達させるため、間伐等の森林整備を行います。	温室効果ガスを吸収するなどの森林の公益的機能を維持・発達させるため、間伐等の森林整備	間伐等の森林整備実績 2,269ha	成果指標	90	90	90	国庫補助事業の活用を図るとともに、平成19年に創設した「ながさき森林環境税」を活用して森林所有者の負担軽減策を講じており、森林整備面積目標を達成した。	「ながさき森林環境税」を活用する2,876haを推進する計画である。 H26年度面積2,755ha	間伐等森林整備面積を2,876haを推進する計画である。	現状維持	森林整備室	34

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予算への反映 状況 (予定)	再掲	担当課	No.
地球温暖化対策の推進	② 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化	木質バイオマスエネルギーの活用を推進します。	木質バイオマスエネルギーの活用や林地残材等未利用間伐材の活用を推進します。	木質バイオマスエネルギーの活用や林地残材等未利用間伐材の活用を推進	H25年度の取組内容 (実績) 木材流通拡大協議会(木質バイオマス部会)において協議を行うとともに、林地残材の搬出工脚卸産等を実施するとともに木質チップボイラーを導入する際の取組コミュニケーションを実施し、	活動指標	100	100	H25年度中には新たな施設整備はなかったが、木質バイオマス利用の機運が溜まると、平成24年中に目標は達成した。	西海市の福祉施設において木質バイオマスボイラーが導入されることにも、農家において園芸用チップボイラーの実証試験を実施する。	現状維持	再掲	林政課	35	
		漁獲量を浄化するにとともに、魚介類の産卵、幼稚仔魚の回復・拡大するため、畜産基質の設置等により漁場を造成します。	漁獲量を浄化するにとともに、魚介類の産卵、幼稚仔魚の回復・拡大するため、畜産基質の設置等により漁場を造成します。	畜産基質の設置等による漁場の回復と造成	漁獲量を浄化するにとともに、魚介類の産卵、幼稚仔魚の回復・拡大するため、畜産基質の設置等により漁場を造成します。	漁獲供給基地として、畜産基質の設置により、3地区9箇所の2.4haの漁場造成を達成	—	—	—	24年度大型型対策補正により取組が前倒しして進捗しており、26年度の取組予定の内容を25年度に実施し予定。	26年度で予定地区の工事は全て完了。	現状維持	漁港漁場課	36	
地球環境保全をめざす社会の実現	③ 地球温暖化への適応策	相対温暖化の影響による農産物被害の抑制技術の確立及び温室効果ガス発生低減のため、将来にむけて対応技術を確立します。	相対温暖化の影響による農産物被害の抑制技術の確立及び温室効果ガス発生低減のため、将来にむけて対応技術を確立します。	地球温暖化の影響による農産物被害の抑制技術の確立及び温室効果ガス発生低減のための技術の確立	水産業・漁村の多面的機能の効率的な発揮に資する活動を実施する。県内4カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施。事業はH24年度で終了し、H25年度より「水産多面的機能発揮対策事業」へ移行。	活動指標	—	100	事業終了	水産業・漁村の多面的機能の効率的な発揮に資する活動を実施する。県内4カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施する。(1カ所増)	現状維持	資源管理課	37		
		異常気象による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進します。	異常気象による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進します。	土砂災害防止施設整備の推進	土砂災害防止施設整備の推進	土砂災害防止施設整備の整備により629戸を保全した。	成果指標	80	100	計画通り実施できた。	土砂災害防止施設の整備により500戸を保全予定である。	土砂災害防止施設の整備により500戸を保全予定である。	現状維持	砂防課	39
広域的な環境汚染対策の推進	① 光化学オキシダント等に関する対策の推進	主要作物の生育状況等を定期的に調査し、防除に必要な発生予防情報を提供し、適時適切な防除を推進します。	主要作物の生育状況等を定期的に調査し、防除に必要な発生予防情報を提供し、適時適切な防除を推進します。	発生予防情報を提供し、適時適切な防除の推進	農業関係指導機関等21箇所へ、発生予防情報を配信した	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため、計画通り実施できた。	農業関係指導機関等206箇所へ、発生予防情報を配信している。	現状維持	農業経営課	40		
		大気環境の常時監視及び緊急時対応	大気環境の常時監視及び緊急時対応	大気環境の常時監視及び緊急時対応	県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化して、大気汚染の常時監視を実施。また、緊急時の場合は、オキシダントの高濃度測定時には、「長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント注意報発令実施要領」に基づき、対象地域に注意報を発令することとしているが、H24年度は発令を要しなかった。	県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化して、大気汚染の常時監視を実施。また、緊急時の場合は、オキシダントの高濃度測定時には、「長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント注意報発令実施要領」に基づき、対象地域に注意報を発令することとしているが、H24年度は発令を要しなかった。	活動指標	100	100	県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化して、大気汚染の常時監視を実施。また、緊急時の場合は、オキシダントの高濃度測定時には、「長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント注意報発令実施要領」に基づき、対象地域に注意報を発令することとしているが、H24年度は発令を要しなかった。	引き継ぎ、県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化して、大気汚染の常時監視を実施。また、緊急時の場合は、オキシダントの高濃度測定時には、「長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント注意報発令実施要領」に基づき迅速に対応できる体制を取っている。	引き継ぎ、県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化して、大気汚染の常時監視を実施。また、緊急時の場合は、オキシダントの高濃度測定時には、「長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント注意報発令実施要領」に基づき迅速に対応する。	現状維持	環境政策課	41

大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容(実績)	評価指標	H24年度評価	H25年度評価	H25年度評価の理由(施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容(予定)	H27年度予算算入の状況(予定)	再掲	No.	
基本目標	② ③ ④ ⑤	<p>② 冷蔵としてフロン類が充填され、エアコン、冷蔵・冷凍機器、自動車用エアコンからの大気中への排出を抑制し、適正な回収・処理を推進します。</p> <p>③ 酸性雨対策として、雨水を採取し、分析を行い、その結果を国や全国の都道府県と共有することにより、生活への影響を科学的に検証するデータとして蓄積します。</p> <p>④ ばい煙発生施設を有する事業所への立入検査を実施し、排出基準の遵守状況を把握します。</p> <p>⑤ 自動車排出ガス抑制対策を更に推進します。</p>	フロン類の大気中への排出抑制と適正な回収・処理の推進	平成26年1月～3月にかけて、未来環境推進課39件、県立保健所77件の計49件の立入検査を実施し、第一種フロン類回収業者を対象に実施した。	100	100	実績の通り、目標以上の立入検査を実施することができたため。	平成27年1月～3月にかけて、未来環境推進課10件、県立保健所40件の計50件の立入検査を実施する。	平成28年1月～3月にかけて、未来環境推進課10件、県立保健所40件の計50件の立入検査を実施する。	現状維持	再掲	42		
			酸性雨対策の実施	酸性雨モニタリング調査の実施	酸性雨モニタリング調査の結果を国等との情報交換	酸性雨モニタリング調査の結果を国等との情報交換	100	100	1階雨どりのpHの年平均値は、4.59～4.76で目標値である4.0以上を達成した。	引き続き県内3地区で酸性雨モニタリング調査を実施し、目標100%達成を目指す。	引き続き県内3地区で酸性雨モニタリング調査を実施し、目標100%達成を目指す。	現状維持	再掲	43
			ばい煙発生施設を有する事業所への立入検査	ばい煙発生施設を有する事業所への立入検査	ばい煙発生施設を有する事業所への立入検査	ばい煙発生施設を有する事業所への立入検査	90	100	立入調査及び排出ガス等調査(平成24年度実績10施設)	各県立保健所による立入調査(目標500施設)及びばい煙発生施設300施設、ばい煙発生施設200施設)及び排出ガス等調査(目標10施設)	各県立保健所による立入調査(目標500施設)及びばい煙発生施設300施設、ばい煙発生施設200施設)及び排出ガス等調査(目標10施設)	現状維持	再掲	44
			自動車排出ガス抑制対策を更に推進します。	自動車排出ガス抑制対策を更に推進します。	自動車排出ガス抑制対策を更に推進します。	自動車排出ガス抑制対策を更に推進します。	100	100	自動車排出ガス測定局において、排出ガス等大気汚染の常時監視を実施し、抑制対策の推進を図った。	引き続き、自動車排出ガス測定局において、排出ガス等大気汚染の常時監視を実施し、抑制対策の推進を図っている。	引き続き、自動車排出ガス測定局において、排出ガス等大気汚染の常時監視を実施し、抑制対策の推進を図っている。	現状維持	再掲	45
			④ 漂着ごみ・漂流油対策の推進	漂着ごみ・漂流油対策の推進	漂着ごみ・漂流油対策の推進	漂着ごみ・漂流油対策の推進	100	100	H24年度は、対象となる事業が6件発生し、要綱に基づき関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への派遣要請、対策本部の設置等を行った。	H25年度は、対象となる事業が6件発生し、要綱に基づき関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への派遣要請、対策本部の設置等を行った。	H26年度は、対象となる事業が6件発生し、要綱に基づき関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への派遣要請、対策本部の設置等を行った。	縮小	再掲	46
広域的な環境汚染対策の推進	④ 漂着ごみ・漂流油対策の推進	漂着ごみ・漂流油対策の推進	漂着ごみ・漂流油対策の推進	漂着ごみ・漂流油対策の推進	100	100	H24年度は、要綱に基づき関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への派遣要請、対策本部の設置等を行った。	H25年度は、要綱に基づき関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への派遣要請、対策本部の設置等を行った。	H26年度は、要綱に基づき関係機関への情報伝達や指示、自衛隊への派遣要請、市町間調整への派遣要請、対策本部の設置等を行った。	現状維持	再掲	47		
			油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止	油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止	油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止	油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止	100	100	油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止のための支援	油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止のための支援	油濁事故発生時の被害漁業者の救済と漁場被害の拡大防止のための支援	現状維持	再掲	48
環境協力のための推進	⑤ 環境協力のための推進	環境協力のための推進	環境協力のための推進	環境協力のための推進	100	100	環境協力のための推進	環境協力のための推進	環境協力のための推進	環境協力のための推進	縮小	再掲	49	
			環境協力のための推進	環境協力のための推進	環境協力のための推進	環境協力のための推進	100	100	環境協力のための推進	環境協力のための推進	環境協力のための推進	現状維持	再掲	50

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予 算への反映 状況 (予定)	再掲	担当課	No.
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	廃棄物対策の推進	① 廃棄物の発生・排出抑制	<p>廃棄物の発生抑制・リサイクル促進のため「コミゼロながさき推進計画」において、「コミゼロながさき推進計画」の進捗管理と、コミゼロ県民運動支援事業、コミゼロ市町支援事業等を実施し、「長崎県廃棄物処理計画」で定めた減量化等の目標達成を目指します。</p>	<p>廃棄物の発生抑制・リサイクル促進のため「ながさき環境県民会議」を推進し、「ながさき環境県民会議」において、「ながさき環境県民会議」の自主的な活動の展開 ・コミゼロ市町支援事業において、各市町を対象として研修会の開催や個別市町に対する支援を行う。 ・レジ袋の有料化導入店 ・生ごみ減量化やリサイクル活動支援 ・ながさきマイバッグキャンペーン等の実施 ・九州まちの修理屋さん/修理し太切に帰っていきものフット ・エッセイコンテストの実施 ・市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・コミゼロ市町支援事業の実施 ・事業所支援事業 ・レジ袋有料化に取り組む事業所拡大について関係団体等と協議 ・県庁の機密文書を含む紙ごみのリサイクルの推進 ・O体適量確保会推進事業 ・こみの投げ捨て等防止重点地区等の巡回指導を実施</p>	<p>○ながさき環境県民会議 ・構成メンバーの「コミゼロながさき実践計画」の進捗状況管理 ○コミゼロ県民運動支援事業 ・情報発信 ・マイバッグキャンペーン(強化月間、10月) ・九州まちの修理屋さん参加店の募集、登録 ・空きかん回収キャンペーン等 ・生ごみ減量化、リサイクル活動支援 ○コミゼロ市町支援事業 ・情報提供、研修会開催(1回) ・コミゼロ市町支援事業PT報告書 ・九州まちへ寄付 ○事業所支援事業 ・レジ袋の有料化導入(新上五島市、6店舗)、イオン九州(県庁)併設ごみ対策ローコンガグ ・ルールを整理し、機密文書を含む紙ごみのリサイクルの実施 ○体適量確保会推進事業 ・こみの投げ捨て等防止重点地区等の巡回指導等を実施</p>	<p>活動指標</p>	90	90	<p>○ながさき環境県民会議 ・ながさき環境県民会議4F部会を中心とした廃棄物減量やリサイクルの自主的な活動の展開 ・コミゼロ市町支援事業において、各市町を対象として研修会の開催や個別市町に対する支援を行う。 ・レジ袋の有料化導入店 ・生ごみ減量化やリサイクル活動支援 ・ながさきマイバッグキャンペーン等の実施 ・九州まちの修理屋さん/修理し太切に帰っていきものフット ・エッセイコンテストの実施 ・市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・コミゼロ市町支援事業の実施 ・事業所支援事業 ・レジ袋有料化に取り組む事業所拡大について関係団体等と協議 ・県庁の機密文書を含む紙ごみのリサイクルの推進 ・O体適量確保会推進事業 ・こみの投げ捨て等防止重点地区等の巡回指導を実施</p>	<p>ながさき環境県民会議4F部会を中心とした廃棄物減量やリサイクルの自主的な活動の展開 ・コミゼロ市町支援事業において、各市町を対象として研修会の開催や個別市町に対する支援を行う。 ・レジ袋の有料化導入店 ・生ごみ減量化やリサイクル活動支援 ・ながさきマイバッグキャンペーン等の実施 ・九州まちの修理屋さん/修理し太切に帰っていきものフット ・エッセイコンテストの実施 ・市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・コミゼロ市町支援事業の実施 ・事業所支援事業 ・レジ袋有料化に取り組む事業所拡大について関係団体等と協議 ・県庁の機密文書を含む紙ごみのリサイクルの推進 ・O体適量確保会推進事業 ・こみの投げ捨て等防止重点地区等の巡回指導を実施</p>	<p>未定環境推進課</p>	51		
			<p>県内(建設系、製造系、医療系)排出事業者研修会(3回)、環境産業界の育成及び廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進を図ります。</p>	<p>県内(建設系、製造系、医療系)排出事業者研修会(3回)、環境産業界の育成及び廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進を図ります。</p>	<p>活動指標</p>	100	100	<p>県内(建設系、製造系、医療系)排出事業者研修会(3回)、環境産業界の育成及び廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進を図ります。</p>	<p>排出事業者研修会、多量排出事業者研修会について、4回実施することとしており、H27年1月及び2月に実施することとしている。</p>	<p>排出事業者研修会、多量排出事業者研修会の実施 排出事業者研修会の実施</p>	<p>現状維持</p>	<p>廃棄物対策課</p>	52	
			<p>長崎県園芸指導員協会と地域協議会が連携し、本県における園芸用プラスチックの適正処理の啓発活動を行うとともに、回収率の向上を図ります。また、重点指導地区を設定し、回収率の向上に向け検討します。</p>	<p>園芸用プラスチックの適正処理推進と、回収率の向上を図る</p>	<p>活動指標</p>	100	100	<p>各地域協議会を対象とし、11月に県内4箇所で開催の協議会を開催し、適正処理の啓発活動を行った。 (平成24年度実績) 回収率:49.70%(前年対比97%) 回収率:101%</p>	<p>各地域協議会を開催するとともに、効果的な回収を推進するため、トランススケールの導入を支援を行う。</p>	<p>地区別協議会を開催し、引き続き適正処理の啓発を行う。</p>	<p>現状維持</p>	<p>農産園芸課</p>	53	

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H26年度 評価	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予 算への反映 状況 (予定)	再掲	担当課	No.	
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	廃棄物対策の推進	② 廃棄物の再資源化の推進	廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進のため「ながさき環境市民会議」において、「コミゼロながさき資源減量計画」の進捗管理と「マイバックキャンペーン」(強化月間、10月)を実施し、「長崎県廃棄物処理計画」で定めた減量化等の目標達成を目指します。	廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進のため「ながさき環境市民会議」において、「コミゼロながさき資源減量計画」の進捗管理と「マイバックキャンペーン」(強化月間、10月)を実施し、「長崎県廃棄物処理計画」で定めた減量化等の目標達成を目指します。	ながさき環境市民会議 ・ながさき環境市民会議4内部分会を中心とした廃棄物減量やリサイクルの自主的な活動の展開 ・コミゼロ市町支援事業において、各市町を対象として研修会の開催や個別市町に対する支援を行う。 ・レジ袋の有料化導入、店舗の取組の推進や生ごみ減量の推進 ・九州統一事業として、「九州まわりの修理屋さん」を拡大 ・ながさきマイバックキャンペーンの実施(一斉行動参加店の募集) ・九州まわりの修理屋さん「修理して大切に使うもの」のフォトエッセイコンテストの実施 ○市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・コミゼロ市町支援事業の実施 ○事業所支援事業 ・レジ袋有料化に取り組む事業所拡大について関係団体等と協議 ・県庁の機密文書を含む紙ごみのリサイクルの推進 ○快適環境保全推進事業	ながさき環境市民会議 ・ながさき環境市民会議4内部分会を中心とした廃棄物減量やリサイクルの自主的な活動の展開 ・コミゼロ市町支援事業において、各市町を対象として研修会の開催や個別市町に対する支援を行う。 ・レジ袋の有料化導入、店舗の取組の推進や生ごみ減量の推進 ・九州統一事業として、「九州まわりの修理屋さん」を拡大 ・ながさきマイバックキャンペーンの実施(一斉行動参加店の募集) ・九州まわりの修理屋さん「修理して大切に使うもの」のフォトエッセイコンテストの実施 ○市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・コミゼロ市町支援事業の実施 ○事業所支援事業 ・レジ袋有料化に取り組む事業所拡大について関係団体等と協議 ・県庁の機密文書を含む紙ごみのリサイクルの推進 ○快適環境保全推進事業	活動指標	90	90	90	ながさき環境市民会議 ・ながさき環境市民会議4内部分会を中心とした廃棄物減量やリサイクルの自主的な活動の展開 ・コミゼロ市町支援事業において、各市町を対象として研修会の開催や個別市町に対する支援を行う。 ・レジ袋の有料化導入、店舗の取組の推進や生ごみ減量の推進 ・九州統一事業として、「九州まわりの修理屋さん」を拡大 ・ながさきマイバックキャンペーンの実施(一斉行動参加店の募集) ・九州まわりの修理屋さん「修理して大切に使うもの」のフォトエッセイコンテストの実施 ○市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・コミゼロ市町支援事業の実施 ○事業所支援事業 ・レジ袋有料化に取り組む事業所拡大について関係団体等と協議 ・県庁の機密文書を含む紙ごみのリサイクルの推進 ○快適環境保全推進事業	ながさき環境市民会議 ・ながさき環境市民会議4内部分会を中心とした廃棄物減量やリサイクルの自主的な活動の展開 ・コミゼロ市町支援事業において、各市町を対象として研修会の開催や個別市町に対する支援を行う。 ・レジ袋の有料化導入、店舗の取組の推進や生ごみ減量の推進 ・九州統一事業として、「九州まわりの修理屋さん」を拡大 ・ながさきマイバックキャンペーンの実施(一斉行動参加店の募集) ・九州まわりの修理屋さん「修理して大切に使うもの」のフォトエッセイコンテストの実施 ○市町支援事業 ・研修会の開催(1回) ・コミゼロ市町支援事業の実施 ○事業所支援事業 ・レジ袋有料化に取り組む事業所拡大について関係団体等と協議 ・県庁の機密文書を含む紙ごみのリサイクルの推進 ○快適環境保全推進事業	再掲	再掲	54	
			県内で排出される産業廃棄物や地域資源として活用する循環型環境産業の育成及び産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進を図ります。	県内で排出される産業廃棄物や地域資源として活用する循環型環境産業の育成及び産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進を図ります。	県内(建設系、製造系、医療系)排出事業所研修会(3回)、その他排出事業者研修会(1回)、多量排出事業者研修会(1回)の実施(340人参加)	活動指標	100	100	100	100	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会について、4回実施することとしており、H27年1月及び2月に実施することとしている。	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会の実施	現状維持	再掲	55	
			「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの推進を図ります。	「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの推進を図ります。	市町等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために策定した循環型社会形成推進地域計画に基づき事業等を実施させる。	活動指標	100	100	100	100	循環型社会形成推進地域計画に基づき事業を実施中 地域計画 計上事業数 12 実施事業数 12	循環型社会形成推進地域計画に基づき事業を実施	その他(国交付金)	再掲	56	
			リサイクル製品認定制度の運用により、認定リサイクル製品等を県が優先利用するとともに、県民、事業者への普及促進を図ります。	リサイクル製品認定制度の運用により、認定リサイクル製品等を県が優先利用するとともに、県民、事業者への普及促進を図ります。	認定リサイクル製品の新規認定並びに普及促進と品質管理の徹底を図る。 ・認定リサイクル製品の品質管理等について、関係団体への講習会を実施した。(1回) ・認定リサイクル製品の新規認定並びに普及促進と品質管理の徹底を図る。	活動指標	90	100	100	100	認定リサイクル製品の品質管理等について、関係団体への講習会を実施した。(1回) ・認定リサイクル製品の新規認定並びに普及促進と品質管理の徹底を図る。	認定リサイクル製品の品質管理等について、関係団体への講習会を実施した。 ・認定リサイクル製品の新規認定並びに普及促進と品質管理の徹底を図る。	認定リサイクル製品の品質管理等について、関係団体への講習会を実施した。 ・認定リサイクル製品の新規認定並びに普及促進と品質管理の徹底を図る。	現状維持	再掲	57
			家畜排せつ物法対象農家において生産されたたい肥の広域流通を図り、資源循環型農業を推進します。	家畜排せつ物法対象農家において生産されたたい肥の広域流通を図り、資源循環型農業を推進します。	家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標0件) 家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標1400年/年) たい肥の広域流通の実績が出せなかった。	家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標0件) 家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標1400年/年) たい肥の広域流通の実績が出せなかった。	家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標0件) 家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標1400年/年) たい肥の広域流通の実績が出せなかった。	家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標0件) 家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標1400年/年) たい肥の広域流通の実績が出せなかった。	100	-	100	家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標0件) 家畜排せつ物法に基づき行政指導実施件数(目標1400年/年) たい肥の広域流通の実績が出せなかった。	引き続き堆肥コンクールを推進し、技術の向上と流通の促進を図る。 堆肥成型機を導入する組織の育成。	現状維持	再掲	58

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容(実績)	評価指標	H24年度評価	H25年度評価	H25年度評価の理由(施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容(予定)	H27年度予算への反映状況(予定)	担当課	No.	
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	廃棄物の再資源化の推進	② 廃棄物の再資源化の推進	食品廃棄物等(エコフイード)の活用を推進し、本県畜産業の健全な発展と資源循環型社会の構築を推進します。	食品廃棄物等(エコフイード)の活用を推進	エコフイード需給者のマッチングを実施し、制度の周知や畜産農家、食品関連業者の交流を図った。	成果指標	100	-	エコフイードの利用量【目標8,190t/年】 ・事業完了が年度末であるため広域流通の実績がでない。 ・エコフイード利用促進のためエコフイード利用促進のためのマッチング会を12月に開催。3件の取引開始。 ・エコフイード給与基準冊子を作成し、農家への推進を図った。年度末実績11,388t/年。エコフイード利用計画どおり実施できたため。	11月に需給者と供給者のマッチング会を開催予定。	低コスト型機械、施設の整備及び、ソフト面の支援充実	現状維持	畜産課	59	
			「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」に基づき、3R(Reduce(減らす)・Reuse(再利用する)・Recycle(再生利用する))の徹底並びにリサイクル材・製品の積極活用を目指します。	「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」に基づき、3R(Reduce(減らす)・Reuse(再利用する)・Recycle(再生利用する))の徹底並びにリサイクル材・製品の積極活用を目指します。	建設工事共通適任格書において、建設副産物対策を明示し、受注者に対し適正な処理及び再資源化の活用を義務付ける。	長崎県建設工事共通適任格書において、建設副産物対策を明示し、受注者に対し適正な処理及び再資源化の活用を義務付ける。	活動指標	100	100	九州地方における建設リサイクル推進計画(2010)に定めるH24年度目標値 ・73コン 98%以上 ・コクリート 93%以上 ・建設発生木材 80%以上	長崎県建設工事共通適任格書において、建設副産物対策を明示し、受注者に対し適正な処理及び再資源化の活用を義務付ける。	現状維持	建設企画課	60	
		③ 廃棄物の適正処理の推進	廃棄物対策の推進	「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理施設の集約化を推進します。	「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理施設の集約化の推進	市町等が循環型社会形成の推進に必要な事業物処理施設の整備事業を実施するために策定した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等を実施させる。	地域計画 計上事業数 12 実施事業数 12	100	100	計画どおり実施されたため。	循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施中	その他(国交付金)	現状維持	廃棄物対策課	61
				産業廃棄物処理業者等への頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止及び早期発見・改善に努めます。	産業廃棄物処理業者等への立入検査の実施	産業廃棄物処理業者への立入検査回数:4,975回	活動指標	100	100	計画通り実施できたため。	引き続き頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図る。	引き続き頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図る。	現状維持	廃棄物対策課	62
			排出事業者に対するモニタリングの周知や産業廃棄物の適正処理に関する研修会の開催など、不法投棄や不適正処理の防止を図ります。	排出事業者に対するモニタリングの周知や産業廃棄物の適正処理に関する研修会の開催	不法投棄パトロール回数:2,346件	活動指標	100	100	計画通り実施できたため。	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会について、4回実施することとしており、H27年1月及び2月に実施することとしている。	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会の実施	現状維持	廃棄物対策課	63	
			産業廃棄物最終処分場における水質検査等の実施、処理施設の適正な維持管理を推進します。	産業廃棄物最終処分場における水質検査等の実施	管理型最終処分場3ヶ所、安定型最終処分場10ヶ所、浸透水路、地下水について調査を実施	活動指標	100	100	計画通り実施できたため。	管理型最終処分場3ヶ所、安定型最終処分場9ヶ所、浸透水路、地下水について調査を実施、保有水、地下水河川調査を安定型処分場1ヶ所で行っているか確認する。	管理型最終処分場3ヶ所、安定型最終処分場9ヶ所、浸透水路、地下水河川調査を安定型処分場1ヶ所で行っているか確認する。	現状維持	廃棄物対策課	64	
	廃棄物の適正処理の推進	排出事業者やリサイクル事業者等の情報交換を促進し、廃棄物のリサイクルを推進します。	排出事業者やリサイクル事業者等の情報交換を促進し、廃棄物のリサイクルを推進します。	排出事業者・リサイクル事業者等の情報交換の促進	県内(建設系、製造系、医療系)排出事業者研修会(3回)、その他排出事業者研修会(1回)、多量排出事業者研修会(1回)の実施(340人参加)	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため。	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会について、4回実施することとしており、H27年1月及び2月に実施することとしている。	排出事業者研修会、多量排出事業者研修会の実施	現状維持	廃棄物対策課	65	
			ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、長崎県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき適正処理を推進します。	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、長崎県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき適正処理を推進します。	PCB廃棄物の適正保管と処理の推進を行い、啓発等を実施中である。	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため。	PCB廃棄物の適正保管と処理の推進を行い、啓発等を実施中である。	PCB廃棄物の適正保管と処理の推進を行い、啓発等を実施中である。	現状維持	廃棄物対策課	66	
							成果指標	100	100				現状維持	廃棄物対策課	67

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度 評価 理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予 算への反映 状況 (予定)	再掲	担当課	No.
廃棄物対策の推進	③ 廃棄物の適正処理	地域芸術等施設ネットワーク適正処理推進協議会と連携し、本県における芸術等施設ネットワークの適正処理の啓発活動を行うとともに、回収処理体制の整備、回収率の向上を図ります。また、重点推進地区を設定し、回収向上に向け検討します。	各地域協議会を対象とし、11月に県内4箇所にて地域別協議会を開催し、適正処理の啓発活動を行った。  (平成24年度実績) 回収率 49.70(前年対比97%) 回収量 101%	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため。	各地域協議会を開催するとともに、効果的な回収を推進するため、トラックスケールの導入を支援する。	地区別協議会を開催し、引き続き適正処理の啓発を行う。	現状維持	再掲	68	農産園芸課		
					ばいยะ発生施設有する事業所への立入検査の実施	ばいยะ発生施設380施設及び排出ガス等調査(平成24年度実績10施設)	各県立保健所による立入調査(目標500施設)及びばいยะ発生施設300施設、粉じん発生施設200施設、排出ガス等調査(目標10施設)	現状維持	再掲	69	環境政策課				
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	① 大気汚染防止対策の推進	県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化し、大気汚染の常時監視を行います。	大気汚染の常時監視の実施	有害大気汚染物質の調査を行います。	活動指標	100	100	県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化し、大気汚染の常時監視を実施	引き続き、県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化し、大気汚染の常時監視を実施する	引き続き、県内の測定局47局(県設置局11、長崎市6局、佐世保市7局、企業局23局)をネットワーク化し、大気汚染の常時監視を実施する	現状維持	再掲	70	環境政策課	
						有害大気汚染物質の調査を行います。	有害大気汚染物質を測定	県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定する	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定する	現状維持	再掲	71	環境政策課	
大気環境の保全	② 自動車排出ガス抑制対策の推進	県地球温暖化対策協議会と連携し、県下一斉ノーマイカー及びバイクを駆り、マイカー利用の自粛、公共交通機関の利用促進を図ります。	県地球温暖化対策協議会と連携し、県下一斉ノーマイカー及びバイクを駆り、マイカー利用の自粛、公共交通機関の利用促進を図ります。	有害大気汚染物質の調査を行います。	活動指標	100	100	H24年9月4日、「長崎県アスベスト対策推進協議会」を開催し、情報共有、実態把握に努め、施設における除去対策の取り組みを推進しました。	H25年9月4日、「長崎県アスベスト対策推進協議会」を開催し、情報共有、実態把握に努め、施設における除去対策の取り組みを推進しました。	H26年9月4日、「長崎県アスベスト対策推進協議会」を開催し、情報共有、実態把握に努め、施設における除去対策の取り組みを推進しました。	現状維持	再掲	72	環境政策課	
						飛散性アスベストが使用された民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進	飛散性アスベストが使用された民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進	県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定する	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定する	現状維持	再掲	73	建築課	
大気環境の保全	② 自動車排出ガス抑制対策の推進	県地球温暖化対策協議会と連携し、県下一斉ノーマイカー及びバイクを駆り、マイカー利用の自粛、公共交通機関の利用促進を図ります。	県地球温暖化対策協議会と連携し、県下一斉ノーマイカー及びバイクを駆り、マイカー利用の自粛、公共交通機関の利用促進を図ります。	有害大気汚染物質の調査を行います。	活動指標	20	10	吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者に対して、直接訪問して協力依頼を行ったが、多額の自己負担を要する。年間目標25件に対し25件実施であったため(8%)	吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者に対して、直接訪問して協力依頼を行ったが、多額の自己負担を要する。年間目標25件に対し25件実施であったため(8%)	平成25年度までのアスベスト含め、結果、成分調査結果を用いて、除去策が必要な建築物(補助内訳)の見直しを図った結果、対象件数が減少した。年間目標25件に対し、実施なし	引き続き個別訪問や広報活動により所有者にアスベストによる健康被害と、補助内訳を説明し除去等の実施を働きかけながら、除去等が必要な建築物(対象件数)の見直しを行った結果、対象件数が減少した。年間目標25件に対し、実施なし	縮小	再掲	74	建築課
						民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進	民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定する	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定する	現状維持	再掲	75	環境政策課	
大気環境の保全	② 自動車排出ガス抑制対策の推進	県地球温暖化対策協議会と連携し、県下一斉ノーマイカー及びバイクを駆り、マイカー利用の自粛、公共交通機関の利用促進を図ります。	県地球温暖化対策協議会と連携し、県下一斉ノーマイカー及びバイクを駆り、マイカー利用の自粛、公共交通機関の利用促進を図ります。	有害大気汚染物質の調査を行います。	活動指標	100	100	吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者に対して、直接訪問して協力依頼を行ったが、多額の自己負担を要する。年間目標25件に対し25件実施であったため(8%)	吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者に対して、直接訪問して協力依頼を行ったが、多額の自己負担を要する。年間目標25件に対し25件実施であったため(8%)	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定する	現状維持	再掲	76	環境政策課
						民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進	民間建築物へのアスベスト除去等対策工事の推進	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定する	引き続き、県内4箇所にて年6回、アクリロニトリル等15項目の有害大気汚染物質を測定する	現状維持	再掲	77	環境政策課	

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予 算への反映 状況 (予定)	担当課	No.		
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	大気環境の保全	② 抑制策の推進 ① 削減策の推進	鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体的な市街地整備を進めるとともに、交通の分散化やボート・ルネックの解消等による交通の流れの円滑化と一体的な市街地整備	交通の分散化やボート・ルネックの解消等による交通の流れの円滑化と一体的な市街地整備	平成25年度末には、長崎駅の車両基地を移転することができ、長崎本線では、仮線工事着手した。	活動指標	100	100	平成25年度末には、車両基地の移転を終えることができたため。	早期の高架化工事着手に向け、仮線工事と用地交渉など鋭意進めている。	平成26年度から引き続き仮線工事を行い、平成27年度末の線路切替を行う用地買収の完了に努める。	現状維持	再掲	78		
			工場等の排水基準適合状況等を把握するため、立入検査を実施し、排水基準の遵守とともに、自主的な取り組みの促進を図り、自主的な削減策を削減します。	工場等への立入検査の実施	工場等へ立入検査を実施し、排水を削減したところ、排水基準の遵守率は98.7%だった。なお、排水基準に違反した工場等に対しては指導を実施し、指導を行った全施設で排水基準達成を確認している。	成果指標	90	90	一部の工場等による排水処理施設の不十分な維持管理のため、排水基準遵守率は高い水準ではあるが、100%には至らなかった。	平成26年度も計画に基づき、引き続き立入調査及び工場等への指導を実施する。	排水基準遵守率100%を目標として、立入調査及び工場等への指導を実施する。	現状維持	環境政策課	79		
			健康項目については、171地点、生活環境項目については、環境基準点135地点で、公共用水域の水質汚濁状況の常時監視を行います。	公共用水域の水質汚濁状況の常時監視の実施	健康項目については、171地点、生活環境項目については、環境基準点135地点で、公共用水域の水質汚濁状況の常時監視を行っています。	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため。	健康項目については、171地点、生活環境項目については、環境基準点135地点で、公共用水域の水質汚濁状況の常時監視を実施している。	引き続き、公共用水域において水質測定を行い、排水基準の遵守を確認する。	現状維持	環境政策課	80		
			閉鎖性が高い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海については、全要素、全観測点に係る環境基準を遵守するため、工場、事業場に対する汚濁負荷低減等の富栄養化対策の実施	閉鎖性が高い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海については、全要素、全観測点に係る環境基準を遵守するため、工場、事業場に対する汚濁負荷低減等の富栄養化対策の実施	閉鎖性が高い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海については、全要素、全観測点に係る環境基準を遵守するため、工場、事業場に対する汚濁負荷低減等の富栄養化対策の実施	活動指標	100	100	引き続き、排水基準の遵守を確認している。	引き続き、排水基準の遵守を確認する。	引き続き、排水基準の遵守を確認する。	現状維持	環境政策課	81		
			地下水の常時監視のため、23地点で地下水定期モニタリング調査の実施と指導	地下水の常時監視のため、23地点で地下水定期モニタリング調査の実施と指導	地下水の常時監視のため、23地点で地下水定期モニタリング調査の実施と指導	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため。	23地点で地下水定期モニタリング調査を行い、環境基準超過過井戸については、保健所から飲用不適を指導する。事業所への指導を行います。	23地点で地下水定期モニタリング調査を行い、環境基準超過過井戸については、保健所から飲用不適を指導するとともに、汚染源が明確な場合は、事業所への指導を行います。	現状維持	環境政策課	82		
			赤潮発生メカニズムの解明と防除対策に関する研究開発を推進します。	赤潮による漁業被害の防止・防除のための赤潮被害防除技術の研究開発	赤潮による漁業被害の防止・防除のための赤潮被害防除技術の研究開発	活動指標	-	-	-	有害赤潮による養殖魚への被害を防ぐため、現場調査、主要原因及び予防方法の検討を実施。	有害赤潮による養殖魚への被害を防ぐため、現場調査、主要原因及び予防方法の検討を実施。	有害赤潮による養殖魚への被害を防ぐため、現場調査、主要原因及び予防方法の検討を実施。	現状維持	漁政課(水試)	83	
			漁場環境の改善を図ります。	漁場環境の改善	漁場環境の改善	活動指標	-	-	-	母産供給基地として、着定基質の設置により、3地区3箇所2.4haの藻場造成	母産供給基地として、着定基質の設置により、1地区1箇所0.8haの藻場造成を計画し、現在工事中であり、H28年10月中旬に完成予定。	母産供給基地として、着定基質の設置により、1地区1箇所0.8haの藻場造成を計画し、現在工事中であり、H28年10月中旬に完成予定。	現状維持	資源管理課、漁港漁場課	84	
			閉鎖的な海域で、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより、漁場環境の回復を図る。	閉鎖的な海域で、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより、漁場環境の回復を図る。	閉鎖的な海域で、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより、漁場環境の回復を図る。	活動指標	100	100	100	保全活動実施箇所数 目標値44カ所 実績値44カ所	保全活動実施箇所数 目標値44カ所 実績値44カ所	引き続き、漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内45カ所の44組組動を実施する組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施する。(1カ所増)	引き続き、漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内45カ所の44組組動を実施する組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施する。(1カ所増)	現状維持		
			開鎖的な海域で、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより、漁場環境の回復を図る。	開鎖的な海域で、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより、漁場環境の回復を図る。	開鎖的な海域で、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより、漁場環境の回復を図る。	活動指標	100	100	100	引き続き、漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内45カ所の44組組動を実施する組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施する。(1カ所増)	引き続き、漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内45カ所の44組組動を実施する組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施する。(1カ所増)	引き続き、漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内45カ所の44組組動を実施する組織に対し、国交付金事業を活用し支援を実施する。(1カ所増)	現状維持			

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容(実績)	評価指標	H24年度評価	H25年度評価	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容(予定)	H27年度予算への反映状況(予定)	再掲	担当課	No.		
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	水環境の保全	① 海城・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりを推進します。	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	①生活排水対策(下水道・糞尿処理・浄化槽設置補助支援)②工場・事業場排水対策(立入検査)③面源負荷削減対策(施肥・農薬削減・雑草対策)④調整池及び流入河川・水路の浄化対策(河川整備、国庫委託事業)⑤環境保全・創造のための住民生活活動(環境イベント・清掃活動支援)	成果指標	50	75	①生活排水対策(下水道・糞尿処理・浄化槽設置補助支援)②工場・事業場排水対策(立入検査)③面源負荷削減対策(施肥・農薬削減・雑草対策)④調整池及び流入河川・水路の浄化対策(河川整備、国庫委託事業)⑤環境保全・創造のための住民生活活動(環境イベント・清掃活動支援)	第2期行動計画を継続し、関係する国、県、市がそれぞれ役割の役割のもとに連携して事業を進めていく。また、推進会議の開催も進め、より効果的な対策を実施していく。また、既存事業の刷新・見直しを行うことで、水質浄化効果を高める。更には、これまで実施した研究事業の成果を踏まえ、直接的な対策(水質の抜本的な対策)事業を構築すること。調整池や流入河川・水路にかかる浄化対策を実施していく。	現状維持		環境政策課	85		
			「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりを推進します。	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	成果指標	80	80	「新たに、タマネギ後のカバークロップについて検討するため展示圃を設置して検討を行った。」	「ハル、インゴ品質への影響に対する農家の懸念払拭のため、影響が少ない草種を情報提供し、実施面積の拡大を図る。また、ハルインゴ収穫時は種々なものも引き続き情報提供を呼びかけ、タマネギ後のカバークロップについても推進を図っていく。」	現状維持		調早湾干拓課	86
			「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりを推進します。	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	成果指標	90	100	「H24年度末の汚水処理人口普及率は90.6%であることから、行動計画目標の91.2%(H25年度末は達成できる見込みである。H25年度のCODは全湾平均2.0mg/Lとなり、行動計画目標の2.2mg/L(H25年度末)を達成する見込み。」	「H24年度末の汚水処理人口普及率は90.6%であることから、行動計画目標の91.2%(H25年度末は達成できる見込みである。H25年度のCODは全湾平均2.0mg/Lとなり、行動計画目標の2.2mg/L(H25年度末)を達成する見込み。」	「H24年度末の汚水処理人口普及率は90.6%であることから、行動計画目標の91.2%(H25年度末は達成できる見込みである。H25年度のCODは全湾平均2.0mg/Lとなり、行動計画目標の2.2mg/L(H25年度末)を達成する見込み。」	再掲		環境政策課
			「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりを推進します。	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	成果指標	100	90	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	「第2期調早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、調整池の水質保全と自然豊かな水辺づくりの推進	現状維持		環境政策課	88		

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容(実績)	評価指標	H24年度評価	H25年度評価	H26年度評価の理由(施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容(予定)	H27年度予算への反映状況(予定)	担当課	No.	
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	水環境の保全	① 水質保全対策の推進等	島原半島内において、地下水の汚染性窒素濃度の低減を図ることを目的に、土壌中の硝酸態窒素の残存量の把握や有機物等を有効活用を有効活用した施肥技術等の確立を図ります。	土壌中の硝酸態窒素の残存量の把握や有機物等を有効活用した施肥技術等の確立	研修会(5回)やハンフレットの配布(約20,000部)によって農家の意識啓蒙を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究(はれいしよ、レタス)に取り組んだ。	-	-	-	研修会(5回)やハンフレットの配布によって農家の意識啓蒙を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究(はれいしよ、レタス)に取り組んでいる。	研修会やハンフレットの配布によって農家の意識啓蒙を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究(はれいしよ、レタス)に取り組んでいく。	現状維持	農業経営課	89		
			手入れが運れ荒廃している森林の整備を行います。	手入れが運れ荒廃している森林の整備	伐採間伐の実績851ha	成果指標	100	90	H26年度評価の理由(施策が進んでいない理由も併せて記載)	未整備森林整備として伐採間伐を予定している。	未整備森林整備として1,100haの伐採間伐を予定している。	現状維持	森林整備課	90	
		② 生活排水対策の推進	浄化槽、農業集落排水施設、下水道等の整備を行う市町に対し助成を行います。	浄化槽、農業集落排水施設、下水道等の整備を行う市町に対する支援	浄化槽、農業集落排水施設、下水道等の整備を進めた市町に対し、浄化槽29021千円の助成を行った。 ・島崎市 瀬戸、島辺地区の農業集落排水に於いて、事業費の1割を助成した。 浄化槽、農業集落排水施設、下水道等の整備計画がある市町に対し助成活動を行った。	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため。	計画どおり実施できたため。	浄化槽、農業集落排水施設、下水道等の整備計画がある市町に対して支援を行う。	現状維持	水環境対策課・漁港漁場課	91	
		③ 工場・事業場等排水対策の推進	流域南部流域下水道の供用開始区域の拡大にあわせて、最終処理場の施設整備及び維持管理を行います。	流域南部流域下水道の供用開始区域の拡大にあわせて、最終処理場の施設整備及び維持管理の基盤	工場等へ立入検査を実施し、排水を調査したところ、排水基準の遵守率が98.7%だった。なお、排水基準に違反した工場等に対しては指導を実施し、指導を行った全施設で排水基準達成を確認している。	成果指標	100	90	計画どおり実施できたため。	計画どおり実施できたため。	工場等へ立入検査を実施し、排水を調査したところ、排水基準の遵守率が98.7%だった。なお、排水基準に違反した工場等に対しては指導を実施し、指導を行った全施設で排水基準達成を確認している。	排水基準遵守率100%を目標として、立入調査及び工場等への指導を実施する。	現状維持	再掲	94
	④ 水の循環利用	④ 水の循環利用	閉鎖性が強い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海については、全窒素、全磷に係る環境基準を遵守するため、工場・事業場に対して汚濁負荷低減等の富栄養化対策を図ります。	閉鎖性が強い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海については、全窒素、全磷に係る環境基準を遵守するため、工場・事業場に対して汚濁負荷低減等の富栄養化対策を図る。	閉鎖性が強い大村湾、佐世保湾、長崎湾、伊万里湾、有明海、伊万里湾等の流域に立地する事業場の、窒素・リンの排水を調査し、排水基準の遵守を指導した。	活動指標	100	100	調査及びリンについて、排水検査を実施し、排水基準の遵守を確認した。	調査及びリンについて、排水検査を実施し、排水基準の遵守を確認する。	調査及びリンについて、排水検査を実施し、排水基準の遵守を確認する。	現状維持	再掲	95	
			健全な水循環系を構築するため、関連機関との調整、雨水や再生水の利用促進に向けた情報提供を行います。	健全な水循環系を構築するため、関連機関との調整、雨水や再生水の利用促進に向けた情報提供の基盤	県内市町の状況について情報収集し、ホームページを活用して情報提供を行った。	ホームページを活用して情報提供・啓蒙を行った。	活動指標	100	100	計画どおり実施できたため。	計画どおり実施できたため。	県内市町の状況について情報収集し、ホームページを活用して情報提供を行った。	ホームページを活用して情報提供・啓蒙を行う。	現状維持	水環境対策課
	環境への負荷の削減と循環型社会づくり	水環境の保全	④ 水の循環利用	手入れが運れ荒廃している人工林の整備を行います。	手入れが運れ荒廃している森林の整備	伐採間伐の実績851ha	成果指標	100	90	国の補助制度が変わり、伐採間伐への補助が廃止されたが、繰越して事業を実施するため。	No90に統合	No90に統合	廃止	森林整備課	98

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度評価	H25年度評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度算への反映 状況 (予定)	再掲	担当課	No.		
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	土壌・地盤環境の保全	① 土壌環境の保全	土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施	土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施	H25年度の原因となる有害物質の使用を抑制している工場等へ立入検査を実施し、排水を削減したところ、排水基準の遵守率は100%だった。	成果指標	90	100	遵守率100%という目標値を達成できた	H26年度上半期の排水基準遵守率は95%であり、引き続き立入調査及び工場等への指導を実施する。	有害物質を使用している工場等の排水基準遵守率100%を目標として、立入調査及び工場等への指導を実施する。	現状維持	環境政策課	99			
			環境保全・農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県県版GAP」の推進	環境保全・農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県県版GAP」の推進	GAP推進協議会の開催(8月、12月)、指導者養成研修(12月)、生産団体等への導入支援研修会の開催(24回)等によってGAPを推進した。	成果指標	100	100	計画どおり実施できたため	GAP推進協議会の開催(8月、12月)、指導者養成研修(9月)、生産団体等への導入支援研修会の開催等によってGAPを推進する。	GAP推進協議会の開催(2回)、指導者養成研修(2回)の開催等の導入支援研修会等によってGAPを推進していく。	現状維持	農業経営課	100			
			島原半島内において、地下水の硝酸性窒素濃度の低減を図ることと目的に、土壌中の硝酸態窒素の残存量の把握や有機物等の確立した施肥技術等の確立を図ります。	島原半島内において、地下水の硝酸性窒素濃度の低減を図ることと目的に、土壌中の硝酸態窒素の残存量の把握や有機物等の確立した施肥技術等の確立を図ります。	研修会(5回)やパンフレットの配布(約20,000部)によって農家の意識啓蒙を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究課題(はれいしよ、レタス)に取り組んだ。	研修会(5回)やパンフレットの配布(約20,000部)によって農家の意識啓蒙を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究課題(はれいしよ、レタス)に取り組んだ。	研修会(5回)やパンフレットの配布(約20,000部)によって農家の意識啓蒙を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究課題(はれいしよ、レタス)に取り組んだ。	—	—	研修会やパンフレットの配布によって農家の意識啓蒙を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究課題(はれいしよ、レタス)に取り組んでいく。	研修会やパンフレットの配布によって農家の意識啓蒙を図るとともに、窒素負荷低減に向けた試験研究課題(はれいしよ、レタス)に取り組んでいく。	現状維持	農業経営課	101			
			島原半島内において、硝酸性窒素等に汚染された地下水の保全を図るため、窒素負荷低減対策会議において、窒素負荷低減計画を策定し、進捗を管理します。	島原半島内において、硝酸性窒素等に汚染された地下水の保全を図るため、窒素負荷低減対策会議において、窒素負荷低減計画を策定し、進捗を管理します。	環境基準を超過した地点は17地点中9地点で、計画の短期目標(11年度)を達成しているが、中期目標(8年度以下:H27年度)を達成していない。	環境基準を超過した地点は17地点中9地点で、計画の短期目標(11年度)を達成しているが、中期目標(8年度以下:H27年度)を達成していない。	環境基準を超過した地点は17地点中9地点で、計画の短期目標(11年度)を達成しているが、中期目標(8年度以下:H27年度)を達成していない。	成果指標	100	90	環境基準超過地点数が前年度より1地点増加している。計画に基づき、農業対策、生活排水対策の継続的な取組により硝酸性窒素濃度が大きく悪化しない状況が推移している。	地下水の硝酸性窒素等の汚染問題について、農業関係者との協議、関係機関との連携を図るとともに、長期的視点から各対策に継続して取り組んでいく。	現状維持	環境政策課	102		
			地盤沈下の状況の把握に把握できる観測方法及び体制の確立を図ります。	地盤沈下の状況の把握に把握できる観測方法及び体制の確立を図ります。	SS1以降の調査により、地盤沈下が確認された諫早市へ現在、県内市町へ地下水採取の規制に関する条例の制定状況等について、地盤沈下の状況として9月に環境省へ報告した。	SS1以降の調査により、地盤沈下が確認された諫早市へ現在、県内市町へ地下水採取の規制に関する条例の制定状況等について、地盤沈下の状況として9月に環境省へ報告した。	SS1以降の調査により、地盤沈下が確認された諫早市へ現在、県内市町へ地下水採取の規制に関する条例の制定状況等について、地盤沈下の状況として9月に環境省へ報告した。	活動指標	100	100	県内の地盤沈下の状況把握が確認された諫早市へ現在、県内市町へ地下水採取の規制に関する条例の制定状況等について、地盤沈下の状況として9月に環境省へ報告した。	地盤沈下の状況を確認し、地下水採取の規制に関する条例の制定状況等の調査を行う。	現状維持	環境政策課	103		
	騒音・振動・悪臭対策の推進	② 地盤環境の保全	① 騒音・振動	代替水源(用水)の確保を推進します。	代替水源(用水)の確保の推進	本明川ダムを水源とする水道用水供給事業は、国庫補助金に依る事業再開を踏まえ、長崎県南部広域水道企業団が事業中止をH25.5.31に発表。諫早市は、既存水源の浄水方法を変更すること等により水源の確保を図ることとしている。	活動指標	100	—	代替水源の確保について、諫早市において検討中であるため。	諫早市において代替水源の確保を図っていく。	現状維持	水環境対策課	104			
				騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しを行うとともに、市町が実施する騒音・振動、悪臭の環境監視及び規制事務の支援及び調整を行います。	騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定、騒音・振動・悪臭の環境監視及び規制事務の支援及び調整を行います。	県内市町へ騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しの意向を調査し、法及び条例に基づき届出状況や環境騒音調査等の調査結果を収集し、9月に環境省へ報告した。	県内市町へ騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しの意向を調査し、法及び条例に基づき届出状況や環境騒音調査等の調査結果を収集し、9月に環境省へ報告した。	県内市町へ騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しの意向を調査し、法及び条例に基づき届出状況や環境騒音調査等の調査結果を収集し、9月に環境省へ報告した。	活動指標	100	100	県内市町へ騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しの意向を調査し、法及び条例に基づき届出状況や環境騒音調査等の調査結果を収集し、9月に環境省へ報告した。	県内市町へ騒音に係る環境基準の類型指定、騒音・振動・悪臭規制地域の指定及び見直しの意向を調査し、法及び条例に基づき届出状況や環境騒音調査等の調査結果を収集し、9月に環境省へ報告した。	現状維持	環境政策課	105	
				自動車騒音の環境基準達成状況を把握するため、測定区間(13路線13区間)とし、5か年計画に基づき測定を実施します。	自動車騒音の環境基準達成状況を把握するため、測定区間(13路線13区間)とし、5か年計画に基づき測定を実施します。	自動車騒音の環境基準達成状況を把握するため、測定区間(13路線13区間)とし、5か年計画に基づき測定を実施します。	自動車騒音の環境基準達成状況を把握するため、測定区間(13路線13区間)とし、5か年計画に基づき測定を実施します。	自動車騒音の環境基準達成状況を把握するため、測定区間(13路線13区間)とし、5か年計画に基づき測定を実施します。	活動指標	100	100	騒音に係る環境基準達成状況を把握するため、測定区間(13路線13区間)とし、5か年計画に基づき測定を実施します。	自動車騒音の測定、周辺地域における超過状況の評価を行う。	自動車騒音の測定、周辺地域における超過状況の評価を行う。	現状維持	環境政策課	106

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予 算への反映 状況 (予定)	担当課	No.	
環境への負荷の削減と循環型社会づくり	騒音・振動の推進・悪臭対策	① 騒音・振動の推進・悪臭対策	道路構造として、低騒音舗装の整備を推進します。	低騒音舗装の整備の推進	(予定) L=4.6km(A=68,900m2)→(実績) 施L=5.1km(71,100m2)	100	100	計画通り実施できたため	L=3.7km(A=37,000m2)を予定	L=3.9km(A=41,000m2)を予定	現状維持	道路維持課	107	
			交通の分散化やポトルネックの解消等による交通の流れの円滑化を図ります。	交通の分散化、ポトルネックの解消等による交通の流れの円滑化	平成25年度末には、長崎駅の車両基地を移転することができ、長崎本線では、仮線工事着手した。	活動指標	100	100	平成25年度末には、車両基地の移転を終えることができたため。	早期の高架化工事着工に向け、仮線工事と用地交渉など鋭意進めている。	平成26年度から引き続き仮線工事を行い、平成27年度末の線路切替を行う予定。 用地買収の完了に努める。	現状維持	都市計画課	108
			特定化学物質取扱事業者からの届出を審査集計し、国へ報告すると共に、国と連携して未報告者に対しては提出指導を行う。	特定化学物質取扱事業者からの届出(352件)を審査集計し、国へ報告すると共に、国と連携して未報告者に対しては提出指導を行う。	特定化学物質取扱事業者からの届出(349件)を審査集計し、国へ報告すると共に、国と連携して未報告者に対しては提出指導を実施した。	活動指標	100	100	特定化学物質取扱事業者からの届出(349件)を審査集計し、国へ報告すると共に、国と連携して未報告者に対しては提出指導を実施した。	特定化学物質取扱事業者からの届出(344件)を審査集計し、国へ報告すると共に、国と連携して未報告者に対しては提出指導を実施	特定化学物質取扱事業者からの届出(344件)を審査集計し、国へ報告すると共に、国と連携して未報告者に対しては提出指導を実施	現状維持	環境政策課	109
	化学物質の適正管理	① 化学物質の適正管理	緊急に問題となる化学物質に対しては、本県独自に環境汚染実態調査、発生源調査、健康調査等を実施します。	緊急に問題となる化学物質に對しては、本県独自に環境汚染実態調査、発生源調査、健康調査等の実施	ダイオキシン類の環境調査の実施(県61地点)	100	100	全地点、全媒体で環境基準を達成した。	ダイオキシン類の環境調査の実施(県61地点)	ダイオキシン類の環境調査の実施(県61地点、底質3地点)	ダイオキシン類の環境調査の実施(県61地点、底質1地点、底質3地点)	現状維持	環境政策課	110
			全国的な調査研究事業に積極的に参画し、汚染実態の把握に努めます。	全国的な調査研究事業への参画	化学物質環境実態調査の実施(大村湾中央部の水質1地点、底質3地点)	100	100	国の委託により調査を実施した。	化学物質環境実態調査の実施(大村湾中央部の水質1地点、底質3地点)	化学物質環境実態調査の実施(大村湾中央部の水質1地点、底質3地点)	現状維持	環境政策課	111	
			環境ホルモンの状況の把握に努めます	環境ホルモンによる環境汚染状況の把握の実施	ダイオキシン類環境調査(県61地点)及び化学物質環境実態調査(大村湾中央部の水質1地点、底質3地点)の実施	活動指標	100	100	環境汚染状況調査を実施した。	ダイオキシン類環境調査(県61地点)及び化学物質環境実態調査(大村湾中央部の水質1地点、底質3地点)の実施	ダイオキシン類環境調査(県61地点)及び化学物質環境実態調査(大村湾中央部の水質1地点、底質3地点)の実施	現状維持	環境政策課	112
	化学物質の環境リスク対策の推進	② 内分泌かく乱物質環境ホルモンの削減対策の推進	環境中のダイオキシン類濃度を常時監視することにより、環境基準適合状況を把握するとともに、排出基準の遵守状況を監視します。	環境中のダイオキシン類濃度を常時監視の実施	長崎市を除く県下61地点で大気、水質、土壌等のダイオキシン類濃度の調査を行い、全ての地点で環境基準を達成した。	100	100	長崎市を除く県下61地点で大気、水質、土壌等のダイオキシン類濃度の調査を行い、全ての地点で環境基準を達成した。	長崎市を除く県下61地点で大気、水質、土壌等のダイオキシン類濃度の調査を実施する。	長崎市を除く県下61地点で大気、水質、土壌等のダイオキシン類濃度の調査を実施する。	現状維持	環境政策課	113	
			財政状況が厳しい市町が設置している廃焼炉の解体経費に対する県単独の補助を行い、早期解体を図ります。	財政状況が厳しい市町が設置している廃焼炉の解体経費に対する県単独の補助	長崎県廃焼炉解体事業は、平成24年度までの期限措置のため県単独の補助金交付は終了した。	活動指標	100	-	長崎県廃焼炉解体事業は、平成24年度までの期限措置のため県単独の補助金交付は終了した。	解体のみの場合に係る支援制度創設を国へ要望。	解体のみの場合に係る支援制度創設の国へ要望を検討。	廃止	産業物対策課	114
			ダイオキシン類の排出抑制、ゴミの再生利用促進、効率的な熱回収が可能となることから、ごみ焼却施設の広域化を進めます。	ダイオキシン類の排出抑制、ゴミの再生利用促進、効率的な熱回収が可能となることから、ごみ焼却施設の広域化の推進	市町等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設を整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等を実施	活動指標	100	100	計画どおり実施されたため。	循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施中	循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施中	その他(国交付金)	産業物対策課	115

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予算への反映 状況 (予定)	再掲	担当課	No.
人と自然とが共生する快適な環境づくり	生物多様性の保全	① 自然環境の監視・調査研究の推進	生物多様性保全のための各種施策を推進します。 ・希少野生動植物の生息・生育状況調査 ・長崎県自然環境保全地域・希少野生動植物種保存地域等の指定のための調査 ・長崎県レッドデータブックの発行 ・ガン・カモ類の調査 ・ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査 ・長崎県危険な外来生物対策協議会の開催	生物多様性保全のための各種施策を推進します。 1. 希少野生動植物の生息・生育状況調査 2. 長崎県自然環境保全地域・希少野生動植物種保存地域等の指定のための調査 3. 長崎県レッドデータブックの発行 4. ガン・カモ類の調査 5. ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査 6. 長崎県危険な外来生物対策協議会の開催	H25年度の取組内容 (実績) 1. 改訂版レッドリスト掲載種について、最新の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査を実施。 2. 未指定 3. 計画通り実施できたため。 4. 計画通り実施できたため。 5. 計画通り活動できたため。 6. 計画通り実施したため。	活動指標 100	100	100	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載) 1. 改訂版レッドリスト掲載種について、最新の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査を実施。 2. 未指定 3. 計画通り実施できたため。 4. 計画通り実施できたため。 5. 計画通り活動できたため。 6. 計画通り実施したため。	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績) 1. 改訂版レッドリスト掲載種について、最新の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査を実施。 2. 希少野生動植物種保存地域物の保護に関する基本方針に基づき実施予定。 3. ー 4. 平成25年1月中旬に県内45地点で調査を実施予定。 5. 平成26年1月中旬に県内45地点で調査を実施予定。 6. ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査を継続実施する。 7. 長崎県危険な外来生物対策協議会を開催する。	H27年度の取組内容 (予定) 現状維持	自然環境課	116		
		② 野生動植物の保護・生態系の保全と再生	希少野生動植物種保存地域、長崎県自然環境保全地域、国立公園・県立自然公園、鳥獣保護区の指定・計画変更を検討する。特に希少な自然環境を有する長崎県自然環境保全地域については、用地基金を活用した公有地化を検討します。	希少野生動植物種保存地域、長崎県自然環境保全地域、国立公園・県立自然公園、鳥獣保護区の指定・計画変更の検討。特に希少な自然環境を有する長崎県自然環境保全地域については、用地基金を活用した公有地化を検討します。	・毎月、鳥獣保護員の監視により、鳥獣保護員が保護区の監視を実施し、監視報告を行うため。 ・職員が236回の巡回を各々行い、自然環境に関する有効な情報が得られた。 ・県立自然公園区域の見直し検討案を1箇所作成したため。 ・県内の自然の風景地の保護状況及び自然公園面積に要する無き風景地の保護等に要する。第11次鳥獣保護事業計画に沿って、鳥獣保護区等の指定を行う。	・毎月、鳥獣保護員の監視により、鳥獣保護員が保護区の監視を実施し、監視報告を行うため。 ・職員が236回の巡回を各々行い、自然環境に関する有効な情報が得られた。 ・県立自然公園区域の見直し検討案を1箇所作成したため。 ・県内の自然の風景地の保護状況及び自然公園面積に要する無き風景地の保護等に要する。第11次鳥獣保護事業計画に沿って、鳥獣保護区等の指定を行う。	成果指標 100	100	100	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載) ・鳥獣保護員の監視により、鳥獣保護員が保護区の監視を実施し、監視報告を行うため。 ・職員が236回の巡回を各々行い、自然環境に関する有効な情報が得られた。 ・県立自然公園区域の見直し検討案を1箇所作成したため。	H27年度の取組内容 (予定) 現状維持	自然環境課	117		
			水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するために重要な森林について鳥獣被害防止対策を推進します。 野生鳥獣による農林業被害を防止するために、防護柵の設置や効果的な捕獲の実施等、被害防止対策を推進します。	水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するために重要な森林について鳥獣被害防止対策を推進します。 野生鳥獣による農林業被害を防止するために、防護柵の設置や効果的な捕獲の実施等、被害防止対策を推進します。	・県内各地で保安林指定を推進し、H25年度目録値49,170haに達した。保安林指定の実績と合わせた。鳥獣被害防止対策の推進	成果指標 100	100	100	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績) ・被害発生農地を守るため、1,325kmの侵入防護柵を設置中。 ・A級インストラクターを50名養成中。 ・3対策の内、捕獲対策として、地域自らが行う捕獲隊の整備を50箇所で行った。	H27年度の取組内容 (予定) 現状維持	森林整備課	119			
					鳥獣被害発生地域において1,164kmの柵により、2,031haの農地へ防護柵を整備した。また、被害防止3対策を専攻等へ適正に指導するA級インストラクター235名に指導や、対策の現地指導を行った。	成果指標 100	100	100	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績) ・被害発生農地を守るため、1,325kmの侵入防護柵を設置中。 ・A級インストラクターを50名養成中。 ・3対策の内、捕獲対策として、地域自らが行う捕獲隊の整備を50箇所で行った。	H27年度の取組内容 (予定) 現状維持	農山村対策室	120			

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容(実績)	評価指標	H24年度評価	H25年度評価	H25年度評価の理由(施策が運んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容(予定)	H27年度予算への反映状況(予定)	再掲	担当課	No.
人と自然とが共生する快適な環境づくり	自然とのつながりの回復	① 自然とのふれあいの場の整備	五島列島、平戸島等の美しい自然とふれあいが、教養館を巡ることができる長距離自然歩道の整備や島原半島ジオパークにおけるジオサイト及びジオツーリズム関連施設の整備等、自然とのふれあいの場を整備するとともに、自然環境を活かした先導的な整備を行います。	長距離自然歩道の整備や自然とのふれあいの場の整備。自然環境を活かした先導的な地域の整備。	・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。 ・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。	－	－	－	・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。 ・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。	・引き続き水産業、漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。 ・H26と同様に、水産業、漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。	現状維持	再掲	資源管理課・流域課	121	
			② 野生動物植物の保護・生態系の保全と再生	民間団体・市町が実施する生物多様性保全活動に対する助成、県自然環境保全協議会、傷病鳥獣の救護事業を行います。	民間団体・市町が実施する生物多様性保全活動に対する助成、県自然環境保全協議会、傷病鳥獣の救護事業を行います。	・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。 ・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。	－	100	100	取組集落数 目標：125集落 実績：125集落	・国事業等を活用し、環境保全活動を継続していき、市町と連携して集落に働きかけ等を行い、環境保全に取り組む集落数の維持に努める。	現状維持	再掲	資源管理課・流域課	121
人と自然とが共生する快適な環境づくり	自然とのつながりの回復	① 自然とのふれあいの場の整備	民間団体・市町が実施する生物多様性保全活動に対する助成、県自然環境保全協議会、傷病鳥獣の救護事業を行います。	民間団体・市町が実施する生物多様性保全活動に対する助成、県自然環境保全協議会、傷病鳥獣の救護事業を行います。	・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。 ・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。	－	100	100	・計画どおり達成できたため。 ・県事業2箇所、民間補助事業1箇所の生物多様性保全事業を実施したため。	・「公益社団法人長崎県獣医師会」「西海国立公園九十九島動物園」の2者へ業務委託し、傷病鳥獣の救護活動を実施している。 ・緑といきもの賑わい事業による生物多様性保全事業を県事業2箇所、市町事業1箇所及び民間事業1箇所への補助により実施。	現状維持	再掲	自然環境課	122	
			② 自然とのふれあいの場の整備	自然情報ネットワークとの連携やイベントの開催等により、生物多様性の普及啓発を図ります。	自然情報ネットワークとの連携やイベントの開催等により、生物多様性の普及啓発を図ります。	・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。 ・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。	活動指標	100	100	・計画どおり達成できたため。 ・県下5地域で「フォーラム」を開催し、生物多様性の普及啓発を図った。	・県下1箇所で意見交換会を開催する予定。 ・本事業は県が率先して行ったもの。全県下を3カ年で巡り、一定の周知を図ったことから、平成25年度より市町への貸し出し方式に移行し、更に生物多様性保全の重要性についての意識が地元へ広がりを定着することを目指す。	廃止	再掲	自然環境課	123
人と自然とが共生する快適な環境づくり	自然とのつながりの回復	① 自然とのふれあいの場の整備	五島列島、平戸島等の美しい自然とふれあいが、教養館を巡ることができる長距離自然歩道の整備や島原半島ジオパークにおけるジオサイト及びジオツーリズム関連施設の整備等、自然とのふれあいの場を整備するとともに、自然環境を活かした先導的な整備を行います。	長距離自然歩道の整備や自然とのふれあいの場の整備。自然環境を活かした先導的な地域の整備。	・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。 ・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。	活動指標	100	100	・地元市町と連携し、自然歩道の適切な維持管理を行い、快適な利用に供している。 ・南島原市口之津港から佐世保市栗の木峠までの九州自然歩道について、再整備に着手した。	・地元市町と連携し、自然歩道の適切な維持管理を行い、快適な利用に供している。 ・南島原市口之津港から佐世保市栗の木峠までの九州自然歩道について、再整備を実施する。	その他(九州自然歩道リニューアル事業の実施)	再掲	自然環境課	124	
			② 自然とのふれあいの場の整備	民間団体・市町が実施する生物多様性保全活動に対する助成、県自然環境保全協議会、傷病鳥獣の救護事業を行います。	民間団体・市町が実施する生物多様性保全活動に対する助成、県自然環境保全協議会、傷病鳥獣の救護事業を行います。	・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。 ・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。	活動指標	90	100	・県内5地区での開催予定であり、目標を達成した。	・県内5地区で実施もしくは実施予定である。	現状維持	再掲	林政課	125
人と自然とが共生する快適な環境づくり	自然とのつながりの回復	② 自然とのふれあいの場の整備	民間団体・市町が実施する生物多様性保全活動に対する助成、県自然環境保全協議会、傷病鳥獣の救護事業を行います。	民間団体・市町が実施する生物多様性保全活動に対する助成、県自然環境保全協議会、傷病鳥獣の救護事業を行います。	・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。 ・水産業・漁村の多面的機能の効率的・効果的な発揮に資する活動を実施する。県内44カ所の組織に対し、国交付金事業を活用し、活用し支援を実施。	成果指標	100	100	・計画どおり達成できたため。 ・県事業2箇所、民間補助事業1箇所の生物多様性保全事業を実施したため。	・「公益社団法人長崎県獣医師会」「西海国立公園九十九島動物園」の2者へ業務委託し、傷病鳥獣の救護活動を実施している。 ・緑といきもの賑わい事業による生物多様性保全事業を県事業2箇所、市町事業1箇所及び民間事業1箇所への補助により実施。	現状維持	再掲	自然環境課	126	

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容(実績)	評価指標	H24年度評価	H25年度評価	H25年度評価の理由(施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容(予定)	再掲	No.
人と自然とが共生する快適な環境づくり	自然とのつながりの回復	② 自然とのふれあいの機会を提供	自然公園施設の適正な維持管理、国立公園清掃活動の実施、自然公園の清掃活動を実施し、清潔の保持と快適な利用を図るとともに、県有公園施設の老朽化に伴う再整備や使いやすい施設への改善を行います。	自然公園施設の適正な維持管理、国立公園清掃活動の実施、自然公園の清掃活動を実施し、清潔の保持と快適な利用を図るとともに、県有公園施設の老朽化に伴う再整備や使いやすい施設への改善を行います。	100	100	100	100	・国立公園内5地区で清掃活動を実施。 ・西海国立公園内1箇所での施設整備を実施。 ・国立公園内5地区で清掃活動を実施し、目標を上回る参加申込みがあったため。 ・講座・ツアーとも目標回数を達成し、目標を超える参加申込みがあったため。	・国立公園内5地区で清掃活動を実施。 ・西海国立公園内1箇所での施設整備を実施。 ・講座とともにもツアーを実施予定である。 ・県内5地区で実施もしくは実施予定である。 ・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うしていく。	・国立公園内5地区で清掃活動を実施。 ・西海国立公園内1箇所での施設整備を行う。 ・現状維持 ・現状維持 ・現状維持	再掲	127
		③ 社会経済活動における適切な活用	農業生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的な機能を発揮している中山間地域等における農業生産活動を行う農業者等を支援します。	農業生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的な機能を発揮している中山間地域等における農業生産活動を行う農業者等を支援します。	90	90	100	90	100	・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うしていく。 ・目標を上回ることができたため。 ・目標を達成した。 ・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うっていく。	・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うっていく。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・本制度は平成24年度より第2期(H24～28)。取組推進や活動向上への啓発活動。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・H26年度において取組拡大を推進する。	・現状維持 ・現状維持 ・現状維持 ・現状維持	農山村対策室 農山村対策室 農山村対策室 農山村対策室
人と自然とが共生する快適な環境づくり	自然とのつながりの回復	③ 社会経済活動における適切な活用	農業生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的な機能を発揮している中山間地域等における農業生産活動を行う農業者等を支援します。	農業生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的な機能を発揮している中山間地域等における農業生産活動を行う農業者等を支援します。	90	90	90	90	・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うっていく。 ・目標を上回ることができたため。 ・目標を達成した。 ・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うっていく。	・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うっていく。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・本制度は平成24年度より第2期(H24～28)。取組推進や活動向上への啓発活動。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・H26年度において取組拡大を推進する。	・現状維持 ・現状維持 ・現状維持 ・現状維持	再掲	134
		③ 社会経済活動における適切な活用	農業生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的な機能を発揮している中山間地域等における農業生産活動を行う農業者等を支援します。	農業生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的な機能を発揮している中山間地域等における農業生産活動を行う農業者等を支援します。	90	90	90	90	・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うっていく。 ・目標を上回ることができたため。 ・目標を達成した。 ・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うっていく。	・H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行うっていく。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・本制度は平成24年度より第2期(H24～28)。取組推進や活動向上への啓発活動。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・H26年度において取組拡大を推進する。 ・H26年度において取組拡大を推進する。	・現状維持 ・現状維持 ・現状維持 ・現状維持	再掲	134



基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容(実績)	評価指標	H24年度評価	H25年度評価	H25年度評価の理由(施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容(予定)	H27年度予算への反映状況(予定)	担当課	No.
<p>① 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進</p> <p>快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造</p> <p>人と自然とが共生する快適な環境づくり</p>			都市の景観及び環境の保全、潤いのある生活環境、生物多様性の保全など多面的な機能を持つ都市の根幹的施設である都市公園を整備します。	都市の景観及び環境の保全、潤いのある生活環境、生物多様性の保全など多面的な機能を持つ都市の根幹的施設である都市公園の整備	H25年度の都市公園で整備を行った。	活動指標	100	100	2つの公園で、計画どおり引き続き都市公園整備を進め、1つの公園の完成を目指す。	H26年度の都市公園整備を進め、2つの公園の完成を目指す。	H27年度の都市公園の整備促進を図る。	都市計画課	147	
			国道沿線において県が整備した緑地の維持管理を行うとともに、市町やNPO等が行う緑化事業に対して助成を行い、地域住民の緑化意識の定着を図ります。	国道沿線において県が整備した緑地の維持管理を行うとともに、市町やNPO等が行う緑化事業に対する支援。	花のある街かどづくり事業により緑地の維持管理を実施。また、緑といきもの賑わい事業により市町等への補助事業を実施。	成果指標	100	100	2箇所の緑地の維持管理を実施したため。 ・1町、民間5団体の緑化事業等に補助を実施したため。	2箇所の緑地の維持管理を実施。 ・1町、民間5団体の緑化事業等に補助を実施(補助金内示)。	2箇所の緑地の維持管理を行う。 ・市町、民間の緑化事業等に補助を行う。	148	自然環境課	
			市町(県民)主体の景観形成への取り組みに対して計画的な支援を行うことで、美しく素晴らしい景観創出を図ります。	市町(県民)主体の景観形成への取り組みに対して計画的な支援	計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援	景観計画策定には住民の合意形成なども必要で、策定まで3~4年かかるのが全国的な傾向である。H22年度以降に新たに景観計画を策定する市町は多い状況であり、H25年度目標は未達成となった。	景観計画策定による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行う。 また、景観連絡会議で景観計画を策定する市町に、景観計画策定を働きかけるほか、景観行政団体へ移行する市町を直接訪問し移行を働きかける。	景観計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行う。 また、景観連絡会議で景観計画を策定する市町に、景観計画策定を働きかけるほか、景観行政団体へ移行する市町を直接訪問し移行を働きかける。	景観計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行う。 また、景観連絡会議で景観計画を策定する市町に、景観計画策定を働きかけるほか、景観行政団体へ移行する市町を直接訪問し移行を働きかける。	景観計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行う。 また、景観連絡会議で景観計画を策定する市町に、景観計画策定を働きかけるほか、景観行政団体へ移行する市町を直接訪問し移行を働きかける。	149	都市計画課		
			指定したごみの掲げ捨て等防止重点地区、喫煙禁止地区及び自動販売機設置届出地区の環境保全を図ります。	指定したごみの掲げ捨て等防止重点地区、喫煙禁止地区及び自動販売機設置届出地区の環境保全を図ります。	県が指定した26地区で巡回指導を実施。巡回指導回数：976回、被指導者数：22人(全て喫煙、過剰処分なし) 地区指定前と比較した割合ごみの割合は24%(景観目標はH27年度：10%)と前年度と比較し9%の減少となっている。	成果指標	70	100	計画どおり実施できた。	引き続き、各保婦所並びに環境推進課で巡回指導を実施し、指定地区の環境保全を図っていく。	引き続き、各保婦所並びに環境推進課で巡回指導を実施し、指定地区の環境保全を図っていく。	150	未発表課	
			屋外広告物法に基づく適正な規制、啓発を通じた意識啓蒙を促します。	屋外広告物法に基づく適正な規制、啓発を通じた意識啓蒙を促します。	屋外広告物の除却、屋外広告物の指導、屋外広告物の登録、講習会の実施	違反広告物の除却、屋外広告物の指導、屋外広告物の登録、講習会の実施	違反広告物の除却、屋外広告物の指導、屋外広告物の登録、講習会の実施	違反広告物の除却、屋外広告物の指導、屋外広告物の登録、講習会の実施	違反広告物の除却、屋外広告物の指導、屋外広告物の登録、講習会の実施	違反広告物の除却、屋外広告物の指導、屋外広告物の登録、講習会の実施	違反広告物の除却、屋外広告物の指導、屋外広告物の登録、講習会の実施	151	都市計画課	
			未来環境条例の規定に違反してサニタイト等を使用すること監視・指導します。	未来環境条例の規定に違反してサニタイト等を使用すること監視・指導します。	未来環境条例の規定に違反してサニタイト等を使用すること監視・指導します。	人工光の不適切な使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響が生じた場合等における苦情対応。	人工光の不適切な使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響が生じた場合等における苦情対応。	人工光の不適切な使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響が生じた場合等における苦情対応。	人工光の不適切な使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響が生じた場合等における苦情対応。	人工光の不適切な使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響が生じた場合等における苦情対応。	人工光の不適切な使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響が生じた場合等における苦情対応。	152	環境政策課	
			県管理の公共施設(道路、河川、海岸、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対して、市町と共同で支援し、美しい県土づくりを推進します。	県管理の公共施設(道路、河川、海岸、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対して、市町と共同で支援し、美しい県土づくりを推進します。	県管理の公共施設(道路、河川、海岸、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対する支援	県管理の公共施設(道路、河川、海岸、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対する支援	県管理の公共施設(道路、河川、海岸、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対する支援	県管理の公共施設(道路、河川、海岸、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対する支援	県管理の公共施設(道路、河川、海岸、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対する支援	県管理の公共施設(道路、河川、海岸、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対する支援	県管理の公共施設(道路、河川、海岸、港湾等)においてボランティアによる清掃美化活動を行っている団体に対する支援	153	河川課	
			森林に対する理解を深め、県民参加による森林づくりを推進するため、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動等を支援します。	森林に対する理解を深め、県民参加による森林づくりを推進するため、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動等を支援します。	森林ボランティア活動に対する支援	森林ボランティア活動に対する支援	森林ボランティア活動に対する支援	森林ボランティア活動に対する支援	森林ボランティア活動に対する支援	森林ボランティア活動に対する支援	森林ボランティア活動に対する支援	154	林政課	

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予 算への反映 状況 (予定)	担当課	No.	
人と自然とが共生する快適な環境づくり	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	美し快適な生活環境の創造と推進	地域の人の愛護活動や水辺環境の整備を行います。	地域の人の愛護活動や水辺環境の整備を行います。	施設整備の進捗により、水辺での活動に参加した人数が増えました。(H25年度参加者数 9,568人)	成果指標	100	100	目標を上回ることでできたため。	H25事業完了となったが、河川愛護活動等が継続して実施され、良好な水辺空間が保たれるように広報を行っている。	-	再掲	河川課	155	
		① 快適な生活環境の創造と推進	都市と漁村の交流促進を図るため、水辺環境を整備を行います。	都市と漁村の交流促進を図るため、水辺環境を整備を行います。	難島漁業再生支援交付金など諸制度を活用して、各地域が主体的に取り組む地域水産物の販売、食の体験、漁業体験等の取組を支援している。	-	-	-	難島漁業再生支援交付金など諸制度を活用して、各地域が主体的に取り組む地域水産物の販売、食の体験、漁業体験等の取組を支援している。	H26と同様に実施	現状維持	現状維持	漁政課	156	
人と自然とが共生する快適な環境づくり	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	② 歴史的環境の保全と創造	市町(県民)主体の景観形成への取組により、水辺環境の整備を行います。	市町(県民)主体の景観形成への取組により、水辺環境の整備を行います。	計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援	成果指標	90	75	景観計画策定には住民の合意形成などが必要で、策定までに3~4年かかるのが全国的な傾向である。H22年度以降に新たに景観行政団体を移行した市町が多い状況であり、H23年度目標は未達成となった。	計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行う。景観連絡会議で景観計画策定市町に対し、景観計画策定を働きかけるほか、景観行政団体を移行市町を直接訪問し移行を働きかける。	計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行う。景観連絡会議で景観計画策定市町に対し、景観計画策定を働きかけるほか、景観行政団体を移行市町を直接訪問し移行を働きかける。	現状維持	再掲	都市計画課	157
		② 歴史的環境の保全と創造	所有者等が行う指定文化財の保存修繕等に要する経費の補助や長崎県文化財保護指導委員会による指定文化財等の巡視を行う。所有者等に対し文化財保護に関する指導・助言を行います。	所有者等が行う指定文化財の保存修繕等に要する経費の補助や長崎県文化財保護指導委員会による指定文化財等の巡視を行う。所有者等に対し文化財保護に関する指導・助言を行います。	所有者等が行う指定文化財の保存修繕等に要する経費の補助や長崎県文化財保護指導委員会による指定文化財等の巡視を行う。所有者等に対し文化財保護に関する指導・助言を行います。	所有者等が行う指定文化財の保存修繕等に要する経費の補助や長崎県文化財保護指導委員会による指定文化財等の巡視を行う。所有者等に対し文化財保護に関する指導・助言を行います。	活動指標	100	100	文化財所有者等が行う保存修繕等に対し、必要な指導助言や補助を行った。	文化財所有者等が行う保存修繕等に対し、必要な指導助言や補助を行う予定。	文化財所有者等が行う保存修繕等に対し、必要な指導助言や補助を行う予定。	現状維持	学芸文化課	158
人と自然とが共生する快適な環境づくり	快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	② 歴史的環境の保全と創造	県民が文化財を守り、継承していき環境を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業を行います。	県民が文化財を守り、継承していき環境を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業を行います。	文化庁の定める「文化財保護強調週間」に合わせて、11月に県内で開催される文化財関連のイベントを小冊子やホームページを通じて紹介した。	活動指標	100	100	計画通り事業を実施し、地域の文化財に親しむ機会を提供した。	県内で開催される文化財関連のイベントを小冊子やホームページを通じて紹介した。	県内で開催される文化財関連のイベントを小冊子やホームページを通じて紹介した。	現状維持	学芸文化課	159	
		② 歴史的環境の保全と創造	県民が文化財を守り、継承していき環境を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業を行います。	県民が文化財を守り、継承していき環境を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業を行います。	文化庁の定める「文化財保護強調週間」に合わせて、11月に県内で開催される文化財関連のイベントを小冊子やホームページを通じて紹介した。	活動指標	100	100	計画通り事業を実施し、地域の文化財に親しむ機会を提供した。	県内で開催される文化財関連のイベントを小冊子やホームページを通じて紹介した。	県内で開催される文化財関連のイベントを小冊子やホームページを通じて紹介した。	現状維持	学芸文化課	159	

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価 指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由 も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予 算への反映 状況 (予定)	再 掲 欄	担当課	No.
<p>環境教育・環境学習等の推進</p> <p>県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり</p>	<p>① 学校等における環境教育・環境学習等の推進</p> <p>② 社会における環境教育・環境学習等の推進</p>	<p>長崎県教育センターで環境教育関係の研修講座を実施します。</p> <p>地域清掃活動、省エネ・省資源活動、リサイクル活動等の体験的な環境教育を推進します。</p> <p>子どもから大人まで幅広い世代を対象とした環境教育を実施し、環境保全についての理解を深めます。</p> <p>愛鳥モデル校の活動に対し支援します。</p> <p>環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画を推進します。</p> <p>県内で環境に関する実践活動を行っている団体等に対し、環境アドバイザーを派遣し、支援します。</p> <p>緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ります。また、補助や青樹活動をする森林ボランティアの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図ります。</p>	<p>長崎県教育センターで環境教育関係の研修講座の実施</p> <p>地域清掃活動、省エネ・省資源活動、リサイクル活動等の体験的な環境教育の推進</p> <p>子どもから大人まで幅広い世代を対象とした環境教育を実施し、環境保全についての理解を深めます。</p> <p>愛鳥モデル校の活動に対する支援</p> <p>環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進</p> <p>県内で環境に関する実践活動を行っている団体等に対し、環境アドバイザーを派遣し、支援します。</p> <p>緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ります。また、補助や青樹活動をする森林ボランティアの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図ります。</p>	<p>H25年度の取組内容 (実績)</p> <p>8月6～7日に「すくすくに役立つ！環境教育入門 研修講座」を実施。小・中、高校及び特別支援学校から計14名参加。</p> <p>「総合的な学習の時間」・「特別活動」等で体験的な環境教育を実施した。</p> <p>「環境教育等行動計画」の策定（H25.6.8、29団体）</p> <p>・街頭キャンペーンを実施。 ・環境アドバイザーの派遣</p> <p>活動資料の提供や講師の派遣によって活動を支えた。</p> <p>同計画のH25年度の進捗状況については、学校、地域、事業者、行政などを対象に調査を実施。H26.7)現在、集計中であるが、生ごみ減量リレーや環境アドバイザーによる地場での活動も増加しており、目標は達成するものと思われる。</p> <p>環境保全に関する学習会や自然体験活動等を行う団体等を支援する環境アドバイザーを派遣(41回)</p> <p>県内の小・中・高に、緑化推進運動ポスターの募集を実施し、482点の応募があった。</p>	<p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>60</p> <p>100</p> <p>90</p>	<p>活動指標</p> <p>活動指標</p> <p>活動指標</p> <p>成果指標</p> <p>成果指標</p> <p>活動指標</p> <p>活動指標</p> <p>成果指標</p> <p>成果指標</p>	<p>100</p>	<p>H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)</p> <p>計画通り実施できた。</p> <p>計画どおり実施できた。</p> <p>愛鳥モデル校からの活動報告により支援が行き届いているものも推測されるため。</p> <p>H24年度は学校や行政など県全域で環境保全活動や環境教育に対する取組が広がっており、目標値を達成できた。(H24年度実績 828千人)</p> <p>昨年度に環境アドバイザー制度利用が多かった団体の利用件数が減少した結果、環境学習会参加者も減少したため。</p> <p>本年度に環境アドバイザー制度利用が多かった団体の利用件数が減少した結果、環境学習会参加者も減少したため。</p> <p>本年度に環境アドバイザー制度利用が多かった団体の利用件数が減少した結果、環境学習会参加者も減少したため。</p> <p>本年度に環境アドバイザー制度利用が多かった団体の利用件数が減少した結果、環境学習会参加者も減少したため。</p>	<p>H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)</p> <p>8月11～12日に「ICTを活用した環境教育入門 研修講座」を実施。小・中、高校及び特別支援学校から計16名参加予定。</p> <p>「総合的な学習の時間」・「特別活動」等で体験的な環境教育を実施している。</p> <p>・街頭キャンペーンを実施。 ・環境アドバイザーの派遣 ・環境学習総合サイトを立ち上げ、情報発信を活性化させる。</p> <p>昭和49年から平成23年まで「愛鳥モデル校」事業を実施していたが、生物多様性の保全が課題となっており、野鳥のみならず、広く生きもの全般を対象とする「生物多様性モデル校」事業を実施。</p> <p>H26年度においてH25年度進捗状況を調査中。</p> <p>環境アドバイザー制度では、アドバイザーの数の拡充や分野の拡大を図るほか、各団体へ早期から周知活動を進める。</p> <p>環境アドバイザー制度では、アドバイザーの数の拡充や分野の拡大を図るほか、各団体へ早期から周知活動を進める。</p> <p>環境アドバイザー制度では、アドバイザーの数の拡充や分野の拡大を図るほか、各団体へ早期から周知活動を進める。</p> <p>環境アドバイザー制度では、アドバイザーの数の拡充や分野の拡大を図るほか、各団体へ早期から周知活動を進める。</p>	<p>H27年度の取組内容 (予定)</p> <p>8月に環境教育に関する講座を実施する。</p> <p>「総合的な学習の時間」・「特別活動」等で体験的な環境教育を実施する。</p> <p>平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバイザーの派遣や環境リレーや交流会などを通して人材の育成を図るとともに、平成26年度に立ち上げた環境学習総合サイトによる情報発信を活性化させる。</p> <p>「生物多様性モデル校」事業を実施。各校からの要望により、講師派遣教材の提供。</p> <p>平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバイザーの派遣や環境リレーや交流会などを通して人材の育成を図るとともに、平成26年度に立ち上げた環境学習総合サイトによる情報発信を活性化させる。</p> <p>平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバイザーの派遣や環境リレーや交流会などを通して人材の育成を図るとともに、平成26年度に立ち上げた環境学習総合サイトによる情報発信を活性化させる。</p> <p>平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバイザーの派遣や環境リレーや交流会などを通して人材の育成を図るとともに、平成26年度に立ち上げた環境学習総合サイトによる情報発信を活性化させる。</p> <p>平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバイザーの派遣や環境リレーや交流会などを通して人材の育成を図るとともに、平成26年度に立ち上げた環境学習総合サイトによる情報発信を活性化させる。</p>	<p>未定</p>	<p>環境教育課 高校教育課 特別支援教育室</p>	<p>160</p> <p>161</p> <p>162</p> <p>163</p> <p>164</p> <p>165</p> <p>166</p>		

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予算への反映 状況 (予定)	再掲	担当課	No.		
基本目標 環境教育・環境学習等の推進 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり	自主的な環境保全行動の推進	② 社会における環境教育・環境学習等の推進	新生活運動協議会への助成、各生活学校や生活会議に対する支援を行い、省資源・省エネ、節水・省エネルギー等の積極的な取り組みを促進し、普及啓発活動を行います。併せて、広報誌を発行し、生活学校、生活会議の活動状況のPRに努めます。	新生活運動協議会への助成・支援 環境情報の提供や、自然解説や指導者等の人材の育成、探鳥会や自然観察会の開催。	新生活運動協議会へ助成し、各生活学校やマイバグ参加運動、廃油利用の石けんの作り、災害訓練運動、東日本大震災復興等の積極的な取組を促進した。	活動指標	100	100	新生活運動協議会へ補助金を交付し、各生活学校や生活会議を支援した。	引き続き、新生活運動協議会への助成し、各生活学校や生活会議の積極的な取組を支援する。	新生活運動協議会へ助成し、各生活学校や生活会議の積極的な取組を支援する。	縮小	食品安全・消費生活課	167			
			環境情報の提供や、自然解説や指導者等の人材の育成、探鳥会や自然観察会の開催。	探鳥会を3回実施した。	活動指標	100	100	年間目標回数3回を達成し、アンケートによる参加者の満足度は90%以上であったため。	対馬探鳥会・雲仙探鳥会を実施予定。2月に県央地区にて探鳥会を実施し、年間3回の目標を達成見込み。	年間3回の探鳥会を実施予定。	現状維持	現状維持	自然環境課	168			
			県及び市町のボランティア団体協議会、県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、関係団体等の協働によるイベント開催やキャンペーンを行います。	県及び市町のボランティア団体等との協働によるイベント開催やキャンペーンの実施	もっとないない運動推進大会やノーマイカー運動等を開催。	もっとないない運動推進大会を計画し、県民、県議会、県庁、県民センター等に呼びかけ、実施する。	年間目標回数3回を達成し、アンケートによる参加者の満足度は90%以上であったため。	エコドライブ普及の協働事業を引き続き実施する。	活動指標	100	100	エコドライブ普及の協働事業を引き続き実施する。	エコドライブ普及の協働事業を引き続き実施する。	エコドライブ普及の協働事業を引き続き実施する。	現状維持	未来環境推進課	169
			地方機関を含めた全庁的な取組を推進します。	EMSの推進	県庁の推進	県庁の推進	内部監査員の確保、地方機関への説明会開催について、関係機関との連携を図るため、地方機関における相互内部監査方式のさらなる推進を図る。	内部監査員の確保、地方機関への説明会開催について、関係機関との連携を図るため、地方機関における相互内部監査方式のさらなる推進を図る。	活動指標	90	80	内部監査員の確保、地方機関への説明会開催について、関係機関との連携を図るため、地方機関における相互内部監査方式のさらなる推進を図る。	内部監査の充実をさらに図るため、地方機関における相互内部監査方式のさらなる推進を図る。	引き続き、県庁EMSの運用を適正に維持し改善するための取組を行う。	現状維持	環境政策課	170
自主的な環境保全行動の推進	① 県・市町の環境保全に向けた取り組みの推進	県庁のオフィス活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組めます(県庁エコオフィスプラン)。	県庁のオフィス活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組めます(県庁エコオフィスプラン)。	第三次県庁エコオフィスプランに基づき県庁におけるエネルギー使用量・廃棄物の削減、及び廃棄物資源化率・環境物品等削減率の向上に取り組んだ。	H25年度における県庁全体の二酸化炭素排出量は、平成23年度より削減し、平成24年度は52,682tで、H25年度目標の52,566tをほぼ達成した。(達成率99.8%)	成果指標	100	100	H25年度における県庁全体の二酸化炭素排出量は、平成23年度より削減し、平成24年度は52,682tで、H25年度目標の52,566tをほぼ達成した。(達成率99.8%)	平成年度(平成25年度)の削減率を向上させるため、県庁エコオフィスプランを推進する。	平成年度(平成25年度)の削減率を向上させるため、県庁エコオフィスプランを推進する。	現状維持	未来環境推進課	171			
			環境保全の意識の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境保全の意識の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	同計画のH25年度の進捗状況については、学校、事業、事業者、行政などを対象に調査を実施。(H26.7)現在、集計中であるが、生ごみ減量リーダーや環境アドバイザーによる地域での活動も増加しており、目標は達成するものと思われる。	H26年度は学校や行政など県全域で環境保全活動や環境教育に対する取組が広がっており、目標値を達成できた。(H24年度実績 828千人)	成果指標	100	100	H26年度は学校や行政など県全域で環境保全活動や環境教育に対する取組が広がっており、目標値を達成できた。(H24年度実績 828千人)	H26年度においてH25年度進捗状況を加えて調査中。	平成25年度に策定した「島根県環境教育推進計画」に基づき、環境教育の推進を図るとともに、人材の育成を図るとともに、平成26年度に立ち上げた環境学習総合サイトによる情報発信を活性化	現状維持	未来環境推進課	172		



基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度 再掲 (予定)	再掲	担当課	No.
自主的な環境保全行動の推進	③ 事業者の環境保全に向けた取り組みの推進	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の進捗	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の進捗	環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の進捗	同計画のH26年度の進捗状況については、学校、地域、事業者、行政などを対象に調査を実施、(H26.7)現在、集団中であるが、生ごみ減量化リーダーや環境アドバイザーによる地域での活動も増加しており、目標は達成するものと思われる。	成果指標	100	100	H24年度は学校や行政など県全域で環境保全活動や環境教育に対する取組が広がり、目標値を達成できた。(H24年度実績 828千人)	H26年度においてH25年度進捗状況を調査中。	平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバナーの派遣や環境リーダー交流会などを通して人材の育成を図るとともに、平成26年度に立ち上げた環境学習総合サイトによる情報発信を活性化	再掲	再掲	未来環境推進課	177
		環境に関するホームページを介して、迅速で幅広い情報を提供します。	県民、事業者等の自主行動計画である地球温暖化防止対策行動計画を支援します。	環境に関する情報の提供	県ホームページのリニューアルに伴い、ホームページを刷新するとともに、「環境保健総合情報システム」を運営し、随時、県民にわかり易い情報の提供を行った。	県民、事業者、大学、NPO、行政等の連携を図り、自主行動計画を支援します。	活動指標	90	100	ながさき環境県民会議を開催し、計画どおり連携を図ることができたため。	ながさき環境県民会議において、県民、事業者、大学、NPO、行政等の連携を図り、自主行動計画を支援する。	現状維持	再掲	未来環境推進課	178
環境情報の収集、発信の強化	① 情報提供機会の拡大	各種団体の活動を支援するとともに、活動の連携を図ります。	各種団体の活動を支援するとともに、活動の連携を図ります。	市町・各種団体との協働と活動支援	県ホームページのリニューアルに伴い、ホームページを刷新するとともに、「環境保健総合情報システム」を運営し、随時、県民にわかり易い情報の提供を行った。	活動指標	100	100	新着情報等、県民にわかりやすく、迅速に情報を伝えるためにホームページは随時、更新を行った。	ながさき環境県民会議、車輪県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	現状維持	再掲	環境政策課	179	
		環境に関するホームページを介して、迅速で幅広い情報を提供します。	県民、事業者等の自主行動計画である地球温暖化防止対策行動計画を支援します。	環境に関する情報の提供	県ホームページのリニューアルに伴い、ホームページを刷新するとともに、「環境保健総合情報システム」を運営し、随時、県民にわかり易い情報の提供を行った。	ながさき環境県民会議、車輪県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	活動指標	100	100	計画通り実施することができ、引き続き環境県民会議、車輪県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	ながさき環境県民会議、車輪県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	現状維持	再掲	未来環境推進課	180
	② 情報共有の推進	環境に関するホームページを介して、迅速で幅広い情報を提供します。	環境に関するホームページを介して、迅速で幅広い情報を提供します。	環境に関する情報の提供	県ホームページのリニューアルに伴い、ホームページを刷新するとともに、「環境保健総合情報システム」を運営し、随時、県民にわかり易い情報の提供を行った。	活動指標	100	100	新着情報等、県民にわかりやすく、迅速に情報を伝えるためにホームページは随時、更新を行った。	ながさき環境県民会議、車輪県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	現状維持	再掲	環境政策課	181	
		各種団体の活動を支援するとともに、活動の連携を図ります。	各種団体の活動を支援するとともに、活動の連携を図ります。	市町・各種団体との協働と活動支援	県民、事業者、大学、NPO、行政等の連携を図り、自主行動計画を支援します。	ながさき環境県民会議、車輪県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	活動指標	100	100	計画通り実施することができ、引き続き環境県民会議、車輪県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	ながさき環境県民会議、車輪県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議等と連携した普及啓発活動。	現状維持	再掲	未来環境推進課	182

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予算への反映 状況 (予定)	担当課	No.
県民・事業者による行政サービスの向上を図る	環境情報の収集、発信の強化	② 情報共有の推進	<p>科学技術に親しむ環境を創出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県科学技術週間(11月26日を含む一週間)を中心に研究機関を一般公開します。</li> <li>・科学技術に関する研究活動において顕著な成果を取めた研究者又は独創的で将来性のある研究活動を行っている研究者について、長崎県科学技術大賞として表彰します。</li> </ul>	<p>科学技術に親しむ環境を創出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県科学技術週間(11月26日を含む一週間)を中心に研究機関を一般公開します。</li> <li>・科学技術に関する研究活動において顕著な成果を取めた研究者又は独創的で将来性のある研究活動を行っている研究者について、長崎県科学技術大賞として表彰します。</li> </ul>	<p>H25年度環境保護研究センター一般公開については、環境政策課でご記入願います。</p> <p>科学技術賞選考委員会を設け、選考委員による書面審査を実施した。</p> <p>○選考結果 ・平成25年度は該当者なし</p>	活動指標	100	100	<p>計画どおり実施できたため</p>	<p>H26年度環境保護研究センター一般公開については、環境政策課でご記入願います。</p> <p>・H27.3に科学技術大賞表彰式開催予定</p>	<p>H27年度環境保護研究センター一般公開については、環境政策課でご記入願います。</p> <p>・H28.3に科学技術大賞表彰式開催予定</p>	現状維持	環境政策課・産業技術課	183



基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容(実績)	H25年度評価	H24年度評価	H25年度評価	H25年度評価の理由(施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容(予定)	H27年度予算の反映状況(予定)	再掲	担当課	No.		
環境保全のための共通基盤的施策	② 調査研究、監視、観測技術の開発の充実の推進	② 調査研究、監視、観測技術の開発の充実の推進	赤潮発生メカニズムの解明と防除対策に関する研究開発を推進します。	赤潮による漁業被害の防止・軽減のため赤潮被害防除技術の研究開発	H25年度の取組内容(実績) 有害赤潮による養殖魚への死を防ぐため、現場調査、主要原因の発生機構の解明及び有効な防除方法の検討を実施した。	100	100	100	有害赤潮による養殖魚への死を防ぐため、現場調査、主要原因の発生機構の解明及び有効な防除方法の検討を実施した。	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績) 有害赤潮による養殖魚への死を防ぐため、現場調査、主要原因の発生機構の解明及び有効な防除方法の検討を実施する。	H27年度の取組内容(予定) H26と同様に実施	現状維持	再掲	漁政課(水政)	188		
			県内中小企業の「一社一技」の発掘調査を行い、優れた製品技術について市場性・事業可能性の検証や研究開発、販路開拓の支援を行います。	中小企業基盤整備機構が運営する「ながさき出島インキュベータ」施設に入居する企業の新事業創出支援を行う。	100	100	100	計画を上回って実施できたため。	100	100	中小企業基盤整備機構が運営する「ながさき出島インキュベータ」施設に入居する企業の新事業創出支援を2件を目標に実施する。	H26と同様に実施	現状維持	再掲	産業技術課	189	
			事業化等調査事業・商品化研究・開発支援事業・見本市出張支援事業を行います。	事業化等調査事業・商品化研究・開発支援事業・見本市出張支援事業の実施	100	100	100	環境放射線等モニタリング調査(環境省)及び環境放射線水準調査(原子力規制庁)を実施した。	100	100	環境放射線等モニタリング調査(環境省)及び環境放射線水準調査(原子力規制庁)を実施した。	環境放射線等モニタリング調査(環境省)及び環境放射線水準調査(原子力規制庁)を実施する。	環境放射線等モニタリング調査(環境省)及び環境放射線水準調査(原子力規制庁)を実施する。	現状維持		環境政策課	190
			研究開発・商品開発後の新たな事業化を支援します。	研究開発・商品開発後の新たな事業化の支援	100	100	100	活動指標	100	100	活動指標	活動指標	活動指標	-		産業振興課	191
			経営の革新や創業者を取り組む「中核人材確保」等研修「設備投資」の面から、企業の支援を行います。	経営の革新や創業者を取り組む「中核人材確保」等研修「設備投資」の面から、企業の支援を行います。	100	100	100	活動指標	100	100	活動指標	活動指標	活動指標	廃止		産業振興課	192
			地域の環境技術の活用や、環境負荷削減技術の展開等を行う市町選定、その取り組みを支援します。	地域環境技術の活用や、環境負荷削減技術の展開等を行う市町選定、その取り組みを支援します。	100	100	100	活動指標	100	100	活動指標	活動指標	活動指標	-		産業振興課	193
			③ 環境産業の育成	③ 環境産業の育成	対馬市においては、平成26年6月、総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」可能性調査の採択を受け、「対馬エネルギーコンソーシアム」において調査を実施。また、「対馬エネルギーコンソーシアム」は計3回、「対馬市環境実践モデル都市地域連携協議会」に活用に関する部会について計5回開催し、湖流発電の事業化に向けては、小型湖流発電の実証に向けたワーキンググループを4回開催。また、「西海市環境実践モデル都市地域連携協議会」については計2回開催	対馬市においては、平成26年6月、総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」可能性調査の採択を受け、「対馬エネルギーコンソーシアム」において調査を実施。また、「対馬エネルギーコンソーシアム」は計3回、「対馬市環境実践モデル都市地域連携協議会」に活用に関する部会について計5回開催し、湖流発電の事業化に向けては、小型湖流発電の実証に向けたワーキンググループを4回開催。また、「西海市環境実践モデル都市地域連携協議会」については計2回開催	100	100	100	100	対馬市においては、平成26年6月、総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」可能性調査の採択を受け、「対馬エネルギーコンソーシアム」において調査を実施。また、「対馬エネルギーコンソーシアム」は計3回、「対馬市環境実践モデル都市地域連携協議会」に活用に関する部会について計5回開催し、湖流発電の事業化に向けては、小型湖流発電の実証に向けたワーキンググループを4回開催。また、「西海市環境実践モデル都市地域連携協議会」については計2回開催	対馬市においては、平成26年6月、総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」可能性調査の採択を受け、「対馬エネルギーコンソーシアム」において調査を実施。また、「対馬エネルギーコンソーシアム」は計3回、「対馬市環境実践モデル都市地域連携協議会」に活用に関する部会について計5回開催し、湖流発電の事業化に向けては、小型湖流発電の実証に向けたワーキンググループを4回開催。また、「西海市環境実践モデル都市地域連携協議会」については計2回開催	対馬市においては、分散型エネルギーインフラプロジェクト、具体的な事業を推進していく。西海市については、中小企業湖流発電のシステムを設計し、再生可能エネルギー活用モデルの実証等を推進していく。	現状維持	-	グリーンニューディール推進室	194
			太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した施設整備や省エネ型空調設備等の環境に配慮したエコスクールの推進	太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した施設整備や省エネ型空調設備等の環境に配慮したエコスクールの推進	100	100	70	成果指標	100	70	成果指標	目標値には届いていないが、概ね計画通りに進んでいる。	長崎県太陽光発電「屋根貸し」事業で決定した事業者候補者が太陽光発電設備設置工事を実施し、その後電気事業者に対して売電を開始する。また、環境省が行う再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、避難場所には指定されている県立学校に対して、太陽光発電設備を設置するための設計を実施する。	平成26年間に実施した再生可能エネルギー等導入推進基金事業に伴う太陽光発電設備のための設計を踏まえて、実際に設置工事を実施する。	再掲	教育環境整備課	195

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容(実績)	H25年度評価の理由(施策が進んでいない理由も併せて記載)	H25年度評価	H24年度評価	H25年度評価	H26年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容(予定)	H27年度予算への反映状況(予定)	再掲	担当課	No.
環境保全のための共通基盤的施策	④ 環境配慮の推進	長崎県環境影響評価条例、環境影響評価法及び個別法等にかかるとる開発行為の環境影響を審査、環境保全措置を指導します。	環境保全協定を締結している事業所への立入調査	長崎県環境影響評価条例、環境影響評価法及び個別法等にかかるとる開発行為の環境影響を審査、指導	100	100	100	準備書を受理し、環境保全措置を指導した。	長崎県環境影響評価条例、環境影響評価法及び個別法等にかかるとる開発行為の環境影響を審査、環境保全措置を指導する。	長崎県環境影響評価条例、環境影響評価法及び個別法等にかかるとる開発行為の環境影響を審査し、環境保全措置を指導する。	現状維持	環境政策課	196		
			環境保全協定を締結している事業所への立入調査	環境保全協定を締結している事業所への立入調査	100	100	目標値を達成できた	上半期に実績無し。年度中に、県と環境保全協定を締結している4事業所に立入調査を実施し、協定事項の遵守状況を確認する計画。	現状維持	環境政策課	197				
	⑤ 公害害情と公害紛争等の適正処理	公害害情については、公害害情相談員や公害害情担当職員が配置されている市町との連携のもと、適切かつ迅速に処理し、早期解決に努めます。	公害害情の適切かつ迅速な処理	公害害情の適切かつ迅速な処理	100	100	県内保健所及び振興局、市町にて住民からの苦情に対応した。(H25苦情受付件数829件)	県内保健所及び振興局、市町にて住民からの苦情に対応した。	県内保健所及び振興局、市町にて住民からの苦情に対応する。	県内保健所及び振興局、市町にて住民からの苦情に対応する。	現状維持	環境政策課	199		
			公害紛争処理については、公害審査委員候補者による調停、あっせん等適正処理に努めます。	公害紛争処理については、公害審査委員候補者による調停、あっせん等適正処理の実施	100	100	申請のあった調停事件について、適正に処理を実施したため。	各部署とも、平成17年に策定された「長崎県環境配慮型公共工事指針」等の指針を最大限尊重し、公共工事を実施した。	現状維持	環境政策課	200				
⑥ 環境管理システムの適切な運用と普及の促進	事業者が自主的・主体的に取り組み環境管理システムの導入を促進します。	地方機関を含めた全庁的EMSを推進します。	地方機関を含めた全庁的EMSの推進	90	80	県庁EMSの運営を適正に維持し改善するため、職員研修、内部監査の養成、内部監査、外部評価等を実施した。また、今年から本格的に地方機関においても相互監査方式で内部監査を実施した。	内部監査の確保、地方機関への説明会回数について目標を達成したが、内部監査養成研修の受講率が目標の80%だった。	内部監査の充実をさらに図るため、地方機関における相互内部監査方式のさらなる推進を図る。	引き続き、県庁EMSの運営を適正に維持し改善するための取組を行う。	現状維持	再掲	環境政策課	202		
		事業者が自主的・主体的に取り組み環境管理システムの導入を促進します。	事業者が自主的・主体的に取り組み環境管理システムの導入を促進	90	70	県内における「ISO14001」及び「ISO14001」の新規認証登録事業者:35件/48件(累計)	県内における「ISO14001」の認証取得を目指す。県内の中企業に対し、認証取得のための助成や研修会等の開催、コンサルタントの斡旋を行う。	ISO14001の認証取得を目指す。県内の中企業に対し、認証取得のための助成や研修会等の開催、コンサルタントの斡旋を行う。	引き続き、認証取得のための助成や普及啓発等に取組んでいく。	現状維持	再掲			環境政策課	203
			長崎県産業振興財団において、ISO14001等の普及啓発のための研修会の開催及び認証取得のためのコンサルタントの斡旋を行います。	ISO14001等の普及啓発のための研修会の開催、認証取得のためのコンサルタントの斡旋を行った。	100	100	計画どおり実施できたため。	ISO14001の認証取得を目指す。県内の中企業に対し、認証取得のための助成や研修会等の開催、コンサルタントの斡旋を行う。	引き続き、認証取得のための助成や普及啓発等に取組んでいく。	産業振興課	204				

基本目標	大項目	中項目	掲載内容	施策内容	H25年度の取組内容 (実績)	評価指標	H24年度 評価	H25年度 評価	H25年度評価の理由 (施策が進んでいない理由も併せて記載)	H26年度の取組内容 (年間計画及び上半期実績)	H27年度の取組内容 (予定)	H27年度予算への反映状況 (予定)	再掲	担当課	No.
環境保全のための共通的基本的施策		⑦ 環境保全効果を手立てさせるための	事業者がリサイクルに要する資金の一部を拠出する制度(デポジット制度)の普及を図ります。	事業者がリサイクルに要する資金の一部を拠出する制度(デポジット制度)の普及	H25年度の取組内容 (実績) ・情報収集 ・長崎大学生生活協同組合等による本物容器デポジットの継続実施 ・産廃廃棄物処理基金を原資とした事業の実施(14件、73,833千円)	活動指標	60	60	・情報収集 ・長崎大学生生活協同組合等による本物容器デポジットの継続実施ができたが、委託団体等の拡大にまで至らなかったため	・情報収集 ・長崎大学生生活協同組合等による本物容器デポジットの継続実施 ・ながさき環境県民会議4R部会での検討	現状維持	再掲	未業務推進課	205	
		⑧ 補助的措置の活用	産廃税を活用した様々な環境保全への取り組みを支援します。	産廃税を活用した様々な環境保全への取り組みへの支援	・産廃廃棄物処理基金を原資とした事業の実施(14件、73,833千円) GAP推進協議会の開催(8月、12月)、指導者養成研修(12月)、生産団体等への導入支援研修会の開催(24回)等によってGAPを推進した。	活動指標	100	100	計画どおり実施できた。	・産廃廃棄物処理基金を原資とした事業の実施 ・産廃廃棄物処理効果検証	・産廃廃棄物処理基金を原資とした事業の実施	現状維持	再掲	未業務推進課	206
			環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」を推進します。	環境保全、農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」の推進	GAP推進協議会の開催(8月、12月)、指導者養成研修(12月)、生産団体等への導入支援研修会の開催(24回)等によってGAPを推進した。	成果指標	100	100	計画どおり実施できたため	GAP推進協議会の開催(8月、12月)、指導者養成研修(9月)、生産団体等への導入支援研修会の開催等によってGAPを推進する。	現状維持	再掲	農業経営課	207	
			工場等からの排水基準適合状況を把握するため、立入検査を実施し、排水基準の遵守を図ります。	工場等への立入検査の実施	工場等へ立入検査を実施し、排水を調査したところ、排水基準の遵守率は97%であった。なお、排水基準に違反した工場等に對しては指導を実施し、指導を行った全施設で排水基準達成を確認している。	成果指標	90	90	一部の工場等による排水処理施設の不適正な維持管理のため、排水基準遵守率は高い水準ではなかった。100%には至らなかった。	平成26年度も計画に基づき、引き続き立入調査及び工場等への指導を実施する。	排水基準遵守率100%を目標として、立入調査及び工場等への指導を実施する。	現状維持	再掲	環境政策課	208
			希少野生動植物種保存地域、長崎県自然環境保全地域、国定公園・県立自然公園、鳥獣保護区の指定、計画変更の検討するとともに、特に貴重な自然環境を有する島崎自然環境保全地域については、用地基金を活用した公有地化を検討します。	希少野生動植物種保存地域、長崎県自然環境保全地域、国定公園・県立自然公園、鳥獣保護区の指定、計画変更の検討。特に貴重な自然環境を有する島崎自然環境保全地域については、用地基金を活用した公有地化の検討	・県立自然公園区域の見直し検討案を1箇所作成したため。 ・県内の自然の風景地の保護状況及び自然公園面積に関する変更無く、風景地の保護等は確保されているため。(自然公園面積74,091haを維持)	成果指標	100	100	希少野生動植物種保存地域の指定を目指す。自然公園区域の見直し検討作業、自然公園区域の見直し検討作業や自然環境の委託作業や自然環境の情報収集等を行う。第11次鳥獣保護事業計画に沿って、鳥獣保護区に、計画変更が必要な場合は検討する。	・長崎県希少野生動植物種の保護に関する基本方針に基づき実施予定。 ・自然公園区域の見直し検討作業や自然環境の委託作業や自然環境の情報収集等を行う。第11次鳥獣保護事業計画に沿って、鳥獣保護区に、計画変更が必要な場合は検討する。	現状維持	再掲	自然環境課	209	

第4章 数値目標達成状況一覧

基本目標	大項目	中項目	数値目標項目	基準年	基準年の値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	達成年次	達成目標値	担当部局	担当課	No.		
I 地球環境保全をめざす社会の実現	1 地球温暖化対策の推進	①温室効果ガスの排出抑制	温室効果ガス排出量	H21年度	-	目標値	※	※	※	※	H27年度	「地球温暖化対策実行計画」における目標	環境部	未来環境推進課	1		
					実績値	1012.2万t	※	※	※								
				達成率	-												
				ごみ発電量	H20年度	6,657万kWh	目標値	7,245万kWh	7,071万kWh	7,059万kWh	7,046万kWh	6,987万kWh	H27年度	6,987万kWh	環境部	廃棄物対策課	2
					実績値	7,285万kWh	7,505万kWh	※									
			達成率		101%	106%											
				低炭素化・グリーン化に関する技術開発件数	H21年度	-	目標値	-	-	-	2件	-	H26年度	2件	産業労働部、水産部	産業技術課、漁政課(総合水試)	3
					実績値	-	-	-									
			達成率		-	-	-										
				長崎県EV・PHVタウン構想に基づく電気自動車導入件数	-	-	目標値	250台	350台	500台	500台	500台	H25年度	500台	産業労働部	グリーン・エネルギー推進室	4
					実績値	361台	630台	958台									
			達成率		144%	180%	192%										
	県立学校の太陽光発電システム導入校数	H21年度	8校	目標値	-	9校	13校	13校	-	H27年度	20校	教育庁	教育環境整備課	5			
		実績値	-	9校	9校												
達成率		-	100%	69%													
	環境管理システムの新規認証登録件数(累計)	H21年度	3件	目標値	16件	32件	48件	64件	80件	H27年度	80件(平成23~27年度)	環境部、産業労働部	環境政策課、グリーン・エネルギー推進室	6			
		実績値	17件	28件	35件												
達成率		106%	88%	73%													
	エコドライブ講習会参加者数	H21年度	15人	目標値	554人	294人	-	-	-	H24年度	1,440人	環境部	未来環境推進課	7			
		実績値	814人	712人													
達成率		147%	242%														
	交通の分散化、ボトルネックの解消等による道路交通の二酸化炭素排出削減量	H21年度	-	目標値	-	-	-	-	-	H30年度	1,305t-CO2/年	土木部	都市計画課	8			
		実績値	-	-													
達成率		-	-														
	環境実践モデル都市成果事例集	H21年度	-	目標値	-	1事例集	-	-	-	H24年度	3事例集	産業労働部	グリーン・エネルギー推進室	9			
		実績値	-	0事例集													
達成率		-	0%														
	間伐面積	H20年度	2,956ha	目標値	14,300ha	18,500ha	2,645ha	2,755ha	2,875ha	H24年度	18,500ha(平成20~24年度累計)	農林部	森林整備室	10			
		実績値	13,849ha	16,849ha	2,269ha												
達成率		97%	91%	86%													
	森林バイオマスエネルギー利用施設	H21年度	2施設	目標値	4施設	5施設	5施設	5施設	5施設	H27年度	5施設	農林部	林政課	11			
		実績値	4施設	5施設	5施設												
達成率		100%	100%	100%													
	病害虫予防情報提供率	H21年度	100%	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	農林部	農業経営課	12			
		実績値	100%	100%	100%												
達成率		100%	100%	100%													

基本目標	大項目	中項目	数値目標項目	基準年	基準年の値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	達成年次	達成目標値	担当部署	担当課	No.		
I 地球環境保全をめざす社会の実現	2 広域的な環境汚染対策の推進	②オゾン層の保護対策の推進	第一種フロン回収業者の立入検査件数	-	-	50件/年	50件/年	85件/年	50件/年	50件/年	-	50件/年	環境部	未来環境推進課	13		
			達成率	132%	106件/年	212%	170%	100%	170%	100%	-	-	4.0以上	環境部	環境政策課	14	
		③酸性雨対策の推進	強酸性雨の出現防止	-	-	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	-	4.0以上	環境部	環境政策課	15	
			困難	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	6回	H27年度	6回以上(毎年度)	環境部	廃棄物対策課	16	
		④漂着ごみ・漂流油対策の推進	海岸漂着物の発生抑制対策、国際協力事業の実施回数	H21年度	3回/年	6回	7回	11回	6回	6回	6回	-	2回/年	環境部	未来環境推進課	17	
	II 環境への負荷の削減と循環型社会づくり	1 廃棄物対策の推進	①廃棄物の発生・排出抑制	1人1日あたりの一般廃棄物排出量	-	-	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	-	2回/年	環境部	廃棄物対策課	18	
				産業廃棄物排出量	H20年度	965g	916g	900g	883g	867g	850g	H27年度	850g	環境部	廃棄物対策課	19	
			②廃棄物の再資源化の推進	一般廃棄物再資源化率	H20年度	15.8%	19.9%	21.2%	22.5%	23.8%	25.0%	H27年度	25%	環境部	廃棄物対策課	20	
			産業廃棄物再資源化率(5年毎調査)	H20年度	55%	85.4%	76.4%	※	※	※	※	62%	H27年度	62%	環境部	廃棄物対策課	21
			産業廃棄物再資源化率のうち多量排出事業者再資源化率(産業廃棄物)(毎年調査)	H20年度	42%	52.0%	54.5%	57.0%	59.5%	62.0%	H27年度	62%	環境部	廃棄物対策課	22		
		③廃棄物の適正処理の推進	ごみ焼却施設数	H21年度	24施設	22施設	23施設	22施設	21施設	20施設	20施設	H27年度	20施設	環境部	廃棄物対策課	23	
			産業廃棄物処理業者の基準適合率(立入検査回数に対する指摘不適合の業者数の割合)	H21年度	93%	94%	95%	95%	95%	95%	95%	H27年度	95%	環境部	廃棄物対策課	24	
			排出事業者研修会参加者数	H21年度	130人	260人	260人	260人	260人	260人	260人	H27年度	260人	環境部	廃棄物対策課		
			達成率	111%	183%	131%	183%	131%	183%	131%	183%	131%	183%	環境部	廃棄物対策課		

基本目標	大項目	中項目	数値目標項目	基準年	基準年の値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	達成年次	達成目標値	担当部署	担当課	No.		
II 環境への負荷の削減と循環型社会づくり	2 大気環境の保全	①大気汚染防止対策の推進	ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率 (ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物などのばい煙濃度の排出基準適合施設割合)	H21年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	25		
				H21年度	66%	80%	80%	80%	80%	H27年度	80%						
				H21年度	40件	71件	121件	165件	165件	H26年度	165件						
		②自動車排出ガス抑制対策の推進	民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数	H21年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	土木部	建築課	27	
				H21年度	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%						
				H21年度	—	—	—	—	—	H30年度	1,305t-CO2/年						
	3 水環境の保全	①海城、河川・湖沼等の水質保全対策の推進	河川BOD評価による環境基準達成率 (河川水質調査水域数に対する環境基準達成水域の割合)	H21年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	30	
				H21年度	76%	80%	80%	80%	80%	H27年度	80%						
				H21年度	73%	75%	75%	75%	75%	H27年度	75%						
		②生活排水対策の推進	海域COD評価による環境基準達成率 (海域水質調査地点数に対する環境基準達成地点の割合)	H21年度	73.6%	73%	73%	73%	73%	73%	73%	73%	H27年度	73%	環境部	環境政策課	32
				H21年度	73.6%	75.8%	76.9%	76.9%	76.9%	H27年度	76.9%						
				H21年度	73.6%	75.2%	75.9%	75.9%	75.9%	H27年度	75.9%						
3 水環境の保全	③工場・事業場等排水対策の推進	特定施設からの排水基準遵守率 (水質汚濁防止法に基づく特定施設への立入検査時における、施設からの排水の排水基準遵守率)	H21年度	98%	97.8%	99%	99%	99%	99%	99%	H27年度	99%	環境部	環境政策課	34		
			H21年度	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%							
			H21年度	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%							
	④土壌・地盤環境の保全	有害物質使用特定事業の排水基準遵守率 (重金属等の有害物質を使用している特定事業場において、排水検査を実施した結果、排水基準に適合した事業場の割合)	H21年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	36	
			H21年度	100%	98%	98%	98%	98%	H27年度	98%							
			H21年度	100%	98%	98%	98%	98%	H27年度	98%							

基本目標	大項目	中項目	数値目標項目	基準年	基準年の値	平成23年度 目標値	平成23年度 実績値	平成24年度 目標値	平成24年度 実績値	平成25年度 目標値	平成25年度 実績値	平成26年度 目標値	平成26年度 実績値	平成27年度 目標値	平成27年度 実績値	達成年次	達成目標値	担当部署	担当課	No.		
Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり	5 悪臭・騒音対策の推進	①騒音・振動・悪臭対策の推進	騒音に係る類型指定地域内の環境基準達成率(環境騒音)	H21年度	84.6%	85%	86%	85%	85%	85%	85%	85%	85%	85%	H27年度	85%	環境部	環境政策課	37			
				達成率	101%	104%	104%	90%	90%	90%	90%	H27年度	90%	環境部	環境政策課	38						
				騒音に係る類型指定地域内の環境基準達成率(自動車騒音)	H21年度	89.2%	90%	94%	96%	104%	101%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	39	
				達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	40	
				施設に係るダイオキシン類の排出基準遵守率	H21年度	87.5%	93%	93%	93%	93%	93%	93%	93%	93%	93%	93%	H27年度	93%	環境部	環境政策課	41	
	6 化学物質の環境リスク対策の推進	③ダイオキシン類削減対策の推進	自主測定及び報告の遵守率	H21年度	97.2%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	42		
				達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	環境政策課	43		
				市町が設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出量	H21年度	0.36g-TEQ/年	0.37g-TEQ/年	0.39g-TEQ/年	0.39g-TEQ/年	0.39g-TEQ/年	H27年度	0.39g-TEQ/年以下	環境部	廃棄物対策課	44							
				達成率	131%	216回	216回	216回	H27年度	216回	環境部	自然環境課	45									
				自然公園等巡回回数(職員による巡回回数)	H21年度	276回	235回	236回	236回	236回	H27年度	236回	環境部	自然環境課	46							
Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり	1 生物多様性の保全	①自然環境の監視・調査研究の推進	希少野生動植物種保存地域の指定地域数	H21年度	2地域	4地域	H27年度	4地域	環境部	自然環境課	47											
				達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	自然環境課	48		
				②野生動植物の保護・生態系の保全と再生	H21年度	4か所	12か所	13か所	13か所	13か所	H27年度	13か所	環境部	自然環境課	49							
				達成率	108%	108%	108%	108%	108%	108%	108%	108%	108%	108%	108%	108%	H27年度	108%	環境部	自然環境課	50	
				保安林面積	H21年度	48,134ha	48,830ha	48,830ha	48,830ha	H27年度	48,830ha	農林部	林政課	51								
	2 自然とのふれあいの場の保全・整備	①自然とのふれあいの場の保全・整備	自然環境を活かした先進的な地域づくりに取り組む地域数	H21年度	1地域	1地域	1地域	1地域	1地域	1地域	1地域	1地域	1地域	1地域	1地域	H27年度	1地域	環境部	自然環境課	52		
				達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	H27年度	100%	環境部	自然環境課	53	
				自然公園利用者数	H21年度	1,320万人	1,330万人	1,340万人	1,340万人	1,340万人	H27年度	1,370万人	環境部	自然環境課	54							
				達成率	96%	101%	101%	101%	101%	101%	101%	101%	101%	101%	101%	101%	101%	H27年度	101%	環境部	自然環境課	55
				自然公園利用者数	H21年度	1,279万人	1,357万人	1,445万人	1,445万人	1,445万人	H27年度	1,445万人	環境部	自然環境課	56							

基本目標	大項目	中項目	数値目標項目	基準年	基準年の値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	達成年次	達成目標値	担当部局	担当課	No.				
Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり	2 自然とのつながりの回復	①自然とのふれあいの場の保全・整備	自然歩道の延長	H21年度	235.4km	435.4km	465.4km	465.4km	465.4km	465.4km	H27年度	465.4km	環境部	自然環境課	49				
						達成率 107%	100%	100%	80%	80%									
						目標値 80%	83%	90%	90.8%										
				②自然とのふれあいの機会の提供	県民の森利用者の満足度割合	H21年度	410軒	510軒	556軒	733軒	745軒	753軒	H27年度	753件	農林部	林政課	50		
						達成率 104%	113%	114%											
						目標値 733軒	784軒	107%											
				③社会経済活動における適切な活用	農林漁業体験民宿の開業軒数	H21年度	3,000人	6,400人	7,400人	9,568人			H24年度	7,400人	農林部	農山村対策室	51		
						達成率 111%	106%	100%											
						目標値 7,132人	7,906人	270万m3	270万m3	270万m3									
			3 快適な生活環境の創造と美しい、持続可能な生活環境の構築	①快適な生活環境の創造と美しい、持続可能な生活環境の構築	海砂採取の年間限度量	H22年度	300万m3	300万m3	270万m3	270万m3	270万m3	270万m3	H30年度	250万m3	土木部	河川課	52		
							達成率 117%	114%	108%										
							目標値 112集落	112集落	125集落	125集落									
							達成率 117%	114%	108%										
							目標値 1,038集落	1,040集落	1,107集落	1,107集落	1,120集落								
			3 快適な生活環境の創造と美しい、持続可能な生活環境の構築	②社会経済活動における適切な活用	環境保全活動取組み集落数	H21年度	1,038集落	1,040集落	1,107集落	1,086集落			H27年度	1,120集落	水産部	漁政課・資源管理課	54		
		達成率 105%				104%	100%												
		目標値 1,092集落				1,077集落	1,086集落												
		達成率 105%				98%													
		目標値 4市町				9市町	10市町	12市町	14市町										
	3 快適な生活環境の創造と美しい、持続可能な生活環境の構築	③社会経済活動における適切な活用	資源保全活動取組み集落数	H21年度	4市町	9市町	10市町	12市町	13市町	14市町	H27年度	14市町	土木部	都市計画課	56				
					達成率 89%	80%	75%												
					目標値 32%	20%	24%	15%											
					達成率 32%	20%	24%	15%											
					目標値 70%	71%	72%	73%	74%	75%									
	4 環境教育・環境学習等の推進	①学校等における環境教育・環境学習等の推進	身近な環境活動に取り組んでいる人の割合	H22年度	68%	68%	63%	63%			H27年度	75%	環境部	未来環境推進課	58				
					達成率 96%	88%	86%												
					目標値 71.2万人	73.1万人	73.6万人	90万人	90万人										
					達成率 130%	113%													
					目標値 52回	60回	60回	70回	70回										
	4 環境教育・環境学習等の推進	②社会における環境教育・環境学習等の推進	環境学習への参加者数	H21年度	3,408人	2,900人	3,075人	3,500人	3,500人	3,500人	H27年度	3,500人	環境部	未来環境推進課	59				
					達成率 102%	108%	108%												
					目標値 61回	66回	65回	41回	41回										
					達成率 102%	108%	108%												
					目標値 105%	120%	120%												
	4 環境教育・環境学習等の推進	③社会における環境教育・環境学習等の推進	環境アドバイザーの派遣数と参加者数	H21年度	52回	60回	60回	70回	70回	70回	H27年度	70回	環境部	未来環境推進課	60				
					達成率 102%	108%	108%												
					目標値 61回	66回	65回	41回	41回										
					達成率 102%	108%	108%												
					目標値 105%	120%	120%												

基本 目標	大項目	中項目	数値目標項目	基準年の値		平成23年度 実績値	平成23年度 達成率	平成24年度 実績値	平成24年度 達成率	平成25年度 実績値	平成25年度 達成率	平成26年度 実績値	平成26年度 達成率	平成27年度 実績値	平成27年度 達成率	達成年次	達成目標値	担当部局	担当課	No.		
				基準年 H21年度	基準年の値 795回																	
のIV パ ー ト 民 ・ 事 業 者 に 行 う よ び の 環 境 保 全 の 推 進 策 を 実 施 す る こ と を 主 眼 点 と し て 推 進 す る	2 自 立 的 な 環 境 保 全	②県民の環境保全 に向けた取り組み の推進	数値目標項目 生ごみ減量化リーダーの活動回数	H21年度	795回	830回	104%	848回	106%	1260回	152%	1280回	161%	1300回	164%	H27年度	1300回	環境部	未来環境推進課	61		
						912回	114%	1244回	136%													
						109%	147%	103%														
			③事業者の環境保 全に向けた取り組 みの推進	環境管理システムの新規認証登録件数(累計 (再掲))	H21年度	3件	16件	106%	32件	200%	48件	300%	64件	400%	80件	500%	H27年度	80件 (平成23～27年度)	環境部、 産業労働部	環境政策課、 グリーンコミュニティー 推進室	62	
						17件	106%	28件	162%	35件	206%											
						106%	88%	73%														
		のV 共 同 的 な 環 境 保 全 の 推 進 策 を 実 施 す る	⑥環境管理システ ムの適切な運用と 普及の促進	環境管理システムの新規認証登録件数(累計) (再掲)	H21年度	3件	16件	106%	32件	200%	48件	300%	64件	400%	80件	500%	H27年度	80件 (平成23～27年度)	環境部、 産業労働部	環境政策課、 グリーンコミュニティー 推進室	63	
						17件	106%	28件	162%	35件	206%											
						106%	88%	73%														
		のVI 環 境 保 全 の 推 進 策 を 実 施 す る	⑦環境保全効果を 促進させるための 手立て	農業生産工程管理(GAP)取り組み件数	H21年度	59件	76件	129%	82件	137%	118件	200%	129件	219%	140件	237%	H27年度	140件	農林部	農業経営課	64	
						90件	153%	108件	181%	123件	193%											
						118%	132%	104%														

## 第5章 数値目標の進捗状況個表

### 基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現

指標	1	計画策定時の値 (H2年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H32年度)
					目標値	実績値			
	温室効果ガス排出量	931.7万t	1,012.2万t	※	※	-		※	837.5万t (森林吸収量を除く。)
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
<p>県内の温室効果ガス総排出量(各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じ、それらを合算したもの)</p>		「長崎県地球温暖化対策実行計画」における目標値							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>※平成23年度排出量(平成27年7月確定)1,012.2万t 基準年比:12.2%増 (要因)火力発電の増加による電力排出原単位の悪化による、電力消費に伴う排出量の増。 ※平成24年度排出量の推計に必要な統計データは、平成27年3月ごろ把握予定。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>九州電力管内では、平成23年12月に全ての原子力発電所の停止に伴い火力発電が増加しており、平成24年度の電力排出原単位はさらなる悪化が予想される。 国は、東日本大震災と東京電力福島第1原発事故に伴うエネルギー基本計画の見直しと、2015年(平成27年)の第21回締約国会議(COP)に向けた、2020年以降の新たな国際的約束草案を作成を行っており、長崎県地球温暖化対策実行計画に掲げる目標値については、今後の国の動向を注視しながら、適宜、必要な見直し作業を行う。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
		未来環境推進課							

指標	2	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
	ごみ発電量	6,657万kwh	7,285万kwh	7,505万kwh	7,059万kwh	※		7,046万kwh	6,987万kwh
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
<p>長崎県内の市町が家庭等から排出されるごみを焼却処理する過程で得られる発電量です。 ごみ焼却施設では、ごみを燃やして発生する余熱を利用してごみ発電を行うことができます。</p>		<p>ごみの焼却に伴って発生する余熱の回収・再利用を促進するための目標として設定しました。 この目標が達成されることにより、余熱利用の推進が図られ地球温暖化防止に役立つとともに、資源循環型社会への転換が進むことになります。</p>							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>※平成25年度の実績値は、平成27年3月に把握できる予定。 現在、県内市町の5施設において余熱利用発電設備が設けられている。 なお、平成24年度のごみ発電量は7,505万kWhと基準年の平成20年度よりも増加傾向にある。焼却トラブル等による稼働停止もなく、順調に稼働している。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>循環型社会の構築や低炭素社会の実現に向け、ごみの有効利用を図るため、国の交付金制度を活用し、発電施設の導入を推進していく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
		廃棄物対策課							

指標	3	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H26年度)
					目標値	実績値			
低炭素化・グリーン化に関する技術開発件数	数値	-	-	-	-	-	-	2件	2件
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
県内産業への再生可能エネルギー利用技術や省エネ技術の開発件数。		県内産業への再生可能エネルギー利用技術や省エネ技術の開発により、産業振興と低炭素化を図る。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>・再生可能(自然)エネルギーを活用した環境負荷の低い省エネ養殖の研究開発 陸上養殖振興プロジェクト事業の一環として、水温調節にかかるランニングコストを削減するための地中熱等の自然エネルギーを利用した低コスト陸上養殖システムの技術開発に取り組んだ。結果、地中熱利用の加温経費はボイラー加温経費の45%で運転できることが確認できた。</p> <p>・大学等の知見を活用した陶磁器製造における省エネ評価技術の確立 経常研究「低炭素社会対応型陶磁器素材の開発(H24～26年度)」の中で、LCAの算出手法の確立に取り組み、湯呑みについてCFP認定を受けるとともに、このCFP認定製品を陶器まつりで、一般消費者にモニター販売し、アンケート調査を実施した。また、県内陶磁器製造に適用できるCFP算定ソフトも開発した。さらに、北九州市立大学と陶磁器製造に関するLCAの共同研究を実施した。 ※LCA: ライフサイクルアセスメント(Life Cycle Assessment: LCA)とは、製品のライフサイクルにおける投入資源・環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的に評価する手法 ※CFP: カーボンフットプリント(Carbon Footprint of Products: CFP)とは、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO<sub>2</sub>に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組み</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>・再生可能(自然)エネルギーを活用した環境負荷の低い省エネ養殖の研究開発 整備した地中熱加温システムを基に、さらに加温・放熱ロスの少ないシステムを開発し、運転経費の低減を図っていく。</p> <p>・大学等の知見を活用した陶磁器製造における省エネ評価技術の確立 経常研究「低炭素社会対応型陶磁器素材の開発(H24～26年度)」の中で、H26年度も継続して北九州市立大学と陶磁器製造に関するLCAの共同研究を行う予定である。また、湯呑みを含む特定の陶磁器製品に対してCFPを表示した環境対応商品に対する一般消費者の購入動機付けに関するアンケートも継続実施する。さらに、従来の陶磁器焼成温度(1300℃)より100℃低い温度で焼成できる低温焼成陶土を使用した手洗い鉢を企業と共同開発し、建設技術フェア等でPRを行う予定である。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 ■ その他( H26終了 )</p> <p>※その他は、産業技術課担当分(陶磁器製造)についての状況</p>							
		産業技術課・漁政課(総合水試)							

指標	4	計画策定時の値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H25年度)
					目標値	実績値			
EV(電気自動車)及びPHV(プラグインハイブリッド自動車)の導入台数	数値	-	361台	630台	500台	958台	191%	-	500台
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
県内のEV等導入台数です。		長崎県EV・PHVタウン構想の目標である500台をH25年度目標としています。この目標が達成されると、県内の電気自動車が、平成21年3月末時点の5台の100倍となり、県内のCO2削減に電気自動車が大きく寄与します。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>当該事業は、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及のためのモデル事業の実施地域として選定された「長崎県EV・PHVタウン」構想を推進するため、電気自動車の導入や充電インフラの整備を促進する市町や民間企業等に対する全国有数の補助制度を導入し、EV等の普及による低炭素社会の実現、EV等と地域資源を活用した地域活性化を図ることを目的とした事業である。</p> <p>①県内の市町及び民間事業者等がEVを導入し、EVの普及に資する活動を実施する場合、その導入に係る経費の一部を助成し、導入支援を行った。(平成21年度 12台 平成22年度 12台 平成23年度 12台 平成24年度 3台)</p> <p>②県内の市町及び民間事業者等が急速充電器を導入し、一般開放を行い、EVの普及に資する活動を実施する場合、その導入に係る経費の一部を助成し、導入支援を行った。(平成22年度 2基 平成24年度 3基 平成25年度 0基)</p> <p>③EV・PHVの普及促進を図るためのアンケート調査を実施し、その結果等を取りまとめた普及啓発用パンフレットを作成した。(平成22年度 パンフレット作成 15,000部)</p> <p>その結果、長崎市が公用車として導入し、様々なイベント時にEVを活用するなど普及啓発促進に取り組むとともに、タクシー会社による導入や、自動車整備事業所がEV普及を見越した整備技術習得のために導入するなど、民間事業者も今後のEV普及促進につながる活動を展開した。また、これまで急速充電器未整備地域であった西海市西彼支所への急速充電器の設置など、EV用充電設備の整備促進を進めている。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>「長崎県EV・PHVタウン」構想において設定した、平成25年度の県内のEV等導入台数500台は達成したが、県内を電欠なくEVが走行できるための充電設備は不十分であるため、今後も県内の適正な充電設備の配置を促進するための普及啓発・支援を行う。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 ■ 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
		グリーンニューディール推進室							

指標	5	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
	数値	8校	-	1校	13校	9校	69%	6校	20校
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
各市町ごとに県立学校1校 (市町モデルとして設置)		この目標が達成されると、温室効果ガスの排出を抑制することができ、地球環境保全の一助となります。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>平成25年度の新規事業として、長崎県太陽光発電「屋根貸し」事業を実施した結果、3事業者候補者が県立学校6校に対して太陽光発電システムを導入することを決定した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>学校施設についても、環境への負荷の低減に対応した施設づくりが求められており、太陽光発電設備の整備推進を図る必要があるが、依然として導入コストが高いという問題点があり、技術革新に伴うコストの低減が求められている。          今後は、国の補助事業等を活用しながら、目標の達成に向けて進めていきたい。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他(民間事業の活用を検討)</p>							
教育環境整備課									

指標	6	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
	数値	3件	17件	28件	48件	35件	73%	64件	80件 (平成23～27年度)
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
環境管理システムを導入した県内企業数									
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>主な環境マネジメントシステム(EMS)のうち、「ISO14001」の認証登録については全国及び県内においても減少傾向であるが、環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21」については全国及び県内においても増加傾向である。本県では「エコアクション21」の地域事務局と連携し、市町への働きかけや、商工会連合会など県庁EMSの研修への参加呼びかけを行ったが、目標に達成しなかった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後、「エコアクション21」については県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、県商工会連合会など県内の商工関係団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
環境政策課・グリーンニューディール推進室									

指標	7	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H24年度)
					目標値	実績値			
エコドライブ講習会参加者数		15人	814人	712人	-	-	-	-	1,440人 (H21～24の 累計)
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
県民向け 6回 300人 事業者向け 3回 135人 行政向け 3回 45人 合計480人 480人×3年=1,440人		県内の運輸部門における温室効果ガス排出削減につながるのと同時に、ガソリンや軽油等、燃料代の節約、交通マナーの改善と事故防止にもつながる。							
分析・検証									
【平成25年度の達成状況とその要因分析】									
<input checked="" type="checkbox"/> 平成25年度目標の達成状況: <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成									
<p>本県においては、運輸部門の二酸化炭素排出量が最も多いことや、離島が多く、ガソリン価格が全国的に見ても高い水準にある情勢をふまえ、エコドライブによる二酸化炭素排出量の削減等環境負荷の低減のほか、経済的な有用性や交通安全面での効果を含めて講習会による県民への普及啓発を実施した。平成24年度は、県内で実技を含めた講習会を9回、座学のための講習会を11回実施、712人が受講、累計では1,858人となり、目標を達成した。</p>									
【今後に向けた対策・方向性】									
最終年度である平成24年度をもって当事業を終了し、平成25年度から平成27年度において、NPOと協働したエコドライブ普及事業を実施する。									
【H27予算への反映状況(予定)】									
<input checked="" type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )									
									未来環境推進課

指標	8	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H30年度)
					目標値	実績値			
交通の分散化、ボトルネックの解消等による道路交通の二酸化炭素排出削減量		-	-	-	-	-	-	-	1,305t- CO <sub>2</sub> /年
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
鉄道の高架化による交通の分散化やボトルネックの解消等により削減される二酸化炭素の量です。		鉄道が高架化されると、高架化された区間の踏切が全て除却されて踏切による渋滞がなくなり、自動車からの排出ガスが抑制され、市街地の二酸化炭素削減に寄与することになります。							
分析・検証									
【平成25年度の達成状況とその要因分析】									
<input checked="" type="checkbox"/> 平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成									
<p>平成25年度末には、車両基地の移転を終えることができました。現在は、早期の高架化工事着工に向けて、仮線工事と用地交渉など鋭意進めている。</p>									
【今後に向けた対策・方向性】									
他の公共事業同様、予算確保の厳しさは今後も続く予想される。長崎駅周辺の他事業(九州新幹線、土地区画整理事業等)とのスケジュール調整を密接に行い、早期の高架化実現に向けて協議を行っていく。									
【H27予算への反映状況(予定)】									
<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )									
									都市計画課

指標	9	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値 (H24年度)
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
環境実践モデル都市成果事例集			-	-	0事例集	-	-	-	-	3事例集 (累計)
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
環境実践モデル都市における成果を取りまとめた事例集を作成する。			<p>当初、「環境実践モデル都市推進事業」において、モデル都市における低炭素社会の実現と産業振興の両立に向けた取組を支援し、その取組成果を「成果事例集」として取りまとめ、情報共有することで、県内各地域における新たな取組の展開を図ることとしていた。</p> <p>しかしながら、「成果事例集」作成前に、既にモデル都市以外の複数の地域(小浜での温泉熱パイナリ発電プロジェクトや東長崎エコタウン構想など)において自発的にプロジェクトが展開されており、「環境実践モデル都市推進事業」における所定の目標が一定達成されたと判断される。</p> <p>ついては、成果指標としていた「成果事例集」は作成しないこととし、数値目標についても事業終了年度の平成24年度をもって最終年度とする。</p>							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>環境実践モデル都市として、平成22年度は対馬市を、平成23年度は西海市を選定した。  対馬市においては、島内全ての防犯灯のLED化に向け、取替えを進め、また、森林資源の有効活用(公共施設への木質バイオマスチップボイラーの導入)や島全体の省エネ化(太陽光発電や風力発電の導入等)についての調査や事業化検討を行った。  西海市においては、潮流発電、太陽光発電、木質バイオマスを活用した事業化などについての調査・検討を行った。  いずれの都市においても、新エネ、省エネ設備の導入を推進するとともに、地域資源を活用したプロジェクトの方向性を定め、事業化について調査・検討を行うなど、一定の成果を上げることができた。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>長崎県総合計画に掲げる「ナガサキ・グリーンニューディール」の下、次代を拓く環境・エネルギー産業を創出するために、今後、特に力を入れていくものとして、「ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト」を新たに構築し、平成25年度から実施する。戦略プロジェクトの一つである「対馬プロジェクト」「西海プロジェクト」はこれまでの環境実践モデル都市の取組を発展させたもので、「対馬プロジェクト」については、太陽光、風力、木質バイオマスを活用した発電事業の創出による島内におけるエネルギー自立を目指し、「西海プロジェクト」については、潮流速度の速い海域の特性を活かし、地元企業や大学等と連携を図りながら小型潮流発電設備の研究・開発に取り組む。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> その他(環境実践モデル都市は平成24年度をもって廃止。平成25年度から新たに戦略プロジェクトとして「対馬プロジェクト」「西海プロジェクト」を実施。)</p> <p style="text-align: right;">グリーンニューディール推進室</p>							

指標	10	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			(H20年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
間伐面積			2,956ha	13,849ha	16,849ha (平成20~24年度累計)	2,645ha	2,269ha	86%	2,755ha	2,875ha
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
搬出間伐と伐捨間伐の合計実施面積です。			適正な森林整備により、森林の二酸化炭素吸収機能を高めるため、平成27年度には2875haの森林整備を目標としている。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>国庫補助事業の活用を図るとともに、水源かん養等の公益的機能が高い森林を対象とした整備、およびその施業と一体となった作業道開設に対して、平成19年に創設した「ながさき森林環境税」を活用して森林所有者の負担軽減策を講じており、森林整備面積の概ね目標達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>間伐推進の基となる森林経営計画を支援し、「ながさき森林環境税」を活用して森林整備の拡大に取り組んでいく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">森林整備室</p>							

指標	11	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
森林バイオマスエネルギー利用施設			2施設	4施設	5施設	5施設	5施設	100%	5施設	5施設
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
木質チップを燃やし、温泉施設や工場において熱利用をしている施設数です。			市町のバイオマスタウン構想に盛り込まれた具体的な施設導入計画を踏まえた目標数値です。この目標が達成されることにより、林地に捨てられている未利用材の利用につながり、二酸化炭素の排出抑制につながります。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成24年度に目標を達成した。新たな利用として民間事業者、農林技術開発センター等において低コスト園芸用ボイラーの開発を進めている。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>低コスト園芸用ボイラーの開発に向けた実証試験を進めるとともに木質チップの供給体制を構築する。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
林政課										

指標	12	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
病害虫予察情報提供率			100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
発生予察情報を配信すべき農業関係指導機関等に対して発生予察情報を配信した割合です。			病害虫の発生、気象、農作物の生育状況等の調査結果に基づいて、病害虫防除所が発表する発生予察情報を、農業関係指導機関や農業者に迅速に提供することにより、的確な防除対策が実施されます。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>25年度は県、市町、農協、農業共済組合の各出先機関や関係団体等、予定した206箇所すべてに、メール、FAXにより計画どおり配信した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>発生予察情報は病害虫防除所ホームページでも公開しており、より多くの農業者が情報を入手できるよう、PRIに努める。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
農業経営課										

指標	13	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
				実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
第一種フロン類回収業者の立入検査件数		-	66件/年	106件/年	50件/年	85件/年	170%	50件/年	50件/年	
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
業務用の冷凍空調機器等の冷媒として使用されているフロン類は、オゾン層を破壊し、また、地球温暖化をもたらす要因でもあります。フロン回収破壊法に基づいて立ち入った事業者の数です。			法に規定されている回収基準及び回収量の記録報告等を、フロン回収業者に遵守させることにより、フロン回収及び破壊を推進します。							
分析・検証										
【平成25年度の達成状況とその要因分析】										
●平成25年度目標の達成状況: ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成										
平成26年1～2月にかけて、未来環境推進課10件、県立保健所40件(内訳については、西彼保健所7件、県央保健所8件、県南保健所6件、県北保健所4件、五島保健所4件、上五島支所3件、杵岐保健所5件、対馬保健所3件の計40件。)の計50件の立入検査目標数を掲げたが、結果として未来環境推進課36件、県立保健所49件(内訳については、西彼保健所3件、県央保健所10件、県南保健所16件、県北保健所2件、五島保健所2件、上五島支所2件、杵岐保健所8件、対馬保健所6件)の計85件の立入検査を実施した。										
【今後に向けた対策・方向性】										
県内事業所を登録期間(5年間)に1回立ち入ることができるよう本目標を設定しているが、今後も可能な限り多くの事業者に立入検査を実施するように努める。具体的には、建設リサイクル法合同パトロール(毎年5、10月)における解体工事現場等への立入時に、フロン回収破壊法の観点での指導・周知を実施する。										
【H27予算への反映状況(予定)】										
<input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )										
										未来環境推進課

指標	14	数値	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値 (H27年度)
				実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
強酸性雨の出現防止 (国設局を除く3地点での1降雨のpHの平均値の範囲)		-	4.0以上	4.0以上	4.0以上	4.0以上	100%	4.0以上	4.0以上	
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
強酸性雨(pH4.0未満)の出現を防止します。			強酸性雨の出現防止により、目や皮膚への刺激等の人体被害のほか、森林の枯死や湖沼の酸性化など生態系への被害を防ぎます。							
分析・検証										
【平成25年度の達成状況とその要因分析】										
●平成25年度目標の達成状況: ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成										
県内3調査地点(長崎市、佐世保市、諫早市)での1降雨ごとのpHの年平均値は、4.59～4.76で目標値である4.0以上を達成した。										
【今後に向けた対策・方向性】										
今後も3地点で酸性雨調査を実施し、100%達成を維持していく。										
【H27予算への反映状況(予定)】										
<input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )										
										環境政策課

指標	15	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
海岸漂着物の発生抑制対策、国際協力事業の実施回数	数値	3回/年	8回	7回	6回	11回	183%	6回	6回以上 (毎年度)
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
海岸漂着物に関して環境教育、漂着物調査、普及啓発事業等を実施した回数です。		海岸漂着物に関して、生活に起因するごみの発生量削減対策であるポイ捨て防止あるいは不法投棄等防止等の環境教育や普及啓発事業を実施し、発生抑制対策が浸透していくことにより、直接の海岸の景観・環境保全対策であり労力や経費の掛かる回収・処理事業の削減を図ります。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>本県には外国由来の海岸漂着物が依然として多数漂着している。NPO団体や市町等との連携・協力により、11事業を実施し目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境月間街頭キャンペーン(パネル展示等)</li> <li>・人と環境にやさしいふるさと推進大会(パネル展示)</li> <li>・ながさきエコライフ・フェスタ(パネル展示)</li> <li>・NEARプロジェクト及び長崎県海辺の漂流物調査(平戸・壱岐・対馬・五島・西海・南島原・川棚・上五島)</li> <li>・日韓市民ビーチクリーンアップ(対馬市)</li> <li>・ボランティアリズムin壱岐</li> <li>・日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃</li> <li>・日韓海峡海岸清掃フェスタin対馬</li> <li>・海ごみknights in 壱岐</li> <li>・立体紙芝居</li> <li>・漂着物事例集作成</li> </ul> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続きNPO団体や市町等と連携・協力して啓発事業を実施し、海岸漂着物の発生抑制の推進を図り、目標達成を目指す。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
		廃棄物対策課							

指標	16	計画策定時の値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値
					目標値	実績値			
日韓海峡沿岸環境技術交流協議会会議の年間開催回数	数値	-	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	100%	2回/年	2回/年
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
九州北部3県及び山口県と韓国南岸1市3道の両地域における環境問題や環境行政施策等に関する情報交換と共同事業について協議します。		日韓海峡を挟む両地域が共通のテーマで環境に関する共同事業を実施することにより、環境技術の向上を図るとともに、日韓両地域の友好と相互理解を深めます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成25年5月29～31日にかけて、大韓民国釜山広域市で第1回実務者会議を実施。平成25年10月23～25日にかけて、佐賀県で第2回実務者会議を実施。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成26年3月に「微小粒子状物質(PM2.5)に関する広域分布特性調査」報告書を取りまとめ、日韓知事会議ホームページで公表するとともに、環境省へ資料提供を行った。</p> <p>平成26年度は、「微小粒子状物質(PM2.5)に関する高濃度時期の広域分布特性調査」として、高濃度期(H26.4～5、H26.1～3)において試料採取を行う。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
		未来環境推進課							

## 基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

指標	17	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
1人1日あたりの一般廃棄物排出量	数値	965g	944g	944g	883g	※		869g	850g
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿 長崎県内の家庭等から排出される一人一日当たりの一般廃棄物の量で、市町による収集量、直接搬入量、集団回収量と長崎県の人口から算出したものです。 一般廃棄物の排出抑制を推進するための目標として設定しました。 この目標が達成されることにより、一般廃棄物の排出量が減少し、一般廃棄物の最終処分量の減少などの効果が生じます。							
分析・検証		<b>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</b> ●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成 ※平成25年度の実績値は、平成27年3月に把握できる予定。 平成24年度の1人1日あたりの一般廃棄物排出量は944gで、基準年の平成20年度の965gより減少傾向にある。平成25年度は長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、県内市町と排出量の削減及び再資源化率を向上させるための方策について検討を行うとともに、ゴミゼロながさき実践計画の各種取組を、ながさき環境県民会議・県民・事業者・民間団体等と連携・協力して行った。							
		<b>【今後に向けた対策・方向性】</b> 長崎県廃棄物対策連絡協議会において、排出量の削減及び再資源化率の向上に向けた先進的な取組事例を参考に、各市町の今後の施策展開について検討を行い、目標達成を目指す。							
		<b>【H27予算への反映状況(予定)】</b> <input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
廃棄物対策課									

指標	18	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
産業廃棄物排出量	数値	450.1万t	※	※	※			※	450.1万t
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿 長崎県内において事業活動に伴い排出される産業廃棄物の量です。 産業廃棄物の排出抑制を推進するための目標として設定しました。 この目標が達成されることにより、産業廃棄物の排出量が減少し、産業廃棄物の最終処分量の減少などの効果が生じます。							
分析・検証		<b>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</b> ●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成 ※各年度の目標値については、5年ごとの調査であるため設定していない。次回は平成25年度データの調査となる。 平成25年度は、産業廃棄物排出事業者(建設系、製造系、医療系関係)及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図った。							
		<b>【今後に向けた対策・方向性】</b> 引き続き産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知し、目標達成を目指す。							
		<b>【H27予算への反映状況(予定)】</b> <input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
廃棄物対策課									

指標	19	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			(H20年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
一般廃棄物再資源化率			15.8%	17.0%	16.2%	22.5%	※		23.8%	25%
指標の説明		<p>一般廃棄物排出量に対する再資源化を行った量の割合です。 この数値が高くなると、廃棄物の再生利用が促進されていることになります。</p> <p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>一般廃棄物の再生利用を促進するための指標として設定しました。 この目標が達成されることにより、一般廃棄物の再生利用量の増加、最終処分量の削減などの効果が生じ、循環型社会への転換が一層進むことになります。</p>								
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>※平成25年度の実績値は、平成27年3月に把握できる予定。 平成24年度の一般廃棄物再資源化率は16.2%で、基準年の平成20年度の15.8%より増加傾向にある。平成25年度は長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、県内市町と排出量の削減及び再資源化率を向上させるための方策について検討を行うとともに、ゴミゼロながさき実践計画の各種取組を、ながさき環境県民会議・県民・事業者・民間団体等と連携・協力して行った。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>長崎県廃棄物対策連絡協議会において、排出量の削減及び再資源化率の向上に向けた先進的な取組事例を参考に、各市町の今後の施策展開について検討を行い、目標達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">廃棄物対策課</p>								

指標	20	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			(H20年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
産業廃棄物再資源化率(5年毎調査)			55%	※	※	※			※	62%
指標の説明		<p>産業廃棄物排出量に対する再資源化を行った量の割合です。 この数値が高くなると、廃棄物の再生利用が促進されていることになります。</p> <p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>産業廃棄物の再生利用を促進するための指標として設定しました。 この目標が達成されることにより、産業廃棄物の再生利用量の増加、最終処分量の削減などの効果が生じ、循環型社会への転換が一層進むことになります。</p>								
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>※各年度の目標値については、5年ごとの調査であるため設定していない。今回は平成25年度データの調査となる。 平成25年度は、産業廃棄物排出事業者(建設系、製造系、医療系関係)及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図った。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知し、目標達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">廃棄物対策課</p>								

指標	21	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
産業廃棄物再資源化率のうち多量排出事業者再資源化率（産業廃棄物）（毎年調査）			42%	49.1%	51.5%	57%	※		59.5%	62%
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
法の規定により産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に関する計画及び実施状況の提出義務がある多量排出事業者における産業廃棄物排出量に対する再資源化を行った量の割合です。			多量排出事業者における産業廃棄物の再生利用を促進するための指標として設定しました。毎年度調査により把握可能な県内の多量排出事業者の再資源化率を高めることで、循環型社会への転換が一層進むこととなります。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>※平成25年度の実績値は、平成26年10月に把握できる予定。再資源化率は、平成23年度の49.1%から平成24年度は51.5%と上昇したが、目標値には届かなかった。平成25年度は、産業廃棄物排出事業者の建設系に加え製造系、医療系関係及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図った。今後も継続した事業者への周知が必要である。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象に研修会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知し、目標達成を目指す。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】			<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
廃棄物対策課										

指標	22	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
ごみ焼却施設数			24施設	22施設	22施設	22施設	21施設	105%	21施設	20施設
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
長崎県内の市町が家庭等から排出されるごみを焼却処理する施設の数です。			ごみ処理を広域的に行い、ダイオキシン類の発生が少ない高度な処理が可能な施設への転換を図るため、ごみ焼却施設数を集約する目標として設定しました。この目標が達成されることにより、ダイオキシン類の発生抑制、効率的な処理に伴う経費節減などの効果が生じ、資源循環型社会への転換が進むこととなります。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、ダイオキシン類の発生が少ない高度な処理が可能な施設への転換が順次図られている。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>施設耐用年数の検討や地域住民の理解などを計画的に推進する市町等を支援し、目標達成に向けた技術的支援等を行う。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】			<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
廃棄物対策課										

指標	23	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
産業廃棄物処理業者の基準適合率(立入検査回数に対する指導不要の業者数の割合)		93%	95%	95%	95%	95%	100%	95%	95%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
県内の産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施した際、不適正処理等指導事項がなかった業者数の割合。		産業廃棄物処理業者等に対し、効率的で統一的な立入検査を実施することにより、立入時、必要に応じ指導を行ながら、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見を図る。最終的には、すべての業者に対し指導不要とし、不適正処理がない社会を創る。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>「立入検査マニュアル」に基づき、県立保健所及び本庁に配置した産業廃棄物適正処理推進指導員(全18名)と県職員が連携して、効率的で統一的な立入検査を実施したことが、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することに繋がり、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>産業廃棄物の不適正処理に対して県民の厳しい目が向けられており、県の監視・指導体制の強化が求められていることから、平成26年度においても引き続き頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図り、目標達成を目指す。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
廃棄物対策課									

指標	24	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
排出事業者研修会参加者数		130人	289人	475人	260人	340人	131%	260人	260人
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
産業廃棄物の排出事業者を対象とした研修会を行うことで、適正処理の推進、および減量化等を図る		県内の産業廃棄物排出事業者による研修会により、産業廃棄物の適正処理に係る知識や理解を深め、産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルの促進を図り循環型社会を構築する。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>産業廃棄物の適正処理を徹底し排出抑制を推進するためには、処理業者のみならず排出事業者の役割が重要である。そのため平成25年度は、建設系、製造系、医療系及びその他の産業廃棄物排出事業者を対象とした研修会を、県内で5回開催し、参加者は合計340人で目標値を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き排出事業者研修会を実施し、排出事業者の役割を認識してもらい、産業廃棄物の適正処理の徹底、排出抑制及びリサイクルの推進を図り、目標達成を目指す。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
廃棄物対策課									

指標	25	数値	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
						目標値	実績値			
	ばい煙発生施設に係る排出基準遵守率(ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物などのばい煙濃度の排出基準適合施設割合)		100%	100%	100%	100%	99.8%	99.8%	100%	100%
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
大気汚染防止法に係るばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物などについて検査した結果、排出基準に適合していた施設の割合(適合率)です。			ばい煙発生施設から発生する硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙濃度について排出基準を順守することにより大気環境を守るためです。 排出基準を順守することにより、良好な大気環境を保つことができます。							
分析・検証			【平成25年度の達成状況とその要因分析】 ●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成  各事業者に排出基準の遵守を促すため、県では、各県立保健所による立入調査(平成25年度実績439施設)及び排出ガス等調査(平成25年度実績11施設)を実施しました。1施設において排出ガス中のばいじん濃度が排出基準(0.25g/m <sup>3</sup> N)を超過(0.34g/m <sup>3</sup> N)しましたが、平成25年11月に改善されました。  【今後に向けた対策・方向性】 県立保健所等によるばい煙発生施設への立入調査及び排出ガス調査時においては、排出基準超過がないよう事業者に対し施設の管理を徹底するなど指導も行き、目標達成の継続を目指す。  【H27予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
環境政策課										

指標	26	数値	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
						目標値	実績値			
	大気に係る環境基準達成率(県内11測定局での常時監視した結果の5物質平均の環境基準達成率)		66%	55%	75.0%	80%	70%	88%	80%	80%
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
二酸化いおう、二酸化窒素や光化学オキシダント等の大気汚染物質について県内11測定局で常時監視を実施し、環境基準を達成した測定局の測定項目の割合(達成率)です。			環境基本法により二酸化いおう、二酸化窒素や光化学オキシダント等5物質について大気に係る環境基準が設定されているためです。 この目標が達成されることにより、良好な大気環境を維持することができます。							
分析・検証			【平成25年度の達成状況とその要因分析】 ●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成  県管理大気常時監視測定局11箇所において、大気汚染物質の窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質(SPM)は環境基準を達成したものの、光化学オキシダント(Ox)が全局で、また、PM2.5についても測定を実施した6局全てで環境基準を達成しなかったため、数値目標に達しなかった。 Ox及びPM2.5は、本県では、固定発生源が少ない離島地区においてもOxが高濃度となることや、地理的な条件等から勘案すると、大陸からの大気汚染物質の飛来が大きな要因であるとの見方があるが特定できていない。  大陸からの大気汚染物質等の越境による広域汚染が大きな原因と考えられることから、九州各県と協力して観測体制を整備するとともに、原因の特定及び対策について国へ強く要望する。 PM2.5については平成25年末に県測定局全てに測定機器の整備が終了し、長崎市・佐世保市の測定局も併せ平成26年度から18箇所での監視体制を敷いており、高濃度時の注意喚起のほか、日常からもきめ細やかな情報の提供を行う。  【H27予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )  H26 テレメータシステム老朽化によるシステム更新予定							
環境政策課										

指標	27	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
			40件	50件	53件	121件	55件	18.50%	165件	165件
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数(累計)			民間建築物に使用されている吹付けアスベストをすべて除去することを目標とする。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者に対し、直接訪問して協力依頼を行ったが、多額の自己負担を要することから、協力をいただけなかったため、未達成となった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>目標の達成状況は未達成となったが、現時点で、「吹き付け材の使用がある建築物で劣化が進みそのまま放置すれば飛散する恐れがあるものを把握していない」、「吹き付け材にアスベストが含有していることが判明している建築物のアスベスト使用箇所は、立入り禁止にしているか、関係者以外立入りは出来ない範囲となっている」ことから、直ちに県民の健康被害に悪影響を及ぼす状況ではないため、補助率の見直し等は行わず事業の実施方法は現状維持とする。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
建築課										

指標	28	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
			100%	100%	100.0%	100%	100%	100%	100%	100%
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の環境基準達成率			大気汚染防止対策として、二酸化窒素の排出量を抑制するために設定。現在、達成維持中である。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>県内には、自動車排出ガス測定局が4か所(長崎市2、佐世保市2)あり、そのすべてで環境基準を達成した。</p> <p>達成要因としてはガソリンなどの燃料の質が昔と比べてよくなった事と自動車排ガス規制などによる燃費向上が主な要因と考えられる。また、大型車の排ガス規制や長崎駅前交通量の減少なども影響しているものと思われる。H17 76,346台 ⇒ H22 67,743台</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後も100%達成を維持していく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
環境政策課										

指標	29	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H30年度)
					目標値	実績値			
	交通の分散化、ボトルネックの解消等による道路交通の二酸化炭素排出削減量(再掲)	-	-	-	-	-	-	-	1,305t-CO <sub>2</sub> /年
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
鉄道の高架化による交通の分散化やボトルネックの解消等により削減される二酸化炭素の量です。		鉄道が高架化されると、高架化された区間の踏切が全て除却されて踏切による渋滞がなくなり、自動車からの排出ガスが抑制され、市街地の二酸化炭素削減に寄与することになります。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>平成25年度末には、車両基地の移転を終えることができた。現在は、早期の高架化工事着工に向けて、仮線工事と用地交渉など鋭意進めている。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>他の公共事業同様、予算確保の厳しさは今後も続く予想される。長崎駅周辺の他事業（九州新幹線、土地区画整理事業等）とのスケジュール調整を密接に行い、早期の高架化実現に向けて協議を行っていく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
									都市計画課

指標	30	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
	河川BOD評価による環境基準達成率(河川水質調査水域数に対する環境基準達成水域の割合)	100%	100%	98.0%	100%	100%	100%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
BODを調査した河川域のうち、環境基準を達成した水域数の割合(達成率)のことです。		環境基本法により河川の水質については、BODによる環境基準が定められているためです。この目的が達成されることにより、河川の環境保全が図れます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>河川に流入する生活排水等の処理率の向上及び水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場に対する指導の徹底等により、河川BODの環境基準達成率は目標の100%を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き、市町とも連携し、下水道や浄化槽などの生活排水対策を進めるとともに、工場・事業場等の監視・指導を実施し、流域への汚濁負荷の削減を図り、目標達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
									環境政策課

指標	31	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
	海域COD評価による環境基準達成率(海域水質調査地点数に対する環境基準達成地点の割合)	76%	88%	78%	80%	90%	113%	80%	80%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
CODを調査した海域のうち、環境基準を達成した水域数の割合(達成率)のことであります。		環境基本法により海域の水質については、CODによる環境基準が定められているためです。この目的が達成されることにより、海域の環境保全が図れます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>下水道や浄化槽などの汚水処理施設整備の進展などにより、県内76地点のうち68地点において環境基準に適合し、目標を達成できた。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き、公共用水域、特に閉鎖性水域への下水道や浄化槽などの生活排水対策を進めるとともに、工場・事業場等の監視・指導を実施し、流域への汚濁負荷の削減を図り、目標達成を目指す。 また、環境基準に適合していない8地点は大村湾水域であり、関係市町や住民、NPOとも協働し水質浄化対策に取り組む。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
									環境政策課

指標	32	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
	海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率	73%	73%	55%	75%	73%	97%	75%	75%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
窒素及び燐の流入により海域や湖沼の富栄養化が進行し、植物プランクトンが増殖し、海域では赤潮発生の原因となります。		全窒素及び全燐の海域における環境基準を維持することにより海域の富栄養化を防止し良好な水質環境を維持するためです。 海域の富栄養化による赤潮等の発生を防止し良好な環境保全が図れます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 ■ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>県内11水域のうち8水域で環境基準を達成したが、佐世保湾、有明海などの閉鎖性海域において環境基準を達成できなかった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>有明海に関しては、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づく「有明海の再生に関する長崎県計画」を平成15年3月に策定し、有明海再生に向けた取組みを行っており、その他の閉鎖性海域に関しては、下水道や浄化槽などの生活排水対策を進めるとともに、工場・事業場等の監視・指導を実施し、流域への汚濁負荷の削減を図り、目標達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
									環境政策課

指標	33	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
汚水処理人口普及率	数値	73.6%	75.2%	75.9%	78.0%	77.2%	98%	79.1%	80%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
下水道、農・漁業集落排水、浄化槽等の汚水処理施設で生活排水を処理することができる人口を県の人口で除した値(百分率)です。		この目標が達成されると、生活排水による汚濁量が削減され、又、水洗化による快適環境がより一層確保されます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>厳しい財政状況であるため、新たに下水道や農集排水事業を開始する市町がないことや浄化槽設置に関しては、近年、新規住宅建設若しくはリフォーム件数が減少し、浄化槽設置整備の大幅な増は見込めないことから、本県においては、汚水処理施設に新規着手する市町への助成制度を策定して、汚水処理人口普及率が低い市町に対し、新規事業着手を働きかけている。平成25年度は諫早市の公共下水道(飯盛処理区)が供用開始した他、県内8市町に対し直接出向き首長と汚水処理施設の普及に向けた意見交換を行った結果、前年度よりも汚水処理人口普及率は伸びたものの、概ね達成となった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成23年度に策定した長崎県汚水処理構想2012に従い、汚水処理普及率が低い市町に対し啓発活動を行っているが、財政的理由などから新規着手が厳しいことから、平成25年度に汚水処理施設へ新規着手する市町に対する助成制度として長崎県汚水処理総合交付金制度を策定した。引き続き新規事業着手を働きかけ、最終目標達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
									水環境対策課

指標	34	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
特定施設からの排水基準遵守率 (水質汚濁防止法に基づく特定施設への立入検査時における、施設からの排水の排水基準遵守率)	数値	98%	97.8%	98.7%	100%	99%	99%	100%	100%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち排水基準の適用がある事業場について排水検査を実施した結果、基準に適合した事業場の割合(適合率)です		工場・事業場からの排水について、基準を順守させることにより、河川や海などの公共用水域の水質を保全するためです。 排水基準を順守させることにより、公共用水域の良好な水質を維持することができます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>排水基準監視・指導により事業者の法令遵守の意識が高くなったことによる。なお、一部の事業者において排水処理施設の維持管理不足による排水基準超過の事例がみられる。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>目標達成のためには、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導が必要である。 排水基準に違反した事業者については重点的に監視指導を行い排水基準に適合した排水を排出させる。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
									環境政策課

指標	35	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
指定施設からの排水基準遵守率 (長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定施設への立入検査時における、施設からの排水の排水基準遵守率)	数値	100%	100%	100%	100.0%	100%	100%	100%	100%
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
長崎県公害防止条例に基づく指定施設のうち排水基準の適用がある施設について排水検査を実施した結果、基準に適合した施設の割合(適合率)です。			大村湾流域の工場・事業場からの排水について、基準を順守させることにより、閉鎖性水域である大村湾の水質を保全するためです。 排水基準を順守させることにより、大村湾の良好な水質を維持することができます。						
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定施設で排水調査を135件実施し、調査した全施設で排水基準適合を確認し目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後も、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導を行っていく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>								
環境政策課									

指標	36	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
有害物質使用特定事業の排水基準遵守率(重金属等の有害物質を使用している特定事業場について、排水検査を実施した結果、排水基準に適合した事業場の割合)	数値	100%	100%	98.2%	100%	100%	100%	100%	100%
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
重金属等の有害物質を使用している特定事業場について排水検査を実施した結果、排水基準に適合した事業場の割合(適合率)です。			工場・事業場からの排水に含まれる有害物質について、排水基準を順守させることにより、人の健康の保護及び公共用水域の水質を保全するためです。 排水基準を順守させることにより、有害物質による公共用水域の汚染を防止できます。						
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>重金属等の有害物質を使用している特定事業場で排水調査を87件実施し、調査した全事業場で排水基準適合を確認し、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後も、引き続き立入調査の実施及び事業者への指導を行っていく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>								
環境政策課									

指標	37	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
		84.6%	86%	89.0%	85%	88%	104%	85%	85%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
騒音に係る類型指定地域内の環境騒音について、環境基準を達成した地点の割合(達成率)です。		工場及び事業場の事業活動や建設工事に伴う騒音について規制を行うこと等により、生活環境を保全し、健康の保護に資するためです。 この目的が達成されることにより、静穏な生活環境が得られます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>騒音に係る類型指定地域において騒音の測定を行い、昼間(午前6時から午後10時)、夜間(午後10時から翌日の午前6時)の2時間帯で175地点中154地点が環境基準を達成し目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き、騒音に係る類型指定地域内の環境騒音を把握し、報告書等による公表を行う。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
									環境政策課

指標	38	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
		89.2%	94%	95.7%	90%	91%	101%	90%	90%
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
騒音に係る類型指定地域内の自動車の走行による交通騒音について、環境基準を達成した地点の割合(達成率)です。		自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、健康の保護に資するためです。 この目的が達成されることにより、静穏な生活環境が得られます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>騒音に係る類型指定地域内の自動車の走行による交通騒音について、測定箇所の3地点で環境基準を達成した戸数は666戸のうち606戸であり、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き、騒音に係る類型指定地域内の自動車の走行による交通騒音を把握し、報告書等による公表を行う。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
									環境政策課

指標	39	数値	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
						目標値	実績値			
ダイオキシン類に係る環境基準達成率			100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
<p>大気、水質、底質、土壌についてダイオキシン類の環境調査を実施し、環境基準を達成した地点数の割合(達成率)です。</p>			<p>ダイオキシン類は大気、水質、底質、土壌の4種類について環境基準が定められており、常時監視を実施する必要があるためです。 環境基準を達成することにより、ダイオキシン類により汚染されていない良好な生活環境を守ることができます。</p>							
分析・検証										
【平成25年度の達成状況とその要因分析】			<p>●平成25年度目標の達成状況: ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>ダイオキシン類特別対策措置法第26条の規定により、都道府県知事は大気、水質、土壌等のダイオキシン類による汚染状況の常時監視、公表及び国への報告が義務付けられていますが、県が平成25年度に測定した長崎市を除く県下61地点で環境基準を達成しています。 ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月に施行され、廃棄物焼却施設等のダイオキシン類排出事業者に厳しい排出基準が適用されていることから目標を達成したと思われます。</p>							
【今後に向けた対策・方向性】			<p>今後もダイオキシン類特別対策措置法第26条の規定による大気、水質、土壌等のダイオキシン類汚染状況の常時監視を継続し、ダイオキシン類により汚染されていない良好な生活環境を守るように努めてまいります。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】			<p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
環境政策課										

指標	40	数値	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
						目標値	実績値			
施設に係るダイオキシン類の排出基準遵守率			87.5%	93%	93.3%	100%	100%	100%	100%	100%
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
<p>ダイオキシン類を発生する施設で排出濃度を測定し、排出基準に適合した施設数の割合(順守率)です。</p>			<p>廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を発生する施設については、排出基準が定められており、排出基準の順守状況を把握するためです。 排出基準を順守させることにより、ダイオキシン類による環境汚染を防止できます。</p>							
分析・検証										
【平成25年度の達成状況とその要因分析】			<p>●平成25年度目標の達成状況: ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成25年度に調査した事業所の15施設中の全てで排出基準に適合していました。</p>							
【今後に向けた対策・方向性】			<p>今後も県立保健所等によるダイオキシン類発生施設への立入調査及びダイオキシン類の排出ガス調査を実施し、排出基準超過施設があれば早期の改善を指導し、目標達成に努めてまいります。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】			<p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
環境政策課										

指標	41	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
自主測定及び報告の遵守率	数値	97.2%	100%	99.0%	100%	99%	99%	100%	100%
指標の説明	<p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>ダイオキシン類を発生する施設で法で定められている自主測定を実施し報告した施設の割合です。</p> <p>ダイオキシン類を発生する施設を有する設置者は、法律により自主測定を実施し結果を報告する義務があるためです。 自主測定を徹底させることにより、設置者自ら排出基準の適合状況を確認するとともに、施設の維持管理の参考となります。</p>								
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>自主測定の対象となる90施設のうち89施設から報告があり、排出基準超過が1施設ありましたが、平成26年4月に改善されました。なお、年度内の報告が未実施であった1施設についても、平成26年4月に自主測定が実施され、排出基準に適合していることを確認しました。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>県では自主測定結果について未報告施設名等も公表する事で事業者自主測定報告を促しておりますが、今後は事業者に対し年度内の測定を実施するよう徹底した指導を行い目標を達成したと考えます。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">環境政策課</p>								

指標	42	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
市町が設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出量	数値	0.36g-TEQ/年	0.39g-TEQ/年	0.47g-TEQ/年	0.35g-TEQ/年	0.50g-TEQ/年	70%	0.32g-TEQ/年	0.30g-TEQ/年以下
指標の説明	<p>目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>一般廃棄物が処理されている市町や一部事務組合の焼却施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量です。ダイオキシン類の放出は、一般廃棄物焼却施設からのものが最も多くなっています。</p> <p>施設の統合化を進め、H20年度には、高度処理型の27施設に集約することを前提として、ダイオキシン類排出量の目標値を設定しています。 目標が達成されれば、H9年度におけるダイオキシン類排出量の約90%が削減されることとなります。</p>								
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、ダイオキシン類の発生が少ない高度処理が可能な施設への転換が順次図られているが、排出基準超過により前年度より0.14g-TEQ/年の増加をした1炉をはじめ、前年度より増加した炉が、37炉中22炉あり(前年度は19炉)、全体的に排出量が増加したことにより未達成となった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>施設耐用年数の検討や地域住民の理解などを計画的に推進する市町等を支援し、目標達成に向けた技術的支援等を行う。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">廃棄物対策課</p>								

### 基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

指標	43	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
自然公園等巡視回数(職員による巡視回数)	数値	-	276回	235回	216回	236回	109%	216回	216回
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿 公園等の区域指定後の現況を把握し、違反行為の発生を未然に防止するため、職員が現地に赴き確認するよう目標値を設定しました。 巡視により、公園の適切な管理・利用が図られ、優れた自然環境を保護することができます。また、得られた情報を集積することで、指定内容の変更を行う際などの参考資料として使用可能です。							
分析・検証		<b>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</b> ●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成  地域ごとに計画的な巡視が行われたことから、目標値を上回る実績を残すことができました。 なお、平成24年度には、4件の自然公園法の違反行為が発生したが、平成25年度には、同件数が2件に減少した。日頃の職員の巡視が、違反行為の防止につながったものと考えます。  <b>【今後に向けた対策・方向性】</b> 今後も巡視回数を維持して積極的に情報収集を行い、得られた情報は記録として残すとともに、定期的な監視によって違反行為の発生を防ぐ。							
		<b>【H27予算への反映状況(予定)】</b> <input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
自然環境課									

指標	44	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
希少野生動植物種保存地域の指定地域数	数値	2地域	4地域	5地域	6地域	5地域	83%	7地域	8地域
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿 根拠条例である未来環境条例施行(H20.4.1)後、2年間で2地域の希少野生動植物種保存地域を指定し、その後引き続き毎年度1地域以上の新規指定を目指し、8地域と設定した。計画年度以降においても、希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針に基づき、必要な地域を設定し、生物多様性保全に配慮した社会の実現を目指す。							
分析・検証		<b>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</b> ●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 ■ 未達成  平成22年度末にとりまとめた長崎県版レッドリストにおいては、絶滅のおそれのある野生動植物として、1,392種がリストアップされており、これらの種の保護と生息・生育地の保全を図る必要がある。平成23年度末に策定した「長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」に基づき、希少野生動植物種保存地域を地域指定から全県域の指定に拡大する検討を行ったが、捕獲規制を求める条例の趣旨を考えた場合、従来からの捕獲採取の程度と希少性からの判断だけではなく、全県指定であるべき種と、地域指定であるべき種の基準などを新たに定める必要が生じたことから、検討に長期間を要し、目標の達成に至らなかった。  <b>【今後に向けた対策・方向性】</b> 希少種の定義について、従来からの捕獲採取の程度と希少性からの判断だけではなく、全県指定であるべき種と、地域指定であるべき種の基準などを新たに定める必要が生じたことから、希少野生動植物種保存地域の全県域を対象とした指定に至らなかったものである。このことから、既に指定している希少野生動植物種に係る要件の再調査を含め検討を行うとともに、「長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」に基づき、これまでのモニタリング調査の結果及び委員会意見等を踏まえた最良の調査計画の立案に努め、事業を継続する。							
		<b>【H27予算への反映状況(予定)】</b> <input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
自然環境課									

指標	45	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	(H27年度)
緑といきもの賑わい事業(生物多様性保全)実施箇所数			4か所	13か所	17か所	18か所	21か所	117%	20か所	22か所
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
希少野生動植物種やその生息地等の保全事業の実施箇所数			県内の生物多様性の保全を図るため、毎年度2、3箇所ずつ実施箇所を設定しました。本事業の実施により、生物多様性保全に関する県民の皆さんの関心も高まり、県内の生物多様性の保全も図られます。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成22年に名古屋市で開催された生物多様性条約COP10の影響もあり、身近な里山の生態系の保全活動をはじめとして生物多様性への関心が国内外で高まっている。本県においても平成21年度から緑といきもの賑わい事業において生物多様性保全事業をメニューの一つに設けており、平成25年度は県事業として2か所、町及び民間への補助事業として各1か所で実施出来たことから累計21か所となり、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成26年度も引き続き、希少種保全やビオトープ造成などの民間事業への補助を行うとともに県事業においても湿原植物群落の保全や希少種保全にかかる施設整備などを行う。今後もこのような生物多様性保全事業を実施し目標の達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">自然環境課</p>							

指標	46	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	(H27年度)
保安林面積			48,134ha	48,984ha	49,372ha	49,170ha	49,588ha	101%	49,340ha	49,500ha
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
保安林面積が多いということは、水源かん養機能や県土保全機能が持続的に発揮できる森林が多くなるということです。			森林の持つ水源かん養機能や県土保全機能等の公益的機能を持続的に発揮させるため、特に公益性の高い重要な森林を、平成27年度までに保安林に指定することを目標として数値目標を設定しました。目標が達成されることにより水源の確保や県土の保全等が図られる地域が増加することになります。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>森林の持つ公益的機能を発揮させるため、県下森林面積に占める保安林の割合を上げることとし、平成25年度末保安林指定目標面積を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き、山地災害危険地区及び水源林にかかる森林に重点をおきながら、治山事業の推進と併せて保安林指定目標面積を設定し指定推進を図る。なお、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全形成等を目的とする保安林を指定する場合には森林所有者等権利者の承諾を得ることとしており、承諾書の取得にあたっては、地域住民の生活に直接関与する関係市町との連携を強化し推進していく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">林政課</p>							

指標	47	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
自然環境を活かした先進的な地域づくりに取り組む地域数			1地域	1地域	2地域	2地域	2地域	100%	3地域	4地域
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
自然環境を活かして他地域をリードする先進的な地域づくりに取り組む地域数を目標値としました。			県と市町が一体となり、自然環境を活かした地域づくりを推進する協議会を設置する等、先進的な地域づくりに取り組む地域数として、計画期間内で3地域の増加を目指し、4地域と設定しました。本事業の推進により自らが率先して行う特徴ある自然保護活動が各地域で実践されることを目指します。							
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>県内の希少な野生動植物の生息・生育状況や保護規制地域の情報等を網羅した長崎県生物多様性評価地図を作成した。自然環境を活かした先進的な地域づくりに取り組む地域は、島原半島地域が世界ジオパークネットワークから再認定を受け、西海市が希少野生動植物の分布状況調査や里山保全活動を実施するなど、2地域が継続的に活動している。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>長崎県生物多様性評価地図等を基に明らかにされた生物多様性保全に重要な地域性あふれる身近な自然環境を有する地域を中心に、希少種の保全活動等生物多様性保全に資する活動を行っているNPO等の団体の活動を支援して行く。また、これら団体と連携して県民参加型のイベントを開催し、生物多様性保全の重要性についての理解促進を促すなど、県内各地での取り組みの推進を目指す。また、先駆的な島原半島、西海市についても、引き続き積極的な取り組みが継続されるよう情報交換等を行いながら、必要に応じた連携についても検討して最終目標の達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 ■ その他(ふるさと自然再生事業の実施)</p>									
自然環境課										

指標	48	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
自然公園利用者数			1,320万人	1,279万人	1,357万人	1,350万人	1,445万人	107%	1,360万人	1,370万人
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
県内の自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)を利用される方々の人数です。			過去5年間で最も利用者数が多かった平成19年度の実績を目標に、毎年10万人増を目標に設定しています。適正な利用が維持されることで、県民の皆さんがいつまでも良好な自然環境に親しむことができます。							
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>平成25年度においては、西海国立公園においてトイレ整備、休憩所の建替、園地内の歩道の舗装改修など県有自然公園施設の再整備を行い、施設の質の向上を図るとともに、雲仙天草国立公園においては、バリアフリーの観点で園地内のトイレの改修を行い、利便性の向上を図ったこと、また東日本大震災による観光客の減少傾向からの持ち直し、国立公園の利用拠点での観光客の増加、韓国からの観光客の増加などにより県全体の自然公園利用者数は前年の実績を上回り、目標を達成することができた。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成26年度は西海国立公園の県有自然公園施設の再整備を行い、利用者の安全性及び快適性の向上を図り利用の増進を目指す。また、南島原市口之津港から佐世保市栗の木峠に至り、雲仙天草国立公園と野母半島国立公園など5つの自然公園を通る九州自然歩道については、施設の老朽化や新たな興味ポイントの出現等があるため、関係市・関係団体等のニーズを踏まえた再整備を実施するとともに、その他県有自然公園施設についてもバリアフリー化、改修等により快適な利用環境の整備を図り、最終目標の達成とさらなる上積みを目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>									
自然環境課										

指標	49	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値 (H27年度)
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
自然歩道の延長			235.4km	465.4km	465.4km	465.4km	465.4km	100%	465.4km	465.4km
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
九州自然歩道と自然公園施設内の歩道の合計			官民あげて取り組んでいるキリスト教関連遺産の世界文化遺産登録に向け、五島列島を中心に関係する教会等を結ぶ道路等を新たに九州自然歩道に設定しました。今後、関係市町の協力を得ながら維持管理し、県民を始めとした多くの皆さんに自然歩道の散策等を楽しんでいただけるようにすることで、県内の豊かな自然資源のみならず貴重な文化資源にも触れられる機会が増加するものと期待されます。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>九州自然歩道は、九州7県の自然公園を経由しながら歩く長距離自然歩道であり、本県では口之津港から佐賀県境の栗の木峠までが整備され、ハイキングや自然探勝等の場として広く利用されている。従来からのルートに加え、平成21年度に新たにルートに選定された五島列島と県北地域の区間については、平成21年度から23年度まで自然環境整備交付金及び地域自主戦略交付金を活用して九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルートとして整備を完了しており、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成26年度以降は自然歩道整備を行った地元市町と連携し、自然歩道の適切な維持管理を行い、快適な利用に供していく。口之津港～栗の木峠の従来ルートについては、施設の老朽化や新しい興味ポイントの出現等があるため、関係市等関係団体の意見を踏まえながら、国の自然環境整備交付金を活用し再整備を実施する。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 ■ その他(九州自然歩道リニューアル整備事業の実施)</p>							
自然環境課										

指標	50	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値 (H27年度)
				実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
県民の森利用者の満足度割合			-	83%	90%	80%	90.8%	114%	80%	80%
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
長崎県民の森(382ha)は、西日本有数の森林公園であり、キャンプ場、天文台、森林館等の施設が設置されています。指標は利用者満足度。			県民の森は、県民に森林とふれあいの場を提供することにより、自然への関心や森林・林業への理解を深めるために設置されており、余暇活動や学習活動等を通じて多くの県民に利用してもらい、満足していただけるよう目標設定しています。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成</p> <p>成果指標である入場者数は、集客集中期(7月、10月)の週末に天候不良があり、目標に対して96.9%とやや下回ったが、利用者の満足度については、「満足」「概ね満足」が90%を占め目標を達成した。また、管理運営にかかる収支の面では、キャンプ場利用料等の減少などで予算をやや下回る結果となったが、ほぼ前年度並みの収入があった。利用者サービス向上のための取り組みとしては、利用者の満足度調査を実施し、不満な点の解消に努めたり、子供たちの森林体験学習を呼びかけるパンフレットを作成し、関係機関に訪問・配布しPRに努めた。雨天時の集客を図るためにイベントの検討や森林学習会等の開催等が課題となっている。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>○指定管理者の取り組み：入場者数を増加させるために公共交通機関の中吊広告や番組放送等を通じて、施設・イベント情報を広く県民にPRする。また、施設の概要を説明したDVDを作成し、医療・福祉関係団体、学校関係団体、企業関係団体に配布し周知を図る。</p> <p>○県の取り組み：利用者の満足度を達成するために、アンケート結果等により施設運営の検証を行う。特に園内の順路が判り難いという結果より、大型案内板の設置や遊歩道の道標設置等の検討を行う。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
林政課										

指標	51	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
農林漁業体験民宿の開業軒数			410軒	636軒	713軒	733軒	784軒	107%	743軒	753軒
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
「長崎県農林漁業体験民宿開業方針」に基づく規制緩和を受けた開業許可軒数。			H21年度の新規開業軒数を基準に、H25年度は20軒増加、26、27年度は各々10軒増加を目標として設定する。							
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>修学旅行生の受入れを積極的に行う松浦や南島原地域において、農林漁業体験民宿の開業が進み、目標を達成した。(784軒)</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>すでに最終目標を達成しているが、修学旅行などへの対応や誘客の推進にあたっては、確実な受入体制が必要であり、今後も体験民宿軒数の増加に加え、開業民宿の質の向上を図っていく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">農山村対策室</p>									

指標	52	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H20年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
水辺での活動に参加した人数			3,000人	7,132人	7,906人	-	9,568人	100	-	7,400人
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
河川・海岸・港湾・砂防施設等の整備を行うことで、愛護活動・親水活動及び地域コミュニティ活動を活性化・活性化させる。			浸水施設や自然環境に配慮した施設の整備を行うことで、愛護活動・親水活動及びコミュニティ活動を活性化・活性化させ、水辺での各種イベントや水辺での活動に参加する人数を増やしていく。							
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>県民の親水施設や自然環境に配慮した施設整備のニーズは年々高まってきており、平成25年度には、これらの目標整備箇所数87箇所を上回る109箇所の整備を完了した結果、愛護活動や地域コミュニティ活動の場が拡大し、水辺での活動に参加した人数も目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>当初計画では平成22年度から平成24年度までの3箇年を事業実施期間として設定し施設整備を行ったが、平成24年度末時点において工事が完了できていない箇所があったため、終期を平成25年度までに延長し整備を行った。</p> <p>指標である「水辺での活動に参加した人数」が目標を達成しており、施設整備の目的は達成されていることから平成25年度で終了する。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">河川課</p>									

指標	53	数値	計画策定時の値 (H22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H30年度)
						目標値	実績値			
海砂採取の年間限度量			300万 <sup>3</sup>	257万 <sup>3</sup>	237万 <sup>3</sup>	270万 <sup>3</sup>	250万 <sup>3</sup>	108%	270万 <sup>3</sup>	250万 <sup>3</sup>
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
海砂採取にかかる許認可を行う際の県内の年間採取の総量規制枠です。			県内の建設骨材としての年間必要量の予測数値です。 この目標を達成することで、水産資源保護と自然環境保全との調和を図り、海域環境への影響を可能な限り少なくします。							
分析・検証			【平成25年度の達成状況とその要因分析】 ●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成  年間採取限度量270万 <sup>3</sup> に対して採取実績は250万 <sup>3</sup> で目標を達成した。  【今後に向けた対策・方向性】 年間採取限度量は、平成28年度までは270万 <sup>3</sup> 、29,30年度は250万 <sup>3</sup> と決定していて、これ以上の採取許認可は行なわない。  【H27予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
										監理課

指標	54	数値	計画策定時の値 (H22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
						目標値	実績値			
環境保全活動取り組み集落数			112集落	117集落	116集落	125集落	125集落	100%	125集落	125集落
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
離島漁業再生支援交付金を活用した水質維持保全、海岸清掃、海底清掃などの保全活動及び水産多面的機能発揮対策事業の支援による藻場や干潟の保全に取り組んだ集落数			離島にとって重要な漁業資源である漁場の生産力の再生や水域の環境保全のために重要な藻場や干潟等の保全には継続した取組が必要であるため、活動集落数を維持することにより水域環境の保全を図る。							
分析・検証			【平成25年度の達成状況とその要因分析】 ●平成25年度目標の達成状況： ■ 達成 □ 概ね達成 □ 未達成  離島漁業再生支援交付金を活用した水質維持保全、海岸清掃、海底清掃などの保全活動については、漁場の生産力の再生を図るうえで重要であることから、漁業者の環境保全活動に関する意識は高く、全集落で取り組まれた。また、長崎県水産多面的機能発揮対策地域協議会に所属する活動組織についても、藻場や干潟等の保全に係る意識は高く、国交付金事業(水産多面的機能発揮対策事業)による支援のもと、活発に藻場や干潟等の保全に取り組んだ結果、目標を達成した。  【今後に向けた対策・方向性】 平成27年度から離島漁業再生支援交付金の取組項目から水質維持、海岸清掃、海底清掃が廃止されたため、藻場・干潟の管理・改善に引き続き取り組む。 今後国事業等を活用し、環境保全活動を継続していけるよう、市町と連携して集落到働きかけ等を行い、環境保全に取り組む集落数の維持に努める。  【H27予算への反映状況(予定)】 <input type="checkbox"/> 拡充予定 ■ 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
										漁政課・資源管理課

指標	55	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
資源保全活動取り組み集落数			1,038集落	1,092集落	1,077集落	1,107集落	1,086集落	98%	1,109集落	1,120集落
指標の説明	<p>数値の目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>資源保全取組集落数とは、中山間地域等直接支払制度又は農地・水保全管理支払交付金のいずれかに取り組む集落数である。 この目標を達成することで、農山村の持つ多面的機能の持続や農地、農業水利施設等の農業資源や農村環境を保全する。</p>									
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>平成23年度において、中山間地域等直接支払制度で特認として離島の平地が対象となったことにより農地・水取組地域を中心に推進がなされ、離島での取組集落数が大きく増加した結果、当初最終目標値1,060集落を達成したため、目標の上方修正(変更最終目標値1,120集落)を実施した。25年度については、取組集落数が増加したが、目標まで届かず、概ね達成となった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金(旧農地・水保全管理支払交付金)の活用推進を図り、最終目標の達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">農山村対策室</p>									

指標	56	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
景観計画を策定した市町数			4市町	8市町	8市町	12市町	9市町	75%	13市町	14市町
指標の説明	<p>数値の目標値の設定理由と達成後の姿</p> <p>H21年度までに景観行政団体に移行した自治体が10市町であり、移行協議においてH23,24年度に景観計画策定予定であったことから、当該年度の目標設定を行いました。また同時に計16市町の景観行政団体への移行を図っており、H27年度までに新規移行団体も景観計画を策定することを目標としました。これにより、県内の大半の自治体が景観行政団体として主体的に、景観形成への取り組みを行ない、美しく長崎らしい景観創出が図られます。</p>									
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>全国的には毎年約50の自治体が景観行政団体へ移行し、移行済みの自治体のうち約6割が景観計画を策定している。本県でも、世界遺産関係市町を中心とする景観に対する意識が高い市町は、早期に景観行政団体へ移行しており、H21年度までに移行した10市町の内、9市町が景観計画を策定している。しかし、景観計画策定には住民の合意形成なども必要で、策定までに3～4年かかるのが最近の全国的な傾向である。現在の計画未策定市町はH22年度以降に新たに景観行政団体へ移行した市町が多い状況であり、H25年度目標は未達成となった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>景観計画策定には、調査や住民との調整等に時間がかかるため、数年間を要するのが全国的傾向である。県内では、景観計画未策定の団体の大半が計画策定に向けて取り組んでいるところである。県では、計画策定補助金の交付による財政的支援や計画策定に関する助言等の技術的支援を引き続き行うとともに、景観行政団体未移行の自治体への移行要請も併せて行い、計画策定を促進し、目標の達成に向け取り組むこととしている。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">都市計画課</p>									

指標	57	数値	計画策定時の値	H23年度	H24年度	H25年度		達成率	H26年度	最終目標値
			(H21年度)	実績値	実績値	目標値	実績値		目標値	
「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合(地区指定前と比較した散乱ごみの割合)			32%	20%	24%	-	15%	67%	-	10%
指標の説明			目標値の設定理由と達成後の姿							
ごみの投げ捨て等防止重点地区における、地区指定前と指定後の散乱ごみの重量比です。			快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産がある地域や良好な自然環境を形成している地域等において、特にごみの散乱等を防止する必要があり、巡回指導、広報等を行うことにより、散乱ごみが減少し、未来につながる環境にやさしい長崎県が実現されます。							
分析・検証			<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>平成25年度時点では、最終目標値には及ばないが、確実に散乱ごみは減少している。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>引き続き、各保健所並びに未来環境推進課で巡回指導を実施し、指定地区の環境保全を図っていく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>							
			未来環境推進課							

## 基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

指標	58	計画策定時の値 (H22年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
身近な環境活動に取り組んでいる人の割合	数値	70%	68%	63%	73%	63%	86%	74%	75%
指標の説明	<p>「県民意識アンケート調査(政策企画課)」における環境や地球温暖化防止活動に取り組んでいる人の割合です。</p> <p>目標値の設定理由と達成後の姿 県民それぞれが、地球温暖化防止や循環型社会の形成、生物多様性保全について関心を高め、自主的な環境活動に取り組むことにより、未来につながる環境にやさしい長崎県が実現されます。</p>								
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>平成25年度は空き缶回収キャンペーンの参加者数が前年度に比較して減少しており、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合は、減少傾向にある。また、県民意識アンケート調査を実施した結果、10代から30代までの年齢層において「全く取り組んでいない」とする回答率が多く、地域社会での取組活動に対する関心の広がりが不十分なところもあり、目標達成に至らなかった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバイザーの派遣や環境リーダー交流会などを通して人材の育成を図るとともに、環境学習総合サイトなどを立ち上げ情報発信を活性化することにより、最終目標の達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">未来環境推進課</p>								

指標	59	計画策定時の値 (H20年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
環境学習への参加者数	数値	71.2万人	95.2万人	82.8万人	90.0万人	集計中	—	90.0万人	90.0万人
指標の説明	<p>学校やNPO、事業者、行政等を対象とした「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」調査における、環境学習等の参加者数(延べ人数)です。</p> <p>目標値の設定理由と達成後の姿 県民それぞれが、地球温暖化防止や循環型社会の形成、生物多様性保全について関心を高め、環境学習への参加を通じて自主的に環境活動に取り組むことにより、未来につながる環境にやさしい長崎県が実現されます。</p>								
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>※平成25年度実績値は、平成26年10月に把握予定。 平成24年度は、学校や行政など県全域で環境保全活動や環境教育に対する取組が広がり、平成24年度目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>平成25年度に策定した「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、環境アドバイザーや環境リーダー交流会などを通して人材の育成を図るとともに、環境学習総合サイトなどを立ち上げ情報発信を活性化することにより、最終目標の達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">未来環境推進課</p>								

指標	60	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
環境アドバイザーの派遣数と参加者数	数値	52回 3,408人	61回 3,058人	65回 3,685人	70回 3,500人	41回 1,760人	58%	70回 3,500人	70回 3,500人
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
環境保全について理解を深め、環境教育を推進することを目的に、行政やPTA、学校、地域団体等を対象として自然環境や環境保全、生活環境、環境教育などの専門知識を有する「環境アドバイザー」を派遣する回数です。		環境アドバイザーによる講演会や体験学習を通じて、県民それぞれが、地球温暖化防止や循環型社会の形成、生物多様性保全について関心を高め、自主的に環境活動に取り組むことにより、未来につながる環境にやさしい長崎県が実現されます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>派遣実績が多かった団体の活動回数が平成25年度は減少したため、目標達成に至らなかった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>より多くの団体に制度を活用してもらうため、環境アドバイザーの数や分野の拡大、PRの拡充を図る。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】		<input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
未来環境推進課									

指標	61	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
生ごみ減量化リーダーの活動回数	数値	795回	912回	1,244回	1,260回	1,301回	103%	1,280回	1,300回
指標の説明		目標値の設定理由と達成後の姿							
一般廃棄物の排出量抑制やリサイクル等を目的に、生ごみ堆肥化などの活動を行っている生ごみ減量化リーダーの活動回数です。		県内各市町における一般廃棄物の排出量削減の課題の一つに「生ごみ」があり、排出量の減少により、環境への負荷の削減と循環型社会の形成が推進されます。							
分析・検証		<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況： <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>生ごみ減量化リーダーの地区研修会や全体交流会を通して、地域における活動が活発になるよう促してきた結果、実践指導の対象が、幼稚園や学校のほか一般の地域住民や環境を守る会、野菜づくり学習グループ等の団体へと活動が拡大し、目標を達成した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>生ごみ減量化リーダーの育成とともに、市町等と連携し、環境アドバイザー制度のさらなる活用を図ることにより活動の場を広げる。</p>							
【H27予算への反映状況(予定)】		<input checked="" type="checkbox"/> 拡充予定 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )							
未来環境推進課									

指標	62	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
環境管理システムの新規認証登録件数(累計)(再掲)	数値	3件	17件	28	48件	35件	73%	64件	80件 (平成23～27年度)
指標の説明	環境管理システムを導入した県内企業数		目標値の設定理由と達成後の姿						
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>主な環境マネジメントシステム(EMS)のうち、「ISO14001」の認証登録については全国及び県内においても減少傾向であるが、環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21」については全国及び県内においても増加傾向である。本県では「エコアクション21」の地域事務局と連携し、市町への働きかけや、商工会連合会などへ県庁EMSの研修への参加呼びかけを行ったが、目標に達成しなかった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後、「エコアクション21」については県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、県商工会連合会など県内の商工関係団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p>								
環境政策課・グリーンニューディール推進室									

## 環境保全のための共通的基盤的施策

指標	63	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
環境管理システムの新規認証登録件数(累計)	数値	3件	17件	28件	48件	35件	73%	64件	80件 (平成23～27年度)
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
環境管理システムを導入した県内企業数									
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成</p> <p>主な環境マネジメントシステム(EMS)のうち、「ISO14001」の認証登録については全国及び県内においても減少傾向であるが、環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21」については全国及び県内においても増加傾向である。本県では「エコアクション21」の地域事務局と連携し、市町への働きかけや、商工会連合会などへ県庁EMSの研修への参加呼びかけを行ったが、目標に達成しなかった。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>今後、「エコアクション21」については県内のエコアクション21地方事務局と協議しながら、県商工会連合会など県内の商工関係団体等への働きかけを行い、最終目標達成を目指す。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">環境政策課・グリーンニューディール推進室</p>								

指標	64	計画策定時の値 (H21年度)	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度		達成率	H26年度 目標値	最終目標値 (H27年度)
					目標値	実績値			
農業生産工程管理(GAP)取り組み件数	数値	59件	90件	108件	118件	123件	104%	129件	140件
指標の説明	目標値の設定理由と達成後の姿								
<p>GAPに取組む産地の数。 平成27年度までに140産地に増やす計画です。</p> <p>GAPは、農業を行っていくうえで農薬・肥料・機械等を適切に利用するため、点検項目を設定し、点検・評価し改善することによって、食品安全、環境保全、労働安全に効率的に取り組むための手法です。GAPの取組件数を増やし環境保全型農業に取組む産地を増やしていきます。</p>									
分析・検証	<p>【平成25年度の達成状況とその要因分析】</p> <p>●平成25年度目標の達成状況: <input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>消費者等の農産物の安全性に対する意識は高く、生産者側の意識をさらに高めるため、県では、農産物生産集団に対して、危害の未然防止の観点から農業生産工程管理(GAP)の実践について各種資料の配布や研修会によって説明するとともに、研修等により育成したGAP指導員による具体的な実践手法についての助言などによって、目標を超える取組件数の増加につなげた。 また、生産現場でのGAPの取り組みを消費者の方に知っていただくためにリスクコミュニケーションを開催した。</p> <p>【今後に向けた対策・方向性】</p> <p>実需等からの農産物の安全性に対する、より高い要求に対応できるよう、内部点検の充実等による農業生産工程管理(GAP)の高度化やその取組を適切かつ効果的に助言できる指導者の養成等を強化することで、質の高い農業生産工程管理(GAP)の取組拡大を図っていく。</p> <p>【H27予算への反映状況(予定)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充予定 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小予定 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他( )</p> <p style="text-align: right;">農業経営課</p>								

## 第6章 重点施策の動き

### 第1節 地球環境保全の取組み

#### 1 ゴミゼロながさきプロジェクト

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標		
<p>&lt;目標&gt;</p> <p>県民・事業者・行政等それぞれが役割分担しながら、連携・協力のうえ廃棄物減量化や再資源化に取り組み、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を目指す。</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>[平成 25 年度]</p> <p>①1 人 1 日あたり一般廃棄物排出量 (883g/人・日)</p> <p>②一般廃棄物再資源化率(22.5%)</p> <p>③産業廃棄物再資源化率のうち多量排出事業者再資源化率(57.0%)</p> <p>④ごみ焼却施設数(22 施設)</p> <p>⑤産業廃棄物処理業者の基準適合率 [立入検査回数に対する指導不要の業者数の割合](95%)</p> <p>⑥排出事業者研修会参加者数(260 人)</p> <p>⑦海岸漂着物の発生抑制対策、国際協力事業の実施回数(6 回以上)</p> <p>⑧生ごみ減量化リーダーの活動回数(1,244 回(H24 年度))</p>	—
②H25 年度 of 取組状況		
<p>代表的な施策の実績と効果</p> <p>○長崎県廃棄物対策連絡協議会における長崎県廃棄物処理計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町と排出量の削減及び再生利用率の向上のための方策について検討を行った。</li> </ul> <p>※平成 25 年度の一般廃棄物排出量、再資源化率の実績値は、平成 27 年 3 月に把握できる予定</p> <p>○長崎県ごみ処理広域化計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づくごみ処理施設等の集約化を図るため、市町等が循環型社会形成推進交付金活用のために策定した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業を実施し、計画どおり実施した。</li> </ul> <p>○PCB廃棄物処理推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB廃棄物の全保管事業者(228 事業者)に対し立入検査を実施し、長崎県PCB廃棄物処理計画に基づく適正保管及び処理を推進した。</li> </ul> <p>○産業廃棄物処理施設監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理業者等に対し、効率的で統一的な立入検査を実施し産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図り、産業廃棄物処理業者の基準適合率目標 95%に対し、95%と目標を達成した。</li> </ul>		

○産業廃棄物審査指導

・産業廃棄物の適正処理を徹底し排出抑制を推進するためには、処理業者のみならず排出事業者の役割が重要なため、産業廃棄物排出事業者研修会を5回、多量排出事業者研修会を1回実施し、475人の参加者があり目標とする260人を達成した。

○廃棄物不適正処理対策事業

・不法投棄・違法焼却の未然防止及び早期発見・改善を図るため、定期的な巡回パトロールを2,346回実施し、目標とする1,900回を達成した。

○海岸漂着物地域対策推進事業

・「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国、市町、民間団体等と連携を図りながら海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策を全市町で実施した。

○ながさき環境県民会議

・「ゴミゼロながさき実践計画」進捗状況管理や重点活動の進捗状況管理を実施。

○ゴミゼロ県民運動支援事業

・街頭キャンペーンや県HPなど、県民へのゴミゼロ意識の確立に向けて情報発信を行い、環境保全活動取組みの促進など一定の成果があった。

・生ごみ減量化、リサイクル活動に取り組む活動団体を支援。県内各市町における一般廃棄物の課題の一つに「生ごみ」があり、課題解決に向けて行政との情報交換など生ごみ減量化の取組みを推進。

○ゴミゼロ市町支援事業

・各市町等を対象に情報提供など研修会開催を開催。(年1回)

・ゴミゼロ市町支援事業PTを設置し、排出削減や再生利用率が低迷している市町に対して必要な検討や提言を行った。(2回、参加市町:10市町)

○事業所支援事業

・レジ袋有料化協定締結(新上五島町 1事業者 1店舗)計7事業者 15店舗)

有料化前21%のマイバッグ持参率が有料化後約85%となっている。

・機密文書リサイクル手法の検討

○快適環境保全推進事業

・ごみの投げ捨て等防止重点地区等26地区の巡回指導等を実施。重点地区の散乱ごみの減量化に繋がっている。(重点地区散乱ごみの割合 H27年度目標値:32% H24年度実績:24%)

○リサイクル製品認定制度

・H24年度新規認定件数目標値:10件、実績2件

・長崎県リサイクル認定制度の見直し(出荷先情報等の義務付け、品質検査不適合品の一時利用中止措置)

③H25年度目標(指標)の達成状況

①②平成25年度の実績値は、環境省が実施する実態調査により、平成27年3月に把握できる予定

③平成25年度の実績値は、現在、公表に向けて、提出された計画の内容精査中であり、平成26年10月に把握できる予定

④ごみ焼却施設数 目標22施設、実績21施設

⑤産業廃棄物処理業者の基準適合率[立入検査回数に対する指導不要の業者数の割合]

目標95%、実績95%

- ⑥排出事業者研修会参加者数 目標:4 回以上 260 人 実績:5 回 340 人
- ⑦海岸漂着物の発生抑制対策、国際協力事業の実施回数 目標 6 回以上、実績 11 回
- ⑧生ごみ減量化リーダーの活動回数(H24 年度目標 848 回、実績 1,244 回)

#### ④ ③の総合的な評価及びその理由

##### 【評価】概ね達成(80%)

##### 【理由】

- ①② ※平成 25 年度の実績値は、環境省が実施する実態調査により H27 年 3 月に把握予定。
  - ・H24 年度データでは、排出量は 944g/人・日と基準年の H20 年度 965g/人・日より減少傾向にある。
  - ・H24 年度データでは、再資源化率は 16.2%と基準年の H20 年度 15.8%を上回ったが、前年比では 0.8 ポイント減。
- ③ ※平成 25 年度の実績値は、現在、公表に向けて、提出された計画の内容精査中であり、平成 26 年 10 月に把握予定
  - ・H24 年度データでは、51.5%とH23 より上昇したが目標には達していない。事業者の個々の取組みが重要であることから、産業廃棄物排出事業者研修会等を通じ、産業廃棄物の排出抑制及びリサイクル推進について周知を図っているところである。なお、研修会参加者数については目標値を上回っている。
  - ※産業廃棄物再資源化率(長崎県廃棄物処理計画)の各年度目標値は、5 年毎の調査であり設定していない。次回は平成 25 年度データの調査となる。
- ④長崎県ごみ処理広域化計画においてごみ処理施設の集約化を推進しており、年度ごとの集約目標である 22 施設については達成した。
- ⑤産業廃棄物の不適正処理を未然防止を図るため、立入検査を実施した結果、立入検査回数に対する指導不要の業者数割合をあらゆる基準適合率は 95%と目標を達成した。
- ⑥産業廃棄物の適正処理を徹底し、排出抑制及びリサイクルを推進するには排出事業者の役割が重要なことから、排出事業者研修会を 5 回実施し 340 人の参加者があり目標を達成した。
- ⑦NPO 団体や市町等と連携・協力し、日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃や街頭キャンペーンでのパネル展示、環境教育等、発生抑制対策及び国際協力事業として 7 事業を実施し目標を達成した。
- ⑧生ごみ減量化リーダーの活動回数については、1,244 回と目標値を上回った。

#### ⑤H26 年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)

- ・長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、排出量削減及び再生利用率の向上に向けた先進的な取組み事例を参考にし、各市町における今後の施策展開について検討を行う。
- ・市町において、循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設の整備を図る。(H25 年度 年間計画 14 事業 上半期実施(着手) 5 事業)
- ・PCB廃棄物の全保管事業者に対する立入検査を実施し処理するまでの間の適正保管を徹底させる。
- ・PCB廃棄物の未届事業者及び事業者自身も把握していない微量PCB廃棄物の掘り起こしを行い早急な処理対策を図る。

- ・産業廃棄物処理業者に対し、頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図る。(目標 3,400 回)
- ・産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象とした研修会及び産業廃棄物処理事業者を対象とした優良産廃処理事業者認定制度説明会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図る。(年間計画 260 人)
- ・定期的な巡回パトロールを実施し、不法投棄・違法焼却の未然防止及び早期発見・改善を図る。  
(年間計画 1,900 回)
- ・「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国、市町、民間団体等と連携を図りながら、海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策及び国際協力事業を実施する。  
(発生抑制対策及び国際協力事業 年間計画 6 回 上半期実績 4 回)
- ・H24 年度を始期とする「ゴミゼロながさき実践計画」を策定したことから、ながさき環境県民会議において、県民、事業者、消費者、地域活動団体などの各主体と連携・協力し、ゴミゼロながさき実践計画に基づく、各種取組を実践する。
- ・ゴミゼロ市町支援事業では、報告書を取りまとめ、個別市町の支援を行う。
- ・イオン九州(株)とレジ袋有料化協定を締結した。県レジ袋有料化地域の拡大に向けてさらなる取組を行う。
- ・ごみの投げ捨て等防止重点地区等 26 地区の巡回指導を引き続き実施する。
- ・リサイクル認定製品の品質管理の徹底と普及促進を行う。

#### ⑥H27 年度 of 取組内容(予定)

- ・長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し、排出量削減及び再生利用率の向上に向けた先進的な取組み事例を参考にし、各市町における今後の施策展開について検討を行う。
- ・市町において、循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設の整備を図る。
- ・廃焼却炉解体支援にかかる県単独補助は H24 年度で事業終了のため、未解体施設については、今後、国の交付金制度等を活用した早期解体の推進を図る。
- ・PCB廃棄物の全保管事業者に対する立入検査を実施し処理するまでの間の適正保管を徹底させるとともに、PCB廃棄物の未届事業者及び事業者自身も把握していない微量PCB廃棄物の掘り起しにより新たに判明した保管事業者に対し、早急な処理対策の実施について指導を図る。
- ・産業廃棄物処理業者に対し頻繁な立入検査を実施し、不適正処理の未然防止を図る。
- ・産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象とした研修会及び産業廃棄物処理事業者を対象とした優良産廃処理事業者認定制度説明会を実施し、産業廃棄物の適正処理、排出抑制及びリサイクル推進について周知を図る。
- ・巡回パトロールを実施し、不法投棄・違法焼却の未然防止及び早期発見・改善を図る。
- ・「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国、市町、民間団体等と連携を図りながら、海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策及び国際協力事業を実施する。
- ・「ゴミゼロながさき実践計画」に基づいて、ながさき環境県民会議における各種取組を実践する。
- ・ゴミゼロ市町支援事業において、各市町を対象として研修会の開催や個別市町に対する支援を行う。
- ・レジ袋有料化地域の拡大に取り組む。
- ・リサイクル認定制度の品質管理の徹底と普及促進を行う。

## 2 ナガサキ・グリーンニューディール

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標		
<p>&lt;目標&gt;</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■長崎 EV&amp;ITS プロジェクト推進事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動指標:EV&amp;ITS レンタカー等の導入台数 140 台</li> </ul> </li> <li>■新エネルギー産業等プロジェクト推進事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の競争的資金獲得件数 3 件</li> <li>・環境・新エネルギー分野で取引を拡大する企業数 15 社</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■長崎 EV&amp;ITS プロジェクト推進事業</li> </ul> <p>成果指標:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先導的な EV&amp;ITS 導入モデルの創出 1 件</li> <li>・未来型ドライブ観光の体験者数 6 万人</li> </ul>
②H25 年度 of 取組状況		
<p>・長崎県総合計画に掲げる「ナガサキ・グリーンニューディール」の下、次代を拓く環境・エネルギー産業を創出するために、5つの地域・分野別のプロジェクトと1つの産業支援プロジェクトの6つのプロジェクトから構成される「ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト」を策定・推進している。環境基本計画に係るプロジェクトの取組状況については以下のとおり。</p> <p>・環境実践モデル都市として選定された対馬市及び西海市においては、平成 25 年度より個別のプロジェクトを立上げ、事業を展開。</p> <p>①「対馬プロジェクト」・・・エネルギー自立の島を目指すため、総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト導入可能性調査事業」に県・対馬市連名で採択を受け、「対馬環境エネルギーコンソーシアム」において調査を実施。</p> <p>②「西海プロジェクト」・・・中小規模潮流発電の実証実験のため、長崎県産業振興財団佐世保事業所が委託する「海洋技術研究開発委託事業」を獲得し、県内企業の技術を活用した船舶搭載型の小型潮流発電機器の研究、実験を行った。</p> <p>・EV を活用した事業として五島地域を実証地域とする新たなプロジェクトを立上げ、事業を展開。「五島プロジェクト」・・・超小型EV検討会議の開催(3 回)や実証地域の形成(プレ実証)を行い、超小型モビリティ(EV)を導入及び普及を図っていくための地域ニーズ等の把握を行った。</p> <p>①車両導入前アンケート(住民・事業者)調査:調査対象数(住民)728 世帯(事業者)98 社、回答率(住民)18.4%(事業者)31%</p> <p>②体験試乗会、モニタリングの実施</p> <p>③アンケート及び試乗等の結果による地域が求める車両の機能要件の把握:短時間で充電可能、衝突に対する安全性、塩害対策の必要性及び電費性能</p>		
③H25 年度目標(指標)の達成状況		
<p>・長崎 EV&amp;ITS プロジェクト推進事業において、EV・PHV は 140 台導入しており目標は達成している。</p> <p>・新エネルギー産業等プロジェクト推進事業において、国の競争的資金を 3 件獲得し、環境・エネルギー分野で取引を拡大する企業も 22 社と目標を大きく上回った。</p> <p>・先導的な EV&amp;ITS 導入モデルの創出については、五島地域において ITS スポット、ITS スポット対応車載器、充電ネットワークの整備、未来型ドライブ観光システムの導入等のモデルを創出した。</p>		

- ・未来型ドライブ観光の体験者数については、EVレンタカーの稼働率を県平均(55%)まで上げることを目標として目標値を算出(※)していたが、実績としてEVレンタカーの導入台数が99台、また稼働率も約30%であったため利用者が伸び悩んだ。〔※150台(EVレンタカー)×365日×55%(県平均稼働率)×2人/回(平均乗車人員)≒6万人〕
- ・EVレンタカーを満充電にするには最長8時間程度の時間を要することから、ガソリン車と同水準で連続して貸出し、稼働率を上げることが簡単ではないことが明らかになった。

#### ④ ③の総合的な評価及びその理由

##### 【評価】

90%

##### 【理由】

未来型ドライブ観光の体験者数は伸び悩んだものの、その他の目標(指標)については全て目標を達成している。

(実績)

- ・EV&ITSレンタカー等の導入台数 140台
- ・国の競争的資金獲得件数 3件
- ・環境・新エネルギー分野で取引を拡大する企業数 22社
- ・先導的なEV&ITS導入モデルの創出 1件
- ・未来型ドライブ観光の体験者数 2.4万人

#### ⑤H26年度の取組内容

- ①「対馬プロジェクト」・・・平成26年6月30日付で総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定事業」に関する委託を受けることが決定し、対馬環境エネルギーコンソーシアムの開催を通してエネルギーベストミックスプラン等を検討していく予定。
- ②「西海プロジェクト」・・・潮流発電事業化ワーキンググループを中心に、平成25年度に実施した実証実験により得たデータ等を活かしながら小型潮流発電機の研究開発を工業技術センターグリーンニューディール技術開発支援室と連携して支援を行っていく。
- ③「五島プロジェクト」・・・超小型EVの実運用によるニーズ調査を実施し、その結果を基に超小型EVを活用した新たな移動手段の検討や機能要件の検討を行う産学官連携の検討会議を創設する。また、実際の試作車両も研究開発していく。

#### ⑥H27年度の取組内容(予定)

- ①「対馬プロジェクト」・・・分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープランを策定し、木質バイオマスを利用した発電・熱供給事業(林業活性化)、漁港・交通スマート化事業(漁業活性化)、次世代社会システム構築事業(省エネ化推進)及び水素エネルギー供給事業(長期的計画)等具体的な事業を推進していく。
- ②「西海プロジェクト」・・・中小型潮流発電のシステムを試作し、太陽光発電や木質バイオマス等の再生可能エネルギーを活用したモデルの実現を目指す。
- ③「五島プロジェクト」・・・実証地域の拡大による超小型EVの認知度向上及び需要の開拓を図るとともに、県内企業や大学等の連携による車両製造開発グループを組織し、離島地域での移動手段の形成を目指す。

### 3 生物多様性保全プロジェクト

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標		
<p>&lt;目標&gt;</p> <p>①種の絶滅を回避する ②多様な生態系の保全、再生を図る ③持続可能な利用を進める ④生物多様性の恵みに触れる ⑤生物多様性の保全と持続可能な利用による地域活性化を図る</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>指標の設定無し</p>	
②H25 年度 of 取組状況		
<p>・代表的な施策の実績と効果</p> <p>○希少野生動植物保全事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希少野生動植物種保存地域指定の検討</li> <li>・改訂版長崎県レッドリスト掲載種のモニタリング調査の実施</li> </ul> <p>○緑といきもの賑わい事業(うち生物多様性保全事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(県)湿原保護木道改修、標識の整備</li> <li>・(補助)ウミガメ孵化施設整備、ビオトープ整備</li> </ul> <p>○ツシマヤマネコ保護増殖事業の実施</p> <p>○鳥獣保護員等による活動の推進と人材の育成</p>		
③H25 年度目標(指標)の達成状況		
<p>指標無し</p>		
④ ③の総合的な評価及びその理由		
<p><b>【評価】</b></p> <p>添付の進捗状況より、関係機関において、継続的な取組みがなされており、また、代表的な事業において、目標を達成していることから、一定の成果をあげていると評価する。</p>		
<p><b>【理由】</b></p> <p>環境基本計画において数値目標を持ち、本プロジェクトを構成する主な事業の達成状況は以下のとおり。</p>		
	基本計画目標	H24年度実績
自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化		
希少野生動植物種保存地域の指定	8地域(H27年度)	5地域指定済み
緑といきもの賑わい事業(保全事業実施箇所)	22箇所(H27年度)	保全事業実施箇所:17箇所(目標:4箇所/年)、保護保全対象野生動植物種の保全(目標:5種/年)を達成
人とふるさとの自然とのつながりの回復		
自然歩道の整備	465.4km(H27年度)	整備完了
農業生産工程管理(GAP)取り組み件数	100件(H27年度)	・新たに18集団がGAPに取組み(延べ108集団)始めた ・有機・特別栽培レベルの栽培への取組みを推進し、有機・特別栽培の取組みが1,260haから6ha拡大し、1,266haになった
普及啓発の推進		
環境アドバイザーの派遣数と参加者数	60回、3,600人	・環境アドバイザーを65回派遣(内自然環境に関するものは、25回) 自然環境に関する環境アドバイザー16名登録

⑤H26 年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)

長崎県生物多様性保全戦略(H21年3月策定)の見直しを行い、見直し後の戦略に基づき取組を実施に移す。

⑥H27 年度の取組内容(予定)

行動目標①:自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する

行動目標②:人とふるさとの自然とのつながりを回復する

行動目標③:多様な地域資源の活用を進める

行動目標④:生物多様性の恵みにふれる機会を増やす

行動目標⑤:生物多様性に関する情報の整備と環境に配慮した取組を進める

以上5つの目標の達成を目指した取組を進める。

## 第2節 豊かな水環境の保全・創造の取組み

### 1 大村湾再生プロジェクト

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標		
<p>&lt;目標&gt;</p> <p>・第2期大村湾環境保全・活性化行動計画に基づき、平成 25 年度末を目標として大村湾の水質改善を図る。</p> <p>①大村湾における水質改善(COD2.2mg/L、窒素 0.2mg/L、リン 0.02mg/L)</p> <p>②大村湾流域の汚水処理人口普及率 91.2%以上の達成</p>	<p>&lt;指標&gt;</p>	
②H25 年度の取組状況		
<p>・代表的な施策の実績と効果</p> <p>①大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口を高めることにより、水質改善に努めた。</p> <p>②大村湾内における貧酸素水塊の観測を行い、結果をHP等に公表した。</p> <p>③大村湾環境改善のため、活動団体との協働事業を実施した。</p> <p>④大村湾環境改善のための啓発活動として、指導者等を対象とした環境学習会を開催した。</p> <p>⑤大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行った。</p> <p>⑥大村湾の底質改善実証試験の効果検証を行った。</p> <p>⑦第 2 期行動計画における検証・評価を行い、第 3 期行動計画を策定した。</p>		
③H25 年度目標(指標)の達成状況		
<p>①平成 25 年度末時点で、大村湾の COD は全湾平均で 2.0mg/L(速報値)となり目標を達成した。</p> <p>②大村湾流域の汚水処理人口普及率は、平成 25 年度末時点で 91.5%となった。</p>		
④ ③の総合的な評価及びその理由		
<p><b>【評価】</b></p> <p>十分な水質改善とは言えないため、さらに継続して改善に取り組む必要がある</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>①第2期大村湾環境保全・活性化行動計画の目標値は COD2.2mg/L であるが、一方で大村湾の環境基準は COD2.0mg/L と設定されているので、環境基準達成を目指した取り組みが必要である。</p> <p>②環境基準の目標達成は全測点における基準達成が必要であるが、環境基準である COD2.0mg/L を上回る測点が大村湾内 17 測点のうち 13 測点存在する。</p> <p>③大村湾の水質は気候等の諸条件により、一時的に改善する場合があるため、継続して水質改善に向けた取り組みが必要である。</p>		

⑤H26 年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)

- ①大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口を高めることにより、水質改善に努めた。
- ②大村湾内においてエアレーション技術の実用化研究にかかる海域調査及び貧酸素水塊の観測を行い、その情報を提供する。(上半期において観測実施及び委託契約締結済)
- ③大村湾環境改善のため、活動団体との協働事業の実施準備作業を行った。(年間計画 2 回、上半期 1 回)
- ④大村湾環境改善のための啓発活動として、指導者等を対象とした環境学習会を開催した。(年間計画 2 回、上半期実績 2 回)
- ⑤大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行った。(上半期において負担行為済)
- ⑥再生砂による浅場づくり実証試験事業により、浅場の造成地を選定し、周辺の環境調査項目の検討や次年度以降で造成する浅場の具体的計画について協議する。

⑥H27 年度の取組内容(予定)

- ①大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し、大村湾流域の汚水処理人口を高めることにより、水質改善に努める。
- ②大村湾内における貧酸素水塊の実態解明等のため、エアレーション技術の実用化研究を行い、具体的手法の確立を目指す。
- ③大村湾環境改善のため、活動団体との協働事業を実施する。
- ④大村湾の水質改善及び環境美化のため、大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行う。
- ⑤再生砂による浅場づくり実証試験事業を実施し、浅場の造成を行い、二枚貝の生息調査を実施する。

## 2 諫早湾環境対策プロジェクト

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標		
<p>&lt;目標&gt;</p> <p>【H19年度の目標】(諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画)</p> <p>①水質(COD75%値):5.0mg/L</p> <p>②生活排水処理率:68.6%</p> <p>【平成25年度の目標】(第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画)</p> <p>①水質(COD75%値):5.0mg/L</p> <p>②生活排水処理率:82.5%</p>	<p>&lt;指標&gt;</p>	
②H25年度の取組状況		
<p>①生活排水対策 下水道・集合処理施設・合併浄化槽に係る整備事業の推進、生活排水対策支援</p> <p>②工場・事業場排水対策 立入調査による監視指導</p> <p>③面源負荷削減対策 環境保全型農業の推進(水田・畑地の施肥・農薬削減対策や裸地対策)</p> <p>④調整池及び調整池流入河川・水路の浄化対策 河川整備、国庫委託事業</p> <p>⑤環境保全・創造のための住民活動の推進 ISEネットを中核とした環境活動の取り組み(環境イベントや清掃活動の実施)</p>		
③H25年度目標(指標)の達成状況		
<p>①水質(COD75%値):9.2mg/L ⇒ 未達成(目標 5.0mg/L)</p> <p>②汚水処理人口普及率(生活排水処理率)は 86.2%(行動計画の目標 82.5%)</p>		
④ ③の総合的な評価及びその理由		
<p>【評価】</p> <p>第2期計画は暫定的に延長している状況であり、CODの水質保全目標値として5.0mg/Lを設定している。調整池の水質(COD75%値)は、ここ10年間7.7~9.3mg/Lの間で推移しています。平成25年度は9.2mg/Lで、水質保全目標は達成していません。</p> <p>【理由】</p> <p>流域からの生活排水に起因するものや、面源由来の施肥・農薬使用に伴う汚濁負荷が高いこと、また年毎の気象条件等に起因するものである。</p>		

⑤H26 年度の取組内容(年間計画及び上半期実績)

①生活排水対策

下水道・集合処理施設・合併浄化槽に係る整備事業の推進、生活排水対策支援

②工業・事業場排水対策

立ち入り調査による監視指導

③面源負荷削減対策

環境保全型農業の推進(水田・畑地の施肥・農薬削減対策や裸地対策)

④調整池及び調整池流入河川・水路の浄化対策

河川整備(浚渫工事等)、戦略プロジェクト研究、国庫委託事業

⑤環境保全・創造のための住民活動の推進

ISEネットを中核とした環境活動の取り組み(環境イベントや清掃活動の実施)

⑥H27 年度の取組内容(予定)

第2期行動計画を継続し、関係する国、県、市がそれぞれの役割のもとに実施する事業について進捗管理を行うとともに、推進会議の枠組みの中で、より効果的な対策を実施していく。また既存事業の精査・見直しを行うことで、水質浄化効果を高める。更には、これまで実施した研究事業の結果を踏まえ、直接浄化対策(水質の抜本的な対策)事業を構築することで、調整池や流入河川・水路にかかる浄化対策を実施していく。

### 3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト

①重点プロジェクトの目標もしくは成果指標		
<p>&lt;目標&gt;</p> <p>・島原半島地域における地下水の硝酸性窒素等による汚染問題に対応するため、同地域の地下水の現状を把握し、窒素負荷の低減を図る。</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>・環境基準超過地点数が17地点中、平成21年度時点の10地点より増加しない。 (超過率<math>10/17=58.8\%</math>を増加しない)</p>	
②H25年度の実績		
<p>・代表的な施策の実績と効果</p> <p>(1)窒素負荷低減計画に基づく継続監視調査については継続し、さらに追跡井戸調査を72地点において実施。</p> <p>①継続監視(17地点) 島原市(12)、雲仙市(4)、南島原市(1) 環境基準超過地点数 9地点 超過率:52.9%</p> <p>②追跡井戸調査(72地点) 島原市(38) 雲仙市(19) 南島原市(15) 環境基準超過地点数 39地点 超過率:54.2%</p> <p>(2)関係行政機関、学識経験者、農業団体等からなる島原半島窒素負荷低減対策会議・幹事会(5月・2月)</p>		
③H25年度目標(指標)の達成状況		
<p>継続監視調査結果において、環境基準を超過した地点は17地点中9地点で、計画の短期目標(平成21年度時点の10地点より悪化しない)を達成した。</p>		
④ ③の総合的な評価及びその理由		
<p>【評価】</p> <p>・111%(指標の超過率 <math>10/17=58.8\%</math> に対して、実績の超過率 <math>9/17=52.9\%</math>)</p> <p>【理由】</p> <p>島原半島窒素負荷低減計画に基づき、農業対策、畜産対策、生活排水等対策の継続的な取組により地下水の硝酸性窒素等濃度が悪化しない状況で推移している。</p>		
⑤H26年度の実績(年間計画及び上半期実績)		
<p>・年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証しながら取組を進めていく。</p> <p>・第1回幹事会の開催(5月8日)</p>		
⑥H27年度の実績(予定)		
<p>・年2回の幹事会において窒素負荷低減計画の進捗状況を検証しながら取組を進めていく。</p>		

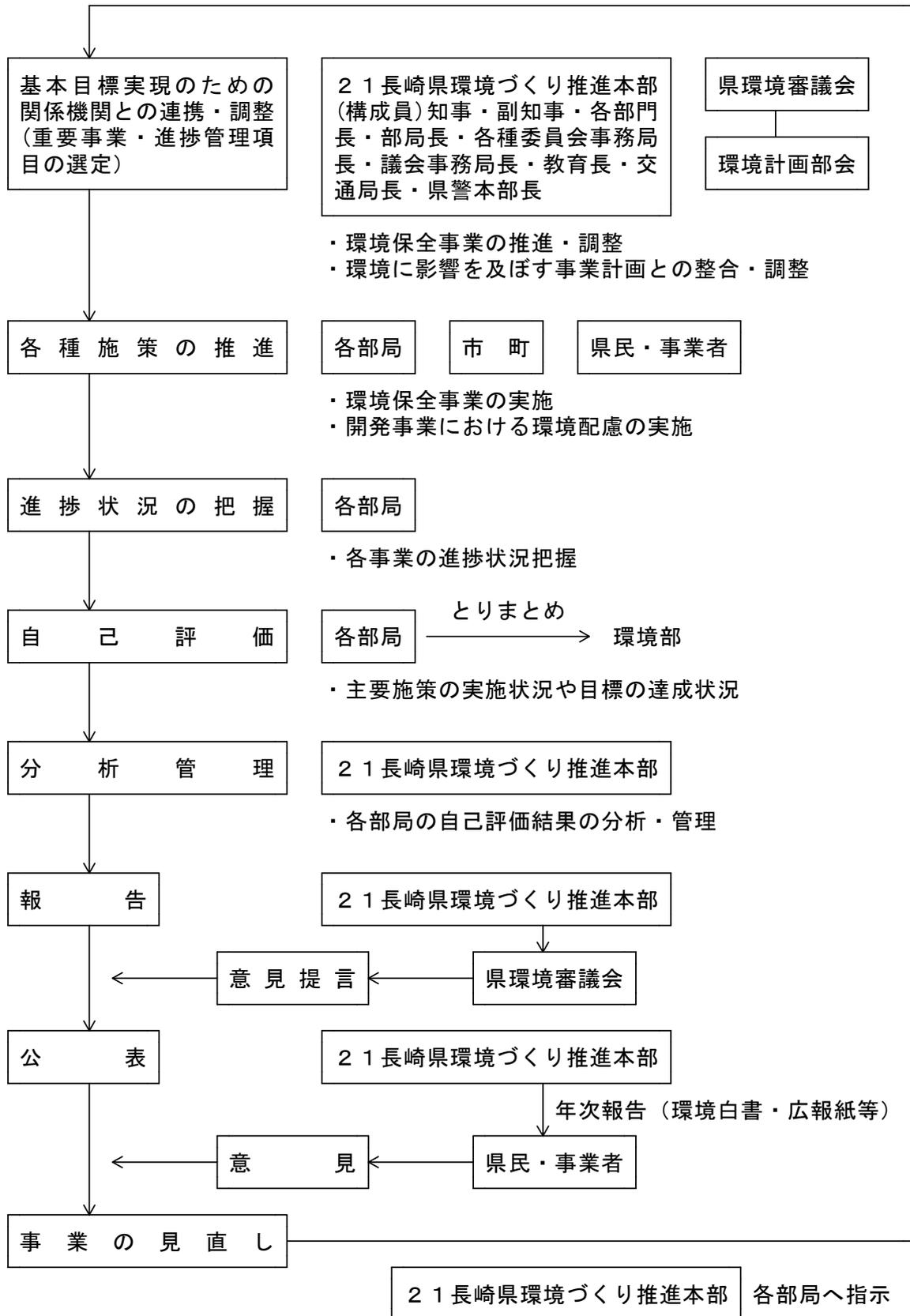
資 料 編

## 資料編

### 目次

1	長崎県環境基本計画推進管理体制	1
2	長崎県環境保全関係審議会設置状況等	2
3	環境基準等	5
4	規制基準等	16
5	長崎県大気汚染監視テレメータシステム	31
6	水質汚濁防止法に基づく届出状況	34
7	公共用水域の水質に係る環境基準達成状況	35
8	海水浴場調査結果	39
9	大村湾の水質	40
10	狩猟鳥獣の種類	41
11	狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限（猟区以外）	41
12	鳥獣保護区指定状況	42
13	休猟区一覧表	44
14	特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表	45
15	公園施設の一覧表（実績）	47
16	市町の木及び花	49
17	ダイオキシン類調査結果	50
18	環境放射能	53
19	産業廃棄物処理施設に係る立地基準	54
20	長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン	56
21	長崎県環境基本計画に係る平成25年度当初予算	59
	用語解説	67

1 長崎県環境基本計画進捗管理体制



## 2 長崎県環境保全関係審議会設置状況等

### (1) 長崎県環境審議会委員名簿

N o	役職	氏名	所属・職業	環境 計画部会	環境 監視部会	自然 環境部会	鳥 獣部会	温 泉部会	環 境 基本 計画 検討 部会
1	会長	中島 憲一郎	長崎国際大学薬学部 教授（薬学科）						◎
2	副会長	伊東 浩子	長崎県弁護士会（弁護士）					○	
3	副会長	橘 勝康	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授（水産科学領域）	◎	○				○
4	委員	青柳 潔	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 教授（医療科学専攻）					○	
5	委員	石田 洋子	雲仙温泉観光協会（雲仙婦人会長）			○			
6	委員	今村 安規子	公募委員	○					○
7	委員	岩岡 千香子	させぼパール・シー株式会社 水族館事業部クラゲ・魚類課 係長			○			
8	委員	内田 勇	長崎県農業協同組合中央会 専務理事				○		
9	委員	門崎 克典	公募委員	○	○				
1	委員	河田 耕介	長崎県漁業協同組合連合会 指導課長	○	○				
1	委員	河本 和明	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授（環境科学領域）		○				○
1	委員	北村 美江	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授（環境科学領域）	○					
1	委員	佐木 杏子	長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会（長崎琴海グリーンツーリズム研究会 副会長）				○		
1	委員	佐藤 恵美子	長崎県生活協同組合連合会（グリーンコープ生活協同組合理事長）	○				○	○
1	委員	清水 洋	九州大学大学院理学研究院 教授（附属地震火山観測研究センター長）			○		○	
1	委員	菅野 聖二	長崎県野鳥の会（会長）			○	○		
1	委員	釣船 崇仁	長崎県医師会（副会長）					○	
1	委員	戸高 文尊	元 一般財団法人 消防試験研究センター 長崎県支部 副支部長					○	
1	委員	豊田 涼子	公募委員		○	○			
2	委員	中西 弘樹	長崎大学 名誉教授・長崎県垂熱帯植物園 名誉園長			◎			○
2	委員	中野 正治	一般社団法人 長崎県薬剤師会（副会長）	○	○				○
2	委員	西山 智子	一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会（会長）		○				
2	委員	林 秀千人	長崎大学大学院工学研究科 教授（システム科学部門）		○				○
2	委員	早瀬 隆司	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授（水産・環境科学総合研究科長・環境科学領域）	○			◎		○
2	委員	藤田 龍敬	一般社団法人 長崎県猟友会（会長）				○		
2	委員	松岡 数充	長崎大学 名誉教授		◎	○		◎	○
2	委員	松本 綾子	公募委員	○		○			
2	委員	宮地 晃輔	長崎県立大学 教授（経済学部）	○	○				○
2	委員	村瀬 廣記	長崎県商工会議所連合会（長崎商工会議所環境問題委員会副委員長）		○				○
3	委員	森 光一	日本労働組合総連合会 長崎県連合会（会長）	○	○				
3	委員	八江 利春	長崎県森林組合連合会（代表理事会長）				○		
3	委員	矢部 恒晶	独立行政法人 森林総合研究所 九州支所 森林動物研究グループ長			○	○		
3	委員	山口 敦子	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授（水産科学領域）			○			
3	委員	山中 美由紀	長崎県町村会（川棚町住民福祉課長）		○				
3	委員	山本 緑	長崎国際大学薬学部 講師（薬学科）	○					
3	委員	吉野 葉子	長崎県市長会（松浦市市民生活課長）	○					○
3	委員	渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 准教授（環境科学領域）			○			○

## (2) 長崎県環境影響評価審査会委員名簿

任期：平成24年1月17日～平成27年1月16日

氏名	所属・職名	専門分野	備考
池崎 善博	長崎昆虫研究会 会長	動物(昆虫類等)	
馬越 孝道	長崎大学大学院水産・環境科学 総合研究科 准教授	地学、地震学、 火山学	
菅野 聖二	長崎県野鳥の会 会長	動物(鳥類)	新任
高橋 和雄	長崎大学 名誉教授	構造振動学、 都市防災工学	
中西 弘樹	長崎大学教育学部 教授	植生、植物全般	
夏苺 豊	長崎大学 名誉教授	水生生物	
林 一馬	長崎総合科学大学環境・建築学部 教授	建築、都市景観、 都市環境	
平岡 教子	長崎大学大学院水産・環境科学 総合研究科 教授	高分子材料、 有機化学	
松尾 公則	長崎県生物学会 副会長	動物(両生類、 爬虫類、哺乳類)	新任
光安 肇	(財)日本気象協会九州支社事業部 主任	大気、気象学	
山口 敦子	長崎大学大学院水産・環境科学 総合研究科 教授	水産資源学、魚類学	
山本 緑	長崎国際大学薬学部 助教	分子生物学、 衛生化学	
弓削こずえ	九州大学大学院農学研究院 助教	灌漑工学、水質	

(3) 市町環境審議会等の設置状況

市町名	審 議 会 等				
	名 称	人数	設置年月日	名 称	人数
長崎市	長崎市環境審議会	20	H6.8.1	長崎市清掃審議会	18
佐世保市	佐世保市環境政策審議会	24	H17.6.1		
島原市				島原市公害対策協議会 島原市窒素負荷低減対策推進会議	28 20
諫早市	諫早市環境保全審議会	17	H18.2.10		
大村市	大村市環境審議会	18	S48.4.1		
平戸市	平戸市環境審議会	17	H4.4.1		
松浦市	松浦市環境審議会	15	H20.10.1		
壱岐市	壱岐市自然環境保全対策審議会	10	H19.11.1	壱岐市水道水源保護審議会	10
五島市				五島市廃棄物処理施設環境対策審議会	20
西海市	西海市公害対策審議会	15	H17.4.1		
雲仙市	雲仙市環境保全審議会	10		雲仙市窒素負荷低減対策推進会議	10
南島原市	南島原市環境問題対策審議会	18	H18.8.1		
長与町	長与町環境審議会	10	H48.10	長与町開発指導委員会	20
時津町				時津町廃棄物減量等推進審議会	9
東彼杵町	東彼杵町環境審議会	18	H7.1.1		
小値賀町				小値賀町環境美化推進協議会	11
佐々町	佐々町環境審議会	11	S48.10.26		
新上五島町	新上五島町環境保全審議会	15			

### 3 環境基準等

#### (1) 大気汚染に係る環境基準等

##### ① 大気汚染物質の環境基準による評価方法

物質名	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化硫黄	時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成であるが、0.10mg/m <sup>3</sup> を超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値（1日を8時間ごとの3区分した時の各区分の平均値）が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準超過である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば環境基準非達成である。

光化学オキシダント	1 時 間 値 が 0.06ppm以下であること。	短期的評価	昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば非達成である。
微小粒子状物質	1 年 平 均 値 が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	長期的評価	1年平均値が長期基準の15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値の98パーセンタイル値が短期基準の35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であれば環境基準達成であるが、1年平均値、1日平均値の年間98パーセンタイル値のどちらか一方が基準を超えれば非達成である。
環境基準の適用除外	<p>環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①都市計画法に規定する工業専用地域</li> <li>②港湾法に規定する臨港地区</li> <li>③道路の車道部分</li> <li>④埋立地・原野・火山地帯</li> </ul>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 短期的評価は、連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する。</li> <li>② 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1日平均値である測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値（日平均値の2%除外値）で評価する。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いはしない。</li> <li>③ 日平均値の2%除外値とは、1年間に得られた日平均値を整理し、数値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の日平均値が得られた場合は、<math>365 \times 0.02 \div 7</math>日分）を除外した残りの日平均値の最高値をいう（高い方から8番目の値）。</li> <li>④ 日平均値の年間98%値とは、1年間の日平均値を数値の低い方から並べて98%に相当（365日分の日平均値が得られた場合は、<math>365 \times 0.98 \div 358</math>番目の値）するものをいう。</li> <li>⑤ 日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が、1日（24時間）のうち4時間を超える場合は評価対象としない。したがって、20時間以上測定された日のみを対象とし、有効測定日という。</li> <li>⑥ 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。</li> <li>⑦ 光化学オキシダントの環境基準による評価は、昼間（5時～20時）の1時間値で行う。これは、光化学オキシダント生成が、主に日射のある昼間の時間帯であることによる。</li> </ul>		

## ② 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲に相当する。（ppmC：メタン換算した濃度）

③ 自動車排出ガスによる大気汚染に対する県公安委員会への要請基準

物質	一酸化炭素
限度	1時間値の月間平均値が10ppm
測定方法	非分散型赤外分析計法による連続測定

④ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質名	環境基準（年平均値）	測定方法
ベンゼン	0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	キャニスター、もしくは捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。または、これと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	
テトラクロロエチレン	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	
ジクロロメタン	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	

⑤ アクリロニトリル等による大気の汚染に係る指針値

物質名	指針値（年平均値）
アクリロニトリル	2μg/m <sup>3</sup> 以下
塩化ビニルモノマー	10μg/m <sup>3</sup> 以下
水銀	0.04μg Hg/m <sup>3</sup> 以下
ニッケル化合物	0.025μg Ni/m <sup>3</sup> 以下
クロロホルム	18μg/m <sup>3</sup> 以下
1,2-ジクロロエタン	1.6μg/m <sup>3</sup> 以下
1,3-ブタジエン	2.5μg/m <sup>3</sup> 以下

(2) 水質汚濁に係る環境基準等

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	適用	
		公共用水域	地下水
カドミウム	0.01mg/L以下	○	○
全シアン	検出されないこと。	○	○
鉛	0.01mg/L以下	○	○
六価クロム	0.05mg/L以下	○	○
砒素	0.01mg/L以下	○	○
総水銀	0.0005mg/L以下	○	○
アルキル水銀	検出されないこと。	○	○
P C B	検出されないこと。	○	○
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○
四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	○	○
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	—	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	○	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	○	○
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	○	○
チウラム	0.006mg/L以下	○	○
シマジン	0.003mg/L以下	○	○
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	○	○
ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○
セレン	0.01mg/L以下	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	○	○
ふっ素	0.8mg/L以下	○	○
ほう素	1mg/L以下	○	○
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○

※ 昭和46年12月28日環境庁告示第599号による  
 (平成21年11月30日環境省告示第78, 79号により一部改正)

要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値	適 用	
		公共用水域	地下水
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	○	○
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	○	○
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	○	○
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	○	○
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	○	○
フェントロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	○	○
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	○	○
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	○	○
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	○	○
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	○	○
EPN	0.006 mg/L 以下	○	○
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	○	○
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下	○	○
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下	○	○
クロルニトロフェン (CNP)	—	○	○
トルエン	0.6 mg/L 以下	○	○
キシレン	0.4 mg/L 以下	○	○
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	○	○
ニッケル	—	○	○
モリブデン	0.07 mg/L 以下	○	○
アンチモン	0.02 mg/L 以下	○	○
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	○	—
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	○	○
全マンガン	0.2 mg/L 以下	○	○
ウラン	0.002 mg/L 以下	○	○

※昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(平成21年11月30日環境省告示第78, 79号により一部改正)

平成15年11月5日環境省告示第123号にて要監視項目に追加された物質

項目	水域	類型	基準値(mg/L)
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下

② 生活環境の保全に関する環境基準

(A) 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオ ン濃度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以 上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以 上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水道3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	

※ 昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(B) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオ 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級、 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級・水産2 級水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産3級・工業用水1 級、農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の 欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及 びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水 産 3 種 農 業 用 水 工 業 用 水 環 境 保 全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

※昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

(C) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオ 濃 度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキ ス抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水 浴、自然環境保 全及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検 出 さ れ な い こ と。
B	水産2級、工業 用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L以 上		検 出 さ れ な い こ と。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上		

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

※昭和46年12月28日環境庁告示第59号による

平成15年11月5日環境省告示第123号にて生活環境項目に追加された物質（※1）

平成24年8月22日環境省告示第127号にて生活環境項目に追加された物質（※2）

平成25年3月27日環境省告示第30号にて生活環境項目に追加された物質（※3）

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(mg/L)		
			全亜鉛 (※1)	ノニルフェノール (※2)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (※3)
河川 及び 湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.001以下	0.03以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.0006以下	0.02以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.002以下	0.05以下
	生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.002以下	0.04以下
海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02以下	0.001以下	0.01以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.01以下	0.0007以下	0.006以下

### ③ 水浴場の水質判定基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。

(2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、

「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

区分	項目	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出（検出限界 2個/100mL）	油膜が認めら れない	2mg/L 以下 （湖沼は3mg/L以下）	全透 （1m以上）
	水質A	100個/100mL 以下	油膜が認めら れない	2mg/L以下 （湖沼は3mg/L以下）	全透 （1m以上）
可	水質B	400個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
	水質C	1,000個/100mL 以下	常時は油膜が 認められない	8mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
不適		1,000個/100mL 以下	常時油膜が認 められる	8mg/L超	50cm未満*

（注）判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度（\*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

ア 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を越える測定値が1 以上あるもの。

イ 油膜が認められたもの。

（3） ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	備 考
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	・年間平均値とする。 ・工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下	・年間平均値とする。 ・公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	・公共用水域の底質について適用する。 ・平成14年9月1日から適用する。
土壌	1000pg-TEQ/g以下	・廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 ・環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上には、必要な調査を実施することとする。

※平成11年12月27日環境庁告示第68号による。

(4) 騒音に係る環境基準等

ア 環境基準

一般地域（等価騒音レベル）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

道路に面する地域（等価騒音レベル）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

（備考）

- （ア）AAを当てはめる地域は療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。
- （イ）Aを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域。
- （ウ）Bを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域。
- （エ）Cを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- （オ）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- （カ）時間の区分は次のとおりである。  
 昼間 午前6時～午後10時                      夜間 午後10時～午前6時
- （キ）基準値は等価騒音レベル（Leq）である。

※ 平成10年9月30日環境庁告示第64号による

#### イ 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (単位: $L_{den}$ )
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(備考)

(ア) I 類型：専ら住居の用に供される地域。

(イ) II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域。

(ウ)  $L_{den}$ ：時間帯補正等価騒音レベルのこと。

容易に測定でき、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するもの。

※ 平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号により、平成 25 年度より航空機騒音の評価基準として  $L_{den}$  を採用している（平成 24 年度までは WECPNL を採用）。なお、現在の基準値は以前の基準値に相当する値となっている。

#### ウ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(備考)

(ア) I 類型：主として住居の用に供される地域

(イ) II 類型：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

※ 昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号による

4 規制基準等

(1) 水質汚濁関係

① 一律排水基準（昭和46年総理府令第35号）

有害物質

カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.03	mg/L
シアン化合物	シアン	1	mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及びEPN）		1	mg/L
鉛及びその化合物	鉛	0.1	mg/L
六価クロム化合物	六価クロム	0.5	mg/L
砒素及びその化合物	砒素	0.1	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005	mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと	
PCB		0.003	mg/L
トリクロロエチレン		0.3	mg/L
テトラクロロエチレン		0.1	mg/L
ジクロロメタン		0.2	mg/L
四塩化炭素		0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロパン		0.02	mg/L
チウラム		0.06	mg/L
シマジン		0.03	mg/L
チオベンカルブ		0.2	mg/L
ベンゼン		0.1	mg/L
セレン及びその化合物	セレン	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物	ほう素	10	mg/L
	ほう素	230	mg/L
ふっ素及びその化合物	ふっ素	8	mg/L
	ふっ素	15	mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）		
1,4-ジオキサン		0.5	mg/L

生活環境項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素イオン指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（単位 mg/L）	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（単位 mg/L）	160（日間平均 120）
浮遊物質量（単位 mg/L）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 mg/L）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 mg/L）	30
フェノール類含有量（単位 mg/L）	5
銅含有量（単位 mg/L）	3
亜鉛含有量（単位 mg/L）	2
溶解性鉄含有量（単位 mg/L）	10
溶解性マンガン含有量（単位 mg/L）	10
クロム含有量（単位 mg/L）	2
大腸菌群数（単位 個/ℓ）	日間平均 3,000
窒素含有量（単位 mg/L）	120（日間平均 60）
燐含有量（単位 mg/L）	16（日間平均 8）

備 考

- (1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- (2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50%以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- (4) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- (5) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

② 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準

(昭和47年12月23日長崎県条例第64号)

別表第1 (長崎湾に係る水域：昭和47年12月23日 公布)

区 域			長崎湾（長崎市四郎ヶ島西端と長崎市香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域）及び同湾に流入する河川その他の公共用水域					
区 分			し尿処理施設のみを設置する特定事業場	そ の 他 の 特 定 事 業 場				
			新設のもの	既 設 の も の			新設のもの	
	下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの						
1日の平均的排水量（単位：‰）			10以上	10以上	500以上	50以上 500未満	10以上 50未満	10以上
許 容 限 度 単 位 mg / L	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	日間平均	30	20	20	120	300	20
		最大	40	25	25	160	360	25
	化 学 的 酸 素 要 求 量	日間平均	30	20	20	120	300	20
		最大	40	25	25	160	360	25
	浮 遊 物 質 量	日間平均	50	40	40	150	350	40
		最大	60	50	50	200	450	50
適 用 の 日			昭和48年 4月1日から	昭和49年 1月1日から	昭和49年 1月1日から	昭和49年 1月1日から	昭和49年 1月1日から	昭和48年 4月1日から

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和48年4月1日以降、特定施設を設置する工場又は事業場（同日前から設置の工事をしているものを除く。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する「処理区域」をいう。
- (3) その他の特定事業場で既設のもののうち水産食料品製造業、製あん業及び動物系飼料又は有機質肥料製造業については、適用の日は、昭和49年10月1日からとする。
- (4) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水に限り適用する。

別表第2 (大村湾に係る水域：昭和62年7月24日 公布)

区 域		大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市崎岡町潮位観測所跡地の270度線及び陸岸により囲まれた海域）及び同湾に流入する河川その他の公共用水域									
区 分		すべての特定事業場									
		既設のもの					新設のもの				
		下水道処理区域に所在するもの		その他の区域に所在するもの			下水道処理区域に所在するもの		その他の区域に所在するもの		
1日の平均的排水量（単位：‰）		10以上	2以上10未満	50以上	20以上50未満	10以上20未満	2以上	50以上	20以上50未満	10以上20未満	
許容限度 単位 mg/L	生酸物素化学的求量	日間平均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
	化学的酸素量	日間平均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
	浮遊物質	日間平均	40	40	40	80	80	40	40	80	80
		最大	50	50	50	100	100	50	50	100	100
適用の日		昭和63年1月1日から	昭和64年1月1日から	昭和63年1月1日から		平成3年1月1日から	昭和63年1月1日から			昭和64年1月1日から	

備考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和63年1月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを除く。）をいい、「既設のもの」とは、新設のもの以外の特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを含む。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限り適用する。
- (4) 昭和54年6月30日以前に特定施設を設置している特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第1の第72号に掲げるし尿処理施設を除く。）であって、その他の区域に所在する1日の平均的排水量が20‰以上、50‰未満の事業場については、昭和63年1月1日から平成元年12月31日までの間においては、この表に掲げる許容限度にかえて、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量は1日につき日間平均120mg、最大160mg、浮遊物質量は1日につき日間平均150mg、最大200mgの許容限度を適用するものとする。

別表第3 (本明川に係る水域：昭和58年8月2日 公布)

区 域			本明川及び潮受堤防と本明川の下流端の間の公共用水域並びにこれに流入する公共用水域							
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場							
			既 設 の も の				新 設 の も の			
			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの		
1日の平均的排水量 (単位：%)			10以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	10以上	50以上	10以上 50未満	
許 容 限 度  単 位 mg / L	生酸化学求的 量	日間平均	20	20	120	120	20	20	60	
		最大	30	30	160	160	30	30	80	
	化酸学素的求 量	日間平均	20	20	120	120	20	20	60	
		最大	30	30	160	160	30	30	80	
	浮物遊質量	日間平均	40	40	150	150	40	40	80	
		最大	50	50	200	200	50	50	100	
適 用 の 日			昭和59年10月1日から			昭和60年10月1日から	昭和58年10月1日から			

備 考

- (1) 「新設のもの」とは、昭和58年10月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場（昭和58年10月1日において既に着工されているものを除く。）をいう。
- (2) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- (3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

別表第4 (佐須川等に係る水域：昭和47年12月23日 公布)

区 域			佐須川、椎根川及び仁田の内川並びにこれらに流入する公共用水域
区 分			す べ て の 特 定 事 業 場
許 容 限 度  単 位 mg / L	有 害 物 質	カドミウム及びその化合物	0.01
		鉛及びその化合物	0.1
		砒素及びその化合物	0.1
	項 目	銅 含 有 量	1.0
		亜鉛含有量	2.0
	適 用 の 日		

③ 排水基準を定める総理府令別表第2の窒素含有量または燐含有量についての排水基準適用湖沼（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）

第1 窒素含有量に係る排水基準適用対象湖沼（5湖沼）

湖 沼 名	所 在 地	湖 沼 名	所 在 地
本明川（調整池）	諫 早 市	久留里ダム貯水池	時 津 町
久吹ダム貯水池	平 戸 市	針木ダム貯水池	新 上 五 島 町
福江ダム貯水池	五 島 市		

第2 燐含有量に係る排水基準適用対象湖沼（71湖沼）

湖 沼 名	所 在 地	湖 沼 名	所 在 地
落矢ダム貯水池	長 崎 市	大岩谷ダム貯水池	松 浦 市
小ヶ倉ダム貯水池	長 崎 市	雞知ダム貯水池	対 馬 市
式見ダム貯水池	長 崎 市	仁田ダム貯水池	対 馬 市
中尾ダム貯水池	長 崎 市	永田ダム貯水池	沓 岐 市
西山高部ダム貯水池	長 崎 市	男女岳ダム貯水池	沓 岐 市
本河内高部ダム貯水池	長 崎 市	勝本ダム貯水池	沓 岐 市
本河内低部ダム貯水池	長 崎 市	丸山ダム貯水池	沓 岐 市
黒浜ダム貯水池	長 崎 市	梅ノ木ダム貯水池	沓 岐 市
大池	長 崎 市	西崎貯水池	沓 岐 市
鹿尾ダム貯水池	長 崎 市	内閣ダム貯水池	五 島 市
鳴見ダム貯水池	長 崎 市	繁敷ダム貯水池	五 島 市
浦上ダム貯水池	長崎市、長与町	青木浦ダム貯水池	五 島 市
上原ダム貯水池	佐 世 保 市	熊高ダム貯水池	五 島 市
江永ダム貯水池	佐 世 保 市	白這ダム貯水池	五 島 市
岡本ダム貯水池	佐 世 保 市	福江ダム貯水池	五 島 市
川谷ダム貯水池	佐 世 保 市	檜ノ木山砂防ダム貯水池	五 島 市
菰田ダム貯水池	佐 世 保 市	伊佐ノ浦ダム貯水池	西 海 市
転石ダム貯水池	佐 世 保 市	雪浦ダム貯水池	西 海 市
下ノ原ダム貯水池	佐 世 保 市	神浦ダム貯水池	西 海 市
相当ダム貯水池	佐 世 保 市	長谷川ダム貯水池	西 海 市
つづらダム貯水池	佐 世 保 市	別所ダム貯水池	雲 仙 市
山ノ田ダム貯水池	佐 世 保 市	諏訪池	雲 仙 市
小ヶ倉ダム貯水池	諫 早 市	中原溜池	南 島 原 市
杉谷ため池	諫 早 市	長与ダム貯水池	長 与 町
土師野尾貯水池	諫 早 市	久留里ダム貯水池	時 津 町
船津ダム貯水池	諫 早 市	中山ダム貯水池	時 津 町
本明川（調整池）	諫早市、雲仙市	野々川ダム貯水池	波 佐 見 町
池田ダム貯水池	大 村 市	歌ヶ浦ダム貯水池	鹿 町 町
萱瀬ダム貯水池	大 村 市	樋口ダム貯水池	鹿 町 町
野岳ため池	大 村 市	三年ヶ浦ダム貯水池	新 上 五 島 町
神曾根ダム貯水池	平 戸 市	針木ダム貯水池	新 上 五 島 町
箕坪ダム貯水池	平 戸 市	青方ダム貯水池	新 上 五 島 町
神ノ川ダム貯水池	平 戸 市	高崎ダム貯水池	新 上 五 島 町
轟川ダム貯水池	平 戸 市	須崎ダム貯水池	新 上 五 島 町
桜川ダム貯水池	平 戸 市	椿ノ木ダム貯水池	新 上 五 島 町
久吹ダム貯水池	平 戸 市		

④ 排水基準を定める総理府令別表第2の窒素含有量または磷含有量についての排水基準適用海域（平成5年8月27日環境庁告示第67号）

海 域 名	流 域 市 町
有明海及び島原湾	島原市、諫早市、島原市（旧有明町）、雲仙市（旧国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、小浜町）、南島原市（口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町）
伊万里湾	松浦市
長崎湾	長崎市、長与町
大村湾	佐世保市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長崎市
佐世保湾	佐世保市、西海市
橘湾	諫早市、雲仙市（旧愛野町、千々石町、小浜町、南串山町）、南島原市（旧加津佐町）
志々伎湾	平戸市
郷ノ浦	壱岐市
半城湾	壱岐市
内海	壱岐市
三浦湾	対馬市
浅茅湾	対馬市

⑤長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく排水基準

◎大村湾流域に係る規制基準

区 域	大村湾(西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点(北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点(佐世保市崎岡町潮位観測所跡地))の270度線及び陸岸により囲まれた海域)及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域に汚水等が流入する区域				
区 分	汚水等に係る指定施設を設置する工場又は事業場				
	下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの			
1日の平均的排水量 (単位: m <sup>3</sup> )	2以上	50以上	10以上 50未満		
許 容 限 度 単 位 mg / L	生 酸 物 素 化 学 的 要 求 量	日 間 平 均	20	20	60
		最 大	30	30	80
	化 酸 学 素 要 求 量	日 間 平 均	20	20	60
		最 大	30	30	80
	浮 遊 物 質 量	日 間 平 均	40	40	80
		最 大	50	50	100

備 考

(1) 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8項に規定する処理区域をいう。

- (2) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される汚水等に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される汚水等に限って適用する。
- (3) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- (4) 測定点は、工場又は事業場の排水口（汚水等が公共用水域に排出される場所をいう。）とする。
- (5) 検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法昭和49年環境庁告示第64号）による。

◎大村湾流域に係る規制基準が適用される指定施設（大村湾流域に設置されるものに限る。）

- 1 バン又は菓子の製造業の用に供する原料処理施設又は洗浄施設
- 2 飲食店営業(食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。)又はそうざい製造業(同条第32号に規定するそうざい製造業をいう。)の用に供する調理施設又は洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「令」という。)別表第1第66号の4から第66号の7までに規定する事業場に係るものを除く。)
- 3 給食施設(特定多数人に対して通例として、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設をいう。)の用に供する調理施設又は洗浄施設(令別表第1第66号の3に規定する事業場に係るものを除く。)
- 4 産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ及びハに掲げるものに限る。）

## (2) ダイオキシン類関係

### ① 排出ガスに係る排出基準

#### 大気排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第1）

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	基準値
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
令別表第1第2号に掲げる電気炉		0.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉		1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、溶解炉、乾燥炉		1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力 4,000 kg/h 以上	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	焼却能力 2,000 kg/h 以上 4,000 kg/h 未満	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	焼却能力 2,000 kg/h 未満	5 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

#### 既存施設に係る大気排出基準（規則附則別表第2）

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	基準値
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
令別表第1第2号に掲げる電気炉		5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉		10ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、溶解炉、乾燥炉		5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力 4,000kg/h以上	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	焼却能力 2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	焼却能力 2,000kg/h未満	10ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

既存施設：平成12年1月14日以前に設置又は設置工事に着手された施設

② 排出水に係る排出基準

水質排出基準（規則別表第2）

令別表第2第1号から第19号までに掲げる施設	10pg-TEQ/L
------------------------	------------

③ ばいじん及び焼却灰その他燃え殻に係る基準

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準（規則第7条の2）

令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	3ng-TEQ/g
附則 1 この省令は平成12年1月15日から施行する。 2 既存施設に係るばいじん等については、セメント固化、薬剤処理及び酸抽出のいずれかの処分を行った場合は、基準が適用されない。	

(3) 騒音・振動・悪臭関係

① 騒音に係る規制基準

ア 特定施設に係る規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼間 （午前8時から午後8時まで）	朝・夕 （午前6時から午前8時まで及び午後8時から午後10時まで）	夜間 （午後10時から午前6時まで）
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

注) 1 規制基準の適用については、特定施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における騒音レベル（デシベル）の大きさ。

2 第2種、第3種及び第4種区域の騒音規制地域内にある学校・図書館・病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

※昭和54年3月23日長崎県告示第222号による

イ 特定建設作業に係る規制基準

特定建設 作業の種類	種類に対応する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の作 業時間の 制限	作業期 間の制 限	日曜日、 その他の 休日の作 業禁止	
1 くい打機、くい抜機、又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシ ベル	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域 1日10時 間以内	同一場所 において 連続6日 間以内	日曜日、 その他の 休日	もんげん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
3 さく岩機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kw以上のものに限る。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
4 空気圧縮機を使用する作業						混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45m <sup>3</sup> 以上、アスファルトプラントは200kg以上のものに限る。（モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業						一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
6 バックホウを使用する作業						一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
7 トラクターショベルを使用する作業						一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業						

(備考) 区域の区分は次の区分による。

- ・ 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で、  
 (ア) 学校 (イ) 保育所 (ウ) 病院、患者を収容する施設を有する診療所  
 (エ) 図書館 (オ) 特別養護老人ホームの敷地の  
 周囲 80メートル以内の区域
  - ・ 第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域
- 注 (1) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による。  
 (2) 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線において測定する。  
 (3) 特定建設作業には、当該作業が作業を開始した日に終るものを除く。  
 (4) 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で作業日の指定のある許可に係る特定建設作業には適用されない。  
 (5) 規制基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

※昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号による

ウ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制基準

1) 指定施設

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後8時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 及び午後8時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から午前6時まで)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

第2種、第3種及び第4種の騒音規制地域内にある学校、図書館、病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

2) 指定施設以外のもの

指定施設に係る規制基準値に同じであるが、測定評価地点が指定施設については工場・事業場の敷地境界線であるのに対し、指定施設以外のものについては影響を受ける地点(受音点)となる。

3) 深夜営業騒音(カラオケ騒音等)

- ・音量基準・・・指定施設以外のものに係る規制基準値に同じ。
- ・カラオケ等音響機器の使用制限・・・第1種及び第2種騒音規制地域においては、午後11時から翌日の午前6時までの間は音響機器の使用を禁止。但し、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合はこの限りでない。

4) 営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときはイに定める基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

- 午後7時から翌朝午前9時(日曜及び祝日については、午前10時)までは、放送を行ってはならない。
- 地上10メートル以上の高さから放送してはならない。ただし航空機を用いる放送を除く。
- 定置放送(停止した移動放送車からの放送を含む。)は、1時間について15分以上の休止時間をおこななければならない。
- 移動放送(航空機を用いる放送を除く。)を行うものは、同一地域における1回の連続する放送時間がおおむね10分をこえないようにしなければならない。
- 航空機を用いて放送を行うときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰り返して放送してはならない。
- 移動放送の音量の基準は、第2種区域の昼間基準に5デシベルを加えた音量とする。ただし、アに掲げる当該地域の昼間基準がこれより大きい場合はアに掲げる基準とする。

② 振動に係る規制基準

ア 特定工場等に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

(備考) 区域の区分は概ね次のとおりである。

・第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び相当地域

・第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び相当地域

※ 昭和53年3月10日長崎県告示第202号による

イ 特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ	作業が出来ない時間		1日における作業時間		同一場所における作業期間	日曜日・休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
特定建設作業の場所の敷地の境界線において75dBを超える大きさのものでないこと	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止

(備考) 区域の区分は、概ね次のとおりである。

・第1号区域：振動規制地域で第2号区域を除く地域

・第2号区域：振動規制地域内の工業地域（学校、病院等の敷地の周囲焼く80mを除く。）

※ 振動規制法施行規則による

③ 悪臭に係る規制基準

ア 特定悪臭物質（22物質）による濃度規制基準（大村市及び時津町を除く）

1) 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準

(ppm)

悪臭物質 区域の区分	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン
A 区域	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4
B 区域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8

悪臭物質 区域の区分	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド
A 区域	0.03	0.002	0.0009	0.001	0.05	0.009	0.02
B 区域	0.07	0.006	0.002	0.004	0.1	0.03	0.07

悪臭物質 区域の区分	ノルマルバレールアルデヒド	イソバレールアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
A 区域	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1
B 区域	0.02	0.006	4	7	3	30	2

(備考) 区域の区分の A、B 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として、知事が定めた区域をいう。

- ・ B 区域：悪臭規制区域内で主として工業の用に供されている地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域
  - ・ A 地区：悪臭規制区域で B 区域以外の地域
- ※ 平成 8 年 7 月 26 日長崎県告示第 737 号による

## 2) 悪臭防止法に基づく排出口における規制基準

アの表の区分欄に掲げる区域の区分ごとにそれぞれ同表の規制基準欄に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。

## 3) 悪臭防止法に基づく排出水中における規制基準 (単位 mg/L)

悪臭物質 規制地域の 区分、排水量	メチルメルカプタン		硫化水素		硫化メチル		二硫化メチル	
	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域
0.001 立方メートル 毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.1	0.3	0.3	2	0.6	2
0.001 立方メートル 毎秒を超え、0.1 立 方メートル毎秒以下 の場合	0.007	0.01	0.02	0.07	0.07	0.3	0.1	0.4
0.1 立方メートル毎 秒を超える場合	0.002	0.003	0.005	0.02	0.01	0.07	0.03	0.09

※ 平成 8 年 7 月 26 日長崎県告示第 737 号による

## イ 臭気指数による規制基準 (大村市及び時津町)

### 1) 敷地境界線の地表における規制基準

区域別	規制基準
A 区域	臭気指数 13
B 区域	臭気指数 15

大村市: (A 区域) ①都市計画法に基づく用途地域のうち、工業専用地域全域、工業地域全域、及び準工業地域の一部を除く地域区域

②大村市の都市計画法に基づく用途地域以外の一部の地域

(B 区域) 大村市の都市計画法に基づく用途地域のうち工業地域全域

時津町: (A 区域) 時津町の都市計画法に基づく用途地域のうち、工業専用地域、工業地域及び市街化調整区域以外の区域

(B 区域) 時津町の都市計画法に基づく用途地域のうち工業地域全域

### 2) 気体の排出施設から排出されるものの排出口における規制基準

敷地境界線の地表における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則に定める方法により、排出口の高さに応じて算出された臭気排出強度又は臭気指数の許容限度とする。

### 3) 排出水の敷地外における規制基準

敷地境界線の地表における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則に定める方法により算出された排出水の臭気指数の許容限度とする。

※平成 16 年 3 月 16 日長崎県告示第 431 号 (時津町における臭気指数規制)

平成 16 年 4 月 20 日長崎県告示第 654 号 (大村市における臭気指数規制)

ウ 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく排出基準

区域の区分	工場等の敷地の境界線における臭気の濃度	工場等の煙突その他の排出口における臭気の濃度
第1種区域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
第2種区域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

(備考) (1) 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気まで臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

(2) 臭気濃度の測定は、別に定める三点比較式臭袋法により行うものとする

(3) 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

④ 自動車騒音の要請限度

(平成12年総理府令第15号) (等価騒音レベル) (単位：デシベル)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(注1) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

(1) a区域：専ら住居の用に供される区域

(2) b区域：主として住居の用に供される区域

(3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(注2) 時間の区分は次のとおり。

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から午前6時まで

⑤ 道路交通振動の要請限度

(昭和51年総理府令第58号)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前8時から 午後8時まで	午後8時から 翌日の午前8時まで
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

⑥ 騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る規制地域の指定一覧

(平成23年4月1日)

町名	環境基準 類型指定	規制地域指定状況			町名	環境基準 類型指定	規制地域指定状況		
		騒音	振動	悪臭			騒音	振動	悪臭
長崎市	○	○	○	○	長与町	○	○	○	○
佐世保市	○	○	○	○	時津町	○	○	○	○
諫早市	○	○	○	○	東彼杵町	○	○	○	○
大村市	○	○	○	○	川棚町	○	○	○	○
島原市	○	○	○	○	波佐見町	○	○	×	○
松浦市	○	○	○	○	佐々町	○	○	×	×
平戸市	○	○	×	○	小値賀町	×	×	×	×
西海市	○	○	×	○	新上五島町	○	○	×	×
五島市	○	○	○	○					
壱岐市	○	○	×	○					
対馬市	○	○	×	○	市	13	13	7	12
雲仙市	○	○	×	○	町	7	7	4	6
南島原市	○	○	×	×	合計	20	20	11	18

5 大気汚染監視テレメータシステム（地点別測定状況）（平成26年3月31日現在）

測定局区分	測定地点図番号	測定局名	所在地	大気汚染物質								気象			測定機関	
				環境基準対象項目				その他の項目				風向・風速	日射量	放射収支量		
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	一酸化炭素	一酸化窒素	メタン					非メタン炭化水素
一般環境大気測定局（42局） オキシダント測定局（1局）	1	島原市役所	島原市	○	○	○	○			○			○			長崎県 (11局)
	2	諫早	諫早市	○	○	○	○	○		○			○			
	3	大村	大村市	○	○	○	○			○			○			
	4	松浦志佐	松浦市	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
	5	時津小学校	時津町	○	○	○	○			○			○			
	6	雪浦	西海市	○	○	○	○			○			○	○	○	
	7	川棚	川棚町	○	○	○	○			○			○			
	8	五島	五島市	○	○	○	○	○		○			○			
	9	壱岐	壱岐市	○	○	○	○	○		○			○			
	10	対馬	対馬市	○	○	○	○			○			○			
	11	小浜	雲仙市	○	○	○	○			○			○			
		上対馬(注)	対馬市				(○)									
	12	小ヶ倉支所	長崎市		○	○	○			○			○			長崎市 (4局)
	13	稲佐小学校	長崎市	○	○	○	○	○		○			○			
	14	東長崎支所	長崎市		○	○	○			○			○			
	15	村松	長崎市	○	○	○	○			○	○	○	○			
	16	相浦	佐世保市	○	○	○	○			○			○			佐世保市 (5局)
	17	大野	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	18	早岐	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	19	大塔	佐世保市	○	○	○	○	○		○			○			
	20	吉井	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	21	三重檜山	長崎市	○	○	○				○			○			電源開発 松島 (7局)
	22	黒崎中学校	長崎市	○	○	○	○			○			○			
	23	神浦	長崎市	○	○	○	○			○			○			
	24	伊佐浦	西海市	○	○	○	○			○			○			
	25	面高	西海市	○	○	○	○			○			○			
	26	大小島	西海市	○	○	○				○			○			
	27	遠見岳	西海市	○	○	○				○			○			
	28	俵ヶ浦	佐世保市	○	○	○	○			○			○			九電相浦 (5局)
	29	石岳	佐世保市	○	○		○						○			
	30	柚木	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	31	小佐々	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	32	世知原	佐世保市	○	○	○				○			○			
	33	平戸	平戸市	○	○	○				○			○			九電松浦 (9局)
	34	紐差	平戸市	○	○	○	○			○			○			
	35	御厨	松浦市	○	○	○				○			○			
	36	上志佐	松浦市	○	○	○	○			○			○			
	37	今福	松浦市	○	○	○				○			○			
	38	鷹島	松浦市	○	○	○				○			○			
	39	江迎	佐世保市	○	○	○				○			○			
	40	鹿町	佐世保市	○	○	○	○			○			○			
	41	木場	佐々町	○	○								○			
42	口之津	南島原市	○	○	○				○			○				
	小計			40	42	40	30	5		40	2	2	42	2	2	
自動車 排出ガス 測定局 (4局)	43	長崎駅前	長崎市		○	○				○	○	○				長崎市 (2局) 佐世保市 (2局)
	44	中央橋	長崎市		○	○				○	○	○				
	45	福石	佐世保市	○	○	○		○	○	○	○	○				
	46	日宇	佐世保市		○	○				○	○	○				
	小計			1	3	4		1	3	4	4	4	1			
その他 (1局)	47	城山	松浦市										○			九電松浦 (1局)
	小計												1			
	合計			41	45	44	30	6	3	44	6	6	44	2	2	

(注) 上対馬測定局はオキシダントのみの測定で対馬測定局管内扱い  
※測定局の配置状況については、「図1 大気測定局の配置状況」参照



(参考事項)

長崎県設置大気測定局の配置の見直し等について

長崎県が設置している大気測定局の配置について、平成17年11月5日付けの長崎県環境審議会の答申「長崎県における今後の大気環境監視について」を受け、地域のバランス等を考慮して次のとおり統廃合や新規開設を行うこととした。

- 1 県北地域及び西部地域の大気測定局の統廃合
  - ・平成18年度末で廃止した大気測定局（本土地区6か所）  
（県北地域）  
佐々町羽須和大気測定局（佐々町） 田平大気測定局（平戸市田平町）  
福島大気測定局（松浦市福島町）  
（西部地域）  
多良見大気測定局（西海市大瀬戸町） 大串大気測定局（西海市西彼町）  
多良見大気測定局（諫早市多良見町）
- 2 未測定地域への大気測定局の新規開設
  - ・平成19年度に新たに開設した大気測定局（離島地区3か所）  
五島大気測定局（五島市福江町） 吉岐大気測定局（吉岐市郷ノ浦町）  
対馬大気測定局（対馬市厳原町）
  - ・平成20年度に新たに開設した大気測定局  
小浜大気測定局（雲仙市小浜町）
- 3 光化学オキシダントに対する監視体制の強化
  - ・平成20年度から光化学オキシダントについて未測定であった既存の対馬大気測定局で測定を開始し、さらに平成21年度からは同様に未測定であった既存の島原市役所大気測定局及び時津小学校大気測定局で測定を開始して光化学オキシダントに対する監視体制を強化した。
4. PM2.5 に対する監視体制の強化
  - ・平成 24 年度から県内4箇所で PM2.5 の測定を実施。平成 25 年度は追加整備された6箇所で通年の測定を実施したが、平成 25 年3月に注意喚起を行う事態が発生したことから、平成 25 年 12 月末に県設置の全測定局への測定機器の配備を行い、平成 26 年 1 月より測定を開始。また、長崎市・佐世保市整備分も併せ、平成 26 年度からの PM2.5 に対する監視体制は、県下 18 箇所に強化した。

## 6 水質汚濁防止法に基づく届出状況

### ① 特定事業場数

特定施設	西彼HC	県央HC	県南HC	県北HC	五島HC	上五島HC	杵岐HC	対馬HC	計	長崎市	佐世保市	合計
1 鉱業又は水産物の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2
102 畜産農業又はサービス業の用に供する施設	51	449	236	76	55	3	36	2	908	55	59	1,022
2 畜産食品製造業の用に供する施設	4	25	17	0	10	2	1	11	70	4	7	81
3 水産食品製造業の用に供する施設	43	38	51	80	33	32	75	29	381	105	59	545
4 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	138	181	123	100	5	12	25	5	589	19	17	625
5 みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	6	15	16	12	3	1	5	4	62	4	9	75
6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 砂糖製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 パン・菓子の製造業又は製菓業の用に供する製菓業の工場等	3	5	1	1	0	0	2	30	42	0	2	44
9 米業製造業又はこし製造業の用に供する洗米機	0	2	0	0	0	0	0	1	3	1	0	4
10 飲料製造業の用に供する施設	2	4	12	2	3	1	10	1	35	1	4	40
11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	5	5	1	2	0	0	0	0	13	2	1	16
12 動植物油脂製造業の用に供する施設	0	4	0	0	5	1	0	1	11	0	0	11
13 イースト製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 ぬい毛製造業の用に供する生産施設	5	21	12	8	5	3	1	11	66	28	6	100
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する生産施設	15	65	32	17	26	12	7	25	199	42	15	256
18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設	2	5	7	0	0	0	0	0	14	0	1	15
18の3 たばこ製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 製菓業又は糖菓製品の製造業(仕加工業)の用に供する施設	0	0	2	2	0	0	0	0	4	3	2	9
20 洗毛業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 化学繊維製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21の2 一般繊維又は不織布製造業の用に供する漂白・バーナー	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2
21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21の4 パーテイルボード製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 木材薬品処理業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 ハルピ、紙又は糊加工品の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23の2 糊業、出産業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	3	0	0	0	0	0	0	3	8	0	11
24 化学肥料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 有機肥料又は化成肥料の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 無機顔料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
28 カーバド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 コーラル製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 発酵工業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
31 メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 合成樹脂製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 合成ゴム製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 合成洗剤製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 その他の石油化学工業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 石けん製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 硬化油製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆ施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 香料製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 ゼラチン又はかわの製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 木材化学工業の用に供するフルフルール処理ゆ施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
47 医薬品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 農薬製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51 石油精製業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51の2 自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加熱施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
51の3 自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供するラジックス成膜乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52 皮革製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
54 セメント製品製造業の用に供する施設	1	26	1	4	3	4	3	7	49	3	11	63
55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	10	17	18	14	5	10	5	15	94	19	11	124
56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58 畜産原料の精製業の用に供する施設	0	11	0	0	0	0	0	0	11	0	2	13
59 砕石業の用に供する施設	1	2	0	0	1	0	0	0	4	0	0	4
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61 鉄鋼業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
62 非鉄金属製造業の用に供する施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
63 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	3	0	0	0	0	0	0	4	1	2	7
63の2 空きびん洗浄業の用に供する自動式洗びん施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63の3 石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設	1	0	0	2	0	115	0	0	118	0	0	118
64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64の2 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	5	15
65 醜又はアルカリによる表面処理施設	2	15	1	0	0	0	0	0	18	4	2	24
66 電気めっき施設	1	2	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4
66の2 エンジン・ポンプ・圧縮機等の部品製造業の用に供するめっき施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66の3 旅館業の用に供する施設	64	172	220	595	98	0	81	145	1,375	96	108	1,579
66の4 共同調理場に設置されるちゅう房施設	3	10	5	4	2	4	1	2	31	1	1	33
66の5 非営利組織又は非営利製造業の用に供するちゅう房施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	2	6
66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設	3	21	11	0	2	1	1	2	41	6	1	48
66の7 そば屋・うどん屋・すし屋・喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	2
66の8 科学・バー・キャバレー・ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	19	70	47	23	17	14	7	10	207	113	55	375
68 写真機業の用に供する自動式フィルム処理洗浄施設	2	30	11	11	4	5	4	8	75	21	11	107
68の2 病院で検体数が300以上であるもの設置される施設	1	7	0	0	1	0	0	0	9	8	5	22
69 と畜業又は死に動物取扱業の用に供する解体施設	0	1	1	0	0	0	0	0	3	0	1	4
69の2 中央卸売市場に設置される施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
69の3 地方卸売市場に設置される施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70 廃油処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70の2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	1	2	3	0	0	0	0	0	6	6	4	16
71 自動車車両洗浄施設	32	114	76	30	11	7	17	14	301	130	63	494
71の2 科学技術の研究、試験、検査又は専門業務の用に供する施設	2	16	12	2	2	1	2	3	40	25	11	76
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	3	6	1	6	4	0	1	1	22	5	2	29
71の4 産業廃棄物処理施設	0	0	1	0	1	0	0	0	2	3	0	5
71の5 TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
71の6 TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸留施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72 し尿処理施設	21	35	31	16	6	5	7	14	135	16	29	180
73 下水道終末処理施設	4	10	6	2	0	1	2	0	25	11	4	40
74 特定事業場から排出される水の処理施設	3	3	4	1	0	0	0	0	11	3	3	17
計	453	1,403	960	1,011	304	234	293	345	5,003	756	522	6,281

7 公共用水域の水質に係る環境基準達成状況（平成 25 年度）

(1) BODの達成状況

市町名	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境 基準値 (mg/L)	水質（各基準点の 75%値の平均） (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
長崎市	浦上川（1）	A	2	0.5	1	
	浦上川（2）	A	2	1.8	1	
	浦上川（3）	C	5	1.4	1	
	中島川（2）	A	2	1.3	1	
	中島川（3）	A	2	1.0	1	
	鹿尾川	A	2	0.5	1	
	西海川	A	2	0.7	1	
	手崎川	A	2	0.5	1	
	八郎川	A	2	0.7	1	
	神浦川	A	2	<0.5	1	
佐世保市	佐世保川	C	5	1.0	1	
	日宇川	C	5	1.2	1	
	相浦川	B	3	2.0	1	
	小森川（1）	A	2	1.2	1	
	小森川（2）	C	5	1.5	1	
	江迎川	A	2	0.9	1	
諫早市	本明川（1）	A	2	0.5	1	
	本明川（2）	B	3	0.8	2	
	喜々津川	B	3	0.9	1	
	境川	A	2	0.5	1	
	東大川	A	2	1.3	1	
大村市	郡川（1）	AA	1	<0.5	1	
	郡川（2）	A	2	1.2	1	
	大上戸川	A	2	0.5	1	
	鈴田川	A	2	0.9	1	
松浦市	志佐川	A	2	0.8	1	
	竜尾川	A	2	0.7	1	
対馬市	舟志川	A	2	0.8	1	
	佐護川	A	2	0.8	1	
	三根川	A	2	0.5	1	
	仁田川	A	2	0.7	1	
	佐須川	A	2	0.5	1	
	瀬川	A	2	0.6	1	
壱岐市	谷江川	A	2	1.5	1	
	幡鉾川	B	3	2.7	1	
五島市	一の川	A	2	0.6	1	
	鰐川	A	2	0.9	1	
	中須川	A	2	0.6	1	
	大川原川	A	2	0.6	1	
	福江川	A	2	1.2	1	
西海市	伊佐ノ浦川	A	2	0.5	1	
	多以良川	A	2	0.5	1	
	雪浦川	A	2	0.5	1	
雲仙市	千々石川	A	2	0.8	1	
	神代川	A	2	1.1	1	
	土黒川	B	3	1.1	1	

市町名	環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境 基準値 (mg/L)	水質(各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
南島原市	有家川	A	2	0.6	1	
	有馬川	B	3	1.2	1	
長与町	長与川	B	3	2.0	1	
時津町	時津川	C	5	0.9	1	
川棚町	川棚川	A	2	0.8	1	
東彼杵町	彼杵川	A	2	0.7	1	
	千綿川	A	2	0.7	1	
	江ノ串川	A	2	0.5	1	
佐々町	佐々川	A	2	0.9	2	
計	55 水域				57	0

(注) 中島川(1)は調査水域(本河内低部貯水池)が長期工事のため、測定休止

## (2) CODの達成状況表

### 湖沼

水域統一 番号	環境基準類型あて はめ水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	水質(各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準 点数	基準に適 合してい ない地点	基準を達 成してい ない水域
501	本明川(調整池)	B	5.0	9.2	2	2	1
計	1 水域				2	2	1

### 海域

水域統一 番号	環境基準類型あて はめ水域名	類型	環境基準値 (mg/L)	水質(各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準 点数	基準に適 合してい ない地点	基準を達 成してい ない水域
601	有明海(14)	C	8.0	2.4	1		
603	有明海(13)	C	8.0	2.1	1		
604	有明海(12)	C	8.0	1.6	1		
605	有明海(11)	C	8.0	1.6	1		
606	有明海(15)	A	2.0	1.7	2		
609	長崎湾(1)	B	3.0	1.7	2		
610	長崎湾(2)	A	2.0	1.4	2		
611	早岐瀬戸	B	3.0	2.1	2		
612	佐世保湾(1)	B	3.0	2.4	1		
613	佐世保湾(2)	A	2.0	1.7	1		
614	大村湾	A	2.0	2.0	17	7	1
615	網場湾	A	2.0	1.4	2		
長崎 県 沿 岸 海 域	616 対馬海域	A	2.0	1.2	5		
	617 壱岐海域	A	2.0	1.2	3		
	618 五島海域	A	2.0	1.2	8		
	619 松浦海域	A	2.0	1.5	6		
	620 北松海域	A	2.0	1.4	6		
	621 西彼海域	A	2.0	1.3	8		
	622 橘湾	A	2.0	1.4	6		
623	東大川河口水域	B	3.0	4.2	1	1	1
計	14 水域				76	8	2

(3) 全窒素及び全燐の達成状況表

湖沼

環境基準類型 あてはめ水域 名	環境 基準 点数	類型	全窒素			全燐		
			環境 基準値 (mg/L)	水質(各基準 点の平均) (mg/L)	基準を達 成してい ない水域	環境 基準値 (mg/L)	水質(各基準 点の平均) (mg/L)	基準を達 成してい ない水域
本明川 (調整池)	2	V	1.0	1.3	1	0.1	0.21	1

海域

環境基準類型 あてはめ水域 名	環境 基準 点数	類型	全窒素			全燐		
			環境 基準値 (mg/L)	水質(各基準 点の平均) (mg/L)	基準を達 成してい ない水域	環境 基準値 (mg/L)	水質(各基準 点の平均) (mg/L)	基準を達 成してい ない水域
有明海(八)	3	II	0.3	0.29		0.03	0.036	1
有明海(二)	2	II	0.3	0.28		0.03	0.033	1
有明海(六)	2	II	0.3	0.21		0.03	0.021	
長崎湾(1)	2	III	0.6	0.34		0.05	0.023	
長崎湾(2)	2	II	0.3	0.16		0.03	0.016	
佐世保湾(1)	1	III	0.6	0.62	1	0.05	0.030	
佐世保湾(2)	1	II	0.3	0.23		0.03	0.017	
佐世保湾(3)	1	II	0.3	0.26		0.03	0.023	
大村湾(1)	17	I	0.2	0.19		0.02	0.017	
大村湾(2)	1	III	0.6	0.32		0.05	0.036	
伊万里湾(1)	6	II	0.3	0.22		0.03	0.016	
11水域	38				1			2

※下記水域においては暫定目標値が設定されていた。

環境基準類型 あてはめ水域名	暫定目標値 (mg/L)		施行期間
	全窒素	全燐	
有明海(八)	—	0.042	平成12年4月1日～平成16年6月13日
有明海(二)	0.36	0.041	//
大村湾(1)	0.22	—	平成12年4月21日～平成16年6月17日
大村湾(2)	—	0.057	//

(4) 地下水質調査結果(検出及び環境基準超過状況)

1 概況調査の検出及び環境貴人超過状況

測定機関	調査 市町	調査 地点数	検出項目	検出 地点数	環境基準 超過地点数	検出範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
長崎市	長崎市	20	砒素	3	0	0.001~0.003	0.01
			セレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	18	0	0.43~6.6	10
			ふっ素	2	0	0.1~0.12	0.8
佐世保市	佐世保市	10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0	0.07~7.4	10
			ふっ素	2	0	0.08~0.18	0.8

## 2 汚染緯度周辺地区調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
長崎市	長崎市	22	砒素	7	0	0.001~0.002	0.01
			総水銀	1	1	0.0018	0.0005
			四塩化炭素	1	0	0.0003	0.002
			1,2-ジクロロエチレン	2	0	0.004~0.015	0.04
			トリクロロエチレン	1	1	0.046	0.03
			テトラクロロエチレン	1	0	0.003	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	0	0.07~8.8	10
			ふっ素	2	0	0.13~0.14	0.8
			ほう素	6	1	0.1~1.6	1
佐世保市	佐世保市	6	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	0.53~4.3	10

## 3 継続監視調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L)	
県	島原市	11	砒素	1	0	0.001	0.01	
			テトラクロロエチレン	2	0	0.001~0.002	0.01	
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	7	0.78~31	10	
			ふっ素	1	0	0.08	0.8	
	諫早市	2	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	0.97	10
	大村市	3	テトラクロロエチレン	1	0	0.001	0.01	
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	0.71~8.6	10	
	雲仙市	4	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	1	6.2~12	10
	南島原市	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	25	10
	小値賀町	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	2.9	10
長崎市	長崎市	5	砒素	1	1	0.037	0.01	
			総水銀	1	1	0.0006	0.0005	
			1,2-ジクロロエチレン	3	1	0.009~0.059	0.04	
			トリクロロエチレン	4	3	0.022~0.3	0.03	
			テトラクロロエチレン	1	0	0.001	0.01	
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0	1.2~4.4	10	
			ほう素	1	0	0.3	1	
佐世保市	佐世保市	6	1,2-ジクロロエチレン	1	0	0.005	0.04	
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	2	3.8~14	10	

## 8 海水浴場調査結果

	海域	市町名	海水浴場名	快水浴場百選	平成25年度 遊泳中(7~8月)					平成25年度 遊泳前(5~6月)				
					ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	COD(mg/L)	透明度(m)	油膜	判定	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	COD(mg/L)	透明度(m)	油膜	判定
1	西彼	長崎市	かきどまり白浜		<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.6	>1	無	AA
2	西彼		コタ・デル・ルル		<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.4	>1	無	AA
3	西彼		勢高島		<2	1.3	>1	無	AA	<2	1.4	>1	無	AA
4	西彼		脇岬		<2	1.4	>1	無	AA	<2	1.4	>1	無	AA
5	西彼		勢高浜	◎	<2	1.4	>1	無	AA	<2	1.4	>1	無	AA
6	橋湾		川原		<2	1.5	>1	無	AA	2	1.4	>1	無	A
7	橋湾		宮摺		2	1.5	>1	無	A	<2	1.4	>1	無	AA
8	北松	佐世保市	白浜	◎	<2	1.8	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
9	五島		大浜	◎	2	1.2	>1	無	A	<2	1.2	>1	無	AA
10	大村湾	川棚町	大崎		<2	2.0	>1	無	AA	<2	1.7	>1	無	AA
11	西彼	西海市	雪の浦		<2	1.2	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
12	西彼		炭久砂里海浜公園		<2	1.0	>1	無	AA	2	0.9	>1	無	A
13	北松	平戸市	根獅子の浜	◎	<2	1.1	>1	無	AA	<2	1.0	>1	無	AA
14	北松		千里ヶ浜		<2	1.6	>1	無	AA	<2	1.1	>1	無	AA
15	橋湾	諫早市	結の浜リバー		<2	1.4	>1	無	AA	<2	1.2	>1	無	AA
16	橋湾	南島原市	前浜		<2	1.2	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
17	橋湾		白浜	◎	<2	1.5	>1	無	AA	<2	1.0	>1	無	AA
18	五島	新上五島町	蛤浜	◎	<2	1.6	>1	無	AA	<2	1.3	>1	無	AA
19	五島	五島市	勢高浜	◎	<2	1.2	>1	無	AA	<2	1.1	>1	無	AA
20	五島		香珠子		7	1.3	>1	無	A	<2	1.3	>1	無	AA
21	壱岐	壱岐市	筒城浜	◎	<2	1.4	>1	無	AA	<2	1.0	>1	無	AA
22	壱岐		大浜		<2	1.1	>1	無	AA	<2	1.0	>1	無	AA
23	壱岐		錦浜		<2	1.3	>1	無	AA	<2	1.0	>1	無	AA
24	壱岐		賀ノ島	◎	<2	1.2	>1	無	AA	<2	1.1	>1	無	AA
25	対馬	対馬市	美津島町		<2	1.4	>1	無	AA	<2	1.1	>1	無	AA

※ふん便性大腸菌群数の<2は不検出。

9 大村湾の水質 (COD 75%値の経年変化) (単位: mg/L)

年度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
S48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
地点名	14	18	14	17	18	19	17	20	18	20	29	21	21	25	20	20	19	22	23	22	27	20	21	22	22	22	22	20	22	20	27	18	18	19	20	20	18	18	14	18	20
1.中央(北)	12	22	18	19	22	18	21	26	25	20	30	22	26	27	25	23	26	21	25	24	27	23	22	23	26	29	27	28	26	36	20	23	22	22	23	21	22	19	19	18	
2.中央(中)	11	20	13	18	23	20	23	28	23	22	33	24	27	28	26	22	27	25	25	27	32	24	23	26	28	26	31	26	34	21	22	23	22	23	22	23	22	25	19	22	19
3.中央(南)	17	27	15	14	20	18	20	28	19	23	29	26	26	26	24	23	25	24	25	23	30	24	22	23	25	27	27	26	27	25	31	19	22	21	20	23	20	23	16	19	19
4.早岐港	23	24	23	17	22	20	24	27	26	20	34	24	29	28	25	23	24	24	27	25	29	23	23	24	28	28	31	27	29	23	24	22	21	25	22	23	19	21	19		
5.川棚港	16	23	21	15	22	21	24	30	23	23	28	27	26	27	24	24	27	23	27	26	38	25	23	23	24	27	25	27	36	21	24	21	22	24	22	24	22	24	21	21	20
6.彼杵港	14	20	14	22	27	19	26	29	24	21	34	26	25	31	26	23	26	27	33	25	34	25	24	24	27	30	35	29	34	20	24	22	23	24	21	24	20	21	20		
7.郡川沖	23	17	17	23	27	22	27	29	26	21	32	26	27	31	28	27	30	27	29	28	34	27	25	27	26	30	32	30	29	31	20	25	23	23	26	23	27	21	26	21	
8.白衛隊沖	17	19	16	23	30	23	27	30	24	23	32	26	27	33	28	26	29	32	31	32	36	26	27	28	28	33	31	33	32	35	23	28	24	23	29	25	31	23	25	21	
9.琵琶場沖	15	21	20	27	36	29	28	32	31	25	38	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10.津水湾奥	21	17	17	24	30	23	29	27	29	25	37	25	28	34	27	32	31	32	27	42	29	32	30	29	31	37	36	34	33	35	23	27	23	23	30	25	33	21	27	21	
11.喜々津川沖	14	18	15	23	30	21	27	25	29	23	35	24	26	34	26	25	30	31	31	32	37	27	25	27	29	32	29	34	32	35	23	25	23	22	25	25	30	21	24	21	
12.祝崎沖	18	15	26	24	20	25	27	26	25	31	22	28	31	25	26	29	26	32	29	41	28	26	30	28	30	31	34	29	31	32	21	25	22	24	23	24	26	21	23	21	
13.長与浦	17	21	22	27	30	24	27	32	29	29	35	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14.時津港	16	18	16	26	23	20	24	22	26	22	28	24	32	30	25	24	30	30	29	33	37	26	21	27	27	31	36	29	32	21	26	24	24	25	22	27	21	24	19		
15.久留里沖	12	29	22	22	20	23	26	28	25	27	32	25	27	32	27	26	30	29	28	33	37	26	27	27	26	32	30	36	30	31	22	27	23	21	27	23	25	19	23	19	
16.形上湾	16	26	17	13	18	19	21	25	18	21	26	21	22	23	20	22	24	22	24	21	26	20	22	22	24	28	22	22	27	20	23	20	19	20	19	20	19	20	16	18	16
17.大串湾	18	久山港沖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	35	29	33	34	38	33	31	39	34	29	30	29	31	34	34	32	31	36	26	26	25	24	30	27	33	22	27	24
18.久山港沖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19.堂崎沖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	30	25	24	25	24	27	25	34	26	24	23	26	30	29	27	30	30	22	22	22	22	22	21	24	19	22	21	
平均値	16	21	17	21	25	21	24	27	25	23	32	25	27	30	25	27	27	28	27	34	25	24	26	26	28	30	31	28	28	32	21	24	22	22	25	22	26	20	22	20	
環境基準に適合する地点数	<sup>13/16</sup> 9/17	<sup>7/17</sup> 4/17	<sup>13/17</sup> 7/17	<sup>9/17</sup> 4/17	<sup>1/17</sup> 2/17	<sup>10/17</sup> 4/17																																			

10 狩猟鳥獣の種類

狩 猟 鳥 獣 の 種 類		狩 猟 期 間
鳥 類 28 種 ・ 獣 類 20 種	ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ（コウライキジを含む）、コジュケイ、バン、ヤマシギ（アマミヤマシギを除く）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カウウ	毎年 11月15日から 翌年 2月15日まで  ※ただし、長崎県の特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣であるイノシシ及び対馬・五島列島・長崎市（八郎岳周辺）のシカに係る長崎県内の狩猟期間は11月15日から翌年3月15日まで
	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、チョウセンイタチ（オスに限る）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（イノブタを含む）、ニホンジカ、クリハラリス（タイワンリス）、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	
	※ヤマドリ（メス）、キジ（メス。亜種のコウライキジを除く）はH29.9.14まで捕獲禁止	

1.1 狩猟鳥獣の捕獲禁止及び制限（猟区以外）

狩猟鳥獣の種類		1日当たりの捕獲数の上限
マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ及びクロガモ		合計して…………… 5羽 網を使用する場合にあっては、狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽
エゾライチョウ		2羽
ヤマドリ及びキジ（コウライキジを含む）		合計して…………… 2羽
コジュケイ		5羽
バン		3羽
ヤマシギ及びタシギ		合計して…………… 5羽
キジバト		10羽
イノシシ	県内全域	オス・メス問わず無制限
ニホンジカ	長崎市（八郎岳周辺）	オス・メス問わず無制限
	対馬一円	オス・メス問わず無制限
	五島列島	オスジカのみ1頭及びメスジカの制限なし
	上記以外の地域	オスジカ又はメスジカのいずれか1頭

12 鳥獣保護区指定状況

区分	地図 番号	名 称	所 在 地 ( )内は旧市町名	面 積 ha	存続期間	鳥獣保 護区特 別保護 地区
国 指 定 鳥 獣 保 護 区	1	男女群島鳥獣保護区	五島市(福江市)	416	H25.11.1~H45.10.31	416
	2	伊奈 //	対馬市(上県町)	1,173	H21.11.1~H41.10.31	
	小計	2か所		1,589		416
県 指 定 鳥 獣 保 護 区	3	木 坂鳥獣保護区	対馬市(峰町)	530	H16.11.1~H36.10.31	86
	4	雲 仙 //	雲仙市、島原市、南島原市	4,049	H24.11.1~H34.10.31	459
	5	龍 良 山 //	対馬市(厳原町)	369	H23.11.1~H33.10.31	64
	6	多 良 岳 //	諫早市、大村市	6,681	H19.11.1~H29.10.31	188
	7	御 岳 //	対馬市(上県町)	1,816	H18.11.1~H28.10.31	145
	8	玉之浦湾 //	五島市(玉之浦町)	2,560	H16.11.1~H36.10.31	
	9	眉 山 //	島原市・雲仙市	1,688	H24.11.1~H34.10.31	129
	10	霊丘公園 //	島原市	7	H18.11.1~H38.10.31	
	11	戸ノ隅 //	南島原市(西有家町)	5	H15.11.1~H35.10.31	
	12	岩戸山 //	//(加津佐町)	25	H18.11.1~H38.10.31	
	13	諏訪の池 //	雲仙市、南島原市	338	H22.11.1~H42.10.31	12
	14	小ヶ倉ダム //	諫早市	40	H18.11.1~H38.10.31	
	15	諫 早 //	//	601	H18.11.1~H38.10.31	
	16	市民の森 //	長崎市	835	H20.11.1~H40.10.31	
	17	大久保山 //	//	406	H18.11.1~H38.10.31	
	18	諏訪の森 //	//	10	H17.11.1~H37.10.31	
	19	烽火山 //	//	515	H23.11.1~H43.10.31	16
	20	神ノ浦ダム //	//(外海町)	311	H21.11.1~H31.10.31	
	21	県民の森 //	長崎市(外海町、琴海町)、西海市(大瀬戸町)	365	H21.11.1~H31.10.31	17
	22	雪の浦ダム //	西海市(大瀬戸町)	32	H21.11.1~H41.10.31	
	23	神 楽 島 //	長崎市	5	H18.11.1~H38.10.31	
	24	大村公園 //	大村市	34	H17.11.1~H37.10.31	
	25	野 岳 湖 //	//	32	H20.11.1~H40.10.31	
	26	千 綿 溪 //	東彼杵郡東彼杵町	360	H18.11.1~H38.10.31	12
	27	大崎半島 //	// 川棚町	260	H16.11.1~H36.10.31	80
	28	烏帽子岳 //	佐世保市	370	H15.11.1~H35.10.31	
	29	福石観音 //	//	2	H19.11.1~H39.10.31	
	30	佐世保市霊園 //	//	110	H15.11.1~H35.10.31	
	31	国 見 山 //	//(世知原町)	652	H21.11.1~H31.10.31	15
	32	御橋観音 //	佐世保市(吉井町、世知原町、江迎町)	312	H14.11.1~H34.10.31	
	33	喜 内 瀬 //	松浦市(福島町)	301	H14.11.1~H34.10.31	
	34	高島、中ノ島、頭ヶ島 //	平戸市	50	H16.11.1~H36.10.31	
	35	安 満 岳 //	//	940	H26.11.1~H36.10.31	21
36	亀岡公園 //	//	14	H18.11.1~H38.10.31		
37	川原ダム //	五島市(岐宿町)	382	H24.11.1~H34.10.31		
38	七 岳 //	//(岐宿町、玉之浦町)	628	H18.11.1~H38.10.31	23	
39	内閣ダム //	//(福江市)	449	H23.11.1~H33.10.31		
40	虎 星 山 //	新上五島町(奈良尾町、若松町)	282	H16.11.1~H36.10.31		
41	山 王 山 //	//(若松町)	580	H17.11.1~H27.10.31	13	
42	有 川 //	//(有川町)	1,907	H19.11.1~H29.10.31		
43	宇 久 //	佐世保市(宇久町)	2,671	H18.11.1~H38.10.31		
44	印 通 寺 //	壱岐市(石田町)	19	H17.11.1~H37.10.31		
45	神 岳 //	//(勝本町)	301	H21.11.1~H41.10.31		
46	勝本三島 //	//( // )	118	H21.11.1~H41.10.31	26	
47	白 嶽 //	対馬市(美津島町)	410	H21.11.1~H31.10.31		
48	高 瘤 山 //	//(豊玉町)	472	H16.11.1~H36.10.31		
49	舟 志 川 鳥獣保護区	//(上対馬町)	600	H15.11.1~H35.10.31		
50	国見中学校愛護林鳥獣保護区	雲仙市(国見町)	16	H15.11.1~H35.10.31		
51	布津中学校 //	南島原市(布津町)	6	H15.11.1~H35.10.31		
52	南有馬中学校 //	//(南有馬町)	35	H19.11.1~H39.10.31		
53	南串中学校 //	雲仙市(南串山町)	28	H15.11.1~H35.10.31		
54	千々石中学校 //	//(千々石町)	10	H19.11.1~H39.10.31		
55	東長崎中学校 //	長崎市	44	H18.11.1~H38.10.31		



### 1.3 休猟区一覧表

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	指定年度
①	三浦特例休猟区	大村市	1,417	H24
②	佐々東部特例休猟区	佐々町	703	H24
③	豆酛特例休猟区	対馬市（厳原町）	1,258	H24
④	猪見岳特例休猟区	長崎市、諫早市、長与町	3,100	H25
⑤	松浦特例休猟区	松浦市	1,230	H25
⑥	浜ノ浦特例休猟区	新上五島町（上五島町）	1,446	H25
⑦	崎戸特例休猟区	西海市（崎戸町）	1,411	H26
⑧	千々石・小浜特例休猟区	雲仙市（千々石町、小浜町）	2,251	H26
⑨	志多賀特例休猟区	対馬市（峰町）	3,100	H26
計	9か所	*（ ）内は旧市町村名	15,916 うち特例休猟区 15,916	

14 特定猟具使用禁止区域（銃）一覧表（旧「銃猟禁止区域」）

番号	名称	所在地	(合併前市町名)	存続期間	面積(ha)
1	萩原	島原市		H22.11.1 ~ H42.10.31	171.0
2	有明の森	島原市	有明町	H14.11.1 ~ H34.10.31	48.0
3	早崎	南島原市	口之津町	H21.11.1 ~ H41.10.31	77.0
4	荒牧	雲仙市	南串山町	H14.11.1 ~ H34.10.31	40.0
5	京泊	雲仙市	南串山町	H14.11.1 ~ H34.10.31	79.0
6	小浜	雲仙市	小浜町	H22.11.1 ~ H42.10.31	32.0
7	猿葉山	雲仙市	小浜町・千々石町	H20.11.1 ~ H40.10.31	368.0
8	栄田・西諫早	諫早市		H22.11.1 ~ H42.10.31	464.0
9	金比羅山	長崎市		H22.11.1 ~ H42.10.31	556.0
10	稲佐山	長崎市		H22.11.1 ~ H42.10.31	258.0
11	神ノ島	長崎市		H22.11.1 ~ H42.10.31	52.0
12	彦山・風頭	長崎市		H22.11.1 ~ H42.10.31	390.0
13	牧島	長崎市		H16.11.1 ~ H36.10.31	113.0
14	平床	長崎市		H22.11.1 ~ H42.10.31	223.0
15	三重・松崎	長崎市		H15.11.1 ~ H35.10.31	72.0
16	西田原	西彼杵郡長与町		H23.11.1 ~ H43.10.31	33.0
17	香焼	長崎市	香焼町	H23.11.1 ~ H43.10.31	246.0
18	土井ノ浦	長崎市	琴海町	H20.11.1 ~ H40.10.31	806.0
19	池田・諏訪	大村市		H22.11.1 ~ H42.10.31	98.0
20	鴻ノ巣山	東彼杵郡波佐見町		H22.11.1 ~ H42.10.31	55.0
21	西海橋	佐世保市		H19.11.1 ~ H39.10.31	32.0
22	天神山	佐世保市		H19.11.1 ~ H39.10.31	55.0
23	名切・八幡	佐世保市		H19.11.1 ~ H39.10.31	92.0
24	鶴戸越・弓張	佐世保市		H19.11.1 ~ H39.10.31	175.0
25	石岳	佐世保市		H18.11.1 ~ H38.10.31	450.0
26	九十九島海灣	佐世保市		H16.11.1 ~ H36.10.31	1,230.0
27	大潟	佐世保市		H22.11.1 ~ H42.10.31	110.0
28	山ノ田水源地	佐世保市		H21.11.1 ~ H41.10.31	39.0
29	転石(ころびいし)水源地	佐世保市		H21.11.1 ~ H41.10.31	35.0
30	岡本水源地	佐世保市		H21.11.1 ~ H41.10.31	18.0
31	下ノ原水源地	佐世保市		H21.11.1 ~ H41.10.31	79.0
32	相当(そうとう)水源地	佐世保市		H21.11.1 ~ H41.10.31	83.0
33	菰田水源地	佐世保市		H21.11.1 ~ H41.10.31	58.0
34	福江ダム	五島市	福江市	H14.11.1 ~ H34.10.31	224.0
35	繁敷ダム	五島市	富江町	H20.11.1 ~ H40.10.31	53.0
36	大瀬崎	五島市	玉之浦町	H21.11.1 ~ H41.10.31	350.0
37	鏡瀬	五島市	福江市	H21.11.1 ~ H41.10.31	64.0
38	龍観山	南松浦郡新上五島町	若松町	H21.11.1 ~ H41.10.31	404.0
39	平戸白岳	平戸市		H21.11.1 ~ H41.10.31	500.0
40	石田・芦辺	壱岐市	石田町・芦辺町	H22.11.1 ~ H42.10.31	1,405.0
41	郷ノ浦・湯ノ本	壱岐市	郷ノ浦町・勝本町・芦辺町	H22.11.1 ~ H42.10.31	452.0
42	後山	対馬市	巖原町	H23.11.1 ~ H43.10.31	213.0

番号	名称	所在地	(合併前市町名)	存続期間	面積(ha)
43	権現山	対馬市	巖原町	H22.11.1 ~ H42.10.31	225.0
44	上見坂	対馬市	巖原町・美津島町	H22.11.1 ~ H42.10.31	290.0
45	千俵蒔山	対馬市	上県町	H22.11.1 ~ H42.10.31	180.0
46	大増	対馬市	上対馬町	H15.11.1 ~ H35.10.31	341.0
47	吹上山	平戸市	田平町	H17.11.1 ~ H37.10.31	96.0
48	仁田木場	長崎市		H21.11.1 ~ H41.10.31	120.0
49	名切	諫早市		H16.11.1 ~ H36.10.31	2.0
50	久山	諫早市		H16.11.1 ~ H36.10.31	1.0
51	立神	長崎市		H21.11.1 ~ H41.10.31	513.0
52	村松	長崎市	琴海町	H19.11.1 ~ H39.10.31	45.0
53	平戸川内	平戸市		H23.11.1 ~ H43.10.31	56.0
54	大村	大村市		H15.11.1 ~ H35.10.31	605.0
55	久留里ダム	西彼杵郡時津町		H17.11.1 ~ H37.10.31	12.0
56	中山ダム	西彼杵郡時津町		H17.11.1 ~ H37.10.31	12.0
57	大野原	東彼杵郡東彼杵町		H18.11.1 ~ H38.10.31	936.0
58	山田の堤	西彼杵郡長与町		H19.11.1 ~ H39.10.31	18.0
59	楠泊	佐世保市	小佐々町	H19.11.1 ~ H39.10.31	78.0
60	新田	佐世保市	小佐々町	H19.11.1 ~ H39.10.31	33.0
61	鎌投	佐世保市	小佐々町	H19.11.1 ~ H39.10.31	10.0
62	白岳	佐世保市	江迎町	H19.11.1 ~ H39.10.31	440.0
63	久吹ダム	平戸市	田平町	H23.11.1 ~ H43.10.31	105.0
64	鬼岳	五島市	福江市	H23.11.1 ~ H43.10.31	150.0
65	伊佐の浦ダム	西海市	西海町	H14.11.1 ~ H34.10.31	26.0
66	畑崎志太崎	佐世保市	小佐々町	H15.11.1 ~ H35.10.31	465.0
67	唐比	諫早市	飯盛町	H16.11.1 ~ H36.10.31	70.0
68	亀岳・大串	西海市	西彼町	H18.11.1 ~ H38.10.31	404.0
69	四本堂	西海市	西彼町	H18.11.1 ~ H38.10.31	22.0
70	宗方	諫早市		H18.11.1 ~ H38.10.31	21.0
71	玉調	対馬市	美津島町	H19.11.1 ~ H39.10.31	56.0
72	深江	佐世保市	鹿町町	H19.11.1 ~ H39.10.31	35.0
73	船ノ村	佐世保市	鹿町町	H19.11.1 ~ H39.10.31	43.0
74	二ツ石	佐世保市	鹿町町	H19.11.1 ~ H39.10.31	13.0
75	烏帽子岳	佐世保市		H19.11.1 ~ H39.10.31	20.0
76	伊王島	長崎市	伊王島町	H19.11.1 ~ H39.10.31	225.0
77	雄ヶ原(ますらがはら)	大村市		H20.11.1 ~ H40.10.31	197.0
78	波佐見桜づつみ	東彼杵郡波佐見町		H21.11.1 ~ H41.10.31	40.0
79	長串山・樋口ダム周辺	佐世保市	鹿町町	H21.11.1 ~ H41.10.31	311.0
80	日ノ島	南松浦郡新上五島町	若松町	H21.11.1 ~ H41.10.31	166.0
81	生月町北部	平戸市	生月町	H18.11.1 ~ H38.10.31	15.0
82	本名川	諫早市		H19.11.1 ~ H39.10.31	30.0
83	川棚川	東彼杵郡川棚町		H22.11.1 ~ H42.10.31	19.0
84	諫早中央・小江干拓地	諫早市		H24.11.1 ~ H44.10.31	869.9
				合計	17,617.9

1.5 公園施設の一覧表（県の整備実績）

※市町に移管したものも含む

公園名	市町名	園地名	施設名
雲仙天草 国立公園	島原市	①焼山園地	駐車場、園地、便所、園路
		②平成新山展望園地	
	雲仙市	①仁田峠循環道路	車道、歩道、駐車場、展望所、便所、休憩所、広場、ゴルフ場、インフォメーションセンター、キャンプサイト、管理棟、炊事棟、トレイルセンター
		②仁田峠園地	
		③池ノ原園地	
		④宝原園地	
		⑤矢岳園地	
		⑥稚児落滝園地	
		⑦古湯駐車場	
		⑧宝原道路	
		⑨絹笠山周回線歩道	
		⑩普賢岳周廻歩道	
		⑪雲仙池ノ原歩道	
		⑫原生沼歩道	
		⑬雲仙温泉園地	
		⑭山嶺別所線歩道	
		⑮矢岳白雲線歩道	
		⑯雲仙温泉駐車場	
		⑰野岳線歩道	
		⑱九州自然歩道	
	⑲田代原野営場		
	⑳九千部岳鳥甲山線歩道		
㉑田代原トレイルセンター			
南島原市	①論所原野営場		
	②上大野木場仁田峠線歩道		
佐世保市	①鹿子前集団施設地区	駐車場、園地、便所、休憩所、探勝歩道、野鳥観察舎、広場、海浜センター、浄化施設、キャンプサイト、炊事棟、案内板、標識、展望所、管理棟、棧橋	
	②烏帽子岳園地		
	③江楯池野鳥の森		
	④白浜海浜公園		
	⑤高島園地		
	⑥九十九島おすすめドライブコース利用誘導施設		
	⑦冷水岳園地		
	⑧城カ岳園地		
	⑨大浜園地		
	⑩乙女の鼻線歩道		
	⑪北九十九島集団施設地区		
	⑫大島園地		
	⑬海洋スポーツ基地カックレソナー	カックレソナー、駐車場、ポンツーン、広場	
平戸市	①川内峠園地	駐車場、園地、休憩所、便所、歩道、インフォメーションセンター、炊事棟	
	②鯛の鼻園地		
	③平戸浜岳線歩道		
	④山頭園地		
	⑤大バエ園地		
	⑥生月島線歩道		
五島市	①鬼岳園地	駐車場、車道、園地、休憩所、便所、歩道、インフォメーションセンター、ピジターセンター、浄化施設、炊事場、展望所	
	②笹岳歩道		
	③鐙瀬園地		
	④大瀬崎園地		
	⑤荒川駐車場		
	⑥頓泊駐車場		
	⑦向小浦園地		
	⑧七岳父ヶ岳線歩道		
	⑨頓泊園地		
	⑩高浜海水浴場		
	⑪嵯峨ノ島線歩道		
新上五島町	①三王山園地	園地、休憩所、便所、展望所、歩道、駐車場、テントサイト、炊事棟	
	②龍観山園地		
	③三王山雌岳線歩道		
	④番岳園地		
	⑤蛤浜駐車場		
	⑥蛤浜野営場		
	⑦蛤浜園地		
	⑧虎堂山園地		

公園名	市町名	園地名	施設名
西海国立公園	小値賀町	①番岳園地	園地、休憩所、歩道、駐車場、便所、展望所、園路、炊事棟、シャワー棟、テントサイト
		②愛宕山園地	
		③斑島園地	
		④野崎島ワイルドパーク	
		⑤赤ダキ線歩道	
吉岐対馬 国定公園	吉岐市	①岳ノ辻園地	広場、駐車場、便所、歩道、休憩所、棧橋、炊事棟、シャワー棟、展望所
		②黒崎園地	
		③左京鼻園地	
		④竜神崎園地	
		⑤辰ノ島園地	
		⑥勝本園地	
		⑦筒城浜園地	
	対馬市	①上見坂園地	駐車場、休憩所、園地、便所、キャンプサイト、展望デッキ、自然公園センター、広場、シャワー棟、炊事棟
		②豆酸崎園地	
		③龍良山麓公園	
		④万関園地	
		⑤浅茅岳園地	
		⑥玉調海の公園	
		⑦木坂御前浜園地	
⑧棹崎園地			
⑨鰐浦園地			
⑩西泊園地			
⑪三宇田浜園地			
⑫三宇田浜野営場			
玄海国定公園	松浦市	①白岳園地	便所、管理棟、駐車場、歩道、園地、展望所
		②初崎園地	
		③大山自然公園	
多良岳県立公園	諫早市	①五家原岳園地	駐車場、園地、便所、園路、山小屋、炊事棟、休憩所、人道橋、レストハウス、トリム広場
		②金泉寺山小屋	
		③轟峡野営場	
		④山茶花園地	
	大村市	野岳湖園地	トリム広場、駐車場、公園センター
大村湾県立公園	川棚町	大崎半島国民休養地	くじゃく園、かぜの広場、トリム森、サイクルモノレール、駐車場、サイクリング道路、オートキャンプ場
	諫早市、長与町	琴ノ尾岳園地	展望台、広場、園路、便所
北松県立公園	佐世保市 (旧江迎町)	白岳国民休養地	ピクニック広場、多目的広場、冒険の森、園路、便所、炊事棟、フロート橋、歩道、駐車場、管理棟、オートキャンプ場
西彼杵半島県立公園	長崎市	大野浜海浜公園	海浜センター、駐車場
野母半島県立公園	長崎市	①甕岩園地	園路、展望デッキ、展望所、園路広場
		②権現山園地	
島原半島県立公園	雲仙市	猿葉山園地	駐車場、車道、歩道、便所、園地
自然公園 に含まれない地域	平戸市	田平ファールパーク	草地・裸地ゾーン、林地ゾーン、駐車場、園地、昆虫館
	吉岐市	里浜園地	駐車場、シャワー・トイレ棟、園地、親水護岸
	佐世保市(旧江迎町)、佐々町	九十九島おすすめドライブコース 利用誘導施設	案内板、標識

16 市町の木及び花

区 分				
市 町 名	市町の木	指定年月日	市町の花	指定年月日
長 崎	ナンキンハゼ	S50.8.1	アジサイ	S43.3.21
佐 世 保	ハナミズキ	H1.5.15	カノコユリ	H14.4
島 原	ウメ	H1.6.19	ウメ	S57.3.24
諫 早	ヒゼンマユミ	H17.10.1	ツクシシャクナゲ	H17.10.1
大 村	イチイガシ	H1.6.1	オオムラザクラ	S47.4.8
平 戸	マキ(木) やぶ椿(花木)	—	平戸つつじ	—
松 浦	まき	S50.10.25	つつじ	S50.10.25
対 馬	ひとつばたご		玄海つつじ	
壱 岐	やぶ椿(花木) まき(木)		水仙	
五 島	ツバキ(花木) アコウ(木)	H17.9.12	ハマユウ	H17.9.12
西 海	ハマボウ(花木) ヤマモモ(木)	H21.10.1	カノコユリ	H21.10.1
雲 仙	ヤマボウシ(山 法師)	H18.3.15	ミヤマキリシマ(雲仙 つつじ)	H18.3.15
南 島 原	あこう	H18.10.3	ひまわり	H18.10.3
長 与	梅	S48.7.20	梅	S48.7.20
時 津	くすの木	H1.7.1	コスモス	H1.7.1
東 彼 杵	楠	H1.10.23	コスモス	H1.10.23
川 棚	モッコク	H1.8.1	オニユリ	H1.8.1
波 佐 見	モチノキ	H1.7.1	久留米つつじ	S47.12
小 値 賀	まつ	H2.2.11	すいせん	H2.2.11
佐 々	ソメイヨシノ	H1.8.1	山茶花	S51.4.1
新上五島	つばき(花木)	H17.7.11	—	

1.7 ダイオキシン類調査結果（平成25年度）

(1) 大気環境調査結果

①一般環境調査

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	小ヶ倉支所測定局	0.029	長崎市
佐世保地区	佐世保市	県北振興局	0.0095	長崎県
西彼地区	時津町	時津小学校大気測定局	0.011	
県央地区	諫早市	諫早大気測定局	0.013	
	大村市	大村大気測定局	0.013	
県南地区	島原市	島原振興局西八幡庁舎	0.013	
県北地区	松浦市	松浦市役所	0.0085	
離島地区	新上五島町	上五島保健所	0.010	
環境基準			0.6以下	
調査地点数			8	

②発生源周辺調査

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
県央地区	諫早市	諫早市福田町菅牟田公民館	0.013	長崎県
県央地区	大村市	大村工業高等学校	0.010	
環境基準			0.6以下	
調査地点数			2	

③沿道調査

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	長崎市中央橋測定局	0.011	長崎市
環境基準			0.6以下	
調査地点数			1	

(2) 公共用水域調査結果

①河川

(単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

地区	水域名称	測定地点	測定結果		測定機関
			水質	底質	
長崎地区	戸根川	戸根橋	0.039	0.17	長崎市
	村松川	平野橋合流点	0.025	1.3	
	神浦川(1)	河川公園上流堰	0.043	0.17	
	神浦川(2)	神浦ダム	0.022	0.30	
佐世保地区	相浦川	相浦橋	0.16	4.8	長崎県
	小森川(2)	小森橋	0.10		
西彼地区	長与川	岩淵堰	0.16	1.1	

県央地区	本明川(2)	旭町	0.12	0.31	九州 地方整備局  長崎県
	川棚川	山道橋	0.16	0.22	
	東大川	佐代姫橋上堰	0.30		
	西大川	高速道下流	0.077	0.54	
県南地区	千々石川	千々石橋	0.33		
	土黒川	浜田橋	0.17	1.9	
県北地区	佐々川	古川橋	0.15		
	志佐川	工業用水取水堰	0.11		
五島地区	福江川	大正橋上堰	0.28		
壱岐地区	谷江川	川口橋上堰	0.11		
環境基準			1以下	150以下	
調査地点数			17	10	

②海域 (単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

地域	水域名称	測定地点	測定結果		測定機関
			水質	底質	
長崎湾	西彼海域	香焼西港	0.021	0.13	長崎市
	西彼海域	蚊焼漁港	0.022	0.56	
	西彼海域	大籠沖	0.018	2.9	
	西彼海域	福田沖	0.018	1.7	
佐世保湾	佐世保湾(1)	干尽沖	0.070	8.8	長崎県
大村湾	大村湾	祝崎沖	0.066	14	
有明海	有明海(11)	口之津港	0.077	6.8	
五島海域	五島海域	福江港	0.098	13	
壱岐海域	壱岐海域	郷ノ浦港	0.061	2.2	
対馬海域	対馬海域	厳原港	0.069	3.5	
環境基準			1以下	150以下	
調査地点数			10	10	

(3) 地下水調査結果

①一般環境調査 (単位：pg-TEQ/L)

地区	市町	測定地域	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	大鳥町	0.016	長崎市
		淵町	0.016	
		三ツ山町	0.016	
環境基準			1以下	
調査地点数			3	

②発生源周辺調査

(単位：pg-TEQ/L)

地区	市町村	測定地域	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	大塔町	0.12	長崎県
		下本山町	0.066	
西彼地区	西海市	崎戸町	0.11	
県央地区	諫早市	小長井町	0.12	
県南地区	島原市	前浜町	0.063	
	雲仙市	小浜町	0.063	
県北地区	平戸市	田平町	0.080	
環境基準			1以下	
調査地点数			7	

(4) 土壌調査結果

①一般環境調査

(単位：pg-TEQ/g)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	ダイヤランド2丁目	0.012	長崎市
		みなと坂2丁目	0.0054	
		上小島5丁目	0.88	
		中小島1丁目	0.58	
		小江原2丁目	0.18	
		泉2丁目	0.0029	
		三ツ山町	0.71	
		女の都3丁目	0.20	
		西海町	1.5	
環境基準			1,000以下	
調査地点数			9	

②発生源周辺状況調査

(単位：pg-TEQ/g)

地区	市町村	測定地点	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	下本山町	0.60	長崎県
		棚方町	0.054	
		田の浦町	0.076	
		卸本町	1.0	
県央地区	諫早市	日の出町	0.035	
		福田町	0.073	
	大村市	森園町	0.14	
		松並	15	
	東彼杵郡	川棚町	0.35	
県南地区	南島原市	南有馬町	0.32	
		北有馬町	0.73	
県北地区	平戸市	田平町	0.010	
五島地区	五島市	松山町	2.0	
	新上五島町	網上郷	0.50	
壱岐地区	壱岐市	芦辺町	0.054	
対馬地区	対馬市	厳原町	2.6	
環境基準			1,000以下	
調査地点数			16	

## 18 環境放射能

### ①ゲルマニウム半導体検出器による核種分析調査結果（平成25年度）

試料名	検体数	$^{137}\text{Cs}$		前年度まで 過去3年間の値		その他検出された人工放射性核種	単位
		最低値	最高値	最低値	最高値		
大気浮遊じん	4	N.D.	N.D.	N.D.	0.24	N.D.	mBq/m <sup>3</sup>
降下物	12	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	N.D.	MBq/km <sup>2</sup>
陸水（蛇口水）	1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	mBq/L
土壌	0～5cm	4.1		2.2	18	N.D.	Bq/kg 乾土
		170		160	770	N.D.	MBq/km <sup>2</sup>
	5～20cm	2.5		2.8	4.4	N.D.	Bq/kg 乾土
		440		340	940	N.D.	MBq/km <sup>2</sup>
精米	1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	Bq/kg 生
野菜	大根	1	N.D.		N.D.	N.D.	Bq/kg 生
	ホウレン草	1	0.25		N.D.	0.076	
牛乳	1	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	Bq/L
水産生物	アサリ	1	0.19		N.D.	0.35	Bq/kg 生
	アマダイ	1	0.16		0.11	0.14	
	ワカメ	1	N.D.		N.D.	0.11	

（注1）食品試料のうち精米、野菜、牛乳（原乳）及び水産生物は生産地としての取扱いである。

（注2）N.D.：測定値が測定誤差の3倍未満

### ②モニタリングポストにおける空間放射線量測定結果（平成25年度）

測定場所	平成25年4月～平成26年3月（nGy/h）		
	最小値	最大値	平均値
松浦市役所 （松浦市）	41	107	45
西彼保健所 （長崎市）	35	99	38
県南保健所 （島原市）	40	77	44
県北保健所 （平戸市）	38	83	43
壱岐保健所 （壱岐市）	53	91	57
環境保健研究センター （大村市）	28	73	30

## 19 産業廃棄物処理施設に係る立地基準

〈長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱より関係部分を抜粋〉

最終改正 平成20年10月17日告示

(処理施設の設置等に関する事前協議)

第7条 処理施設の設置等をしようとする事業者等(以下「設置等予定者」という。)は、あらかじめ生活環境の保全に係る事項について必要な調査を行い、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設設置(変更)事前協議書(様式第1号。以下「設置等事前協議書」という。)を知事に提出し、処理施設の設置等に関して協議しなければならない。ただし、別表第1に掲げる処理施設の設置等については、この限りでない。  
(以下省略)

(処理施設の立地基準)

第8条 前条第1項の協議に係る処理施設の設置等予定者であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は有機性廃棄物を原材料とする肥料、飼料等の製造施設を設置しようとする者は、別表第2に掲げる区域等を含まない区域に当該処理施設を設置するものとする。

### 別表第1(第7条関係)

- 1 排出事業者が、排出事業場内において当該事業場から発生する自らの産業廃棄物を処分するための処理施設の設置(政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。)
- 2 移動式(排出事業場に移動させて処理する方式をいう。)のみの処理施設の設置
- 3 建設工事等に伴う臨時的な処理施設の設置(概ね2年以内の期間をいう。)
- 4 法第15条第1項に定める処理施設(既存の処理施設に限る。)であって、政令第7条の区分の追加又は変更に伴う処理施設の設置
- 5 50パーセント未満の処理能力の増加を伴う処理施設の変更又は更新(政令第7条の2に掲げる処理施設を除く。)

### 別表第2(第8条関係)

- 1 次に掲げる水源の保護を図る必要がある区域。ただし、最終処分場又は廃棄物の処理に伴った水を排出し、若しくは浸透させるおそれのある施設に限る。
  - ア 市町村が水道水源の保護を図るものとして条例で定める区域
  - イ その他知事が水道水源、水産用水、工業用水又は農業用水への影響のおそれのあると認める区域
- 2 次に掲げる自然環境の保全を図る必要がある区域等
  - ア 自然公園法又は長崎県立自然公園条例に規定する自然公園区域
  - イ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
  - ウ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
  - エ 都市計画法に規定する風致地区
  - オ その他知事が希少な野生動植物の生息・生育地など自然環境の保全のため必要と認める区域
- 3 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要がある区域等
  - ア 森林法に規定する保安林及び保安林予定森林並びに保安施設地区及び保安施設予定森林地区
  - イ 河川法に規定する河川区域、河川保全区域及び河川予定地
  - ウ 砂防法に規定する砂防指定地
  - エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - オ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
  - カ 海岸法に規定する海岸保全区域及び一般公共海岸区域
  - キ 過去に地滑り、土砂崩れ、洪水等の災害が発生した区域

- 4 次に掲げる文化財の保護を図る必要がある区域等
  - ア 文化財保護法又は長崎県文化財保護条例に規定する史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群保存地区、周知の埋蔵文化財包蔵地及び県又は市町村が定める文化的景観
  - イ 市町村が文化財の保護を図るものとして条例で定める区域
- 5 次に掲げる良好な景観の形成を図る必要がある地区
  - ア 景観法に規定する景観地区及び準景観地区
  - イ 長崎県美しいまちづくり推進条例に規定する美しいまちづくり重点支援地区
- 6 市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域と指定されている土地
- 7 次に掲げる区域
  - ア 医療法に規定する医療提供施設、社会福祉施設（社会福祉法に規定する第1種又は第2種社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は学校教育法に規定する学校に係る土地の敷地境界からおおむね200メートル以内の区域
  - イ 現に人が居住する住居の敷地境界からおおむね100メートル以内の区域
- 8 公共・公益施設の用地として利用の計画がある区域
- 9 その他知事が処理施設に係る土地として不相当と認める場所

～地域資源・地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を目指して～

## ビジョンの策定にあたって

(本計画の目指す方向と目的)

『ナカサキ・グリーンエネルギー推進方針』に基づき、環境対策、イノベーションの促進、産業振興に対する一連の投資を適切かつ効果的に実施することにより、「社会の低炭素化・グリーン化の実現」が可能な社会システム構築を目指します。

また、この長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョンは、本県が今後環境に配慮しながら、地域特性に応じ、再生可能エネルギーの種別ごとに導入促進の方向性を示し、市町や地元企業等と方向性を共有しながら、地域力を結集することで、再生可能エネルギーの導入へ繋げていくことを目的とし取りまとめました。

(本ビジョンの期間)

2030年度(平成42年度)時点での導入量について、目標値を設定し取組んでいきます。また、国のエネルギー政策の動向等、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

## 分野別方針【太陽光発電】

～太陽光発電普及に向けた事業基盤の整備～

【方策】

- ①発電事業者に対する方策  
未利用地の有効活用観点から、引き続き固定価格買取制度を活用した太陽光発電の導入を推進する。また、土地直立型のみならず、屋根貸しモデルによるマッチングやリースによる事業、市民ファンドを活用した事業に対する支援、ワンストップ相談窓口の設置についても検討します。

②公共施設に対する方策

県立学校におけるエコスクールのをはじめとして、公共施設への太陽光発電の設置に努めます。また、公共施設における屋根貸しや、防災拠点としてグリーンエネルギー基金等を活用した蓄電池とあわせた整備について取り組みます。



③住民に対する方策

太陽光発電は、スマートグリッドの重要な構成要素でもあることから、スマートハウスの一環として新築住宅を対象とした導入促進を図ります。また、既存住宅に対しては、初期投資を軽減できるリース制度をはじめ、住民負担が少なくなるような仕組みづくりを検討します。

④集落単位に対する方策

地元自治会や小規模集落による自立分散型エネルギー利用の推進や発電事業への参画を促進します。

- ⑤独立電源となつている離島地区における方策  
独立電源となつている離島地区においては、現状大規模な太陽光発電の導入が難しいことから、電力事業者や市町等と連携し、導入が加速できる仕組みづくりを検討します。

## 分野別方針【風力発電（陸上）】

～風力発電に関するインフラ整備の推進～

【方策】

- ①島嶼部及び沿岸部での発電事業拡大に対応可能な送電網の整備と、蓄電池設置などによる系統安定化対策の推進を図等に要請します。

②県民への風力発電事業に関する理解を深めるため、風力発電事業者の支援を目的とした情報交換の場(事業者連絡会)を設置します。

③グローバルウィンドディ※にあわせた、風力発電事業に関する啓発活動(例えばイベントの後援や助成等)など、連絡会で推進策を協議します。

④風車は部品点数が多く、製造業対策として有効であり、また、メンテナンスなど運用に関する需要もあるため、各種の企業支援メニューを用い、関連分野の産業活性化を図ります。

⑤グリーンエネルギー基金の活用による風況調査支援制度等を検討します。



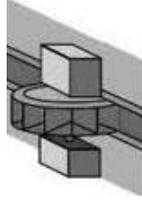
## 分野別方針【水力発電（中小）】

～県の実情に合わせた中小水力発電の推進～

【方策】

- ①ダム等県が所有する施設において、中小水力発電の効果が高いものについては、自家消費を目的とした設置を検討します。

②中小水力発電に係る県内技術・製品を活用した事業化や地域づくりの取組を支援します。



～地域資源・地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を目指して～

**分野別方針【地熱発電】**

～未利用温泉水を活用した発電の推進～

**【方策】**

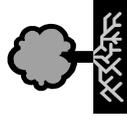
- ①小浜での未利用温泉水を活用したエネルギー地産地消やまちづくりの取組に係る地域の合意形成を支援するとともに、取組を広く周知し、県民の理解促進を図ります。
- ②小浜地区はじめ雲仙や荒川温泉等県内の温泉地において、地域や事業者が行う未利用温泉水を活用した発電や熱利用の取組を支援します。
- ③未利用温泉水の活用が地域や県民に浸透した段階で、地元と連携し、温泉と共存する更なる地熱資源の有効活用（新たな泉源の掘削、地熱発電所の設置等）の可能性について、検討・協議します。

**分野別方針【バイオマス発電】**

～未利用バイオマス資源の有効活用推進～

**【方策】**

- ①林地残材等未利用資源を中心に安定供給がでさるよう、持続可能な需給体制を構築します。
- ②木質バイオマスについては、供給可能性を考慮して、バイオマス発電の可能性を検討します。

**分野別方針【海洋エネルギー発電】**

～漁業と調和した長崎版EMECの推進～

**【方策】**

- ①港湾区域における洋上風力発電事業の創出について取り組みます。
- ②漁業と海洋エネルギーが調和した「長崎県版EMEC」を構築し、最先端の企業・研究機関の誘致、視察客の増加等を図ります。
- ③実証実験のフィールドのみならず、実用化・商用化を促進するため、関係事業者への適地紹介などを積極的に行います。
- ④上記を進めることで、海洋エネルギーに関する発電事業、システム製作、部材製造、メンテナンス等の関連産業集積を図ります。
- ⑤水産業における海洋エネルギーの活用など、漁業調和型の新たな取組を創出します。

**再生可能エネルギー導入へ向けての課題**

- 立地規制の抜本的見直し必要性  
再生可能エネルギーの導入促進の観点から支障となりうる規制・制度の改革が国において進められていますが、今後も引き続き必要な規制緩和を求めていかなければなりません。

**○系統能力の増強支援の必要性**

本県の離島地区、中でも本土地区からの電力系統がない地区においては、再生可能エネルギーの導入普及のために、一層の電力系統の増強・安定化対策が重要な課題となっています。

**○地域との共生を可能にする仕組みの構築**

再生可能エネルギーは、地域再生・地域活性化と密接に繋がっており、地域の合意形成や参画、地域に対するメリットの還元が重要です。このため地域ファンド等、地域の活力の創出に資する事業システムの構築等を検討していく必要があります。

**目標値について****（目標）**

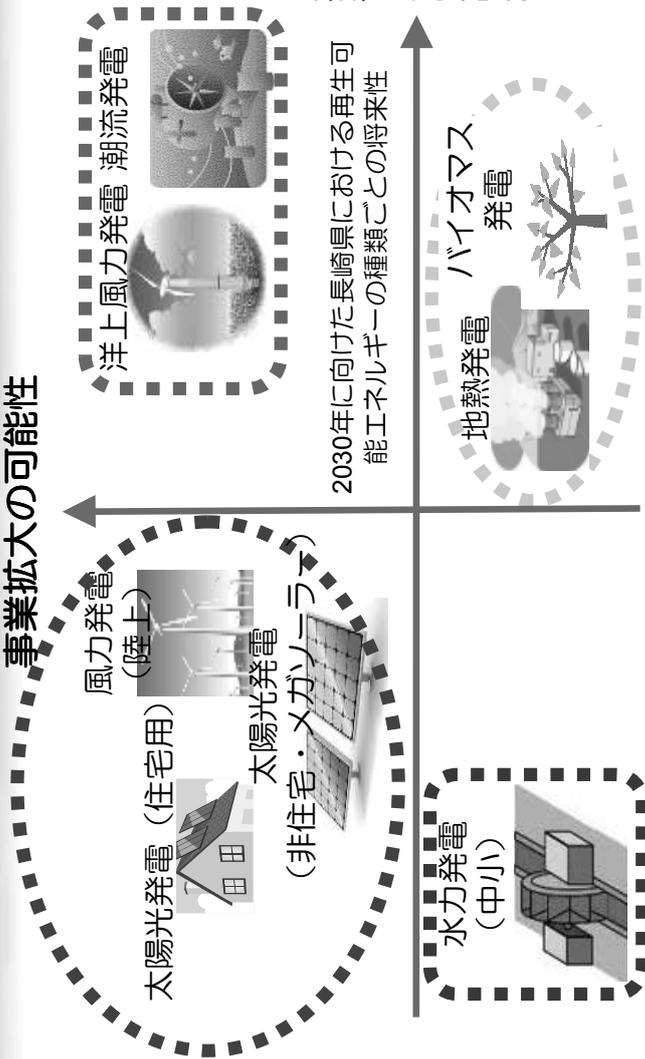
目標値の設定に関しては、国の再生可能エネルギーに関する政策の積極的な実施を前提としており、目標達成は、国の再生可能エネルギー導入促進に関する各種制度や財政措置、法規制の緩和等、今後の具体的な施策に大きな影響を受けることとなります。

一方、今後、本県において導入促進に取り組み上では、具体的な数値目標の設定が効果的と思われることから、再生可能エネルギーの種類ごとの将来性を勘案し、数値の設定に取り組みました。（国のエネルギー政策等の動向を注視し、適宜必要な目標の見直しを行う。）

なお、本県の最大の特徴である「海洋」の活用については、最も積極的な目標を掲げ、本県独自の再生可能エネルギー導入に取り組みむことといたしております。

～地域資源・地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を目指して～

事業拡大の可能性



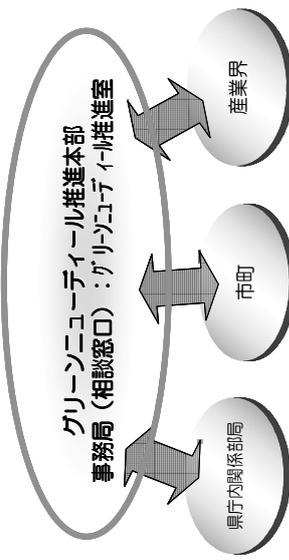
推進体制について

(推進体制)

本計画の推進については、グリーンニューデール推進本部が中心となり、県庁関係部局が横の連携を図りながら取り組んでまいります。

また、県内市町との情報交換の場やワンストップの相談窓口を設け連携して推進を図ります。

併せて、県内の企業で構成する長崎環境エネルギー産業ネットワークと連携し、県内企業の参画を促進しながら、県内産業の振興にも寄与するよう取り組んでまいります。

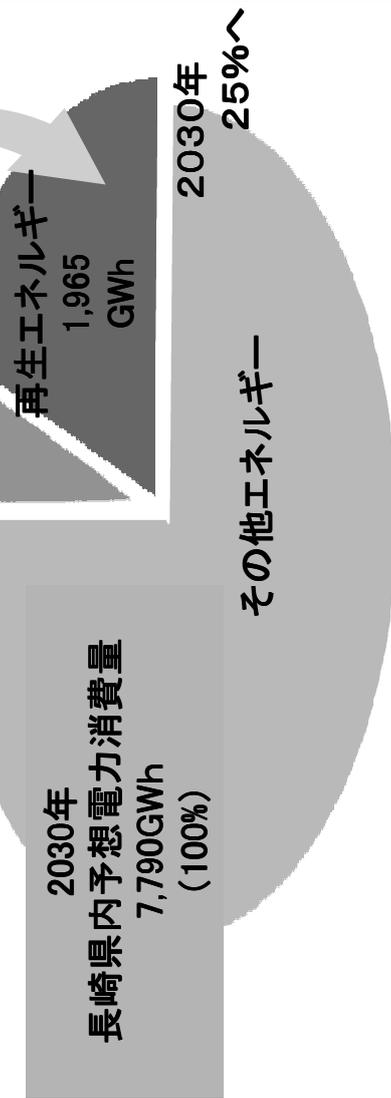


・構造的な取組  
・定期的な情報交換の場を設置  
・情報提供  
・プロジェクト等への参画促進

〇導入目標 (kW)

再生可能エネルギーの種類	2013. 2月 実績 (kW)	2030年 導入目標 (kW)	再生可能エネルギーの種類	2013. 2月 実績 (kW)	2030年 導入目標 (kW)
① 太陽光 (非住宅)	92,973	181,000	⑥ 地熱	210	1,300
② 太陽光 (メガソーラー)	78,649	158,000	⑦ バイオマス	14,352	17,400
③ 太陽光 (住宅)	97,142	592,000	⑧ 海洋エネルギー (洋上風力)	0	200,000
④ 風力 (陸上)	94,070	173,000	⑨ 海洋エネルギー (潮流)	0	36,000
⑤ 水力 (中小)	1,155	1,300	合計	378,551	1,360,000

□2030年の県内予想電力消費量に占める再生可能エネルギー発電電力量予想



## 20 長崎県環境基本計画に係る平成25年度当初予算

### 基本目標Ⅰ 地球環境保全をめざす社会の実現

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)		
地球温暖化対策の推進	温室効果ガスの排出抑制	第1節-1-①(エネルギー)					
		温暖化対策「見える化」推進事業	環境部	未来環境推進課	10,681		
		長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0		
		木質バイオマスエネルギーの利用、未利用間伐材利用促進	農林部	林政課	9,030		
		低炭素社会対応型陶磁器素材の開発	産業労働部	産業技術課	1,996		
		(新) 海洋フロンティアプロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	13,132		
		第1章-1-①(事業者の活動促進)					
		未来環境条例アйдリング・ストップ普及啓発事業	環境部	未来環境推進課	0		
		総合交通対策事業	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	2,916		
		内航海運改善資金貸付金	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	3,000		
		長崎県運輸事業振興助成補助金	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	162,284		
		沿岸漁業改善資金貸付金(特会)	水産部	漁政課	356,884		
		漁船リニューアル支援事業(融資ぶらす)	水産部	漁政課	23,200		
		新生水産県ながさき総合支援事業	水産部	漁政課	164,378		
		長崎EV&ITSプロジェクト推進事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	118,322		
		長崎県EV・ITS普及促進事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	7,595		
		未来環境条例温室効果ガス排出削減計画書制度	環境部	未来環境推進課	148		
		環境物品等調達方針推進事業	環境部	未来環境推進課	69		
		県庁エコオフィスパラン進行管理事業	環境部	未来環境推進課	620		
		長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,069		
		フロン対策推進事業	環境部	未来環境推進課	1,253		
		省エネ診断の活用によるエネルギー関連の見える化と設備更新、改修の促進	環境部	未来環境推進課	3,236		
		エコスクールの推進	教育庁	教育環境整備課	10,000		
		第1節-1-①(県民の活動促進)					
		「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	15,171		
		県下一斉ノーマイカーデー運動推進事業	環境部	未来環境推進課	234		
		エコドライブ普及促進事業	環境部	未来環境推進課	0		
		(新)九州版炭素マイレージ制度	環境部	未来環境推進課	4,208		
		第1節-1-①(環境に配慮したまちづくり)					
		JR長崎本線連続立体交差事業	土木部	都市計画課	16,011,700		
		道路建設事業全般	土木部	道路建設課	20,780,902		
		(新) 対馬プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	4,328		
		(新) 西海プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	3,712		
		第1節-1-①(県民・団体等との連携・協働)					
		市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	6,969		
		温室効果ガスの吸収強化	第1節-1-②				
			森林環境整備保全事業	農林部	森林整備室	1,080,542	
			水産環境整備事業	水産部	漁港漁場課	250,500	
			(新) 水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	50,100	
			(新) 藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	19,805	
			(再) 木質バイオマスエネルギーの利用、未利用間伐材利用促進	農林部	林政課	9,030	
			(新) 環境保全型農業直接支援対策事業	農林部	農業経営課	31,236	
		地球温暖化への対応	第1節-1-③				
			砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業	土木部	砂防課	4,422,680	
			病害虫発生予察費	農林部	農業経営課	5,987	

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)
広域的な環境汚染対策の推進	オゾン層の保護対策の推進	第1節-2-①			
		長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営	環境部	環境政策課	55,341
	第1節-2-②				
		(再) フロン対策推進事業	環境部	未来環境推進課	1,253
広域的な環境汚染対策の推進	酸性雨の推進対策	第1節-2-③			
		酸性雨モニタリング	環境部	環境政策課	12,165
		関係県(九州地方知事会)における観測体制整備の連携	環境部		
		工場監視指導事業(大気)	環境部	環境政策課	1,198
	油対策の推進	第1節-2-④			
		(財)海と渚環境美化・油濁対策機構負担金	水産部	資源管理課	81
		離島漁業再生支援交付金事業	水産部	漁政課	649,049
		海岸環境保全対策推進事業	環境部	廃棄物対策課	18,825
		「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」の運用	危機管理監	危機管理課	6
	力の環の推の進	第1節-2-⑤			
日韓海峡沿岸環境技術交流事業		環境部	未来環境推進課	1,683	

小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。) 44,326,518

基本目標Ⅱ 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
廃棄物対策の推進	発生・物の排出抑制	第2節-1-①				
		園芸用廃プラスチック総合対策費	農林部	農産園芸課	600	
		ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	7,778	
	廃棄物の再資源化の推進	第2節-1-②				
		リサイクル製品活用促進事業	環境部	未来環境推進課	1,114	
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	7,778	
		公共工事全般	土木部	建設企画課	0	
		島原半島良質堆肥広域流通促進事業	農林部	畜産課	15,000	
		(新) エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業	農林部	畜産課	6,010	
		建設リサイクル促進事業	土木部	建設企画課	0	
		(再)長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0	
	廃棄物の適正処理の推進	第2節-1-③				
		(再) 園芸用廃プラスチック総合対策費	農林部	農産園芸課	600	
		(再) 長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0	
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	環境部	廃棄物対策課	48,992	
産業廃棄物処理施設監視指導費 廃棄物不適正処理対策事業 政令市適正処理支援事業		環境部	廃棄物対策課	85,049		
産業廃棄物審査指導費		環境部	廃棄物対策課	5,732		
産業廃棄物処理業者等情報管理費		環境部	廃棄物対策課	4,062		
産業廃棄物処分場環境対策事業 FRP漁船廃船処理対策事業		環境部 水産部	廃棄物対策課 資源管理課	12,296 4,974		
大気環境の保全	大気汚染防止対策の推進	第2節-2-①				
		(再) 工場監視指導事業(大気)	環境部	環境政策課	1,198	
		「長崎県アスベスト対策連絡会議」の運営管理	環境部	環境政策課	0	
		(再) 長崎県大気汚染監視テレメータシステム管理運営	環境部	環境政策課	55,341	
		有害大気汚染物質調査分析業務	環境部	環境政策課	4,594	
		アスベスト改修事業	土木部	建築課	17,570	
	自動車排出ガスの抑制対策	第2節-2-②				
		(再) 総合交通対策事業	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	2,916	
		(再) 道路建設事業全般	土木部	道路建設課	20,780,902	
		(再) JR長崎本線連続立体交差事業	土木部	都市計画課	1,601,700	
		(再) 県下一斉ノーマイカーデー運動推進事業	環境部	未来環境推進課	234	
		(再) エコドライブ普及促進事業	環境部	未来環境推進課	0	
		(再) 長崎県運輸事業振興助成補助金	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	162,284	
	(再) 自動車排ガス測定	環境部	環境政策課	0		
	水環境の保全	海域・河川・湖沼等の水質保全対策の推進	第2節-3-①			
工場監視指導事業(水質)			環境部	環境政策課	3,737	
環境監視測定事業(水質)			環境部	環境政策課	24,002	
環境アセスメント審査費			環境部	環境政策課	3,433	
環境監視測定事業(地下水)			環境部	環境政策課	3,077	
諫早湾干拓調整池水辺環境空間づくり事業			環境部	環境政策課	19,969	
(再) 水産環境整備事業			水産部	漁港漁場課	250,500	
大村湾の水といのちを育む事業			環境部	環境政策課	16,398	
島原半島窒素負荷低減対策費			農林部	農業経営課	3,145	
諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業			農林部	諫早湾干拓課	12,133	
(再) (新)水産多面的機能発揮対策事業費			水産部	資源管理課	50,100	
(再) 藻場回復技術実証推進事業費			水産部	資源管理課	19,805	
島原半島地下水汚染対策 有害赤潮等総合対策事業費			環境部 水産部	環境政策課 資源管理課	1,554 3,520	

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)		
水環境の保全	生活排水対策の推進	第2節-3-②					
		浄化槽設置整備費	環境部	水環境対策課	299,966		
		長崎県汚水処理施設整備促進交付金費	環境部	水環境対策課	18,364		
		(新) 流域別下水道整備総合計画策定費	環境部	水環境対策課	19,260		
		(補助) 漁港漁場地域整備交付金事業(漁業集落環境整備事業)	水産部	漁港漁場課	222,850		
		(単独) 農村漁村生活環境整備事業交付金費	水産部	漁港漁場課	10,000		
		大村湾南部流域下水道事業	環境部	水環境対策課	801,870		
		(再) 大村湾の水といのちを育む事業	環境部	環境政策課	16,398		
	(再) 諫早湾干拓調整池水辺環境空間づくり事業	環境部	環境政策課	19,969			
	対等事業 推進 工場排水 の水場	第2節-3-③					
(再) 工場監視指導事業(水質)		環境部	環境政策課		3,737		
水利の循環	第2節-3-④						
	雨水・再生水利用促進に向けた情報提供	環境部	水環境対策課		0		
	水資源政策費	環境部	水環境対策課		1,158		
土壌・地盤環境の保全	土壌環境の保全	第2節-4-①					
		土壌汚染対策法適正執行	環境部	環境政策課	0		
		(再) 工場監視指導事業(水質)	環境部	環境政策課	3,737		
		人と環境にやさしい農業対策事業	農林部	農業経営課	15,748		
		(再) 島原半島窒素負荷低減対策費	農林部	農業経営課	3,145		
	(再) 島原半島地下水汚染対策	環境部	環境政策課	1,554			
	地盤環境の保全	第2節-4-②					
		水道施設整備事業指導監督費	環境部	水環境対策課		5,892	
		地盤沈下の測定と監視体制整備	環境部	環境政策課		0	
		代替水源の確保推進	環境部	水環境対策課		0	
騒音・振動・悪臭対策の推進		第2節-5-①					
化学物質の環境リスク対策の推進	騒音・振動・悪臭対策の推進	環境調査・測定事業(騒音・振動・悪臭)	環境部	環境政策課	1,038		
		自動車騒音常時監視事業	環境部	環境政策課	603		
		(再) 道路建設事業全般	土木部	道路建設課	20,780,902		
		沿道環境改善事業	土木部	道路維持課	23,000		
	化学物質の環境リスク対策の推進	理の化学物質の推進	第2節-6-①				
			化学物質管理促進事業	環境部	環境政策課	725	
		緊急時の環境汚染実態調査等の実施	環境部	環境政策課	0		
		等環境化内 策に市物分 の関ル物か 進ずるモノ 対(へく環 乱)	第2節-6-②				
			全国的な調査研究への参画と汚染実態把握	環境部	環境政策課	0	
		汚染状況把握の推進	環境部	環境政策課	0		
減シダ 推 進 策 類 の 削 キ	第2節-6-③						
	ダイオキシン類対策事業	環境部	環境政策課	20,293			
(再) 長崎県ごみ処理広域化計画の進捗管理	環境部	廃棄物対策課	0				

小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。) 45,508,306

基本目標Ⅲ 人と自然とが共生する快適な環境づくり

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
生物多様性の保全	自然環境の監視・調査研究の推進	第3節-1-①				
		希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	2,166	
		鳥獣保護費	環境部	自然環境課	7,224	
		鳥獣保護費	農林部	農政課	1,853	
		ツシマヤマネコ保護増殖事業費	環境部	自然環境課	14,000	
		自然公園指導員等による監視	環境部	自然環境課	0	
		狩猟取締費	環境部	自然環境課	5,161	
		狩猟取締費	農林部	農政課	8,441	
		野生鳥獣管理事業費	農林部	農政課	4,647	
		外来生物に関する情報収集と普及啓発	環境部	自然環境課	0	
	(新)ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	6,410		
	野生動植物種の保護、生態系の保全と再生	第3節-1-②				
		(再)希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	2,166	
		自然公園計画検討費	環境部	自然環境課	382	
		(再)鳥獣保護費	環境部	自然環境課	7,224	
		(再)鳥獣保護費	農林部	農政課	1,853	
		(再)狩猟取締費	環境部	自然環境課	5,161	
		(再)狩猟取締費	農林部	農政課	8,441	
		(再)(新)野生鳥獣管理事業費	農林部	農政課	4,647	
		負傷鳥獣救護活動強化事業費	環境部	自然環境課	6,000	
		(再)(新)水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	50,100	
		(再)藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	19,805	
		(再)離島漁業再生支援交付金事業	水産部	漁政課	649,049	
		緑といきもの賑わい事業	環境部	自然環境課	18,469	
		用地基金による土地買収	環境部	自然環境課	0	
		自然環境情報ネットワーク	環境部	自然環境課	0	
		鳥獣害に強い地域づくり総合対策事業 長崎県鳥獣被害防止総合対策事業	農林部	農政課	1,360,314	
(再)(新)環境保全型農業直接支援対策事業		農林部	農業経営課	31,236		
ふるさと緑の生活環境基盤整備事業	農林部	林政課				
(再)(新)ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	6,410			
自然とのつながりの回復	自然のふれあいの場の保全・整備	第3節-2-①				
		自然公園等総合整備事業	環境部	自然環境課	18,812	
		自然公園標識設置費	環境部	自然環境課	987	
		自然公園維持管理費	環境部	自然環境課	8,288	
		自然公園施設補修費	環境部	自然環境課	3,569	
		雲仙公園維持管理費	環境部	自然環境課	25,712	
		宝原道路維持管理費	環境部	自然環境課	2,469	
		県民の森管理事業費	農林部	林政課	68,637	
		グリーン・ツーリズム推進費事業	農林部	農政課	3,340	
	自然のふれあいの場の提供	第3節-2-②				
		自然に親しむ運動推進費	環境部	自然環境課	808	
		(再)県民の森管理事業費	農林部	林政課	68,637	
		ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	100,000	

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
自然とのつながりの回復	社会経済活動における適切な活用	第3節-2-③				
		河川整備計画調査事業	土木部	河川課	14,000	
		海砂採取対策事業	土木部	監理課	26,036	
		代替骨材の確保に関する取り組み推進	土木部	建設企画課	0	
		中山間地域直接支払	農林部	農政課	1,116,950	
		中山間ふるさと・水と土保全対策	農林部	農政課	9,100	
		農地・水保全管理支払	農林部	農政課	218,000	
		(再) (新)水産多面的機能発揮対策事業費	水産部	資源管理課	50,100	
		(再) 藻場回復技術実証推進事業費	水産部	資源管理課	19,805	
		(補助) 水産基盤整備事業	水産部	漁港漁場課	963,125	
	(補助) 漁港漁場地域整備交付金事業費(地域水産物供給基盤整備事業)	水産部	漁港漁場課	222,450		
	(再) (新)ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	6,410		
	社会経済活動における適切な活用	第3節-2-③				
		治山事業	農林部	森林整備室	3,439,551	
		長崎水害緊急ダム事業	土木部	河川課	305,000	
		石木ダム事業	土木部	河川課	1,640,000	
		河川改修事業	土木部	河川課	980,700	
		(再) ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	100,000	
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	土木部	港湾課	259,350	
高潮対策事業		土木部	港湾課	654,555		
(再) 森林環境整備保全事業		農林部	森林整備室	1,080,542		
(再) 自然に親しむ運動推進費		環境部	自然環境課	808		
(再) 水産環境整備事業	水産部	漁港漁場課	250,500			
快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造	快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進	第3節-3-①				
		無電柱化推進事業	土木部	道路維持課	765,000	
		(再) 長崎水害緊急ダム事業	土木部	河川課	305,000	
		(再) 石木ダム事業	土木部	河川課	1,640,000	
		(再) 河川改修事業	土木部	河川課	980,700	
		(再) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	土木部	港湾課	259,350	
		(再) 高潮対策事業(河川)	土木部	港湾課	65,455	
		海岸環境整備事業	土木部	港湾課	503,206	
		(再) 治山事業	農林部	森林整備室	3,439,551	
		花のある街かどづくり事業	環境部	自然環境課	3,221	
		(再) 緑といきもの賑わい事業	環境部	自然環境課	18,469	
		県民参加の地域づくり事業	土木部	河川課	14,289	
		(再) ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業	土木部	河川課	100,000	
		長崎らしい景観形成推進事業	土木部	都市計画課	15,494	
		(再) 新生水産県ながさき総合支援事業	水産部	漁政課	164,378	
		屋外広告物法に基づく適正な規制・誘導	土木部	都市計画課	8,481	
		環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	4,138	
		県民参加の森林づくり事業	農林部	林政課	18,000	
		の歴史的と環境創造	第3節-3-②			
	(再) 長崎らしい景観形成推進事業		土木部	都市計画課	15,494	
	文化財調査管理		教育庁	学芸文化課	70,907	
			「伝え守ろう! わがまちの文化遺産」活用事業	教育庁	学芸文化課	1,813

小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。) 22,272,346

基本目標Ⅳ 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
環境教育・環境学習等の推進	学校等 境における 学習等の環境 教育・環	第4節-1-①				
		環境教育に関する教職員研修の充実	教育庁	義務教育課	45,176	
		(再) 大村湾の水といのちを守り育む事業	環境部	環境政策課	16,398	
		開かれた環境保健研究センター推進事業	環境部	環境政策課(環保研)	3,468	
		子どもたちの「しま」体感促進事業	教育庁	義務教育課	1,150	
		(再) 環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	4,138	
		(再) 鳥獣保護費	環境部	自然環境課	7,224	
		「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138	
	社会における 習の環境 教育・環 境学	第4節-1-②				
		(再) 環境保全活動推進事業	環境部	未来環境推進課	4,138	
		緑化推進費	農林部	林政課	4,354	
		消費者活動支援事業(新生活運動推進事業)	県民生活部	食の安全・消費生活課	3,408	
		(新) 日本の宝「しま」体感交流事業	教育庁	生涯学習課	6,106	
		(再) 自然に親しむ運動	環境部	自然環境課	808	
(再) 鳥獣保護費		環境部	自然環境課	7,224		
	(再) 市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	6,969		
	(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138		
自主的な環境保全行動の推進	保 全・市 組の 向 けの 環 境 取 組	第4節-2-①				
		(再) 長崎県庁EMS運営	環境部	環境政策課	1,069	
		(再) 県庁エコオフィスプランの推進	環境部	未来環境推進課	620	
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138	
	向 県 民 の 取 組 の 環 境 保 全 に 向	第4節-2-②				
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	7,778	
		(再) 開かれた環境保健研究センター推進事業	環境部	環境政策課(環保研)	3,468	
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138	
		(再) 「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	15,171	
	事 業 者 の 環 境 保 全 に 向	第4節-2-③				
		(新) アジアへの環境貢献プロジェクト推進事業	環境部	環境政策課	5,928	
		(再) ゴミゼロながさき推進事業	環境部	未来環境推進課	7,778	
		(再) 長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,069	
		(再) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画の推進	環境部	未来環境推進課	4,138	
	(再) 「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境部	未来環境推進課	15,171		
環 境 情 報 の 収 集 、 発 信	情 報 提 供 機 の 拡 大	第4節-3-①				
		環境情報発信事業	環境部	環境政策課	4,962	
		(再) 開かれた環境保健研究センター推進事業	環境部	環境政策課(環保研)	3,468	
		(再) 市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	6,969	
	化 情 報 の 推 進 有	第4節-3-②				
		(再) 環境情報発信事業	環境部	環境政策課	4,962	
	(再) 市町・NPO等関係団体協働・連携推進事業	環境部	未来環境推進課	6,969		

小計(再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。)

216,633

環境保全のための共通の基盤的施策

大項目	中項目	事務事業名	担当部局名	担当課名	事業費 (単位：千円)	
環境保全のための共通の基盤的施策	地適推利正進用の土	第5節-①				
		土地利用基本計画管理事業	企画振興部	土地対策室	1,862	
		国土利用計画管理運営事業	企画振興部	土地対策室	2,945	
	調査研究・技術開発の推進・監視観測の充実	第5節-②				
		環境放射能水準調査（文部科学省）	環境部	環境政策課	10,449	
		環境放射線等モニタリング調査（環境省）	環境部	環境政策課	1,016	
		緊急時環境放射線モニタリング（原子力災害対策関係）	環境部	環境政策課	0	
		閉鎖性水域大村湾及びその流域における溶存有機物に関する研究	環境部	環境政策課（環保研）	2,173	
		廃ガラス・陶磁器くずを活用した二枚貝（アサリ）生息場の造成事業	環境部	環境政策課（環保研）	1,387	
		施肥合理化技術の確立	農林部	農政課（農技C）	1,029	
		人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発	農林部	農政課（農技C）	1,584	
		気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発	農林部	農政課（農技C）	1,520	
		温州ミカンにおける天敵利用技術の開発	農林部	農政課（農技C）	1,436	
		地球温暖化に対応した高品質ピワ新品種の開発と温暖化進行後の適地変化予測	農林部	農政課（農技C）	7,300	
		（新）環境変化に対応した藻類増養殖基礎技術開発	水産部	漁政課（総合水試）	7,429	
		低・未利用資源を活用した堆肥化時の悪臭低減と高窒素堆肥の調整技術の開発	農林部	農政課（農技C）	2,493	
	新エネルギー産業等プロジェクト推進事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	36,876		
	（再）有害赤潮等総合対策事業費	水産部	資源管理課	3,520		
	環境産業の育成	第5節-③				
		ナガサキ型新産業創造ファンド事業	産業労働部			
		新事業チャレンジ応援事業	産業労働部	産業振興課		
		長崎県地場企業支援ファンド事業	産業労働部			
		次世代環境エネルギー技術誘致・連携発信事業	産業労働部	グリーンニューディール推進室	16,365	
		（再）（新）対馬プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	4,328	
		（再）（新）西海プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	3,712	
		（新）長崎未来型エネルギー自給自足団地プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	4,155	
		（再）アジアへの環境貢献人材育成推進事業	環境部	環境政策課	5,928	
		（新）海外展開支援プロジェクト推進事業費	産業労働部	グリーンニューディール推進室	16,280	
	（再）エコスクールの推進	教育庁	教育環境整備課	10,000		
	環境配慮の推進	第5節-④				
		環境アセスメント審査費	環境部	環境政策課	3,433	
		環境保全協定事業	環境部	環境政策課	0	
			環境配慮し真に基づいた公共工事の実施	環境部	環境政策課	0
	適正競争の確保	第5節-⑤				
		公害苦情受付	環境部	環境政策課	4,962	
		公害紛争処理	環境部	環境政策課	4,962	
	普通適理用切ムシのとな	第5節-⑥				
		（再）長崎県庁EMS運営費	環境部	環境政策課	1,069	
	環境保全のための共通の基盤	せ果を環手立た促保ため進全のさ効	第5節-⑦			
			デポジット制度の推進	環境部	未来環境推進課	7,778
			産廃税を活用した取り組み	環境部	未来環境推進課	79,245
			（再）人と環境にやさしい農業対策費（長崎県版GAP）	農林部	農業経営課	15,748
規制的措置の活用		第5節-⑧				
（再）工場監視指導事業（水質）	環境部	環境政策課	3,737			
（再）自然公園計画検討費	環境部	自然環境課	382			
（再）希少野生動植物保全事業費	環境部	自然環境課	2,166			
（新）（再）ふるさと自然再生事業	環境部	自然環境課	6,410			

小計（再掲事業についても、事業費として計上。総事業費であり、環境関連の抽出事業費ではない。）

273,679

## 用語解説

〈あ〉

### ISO14001

環境への負荷を低減させることを目的に、組織の事業活動全般を管理・改善していく環境マネジメントシステムの国際規格のことです。本県は15年3月に取得し、平成21年3月までの6年間運用しました。

### アイドリングストップ

駐停車中の自動車のエンジンを切ること。

### アイドリングストップ&スタートシステム

バスの停止・発進に合わせ、エンジンの自動停止、自動再始動を行う装置。

### 赤潮

プランクトンの異常増殖により海水が着色する現象であり、有害プランクトンや、一時的に酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うこともあります。

赤潮は閉鎖性水域で起こりやすく、窒素、リン等の栄養塩類の流入等による富栄養化の進行が基本的発生原因とされていますが、底質から海水への溶出及び降雨、河川水の大量流入による塩素量の低下等の原因も指摘されています。

### 悪臭物質

悪臭は一般に悪臭を有する多種類の物質により構成されていることが多いですが、悪臭防止法では、通常悪臭の発生源として問題になっているパルプ工場、石油化学工場、魚腸骨処理場等から排出される悪臭の代表的な構成成分であり、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある22物質を特定悪臭物質として指定し、工場・事業場からの排出規制等を行っています。

### アスベスト（石綿）

アスベスト(石綿)は、極めて細かい天然の鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケットなど）といった様々な工業製品に使用されてきましたが、空中に飛散するアスベストを大量に吸引した場合に、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

大気汚染防止法では、アスベスト含有量が0.1%を超える吹付け材、保温・断熱材及び耐火被覆材の除去等を行う場合は事前に届出が必要であり、作業基準も定められています。また、工場・事業場からの排出についても規制されています。

### アセトアルデヒド（CH<sub>3</sub>CHO）

刺激臭をもつ無色の液体で、水、アルコール、エーテルによく溶けます。合成樹脂などの原料に使用されています。腐ったキャベツのような臭いがし、特定悪臭物質22種の中の一つでもあります。

## RDF（アール ディー エフ）

ごみ由来の燃料（Refuse Derived Fuel）のことで、代表的なものとして可燃ごみを固形化したものがあります。

## アンモニア（NH<sub>3</sub>）

刺激臭のある無色の気体で圧縮することによって常温でも簡単に液化します。畜産、鶏糞乾燥、し尿処理場などが発生源で、粘膜刺激、呼吸器刺激などの作用があります。し尿のような臭いがし、特定悪臭物質22種の中の一つでもあります。

## 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

硫黄（S）と酸素（O）とが結合してできています。代表的なものとして二酸化硫黄（亜硫酸ガスSO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（無水硫酸SO<sub>3</sub>）などがあります。二酸化硫黄は刺激性の強いガスで、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼします。我が国の硫黄酸化物による大気汚染の主な原因は火山等の自然現象のものを除くと、石油系燃料の燃焼によって排出されるものがほとんどです。

## 石綿（アスベスト） アスベストの項参照

## 磯焼け

大型海藻が消滅し、海底の岩や石が露出した状態。

## イタイイタイ病

富山県神通川流域に発生した腎病変と骨軟化症などを合併する病気。身体中の骨がゆがんだりひびが入ったりして、患者が「痛い、痛い」と訴えることから、イタイイタイ病と命名されています。

## 移動発生源と固定発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類されます。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉、硝子溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等があり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機等があります。移動発生源については、国において自動車の排ガス規制が実施されています。

## 一酸化炭素（CO）

無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽いガスで、有機物の不完全燃焼により発生します。大気汚染として問題となる部分は、自動車の排出ガスによるものです。このガスを体内に吸入すると、血液（赤血球）中のヘモグロビンと結合し酸素供給能力を妨げ中枢神経をマヒさせ、貧血症をおこすことがあります。

## 一酸化窒素（NO）

無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気または酸素に触れると赤褐色の二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）に変わります。一酸化窒素は、血液中のヘモグロビンと結合し中枢神経系の症状が現れます。

## 一般環境大気測定局

住宅地や商業地域など一般的な環境を測定する施設をいいます。沿道の自動車排出ガスを測定する施設は、自動車排出ガス測定局といいます。

## 一般廃棄物

日常生活に伴って家庭から排出されるごみやし尿が代表的なものです。商店などの事業所から排出される紙くずなど産業廃棄物に該当しないものも含まれます。

## 一般粉じん発生施設

採石場のベルトコンベア、ふるい、堆積状など粉じんを発生する施設をいいます。一方、特定粉じん発生施設は、石綿粉じんを発生する施設をいいます。

## インタープリター

言葉の意味は「通訳」ですが、自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいいます（interpret＝通訳）。一般的には植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称し、一般には、自然観察インストラクターなどと同義に用いられることも多いです。なお、インタープリターの行なう活動をインタープリテーション（自然解説と訳されることも多い）といいます。

## 上乗せ排水規制

ばい煙または排出水の排出の規制に関して総理府令で定める全国一律の排出基準または排水基準にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準または排水基準です。

## エコショップ

簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励、飲料用パックやトレイなどの店頭回収、再生原料を使用した製品の販売や事業所での利用促進、業務上発生する廃棄物の資源化など環境に配慮した事業活動を実施している小売り店舗等をエコショップとして認定しています。

## エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

## エコドライブ 省燃費運転の項参照

## SS（浮遊物質）

SSとは、Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値（mg/L）が大きい程、水質汚濁の著しいことを示します。

## OD（オキシデーション・ディッチ）型

活性汚泥法污水处理方法の一種でオキシデーションディッチと呼ばれる酸化溝型のばっ気槽を使用

します。維持管理が簡単で運転経費が安いのが特色です。

### 汚水処理人口普及率（％）

行政人口に対する、下水道及びその類似施設が使用できる人口の割合。

### オゾン

オゾン（ $O_3$ ）は、空気中での放電などにより発生します。酸化性の強い臭気のある気体で、強い殺菌力があります。

### オゾン層

地表から20～40 kmの上空に、オゾンが高濃度に存在する層があります。これをオゾン層といいます。太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長（UV-B）を吸収しています。近年、オゾン層がフロンガスによって破壊され、オゾンホールが発生しています。

### 汚濁負荷量

排出される汚濁物質（BODやCODなどで表される汚れなど水質を悪化させる原因物質の量）をいい、主としてBOD、CODなどの1日当たりの重さ（トンやkg）で表されます。これは、家庭や工場などの汚濁源から排出される水量と汚濁物質の濃度の積によって計算されます。海域などの水域の状況などによっては濃度規制だけで不十分で、いかに汚濁負荷量を削減するかが重要となります。

### 汚泥

産業廃棄物の代表的なものの1つです。工場排水、下水処理等の水処理施設の沈殿槽などに溜まる泥状物のものをいいます。

### 温室効果ガス

地球の温度は、太陽から注がれる日射エネルギーと地球が宇宙に向けて放出する熱放射エネルギーとのつりあいによって保たれています。大気中には、熱放射エネルギー（赤外線）を吸収する「温室効果ガス」と呼ばれる気体があります。

温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがあります。

〈か〉

### 海底耕うん

浅海の海底を漁具によって耕したり、干潟をブルドーザー等で耕すことで、水産生物の生息環境を改善します。

### 化学的酸素要求量（COD）

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称であり、海水や湖沼の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標です。水中の有機物等汚染源となる物質を、通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

## ガス工作物

都市ガスなどのガスを製造するために用いる装置や設備。ガスの貯蔵タンクやガス反応施設などという。

## カドミウム（Cd）

カドミウムによる環境汚染は、従来亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられました。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒になり、腎臓障害をおこし、カルシウム不足となり骨軟性をおこします。水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質はカドミウムといわれています。

## 環境アドバイザー

県では、県民の方が企画する環境に関する講演会や研修会、自然観察会などに環境についての有識者や実践活動家を講師（環境アドバイザー）として派遣しています。

## 環境影響評価（環境アセスメント）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な保全対策や代替案の比較検討等を含む総合的な事前評価を行うことをいいます。

我が国では、環境影響評価法又は地方自治体の条例によるもの（法アセス・条例アセス）と、個別法令等によるもの（いわゆるミニアセス等）が実施されています。

## 環境家計簿

家庭における電気やガスなどの使用量を毎月記帳し、使用量の削減に取り組めます。

## 環境基準

環境基本法第16条は、政府は「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定めることとしています。

環境基準は行政上の目標値であり、直接工場等を規制するための規制基準とは異なります。

## 環境基準点

環境基準の水域類型指定が行われた水域において、環境基準の達成状況を把握するための地点です。

## 環境保全協定（公害防止協定）

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、環境保全（公害防止）のために必要な措置を取り決める協定のことをいいます。公害に関する各種の規制法令を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施することができるため、法律や条例の規制と並ぶ有力な環境保全（公害防止）上の手段として広く利用されています。

## 環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）

本来、ホルモンは私たちの身体の中で男女の違いを形成したり、健康を維持していく上で大切な働

きをしています。「環境ホルモン」とは、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」とされており、科学的には「外因性内分泌かく乱化学物質」といいます。

## 環境モニタリング

生物環境や生態系、大気質や水質などの状態を監視することです。

## 官能試験（三点比較臭袋法） 臭気指数の項参照

## 京都議定書

地球温暖化対策に関する国際会議である「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガス削減目標や国際的な仕組みなど、合意したことが「京都議定書」としてまとめられ、平成17年2月16日に発効しました。

## 京都議定書目標達成計画

京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進法に基づき平成17年4月28日に策定された、京都議定書における我が国の6%削減約束をより確実に達成するために必要な措置を定めた計画です。

「目標達成のための対策と施策」として、自主行動計画の推進、住宅・建築物の省エネ性能の向上、トップランナー機器等の対策、工場・事業場の省エネ対策の徹底等、さらに「速やかに検討すべき課題」として、国内排出量取引制度や環境税、ライフスタイルの見直し、サマータイムの導入が挙げられています。

## 距離減衰

音が空気の抵抗や吸収によって距離が遠くなるほど伝わらなくなる現象をいいます。

## グリーン購入

再生製品や廃棄したときのリサイクルのしやすさ、省エネルギー製品など環境への影響ができるだけ少ない製品や資材を購入することです。

## グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

## クロム

クロム酸、重クロム酸カリ、重クロム酸ソーダ等の六価クロムは、強力な酸化剤として金属の洗浄、装置の防食等に用いられます。六価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

## 景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律（国土交通省所管、環境省等共管）で、日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月制定されました。（施行は12月）。

## 景観行政団体

地域における景観行政を担う主体で、景観計画を策定し、良好な景観形成のための規制・誘導等を行うことができます。都道府県、政令市、中核市は景観法により自動的に、その他の自治体は知事への協議を経て景観行政団体になることができます。

## K値規制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制の方法。これは、大気汚染の程度によって全国を16段階の地域に分け、それぞれの係数（K値）を決め、計算式により求められた許容量をこえる硫黄酸化物の排出を制限するものです。施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さくなっています。

$$q = K \times H e^2 \times 10^{-3}$$

q：規制値（SO<sub>x</sub> Nm<sup>3</sup>/h）

He：有効煙突高（m）

## 下水道処理人口普及率

行政人口に対する、下水道処理区域内人口の割合。

## 健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持するが望ましい基準として設定された項目です。これには、カドミウム等の蓄積性のある重金属類と科学技術の進歩で人工的に作り出されたPCB及びトリクロロエチレン等の26項目があります。基準値は項目ごとに定められています。

## 公害

「環境基本法」によると、公害とは、「事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる、①大気汚染、②水質汚濁、（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び⑦悪臭によって人の健康又は生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取組む公害の対象を限定しており、この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。

## 光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が強い紫外線によって光化学反応をおこして生成されるオゾン（O<sub>3</sub>）、アルデヒド（RCHO）、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化力の強い物質の総称です。光化学オキシダントの大部分がオゾンといわれています。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがあります。

## 光化学スモッグ

自動車や工場等から排出される窒素酸化物やガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のエネルギーによる光化学反応で生成するオキシダントはオゾンなどの酸化性物質を主体としてスモッグ（煙霧）となって目を刺激し、くしゃみや涙を誘発するほか植物の葉を白く枯らしたりします。

この現象は日差しの強い夏に多く発生するといわれています。

## 黄砂

黄砂は、中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象です。

風によって大気中に巻き上げられた黄砂は、発生源地域周辺の農業生産や生活環境にしばしば重大な被害を与えるばかりでなく、大気中に浮遊し、黄砂粒子を核とした雲の発生・降水過程を通して地球全体の気候に影響を及ぼしています。

## 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を有しているものを除く。）等の総称です。

## こどもエコクラブ

小中学生が地域で自主的に環境保全や環境学習に取り組む全国的な活動です。市町村を通じた登録制度になっています。

## コプラナーPCB（コプラナー塩化ビフェニル）

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）と類似した生理作用を示す一群のPCB類です。ダイオキシン類対策特別措置法で規定するダイオキシン類に含まれます。

## コミュニティ・プラント

地域し尿処理施設のこと。下水道事業の計画区域外に設置される市町村が事業主体となる汚水処理施設。（計画区域人口が101人以上3万人未満）

## コンポスト化

生ごみや有機性汚泥などを微生物により発酵し堆肥化すること。堆肥は肥料や土壌改良材として利用します。

〈さ〉

## 最終処分場

廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいいます。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の3つに区分されます。

## サーマル・リサイクル

熱を回収することにより、リサイクル利用を図るものです。代表的なものとして、ごみ発電等の余熱利用があります。

## 産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類のものをいいます。産業廃棄物は事業者が自らの責任で適正に処理する義務があります。

## 産業廃棄物処理計画

改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条の規定に基づき、知事が区域(県)内の廃棄物の適正処理を図るため基本事項を定めたもので、本県では平成8年4月に第4次産業廃棄物処理計画を策定しています。

平成12年6月の法改正により、平成13年4月からは一般廃棄物を含めた廃棄物処理計画を策定することになりました。

## 酸性雨

酸性度の強い雨のことです。化石燃料等の燃焼によって生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸などに変化し、これらが取り込まれて酸性雨となります。生態系の破壊や建造物の腐食などの被害を及ぼします。

## シアン化合物

めっき工場や金属精錬加工場などで使用されています。極めて毒性が強く、摂取すると通常では数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん及び体温降下を起こし、数分で死亡することがあります。

## 四塩化炭素(CCl<sub>4</sub>)

機械器具の脱脂、しみ抜き、殺虫剤などに使われる揮発性の有機塩素化合物です。オゾン層破壊物質であり、平成7年度末で生産全廃となっています。

## COD 化学的酸素要求量の項参照

## 自治事務

地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいい、地方の判断と責任で遂行する事務をいいます。

## 自動車排出ガス

自動車排出ガスとは、自動車の運行に伴い発生する人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び鉛化合物の5物質が定められています。

## シミュレーション

多くのデータを基に、現実や将来的な場面を想定してモデル(見本や実験装置)を作り、水質や大気の状態などについて変化や将来の結果を分析・予測する方法です。コンピュータを使って分析・予測する方法が多く用いられています。

## 臭気指数

臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度を示す指標で、気体の臭気指数は「三点比較式臭袋法」という方法により算出します。

具体的には、無臭空気を満たした3個1組の袋に1個に試料臭気を注入し、他の2個の袋と臭いの区別ができなくなるまで希釈した倍数を求め、この希釈倍数を基礎として臭気指数を求めます。

## 省エネルギー診断

建物の空調設備や照明機器、熱源供給設備などのエネルギー使用量を調査・分析し、省エネルギー化を進める改善策を提案するものです。

## 浄化槽

し尿と生活雑排水を沈殿分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。

## 硝酸性窒素（NO<sub>3</sub>-N）及び亜硝酸性窒素（NO<sub>2</sub>-N）

硝酸塩及び亜硝酸塩のことです。硝酸塩は、自然界の多くの食物、特に野菜中に存在しており、これらを含む食品や水を人が摂取してもほとんど影響はありませんが、胃酸の分泌が十分でない乳児では、胃の中の酸性度が弱いため、腸内細菌によって硝酸塩が亜硝酸塩に還元されます。体内に吸収された亜硝酸塩が血液中のヘモグロビンと強く結合し酸素の運搬を阻害するため、酸欠状態を引き起こすことがあります。（メトヘモグロビン血症によるチアノーゼ状態）地下水中にこれらが含まれる原因として、一般的に窒素肥料、畜舎排水、生活排水等の人為的な原因が考えられます。

## 省燃費運転（エコドライブ）

おだやかな運転（急停車・急発進、急加速などをしない）を行うことにより、燃料を節約して二酸化炭素の削減に寄与すること。

## 振動レベル

振動レベルとは、振動の加速度をdBで表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としてはデシベル（dB）が用いられます。通常、振動感覚補正回路をもつ振動計により測定した値で示されます。

## 水産資源

海や河川、湖沼等から生産される生物資源をいいます。資源とは人間にとって利用価値のあるものですから、水生動植物すべてが水産資源であるわけではありません。鉱物資源と異なり、適正に管理すると、持続的利用が可能です。

## 水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオンの濃度をpHという記号で表します。pH7.0を中性とし、それ以上をアルカリ性、それ以下を酸性といいます。

## スチレン（C<sub>6</sub>H<sub>5</sub>CH=CH<sub>2</sub>）

無色透明の可燃性液体で都市ガスのような臭いがします。特定悪臭物質の一つでもあります。アル

コール、エーテル、アセトン等の有機溶剤によく溶けます。ポリスチレン、合成ゴムなどの原料に使用されています。

## 生活排水

台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水といいます。生活雑排水は、下水道や浄化槽等に接続している家庭では、し尿とともに処理をされますが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっています。

## 生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をさします。

## 生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川の水の中や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと、単位は一般的にmg/Lで表します。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。

## 生物多様性

生物多様性条約など一般には、①様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性、②様々な生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされています。

生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要です。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっています。

## ゼロエミッション（Zero Emission）

循環再利用を徹底し、廃棄物ゼロ社会を構築しようとする考え方で、国連大学が提唱したものです。

## 騒音レベル

騒音計の周波数補正回路をA特性（人間の耳の感覚に近い周波数補正を行ったもの）として測定したときの指示値で、A特性音圧レベルともいいます。なお、騒音レベルはデシベル（dB）で表します。

[日常生活等における騒音レベルの例]

- 120 dB 飛行機のジェットエンジンの近く
- 110 dB 自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち作業音
- 100 dB 電車が通るときのガード下

〈た〉

## 第二次長崎県温暖化対策実行計画（県庁エコオフィスプラン）

地球温暖化対策の推進に関する法律により、自ら排出する温室効果ガスを抑制するため、国、都道府県、市町村に、その策定・実行・公表が義務付けられているもの。（平成17年8月策定）

### ダイオキシン類

平成11年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」においてはポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナー塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めてダイオキシン類と定義されています。塩素がついている数や位置でPCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間がありますが、これらのうち毒性があるとみなされるのは29種類です。

### WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価平均感覚騒音レベルの）略航空機による騒音のうるささに着目した評価単位であり、加重等価平均感覚騒音レベルといわれます。航空機騒音の大きさ、頻度、飛行時間帯を考慮し求めます。

### 炭化水素（HC）

炭素と水素だけからなる有機化合物の総称です。石油、石油ガスの主成分であり、溶剤、塗料、医薬品及びプラスチック製品などの原料として使用されています。さらに自動車排出ガスにも含まれています。環境大気中のメタンを除いた炭化水素（非メタン炭化水素）は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの主原因物質のため、光化学オキシダント生成の防止のための濃度指針が定められています。

### 地下水

地表面より下に存在している水を地下水といいます。存在状態によって、不圧地下水（自由地下水ともいい、地盤の隙間を介して河川水や湖沼水などの地表水と通じています。）と被圧地下水（粘土層のような難透水層の下に帯水層に存在し、大気圧よりも大きな圧力を受けている地下水）に分けられます。また、不圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「浅井戸」、被圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「深井戸」といいます。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球温暖化が地球全体の環境に深刻に影響することから、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球の温暖化を防止するために、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、1998年（平成10年）10月に公布されました。

### 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素と酸素の反応によって生成する窒素酸化物は、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、三酸化二窒素（N<sub>2</sub>O<sub>3</sub>）及び五酸化二窒素（N<sub>2</sub>O<sub>5</sub>）などが知られています。このうち大気汚染の原因となるのはNO、NO<sub>2</sub>です。二酸化窒素は刺激性のガスで、その毒性はかなり強く、これを吸入すると肺の奥及び肺毛細管まで進入し、肺水腫を起こして死亡することがあります。

## 窒素流動（flux）調査

農作地などへの施肥によって、過剰に投与された窒素の流出状況を調査します。

## 地盤沈下

地盤沈下は、過剰な地下水の採取等によって、主として粘土層が収縮するために生じる現象です。地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この補給に見合う以上の汲み上げが行われると、帯水層の水圧が低下（地下水位が低下）し、粘土層に含まれている水（間隔水）が帯水層に排出されて粘土層が収縮します。そのため、地表部では地盤沈下として認められるものです。

地盤沈下は、比較的緩慢な現象で徐々に進行します。また、他の公害と違って、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはほとんどありません。

## 注意報発令

大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれがある場合として、大気汚染防止法施行令第11条の濃度になった場合、知事は広く一般的に周知するとともに、ばい煙を排出する者や自動車の使用者、運転者などにばい煙の排出量の減少又は、自動車の運行の自主的制限について協力を求めることです。

## 沖積層

ほぼ二万年前から現代までに生成した地層で、砂礫・粘土・泥炭などからなります。現代の河辺・海浜などの表層をなす堆積物はこれに属します。

## 長期暴露

二酸化窒素など大気の汚染は、短期間、高濃度で人の健康や植物被害などをもたらす場合とそれほど高い濃度ではないが長時間の吸引などで被害を生じる場合があります。大気環境基準では、短期暴露と長期暴露が考慮されています。

## DDT

農業用殺虫剤。中枢神経、肝臓に有害でかつては大量に使用されましたが、残留性が問題となり使用が禁止されています。

## 低公害車

走行時の排出ガス、騒音等環境負荷が小さく、環境の改善を図ることができる自動車をいいます。現在、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車及び電気自動車の4種類がこれにあたります。

## 底質

陸上では岩石や土壌、水界では底泥、岩石底が代表的な底質です。底質は、生物の分布を左右する最も重要な環境要因の一つです。有機物で強度に汚濁されると、底質中に酸素が欠乏し、多くの生物が死滅します。

## テトラクロロエチレン

無色透明のエーテル様芳香のある重い液体で水に不溶、不燃性。ドライクリーニング用洗浄剤、金

属の脱脂・洗浄剤、セルロースエステル及びエーテルの混合物溶剤、フロンガス、ふっ素樹脂の原料として使用されます。

## デシベル

音響工学、振動規制等で用いられる単位で、ある一定値を基準にしたレベル量です。すなわち一定値を $A_0$ 、測定値を $A$ としたとき次の式で示されます。

$$dB = 10 \log (A/A_0)$$

## デポジット制度

預り金払い戻し制度のことです。代表的な例としてわが国のビール瓶等で行われているように、一定金額を上乗せして販売し、返却する時預り金が払い戻される方式です。

## テレメータシステム

各地に設置した測定局のデータを中央監視センター等に設置した親局が収集し、データの処理、管理等を行う一連のシステムをいいます。本県の大気汚染常時監視テレメータシステムは、平成12年度末現在、大気環境を50局で、発電所の排出ガスを7局の計57局で汚染状況を監視しています。

## 電気工作物

電気を作るために用いる装置、設備（ボイラーやベルトコンベア、石炭ストッカーなど）。一義的には電気事業法による規制を受けます。

## 電気集じん機

静電気によって微小な粒子状物質を吸着させる装置でばい煙中のばいじんを除去します。ほかにバグフィルターや湿式集じん機、サイクロン集じん機などがあります。

## TEQ（毒性等量）

Toxicity Equivalents の略。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なります。異性体の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により、換算した量。各異性体ごとに濃度とTEFの積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値といい、TEQとも表記します。

## 透明度

水の澄明さを表します。通常、透明度板（白色で直径30cm）を船上などから船の上を下ろし透明度板に記したマークが見えなくなるまでの水深です。

## 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、騒音規制法政令で定めるものをいい、びょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業等5種類の建設作業が定められています。

## 特定施設

騒音規制法及び振動規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発

生ずる施設”を、水質汚濁防止法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む污水や排水を排出する施設”を、さらに、ダイオキシン類対策特別措置法では、“工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し、これを大気中に排出したり、これを含む污水や廃液を排出する施設”を特定施設と定め、各法で規制対象施設としています。

#### 特定フロン

1985年3月オゾン層の保護に関するウィーン条約が採択され、同条約に関する「モントリオール議定書」が1987年9月に採択され、1989年1月に発効しました。この議定書では、CFC-11、CFC-12、CFC-113、CFC-114、CFC-115の5種類を特定フロンと定義しており、特定フロンについては1995年（平成7年）末で生産が全廃になっています。

#### 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係わる被害を生じるおそれがある性状を有するものとして法令で定められたものをいいます。

#### 土壌汚染

土壌が、重金属・酸性降下物、肥料、除草剤などの農薬、ごみの不衛生処分などによって汚染されることをいいます。なお、「農用地の土壌の汚染防止法等に関する法律」では、特定有害物質としてカドミウム、銅、ヒ素及びその化合物が指定されています。

#### トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に難溶。金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤、一般溶剤、塗料の希釈液及び剥離液、抽出剤、熱媒体、殺菌剤、医薬品等の有機合成原料として使用されています。

##### 1, 1, 1-トリクロロエタン ( $\text{CH}_3\text{CCl}_3$ )

金属洗浄、溶剤、接着剤などに使われる揮発性の有機塩素化合物です。化学的には安定していますが、空気、熱、光などによって分解します。急性毒性は低いですが、クロロホルムと同様な麻醉性があり、肝臓、腎臓障害などを起こします。オゾン層破壊物質であり、平成7年末で生産が全廃になっています。

##### 1, 1, 2-トリクロロエタン ( $\text{CHCl}_2-\text{CH}_2\text{Cl}$ )

水に溶けにくい無色の液体で、揮発性の有機塩素化合物です。不燃性で水より重く、用途は溶剤、粘着剤、塗料等です。人への影響としては、中枢神経の抑制、肝臓障害、腎臓傷害等を起こします。

#### トリブチルスズ 有機スズの項参照

〈な〉

#### 75%値

BOD（河川）、COD（海域、湖沼）の環境基準を評価する値で、年間の全測定データ（日間平

均値)を小さい方から順に数えて全体の75%に該当する値です。

## ナノグラム (ng)

10<sup>-9</sup>グラム (10億分の1グラム)

## 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄を含む燃料(石油、石炭等)の燃焼時に硫黄が酸化されて二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)と三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)が発生しますが、大部分はSO<sub>2</sub>です。二酸化硫黄や三酸化硫黄等を総称して硫黄酸化物といい、大気汚染の原因となります。無色、刺激臭があり、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用があります。

## 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) の項を参照

## ノニルフェノール

主として工業用洗剤の原料として使用されており、環境省が平成13年8月、魚類に対してホルモンかく乱作用があると認定しました。

## ノルマル立方メートル毎時 (Nm<sup>3</sup>/h)

温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位です。

〈は〉

## ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。ばいじんは、燃料、その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用等から発生するすすや固体粒子をいいます。有害物質は、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物などの人の健康又は生活環境に有害な物質をいいます。

## ハイブリッド車

低公害車的一种で、低速では電気を使い、高速ではガソリンを使って走る自動車、または、エンジンを使って発電し、その電力でモーターを回して走る自動車のことです。

## ハロン

臭素原子を含むフルオロカーボン(メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部をフッ素原子で置換した化合物)の総称。ハロンは、フロン同様にオゾン層破壊物質として「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により平成6年1月より生産及び消費が全廃とされています。主なハロンガスは、ハロン1211(CF<sub>2</sub>ClBr)、ハロン1301(CF<sub>3</sub>Br)、ハロン2402(CF<sub>2</sub>BrCF<sub>2</sub>Br)で消火剤として利用されていました。

## PRTR (環境汚染物質排出移動登録)

Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、大気、河川、湖沼など環境中に大量に排出する事業者に対し、削減努力を促すとともに、管理、情報公開を求める化学物質管理の新しいシス

テムで、欧米で導入が進んでおり、日本では平成11年7月に法制化されました。

BOD 生物化学的酸素要求量の項参照

ピコグラム (pg)

$10^{-12}$ グラム (1兆分の1グラム)

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

PCBは、化学的に安定であり、熱安定性にもすぐれた物質で、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多くの分野で使用されていました。カネミ油症事件の原因物質で、環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、現在製造が禁止され保管中のものについても一定期間内に適正処理することが義務付けられています。

ヒ素

金属と非金属との中間的性質。有毒。半導体、農薬、医薬品等の原料。

ppm

parts per million の略で、100万分の1を1ppmといい、濃度を表す単位として使用されます。水の場合は、1kg (約1リットル) 中のミリグラム数を表し、大気の場合は $1\text{m}^3$ 中 $1\text{cm}^3$ のガス容量を表します。

ppb

parts per billion の略で、10億分の1を1ppbといい、濃度を表す単位として使用されます。容量比、重量比ともに濃度や含有率を表示するために用いますが、一般に気体の場合は容積比で表示します。たとえば、亜硫酸 ( $\text{SO}_2$ ) 1ppbとは空気  $1,000\text{m}^3$ 中に $\text{SO}_2$ が $1\text{cm}^3$ 含まれている状態をいいます。

ppt

parts per trillion の略で、1兆分の1を1pptといい、濃度を表す単位として使用されます。

PPP

Polluter Pays Principle の略。

環境汚染防止のコスト (費用) は汚染原因者が支払うべきであるとの考えをいい、一般には汚染者負担の原則といわれています。

環境汚染のうえに成立する商品のコストの中に環境汚染の代価が盛り込まれていることを要請するものであり、環境を汚染する商品の生産者に対する公害防止のための補助金等の支払いを禁止し、公平な経済競争の確保を目的とする考え方であり、昭和47年にOECDの環境委員会が採用しました。

フィージビリティスタディ (Feasibility Study)

実現の可能性を探るための予備的な検討、調査。

## 富栄養化

水域での生物の繁殖が活発になる現象を一般に富栄養化といい、この現象は淡水、海水を問わず水中の栄養塩類（窒素、リン等）の増加により起こるとされています。富栄養化自体は、水産業等にとって生産力が増加するなど好影響を与える面もありますが、実際には水質が不安定となり海域での赤潮、湖沼でのアオコの発生や水道の臭い水の原因となることもあり、環境に悪影響を及ぼすことが多くなっています。

## フタル酸エステル類

プラスチック類の可塑剤として使用されており、ホルモンかく乱作用が疑われているため、環境省で研究が進められています。

## ふっ素

刺激臭の強い気体で、強い反応性に富みます。水中ではフッ化物の形で存在します。飲料水中に過量で斑状歯。

## 浮遊物質（SS）

Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値（mg/L）が大きい程水質汚濁の著しいことを示します。

## 浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

浮遊粉じんのうちで、粒子径が10μm以下のものをいいます。粒子が小さいので人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器に影響を及ぼします。

## ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。漁業体験、漁村の生活体験、海の自然観察を中心とした様々なメニューが各地で実施されています。

## フロン

「フロン」は日本で使われている呼称で、正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称です。このうち、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチル及びハイドロブromoフルオロカーボン（HBC）の7物質がオゾン層を破壊する物質として、「モントリオール議定書」で生産量及び消費量の削減が義務づけられています。

## 閉鎖性水域

地形等により水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域のことです。

## 保安林

森林の持つ公益的機能をそれぞれの目的に応じ持続的に発揮させるため森林法に基づき農林水産大臣及び知事が指定し、一定の制限が課せられている森林です。

## 〈ま〉

### マイクログラム ( $\mu\text{g}$ )

10<sup>-6</sup> グラム (100万分の1グラム)

### マテリアル・リサイクル

物質の性質を変えないで素材のまま活用するリサイクル方法のことをいいます。プラスチックからプラスチック、紙から紙に利用するなど、材料としてそのまま利用するためのリサイクルです。

### マニフェスト

産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理を防ぐため、産業廃棄物の運搬や処理を処理業者に委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を使用しなければなりません。この管理票を、マニフェストといいます。

### 面評価

道路に面する地域に係る環境基準の評価方法で、従来の測定点における環境基準との比較から、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準を比較し、環境基準を達成する戸数とその割合により評価するものです。

### 藻場

海の中で海藻が多くある場所、陸上の森に例えられます。

## 〈や〉

### 有機スズ

内分泌かく乱作用を有すると疑われている有機スズは、トリブチルスズ (TPT) です。船底塗料や漁網の汚染防止剤として広く普及しました。有機スズのうち、トリブチルスズオキシド (TBT) は1990年に製造・輸入が禁止され、その他の有機スズも使用自粛の行政指導等により、現在は、外航船を除き使用されていません。

### 有機リン

有機リン化合物は殺虫剤として、パラチオン、馬拉ソン、スミチオン、クロルチオン等の名で使用されています。

有機リン殺虫剤は殺虫力が強く人間にも有害であり、浸透力が強く、体についたり吸収したりすると、頭痛がおきたり手足がしびれたり、ひどいときには死さえ招きます。

### 要請限度

自動車騒音が、その限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、市町村長は都道府県公安委員会に交通規制等の措置をとるよう要請することができます。

## 予測無影響濃度

生物に対する毒性試験において作用を受けない最大濃度（最大無作用濃度）に安全係数を乗じた濃度です。環境ホルモンでは、安全係数を10分の1としています。

## 〈ら〉

### リサイクル（Recycle、再生利用）

使用済みの製品、材料などを原材料として形を変えて再生し、新しい製品、材料として使用することをいいます。

### リデュース（Reduce、ごみの減量化）

生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことにより、ごみの発生を抑えることをいいます。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたり、消費者が製品を長く使うことがリデュースにつながります。

### リユース（Reuse、再使用）

ビールびんなどのように、ひとつの製品をできる限り長く、繰り返して使用することをいいます。

## 流域下水道

2つ以上の市町村からの下水を受け、処理するための下水道で終末処理場と幹線管渠から成ります。事業主体は原則として都道府県です。

## 六価クロム

クロム化合物の中でも6価のクロムのこと。クロム酸（ $\text{CrO}_3$ ）、重クロム酸カリ（ $\text{K}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$ ）、重クロム酸ソーダ（ $\text{Na}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$ ）等が主なもので、強力な酸化剤として働くため、金属の洗浄、装置の防食等に用いられます。

6価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

## 〈わ〉

### ワークショップ

課題に対する共通認識や解決策を導き出すために参加者が自主的に活動する講習会をいいます。